（漢籍國字解全書）

大正六年三月二十五日印刷
大正六年三月二十八日發行

早稻田大學出版部
不許複製

編輯者　早稻田大學編輯部

發行者　早稻田大學出版部

右代表者　種村宗八
東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所
東京市牛込區早稻田
振替東京一一二三番
早稻田大學出版部

日清印刷株式會社印刷

爲に執へられし人なり、靖康、宋徽宗が金に執へられし年、德祐、南宋恭帝が元に執へられし年、陳摶、前の太宗紀に見ゆ、五代より宋初に生存せし華山の道士なり、一汴二杭三閩四廣、宋は太祖初て開封に都す、卽ち汴京、二度目に高宗臨安に都を遷す、卽ち杭州、三度目に端宗福建福州に卽位す、卽ち閩、四度目に帝昺厓山に死す、卽ち廣州、

【解釋】　宋は帝昺に至つて亡びたが、北宋時代に邵雍（康節先生）が客と話をして居る際に、宋の國運のことに及びしが、邵雍は契丹に執れた五代晉出帝紀を取出して客に示した、此の事は後に至りてそれぞれ驗があつた、卽ち徽宗帝は、靖康年中に金に執へられ、後、孝恭帝は、德祐年中に元の爲に執へられて其の驗が益〻明になつた、宋の初に華山に居りし陳摶も亦嘗て宋の國運の變遷に就き、一に汴、二に杭、三に閩、四に廣の說があつたが、宋の三百二十年間の變遷を見ると、すべて其の說に符合した、卽ち始は汴京に都し、二度目は南遷して杭州に都し、三度目は閩に行在し、四度目は廣州厓山で遂に滅亡したのである、宋は太祖の建隆元年に國を建てゝより、欽宗帝が其父徽宗と共に靖康年中に金に執へらるゝ迄凡そ九代で一百六十七年は卽ち所謂北宋である、高宗の建炎より帝昺の祥興迄亦凡そ九代で一百五十三年、卽ち所謂南宋である、

右宋自太祖建隆元年庚申、至帝昺祥興己卯、凡三百二十年而亡、

【解釋】　是れは前の北宋南宋の歷數を合して書いたので、別に解釋も入らぬ、此の宋の滅亡の歲は、我が國後宇多天皇の弘安二年に當つて、卽ち十餘萬人の元兵が我が西海に全滅した歲の二年前であつた、是れから元は八十八年で亡び、それに代つた明は二百九十四年、明に代つた淸も二百四十餘年で遂先頃亡び、支那は今日の如き古來未だ曾て其の例のない共和政體の國に變じたのである、

十八史略國字解下　終

び食ふやうになつた、十月に燕京に著したが、天祥は元に屈しないから、獄に繋がれて居たが、何處迄も自ら節操を勵まし愈〻堅固に守つた、

宋之故臣、亦有由嶺海走安南者、安南自其國王李乾德卒於紹興、子陽煥立、陽煥卒、子天祚立、天祚卒於淳熙、子龍翰立、龍翰卒於嘉定、子昊旵立、世奉宋正朔、當龍翰時、有閩人陳京、入其國得政爲國壻、京子承、再世執其國柄、及昊旵時、承奪其國、傳子威晃、理宗受其貢而封之、威晃傳子日照、宋亡、乃改名日烜奉貢于元、

【字解】嶺海、南嶺から南海の間、卽ち廣東地方を云、紹興、宋高宗の年號、淳熙、孝宗の年號、龍翰、宋史に據るに翰は當に斡に作るべし、斡は公旦反、嘉定、寧宗の年號、國壻、國王の壻、昊旵、旵は丑減反、

【解釋】以前宋に仕へし臣で宋が亡ぶるや、亦廣東の海上より船で安南國へ逃走つたものもあつた、安南は其國王李乾德が宋の紹興時代に卒去したので、其子陽煥が立つて王たりしが、陽煥卒去して其子天祚が立つた、天祚は淳熙時代に卒去したので、其子龍翰が立つた、龍翰は嘉定時代に卒去したので、其子昊旵が立つて王となつた、安南は世世宋の正朔を奉じて居たが龍翰の時に當つて、閩人(卽ち今の福建省民)の陳京といふものが安南に入り龍翰に仕へ其の信用を得て其の女壻となつた、陳京が子は承で、父子二代の間、安南國の政治權力を執つて居たが、國王昊旵の時に及んで、承は遂に安南國を奪つて王となり、子の威晃に位を傳へた、宋の理宗は、其の貢物を受け、威晃を安南國王に封じた、威晃は子日照に王位を傳へ、日照の時に宋は亡びたのである、そこで日照は名を日烜と改め、貢を元に奉るやうになつた、

初、邵雍與客語及國祚、取晉出帝紀示之、靖康驗矣、至德祐益驗、陳摶亦嘗有一汴二杭三閩四廣之說、宋果至閩廣而盡、自太祖建隆、至欽宗靖康、一百六十七年、自高宗建炎、至祥興、又一百五十三年、

【字解】國祚、國の運命、晉出帝、五代の晉出帝を云ふ出帝は契丹の

【解釋】 世傑は將に安南に赴かんとして、平章山下に至りしが、颶風が大に起るに出遇つたから、船人が岸へ著いて其船の用意をなさうとした、時に世傑は、此場合になつてはそれに及ばぬと制し、己は船の龍樓に登り香を燒き天を仰ぎ呼んで曰く、我が趙氏の爲に盡せしことは最早此上盡すべき餘力なし、一人の君が死亡すると、復た一人の君を立てたるに其の君も今は死亡せられたり、然るに我が未だ死せざるは、敵兵が此の地を退きしならば、別に又一人の趙氏の血統を立て、祖先の祭を存するを得んかとの考へなりしに、今や斯くも我に不利なる天候となれるは、何んと天意も我を見限り給ふならんと思はる、若し果して天が我趙宋の家の再興を好ませられぬならば、我れ生存するとて何かせん、願くは大風を起して吾が船を覆沒せられよと云つた、所が颶風が愈、烈しくなり、其の船は覆つて世傑は遂に此處で溺死し、宋の再興を圖る者も全く盡きて宋は滅亡してしまつた、(注意)以上四節本文では一連、

厓山既破、元張弘範等置酒大會、謂文天祥曰、國亡、丞相忠孝盡矣、能改心以事宋者事今、不失爲宰相也、天祥泫然出涕曰、國亡不能救、爲人臣者死有餘罪、況敢逃其死而貳其心乎、弘範義之、遣送于燕京、道經吉州、痛恨不食、八日猶生、乃復食、十月、天祥至燕、不屈繫獄、勵操愈堅、

【字解】 死有餘罪、死しても未だ罪を償ふに足りない、貳其心、二心を持つ、即ち二君に仕ふるを云ふ、吉州、今の江西省にあり、文天祥の故鄉、勵操、氣をはげまして、何處迄も操を立てる、

【解釋】 厓山が既に破れ宋の君臣は滅亡したので元將張弘範等は大宴會を催し、其時に弘範は文天祥にいふには、宋の國家も已に亡びた、丞相(天祥を指す)の忠孝も充分盡くし切つた、今より能く心を改めて從來宋に事へし所を以て大元に事ふるならば、我が朝廷に在りても、宰相の顯職を失はぬであらうと思ふが、左樣せられては如何と、天祥に勸めた、天祥は泫然と涕を流して曰く、國家は亡びても、救ふことが出來ぬのでは、人臣たるもの死すとも尚ほ餘罪があるのに、況んや其の死を逃れ、貳心を持つてなるべきやと、如何に說諭を受けても降伏せぬ、弘範は深く之を義として、再び強ひずに護送することにした、天祥は元兵に護送されながら、途中故鄉なる吉州を通過したが、捕虜となれる身の上を痛恨して此の地に死なんと食を斷つたが、八日たちても死にきれず、再

因得帝屍及詔書之寶、已而世傑復還厓山收兵、遇楊太后、欲奉以求趙氏後而復立之、楊太后始聞帝崩、撫膺大慟曰、我忍死艱關至此者、正爲趙氏一塊肉耳、今無望矣、遂赴海死、世傑葬之海濱、

【字解】環結、まはりをつないである、寶、こゝにては印なり、撫膺、胸をうつ、艱關、又間關に作る、様様な難儀をして諸方を流浪する、一塊肉、ひとかたまりの肉、即ち帝昺を指す、

【解釋】陸秀夫は、帝の船を走らすやうに部下に命じたが、帝の船は大なる上に諸の船がぐるりに取巻いて結び付てあるから急には動かない、秀夫はそこで迚も走ることが出來ないと考へ、先づ自分の妻子を驅りたて、海に入らしめ、已は繼いて帝を負て飛込み、帝は遂に崩じた、之を見ると後宮女官及び諸臣は皆爭つて之に從て死せしもの甚た多數であつた、七日を經て後に其の屍骸がそこここの海面に浮上つたものが十餘萬人に及んだ、元帝は因て帝の屍及び詔書に押す印璽を得た、已にして張世傑は再び厓山に還つて敗兵を集めたが、楊太后に出遇つたので楊太后を奉じて趙宋の子孫を求め、復た立て、帝となさん考であつたが、楊太后は、始めて帝昺が崩じたのを聞き、胸をうつて大に悲み、泣て曰く我は死する命を忍び、各地に艱難辛苦して今日まで來たのは、正に趙氏の一塊肉なる帝昺の存在した爲めである、然るにそれも已に此の世を去つたならば、今は自分は此世に於て何の希望のあるべきと云つて、遂に海中に投じて死したれば、世傑は涙ながらに之を海濱に葬つた、

世傑將趨安南、至平章山下、遇颶風大作、舟人欲艤岸、世傑曰、無以爲也、焚香仰天呼曰、我爲趙氏亦已至矣、一君亡復立一君、今又亡、我未死者、庶幾敵兵退、別立趙氏以存祀耳、今若此、豈天意耶、若天不欲我復存趙祀、則大風覆吾舟、舟遂覆、世傑溺焉、宋亡、

【字解】平章山、海陵山の東峰の名、廣東省肇慶府陽江縣の南に在り、山下は即ち平章港、存祀、先祖の祭を斷絶させぬ、即ち子孫を立てること、

乃教人叛父母可乎、固命之、天祥遂書所過零丁洋詩與之、其末有云、人生自古誰無死、留取丹心照汗靑、弘範笑而置之、

【字解】 扞、衞まもる也、零丁洋、今の廣東廣州府香山縣の東、留取丹心、我が眞心を後世に留めての意、留取の取の字は看取記取などの取と同じく殆んど意義なき程の輕き語である、丹心は赤心と同じ、眞心、照汗靑、歷史を照さんの意、古昔竹簡を用ひて書物とした時、先づ竹を炙つて汗ばませて靑氣を殺ぐ、是れは蟲に喰はれぬ豫防である、故に竹簡を汗靑といひ、後世更に假りて書籍のことをいふ、過零丁洋詩、此の詩は正氣歌と共に、文天祥が忠節を見るべき名作であるからこゝに、其全詩を附載す、辛苦遭逢起一經、干戈落落四周星、山河破碎水漂絮、身世浮沈風打萍、惶恐灘邊說惶恐、零丁洋裏歎零丁、人生自古誰無死、留取丹心照汗靑、

【解釋】 己卯祥興二年正月、元將張弘範が兵、潮陽から船で海上を航し厓山に到來したので、張世傑は千餘艘の兵船を一文字に海中に列ねて帝を其の中に奉じ力戰して之を防禦して居た、且つ地は天險であるから、弘範は如何ともなすべき術がなかつた、時に世傑の甥で韓といふ姓の者が元軍中に居たから、弘範は是れ幸ひと三度まで韓を宋軍に使者として、世傑を勸めて元に降るやうに說かせたが、世傑は其勸めに從はずしていふには、吾とても固より元に降るならば、生命は無事で、其上富貴になることは明に知つて居るが、但し忠義の爲に吾心を變ずることが出來ぬのであると告げ、そこで、古昔よりの忠臣を一々數へたて、如何にするも降ることがならぬと答へた、弘範はそこで手を更へて文天祥に命じて、書簡を書かせて世傑を招ぐやうにさせた、然るに天祥が曰く、吾は父母をまもり敵を防ぐことが出來ず、今捕はれて居るは實に恥づべきことなるに、他人にまで父母に叛かせるやうに敎へて可なるものではあるまいと答へた、(父母と此にいへるは主君を指す、帝王は民の父母たればなり)、弘範は猶ほも固く天祥に命じたので、天祥は遂に自分が弘範の船で零丁洋を過ぎし際に作りし詩を書いて與へた、其詩の結末の句は本文の通りで、其の意は、古來何人なりとも死なぬ者は一人も有るまい、死は人生の常で畏るゝに足らず、恨むに足らず、我は唯ゞ此の忠義の眞心を世間に殘留めて千歲の歷史を照さんと云ふ句であつた、弘範は之を見て、最早や强ふることの出來ぬを知り、笑ひながら其の儘にして置いた、

弘範復遣人語厓山士民曰、汝陳丞相已去、文丞相已執、汝欲何爲、士民亦無叛者、弘範又以舟師據海口、宋

左右命之拜、天祥不屈、弘範釋其縛、以客禮見之、天祥固請死、弘範不許、或謂弘範曰、敵人之相、不可測也、不宜近之、弘範曰、彼忠義也、保無他、求族屬被俘者悉還之、處舟中以自從、

【字解】 敵人之相、相は宰相、人相の相と解する者あれど穩ならず、保無他、しさいなきを請合ふ、

【解釋】 弘範が左右に侍るもの共は、天祥に弘範を拜せよと命じたが、天祥は聽かざりし、そこで弘範は其の縛を釋いて客人の取扱を以て、天祥に接した、天祥は固く死せんと願つたが、弘範は許さなかつた、其時に或人が弘範に、天祥は敵國の宰相であれば、如何なる意思あるか知れぬ、近づけては宜しくあるまいと注意した、弘範曰く、彼は忠義の人物であるから、他人に對しても決して鄙劣な事をする筈はない、縛を釋いても別に何の子細はなからうといつた、因て天祥の族人及び部屬のもので元に俘虜となり居るものを探出して悉く天祥へ還してやり、天祥を舟中に置いて弘範はいつも之を伴れて居た、是れは閏十一月の事である、（注意）以上、二節は本文で一連、

葬端宗于厓山、

【解釋】 今年四月碙洲に崩御した端宗を此頃初て厓山に葬つた、

元阿里海牙、自海南還師上都、

【字解】 海南、今の廣東省の沿海を指す、上都、前に見ゆ、

【解釋】 今年秋七月、宋の湖南制置使張烈良等、兵を起して厓山の宋軍に應援したので、元將阿里海牙は、之を討平げ、遂にそれに同謀した南方の州縣を討つて、今の廣東省の瓊州まで至りしが、海南地方は諸蠻族に至るまで降伏したから、此頃軍を引あげて上都卽ち開平府へ凱旋した、

己卯、祥興二年、正月、元張弘範兵至厓山、張世傑力戰禦之、弘範無如之何、時世傑有甥韓、在元師中、弘範三使韓至宋師招世傑、世傑不從曰、吾知降生且富貴、但義不可移耳、因歷數古忠臣以答之、弘範乃命文天祥、爲書招世傑、天祥曰、吾不能扞父母、

【字解】 復亡、前に天祥の二男三男が捕虜となつて途に死亡したのに對していふ、

【解釋】 文天祥は帝が卽位せしを聞き、表文を上りて、自分が江西地方に於て敗軍せし罪を自から調べて帝に申譯して入朝を願出た、然るに入朝を許可されず、たゞ天祥を少保に進め信國公に封じた、たま／＼文天祥の軍中に疫病が大に流行して士卒が多く死亡し、天祥の長男道生も復た死亡したのみならず母も同病で死んだ、是れで天祥の家屬は皆なくなつた、實に氣の毒な極である、

元以許衡爲集賢大學士、兼領太史院事、

【解釋】 元は、許衡を以て集賢殿大學士となし、太史院事を兼領せしめた、集賢殿大學士は宰相相當の政務官、太史院は國史を編修する官である、是れは本年二月の事である、

文天祥屯潮陽、鄒渢、劉子俊皆集、師會之、遂討盜陳懿、劉興于潮、興死、懿遁、道張弘範兵濟潮陽、天祥力不支、帥其麾下走海豐、張弘正追之、天祥方飯五坡嶺、弘正兵突至、衆不及戰、皆頓首伏草莽、天祥被執、呑腦子不死、鄒渢自剄、劉子俊自詭爲天祥冀可免天祥、及執天祥至、各爭眞僞、遂烹子俊、而執天祥見弘範、

【字解】 五坡嶺、今の廣東省海豐縣の北にあり、草莽、くさむら、腦子、本草綱目に附子の異名といふ、自剄、自分で首をはねる、

【解釋】 文天祥が潮陽に駐軍中に鄒渢と劉子俊の二人は各、其軍隊を集めて來會した、因て天祥は盜賊陳懿劉興を潮州に討つた、興は敗死したが、懿は逃れて、元將張弘範が兵を導きて潮陽を救ふた、天祥は戰敗れて麾下の兵を率ゐて海豐に走つた、時に弘範の弟弘正は敵の先鋒で之を追擊した、天祥は方に五坡嶺で飯を食ふ際に追付て不意に攻め寄せた故、天祥の部下の兵は戰ふ間がなく、皆首を下げて其あたりの草莽中にもぐつてしまつた、天祥は遂に元兵に執はれ、自から腦子と稱せる毒藥を呑み自殺を企てたが、死にきれない、鄒渢は自ら頸を刎て死し、劉子俊は自ら詭つて文天祥と稱し、天祥の身代にならうとしたが、程なく元兵が天祥を執へて來た、そこで兩人は各、眞僞を爭ひたるも、子俊の僞が知れて、遂に元兵に烹殺されてしまつた、斯くて元兵は、天祥を執へて大將張弘範に面會させた、

忽遽流離中、忙はしく諸方を流浪する中でも、勸講、勸め講す卽ち稽古をさせる、

【解釋】　卽位の禮を擧るとき適ま海中より黃色の龍が現はれ天に昇る、群臣之を吉祥として、年號を祥興と改め、行在の碙州の地位を升格させて、翔龍縣と名けた、そこで陸秀夫を左丞相となし、樞密使を兼ねしめた、斯く宋の君主は一定の京都もなく、敵に追立てられて諸方の海濱に流浪して居る時だから、朝廷に於ける諸事務は、すべて疎略であつて時時朔望、又は佳節に行ふ朝廷の儀式の際には陸秀夫のみ、獨り儀式通り衣冠をつけ儼然として手に笏を正しく持ち朝廷に立てる樣は、恰も太平無事の朝廷に於ける通りにした、されど胸中の思ひやるせなく役人の間で悽然として涙を流し、朝衣のまゝ涙を拭ふて衣が盡くぬれしこともあつた、此の折りには左右にある人人まで貰泣をして皆悲まざるはなかつた、今度首相となつて、張世傑と共に政治を執り、外は軍隊についてのはからひから、内は工事夫役の事などまでを整理して何事によらず一切萬事凡て秀夫が處置から出た、斯く急遽多忙流浪難儀の中と雖も、なほ宮中從來の例にならつて勸め幼君の爲めに每日大學中の章句を書いて講義をして學問をた、從來此の事を迂濶と譏つた者もあるが、こゝが實に立派な事で、百世の下忠臣烈士をして泣を墮させる處であつた、(注意)以上二節、本文で一連、

六月、帝舟遷二于新會之厓山一、

【字解】　新會、今同じ廣州に屬す、厓山、新會縣の南にありて海中の島なり、一に厓門山と稱す、

【解釋】　六月帝の舟は、新會の厓山に遷つた、張世傑は此地が天險なるを以て、帝を奉じて遷り、人を島中の山中に遣はして木を伐り來らしめ、行宮を造營し、楊太后始め諸官吏軍民等皆暫らく寄寓して居た、

有二大星南流墜一海中、小星千餘隨レ之、聲如レ雷、數刻乃止、

【解釋】　八月大星あり紅色で大さ箕の如く南方へ流るゝ如く見えて海中に墜ちた、小星が千餘箇其の後に隨ふ、其の聲は雷の如くで數刻にして止んだ、此怪事は間もなく幼帝を始め群臣水に入つて宋國滅亡の前兆と後より思ひ合せらる故、特に書いたのである、

天祥聞二帝卽位一、上レ表自劾下敗二于江西一之罪上、乞レ入レ朝、不レ許、而加二少保一封二信國公一、會軍中大疫、士卒多死、天祥子道生復亡、家屬倶盡、

【解釋】三月中帝の舟は謝女峽から碙州に遷つたが、四月に帝は十一歳で碙州に崩じた、陸秀夫は皇弟衞王を立て、帝となした、是を帝昺となす、

○帝昺端宗皇帝弟也、名昺、即位改元祥興、皇太后楊氏同聽政、先是群臣多欲散去、陸秀夫曰、度宗皇帝一子尙在、將焉置之、古人有以一旅一成中興者、今百官有司皆具、士卒數萬、天若未欲絕宋、此豈不可爲國耶、乃與衆共立帝、年八歲矣、

【字解】一旅一成、夏の少康の故事にして、本書卷一に詳かなり、

【解釋】帝昺は端宗皇帝の弟であつて、名を昺といふ、即位して祥興と改元した、皇太后の楊氏は、帝と一所に政事を聽いた、端宗崩御の時に群臣等は、多く散じ去らうとしたが、陸秀夫が曰く、度宗皇帝の一子は尙ほ無事で居り給ふぞ、諸君、此の君を何地に置き奉るべきであらうか、古、夏の少康は僅か五百人の兵と方十里の地を有して居て、夏の國運を恢復して中興したことがある、今我が宋の運命を考ふるに、國勢は危急に迫れるも、朝廷には百官諸役人皆備はり、士卒も數萬人あり、若し天意は未だ宋の運命を絕つを望まざれば、今日の場合になつても、之を維持して國家の體面を爲されぬ筈はあらうかと、諸人を勵まし共に帝を立てた、帝の年は僅に八歲であつた、

適有黃龍見海中、遂改祥興、而升碙州爲翔龍縣、以陸秀夫爲左丞相、兼樞密使、時播越海濱、庶事疎畧、每時節朝會、獨秀夫儼然正笏立、如治朝、或在行中悽然泣下、以朝衣拭淚、衣盡濕、左右無不悲慟者、及拜首相、與張世傑共秉政、外籌軍旅、內調工役、凡出其手、雖忽遽流離中、猶日書大學章句以勸講、

【字解】播越、天子流浪して諸處へ移る、儼然、きつとして居る貌、治朝、太平の時の朝廷、在行中、諸官人と並び居るなかで、悽然、悲みいたむ、籌軍旅、軍の謀計をする、調工役、諸の工事や夫役を整理する、

舟師來襲井澳、執兪如珪、帝舟遷于謝女峽、

【字解】秀山、一に虎頭山と名く、今の廣東省廣州府東莞縣西南海中、占城、今の安南國にあり、帝再、再は舟の誤り、井澳、井隩に改作すべし、今の廣東廣州府香山縣南海中横琴山下にあり、謝女峽、前に解す、

【解釋】十一月、元將劉深は、舟師を以て淺灣の行在を襲つた、張世傑は防戰して負けたので、帝の舟を奉じて秀山に奔つた、此の際陳宜中は、占城に往いて、援兵を求めに往いたが、到底宋國の再興が見込がないと見て、彼は其のまゝ還らなかつた、十二月、帝の舟は井澳に遷る、然るに颶風が起り、帝の舟は破壞して、帝は危く溺死するばかりの災難に遇はれ、其の爲め遂に病氣となつた、そこを元將劉深は復た舟師を以て襲擊し、兪如珪を執へて去つた、そこで帝の舟は謝女峽に遷つた、此の謝女峽に遷つた事は前に見えたのと同一事で、再度ではない、

戊寅、景炎三年、張世傑遣師討雷山、不克、

【字解】雷山、今の廣東省雷州府治、

【解釋】戊寅景炎三年張世傑は張應科、王用に命じて兵に將として雷州に至り其城を攻めしめたが、應科は三戰皆利あらずして死し、王用は敵に降伏した、世傑殘念の餘り、尙も人數を悉くして攻めて見たが、どうしても取れなかつた、但し是れは五月中の事、即ち端宗崩御の來月の事で、順序はひどく狂つて居る、

三月、文天祥會兵次于麗江浦、

【字解】麗江浦、今の廣東省惠州府海豐縣の南、即ち長沙海口、

【解釋】文天祥は母及び弟の璧が惠州にある爲め、其の地に趨く途中諸處で兵を收めて海豐縣に出で、遂に麗江浦に暫らく留つた、

元以張弘範爲都元帥、李恒副之、帥師入閩廣、

【字解】閩廣、閩は今の福建、廣は廣東廣西、

【解釋】元は張弘範を以て蒙古漢軍都元帥となし、李恒を副元帥とし、水陸軍隊二萬人を帥ひて閩廣地方へ進ましめた此の事も端宗崩後の事でこゝに書くべき筈でない、

帝舟遷于碙州、夏四月、帝崩于碙州、陸秀夫立衞王爲帝、是爲帝昺、

【字解】碙州、今の廣東省高州府吳川縣南にありて海中に屹立せり、

そこで天祥が部兵は盡く潰えてしまつた、天祥が妻歐陽氏及子佛生環生及び二女は皆元兵に捕はれた、

趙時賞坐肩輿後、元人問爲誰、時賞曰、我姓文、衆以爲天祥、禽之、天祥由是得挺身、與其長子道生及杜滸、鄒渢、乘騎逸去、遂奔循州、散兵頗集、乃屯于南嶺、幕僚客將皆被執、時賞至隆興、奮罵不屈、臨刑、劉洙頗自辨、時賞叱曰死耳、何必然、於是將佐幕屬、被執者皆死、而天祥妻子家屬送于燕、二子死于道、

【字解】肩輿、肩にてかつぐ輿、後、一行の後に在り、挺身、からだをぬきだす脫れ走る、循州、今の廣東省惠州府龍川縣治、南嶺、江西と廣東との間の山脈、隆興、今の江西省南昌府南昌縣治、幕僚、大將に附屬せる將校等を云、客將、客分の大將、

【解釋】此の時、宋將趙時賞は籠に乘つて一行の後部に居たから、元兵は追付て其の籠に坐せるは何人かと問ふた、時賞は天祥を脫走させんと思ひ、それに、我姓は文なりと答へたから、兵は、文天祥と思つて擒にした、此の爲め天祥は脫走することを得て、長子の道生及び杜滸、鄒渢と共に、馬に乘て逃去り、遂に循州に奔つたが、戰場で先に散り〳〵になつた兵卒が頗る集つて來たので、そこで、南嶺に駐屯して居た、此の戰に幕僚も客將も皆元軍に執はれた、時賞は執はれしまゝ、隆興に至りしが、盛な意氣込みで元軍を罵つて屈しなかつた、其死刑の執行を受くる際に、劉洙は種種と自から其の顚末を辨明したが、時賞は叱つて曰く、死ぬだけだ、此の場合に辨明には及ぶまいと、因て部下の將校幕僚の執れし者と共に死んだ、其の時天祥が妻の歐陽氏及び二子を始め家屬共は燕に護送されしが、二子は道中で死んだ、(注意)以上二節は本文で一連、

廣州陷、

【解釋】十一月、元將達春は、諸方の兵を會合して廣州を攻めた、廣州城の守將張鎭孫は城を以て之に降つた、

十一月、元劉深以舟師襲淺灣、張世傑戰不利、奉帝舟走秀山、陳宜中之占城求兵、遂不復還、十二月、帝再遷于井澳、颶風作、帝有疾、元劉深復以

して天祥に應援した爲である、秋七月、天祥は張日中、趙時賞等に命じて、軍隊を率ゐて吉州贛州内の諸縣を恢復させた、日中、時賞等は遂に道を分けて進軍し、贛州を圍んだが、下すことが出來なかつた、

張世傑回師、由潮州圍泉州不克、

【字解】泉州、今の福建省泉州府晉江縣治、

【解釋】張世傑は其率ゐたる淮兵を引廻し、潮州より進んで蒲壽庚を泉州に圍んだ、其の初め汀漳諸州の大盜共は皆來て其の軍に會合した爲め、軍勢稍〻振つたが城はなか〳〵落ちぬ、九月になつて元の援軍城下に到著したから、世傑遂に圍を解いて引去つた、

帝舟遷于潮州之淺灣、

【解釋】帝の乘れる舟は、各地を漂泊せしが、九月には潮州の淺灣に遷ること、なつた、潮州の南澳山に錢澳といふ處がある、此處が卽ち淺灣だといふ、

元李恒遣兵援贛、而自將襲天祥于興國、天祥不意恒猝至、乃引兵走、卽鄒㵯于永豐、㵯兵先潰、恒窮追天祥、天祥至方石嶺、恒及之、鞏信拒戰、箭被體而死、天祥至空阬、恒又及之、張日中奮力戰、元兵少却、恒麾鐵騎橫擊之、日中身被十餘創、猶手刃十餘騎而死、兵盡潰、天祥妻歐陽氏、男佛生環生、及二女皆見執、

【字解】卽、つくと訓む、一しよになる、方石嶺、今の江西省贛州府興國縣東北、箭被體、矢をからだへ受る、空阬、地名未詳、鐵騎、剛勇なる騎兵、

【解釋】八月元の江西宣慰使李恒は、援兵を贛州に遣り、其危急を救ひ、自分は兵を率ゐて天祥を興國縣に襲つた、天祥は李恒が斯く猝かに來るとは思はなかつた、そこで天祥は部下の兵を率ゐ、永豐縣に居る鄒㵯と一所になる積で往つたが、㵯の兵は天祥より先に潰えて當がはづれた、恒は天祥を何處迄もと追詰める、天祥は方石嶺に來た時に、李恒は追付いたので、宋將鞏信拒ぎ戰ひしが、力盡きて大石の上に坐り、雨の如き箭は其身全體に集つて死んだ、此の間に天祥は逃れて空阬に來たが、恒は又追付いた、今度は張日中が奮戰したから、元兵は一時少しく後へ下つたが、恒は部下の鐵騎をさし招き橫合より擊たから、日中は身に十餘箇所の創を受けながら、元兵十餘騎を手づから斬殺し、自分も其場で戰死した、

【字解】梅州、今の廣東省嘉應州治、

【解釋】三月文天祥は漳州より兵を進め、梅州を恢復した、

四月、天祥復興國縣、

【字解】興國縣、今の江西省贛州府興國縣治、

【解釋】天祥は已に梅州を復し、四月兵を率ゐて江西省に入り、興國縣を恢復するを得た、

五月、張世傑復潮州、天祥自梅州出江西、遂復會昌縣、與趙時賞、張日中之兵皆會之、

【字解】會昌縣、今の江西省贛州府會昌縣治、與、此の字は衍なり、刪るべし、

【解釋】文天祥は梅州より江西に出で、遂に會昌縣を恢復した、趙時賞、張日中が兵は此處で皆來て會合した、

元中書政事廉希憲卒、希憲在江陵、遠近向化、及有疾召還、民皆垂涕擁送、建祠繪像以祠之、卒、世祖歎曰、無復有決大事如廉希憲者矣、伯顏亦曰、廉公宰相中眞宰相、男子中眞男子、世以爲名言、

【解釋】元の中書政事の官に在る廉希憲は五十歲で卒去した、希憲は江陵に在りしが、遠近の人民は其德化になづいて居たが、今度疾の爲に世祖の召により、本國へ還るに就いて、江陵の人民は皆涕を流して大勢其の車に寄付て見送つた、其後は祠を建てたり、肖像を繪にかいたりして祭つた程であつた、世祖は歎稱していはれたには、今の世に復た國の大事を裁決すること廉希憲がやうなものはないと、伯顏も亦廉公は宰相中に於ての眞の宰相男子中に於ての眞の男子であると讃稱した、世間の人は之を傳へて名言とした、善く希憲の人物に適當したからである、但しこゝに辯ぜざるを得ざるは、希憲の病で召還せられたのは本年なれど、其の死去は、至元十七年十一月の事で、是れ亦本書の誤である、

六月、天祥敗元人于雩都、遂次于興國縣、秋七月、使張日中、趙時賞等、帥師復吉贛諸縣、遂圍贛州、

【解釋】六月、文天祥は、元人を雩都に敗り、興國縣に暫く駐つて居た、これは衡山の人趙璠、撫州の人何時等が兵を起

して來りて天祥の軍に應した、天祥は趙時賞、張日中、趙孟濚を遣りて一軍隊を率ひしめて、雩州に赴き寧都を取らしめた、又吳浚を遣り一軍を率ゐしめ、雩都を取らしめた、時に劉洙、蕭明哲、陳子敬も江西より兵を起して來り會した、

鄒鳳與元人戰于寧都、敗績、武崗敎授羅開禮、起兵復永豐縣、亦死、天祥爲製服哭焉、

【字解】武崗、今の湖南省寶慶府武崗州治、永豐、今の江西省吉安府永豐縣治、製服、喪服を製す、

十一月、元阿剌罕、董文炳、入建寧府、遂侵福州、宜中、世傑奉帝及衛王楊太后等航海、由潮州至廣州、趨富陽遷謝女峽、

【字解】建寧、今の福建省建寧府建安縣治、潮州、今の廣東省潮州府海陽縣治、廣州、今の廣東省廣州府南海縣治、富陽、富場に作るを是とす、今の廣州府新安縣東南、謝女峽、一名は仙女澳、廣州香山縣西南海中にあり、

【解釋】十一月元將、阿剌罕、董文炳は、建寧府に入り遂に福州を侵し知郡武軍の趙時賞等は城を棄て走つたので、宜中と世傑は帝及び衛王、楊太后等を奉じて海に航し、潮州を經て、廣州に至り、富場に赴き、遂に謝女峽に遷つた、但し廣州に至つた以下は來年の事である、

丁丑、景炎二年、阿剌罕入汀州、文天祥奔漳州、謀入衛、道阻不通、往來江廣間、戰有勝負、

【字解】漳州、今の福建省漳州府龍溪縣治、

【解釋】春正月、元將阿剌罕の軍は汀州に入る、文天祥は拒守する積であつたが、守將の黃去疾は異心のある樣子故、天祥は漳州に奔つた、天祥は、行在所に往つて護衛せんと謀つたが、道路隔たつて何分通じ難い爲め、已むなく江西廣東の間に往來して、元兵と戰ひ互に勝つたり負けたりして居た、時に帝は廣東惠州の甲子門に滯在して居た、

吳浚降于元、因趨漳、說天祥降、天祥責以大義誅之、

【解釋】吳浚は黃去疾と共に元に降參した、浚は漳州に往いて文天祥に說付け、元に降ることを勸めたが、天祥は却て浚を責むるに君臣の大義を以てして、遂に之を誅殺した、

三月、文天祥復梅州、

后、尊度宗淑妃楊氏爲皇太后同聽政、

【解釋】 端宗皇帝、名は昰といひ、孝恭懿聖皇帝の兄である、卽位の後景炎と改元した、そこで元兵に捕はれて北方に在る幼帝に、遙に尊號を上つて孝恭懿聖皇帝とした、太皇太后には、壽和聖福至仁太皇太后の尊號を、皇太后には仁安皇太后の尊號を、それぞれ上つた、又度宗の淑妃楊氏を皇太后(他本には皇太妃に作る是なるに似たり)と稱し同じく共に政を聽くことになつた、楊氏は帝の生母である爲めである、

封廣王昺爲衞王、陳宜中左丞相、張世傑少保、

文天祥至、除右丞相、以與宜中世傑、異意、不肯拜、

【解釋】 文天祥は鎭江より逃れ去り後に福州に來たので、右丞相に任ずる命があつたが、天祥は宜中、世傑の二人と用兵の意見が合はない爲に、背て其命を拜して右丞相にならなかつた、

九月、天祥開督南劍州、募兵得數千、遂復邵武軍、冬十月、天祥帥師次于汀州、興化軍通判張日中等來會、時贛寇猖獗、血江閩廣之路、日中等聞天祥開督勤王、遂各起兵來應、天祥遣趙時賞、張日中、趙孟濚、將一軍趨贛、以取寧都、遣吳浚將一軍取雩都、劉洙、蕭明哲、陳子敬、皆自江西起兵來會、

【字解】 開督、都督府を開く、南劍州、今の福建省延平府南平縣治、邵武、今の福建省邵武府邵武縣治、汀州、今の福建省汀州府長汀縣治、興化、今の福建省興化府仙遊縣東北、贛、今の江西省贛州府治、猖獗、勢が強くあらきこと、江閩廣、今の江西福建廣東廣西、寧都、今の江西省寧都州治、雩都、今の江西省贛州府雩都縣治、江西、今の江西省、

【解釋】 九月文天祥は江西を取らん目的を以て其の督府を南劍州に開設し、兵を募集したが、數千人を得た、それから遂に邵武軍を恢復した、冬十月、天祥は軍隊を帥ひて汀州に暫らく駐まりて居た、興化軍の通判張日中等來り會した、時に贛州に起りし土寇(賊共)の勢が惡る强くて、江西福建廣東廣西の通路にて戰爭ありて多く人を殺し、血を流した、張日中等は文天祥が督の府を開いて勤王すると聞き、遂に各兵を起

成奪駕、幾遂不克、

【字解】駙馬、魏晉以來公主に配せる者、駙馬都尉に拜せらる丶例となれり、故に天子の女壻を駙馬といふ、內侍、宮中にて天子に侍る近臣、大學、三學生に作るを可とす、三學の解前に見ゆ、遣中、遣られる人數の中、眞州、今の江蘇省揚州府儀徵縣治、奪駕、天子の駕を奪ふ、卽ち天子をとりもどすこと、不克、能はざるの意、

【解釋】伯顏臨安に入り遂に帝及び皇太后（本文三宮とあれども太皇太后は病氣の爲め留まつた）は元に入朝せよとの名義で北方へ遷した、宋の一門並に駙馬、宮人、內侍は論なく三學の諸生に至る迄數千人、皆北方へ遣られる人數中に加つた、途中眞州を過ぐる時に、其地の守臣たる苗再成は、帝の駕を奪はんとして、殆んど其志を達するばかりであつたが、元兵に支へられて成就しなかつた、

五月、宋帝至上都、降封瀛國公、帝在位二年、改元者一、曰德祐、

【字解】上都、卽ち開平府、前に解す、

【解釋】五月宋帝は上都に到著した、元は帝號を降して瀛國公に封じた、帝は在位二年にして、改元したこと一度にて德祐といふ、帝は後ち僧となり、太后も尼となつたと云ふ、

益王、廣王、由海道至溫州、蘇劉義、陸秀夫、來會、陳宜中、張世傑、海舟亦至福州、宣謝太后手詔、以二王爲天下都副元帥、召諸路忠義、五月朔、陳宜中、陸秀夫、張世傑等、共立益王昰爲帝、卽位于福州、是爲端宗皇帝、

【字解】溫州、今の浙江省溫州府永嘉縣治、福州、今の福建省福州府閩縣治、

【解釋】益王、廣王は辛うじて元の追兵を脫し、海岸地方を經て、溫州に來た、蘇劉義、陸秀夫來り會した、陳宜中、張世傑も、海上の舟で、亦福州に至り、謝太后の手詔を宣布し、益王廣王を以て天下都副元帥と爲し、諸路の忠義の人を召集した、五月朔陳宜中、陸秀夫、張世傑等は相談の上、益王昰を立て、帝となし、福州に於て卽位の禮を行つた、是を端宗皇帝となす、

○端宗皇帝、名昰、孝恭懿聖皇帝兄也、卽位改元景炎、遙上帝尊號、爲孝恭懿聖皇帝、太皇太后爲壽和聖福至仁太皇太后、皇太后爲仁安皇太

説を以て國家に害あるものとして、帝へ上奏し、帝も宜中の説に從ひ、伯顏の陣營へ使者を遣り和を乞はしめたが、元將は和議を肯せず、元兵益〻南進し來り今や臨安も危急になりしかば、宜中は朝廷に於て大に面目を失ひ、遂に都を遷さんことを唱へたれども、此れ亦行はれず、已むを得ず太后へ白して傳國の璽を伯顏に上り降伏を願出た、伯顏は之を受け、使を以て宜中を召し、降伏の手續を相談する積りの處が、宜中は其の夜遁走して溫州に歸つてしまつた、

文天祥右丞相、辭不拜、

【解釋】陳宜中已に朝廷を遁れしを以て、太后文天祥を召して右丞相とする命があつたが、天祥は辭して拜命しなかつた、

賈餘慶吳堅相、

【解釋】賈餘慶、吳堅を以て相とした、餘慶は狡黠殘忍の小人で騷動の際に乘じて此の高官を取つたのである、

天祥出使軍前、辭氣慷慨、議論不屈、伯顏留之、

【解釋】天祥は吳堅と同じく宋の爲に朝廷を出て、元軍の陣營に使した、其談判するに當りて、議論の辭氣自ら慷慨悲憤して、同僚の賣國を罵り、伯顏の信を失ふを責め、少しも屈しない、伯顏は因て之を引留め、臨安に還るを許さなかつた、

元兵入臨安、賈餘慶等、奉三宮以降、手詔諭諸路內附、

【字解】三宮、理宗の后謝氏、度宗の后全氏及び孝恭帝を云、內附、元へ附かせる、

【解釋】元兵已に臨安に入りしかば賈餘慶等は三宮を奉じて元に降參した、太皇太后謝氏は、幼帝の爲に詔を發して、宋の諸路に說諭し、元に降參するやうに命じた、

伯顏遣宰執先赴大都、天祥亦登舟、北行至鎭江、得間逸去、

【字解】大都、卽ち燕京、鎭江、今の江蘇省鎭江府丹徒縣治、

【解釋】宋の宰執賈餘慶、劉岊、吳堅、家鉉翁等は祈請使卽ち降參嘆願使として、伯顏の陣へ往くと、伯顏は是れ等を先づ皇帝の居る大都に赴かせた、文天祥も亦舟に乘せられ、祈請使に附けて送られたが、途中鎭江に至りし時元兵の監視を脫け出で、逃走した、

三宮北遷、宗室、駙馬、宮人、內侍、大學等、數千人、皆在遣中、過眞州、守苗再

害と聞えたる獨松關も危急になつた、時に張世傑が軍五萬、諸路勤王の兵四十餘萬あつた、文天祥は張世傑と相議していふに、我れ〳〵兩軍は堅く閩廣地方を守りて城を全ふし、官軍は元軍と血戰し萬が一に捷利を得たならば、宋の國事もまだ恢復の見込もあると、世傑は大に喜び、早速軍隊を出して戰はんと議したが、陳宜中は之れに反對して王師は務めて大事を取らねばならぬと出戰の不利を唱へた、そこで帝に白し詔を降して出戰の議を沮止し、使者を元に遣り和を乞ふこととした、

詔二天祥等一罷レ兵、

【解釋】是れは陳宜中が說を採用せし爲なり、

潭州陷、時一軍自二湖南一圍二潭州一、守臣李芾戰守屢捷、經二八九月一城將レ陷、闔門死レ之、

【字解】闔門、全家族、

【解釋】潭州城陷落した、初め元軍の一部隊は湖南より潭州を攻め圍んだ、此處の守將李芾は、善く防戰して屈せず、屢〻勝を得、籠城すること八九箇月に及んだが、敵軍日に人數を增し攻擊愈〻嚴しく、芾遂に力盡きて城の將に陷らんとする際、家族全體を樓上に上げて酒宴をなし、人に命じ悉く之を斬り最後に己れを殺させ城に火をかけて死んでしまつた、此の落城は實は來年正月の事である、

丙子、德祐二年正月、秀王與睪、奉二皇兄益王昰、皇弟廣王昺等一航レ海、

【解釋】元軍連りに進み來り、宋の國都臨安も危急に迫りしかば、丙子德祐二年正月、秀王與睪は、帝の兄益王昰と帝の弟廣王昺等を奉じて元兵を避くる爲に海に航して南方へ赴いた、

世傑去レ朝、

【解釋】張世傑は、己が敵と一大決戰をせんとの意見が朝廷に行はれざるを以て部兵を引いて臨安を去つた、

元兵駐二高亭山一、去二都城一三十里、

【字解】高亭山、高は諸書に皐に作ろ、

【解釋】元兵は次第に宋の諸要地を攻め陷れ、今や高亭山に駐屯することになつた、此の山は今の浙江杭州府仁和縣治の東北にあつて臨安を去ること僅に三十里しかない、

宜中夜遁、

【解釋】陳宜中は、前に宋軍をして持重せしめ、別に使者を元軍へ遣り和を乞ふ說を唱へ、文天祥張世傑等勤王派の出戰

【字解】江陵、今の湖北荊州府江陵縣治、沓、音撻、

【解釋】張世傑は正月中已に諸將に先ち兵を率ゐて臨安に入つて守衛した、時に元兵は日に國境に迫りたるに拘らず、宰相陳宜中等は專ら賈似道の黨派を攻撃して居て、大方は元兵の入寇を防禦する策略はなかつた、司馬夢求は溫公五世の孫で江陵の沙市鎭を臨守して居たが元兵と戰ひ奮闘して死んだ、此の頃諸將を徵して入京護衛を命じたが、夏貴沓、萬壽、黃萬石等は皆來なかつた、

六月、庚申朔、日蝕、晦冥、雞栖于塒、咫尺不辨人物、自已至午、明始復、

【字解】庚申、一に庚子に作る、塒、「とぐら」と訓む、雞の宿する所なり、咫尺、咫は八寸、尺は十寸、

【解釋】六月、庚申の朔に日蝕があつて眞暗くなり、雞は日が暮れしと思ひ「とぐら」に入り、人も物も僅か咫尺の距離で見分けが付かなかつた、これは已の刻より始つて午刻に至り、太陽の光がやつと初に復した、

留夢炎相、

【解釋】留夢炎、陳宜中と左右丞相となつて、樞密使、都督諸路軍馬の役を兼任した、

文天祥將民兵峒丁二萬餘人入衛、與夢炎意不相樂、以尚書除江浙制置、守吳門、

【字解】峒丁、溪峒山に棲む蠻民の兵丁、吳門、今の江蘇省平江府吳縣治、

【解釋】文天祥は此の春から民兵及び溪峒山蠻の兵丁、共に二萬餘人を引率して、入京し皇居を守護し居るが、此の頃になつて留夢炎と意見が合はず、因て尚書の官を帶びて江浙制置使に兼任され、吳門を守備することとなつた、

州郡連降、元兵距臨安百里、獨松關告急、時張世傑軍五萬、諸路勤王兵四十餘萬、天祥與世傑議、兩軍堅守閩廣、全城、王師血戰、萬一得捷、猶可爲也、世傑大喜議出師、宜中以王師務持重、降詔沮之、遣使乞和、

【字解】獨松關、今の餘杭縣の西北獨松嶺上にあり、閩廣、閩は今の福建省、廣は廣東廣西二省を云、持重、大事を取る、

【解釋】宋に屬せる州郡は連りに引續きて元に降る有樣であつた、元兵は臨安を距る百里まで進み迫つたので江浙の要

日、元の伯顔は城中に入りしが、此二人の死狀を見て憐み、衣と棺とを供へ正しく埋葬した、

建康破、趙淮死レ之、

【解釋】 建康の都統徐旺榮は伯顔を迎へ城に入れた際、趙淮のみは節を守つて死んだ、淮は趙葵が子である、

京師戒嚴、朝臣接レ踵宵遁、

【解釋】 京師臨安には、元軍いよ〳〵接近した爲め、用心いと嚴重になつた、そこで曾淵子、文及翁、倪普等の朝臣數十人互に踵を接して續續夜中に逃走した、太皇太后詔書を朝堂に掲げて之を戒めたが、なか〳〵止めかねた、

王爚、陳宜中等、劾ニ似道不忠不孝之罪ニ、宜中本受ニ賈恩ニ至レ是亟劾レ賈以自解、

【字解】 王爚、爚の音藥、亟、しば〳〵

【解釋】 王爚と陳宜中等は似道が不忠不孝の罪を彈劾した、宜中は、元來は似道が恩を受けて立身せるものなるが、今や之に反いて屢、似道の罪を劾奏し、自ら世間に申譯をして居た、元來似道は三學生竝に臺諫からの上疏で誅戮せられ度樣請求されたるが、太后の慈悲で越の郷里へ歸つて親の喪を終るべきやう申付られたるに、揚州に逗留して歸らぬ處から、王爚は、似道既に忠に死せず、又孝を成さずと論じた、故に本文に不忠不孝の語があるのである、

似道赴レ貶、鄭虎臣以ニ父仇ニ監押至ニ漳州ニ、即ニ廁上ニ拉ニ其胸ニ殺レ之、

【字解】 監押、流人を警護して送る、漳州、今の福建省漳州府、廁、かわや、拉、くじきと訓む、打ちくじく也、

【解釋】 似道は其官職を貶せられ、初め婺州に謫せられたるに、其の地方人之を穢はしとて逐返したれば、改めて建寧に謫せらる、然るに此處でも朱子講學の地であれば、神聖を汚すものとて受付けず、遂に漳州に放たれた、時に鄭虎臣は、其の父、昔似道に配流せられたる仇によつて政府へ志願して似道を護送する役となり、途中に種種似道を辱しめつゝ、遂に漳州に至りしが廁の上に於て、似道の胸を打挫いて殺してしまつた、是れは十一月の事である、

張世傑以レ兵入衞、元兵在レ境、陳宜中等、惟攻ニ擊賈黨ニ、略無ニ備禦之策ニ、司馬夢求、監ニ江陵沙市鎭ニ、力戰死、徵ニ諸帥ニ入衞、夏貴、昝萬壽、黄萬石等不レ至、

道をして數日を經て蕪湖に達した、それから安慶府に赴き、水軍でその下流にある敵の勢を牽制しやうとの考であつた、然るに安慶に達する三日前に、安慶の守將范文虎は、呂文煥の兄、文德の女壻であつた緣故から元軍に降參したので、宋の將士はもはや戰爭する確固たる志がなかつた、似道は部下の士氣を振はせん考で、官の資格を昇進させるから能く働けと云つた、處が諸軍の將士は罵て云ふには、今日の如き場合になつて、昇進を要求したとてどうするものか、去る開慶の己未の歲、景定の庚申の兩度の戰役にも昇進の事を約せしに、其後は實行せられたかと、似道は一言の返答も出來ず、銅鑼を一聲鳴して退軍する命を下し、遂に朱金沙にまで退却した、此の銅鑼の一聲と共に宋軍の船はちり〳〵ばら〳〵となつて元軍に乘ぜられ、溺死殺傷數知れず、江水爲めに色を變じた、されば十三萬の宋兵は一時に全く潰散したのである、似道は奔つて揚州に逃げ入つて、明日陸上から江を蔽ふて下る船手の散兵どもを旗で招いたが、一人も應ずる者はなく、反つて惡口して行く者があつた、

江西提刑文天祥、募レ兵勤レ王、天祥吉州廬陵人也、丙辰、魁二進士第一、

【字解】吉州、今の江西省吉安府廬陵縣治、魁、第一と云ふこと、

【解釋】江西の提刑たる文天祥は、勤王の兵を募り、盡く家資を以て軍費とした、天祥は、吉州廬陵の人、丙辰の歲、卽ち理宗の寶祐四年に進士の試驗に首席を以て及第した、

殿帥韓震、謀二刼遷一レ都、陳宜中以レ計誅レ之、

【解釋】三月殿前都指揮使韓震は、帝を脅迫して都を遷さんと謀つた、參知政事の陳宜中は相談すべき事ありと佯つて震を召し、壯士を伏せて鐵槌で震を擊殺した、

池州破、通守趙昻發將レ死、與二其妻一訣、妻曰、卿能爲二忠臣一、妾顧不レ能レ爲二忠臣妻一耶、昻發喜、具二衣冠一與倶縊、明日伯顏入レ城、見而憐レ之、具二衣棺一葬焉、

【字解】池州、今の安徽省池州府貴池縣治、通守、隋煬帝の置いた官で一郡に一人あり、然るに唐以後之れなし、通判の誤である、趙昻發、昻或は卯に作る、具衣冠、衣冠を正しく著用する、

【解釋】池州の通判、趙昻發は、池州城が元軍の爲に陷落されし際、節を守つて國家に殉せんとし、其妻に訣別したるに、妻雍氏曰く、君は能く忠臣となつて、國の爲めに死せらるゝに、妾は忠臣の妻たることが出來ぬことであらうかと、昻發は喜んで夫妻共に衣冠を正しく著用し倶に縊れて死んだ、其の翌

かつたから、元軍の勢威の盛なる情態を見て陳奕父子を始として元軍に降參した者が多かつた、

江州降、運使錢眞孫自縊、

【字解】江州、今の江西省九江府德化縣治、

【解釋】呂師夔は江州城を以て元に降り伯顏を迎へた、運使錢眞孫は自ら縊れて死した、(按するに此記事は御批通鑑輯覽には江州の知州なる錢眞孫は呂師夔と共に元に降り知壽昌軍の胡夢麟が自殺したとある、從ふ可きに似たり、)、

劉整自愧出淮無功、憤死無爲軍城下、

【解釋】劉整は、元に降り、元主に襄陽城を攻取する策を勸め、元主も其策を用ゐて遂に襄陽を陷れたが、今度整は呂文炳と元の嚮導となつて、淮州地方に出で騎兵を引いて宋の無爲軍を攻めたが、久しく功を奏せざる處へ、文煥が鄂に入城したと聞き、大に慙ぢて城下に憤死した、

似道都督軍馬、遷延不出、聞兵已下建康、始率諸軍發行在、迂道而行、數日始達蕪湖、將趨安慶府、牽制下流之師、未至三日、安慶帥范文虎、乃呂氏壻、已降、將士無復固志、似道許竭轉官資、諸軍詬曰、要官資做甚、己未庚申官資何在、似道不能答、鳴鑼一聲、退兵于朱金沙、十三萬衆、一時潰散、似道奔入揚州、

【字解】行在、臨安は宋の故都にあらざる故指して行在といひたるか、一說に、在は府の誤ならん、張浚都督となつて以來行府の名ありと、卽ち都督の本營、此の說從ふべきに似たり、蕪湖、今の安徽省太平府蕪湖縣、安慶府、今の安徽省安慶府懷寧縣治、竭轉官資、官の等級を昇進するを云、詬、怒罵也、ののしる也、做甚、俗語、做は爲す、甚は何、なにをなさんと訓む、己未庚申、己未は理宗の開慶元年、庚申は理宗の景定元年、鳴鑼、兵制に進軍の時は大鼓を鳴し、退軍には金を鳴らす也、鑼は「どら」卽ち金也、朱金沙、朱或は珠に作る、池州の下流にあらん、

【解釋】賈似道は去年十二月以來都督として府を臨安に開いて居たが、淮泗に向へる劉整を畏れて出發をのばし、容易に行かなかつたが、整の死を聞き、且つ元兵已に建康に下ると聞き、始めて諸軍を率ゐて臨安の都督府を出發し、態態廻

出其不意、兵敗、沿西南岸縱火、歸盧州、宣撫朱禖孫提重兵、不戰歸江陵、

【字解】淮泗、淮州泗州なり、淮州、今の河南省汝寧府正陽縣、泗州は今の安徽省泗州盱眙縣、向導、即ち嚮導、沙市新城、宋の郢州城は漢水の北にあり、今別に漢南に一城を築きその地を新郢といふ、而して城は沙洋鎭にある故沙洋新城といふ、沙市といふは誤ならん、今の安陸府荊門州の東南、朱禖孫、禖は禩の誤、禩は祀と同じ、

【解釋】元の丞相伯顏は、大に軍兵を襄陽樊城に集めた、兵凡そ二十萬、九月元に降れる劉整を以て騎兵を率ゐしめて、淮州泗州に進軍せしめ、呂文煥には舟師を領して襄陽に出でさせた、斯くて此の二將は先を爭ふて元軍の案内をして水陸路から竝び進み、沙洋の新城を攻めた、宋の都統邊居誼は部下三千人を帥ゐて力戰して壯烈なる死を遂げた、十二月伯顏の軍は進んで陽邏堡を進めたが策應使の夏貴は力戰して之を却けた、然るに元兵は夏貴の不意に出て宋軍を伐つたので宋軍は敗れて長江の西南岸に沿ひて火を放ちて廬州に歸つた、時に鄂州も危くなつた宣撫使朱禩孫は多くの兵を引率し、之を救はんとしたが、夏貴等の敗を聞き、戰はずして遁げて江陵に歸つた、

鄂州降、

【解釋】鄂州は、今の湖北省武昌府武昌縣である、已に孤立して援無く、守將張晏然は都統の程鵬飛と元に降り、城は陷つた、

天目山崩、

【解釋】天目山は、南宋の國都臨安（今の浙江杭州府）の西北にある高山で、兩峯をなして各〻其頂に池がある故天目の名がある、今年八月大霖雨の爲め崩れ、水が俄に湧出で丶、山麓の臨安餘杭の人民に溺死したものが無數であつた、是れは實に南宋の凶兆である、

詔天下勤王、

【解釋】宋は襄陽樊城を始め鄂州も元軍に陷れられ臨安の形勢今や危くなつたから、天下に勤王せしむる詔を下した、

乙亥、德祐元年、元伯顏留阿里海牙、以兵四萬守鄂、而與阿朮率大軍渡江、順流東下、時沿江諸將、多呂氏部曲、望風降附、

【解釋】乙亥德祐元年、元の伯顏は阿里海牙を留め兵四萬人を以て鄂州を守らせ、己は阿朮と共に大軍を率ゐて長江を南に渡り其流に順ひ臨安を指して東方へ下つた、時に長江沿岸地方に駐り戰へる宋の諸將には、呂文煥の舊部下の者が多

臣大限有終、死不足惜、第願天兵渡江、以殺掠爲戒、言訖而卒、

【字解】 陛辭、天子のきざはしの下でいとまごひを申上ろ、附表、其人に託し奏聞する、大限、天命、壽命、天兵、官軍、

【解釋】 劉秉忠が死せる月、元は宋の郝經を拘留した罪を鳴らし中書平章の史天澤と中書左丞伯顏とに命じて、諸軍を師ゐて南方宋を侵さしめた、此二人が皇宮に至り陛の處で暇乞の辭を申上げた、時に世祖は諭して曰く、古にありて善く江南地方を攻め取りし者は、たゞ曹彬一人である（曹彬の事は本書宋太祖太宗の條に委し）、汝能く人民を殺さぬならば、吾が曹彬であるぞと戒めた、史天澤は郢州まで往つたが病が發して引還りしが、來年の正月遂卒去した、其卒去の前に、世祖は醫者を遣り、馳せて其容態を視せた、其時に天澤は醫者に託して、奏上して曰く、臣の壽命は、今度の病で終りませう、私が死は惜むに足りません、たゞ一節に願ふ所は官軍が大江を渡つて侵入せば殺戮掠奪を禁物と致され度しと、言ひ終つて死した、

天澤忠亮有大節、出入將相、近五十年、柱石四朝、師表百辟、可謂社稷之臣、其視富貴權勢、歛迹退避、若將浼之者、故能善始令終、爲開國元臣、

【字解】 柱石、國に大臣あるは家に柱石あるがごとし、師表百辟、百官の師とも手本ともなる、歛迹、かくれて居ろ、若將浼之者、穢い物に我身がよごされそうなときの樣である、善始令終、始から終まで不都合なことがない、開國元臣、元の國を開きし第一の重臣、

【解釋】 天澤は忠誠の人であり、人臣たる大節を守つて、朝廷に入りては宰相となり、外へ出ては將軍となつて、國家の爲に盡すこと五十年に近く、太宗定宗憲宗世祖の四代に仕へて、國家の柱石となり、又朝廷の百官の手本となつて居たのは、眞に社稷の臣と謂ふべきである、天澤は、富貴權勢を視てはそれに我身を汚されさうに思ふ樣子で避けて居た、それ故に、始から終まで、少しも不都合なことがなく遂に元の國を開きし第一の重臣となつた、（注意）以上二節は本文で一連、

元伯顏丞相、大會兵于襄樊、九月、以降人劉整、領騎兵出淮泗、呂文煥領舟師、出襄陽、爭先向導、水陸竝進、攻沙市新城、都統邊居誼、帥所部三千人力戰死之、策應使夏貴力戰、元兵

也、太皇太后謝氏、臨朝稱詔、改元德祐、

【解釋】 孝恭懿聖皇帝、名は㬎といふ、度宗の皇后全氏の生みし所である、太皇太后謝氏が、朝廷に臨み詔を稱し政を行ひ、德祐と改元した、

封兄建國公昰爲吉王、弟永國公昺爲信王、

【字解】 昰、音是、昺、音丙、

【解釋】 帝は卽位と共に斯く兄弟の諸公を王に進爵させた、帝は兄のあつたのに卽位されたのは、皇后の腹であるからであつた、

元太保劉秉忠卒、秉忠以天下爲己任、知無不言、言無不聽、其薦人才各稱器、使城開平、城燕都、皆秉忠相其地、至是無疾、端坐而卒、世祖聞驚悼、謂群臣曰、秉忠事朕三十餘年、小心愼密、其陰陽術數之精、唯朕知之、

【字解】 端坐、正しくすわる、愼密、つつしみ深く物事を細密にする、陰陽術數之精、陰陽學の理に明るく、今より將來の事變を測り知り天道の命數などを精しく察するを云、

【解釋】 元の太保劉秉忠卒した、秉忠は天下の事を以て己が任務として居た、知りたることは言はざるなく言ひしとは聽かれざるなき程、深き信用を世祖に得て居た、其人才を朝廷に薦むる所を見るに推薦せし人物は、其材各〻其用ふべき所に適して居る、世祖が往年開平と燕都に城を築造したが、初は秉忠が皆其地勢を見定めたのであつた、此の十年八月になつて秉忠は疾もなく正坐したまゝ卒去した、世祖其報を聞き、大に驚き悼み、群臣に謂て曰く、秉忠は朕に事へしこと三十餘年であるが、常に愼み深く、物事に念を入れて細密であつた、又其陰陽學の理に深く、將來の天運命數を精く知ることは何人も知らず、たゞ朕一人之を知つて居るとて大に惜まれた、

元命中書平章史天澤、中書左丞相伯顏、帥諸軍南侵、陛辭、世祖諭之曰、古之善取江南者唯曹彬一人、汝能不殺、是吾曹彬也、天澤有疾而還、尋卒、先是世祖遣醫馳視、天澤附奏曰、

正しく整ふて居る、懷、今の河南省懷慶府武陟縣西南、孟、今の河南省懷慶府孟縣の西、勞舍、近處の家、還俗、僧が頭髮をはやして俗人となる、壽汝祖宗之嗣、汝は祖先より繼承せる血統を永く生きて續くやうにせよと云ふ意、

【解釋】　七月元の國子祭酒たる許衡が、其職を罷めんと願出ので、之を許可した、許衡が我家に居る樣子を見るに、物事に勤勉で儉約であつて自から力めて己の身を治めた、又物事に對して公で私なく、慈愛することも、共に行屆いて、凡て嚴しくはないが自然に整つて居る、其の奥向の樣子は恰も朝廷の如くちやんとしてあるから、夫婦相待の禮儀の如きも、互に賓客に對するやうで狎れ〳〵しくなかつた、凡て喪中及び葬式の禮は、一に古代の制定に遵ひ行つたので、佛教道敎の流義を用ゐない、許衡の退隱した懷州孟州地方は、專ら其の敎化に靡いた、衡の近處に僧の德公と云ふ者が住み、其年百餘歲にもなつて居た、嘗て其弟子等に謂ふに老僧(德公自らいふ)苦行百年に及んで今日に至れるが、それで佛となることが出來ず、徒に不孝の人となつて居るので、死んでから地下に居らる丶祖先に面會するのを羞かしく思ふのである、但、願ふ所は汝等小僧共は今日から僧衣を脫ぎ捨て丶俗人の身に還り、汝が先祖の血統を永く續くやうにせよと說諭し、以後はまた弟子を得度さすることをしなかつた、德公が斯く弟子僧に對していひしことは、實に許衡の感化力の大なるが知らる丶、

甲戌、咸淳十年、賈似道丁母憂、隨起復、

【解釋】　甲戌、咸淳十年正月賈似道が母胡氏が死去した、賈似道は其の喪を服する爲め、古來の慣禮に從ひ、一時退職した、其の葬儀の際には、度宗は詔して、天子の鹵簿を以て舉行せしめ、朝廷の百官は皆來りて其葬事に與かつた、其葬儀が終るや、賈似道は命によつて喪服をぬぎて出仕する事になつた、此等のことより觀ても、度宗の信任の篤きことが知らる丶、

陳宜中、僉書樞密院、

七月、上崩、在位十年、改元咸淳、壽三十五、似道立皇子㬎、年四歲、是爲孝恭懿聖皇帝、

【字解】　㬎、音顯、

【解釋】　七月帝崩去した、帝は酒色に耽り、在位十年で咸淳と改元したのみで、三十五歲で崩じた、賈似道は皇子嘉國公㬎を立て丶天子としたが、年は僅に四歲である、是を孝恭懿聖皇帝といふ、

○孝恭懿聖皇帝、名㬎、皇后全氏出

劾罷之、天祥遂引錢若水例、乞致仕、時年三十七矣、

【字解】要君、臣が無體に君に自分の言ふことを聽かせやうとする、

【解釋】直學士院に出仕せる文天祥は致仕した、其事の原因は此時より以前に賈似道は表面上、疾と稱して其職を辭せんと願つた、時に文天祥の考では、其の辭職願書を差出したのは、實は本意でもない辭職を以て君に迫り、之を困らせて、自分の願を通さうとするのであるとした、そこで賈似道は之を憎み、臺官の張立志に諷して、文天祥を彈劾せしめて、其官を罷るやうに取計つた、文天祥は遂に眞宗の朝に直學院の錢若水が致仕せし例を引用して致仕した、時に三十七歳であつた、此の事も他本には六年四月としてある、

癸酉、咸淳九年、平地產白毛、如銀線菜、臨安尤多、

元侵樊城、守將張漢英、及都統制范天順、牛富、死之、

【字解】銀線菜、菜の名、一名は銀絲菜、都統制、武官の名稱にして、經畧使につぐ官、

【解釋】癸酉咸淳九年、平地に白き毛の如きものが生じ、其形狀が銀線菜のやうであつた、此白毛は帝都臨安に特に多かつた、元は樊城を攻め圍むことが四年に及んだが、其守將張漢英及び都統制范天順(范文虎の姪)及び牛富が戰死し、樊城は陷落した、是れは正月の事で、二月には襄陽が落ちた、然るに本書では襄陽は去年落ちて、樊城は今やつと落ちた、錯誤も實に甚だしい、

元國子祭酒許衡乞罷、許之、衡居家勤儉、强於自治、公愛兼盡、不嚴而整、閨門之內若朝廷然、夫婦相待如賓、凡喪葬一遵古制、不用佛老、懷孟之間化之、旁舍有僧德公者、年百餘歲、嘗謂其徒曰、老僧苦行百年、亦不能作佛、徒爲不孝之人、羞見祖宗于地下、但願小僧輩、還俗以壽汝祖宗之嗣、自是不復度弟子、蓋化之也、

【字解】國子祭酒、大學校長の如き官、强於自治、力めて自身を修む、公愛兼盡、公明と慈愛と充分行屆く、不嚴而整、嚴しくないが物事が

至撤二廬舍一爲レ薪、緝二關楮一爲レ衣、援兵不レ至、遂以レ城降、爲二元人之用一、

【字解】制臣、一地方を支配する臣、即ち制置使の如き者、撫御、士卒ををさめる、苦爭、かくべつに爭ふ、重兵、多くの人數、扞禦備至、防禦法が行き屆く、調援、人數を遣りて援く、衣襞薪芻、衣物、芻、秣草、無所措辨、物の供給が屆かぬ、撤廬舍、民家をとり毀つ、緝關楮、緝は綴合せる、關楮の關は關閉の義にて諸司相質問するに用ふる文書、楮は紙、

【解釋】襄陽城が陷つた、是れより前、即ち理宗の初年に、襄陽は其地を支配せる重臣が士卒の取扱方が宜しくなかつたので、王旻が亂を起し城が陷るやうになつた、其後謝方叔が宰相となると、李曾伯に說諭し將を遣つて襄陽城を取回させた、元も此時に格別爭はなかつた、然るに劉整が襄陽攻めの策を元主が行ふやうになりてから、多數の元兵は襄陽を圍んだ、それ以來呂文煥は籠城すること六年間であつて、防禦の法も行屆いて居た、然るに賈似道は肯て援兵を繰出すこともせず、城の糧食は未だ乏しくはならなかつたが、衣類や薪秣草類の供給をどうすることも出來ない、遂に家屋を毀して薪となし、官文書の紙類を集めて著類とするまでになつたが、援兵が來ぬ、そこで呂文煥は元主の諭旨があつたのを幸ひ、遂に城を以て元に降り、襄漢大都督に任命せられて元人の用をするやうになつた、此の襄陽の陷落は九年十二月の事で又本書の誤である、此の城攻の頃から元は大砲を用ゐたと云ふ、

賈似道累レ章出レ督、而陰諷二朝廷一留レ之、卒不レ行、

【解釋】賈似道は書附を朝廷へ幾度となく續けざまに差出して、都を出て諸軍を總督せんと表面上申出したが、其實は陰に臺諫の官員に上書して自分を引留めさすやうにして、とう／＼行かなかつた、而して襄陽の落ちた時に、彼れは帝に向つて、陛下は臣の願を許し給はゞこんな事にならなかつたのにと云つた、

元併二尚書省一、封二皇子忙哥剌一爲二安西王一、

【解釋】元は中書省へ尚書省を合併した、皇子忙哥剌を封じて安西王とした、安西は今の甘肅省鞏昌府安定縣治である、尚ほ是れより尚書省は歷代中或は置かれ、或は廢せられ、一一舉ぐるに堪へぬ、

直學士院文天祥致仕、初賈似道稱レ疾乞二致仕一、以爲レ要レ君、似道諷二張立志一

品物流レ形云云とある語意を取る、資始之功、資はとりてと訓む、天が本となり、萬物が出來始まることの手柄、予一人、天子自身を指して稱す、朕といふごとし、書經に見ゆ、底寧爲萬邦、萬邦をやすんじなさむるをいたすと訓む、卽ち多くの邦國を安寧に治むるを致す意、切體仁之要、仁を我が身に引當てることの要道を切に心懸ける、因革、沿革に同じ、うつりかはり、於戲、「あゝ」と訓む、嘆美の稱にてはれの時に多く用ゆ、稱義、譯柄にかなふ、溢美、ほめすぎ、孚休、まことによくと訓む、實にけつこうなとの意、投艱、天は民の難義を救助する尤も艱難な事を天子の身に委任(投)するといふ義で、書經の大誥に見ゆ、此の文では之を名詞に用ゐた、敷天、普天と同じ、天下中といふ意、大號、大元といふよき國號、咨爾、みなの人人といふこと、咨はあゝと訓む、有衆、多くのものども、體予至懷、予が心入を粗畧に思ふな、

【解釋】　大元の稱たる、そは易經にいへる乾元の義に取りたるなり、玆に乾元造物の妙用萬物に各、其の形を成して宇宙に流布せしめたるを見ずや、天下孰れか其の所謂資りて始むる大功を、これと指して完全に名づけ得るものありや、其の盛にして且つ至れる此のごとし、朕今萬邦を安寧に統治するを致すに就て、特に仁を自身に引當て、之に違はぬ事を心懸けとせり、天德の元は人に於て仁なればなり、故に事は古來因革の自然に從つて敢て人爲を用ゐず、道は天意と人心とに協合して逆ふことなし、然らば大元は其の義に相當して、其の實に過ぎたる名號にはあらず、誠に目出度き萬歲の國運を表するものなり、朕は飽くまで仁政を施して上天に承けたる萬民保護の大命に負かぬ覺悟にて、普天の下の汝臣民と、共に元の元たる國號の本意にかなふて愈、之を隆昌にせんことは、誠に心に嘉する所なり、あゝ、爾等無數の人民、此の朕が切なる懷を以て各自に於ても心となし、決して粗略にすること勿れと、此の大元の號は太保の官に在る劉秉忠の建議に從ひ、詔書の選文は徒單公履の手に成つたものである、

(注意)以下三節、本文にては一連、

壬申、咸淳八年、葉夢鼎再相、以レ與ニ似道一意不レ合去、

【解釋】　壬申咸淳八年十二月、度宗は前に相位を遁れた葉夢鼎を召して再び相たらしめんとしたが、賈似道と其意が合はぬので、途中より上疏して逃去つた、

襄陽陷、先レ是理宗初年、襄陽以ニ制臣失ニ撫御一致下王旻作レ亂而陷上、謝方叔作レ相、喩ニ李曾伯一遣レ將取レ之、北方亦不レ苦レ爭、及ニ劉整策行一重兵圍ニ襄陽一、呂文煥守レ城六年、扞禦備至、而似道不レ肯レ調援、雖ニ糧食未一レ乏、衣襏薪芻無レ所レ措辦一、

ざるなり、(以上、國號を定めるに付ては夏殷以上の例に依つたのであると其の所以を述べて前置とする)

我太祖聖武皇帝、握乾符而起朔土、以神武而膺帝圖、四振大聲、大恢土宇、輿圖之廣、歴古所無、頃者耆宿詣廷、奏章伸請謂、既成於大業、宜早定於鴻名、在古制以當然、於朕心乎何有、可建國號曰大元、

【字解】太祖聖武皇帝、鐵木眞、握乾符、乾は天なり、天より授けたる符命を握る、卽ち天命を受くる意、朔土、北方の土地、神武、極强いこと、易の繫辭に出づ、膺帝圖、天帝より授けし符命の圖象にあたる、卽ち天子になるといふこと、四振大聲、名聲が四方へ響き渡る、大は天に作るを可とす、班固が燕然銘に振大漢之天聲と見ゆ、大恢土宇、大に土地をひろくする、恢は大也と註す、輿圖、地圖の義なれども、此處にては領地のこと、歴古、むかしから、耆宿、老儒、大業、帝業、鴻名、鴻は大也鴻名は國號をいふ、於朕心乎何有、朕の心に於て何にもそう遠慮することはない、

【解釋】我太祖なる聖武皇帝は、天下に君たるべき上天の符命を受けて此の世に生れ、北地より興つて神の如き材武を以て遂に天子となり給ひ、名聲四方に響き渡つて大に領土を擴げ、その廣きことは千古絕無と申すべし、近頃或る老儒參內して奏文を捧げ願ふやうには、旣に帝業に於て成就せられたる上は、何卒早く國號を定められて然るべしと、此の事たる古來の制例として固より當然なることにて、朕が心に於ても何の遠慮することのあるべき、されば宜しく國號を建てゝ、大元と申すべし、

蓋取易經乾元之義、茲大冶流形於庶品、孰名資始之功、予一人底寧爲萬邦、尤切體仁之要、事從因革、道協天人、於戲稱義而名、固匪爲之溢美、孚休惟永、尚不負於投艱、嘉與敷天共隆大號、咨爾有衆、體予至懷、從太保劉秉忠之議也、

【字解】易經、卽ち周易、乾元之義、乾は天也、元は乾の德也、卽ち易經にある乾元の義理、大冶、本書本と大治に作る、續弘簡錄に大冶に作るは是なるに似たり、大冶の字莊子に見えて造物者に譬ふ、こゝに借りて乾元の化功を謂ふ、流形於庶品、乾元(天德)が總ての物に形をこしらへてやる義にて易經は大哉乾元、萬物資始、乃統天、雲行雨施

統、肇從隆古、匪獨我家、且唐之爲言蕩也、堯以之而著稱、虞之爲言樂也、舜因之而作號、馴致禹興而湯造、互名夏大以殷中、世降以還、事殊非古、雖乘時而有國、不以義而制稱、爲秦爲漢者、蓋從初起之地名、曰隋曰唐者、又卽始封之爵邑、是皆徇百姓見聞之狃習、要一時經制之權宜、概以至公、得無少貶、

【字解】　誕、大也、膺景命、膺は當也、受也、景命は大命、卽天の大なる命をうけての義、奄四海、奄は覆也天下四海のこらず保つ義、宅尊　宅は居る也、卽ち天子になるを云、紹百王而紀統、古來の多くの王に引續き、天子となつて國號をつけること、隆古、太古、唐之爲言蕩也、爲言は意味、蕩は廣大の貌、著稱、名が高くなる、馴致禹興而湯造、夏の禹王が興りて天子となり殷の湯王が國を取り治むるやうな次第になる、互名夏大以殷中、以は與字と通ず、夏の字は大の義、殷の字は中といふこと故、何れも斯く緣起のよき字をつけたのである、世降以還、世が末になつて以來、不以義而制稱、唐は蕩虞は樂と云ふ樣な字義にて國號をつけない、狃習、ならはし、一時經制之權宜、其時だけ取極めた都合、概以至公、以上の名稱を至つて公なる點から概論して見ればの意、得無少貶、小しおとさないわけにはゆかない、卽ち少し及ばないといふ意、

【解釋】　十月元は國號を建て丶大元と稱した、其時世祖の詔に曰く、夫れ天の大なる命を受けて、天下四海を殘らず保ち、天子の尊位に居る者は必らず善美なる國號をつけて、古より多くの天子に引續きて其系統を紀すなり、此の事は太古より始まりたるにて、獨り我家のみにあらず、其上、古の國號に就て考ふるに、唐といふは蕩にて、蕩は大の義なり、堯は之を國號としたる爲め、後世に其稱號著名となれり、虞といふは歡虞の虞にて、卽ち樂の義なり、舜は之を國號とし、それより遂に夏の禹王興り、殷の湯王、國を治むるに追追及ぼして來たれり、夏の字義は大、殷は中にて彼れと此れと互にめでたき字を國號としたるなり、然るに世は末になりて以來、國號のことも古と異なるやうになり、英雄時勢に乘じて天下を有ちたれど、國號は善美の意義より其稱を制定することをせず、秦と稱し漢と號するも、其の初て起りし地名に取りたるまでなり、隋といひ唐といふも、其の始めて王公に封ぜられたる爵邑の名稱について國號とせるのみ、此等は皆徒に人民が平日見聞せる狃習に從ひたるものにて、其の當時の考だけにて取極めたり、今秦漢以來の諸國號を極めて公平なる點より概論すれば、夏殷以上に比して小しく及ばずとせざるを得

此反道也、古者姦邪未レ有下不レ由二此者上、世祖以二衡語一語二阿合馬一、阿合馬由レ是怨レ衡、

【字解】 蠹、木を喰ふ蟲、故にそこなふと訓む、典、つかさどる、反道、謀叛をするしかけ、

【解釋】 元は許衡を以て中書省の左丞に任じた、時に阿合馬は權を專らにし、上は天子をないがしろにし、國をそこない、下は人民を害する政治をして居た、嘗て其子忽辛有に兵權をつかどらせやうと企てた、許衡が曰く、國家に於て政事上の權力は、兵と民と財との三者である、父が尙書省に官となり、民政を司どり、又財政を司る、而して其子が、又兵權を司どるとなれば、一家にて兵民財の三者を掌握することになつて、權力が餘り重きこと、なると、世祖曰く、卿は阿合馬が謀叛を心配するのかと、許衡對て曰く、阿合馬のする所は自然に謀叛をするしかけであります、古來姦邪なるものが、國家を亂だすに、此方法に由らないものはござりませんと、世祖は此の言を阿合馬に話した、阿合馬はこれから許衡を怨むやうになつた、

辛未、咸淳七年、元劉秉忠、許衡進二所レ定朝儀一、

【解釋】 辛未咸淳七年、元の劉秉忠、許衡の二人は、制定せし所の朝廷の儀式典禮を世祖の御覽に入れる爲に、朝廷へ進めた、

立二司農司一、以二張文謙一爲二司農卿一、

【解釋】 元は農務を掌とる官廳を新設し、張文謙を以て、其長官司農卿とした、

教二水軍七萬一、造二戰艦五千一、築二環城一以逼二襄陽一、

【解釋】 元では水軍は宋に及ばぬと氣が付いて遂に戰艦五千艘を造り、又襄陽城の周圍をとりまく環狀をなせる城を築造して、襄陽城に攻寄せた、

以二許衡一爲二集賢大學士國子祭酒一、

【解釋】 六月元は許衡を以て集賢殿大學士國子祭酒に任命した、是れは阿合馬の事を論じても採用せられぬ爲め左丞を辭したから、世祖は更に此の官を授けたのである、許衡は喜び熱心に教育に從事しその成績は大に著れた、

十月、建レ國號二大元一、詔曰、誕膺二景命一、奄二四海一以宅レ尊、必有二美名一、紹二百王一而紀

就ける人にして、其の職に不相當でありながら、高き地位に登るものは、それぐ\彼れの手引で出世する近道があつたのである、似道は自分は賞を惜みながら、人よりは金錢を責め取るので、將帥の心を失つた、劉整は元に降つて元主へ策を獻じて東南卽ち宋國を取る計をなしていふには、緩緩と取る御積りならば、蜀の地方より下らるゝがよし、若し急に取らん思召ならば、襄陽淮水より直に進むを宜しとすと申した、時に宋の諸將の自國の樣子を知るもの、引繼いで元に降參したのに、似道は太平なる時世であるやうに、見せかけるのみで、諸將の背いて去るなどは、少しも氣に留めなかつた、

元平章政事廉希憲罷、世祖嘗令受帝師戒、希憲對曰、臣已受孔子戒、世祖曰、汝孔子亦有戒耶、對曰、爲臣當忠、爲子當孝、是也、有方士請錬大丹、敕中書給其所需、希憲奏曰、前世人主、多爲方士誑惑、堯舜得壽不假靈于大丹也、世祖善之、

【字解】帝師戒、帝師は八合思馬なり、戒は佛法の方でまもるべき戒律、方士、方術の士を云、前に委し、大丹、山藥の名、錬、ねると訓む、こゝでは製造すること、前世人主、秦の始皇や漢の武帝を指す、不假靈于大丹、靈は御蔭の意、誑惑、たぶらかしまどわす、

【解釋】　元の平章政事廉希憲は、官を罷めた、世祖は嘗て帝師八合思馬の戒を受るやうに勸めたが、希憲對て曰く、希憲は已に孔子の戒を受けたりと、世祖曰く、汝が學ぶ孔子も、亦戒なるものがあるかと、希憲は、臣となりては當に忠なるべく、子となりては當に孝なるべきは、孔子の戒なりと對へた、又或る方士が、仙人の藥として大丹を錬製したしと請ふた、世祖は中書省に勅して、彼れの需める材料を供給させやうとした、時に希憲は上奏していふに、前世の人主秦始皇や漢武帝などは仙藥を得んとて、大抵方士に誑されました、堯や舜が天壽を得て長生せしは、仙藥なる大丹の靈驗を借りた爲めではござりませんでしたと申上げた、世祖は希憲の諫言を尤もとせられたと云ふ、

以許衡爲中書左丞、時阿合馬專權、無上、蠹國害民、嘗欲以其子典兵柄、衡曰、國家事權、兵、民、財、三者而已、父位尚書省、典民典財、而子又典兵、太重、世祖曰、卿慮阿合馬反耶、衡對曰、

何、對曰、北兵已退、陛下得何人之言、上曰、適有女嬪言之、詰問、誣以他事賜死、自是無敢以邊事言者、

【字解】女嬪、宮中につとめる女官、

【解釋】帝一日賈似道に問ふていふに、襄陽城は、元兵の攻撃を受けてより三年に及べり、其救援をいかにするのかと、似道は對て曰く、北兵は既に退きました、陛下は何人に聽き給ひたるかと、帝曰く、適ま宮嬪の一人が斯く申したのであると、そこで似道は此女嬪を詰問し、他の事を以て其の罪を誣ひ、遂に自害を申付けたので、其後邊防の事に就き彼れ是れと朝廷へ申上るものもなくなつた、

似道權傾人主、諫者動以周公輔成王擬之、親王、外戚、宦官、近習、皆箝制不敢恣、當世望士、亦引用、登朝爲儀羽、而服心不在焉、在外監司郡守、亦參用廉介、非其人而得進者、各有蹊徑、最以吝賞誅貨失將帥心、劉整降北、獻策取東南、謂緩取則經營自蜀而下、急則由襄淮直進、時諸將北降、知國虛實者相繼、似道方以粉飾太平爲事、略不爲意、

【字解】權傾人主、權力が強くなつて天子も及ばぬ、箝制、しめつけられる、望士、名望ある者、儀羽、儀仗の飾りとする羽、語は周易に出づ、こゝでは外面の飾、服心、服は腹の訛、詩に公侯腹心の語あり、腹とも心とも頼む大切な臣、監司、時に宋では提刑、安撫、轉運、提擧、を四監司といつた、參用廉介、廉恥あつて節操のかたい人物を參へ用ゆ、蹊徑、近道、吝賞誅貨、賞を惜み、金錢をせめとる、虛實、內向きの實情、粉飾太平、醜女が白粉をつけて美女の如く裝ふやうに、亂世を太平の世の如くに見せる、

【解釋】賈似道の權力は、强大にして天子も及ばぬ勢であつた、故に之に諂諛する者は、ことによると、周公旦が成王を輔佐せしことを以て、似道になぞらへた、親王外戚宦官近習も皆似道に抑へ付けられて、敢て恣にすることなし、似道は其頃世間に名望ある人物をも部下に引入れ、朝廷に引あげて形式上の飾りとしたけれど、實際腹心と頼むはそれ等の人の上にあるのではなかつた、地方官なる監司とか郡守とかにも亦廉恥ある人節操ある人物をまじえて任用した、而して官途に

尊貴者の學校である、調、徵發、不報、上書しても上より何等の沙汰がない、

【解釋】 文學武學宗學が各、上書して諸道の兵を徵發して力を併せて襄陽城の危急を救はんことを願出たが、何等の御沙汰もなかつた、

弓量推排田畝、

【字解】 弓量、弓は步弓で我國の所謂間竿のことならん、然かし諸書此の二字なし、本書何に據れるか詳ならず、推排、間數を打出す、

【解釋】 間竿を以て田畝の廣狹を測り、其の間數を打出した、斯くして租稅を多く取るやうにするのである、これを經界推排法と呼んだ、此の爲め江南地方は、尺寸の地にても悉く租稅を徵發せられ民力は之が爲に竭きた、此の事も理宗の景定五年の事である元來本書は南宋の記事錯誤尤も甚だしく、一一訂正するに堪へぬ、

葉夢鼎辭位、不允徑去、

【解釋】 葉夢鼎は朝廷にありて政治を行るしも、賈似道の妨害により、其志を行ふこと能はざるを憤り、遂に相を辭した、まだ聽屆られぬ内に夜中たゞちに車で遁げてしまつた、

江萬里、馬廷鸞爲相、

【解釋】 江萬里、馬廷鸞が左丞相右丞相となつた、

元立御史臺及諸道提刑按察司、行新製蒙古字、更號僧八合思馬爲帝師、築堡鹿門山、立諸路蒙古字學、

【字解】 八合思馬、前の八合思八と同人、元來譯語なる故、思八、思馬、思巴等に作つて一樣でない、

【解釋】 元は御史臺及び諸道の提刑按察司を設置した、元は新に製したる一千餘の蒙古字を天下に行ふことにした、是れは世祖の歸依せる西僧八合思馬の製作である、因て此の僧の稱號を改めて帝師とした、元は近々襄陽を取らん爲め堡を鹿門山に築造した、元は諸路にそれぞれ蒙古字を敎ふる學校を設立した、

庚午、咸淳六年、江萬里請援兵救襄、議不合罷去、

【解釋】 庚午咸淳六年に江萬里が援兵を請ひ得て襄陽城を救はんと請願したが、朝廷の議論が己の意見に合はざりし爲に、辭職して朝廷を去つた、

上一日問似道曰、襄陽受圍三年、奈

きである、

元立制國用使司、以阿合馬爲使、封世子南木合爲北平王、

【字解】 制國用使司、國家の財政を掌る役所、爲使、使は長官、世子、太子といふと同じ、北平、今の直隷省保定府完縣治、

【解釋】 元は制國用使司を立て、阿合馬を長官とした、太子南木合を封じて北平王とした、

賜日本國王書、

【解釋】 元は兵部侍郎黑的を國信使として、日本國王に書を給ふこと、した、此時我國は龜山天皇の御治世で文永五年である、高麗王王植は宋君斐を元使の案內として遣つたが、到著せずに還つて來た、

初給官吏俸及職田、

【解釋】 元にては初めて官吏に俸及び職田を給ふことにした、職田とは在職中に限り給はる田である、初てといふも以前官吏に俸給が無かつたのではない、其の定制が無かつたのである、

元封太子忽哥赤爲雲南王、

【解釋】 不用、

丁卯、咸淳三年、元以史天澤爲左丞相、忽都答兒、耶律鑄、降爲平章政事、伯顏降右丞、廉希憲降左丞、

【解釋】 丁卯咸淳三年、元は史天澤を以て左丞相に任命し、忽都答兒、耶律鑄は左丞相の官を降して平章政事とし、伯顏は右丞相から右丞に降され、廉希憲は平章政事から左丞に降された、これは官職を省く爲めにしたのである、

戊辰、咸淳四年、襄陽受圍、文煥告急、遣高達范文虎赴援、道不通、二將亦不用命、

【解釋】 戊辰咸淳四年、襄陽は元兵の攻圍を受けたので、守將呂文煥は危急を告げし故、宋の朝廷は高達と范文虎に赴き援はしめた、然るに道路は通せず、高達范文虎も亦命を用ひなかつた、文虎の如きは途中で妓と戯れて酒を飲んで居たといふ、文虎は賈似道の壻である、

三學士人、上書乞調諸道兵、併力救襄、不報、

【字解】 三學、文學、武學、宗學を云ふ、宗學は宗室の學校の意で諸王

め、時時軍兵を遣つて、襄陽や樊城の外方を掠めたから、其兵威は段段振つて來た、

似道建第西湖葛嶺自娯、五日一乘湖船入朝、不赴堂治事、吏抱文書就第呈署、他相書紙尾而已、內外諸司彈劾薦辟舉削、非關白不敢行、一時正人端士、斥罷殆盡、吏爭納賂、以求美職、圖爲帥閫、監司、郡守者、貢獻至不可勝計、趙溍輩爭獻寶玉、貪風大肆、兵喪于外、匿不以聞、民怨于下、誅責無稽、莫敢言者、

【字解】西湖、今の浙江省杭州城外にあり、葛嶺、西湖に沿へる山、湖船、西湖を航行する船、赴堂、堂は宰相の政務を行ふ所を指す、就第、邸宅に往くを云ふ、呈署、書類を差出して、其指揮を受けるにて、裁決の證印をとること、薦辟、人を薦め召出す、舉削、舉は人を擧げる削は名をのぞく、端士、正しき人物、美職、好き役、帥閫、大將、監司、一路の奉行職、貪風、慾の深くてむさぼる風、大肆、はびこる、肆はほしいままと訓む、無稽、無藝に作るを可とす、當の無いこと、藝は極也、準也、

【解釋】 賈似道は、邸宅を西湖の北岸にある葛嶺の眺望の好い處に建築して、自分で娯み居た、五日目毎に湖船に乘て、朝廷へ入朝するので、平日は政事堂に赴いて政務を處理せず、官吏は文書を抱いて態態似道の邸宅に往いて、其の裁可を請ひ、似道の印を受けるのであつた、他の宰相は其文書の紙の端に署名するのみである、斯くて內外諸司の、彈劾のこと、薦擧のこと、人物を官吏に擧用すること、名籍を取り除くこと等の諸事務は、先づ賈似道に關かり白した後でなければ行ふことなかつた、其の頃の正人端士は何れも彼れが爲めに排斥せられ、罷職せられて、朝廷には殆ど絕えてしまつた、而して他の方面では役人は爭て賄賂を似道に納めて、好い職を求めるのであつた、將官や監司や又は郡守になりたい、希望のものは、物品金錢などを貢獻すること極めて多く、其の數實に計ふにたへざる程であつた、趙溍が徒輩は爭て寶玉を獻じ、世間一般に貪慾の風が非常にはびこつて來た、國境の戰爭で兵は敗亡しても其事情を匿して天子へ上申せず、下下の人民の怨みは積り、朝廷の刑罰は勝手次第で少しも當は無い、されども人人は皆賈似道の威を畏れて誰も一言も發し得なかつた、似道の西湖に第を築いたのは咸淳三年であるから、此の一節は順序として初給官吏俸及職田の後にあるべ

知るべし、

臨安府士人葉李、蕭規等、上書詆似道專權害民誤國、似道怒、以他事罪竄遠州、

【字解】 詆、そしるなり、

【解釋】 臨安府の士人大學生葉李と蕭規等は上書して賈似道が權を專らにし民を害し國を誤まることを詆つたので、似道は之を怒り、他事を以て蕭規等を罰し遠地に流罪とした、然かし此の事は理宗の景定五年の事で、こゝに書いたのは本書の誤である、

詔馬廷鸞、留夢炎、兼侍讀、李伯玉、陳宗禮、范東叟、兼侍講、何基、徐幾、兼崇政殿說書、

【解釋】 馬廷鸞、留夢炎をして侍讀を兼しめ、李伯玉、陳宗禮、范東叟をして侍講を兼しめ、何基、徐幾をして、崇政殿の說書を兼るやうにそれぞれ詔があつた、

元以王盤爲翰林學士承旨、

【解釋】 元は王盤を以て翰林學士承旨と爲した、承旨は翰林院に於ける上役なり、

乙丑、咸淳元年、元以安童爲右丞相、伯顏爲左丞相、以劉秉忠爲太保、參中書省事、

【解釋】 乙丑、咸淳元年、元は安童を以て右丞相となし、伯顏を以て左丞相となし、劉秉忠を以て太保と爲し、中書省の事務に參與せしめた、元の官制にては、左右丞相は、中書省の事務に與かる規定であつた、安童は時に十三歲で百官の上に坐し其の明敏なことは人を驚した、伯顏も希代の名將である、劉秉忠も十七歲で節度使となつた位な傑物である、

丙寅、咸淳二年、呂文煥守襄陽、元人自開互市以來、築城置堡、江心起萬人臺、撒星橋、以遏南兵之援、時出師哨掠襄樊城外、兵威漸振、

【字解】 江心、長江のまんなか、遏、とどむる、哨掠、かすめる、

【解釋】 丙寅、咸淳二年呂文煥は襄陽を守りて居るが、元人は互市を始めてより、城を築き堡を置き、又長江の眞中に萬人臺や撒星橋を築造して、南兵(宋兵)の援軍をこゝで喰止

各以竄死、似道獨相、遂執國政、末年寢有君臣相猜之跡、未及更變而崩、壽六十一、上臨御以來、終始崇奬周程、張氏、及朱、張、呂氏、諸儒義理之學、故廟號理宗、太子立、是爲度宗皇帝、

【字解】改元、元年、寢、「ヤヽ」と訓む、やうやくの意、相猜、相互にそねみ疑ふ、崇奬、あがめすゝめる、上臨御以來、天子の御位につかへてより、周、周惇頤、程、程顥、程頤、張、張載、朱、朱熹、張、張南軒、呂、呂東萊、

【解釋】景定元年には、丁大全と吳潛は、其人物が同しからざるも、此二人はそれぞれ後に流罪となつて死したので、賈似道が獨り相として遂に國政を執行ふやうになつた、末年はそろ〳〵と帝と似道と相互にそねみ疑ふ模樣があつたが、帝は未だ其弊を改め變へるに及ばぬ内に崩御された、壽は六十一であつた、帝は位に卽いてから、始終周程張氏及び朱張呂氏諸儒が唱へて居る義理の學問を、崇め奬められた故に、其の廟を理宗と號した、太子が立て位に卽く、是を度宗皇帝となす、(注意)以上二節は本文にて一連、

○度宗皇帝、初名孟啓、福王與芮之子、理宗之猶子也、理宗子多而不育、鞠孟啓於宮中、改名孜、又改名祺、立爲皇子、封忠王、已而建儲、改名禥、歲甲子卽位、時則蒙古部、國號大元、紀元至元之初也、賈似道專政、進平章軍國重事魏國公、立相以自副、

【字解】啓、音啓、猶子、姪をいふ、禮記に兄弟之子猶子也とあり、祺、音基、建儲、皇太子を定める、禥、音旋、自副、自分の副役にする、

【解釋】度宗皇帝、初の名は、孟啓といふ、理宗の弟福王與芮の子で、卽ち理宗の姪である、理宗は、子多くありたれども育たなかつた、因て孟啓を宮中に養ひ、名を孜と改め、又祺と改め立て、皇子となし、忠王に封ぜられた、已にして皇太子に定められ名を禥と改めたが、甲子の歲に天子の位に卽いた、時に蒙古部では至元と紀元した初年であつた、賈似道は政を專にして、其の身分は平章軍國重事に進み、魏國公に封ぜられ、贅澤にも相を別に立置いて自分の副役にして居た、本文の蒙古國を大元と號したのは帝の咸淳七年の事故、削るを可とす、又賈似道の魏國公に封ぜられたも來年四月の事と

合、及其謀臣不魯花、脫忽思等來歸、詔、諸王皆太祖之裔、並釋不問、其謀臣不魯花伏誅、

【解釋】 元は至元と改元した、時に皇弟の阿里不哥は兵屢々敗北して再び戰ふ能はず、王族王龍答失、孛速帶、昔里吉合の三人及び其の謀臣不魯花、脫忽思等と上都に歸つて來た、世祖は詔して、諸王は皆太祖の子孫であるからとて釋して其罪を問はないといつて、唯其の謀臣不魯花のみを誅した、

元立諸路行中書省、

【解釋】 元は各地に行中書省を立てた、行とは大都にある中書省を分つのである、中書省は一、行中書省は十一で、其の下に路は總計百八十五路あつた、本文の書方は一路に一行省を立てたやうに見えるから注意せねばならぬ、

冬十月、上崩、在位四十一年、改元者八、寶慶、紹定、則彌遠十年之政、端平初元善類滿朝、有眞德秀、魏了翁等、爲執政侍從人、以比慶曆、元祐、自嘉熙以後、至于淳祐、則有嵩之數年之政、嵩之既去、自淳祐、至寶祐、正人指邪爲邪、邪人指正爲邪、互爲消長、而狼狽莫如開慶丁大全之政、

【字解】 互爲消長、消は消滅、長は生長、正人と邪人とは一所にならぬから一方が進むと一方が退き、一方が出ると一方が入るを云ふ、狼狽、うろたへる、

【解釋】 冬十月上崩ず、在位四十一年間にて、改元したこと八度、即ち寶慶と紹定年間は、史彌遠が十年間政を行つた時である、端平の初年には、朝廷に善人が滿ちて居た、即ち眞德秀、魏了翁等の諸賢人が執政となり又侍從となつたので仁宗の慶曆哲宗の元祐時代にも比すべき世であつた、嘉熙より以後淳祐に至るまで、史嵩之數年の政であつたが、嵩之は久しからずして朝廷を去つて、淳祐より寶祐までは、朝廷に正人邪人互に消長をなし一進一退の狀態であつた、即ち其時には正人は姦邪なるものを指して邪人といひ、邪人は正人を指して邪人と稱して居つた、而して蒙古の侵入によつて狼狽の醜態を暴露したのは開慶年間に丁大全が政を執りし時に越したものはない、

景定改元、大全與吳潛、雖人品不同、

ると、そこで元の朝廷は此言を納れて使者を鄂城に遣はして、玉帶を文德に贈り、さて交易の場所を襄陽城外の地に設置せんことを申込んだ、果して文德は元に深き考あるのに氣付かず、之を許してしまつた、使者は次に、南人は交易する時にも信用は出來ないから交易所のぐるりに土城を築いて貨物を保護したいと申込んだ、文德も此要求には許可を與へなかつた、其後又元より使者が來りて前の申込を許可せんことを願つた、文德は斷りかねて今度は朝廷に請ひて遂に許可してやつた、そこで元は交易所を樊城の城外に開設し、土墻を鹿門山に築き、外面は物品の貿易をなせども、內面は小城を築造してしまつた、文德の弟呂文煥は、元人に欺かれしを知り、二度まで兄なる荊湖制置使に其事を文書に記して上申したが、屬吏は其書面を匿して文德に見せなかつた、然るに元人は又白鶴城に於て第二堡を築造したから、文煥は再び上申した、今度は其文書が文德の手許に屆いたので、文德は之を見て大に驚いて、朝廷を誤りたるものは我なりといつた、其の後、蒙古の兵襄陽に跋扈する時に鄂城から軍隊を引いて自ら援けに赴かんと願つたが、會ま病んで卒去した、これは咸淳六年の事だが事の序に編者は書いたのである、

甲子、景定五年七月、彗星長十數丈、芒角燭天、自四更從東見、日高方歛、月餘乃不見、楊棟因指言蚩尤旗、因此遭論去國、

【字解】 彗星、はゝき星、芒角、星の光、四更、午前二時頃より四時頃迄、歛、をさまると訓む、こゝにては星の光が見えなくなる、蚩尤旗、彗星に似て少し異なる星の名、史記に見則王者征伐四方と見ゆ、

【解釋】 甲子景定五年七月、彗星があらはれて、其長さが十數丈もあり其星の先の光が天をてらし、午前二時より東方に見はれ日が高く昇つて後見えなくなる、此事が一ケ月も引續いたが後は全く見えなくなつた、參知政事の楊棟はこの星を指して、是れは蚩尤旗である何にも變異ではないといつたから、世人の議論に遭つて遂政府を去つた、

八月、元以燕京爲中都大興府、劉秉忠請定都于燕、世祖從之、

【解釋】 八月元は燕京を以て中都大興府と稱した、是れは劉秉忠が國都を燕に定めんと願つたからで、世祖は其言に從つたのである、程なく更に大都と改稱した、

元改元至元、時阿里不哥兵屢敗、至是與諸王王龍答失、孛速帶、昔里吉

て樞密院を立てた太子燕王眞金を以て中書令の役を從來の通りに守らしめ、新設の樞密院の事務に判たらしめた、此時より開平府を上都と稱して中都燕京に對したのである、元は姚樞を以て中書省の左丞とした、樞は世祖に申し上げていふに、陛下は國基を立る事業に於ては、太祖から已に五世なれば、守成なるは勿論なれども、國家を治むる道に於ては萬事創始の時にあたらせらる、然らば正に政治の方針は、宜しく親族を親み睦みて根本を固くすべきこと、皇嗣子を建て、天子の位を大丈夫にすること、大臣を選定して國務に當らしむべきこと、儒者を召聘して經書の講筵を開き心を正しく致さるべきこと、邊境の守備を修めて不意の來寇を豫防せらるること、糧食を貯蓄して居て凶年飢饉に狼狽せぬやうにすること、學校を設立して人才を敎育すること、農業養蠶を勸めて人民の生活に不足なきやうにせらるゝことを務め給へと申した、世祖は此の奏言を納れられた、是れは正月の事であるから、順序として景定四年の始めに置くをよろしとする、

呂文德復瀘州、文德號黑灰團、劉整獻言於元曰、南人惟恃黑灰團、然可以利誘、乃遣使獻玉帶於文德、求置權場於襄城外、文德許之、使曰、南人無信、願築土城以護貨物、文德不許、使者復至、文德請於朝許之、開權場於樊城外築土墻於鹿門山、外通互市內築堡、文德弟呂文煥知被欺、兩申制置爲吏所匿、元人又於白鶴城築第二堡、文煥再申、方達、文德大驚曰、誤朝廷者我也、即請自赴援、會病卒、

【字解】黑灰團、黑灰團子、卽ち今日の炭團といふがごとし、權場、商品交易所、襄城、襄陽城の畧、土城、周圍を土で堡の如くに建築する城、樊城、今の安徽省廬州府境、鹿門山、今の湖北省襄陽府襄陽縣の東南、堡、小城也、兩申制置、二度書面を上申して制置使(官名)を諫めた、白鶴城、襄陽縣の南方白鶴山上に在つた城、互市、貿易、

【解釋】呂文德は瀘州を恢復して宋の領地とした、是れは已に前に出た事であるから、削る方が宜しい、此の文德は色が黑い男であつたから世人より黑灰團と稱へられた、劉整は元主へ自分の考を申して曰く、南人(宋を指す)はたゞ黑灰團を恃みとして居る、されど利を以てせば彼を欺くことができ

【字解】濟南、今の山東省濟南府、

【解釋】五月元の丞相史天澤は李璮を濟南城に攻め、八月になつて璮力盡き復た元に降つたが、元人は璮を誅した、然かし正史及び綱目等には、璮は自ら妻子を殺し、其の身は大明湖に投じたけれども、水淺き爲め死なれず、そこを元兵に捕獲されて殺された事に書いてある、宋より檢校太師を追贈し、廟額を顯忠と給はつたなどより考ふれば、本書の記事は恐くは錯誤して居る、

元以董文炳爲山東路經略使、

【解釋】元は董文炳を以て、山東路の經略使に任命した、山東の民心は悦服して始めて安穩になつた、

元立十路宣慰司、立諸路轉運司、

【解釋】元は十路に各宣慰司を立て軍民を統治させ、諸路に轉運司を立て徵稅の事を掌らせた、

癸亥、景定四年二月、元以王德素爲使、劉公諒爲副、致書來詰其稽留郝經之故、

【字解】稽留、ひき止める、

【解釋】癸亥、景定四年二月、元は王德素を以て正使とし、劉公諒を副使として來りて國書を宋の朝廷へ致して、宋にて元使郝經を久しく稽留し置く理由を詰問した、

三月、元初建太廟、五月、初立樞密院、以太子燕王眞金守中書令、兼判樞密院事、以開平府爲上都、元以姚樞爲中書左丞、樞曰、陛下於基業爲守成、於治道爲創始、正宜睦親族以固本、建儲副以重祚、定大臣以當國、開經筵以格心、修邊備以防虞、蓄糧餉以待歉、立學校以育才、勸農桑以厚生、世祖納之、

【字解】基業、國を立る基い、創始、新しくはじめる、重祚、天子の位をだいじやうぶにする、開經筵、儒者を迎へて經書の講義をなさしめ其倫常の學問を研究するを始むる、格心、心を正しくする、防虞、不意に敵の攻寄せろのを豫防する、待歉、飢饉に對する用意をする、育才、人才を教育する、厚生、人民の生計を立てる方法に手厚くする、

【解釋】三月、元にては初めて太廟を燕京に建た、五月初め

勢を妬み、士璧世雄二人をあしざまにそしりて、皆他處へ貶したが、二人は貶せられたまゝ死んだ、劉整は已に禍に罹るのを懼れて居た時に、蜀帥興復は兼てよりふるき遺恨ありし爲に、屬吏を瀘州にやり整が元軍と戰ふ以前に貯へ置きし錢と糧食とを勘定せしめた、其時恰も元軍が、國境へ攻めよせ來たので、整は遂に叛いて宋を去り元に降つた、元は是れから宋の内情を明に知ることが出來た、

元命軍中、所俘儒士、聽贖爲民、七月、元初立翰林國史院、

【解釋】元は軍中に命令を下し、俘虜となりたる儒士は、金を差出せば民となることを聽許した、七月、元は始て翰林國史院を立てゝ、遼金二史の編輯を始めた、

立諸路提學學校官、

【解釋】元では老儒を選び諸路にそれぞれ提擧學校といふ官一人づゝを立てゝ、其地の學校を掌らせた、其の官は凡三十人であつた、

元諸將敗西軍、阿里不哥北遁、

【解釋】冬十月元の諸將西軍を漠北に敗り三千人を殺した、阿里不哥は身を脫して北に遁れ去つた、

元封皇子眞金、爲燕王、領中書省事、

【解釋】元は皇子眞金を封じて燕王と爲し、中書省の事務を領せしめた、中書省は天子の命令を傳ふる官省にして、詔勅を宣奉することを掌る、

壬戌、景定三年、呂文德復瀘州、

【解釋】壬戌、景定三年、呂文德は劉整が宋に叛き元に降りし時に、元の領地となりし瀘州を恢復した、

元江淮大都督李壇、以京東漣海來歸、詔封壇爲齊郡王、復其父全官爵、

【解釋】元の江淮大都督李壇は、京東と漣海の三城とを以て來りて宋に歸順した、帝は詔を下して壇を齊郡王に封じ、其父全が官爵を元の通りに復した、李全の事は前に見えた、

元宰臣王文統、坐與壇通謀伏誅、

【解釋】元の平章政事の官に在る王文統は、李壇と謀を通して居るといふ罪に坐して誅せられた、平章政事は宰相の職名なり、故に宰臣と書す、

元史天澤、圍李壇于濟南、壇復降于元、元人誅之、

徵餘者、

【字解】 信州、今の江西省廣信府上饒縣治、千金而募徙木將取信於市人、本書卷一秦の商鞅の條に詳なり、二卵而棄干城、本書卷一衞國の條に見えた、

【解釋】 戰爭中信州の謝枋得は、趙葵が達書を得たので、官の粟を給與して民兵を募つて、其地方を守禦した、然るに此度會計官が都から檢査の爲め信州へ出張した、枋得がいふには、此の事件で宣撫使の趙葵に迷惑をかけてはならないとて、自分で萬緡たけの錢を償ふたけれど、其餘が辨償ができなかつた、そこで賈似道に上書していふに、古へ秦の商君が三丈もある木を國都に移すとができる者には、千金を與へんとの令を發布した處が後に一人で其木を移した者が有つた、そこで商君は約の通りに千金を與へた、此事は信用を市人に取るためである、又孔子の孫子思が、二鷄卵を食つた爲め干城の將を棄つべきかと衞君を諫めたこともあるが、斯樣な事は國家の恥であるから隣國に聞かしむべきものであるまいと書いた、其の意は、官の錢粟を使つたのも、人民に對し募集の約束を踐んだのである、斯くせざれば官の信用は立つまい、又其の會計上に違を生じたとて國家の爲め軍功を立てた者を罰するとはなさけなし、外國人に聞かれたら、笑はれますぞといふのである、此の書の爲め枋得は其不足の分を徵發することは免された、枋得字は君直有名な文章軌範の編者である、（注意）以上四節、本文で一連、

呂文德、制置荊湖知鄂州、

【解釋】 呂文德は荊州湖州の制置の官であつて、鄂州の知事を兼ねるやうになつた、

辛酉、景定二年、瀘州守劉整、叛降于元、先是、上遷蹕之議者吳潛、盡守城之力者向士璧、奏斷橋之功者曹世雄、劉整、既而似道妬功、譖士璧、世雄皆貶死、已懼禍、而蜀帥鄭興復、以宿憾遣吏至瀘、打算軍前錢粮、適北軍壓境、遂叛去、

【字解】 瀘州、今の四川省瀘州治、遷蹕之議、國都を他處へ遷す議、宿憾、ふるい怨、壓境、境へ攻めよせる、

【解釋】 辛酉景定二年、瀘州の守將劉整叛て元に降つた、是れより以前に宋で國都を他處へ遷さんとの議論を諫止せし者に吳潛あり、潭州の城を嚴重に守りて力を盡せし者に向士璧あり、新生磯で、浮橋を斷つて功を奏せし者に曹世雄、劉整の二人あり、然るに、賈似道は此等國家に盡くせし諸人の功

したので、人人は之に感じて、皆自ら其の志氣を振ひ勵して居た、

帝聞有北使、謂宰執曰、北朝使來、事體當議、似道奏、和出彼謀、豈容一切輕徇、倘以交鄰國之道來、當令入見、賈似道忌害閫臣、兵退、行打算費用法、欲以此汚之、向士璧、趙葵、史岩之、杜庶等、皆坐侵盜掩匿、罷官徵償、而士璧所償尤多、竟安置而死、復拘其妻妾而徵之、猶不能足、

【字解】北使、元使、事體、事柄、豈容一切輕徇、なにもかもかまはず、敵の言ふことを輕輕しくきく筈はない、閫臣、將軍、閫は門限なり、俗に「しきみ」と稱す、閫外の事は、將軍に一任すといふ意より此の言あり、打算、勘定すること、汚、けがすと訓む、惡名をつけるをいふ、

【解釋】理宗帝は元使の來る報知を聞き、宰相執政等に向ふて、蒙古の使者が來著したならば、今度の和議を如何すべきか必らず議定すべき筈であると話された、賈似道は云ふには、今度の和議は、彼の謀に出でたのであるから、何にもかも元使のいふ條件を輕輕しく同意を表してはなりませぬ、若し彼れは鄰國に交るの仕方で懇に參りましたなら、當に我朝廷に其の使者を入れ拜謁仰付られて然るべしと申し上げた、賈似道は已れ一人功を專らにせん心あれば、他の將軍達を忌み惡みて居たから、元宋の戰爭も一旦中止するやうになり、宋兵も戰地より引退くことになつた、似道は、此際に戰爭の入費を勘定する法を實行して、諸將軍に其精算を迫り、若し不足あれば、官金私用の惡名を蒙らしめて罰せんとの考であつた、それが爲に、向士璧、趙葵、史岩之、杜庶等は皆軍資金を盜んだとか匿したとかの罪に坐して、官をやめられ、各〻其の賠償を徵發せられた、向士璧の償ふべき金は特に多かりし故、一時官職を罷め、漳州へ流されて、遂に其處で死したので、再び其の妻妾を拘留して徵發せしも、まだ不足であつた、

信州謝枋得、以趙葵檄、給錢粟、募民兵守禦、枋得曰、不可以累趙宣撫也、自償萬緡、餘不能辨、乃上書似道、有云、千金而募徙木、將取信於市人、二卵而棄干城、豈可聞於鄰國、遂得免、

學問も國家の御用にたつたわけであると云つた、そこで遂に世祖の命のまゝに使者となりて宋へ行いた、

王文統陰諷李璮侵宋以沮撓之、欲假手以害經、經踰淮、賈似道懼姦謀呈露、遂以李璮爲辭、拘留經于眞州之忠勇軍營、驛吏防守、嚴於獄犴、介佐或不能堪、經語之曰、將命至此、死生進退、聽其在彼、守節不屈、盡其在我、豈能不忠不義、以辱中州士大夫乎、但公等不幸、須忍死以待、揆之天時人事、宋祚殆不遠矣、衆感其言、皆自振勵、

【字解】陰、ひそかに、かげながらの義、諷、物にたとへて遠廻しにさとすを言、沮撓、はばみたわむ義でじやまする意、假手、人の手をかりて也、呈露、あらはれる、眞州、今の江蘇省揚州府儀徵縣治、獄犴、獄も犴も牢屋の義、介佐、同職の下役を云ふ、將命、論語に出づ、こゝでは使命を奉將する也、使者の役を勤める、聽其在彼、先方の人の勝手次第にまかす、天時人事、天命のめぐりあはせと人間のすること、振勵、氣を振ひはげむ、

【解釋】　王文統は尙ほも姦計を運らし、陰かに李璮（宋の叛臣）に意中の情實を諷しつゝ申渡して、宋に屬せる地方を侵伐せしめて郝を怒らし、郝經が受けたる使命に邪魔を入れ、此方で殺さずに宋人の手を借りて殺させるやうにと企てた、經はこの陰謀を知らずに、已に淮水を踰へ宋の國境に入らんとした、果して宋の賈似道は、經が來ては自分が前日の姦謀の露見せんことを恐れ、今度元將李璮が宋へ侵入せし事あるを口實となし、經を眞州に駐屯せる忠勇軍の營內に拘留した、驛吏の監禁の嚴重なるは、獄屋よりも嚴しかつた、經に隨行せる下役共は、或は時に其苦痛に耐ふる能はざるものもあつた、經は其下役等に語るには、吾等は君命を承り此迄來て斯く苦み居るも、吾死生進退は宋人のなすにまかすより外に致し方なし、節操を守りて他國人に屈せざることは盡く我心にあることなれば如何なる場合に遇ふとも不忠不義をして、我中國の士太夫たる面目を辱しむべきものではない、何處迄も節操を守り、國家に盡くさゞる可からず、しかし現今は君方は不幸にして、斯く監禁中にあるも、須らく死を忍びて時を待たれよ、天命のめぐりあはせと人事とによつて考ふるに、宋の國運も恐らくは遠からざる間に盡きるならんと、話

を前の通りに溫め交を善くし、其上に鄂州にて賈似道と約せし和議の實行を求めた、賈似道は既に宋の朝廷に還りて居たが、自分の家に客となりて居る、廖瑩中に命じて福華編といふ書を作らせて、鄂州に於て戰功ありしことを、ほめさしめた、宋の朝廷にては、其實際の事情を知らず、今度の和議も賈似道が元に求めしことなるに、誰も之を知らなかつた、

元世祖既立、廉希憲請遣使以息兵講好、命軍北歸、俾恩威竝著、世祖善之、而不得其人、王文統素忌郝經才德、乃遣經行、或謂經曰、盍以疾辭、經曰、自南北搆難、江淮遺黎、弱者被俘畧、壯者死原野、兵連禍結、斯亦久矣、聖上一視同仁、務通兩國之好、雖以微軀蹈不測之淵、苟能弭兵靖亂、活百萬生靈於鋒鏑之下、吾學爲有用矣、遂行、

【字解】搆難、戰爭をする、江淮遺黎、長江、淮水の流域地方にのこりて居る人民、被俘畧、捕虜もなる、微軀、「ちいさきからだ」の意にて卽ち自身を指す、蹈不測之淵、底の知れぬ淵へ蹈みこむと云ふ義で、どのやうなめにあふか知れぬ地へゆく意、弭兵、戰爭をやめる、靖亂、亂をやすめる、生靈、人民、

【解釋】元の世祖は既に天子となつた、廉希憲は、使者を宋へやり、今より戰爭を息め、和睦をして、交際を親密にするように申込むと同時に、又我軍隊を北方へ歸らせて恩と威とを竝び行はしめんと、世祖に願出た、世祖は其の意見を善しと思ふたが、さて其の使者の役を勤める、適當な人が見當らぬ、時に王文統は平素郝經が才德あるを忌み嫌つて居たので、郝經を其の使者として行かしめんとの考であつた、時に或人が經に謂て曰く、此度君は宋へ使者となりて行く命を受けて居らるゝが、實に危險である、病氣と唱へてなぜ辭せざるかと、經が曰く、宋元二國が戰爭するやうになりて以來、江淮水流域の地方は、常に戰場となつて、其今に生き殘りて居る人民も、其弱年のものは捕虜となり、壯年の者は原野に死し、戰爭が幾年も引續き、禍亂が結ばれて久しいのである、聖上(世祖を指す)は彼我を一視して同じく仁惠を垂れさせ給ふ天子で、今より宋元兩國の好を通せんと務められて此度の命があつたのである、つまらない私の躬を以て、どのやうな危い場所に入るとも、かりそめにも戰爭を弭め禍亂を鎭めて鋒鏑の下に死ぬる百萬人の生命を救ひ活かすことを得たらば、私か

始て解け、長江のほとりの地方も全く治まつて靜かになり、宋の宗廟社稷も一旦危かりしに、今や再び安らかになりたり、實に是れ萬世までも限りなき幸福なりと、理宗は其の言を眞に受けて、賈似道は宋朝を再興せる大功ありと考へ、詔を下して其功を褒め、賞賜の品物も甚だ厚かつた、

元阿理不哥、僭號于和林城曲、

【字解】城曲、元史には城西に作る、他本に此の二字なし、

【解釋】忽必烈即位の來月阿里不哥も和林城西に於て、帝號を僭稱した、

五月十九日、元建元中統、

【解釋】元は從來年號なかりしが、世祖即位に及び、始て年號を建つるやうになり中統と稱した、編者は元人なる故、此に月日までを記して特筆したのである、

進中統交鈔、

【字解】進、造字の誤、

【解釋】天史に據れば、中統元年七月元の朝廷にては、始めて九等の紙幣を造り、中統元寶交鈔と稱した、

元世祖自將討阿里不哥、

元廉希憲、大敗西軍于姑臧、斬阿藍答兒及渾都海、

【字解】西軍、阿里不哥の軍、姑臧、今の甘肅省甘州の東ならん、

【解釋】元の廉希憲は大に阿里不哥の黨の軍を姑臧に敗り阿藍答兒及び渾都海を斬り殺した、

元以梵僧八合思八、爲國師、

【字解】梵僧、梵とは佛教をいふ、

【解釋】十二月元は梵僧八合思八に國師の尊稱を與へた、八合思八は、吐蕃薩斯嘉の人で、氏は足克袞なり、歳僅に十五で世祖に謁し、遂に國師として國中の佛教を統轄した、

元遣郝經來尋盟、且徵前日請和之議、賈似道既還朝使其客廖瑩中撰福華編稱頌鄂功、朝廷不知其求和也、

【字解】尋盟、盟をつがしむと通常訓めども「あたたむ」と訓むを宜とす、燖尋古來通用の字なればなり、これは一旦、熱のさめて居る盟を、本の通りにあたゝめる意、徵、もとめる意、福華編、書名也、稱頌其功をあげほめる、

【解釋】元は郝經を使者として、宋の朝廷へ來らしめ、盟約

を安んずるやうにせられ、其上に王の長子眞金に命じて燕都を鎭守せしめ、勢力の強大なる樣子を天下に示せば、天子の御位は、自然に御身に歸することになつて、國家も安らかになるべしと告げた、忽必烈も經の言を尤なものとして之に從ひ、賈似道には和睦をすることにし、且つ宋より元へ納むべき毎年の貢物の數を銀絹各〻二十萬と約束した、そこで遂に城攻の爲め築いた塞を撤いて去つたが、張傑と閻旺の二將を留め一部隊を以て此時湖南地方から來る兀良哈歹の兵を待受けることを命じた、（注意）以上二節は本文にて一連、

庚申、景定元年、元世祖名忽必烈、憲宗同母弟也、憲宗既殂、阿藍答兒、渾都海等、謀立世祖弟阿里不哥、憲宗后聞之遣使馳至鄂請速還、春三月、至開平、諸王大臣同勸進、三讓乃卽位、

【解釋】　庚申、景定元年、元の世祖、名は忽必烈といひ、憲宗の同腹弟である、憲宗が既に崩去したので、阿藍答兒、渾都海等は、忽必烈の弟阿里不哥を立て、主とせんと謀り居るを憲宗の皇后が聞いて使をやり馳せて鄂州に至らせ速に國都に還るやうに請ふたので、忽必烈は春三月開平府に來た、そこで諸王大臣等が一同に天子の位に卽かれんことを勸めたが、三度辭退した上で遂に位に卽いた、

元兀良哈歹、會張傑于鄂州、師北還、宋賈似道命夏貴、敗其後軍于新生磯、遂匿其議和稱臣納幣之事、上表言、鄂圍始解、江面肅清、宗社危而復安、實萬世無疆之休、帝以似道有再造功、下詔褒美、賞賚甚厚、

【字解】　新生磯、今の湖北の黃岡縣の西北、一名は新生洲、肅清、治まりて靜かな意、無疆之休、限なき幸、再造功、一旦あやうくなつた國を再び無事にせし功、賞賚、賞としての賜はりもの、

【解釋】　元の將兀良哈歹は、張傑と鄂州に會合し、其師を帥ゐて、北方へ還つた、其の時に宋の賈似道は、和議を元となせしに拘はらず、部將の夏貴に命じて、水軍を以て元の浮橋を斷切り、其の後軍を新生磯に敗り百七十人を殺した、似道は自分が元と和を議し、宋は元に對して臣と稱し、毎年幣物を納るゝことを忽必烈と約せし次第を匿くして言はずに、前に擒殺した元兵に表文を添えて奏上して言ふには、鄂州の圍も

て元兵と戰つた、然るに忽必烈は、城を攻ること益きびしく、鄂州城中の死傷者も已に一萬三千人に及んだから、似道は大に懼れて、密かに部下の宋京を遣はして、元軍の營所に至らしめ今より後は宋主は元主の臣と稱し、年年幣物を元へ納めんと願つたが、忽必烈は其言を聽入れなかつた、其時丁度に合州の守將王堅が急使を鄂州に走らせ、憲宗死去の報を似道に告げた、そこで似道は再び宋京を元の營所に往かせて前の願を繰返させて見た、

太弟亦聞阿里不哥欲襲尊號、郝經曰、若彼果稱遺詔、便正位號、下詔中原、行赦江上、欲歸得乎、願大王以社稷爲念、班師議和、置輜重率輕騎而歸、直造天都、遣大軍逆大行靈轝、收皇帝璽、遣使召旭烈、阿里不哥諸王、會喪和林、差官諸路、安輯命王長子眞金、鎭守燕都、示以形勢、則大寶有歸、而社稷安矣、太弟然之、乃許似道和、且約歲幣之數、遂拔寨而去、留張傑閻旺以偏師候湖南兀良哈歹之兵、

【字解】尊號、皇室の名稱、正位號、天子の位號を正しくするの意、行赦江上、罪人を赦すことを、長江のほとりへ達する、天都、元の國都を指す、卽ち燕京、大行、天子が崩じてまだ埋葬もなさず諡もつけぬ間の稱、靈轝、天子の棺を云、安輯、民を安んじ治める、示以形勢、樣子の強いのをみせる、大寶、天子の位、偏師、一部隊、候、まつの義、

【解釋】時に太弟も本國に於て弟の阿里不哥が人に勸められ、天子の尊稱を繼がん心のあるを聞いたから、此の際如何すべきかと評議した處が、郝經(字は伯常)曰く、若し彼(阿里不哥)が果して憲宗の遺詔と稱して、今直に天子の位に卽き、詔を新に領有せる中原に下し、大赦の令を長江一帶の地方に達せば、大王は國都に歸る御考ありても、歸ることができますまい、願くは大王は、國家の事を以て念となされ、今より至急軍隊を引還し、宋に對して和睦するやうにし、輜重は手まとへになるから此の地に差し置いて、自ら輕騎を率ゐて直に燕都に至り、國都より大軍を差遣はし大行皇帝の御柩を迎へ天子の玉璽を御手に收められ、同時に使者を遣はされて、皇族たる旭烈や阿里不哥の諸王を召集し和林にて行ふ御葬儀に會葬せしめらるべし、斯くて官吏を諸路に差遣はされて民心

臣擅權、政出多門、至憲宗、凡詔旨必親起草、更易數四、然後行之、御群臣甚嚴、嘗諭曰、汝輩若得朕奬諭、卽志氣驕逸、災禍未有不隨至者、汝輩其戒之、時太弟進攻鄂州、宋守將張堅守不下、遂死之、

【字解】 釣魚山、合州城下の山名、剛明、きしようが強く、物事にはつきりとして居るを云、雄毅、たけしくしつかりとして居る、沈斷、おちついて決斷がよい、寡言、ものかずを言はぬ、政出多門、政治が君主より出るものあり他より出るものありて政が一途にいでざるを云、起草、文章のした書をこしらへる、奬諭、すゝめほめさとす、驕逸、たかぶりきまゝになる、

【解釋】 元の憲宗は合州を圍むこと五個月に及びたるも、落城せぬ、六月に病が起き七月遂に釣魚山に崩した、或は負傷の爲めとも傳ふ、在位九年、壽五十二であつた、後に追謚して桓肅皇帝といふ、憲宗の人となりは氣が強く物事に明らかにして、しつかりとした上に沈著であつて、決斷がよく、ものかずを言はず、又飲酒を樂まず、又おごり、はでなるを好まず、后妃でも規定に過ぐることがなかつた、太宗の末年に群臣が政權を恣にせしかば、朝廷の政は一途に出なかつたが憲宗の治世になつてから、此弊改まり、凡そ憲宗が發表して人民に示す詔書令旨は必らず、親から其文案を作られ更に之を變改修正すること再三再四に及びて、愈〻善しと認めて後發布するを常とした、群臣を統御すること、甚だ嚴重であつた、嘗て諭して曰く、汝が輩、若し朕がほめことばさとしことばなどを得たならば、すぐに志氣驕り高ぶりて、物事に間違をするやうになり、災禍がそれに引續いて及ぶやうにならないものはない、汝等能く此事を戒めよと諭した、時に太弟忽必烈は其軍を進めて鄂州を攻めて居た、宋の守將張堅固く守りて元軍に抵抗せしが後遂に戰死した、

似道自漢陽至鄂督師、而太弟忽必烈攻城益急、城中死傷者、至萬三千人、似道大懼、密遣宋京詣元營、請稱臣納幣、太弟不許、會合州守王堅、遣人走鄂、以憲宗訃聞于似道、似道再遣宋京、往元營、

【字解】 督師、軍隊の統督となるを云、

【解釋】 賈似道は、漢陽より鄂州に往て、宋軍の總督となつ

省桂林府臨桂縣治、潭州、今の湖南省長沙府長沙縣治、鄂州、今の武昌

【解釋】　元は西域の囘囘哈里發を討て平げた、九月憲宗は、親ら大軍を帥ゐて蜀に入り、苦竹隘を攻め、宋の守將楊立張實の二人は戰死した、是時元人は、戰勝の勢に乘じて、長江の流に順つて東に下らんとして、其一軍は、大理國斡服の南から宋に迫り、邕州桂州の境を歷て、湖南の潭州に攻寄せた、又他の一軍は太弟忽必烈の軍で淮を渡り江を渡つて鄂州を圍んだ、

罷丁大全、以吳潛爲左相、卽軍中拜賈似道爲右相、趙葵樞密策應使、杜庶兩淮制置、夏貴總領舟師、呂文德等、乘風戰勝、潛以向士璧守潭、適南來二哥元帥、遇宋候騎而死、潭圍先解、高逵等守鄂、似道駐漢陽爲鄂援、

【字解】　候騎、敵軍の擧動を偵察する騎兵、漢陽、今の湖北省漢陽府漢陽縣治、

【解釋】　宋の朝廷は丁大全を罷め、吳潛を以て左相に任命した、是れは元兵の日に烈しく侵入するにも拘らず、大全はこれを匿して申上げなかつた爲めである、又軍中に於て賈似道を右相に拜命せしめた、趙葵は、樞密策應使となり、杜庶は兩淮制置となり、夏貴は水軍を總領することになつた、呂文德等は、風に乘じて元兵のかけた涪江の浮橋を攻め勝を獲て重慶に入つた、吳潛は向士璧に命じて潭州を守らしめたが適、南方から入寇し來た元の二哥元帥が、宋の偵察騎兵に出遇ひ、敗れて戰死したので、潭州の圍は先づ解けた、高逵等は鄂州を守り、賈似道は漢陽に駐つて、鄂州の宋軍に應援して居た、此の一節は順序として次の二節の下にあるべきである、

己未、開慶元年、元憲宗圍合州、遣使招諭守將王堅、堅殺使者、固守拒之、

【字解】　合州、今の四川省重慶府合州治、招諭、降參せよと諭す、

【解釋】　己未開慶元年二月に、元の憲宗は、合州を圍んで、使者を遣はして、守將王堅に元軍に降參せよと說き喩したが堅は其使者を殺して、固く守つて、元軍を防禦した、

七月、元憲宗殂於釣魚山、在位九年、壽五十二、後追諡曰桓肅皇帝、憲宗剛明雄毅沈斷寡言、不樂宴飮、不好侈靡、雖后妃亦不過制、太宗末年、群

平府、三年而畢功、

【字解】都會、人民や貨物の總て聚る所を都會といふ、相宅、場所をみたてる、桓州、今の庫爾圖巴哈孫城治、畢功、できあがる、

【解釋】元の憲宗は城市を建て、都會の地となさんとす、太弟忽必烈申し上ぐるに、劉秉忠は、天文地理の術に精しと、そこで憲宗は秉忠に命じて其場所を見定めさした、秉忠は桓州の東灤水の北の龍岡を以て、吉祥の地と認めて奏上したから、因て秉忠に命じて、其の經營をさせ其都を開平府と名づけた、三年にて落成した、其の地は、今の直隷省宣化府獨石口の東北にある、元は後ち更に上都と稱した、

丁巳、寶祐五年、元回鶻獻水精盆珍珠傘、可直銀三萬餘錠、憲宗曰、方今百姓疲弊、所急者錢耳、朕獨有此何用、却之、

【字解】水精、水晶、珍珠、寶珠、錠、解前に見ゆ、所急者、さしむき必要なるもの、

【解釋】丁巳寶祐五年の秋元の領地に住せる回鶻人は、水晶で造つた鉢と、寶珠で装飾した傘とを獻上した、其價値は銀三萬餘錠であつた、憲宗曰く、現今人民は疲弊して居る、差向き必要なものは錢である、朕獨りこの珍奇な器物を持つて居たとて何の用にたつべきかといつて、其獻上物を却けてしまつた、

十月、元兀良哈歹伐安南、屠其城、

【字解】屠其城、城中の人を悉く殺す、

戊午、寶祐六年二月、安南王傳國於長子光昺、遣使以方物獻于元、

【解釋】元兵の安南に侵入した際に國王陳日照は海島に逃去したが戊午寶祐六年二月になつて國を長子の光昺に傳へ、使者を派遣して其土地の物産を元の朝廷へ獻上した、

元討回回哈里發平之、九月、憲宗親帥大軍入蜀、攻苦竹隘、宋守將楊立、張實死之、是時元人勢欲順流東下、一軍自大理國斡服南來、歷邕桂之境、以至潭州、一軍渡江圍鄂州、

【字解】苦竹隘、今の四川省保寧府劍州北小劍山頂にあり、斡服、今の雲南省内の地ならん、邕、今の廣西省南寧府宣化縣治、桂、今の廣西

合州治釣魚山之類、在蜀二十年、民藉以安、至余晦貪繆罔功、敗失要地、以和州守劉雄飛爲四川制置、胡穎每見淫祠、卽毀之、人謂之胡打鬼、經畧廣東、廣有僧寺、佛像中有巨蛇、時出享人祭祀、僧托之題疏、得數千緡、穎至、毀佛擊蛇、其怪遂息、

【字解】平曠、平に開けた土地、險要、險阻の要害、合州、今の四川省重慶府合州治、藉、そのおかげで、貪繆、慾張りあやまる、繆、無理なる事をするを云、和州、今の安徽省和州、淫祠、正しからざるやしろ、題疏、勸化帳を書く、胡打鬼、胡は胡穎、打鬼とは鬼神の祠を打ちこはすと云ふ意、享、「うく」と訓み、饗に同じ、緡、「ぜにさし」を云、

【解釋】　其の後余玠は宣撫使となり、蜀郡に於ける平坦の土地の城を遷して險要の地を治所とした、是れは元の寇に對する臨機の處置であつて、卽ち合州では釣魚山を城下とした類であつた、斯くして蜀にあること二十年間、人民は其のお蔭で安堵して居た、然るに余晦の代替りになると、貪慾で無理なる仕方多かつたので、功績がなく、屢、失敗して要地を失つた、そこで余晦は召還され、和州の守劉雄飛は四川制置使に任命された、其の時に胡穎といふ人は、蜀に於て朝廷の祀典に載せざる祠、卽ち正しからざる祠を見る每に、すぐに打ち毀したので、世人は胡打鬼と稱した、穎は後ち廣東に經略使となつたが、廣州(今の廣東省廣州府治)の寺に佛像中に、大きな蛇が住んで居て、時に出てきて、人の祭祀の爲に供せる食物などを食ふので、僧は此蛇にかこつけて、種種に其靈異のことを列べ立て、勸化帳を書いて人民より數千緡の金錢を卷上げた、胡穎は此地に來ると、其佛像を毀ち、其蛇を擊殺したので、今迄あつた奇怪も無くなつてしまつた、此の胡穎の事は面白い話であるから、劉雄飛の蜀に赴任した事の序に附記したのである、(注意)以上二節は本文で一連、

丙辰、寶祐四年、高麗王細嵯甫、雲南酋長摩合羅嵯、及素州諸國朝于元、

【字解】素州、州は丹の誤、素丹國詳ならず、

元憲宗、欲建城市爲都會之所、太弟忽必烈言、劉秉忠精於天文地理之術、乃命相宅、秉忠以桓州東灤水北之龍岡爲吉、乃命秉忠營之、名曰開

することになつた、

癸丑、寶祐元年、四川制置使余玠卒、以余晦爲四川宣諭使、

【字解】宣諭使、制置使より低い官、

【解釋】四川の制置役余玠は蜀の人望を得てあつたが、帝には餘り氣に入られず、癸丑、寶祐元年の夏都に召還された、余玠は不安心で一夜暴に死んだ、其の代りに余晦は四川宣諭使に任命された、

元太弟忽必烈平大理國、

【字解】大理國、今の雲南省、一帶の地を領せし國、

【解釋】十二月元の太弟忽必烈は、大理國を伐つて其王段智興を虜にし、遂に進んで吐蕃をも降した、

甲寅、寶祐二年、時余晦宣撫四川、以私恨誣奏、利路安撫王惟忠、潛通北境、大理陳大方、承旨鍛成之、惟忠將斬於市、色不變、謂大方曰、吾死訴於天、既斬、血逆流而上、未幾、大方入朝、恍惚與惟忠還、遂卒、先是朝廷用彭大雅理蜀、甚有威名、重築重慶城、

【字解】利路、利州西路の略稱なり、利州は今の四川省保寧府廣元縣治、北境、元を指す、大理、裁判する職名、鍛成、罪なきに、いろいろにして罪をこしらへる、恍惚、精神がうつとりしてしかとわきまへぬこと、重慶、今の四川省重慶、

【解釋】甲寅、寶祐二年、時に余晦は四川に宣撫使となつて居たが、私の怨によつて利州西路の安撫王惟忠は潛に心を元に通ずと誣奏した、大理寺に屬する裁判官の陳大方は余晦の旨を承けて、王惟忠を罪に落すやうに種種にこしらへた、それが爲に、惟忠は罪ありと認められ、將に市に於て斬れんとす、其時に惟忠は顏色を變ぜずして、大方にいふには、吾死せば罪無くして殺されたることを天に訴へんとて斬られた、時に其血が上の方へ逆まに流れあがつた、後幾何もなく、陳大方が朝廷へ入朝した、時に大方の精神がうつとりとして物事が辨ぜざるやうになり、惟忠と共に還るやうに思はれたが、大方は之れが爲か遂に死した、此時より以前に朝廷にては、彭大雅を用ひて蜀を治めしめたが、大雅は甚だ威權あり名望もあり、重ねて重慶城を築いた、

余玠遷蜀郡平曠之地、分治險要、如

である、次には現今の政治に於ける弊害に及び之を三十條目とした、斯の如く本末を兼ね合せて論述し、細大共に遺さない、太弟は此文を見て、其才を珍らしいとし、事を爲さんとする際には詰度姚樞の意見を咨問した、

元以史天澤趙璧爲河南經畧使、

【解釋】 元は史天澤趙璧を以て河南經略使とした、天澤は蒙古屈指の人物で、將相たること五十餘年、郭子儀、曹彬に比倫された程の人である、

壬子、淳祐十二年、元定宗后及失烈門母、以厭禳事覺竝賜死、謫失烈門及其黨於沒脫赤之地、

【字解】 厭禳、いのりのろう、沒脫赤、和林西北の地名、

【解釋】 壬子淳祐十二年春、元の定宗の皇后及び失烈門の母は、憲宗を祈り殺さうとせしこと發覺したから、此二人は竝に死を賜はり、失烈門及び其黨の人人を、沒脫赤の地に、流罪として遷した、

六月、元憲宗以中州漢地封同姓、太弟於汴京關中自擇其一、姚樞曰、南京河徙無常、土薄水淺、潟鹵生之、不若關中厥田上上、古名天府陸海、太弟遂請關中、由是太弟有關中河南之地、

【字解】 中州漢地、今支那本部と稱する地、中州、中原といはれたる地方を指す、土薄水淺、土を僅かに掘ると水が湧く地をいふ、河徙、河の瀨がかはるを云ふ、黃河は洪水の爲に屢〻其流がかはりしこと、歷史に見ゆ、潟鹵、潟とは水ぎわの地、鹵は鹽氣のある地、潟鹵には農産物はできぬ、厥、其の古字、天府、天然の倉庫といふ義にて、産物の豐なる地、陸海、陸地であるが、海のやうに物が能くとれると云ふ、東方朔傳に見ゆ、

【解釋】 六月、元憲宗は已に占領せる、支那本部の地を以て同姓の宗族を封した、太弟は汴京と關中とに就き、自ら其一を擇び取れとの命であつた、時に太弟の顧問なる姚樞が曰く、南京（元初にては宋の故都汴京を南京と稱した、）は黃河の流屢其の瀨を徙しかへて常なく、其上に、土は薄く水は淺くて、潟鹵が生ずる、關中を擇び取るに若かず、關中は其田地は禹貢にも見ゆる通り上等中の上等で、古より産物は盛に産出するので、天府陸海といふ位であるといつた、そこで、太弟は遂に關中を願出た、是よりして太弟は、關中河南を領地と

【解釋】　宋の蜀帥余玠は、大に元人を興元に敗つた、然かし他本には余玠稍〻邊境を安息させたが、それが爲めそろ〱驕恣となり、此の頃軍を進めて小捷を得たが、興元に至つて元將汪德臣等に出遇ひ、不成功で引返したとあつて、本書と全く反して居る、

元憲宗命太弟忽必烈、總治蒙古漢地民戸事、開府于金蓮川、先是姚樞隱居蘇門、以道自任、太弟召之、樞至、見太弟聰明、才不世出、虚己受言、將大有爲、乃書其平日所學、爲書數千言上之、首以二帝三王爲學之本、爲治之序、與治國平天下之大經彙爲八目、曰修身、力學、尊賢、親親、畏天、愛民、好善、遠佞、次及時政之弊、爲條三十、本末兼該、細大不遺、太弟太奇其才、動必見詢、

【字解】　總治、しめくくりておさめる、金蓮川、宣化府赤城縣にあり、蘇門、今の河南省衛輝府衛輝縣治、以道自任、聖人の道をひろめるを自分の任として居る、不世出、代代には出ぬ、卽ち世に稀なるを云、虚己受言、我まゝな心なくして、他人の言を聽き入れる、二帝三王、堯舜及び禹湯文武、序、順序、大經、大なる筋道、彙、部類を立てゝ編輯する、本末兼該、本と末とを兼てすべる、卽ち本末共に博く兼ね通ずるを云、動必見詢、動とは事をしやうとするを言ふ、詢は上より下のものに意見を問ふ、

【解釋】　秋七月元の憲宗は、太弟忽必烈に命じて、蒙古及び漢地に於ける民戸の事務を、總て治めしめた、因て其の役所を金蓮川に開いた、是れより以前に、姚樞(字は公茂柳城の人にて程朱學派の學者)は、蘇門に隱居して、自分は道德のことを以て己の任として居た、太弟の召しにより、金蓮川に來て、樞は太弟の物事に聰明で其才は世に得がたき英才である上に、己は貴き身分でありながら、我儘なる心なくして、他人の言を聽き入れ、將來に於て大に爲す所あらんとする樣子を見たから、そこで姚樞は平常己が學びし所の意見によりて、數千言もある文章を作つて上つた、其文章は一番先きに堯舜禹湯文武が學問をした根本の旨意と、政治を爲す順序と、國を治め天下を平かにする大筋道とを述べたが、以上の諸事を部門を分けて、八條目とした、卽ち身を修めること、學問を力めること、賢者を尊敬すること、親族を親しむこと、天を畏れること、人民を愛すること、善を好むこと、佞人を遠ざくること

内外離心、定宗既殂、皇后海迷失抱子失烈門、垂簾聽政、諸王大臣不服、共議立太弟蒙哥、後二年、是爲憲宗、卽位、

【字解】 垂簾　皇后が政を行ふこと、其解は前に見ゆ、後二年、二は三の誤、卽位、此の二字は年字の下に在るべし、

【解釋】 元は、乃馬眞后、朝廷に出で政を行ひてより、國の法制はまち〳〵で一ならず、内外共に人心が元朝に離反するやうになつた、定宗は既に殂し、其の皇后の海迷失は養子の失烈門を抱いて、朝廷に臨んで政治を行つたが、諸王、大臣等は之れに服しなかつた、因て此等の人人相議して、太弟である蒙哥を立てたが、三年を經て位に卽いた、これが憲宗である、

辛亥、淳祐十一年、元憲宗名蒙哥、太宗第四子拖雷之長子、先是諸大臣、欲奉屈出之子失烈門、久而不決、至是兀良哈歹以太祖諸孫惟憲宗謙愼、宜立、遂大會于闊帖兀阿蘭之地、而卽位焉、失烈門不服、憲宗因察諸王有異同者、竝羈縻之、取主謀者誅夷之、由是始定、

【字解】 歹、音「タイ」、兀良、姓なり、哈歹、名なり、闊帖兀阿蘭、未詳、謙愼、けんそんで愼み深い、羈縻、牛馬を繫ぐ如くに拘束して自由ならしめず、

【解釋】 辛亥淳祐十一年六月、元の憲宗名は蒙哥といひて太宗の第四子拖雷の長子である、是より以前に、諸大臣は、屈出の子なる失烈門を立て、君とせんとしたが、其相談が久しく決定しなかつた、淳祐十一年になつて、大將兀良哈歹が考ふるには、太祖の諸孫中でたゞ蒙哥のみ謙遜で愼深いから此の人を立て、君とすべしと思ひ、遂に宗族、諸大臣等を闊帖兀阿蘭の地に會して、相談し、憲宗が卽位するやうになつた、失烈門は、己が卽位したき考あるから此議決に服しなかつた、そこで憲宗は諸王族中で自分に對して異議を唱ふるものを探偵し、其の人人を捕へて監禁し、其の主謀者を捕へて、悉く誅殺した、是れから人心が始て一定し、不服を言ふものがなくなつた、

余玠大敗元人于興元、

【字解】 興元、今の陝西省漢中府南鄭縣治、

卒去の年は五十五歳、太師を贈られ、文正と諡せられた、（注意）以上三節は本文で一連、

元便宜總帥汪世顯卒、世顯善兵、能將、重儒愛民、勤儉自持、有古名將之風、

【字解】便宜總帥、世顯は本と金の鞏昌の總帥で、金の滅亡後降つて舊來通り總帥の稱を許されたる者故、便宜總帥と稱したものなるべし、便宜とは都合上の意、善兵、戰爭がじようずである意、勤儉自持、勉强と儉約で吾身を行ふ、

【解釋】元の便宜總帥の官に居る、汪世顯が卒去した、此人は戰爭がじようずで、能く將たるの務をなした、其上に儒者を重んじ、人民を愛し、物事に勉强で、且つ儉約で吾身をたもちて居たので、古代の名將の如き風があつた、前の楚材の卒去と此の條とは、元史及び綱目では癸卯三年に係けて置く、

丙午、淳祐六年、元定宗卽位于速蔑禿都、定宗名貴由、太宗長子也、母曰六皇后、乃馬眞氏、初太宗有旨、以皇孫失烈門爲嗣、及殂、后臨朝稱制者五年、乃議立定宗、

【解釋】丙午、淳祐六年七月元の定宗は、和林の境なる速蔑禿都に卽位した、定宗、名は貴由といひ、太宗の長子で、母を六皇后といひ、其氏は乃馬眞であつた、后妃の第六の位班にありしを以て六皇后といふ、是れより前に太宗は皇族の失烈門を以て嗣とする旨を言はれた、太宗が崩ずるに及び、皇后は朝廷に臨み政を行ひ、制を稱すること五年に及んだ、其間は國に君なかりしが、今年になつて、朝臣等が相談して定宗を立て、君とした、

戊申、淳祐八年、元定宗尸位三年而殂、壽四十三、葬起輦谷、追謚簡平皇帝、

【字解】尸位、支那では父祖等を祭るときに一人を其の位牌の側に端坐させて祭の主とする、是れを尸と稱す、故に何事をも爲さずに其の位に居ることを尸位といふ、

【解釋】戊申淳祐八年、元の定宗は、たゞ帝位にあるばかりで、實際の政權は、乃馬眞氏に執られ、三年を經て四十三歳で殂した、で前代同樣に起輦谷に葬り、簡平皇帝と追謚された、

元自乃馬眞氏臨朝以來、法制不一、

【字解】令史、中書令の史官、起草を掌る、奏准、天子へ申上げておぼしめしをきくを云ふ、奏は伺也、准は許也、勳舊、大功ある老臣、曲、心をまげてするを云、敬憚、うやまひはゞかる、

【解釋】また皇后より、凡そ奧都剌合蠻が奏上して允許を乞ふ文書を令史が奧都剌合蠻の言ふがまゝに書せざるときは、其手を切斷せんとの令旨があつた、皇后は幸臣を通じて、己が意のまゝになさんとの考なり、楚材は曰く、軍國に關する事は、先帝は一切老臣に御委任あらせられたる事なれば、令史などは何んで關係致しませうぞ、其の事は若し道理に當つて居れば臣はもとより奉承して施行致さんも、施行致してならぬ事は一命を失ふとも致しませぬ、況んや手を切斷せらるゝ位のことは何んでもありませぬと、皇后は楚材が先朝の舊臣で勳功あるを以て、我心をまげて敬ひ憚かつて居た、

楚材天資英邁、夐出二人表一、雖下案牘滿二前、酬答不レ失二其宜一、正レ色立レ朝、不レ爲レ勢屈、欲下以レ身徇中天下上、每陳二國家利病、生民休戚一、辭色懇切、太宗嘗曰、汝又欲下爲二百姓一哭上耶、楚材每言、興二一利一、不レ若レ除二一害一、生二一事一、不レ若レ減二一事一、平居不二妄言笑一、及レ接二士人一、溫恭之容、溢二于外一、莫レ不レ感二其德一焉、

【字解】夐、はるかにと訓む、出人表、常人の外へ出て居る、案牘、種種の書付や手紙、酬答、人に應對する、徇天下、命を捨てても國の爲に骨折り盡くす、利病、都合よきこと、あしきこと、休戚、喜ぶべき事と、憂ふべき事、辭色懇切、ことばも顏色も心から親切である、接、面會、溫恭之容、物柔かに叮嚀なる樣子、

【解釋】楚材は、生れつき多くの人に遠くすぐれて居て、政務上今取捌かなければならぬ種種の書類が、自分の坐席の前に滿ちて居ても、多くの人に應對するには、悉く其宜しきを得た、顏色を正しくして朝廷にありて、君國の爲に直言するし、權力利益の爲に己を屈することなく、君國の爲に其の身を貢獻せんと思つて居た、國家の利となるか、害となるか、人民の幸となるか、不幸となるか、それぞれ其事に就き己の意見を陳べるときには言語も顏色も至極懇ろであつた、それ故太宗は嘗て曰く、汝は、又百姓の爲めに哭泣せんとするかと、楚材は每に言ふ、一の利益ある事を興すは、一の弊害を除くに若かず、新に一事を生ずるは、一事を減ずに若かずと、この語は後世の人より、名言と稱せられて居る、楚材は平常妄に言笑をなさゞるも、士人に面接するとなれば、其溫和恭敬の樣子が面へ溢れたから誰れでも其德に感ぜぬ者はなかつた、

禦するを云、

【解釋】 史嵩之は、父彌遠が死せし爲に、其忌中にあたつたか、其訃報を得てから數日にして官職を去り、埋葬に赴いた、まだ忌明けにならぬのに、理宗は詔してもとの役に嵩之を復せしめた、世間で彼是と嵩之を惡み非難する者は權姦といふたから、嵩之は遂に再び相とならなかつた、范鍾、游侶。鄭清之、謝方叔、吳潛、董槐、程元鳳、丁大全等、相繼て相となつたが、毎年秋になれば北方から元人が來り侵すを防禦するを以て通常の事務として政治を行ふた、防秋のことは、遼金夏に對して宋が行へる政治の方針なり、(注意)以上二節は本文で一連、

元中書耶律楚材卒、后嘗以儲嗣事問楚材、對曰、此非外臣所敢知、自有太宗遺詔在、守而行之、社稷之幸也、后嘗以御寶空紙付幸臣奧都刺合蠻、令自書塡行之、楚材奏曰、天下者先帝之天下、朝廷自有憲章、今欲紊之、臣不敢奉詔、事遂止、

【字解】 外臣、外姓の臣、耶律楚材、契丹の支族であるから斯く稱す、御寶空紙、天子の御印のみすはりたる白紙、幸臣、寵を受け居る臣、書塡、書き入れ、憲章、國のおきて、

【解釋】 元の中書令、耶律楚材卒去した、皇后(乃馬眞氏)嘗て何人を皇太子となすべきかを問ひしが、楚材曰く、この事は外姓の臣たる者の敢て知る所にあらず、儲嗣に就ては太宗の遺詔に明にあります、之を守りて行ふなれば國家の幸福なりと答へた、皇后嘗て天子の御印をおしたる白紙を出だし、寵臣の奧都刺合蠻に渡して、自分の意見を勝手に其白紙に書入れて施行せしめた、楚材奏して曰く、元の天下は先帝の天下である、朝廷には自から規定あり、今これをみださんと欲せば、臣楚材は敢て詔(皇后の詔)を奉ぜずと答へしかば、其事は遂に止みたりき、

復有旨、凡奧都刺合蠻所奏准、令史不爲之書者斷其手、楚材曰、軍國之事、先帝悉委老臣、令史何與焉、事若合理自當奉行、如不可行、死且不避、况斷手乎、后以其先朝勛舊、曲加敬憚焉、

に誤ることがない、華夏、支那本部のこと、但しこゝにては、宋の領地を含まず、殷富、盛に富む、稱制、天子の事を行ふ、

【解釋】 十一月元の太宗は都を出て獵し、鈋鐵鎛胡蘭に殂した、年は五十六在位は十三年であつた、太祖を葬りし起輦谷に埋葬し、後に追諡して英文皇帝といひ、廟を太宗と號した、太宗は度量が寛るく弘くあり、仁恕の心があつて、事を爲し政を行ふに時の當否、事物の輕重先後を善くはかつてしたから萬事仕損じがなかつた、因て、支那本土は、富み榮え、萬民其業を樂み、天下が太平でありしかば、旅行する者も、糧食を携帶するに及ばなかつた、さて元の朝廷では太宗が崩ぜしより後は、皇后乃馬眞氏が朝廷に臨まれて、親しく政治をなし、天子同樣に制詔を發した、其間凡そ五年は皇后の親政であつて、君を立てなかつた、

甲辰、淳祐四年、先是鄭清之罷相、喬行簡、李宗勉等、繼爲政、無所決斷、上思史嵩之之言、自督府入爲相、雖欲議和、輒爲衆論所沮、

【字解】 史嵩之之言、前に記載ありし、京湖制置使史嵩之以聞、朝臣皆以爲可遂復讐之擧云云、帝不從詔嵩之報使許之云云の條及び史嵩之亦言荊襄方爾饑饉未可與師云云の條を指していふ、督府とは、地方にある總督府を云、史嵩之は時に京湖制置使にて、其任地にありたれば斯くいふ、

【解釋】 甲辰、淳祐四年、以前に宋では、鄭淸之は相を罷めたから、喬行簡、李宗勉等が、相繼て政を爲したが、決斷がなかつた、そこで帝は嘗て史嵩之が北方と和議をする方が好いと申した言を思はれて、京湖制置使の任所より召出して、朝廷に入れて相とした、理宗は和議をなさせんとの考であつたが、當時太學生黃愷伯等百四十人、上書して史嵩之を非難したことなどのあつたのでそれ等の爲に沮止せられて、和議を實行することが出來なかつた、

嵩之丁父彌遠憂、聞訃數日乃行、詔起復爲相、言者目爲權姦、力攻之、遂不復相、范鍾、游侶、鄭淸之、謝方叔、吳潛、董槐、程元鳳、丁大全等、相繼爲相、每歲以防秋爲常事、

【字解】 丁憂、忌中にあたる也、訃、死した報知、彌遠、諸本皆彌忠に作る、起復、忌服を免されてもとの官になる、元來親の喪にあへば官を免ぜるが例なるが、史嵩之は忌明けにならぬさきに、もとの役にいひつかりしなり、權姦、權威を恣にすそわるもの、防秋、解、前に委し、秋になると、北方の夷狄が、南方暖地へ攻めて來るから、それを防

元金と同樣の金高になる、著爲令、それをかきあらはして國のおきてとする、

【解釋】　庚子嘉熙四年の春、元の太子貴由は西域地方の諸部にして未だ元に從はざるものに克た、今年元は州郡に勅して諸種の律令を定めた、卽ち州郡の民にして、盜をにがして捕へることの出來ざりしものは、官物を以て辨償せしめた、元の建國の初の頃は、盜が多かつたから、官より令を下して凡て盜賊をにがした地では、其地の民家に命じて、代つて償はしめたから、人民は此命令に苦しみ、多く他國に逃亡したが、今年に至つて民に辨償させることをやめるやうにした、又官吏なり人民にして回鶻より金錢を借りた者は其の利息がひどく高く、年年殖えて何んとも困つた、時に之を羊羔利と稱へた、これが爲に往往破產し、妻子を以て質となして終に之を償ふ能はざるに至つたものもあつた、耶律楚材は、元主に請ひ悉く官物を以て之を代償して回鶻へ還附した、其金高が凡そ七萬六千錠であつた、それに就て、官より律令を下して、凡そ貸借上歲久しく立つて拂つた利息の金高が元金と同じになれば、それで事濟みとし、別に元金も利息も取らぬやうにきめ、之を書記して、國の律令とした、

辛丑、淳祐元年、宋詔追封周惇頤汝南伯、張載郿伯、程顥河南伯、程頤伊陽伯、朱熹徽國公、竝從祀孔子廟廷、黜王安石從祀、帝謁孔子、遂臨大學、

【字解】　從祀、附けて祭る、

【解釋】　辛丑、淳祐元年、宋にては詔して、周惇頤を汝南伯に、張載を、郿伯に、程顥を河南伯に、程頤を、伊陽伯に、朱熹を徽國公に、それぞれ追封した、而して竝に孔子の廟廷に附けて祭るやうにし、又これまで孔子の廟廷に從祀した王安石を黜けてしまつた、帝は孔子の廟に親しく臨幸せられ、その像に謁し、遂に大學にも臨まれた、

十一月、元太宗出獵、殂于鈋鐵鐸胡蘭、年五十六、葬起輦谷、後追謚曰英文皇帝、廟號太宗、太宗有寬弘之量、仁恕之心、量時度物、擧無過事、華夏殷富、庶民樂業、行旅不齎糧、時稱治平、元自太宗殂後、皇后乃馬眞氏、臨朝稱制、凡五年不立君、

【字解】　鈋鐵鐸胡蘭、和林の東北の地名、量時、時節の善惡をかんがへるを云、度物、物事人物などをはかりみつける、擧無過事、すること

學、未至於河朔、惟中用師于蜀湖京漢、得名士數十人、始知其道之粹、乃收集伊洛諸書、載送燕京、及師還、遂建太極書院及周子祠、以二程張楊游朱六子配食、由是河朔始知道學、

【字解】 領中書行者、元の官制、中書省を外州に置き、之を中書行省とも、又、行中書省とも稱した、領中書行省とは、其長官の名稱、太極書院、學問所の名、周子、周敦頤、二程、程明道、程伊川、張揚游朱、張載楊時游酢、朱熹、配食、周子の廟に一所に合せて祭る、伊洛諸書、伊洛は二つの川の名也、程氏の家はこの川の間にあるゆゑに、程氏著述の諸書を伊洛の諸書と云ふ、道學、解、前に委し、

【解釋】 元の中書行省の長官楊惟中は、太極書院を燕京(今の北京)に建築し、趙復字は仁甫を延き入れて其の師とした、當時は、濂溪の周惇頤が唱へし學術、未だ河北に行はれなかつた、惟中は軍隊を蜀湖京漢地方に出して戰ひしが、其際に名ある人物數十人を得、それによつて周子等の唱へた學問は道德の純粋なるものであることを知つた、そこで周子を祖とせる二程子の諸書を收集し、これを車に載せて燕京に送つた、其後已の率ゐし軍隊が燕京に還るに及びて、遂に太極書院及び周子祠を建築し、二程張楊游朱六子を周子の祠に合祭した、これから河北地方に始て道學が知らるゝやうになつた、

庚子、嘉熙四年、春元太子貴由、克西域、未下諸部、元敕州郡、失盜不獲、以官物償之、國初多盜、下令、凡失盜去處、令本路民戶代償、民苦之、多亡命、至是罷徵、又官民貸回鶻金銀、償之者歲加倍、謂之羊羔利、往往破家、至以妻子為質、終不能償、耶律楚材請悉以官物代還、凡七萬六千錠、仍令凡假貸歲久、惟子本相侔而止、著為令、

【字解】 國初、建國の初年、去處、俗語、蹤跡の意、本路、盜をにがした地方、亡命、己の姓名を其國になくして他國へ逃げ去るを云、罷徵、民から償金をださせるをやめる、歲加倍、每年々利息が加はり倍となる、羊羔利、利息のふゑるのが、恰も羊羔(羔は羊の子)の年年ふゑるやうだからいふ、破家、家の財產をなくす、即ち破產、錠、元人は金五兩、銀十兩を一錠と呼んだ、錠又定に作、假貸、借金、子本相侔、利息と

【字解】安豐、今の安徽省鳳陽府壽州治、廬州、今の安徽省廬州府合肥縣治、儀眞、今の江蘇省揚州府儀徵縣治、

【解釋】戊戌嘉熙二年、去年の十月、宋將杜杲は、安豐を侵せる元軍を擊退したが、今復た元將察罕が八十萬と稱せる大軍を有して廬州を圍めるを打破つた、其後に儀眞を圍み居りし元軍をも破りてその圍は解けた、其功の偉大なるを以て權刑部尙書に任ぜられ、後に敷文閣學士に進んだ、

呂文德總統兩淮出戰軍馬、進淮西招撫使、文德安豐人、魁梧勇悍、微時鬻薪城中、趙帥葵道傍見遺屨長尺有咫、驚訝訪求得之、留之麾下、後以邊功至顯官、

【字解】魁梧、身體の偉大なること、張帥葵、即張葵、葵は淮東制置使なるが故斯くいふ、遺屨、おちて居る、わらぐつ、尺有咫、一尺八寸、八寸を咫といふ、驚訝、おどろきいぶかる、麾下、はたもと、邊功、國境に於ける戰功、顯官、貴き地位の官、

【解釋】呂文德は、兩淮の出戰軍馬を總統する官であつたが、淮西招撫使に進んだ、豐德は安豐の人で、其の身體が偉大強壯で且つ勇悍であつた、其卑賤なる時には、薪を城中に賣て居た、趙葵は道路の傍に遺棄した屨を見たが、其長一尺八寸もあるので何人が之を使用せるかと、驚き訝かりて、遍く問ひしが、其の屨は文德が用ゐたものなることを知り、因て訪ひ求め得て、德を旗下に留め置いた、後に至り德は邊功を積みしかば、立派な地位の官に進んだ、

元塔思軍至北峽關、宋將汪統制降、先是曲出、率張柔等、攻郢州拔之、至是宋孟珙復取襄陽、

【字解】汪統制、統制は官名、其の人の名を失ふ、按するに是より先き端平二年に元の塔思の軍北峽關に至りしかば金の鞏昌の總師たる汪世顯といふ人が降りし事あり、時に金は已に亡び唯鞏昌の地のみ殘り居たれば、宋と誤りたるならん、果して、然りとせば、宋將とあるは金將の誤文にして、汪統制は卽ち汪世顯なり、郢州、今の湖北省安陸府鍾祥縣治、

【解釋】元の塔思が軍、北峽關に至りしが、宋の統制汪某は元に降つた、是より以前元の太子曲出は、張柔等を率ゐて已に郢州を攻めて陥れたが、今や宋將孟珙は、復た襄陽を取回した、

元領中書行省楊惟中、建太極書院于燕京、延趙復爲師、時濂溪周子之

五戸出絲一斤、以給諸王功臣湯沐之賜、鹽每銀一兩四十斤、永爲定額、朝臣皆謂太輕、耶律楚材曰、將來必有以利進者、則已爲重矣、

【字解】湯沐之賜、湯をつかひ髮を洗ふ料と稱する下賜物、定額、きまりの數量、額は數、

【解釋】元は太祖以來一途に進略にばかりか、つて居たから、攻取つた民戸は皆將士に分與して少しも統一して居なかつたが、此度之を改正して耶律楚材が申上げた議によつて始めて天下人民の賦稅の制度を定め、上田は一畝に付て三升、中田は二升半、下田は二升、水田は五升の稅を上納させた、又商稅は其の三十分の一を出さしめた、又每五戸に對して生絲一斤を出させて、これを諸王及び功臣の湯沐の料として給與し、又鹽の價は銀一兩につき目方四十斤とした、此の表準を以て永代に行ふべき定額とした、時に朝臣等は皆謂ふには、此れでは稅が餘り輕いと、楚材曰く、將來になると必ず主君へ利益をつけることで立身するものが出て來る、さうなると種種の名目の稅が出來るから、今の賦稅の規定でも、はや、重いことになるのであると、

丁酉、嘉熙元年、詔經筵進講朱熹通鑑綱目、

【解釋】丁酉嘉熙元年二月帝は、經書を講義する爲に、宮中に出仕せる儒者に詔して、朱熹の著はせる通鑑綱目を御前に於て進講せしむることに定めた、通鑑綱目は卷數五十九あり朱熹の著述と稱するも、多くは其弟子趙師淵の筆に成つた、

八月、元試諸路儒士、中選者、除本貫議事官、得四千三十人、元兵略地至黃州、宋孟珙敗之、

【字解】本貫、本籍地、

【解釋】八月、元では耶律楚材の議に從ひ、經義詞賦及び論の三科に分けて諸路の儒士を試驗した、其試驗に及第(當選者)せるものは、本籍地の議事官に任命したが、其人數は四千三十人あつた、元兵は宋の領內を侵略して、黃州に至つたが、宋將孟珙は入援して屢元兵を敗つて卒に其の城を保つた、

戊戌、嘉熙二年、先是杜杲却元人安豐之兵、復破察罕八十萬兵於廬州、後解儀眞之圍、以功權刑部尙書、復進敷文閣學士、

宮、遣諸王拔都太子貴由、姪蒙哥征西域、太子闊端侵蜀漢、太子曲出及胡土虎侵宋、唐吉征高麗、

【字解】和林、蒙古杭愛山の東鄂爾昆河と塔米爾河の間にあり、蜀漢、元史に據るに秦鞏に作る、此の地方には金軍の猶ほ降らぬ者があつた、太子、蒙古では帝子の嫡庶を問はず皆太子と呼ぶ、

【解釋】乙未端平二年春、元は和林を領内各地の會同地と定め、其處に周圍五里の城を建築して内に萬安宮を作つた、諸王(王族)の拔都、太子貴由、姪の蒙哥を遣はして西域諸國を征伐せしめ、又太子の闊端には蜀漢、太子の曲出及び胡土虎には宋を侵し、唐吉には高麗を征伐させた、

丙申、端平三年、元印造交鈔行之、六月、耶律楚材請、於燕京立編修所、於平陽立經籍所、編集經史、召儒生梁陟充長官、以王萬慶、趙著副之、秋、闊端取宋關外數州、十月、入成都、取秦鞏等四十餘州、

【字解】交鈔、唐の錢引、宋の交子 金元の交鈔とは皆紙幣を云、燕京今の北京、平陽、今の山東省兗州府鄒縣治、秦、今の甘肅省秦州治、鞏、今の甘肅省鞏昌府隴西縣治、編修所、文書を編集して記錄を作る所、經籍所、經書を集めて置く所、

【解釋】丙申端平三年の二月、元は耶律楚材の建議で紙幣を印刷して、其領地内に通用せしめた、六月に耶律楚材は又元主に請ひて燕京には編修所を立て、平陽には經籍所を設置して經書及び歷史等を編集し儒生梁陟を召出して其長官となし、王萬慶、趙著二人を以て其副官とした、秋になつて闊端は、宋の領有せる關外の數州を取り、十月には成都に入り、秦鞏等四十餘州の地を悉く奪取つた、

時和議既不復諧、蜀遂破陷、荊襄淮甸無歲不受攻哨、

【字解】諧、かなふ、攻哨、攻擊捎掠、哨、梢と通ず「かすめる」、

【解釋】時に元との和議は再び成立たなかつた、當時宋の領有する蜀は遂に元軍の爲に破られ城も陷れられた爲め、荊襄淮甸地方は元兵に攻められ掠められぬ歲はなかつた、

元以耶律楚材言、始定天下賦稅、上田每畝稅三升、中田二升半、下田二升、水田一畝五升、商稅三十分之一、

史嵩之亦言、荊襄方爾饑饉、未可興師、杜杲復陳出師之害、范葵故荊湖制帥趙方之子、習於兵、銳意攻取、募山東忠義、皆響應、仲之未回、而宋師出矣、仲之等幾被覊留於燕、詭辭得與檝俱來、檝曰、何爲而敗盟也、自是淮漢之間、無寧日矣、不數日汴人以城附宋、宋師入汴、卽趨洛、元兵戍洛者無幾、姑避去、宋師入洛、不數日糧絕、聞元生兵且大至、潰而歸、咎嵩之主和不肯運糧致誤事、

【字解】方爾、今方に此の通りに、山東、此の山東は山南東とも曰つて、荊州襄陽等數州の名稱、被覊留、つなぎとめらる、詭辭、いつはることば、生兵、新手の兵、

【解釋】時に史嵩之も亦云つた、荊州襄陽地方は今かくの通り饑饉であるから、戰爭する時にあらずと、杜杲も亦元を伐つたために軍隊を出すことの害を陳述した、范と葵とは故の荊湖制置使趙方の子であるが、前にも見えた通り軍事に習熟せる人なれば、元を伐ちて宋の故地を攻め取るに熱心であつた爲め、荊州近傍の忠義の徒を募つた處が響の聲に應ずる如くに味方をした其の時に史嵩之の處から夾攻の約束の使者として元へ往つて居た鄒仲之は未だ宋に歸らぬ際であつたが、宋の討伐軍隊は既に出發した、それで仲之は幾んど元人の爲めに引留められるばかりであつたが、仲之はいつはつて彼是れといひわけして、やつとの事で元使王檝と一緒に宋へ歸り來ることが出來た、王檝は、何故にあれ程固い盟約を敗つたかと詰問したと云ふ、これから東は淮水西は漢水の流域地方はおだやかな日はなく、毎日戰爭ばかり引續くことになつた、宋の出師後數日ならざるに、汴人は崔立を殺し、汴城を宋軍に引渡したから、宋の軍隊は汴城に入るを得たり、宋軍はすぐに又洛陽に趨いた、元の戍兵は極て小人數であつたので、姑らく宋軍を避けて引去つた爲め、宋軍は洛にも入つた、それまでは目出度かつたが、數日ならぬに糧食が絕え、又元兵の新手が大に攻寄せて來ると聞いた故、宋軍は忽ち潰えて逃歸つた、而して史嵩之が元と和することを主張し、肯て糧食を運び來らなかつたので國の大事を誤るやうになつたことを咎めた、(注意)以上二節は本文で一連、

乙未、端平二年、春、元城和林、作萬安

世、一百一十七年而亡、

【字解】〆自經、自ら首をくくり死す、

【解釋】　甲午端平元年正月、金主守緒は其位を世宗の後裔なる承麟に傳へた、時に城中食糧盡きて三月を經た、宋の將孟珙は之を知り元旦に俄かに蔡州城に突入した、元の軍隊もこれに從つて攻入つた、金主守緒は今はこれまでと城內の幽蘭軒で自ら縊れて死んだ、因て宋元の軍は守緒の首を函に入れて宋に送り、なほ承麟を捕獲して之を殺した、金は太祖完顏旻が帝と稱せしより、九世一百十七年で亡びた、金史には十主一百二十年としてある、

夏四月、獻金俘于太廟、會淮帥趙范趙葵乘金人之亡、爲恢復計、朝臣多爲未可、獨鄭淸之力主其說、帝乃命范移司黃州、刻日進兵、范參議官丘岳曰、方興之敵、新盟而退、氣盛鋒銳、寧肯捐所得、以與人耶、我師若往、彼必突至非惟進退失據、開釁致兵、必自此始、且千里長驅、以爭空城、得之當勤饋餉、後必悔之、范不聽、

【字解】　黃州、今の湖北省黃州府治、刻日、日をきめて、開釁致兵、なかをわるくして敵兵をよびよせるやうになる、饋餉、糧食、

【解釋】　夏四月金の捕虜を宋の大廟に獻じて戰勝を告げた、其時に宋の淮水地方に於ける將軍趙范、趙葵の二人は金の亡びしに乘じ、宋の國土を恢復する計をした、朝廷の諸臣は多くは今日は未だ其時でないと云つたが、獨り丞相の鄭淸之のみはつとめて其恢復の計を主張した、帝はそこで趙范に命じ淮より移して黃州の軍務を司らせ、日をきめて北方へ進軍せしめた、時に趙范が參議官の丘岳といふもの丶云ふには、今方に興るの蒙古は新に我宋と盟約をなして退いたばかり、其意氣は盛に軍鋒は銳し、何んでわざ〱取れるものを捐て丶他人に與ふることあらん、我が軍兵が若し往かば、彼れ元兵は之に應じて必ず突き來るべし、斯くなれば我軍兵は進退共に據り所を失ふのみならず、却て兩國の仲を惡くして、彼れの寇を呼ぶこと、必ず今より始まるべし、其上に我が宋では千里の遠方迄長驅して進軍し、元兵と大戰後の金穀虛空の城を爭ふことなれば、之を獲たる以上は必らず糧食を遠方より送ることに勤めざるべからず、故に恢復の計は、後日に至り必らず悔ゆること丶なるべしと忠告したが、趙范は聽なかつた、

趨蔡州、其將崔立以汴京降元、四月、元速不臺、進至青城、崔立以金太后王氏、皇后徒單氏、荆王從恪等、至軍、速不臺遣送北還、

【字解】蔡州、今の河南省汝寧府汝陽縣治、青城、汴京の南北二個所にあり、前に見ゆ、

【解釋】癸巳紹定六年、金主は已に河北に走り元の兵と戰つて敗れて歸德に走りしが糧食の絶えし爲に、又蔡州に趨いた、時に金の元帥崔立は汴京を守りしが、汴京を以て元に降參した、四月元將、速不臺進みて近く青城に到著した、崔立は、金の太后の王氏、皇后の徒單氏、荆王從恪等を率ゐて元軍に渡したから速不臺はそれを送つて北方へ還つた、后妃等が途中の難儀は、宋の徽欽二帝の北送された時よりもひどかつたと云ふ、

元、以孔子五十世孫元楷襲封衍聖公、整修孔子廟及渾天儀、

【字解】五十世、諸書五十一世に作る、元楷、或は元措に作る、衍聖公、孔子の正統子孫の家長に授けらるゝ爵號、渾天儀、天文を見る器械、

【解釋】元は孔子五十世の孫元楷を以て衍聖公の爵位を前代通りに繼がせ、孔子の廟及び其の中の什物である渾天儀をも修理を加へしめた、是れは耶律楚材の發議に從つたのである、

宋丞相史彌遠卒、鄭清之爲相、史嵩之爲京湖制帥、在襄陽、南北有夾攻蔡州之約、嵩之遣孟珙以兵四萬人、先至圍其東南、元兵圍其西北、

【解釋】宋の丞相史彌遠は專權二十六年にて卒した、鄭清之は代つて相となる、史嵩之は京湖制置使として襄陽に居た、そこで宋元二國相約して金主の據れる蔡州を夾み攻むることに決定したから、嵩之は其の將の孟珙を遣り兵四萬人を以て、自分より先きに往つて蔡州城の東西を圍ましめた、元の兵は其の西方を圍んだ、

甲午、端平元年正月、金主守緒傳位於宗室子承麟、宋孟珙入蔡州、元師從之、守緒自經死、函其首送于宋、獲承麟殺之、金自完顏旻稱帝、至是九

【字解】　白坡、即ち白波鎭、今の河南省懷慶府河南縣治にあり、鄭州、今の河南省開封府鄭州治、鈞州、今の河南省開封府禹州治、商、今の陝西省商州治、虢、今の陝西省鳳翔府寶雞縣東、嵩、今の河南省河南府嵩縣治、汝、今の河南省汝州治、歸德府、今の河南省歸德府商邱縣南、速不臺、元將にて蒙古語「スベエタイ」の音譯、

【解釋】　壬辰紹定五年、元太宗は、白坡より黃河を渡り、鄭州に次つた、時に太弟拖雷は鈞州を攻て、金兵に克ち、遂に商虢嵩汝等十四州を取つた、太宗は其の將速不臺をして金の汴京を圍ましめた、金主は其の弟曹王訛可を元の方へ人質に出して和を請ふたので、太宗は蒙古に歸つたが、速不臺を留めて河南を守らしめた、然るに七月に金で元の使者三十餘人を殺した爲め和議は破れ、八月鈞州の金の殘兵は汴京を救つたが、元の諸軍は與に戰ひて金兵を破つた、九月元の拖雷は軍中に卒した、此の拖雷に六人の子があつた、其の第四子は即ち世祖忽必烈である、十二月金主守緒は元兵の圍を突破りて河北に出奔した、

元再使王檝來、議夾攻伐金、京湖制置使史嵩之以聞、朝臣皆以爲可遂復讐之擧、獨趙范不喜曰、宣和海上之盟、厥初甚堅、迄以取禍、不可不鑑、帝不從、詔嵩之報使許之、嵩之乃遣鄒伸之報謝、且議夾攻汴京、元人許俟成功以河南地歸宋、

【字解】　宣和海上之盟、宣和は徽宗の時の年號也、其の時に馬政が使者として海上から金と遼を夾み擊にしやうと約束をしたのを指して云ふ、迄以取禍、徽宗欽宗が金の爲に虜となりしを云ふ、

【解釋】　元は再び王檝なるものを使者として宋に來らしめ、元と宋とが相謀りて金を夾み擊せんことを申出た、そこで京湖の制置使史嵩之は、此言を取次いで奏上した、宋の朝廷の大臣等は年來志せし復讐の擧を遂ぐべしと思つた、然るに獨り趙范のみは此の議論を喜ばずして曰く、徽宗帝の宣和年間に海上より、金に約して共に遼を夾み擊にせんとせし約は其の初甚だ堅かりしが、後に金は其約を違ひ、宋は爲に禍にかゝりたり、此度の元の申出も、之れに類すれば鑑みずんば不可なりと云へるも、理宗は趙范の議を用ひず、史嵩之に詔して、元使に其提議に從ふべしと返報させた、そこで嵩之は鄒伸之を遣はして元使に報せしめ、且つ汴京を夾み攻める事に付て相談した、元人は其のことの成功するを俟て、河南の地を宋に歸さんと申し出でた、

癸巳、紹定六年、金主奔歸德、糧絕、乃

城下之、五月、元遣使來假道、宋殺之、

【字解】河中、今の山西省蒲州府永濟縣治、

【解釋】二月元太宗は金の鳳翔に克つた、本文の洛陽河中の諸城を攻めて下したとは誤りである、五月、元は、使者を宋に遣り、太祖の遺命により、金の汴京を取らんために淮南の道を借らんことを乞はせようとした處が、宋の沔州の統制張宣は其使を殺した、是れが宋の曲事となつた、

八月、元始立中書省、改從官名、以耶律楚材爲中書令、粘合重山爲左丞相、鎭海爲右丞相、

【解釋】八月、元始めて中書省といふ官省を設置し、其從屬の官名を改め、耶律楚材を以て中書令とし、粘合重山を左丞相となし、鎭海を右丞相となした、

十二月、元太宗取河中、太弟拖雷、發騎六萬、分兵、自西和州、入興元、由金房、道襄陽、至唐鄧、與金人鏖戰於陽翟、潼藍之戍亦潰、西兵畢至、合圍於汴、

【字解】西和州、今の甘肅鞏昌府西和縣西、興元、今の陝西省漢中府南鄭縣治、金房、今地名未詳、鏖戰、霍去病傳の註に、鏖謂苦擊而多殺也と見ゆ、陽翟、今の河南省開封府禹州治、潼藍之戍、潼關藍田關の守備兵、二關共に今の陝西省內、西兵、元兵を指す、

【解釋】十二月、元太宗は河中を取つた、太宗の弟拖雷は、騎六萬を發し、其兵を分ちて西和州より興元に入り、金房より襄陽を通りて唐鄧二州に至り、金人と河南の陽翟に非常な激しい戰爭をした、陝西にある金の潼關藍關の守備兵も、亦潰えたので、元兵は西方から來て遂に汴を合圍する形勢となつた、

壬辰、紹定五年、元太宗由白坡渡河次鄭州、攻鈞州克之、遂取商虢嵩汝等十四州、使速不臺圍金汴京、金主遣其弟訛可入質、太宗還、留速不臺守河南、八月、金兵救汴、諸軍與戰敗之、九月、太弟拖雷、卒于師、金主守緒、突圍出走歸德府、

就班以拜、

【字解】弘吉剌氏、太祖の第一皇后にして「ボルテ」夫人、忽魯班雪不只、陸軍參謀本部編輯支那地誌に據れば蒙古克魯倫河灣曲の雕阿闌の地なるべし、就班、席順の通りに其班列につく、

【解釋】己丑、紹定二年元の太宗名は窩闊台、太祖の第三子にて母は光獻皇后弘吉剌氏である、是年の夏窩闊台は、父太祖の喪に赴きし後、忽魯班雪不只の地に至りしが、皇弟拖雷は耶律楚材の言に從つて來て見え、大に諸王百官を會し太祖の遺詔を以て、窩闊台を天子の位に卽かせた、是れまでは蒙古の事なれば儀式は萬事粗末であつたが、此の時から始めて朝廷の儀式を制定し、皇族尊屬等は皆制定されし席順に著座して拜禮した、是れは皆楚材の定めたものである、

元始置倉廩、立驛傳命、

【解釋】元は始めて倉廩を設置し又宿驛の制を立て、朝廷の命令を各地へ傳送することにした、

庚寅、紹定三年、元遣兵取京兆、七月、太宗自將伐金、皇弟拖雷、姪蒙哥帥師從、

【字解】京兆、今の陝西省西安府長安縣治、

【解釋】庚寅紹定三年、元は兵を遣はして京兆を取つた、七月に太宗は自ら將として金を伐ち、皇弟拖雷及び姪蒙哥は軍隊を帥ひて之に從ひ、六十餘所の砦柵を拔いた、

辛卯、紹定四年春、趙范趙葵、大敗李全于揚州城下、時屬上元張燈、全置酒高會于平山堂、城中諜知、夜遣兵出其不意刼之、全走陷于濠、爲亂槍所斃、其餘奔走北去、

【字解】上元、正月十五日、濠、城の堀、亂槍、多勢でつきだした槍先、

【解釋】辛卯、紹定の四年の正月、趙范趙葵の兄弟は去年の冬から入寇した李全を大に揚州城下に敗つた、時に上元卽ち正月十五日で家家で燈をつるす習慣であるにより、李全は城外の平山堂に盛宴を張り酒を飮んで居た、城中では探偵を遣して其の樣子を探り知つたから、夜中兵を遣して李全の不意を刼かした、全は狼狽し走り出て、城下の濠の泥淖に陷り、遂に三十餘の亂槍の爲に殺された、其餘の兵士共は奔走して北方に逃げ去つた、

二月、元太宗克鳳翔、攻洛陽河中諸

績甚衆、史之記載不備、惜哉、

【字解】六盤山、今の甘粛平涼府の附近、世讐、代代のあだ、訖、をわろ、起輦谷、蒙古鄂爾多斯右翼中旗西北の阿爾坦山にあり、至元二年、二年は三年の誤、深沈、をちつく、大略、大なるはかりごと、勛績、勲功手柄、

【解釋】七月元太祖は、六盤山に於て死去した、其の死に臨み左右の人に遺言して曰く、金の精兵は潼關にあり、潼關は南は連山に據り、北は太河（黄河）を限りたる地なれば遽に破ること難し、因て道を宋に借るに若しくはなし、宋と金とは代代仇敵の國なれば、宋は必らず我が要求を許すならん、宋が之を許すならば我が元は兵を唐鄧に下し、直に金の據れる汴京を衝いて攻め入るべし、金にては汴が危急となれば必らず潼關を守れる其兵を徵發するならん、さて潼關より數萬の衆を以て汴を援けん爲に遠く千里もある地より赴き援くとも、人馬共に疲弊し居れば、汴に至る頃には、我元兵と戰ふ能はざれば之を破るは必らず成し得べしと、いひ終りて死去した、太祖は在位二十二年で、壽六十六年であつた、蒙古の起輦谷に葬つた、宋亡び元の世となりて、世祖の至元三年の冬に追謚して聖武皇帝といひ、其廟を太祖と號した、太祖は、をちついてた性質の人で、大なる計謀あり、其の兵士を使用するは、神の如くに巧みにして、全く人の仕業と思はれず、故に蒙古に興りて國を滅ぼせしは四十に及び、其勳功手柄は甚だ衆かりしが、歷史家の記載せるもの完備せざるは、洵に惜むべきことである、

太祖既殂、時皇子窩闊台、留霍博之地、國事無所屬、皇子拖雷監國、以俟皇太子至而立之、越二年、皇太子始立、是爲太宗、

【字解】國事無所屬、國の政事をあづかる人がない、屬は囑の義、

【解釋】太祖既に死去したが、時に第三皇子窩闊台は、霍博に留まり居たれば、太祖の後を承て國の政事をあづかる人がない、因て第四皇子拖雷は國事を監督して、皇太子卽ち窩闊台の來るを待て居た、二年を經て窩闊台初めて立ちて君となつた、卽ち元の太宗である、霍博は中央亞細亞、和林の北、

己丑、紹定二年、元太宗名窩闊台、太祖第三子、母曰光獻皇后弘吉剌氏、是歲夏奔喪、至忽魯班雪不只之地、皇弟拖雷來見、大會諸王百官、以太祖遺詔卽位、始立朝儀、皇族尊屬皆

【字解】外議籍籍、世間の議論がやかましい、相失、仲が惡くなる、楚州、今の江蘇省淮安府山陽縣治、制置、制置使、許國、姓名、爲辭、いひぐさにする、

【解釋】乙酉寶慶元年、時に世間では議論が多くあつてやかましかつた、卽ち濟陽王竑を立んとて開州の潘壬等が兵を起したが、其事は成就せず、皆誅せられ、竑も亦殺された、又李全は楚州にありしが、淮東制置使の許國と仲がわるくなつて、遂に國を殺した、又紹定三年に李全は知楊州なる翟朝宗の爲めに麥を奪はれたのを怒り、其罪を問ふを以ていひぐさにして兵を擧げて、南に向ひ、楊州を圍み、殆ど陷落せんとした、以上の記事は別別で同時の事でない、只其の頃の騷動を書列ねたのである、

丙戌、寶慶二年、元太祖伐西夏、取甘肅等州、遂踰沙陀至黃河九渡、

【字解】沙陀、前に見ゆ、按ずるに此文の沙陀は沙瓜の誤なるべし、沙陀は伊犂の東に在り相距る極めて遠し、沙瓜は沙州瓜州にて甘州肅州と相距る太た遠からず西夏の西極に近し、地理上當に沙瓜なるべく、且陀瓜二字音も亦相通ず、故に誤を來せしならん、九渡、黃河上流名、

【解釋】丙戌寶慶二年、元太祖は、西夏を伐ち甘州肅州等を取り、遂に沙陀を踰え黃河九渡までに至つた、

丁亥、寶慶三年、元滅夏、以夏主李晛歸、

【解釋】丁亥寶慶三年六月元太祖は、夏を滅し夏主李晛を縛して國に歸つた、夏は元昊が帝と稱してから晛まで十代二百一年で亡びた、元の殺戮暴を極め、夏人の免れた者は百中に一二も無かつたと傳ふ、

七月、元太祖殂于六盤山、臨殂謂左右曰、金精兵在潼關、南據連山、北限太河、難以遽破、莫若假道于宋、宋金世讎、必能許我、則下兵唐鄧、直擣汴京、汴急必徵兵潼關、然以數萬之衆千里赴援、人馬疲弊、雖至弗能戰、破之必矣、言訖而殂、在位二十二年、壽六十六、葬起輦谷、至元二年冬、追謚曰聖武皇帝、廟號太祖、太祖深沈有大略、用兵如神、故能滅國四十、其勛

與莒幼不好弄、群兒聚嬉、輒獨登高坐不動、長上見者、指以語群兒曰、汝曹不效此人、恰一大王相似、群兒每羅拜其下、遂有趙大王之號、彌遠物色得之、嘗取應得舉矣、特旨補官、竑既爲寧宗子、遂以與莒爲沂王後、賜名貴誠、除邵州防禦使、寧宗大漸、乃白中宮、以貴誠爲皇子、改名昀、宣遺詔卽位、進竑濟陽郡王、出判寧國府、恭聖仁烈楊后同聽政、事定然後撤簾、

【字解】弄、玩弄物、聚嬉、あつまりあそぶ、長上、おとな、羅拜、とりまきをがむ、中宮、楊后、宣遺詔、先帝の遺詔をまうしのぶ、邵州、今の湖南省寶慶府邵陽縣治、濟陽、今の安徽省鳳陽府懷遠縣、寧國府、今の安徽省寧國府寧國縣、楊后、寧宗の后、撤簾、御簾をとる、卽ち政事にあづかる事を止める、

【解釋】與莒は、幼にして、遊戲を好まざりき、多くの子供が聚まり遊ぶに、與莒のみは其の每に獨り高い處に登りきちんと坐つて居た、年長の人は之を見て指さして群兒に語つていふ、汝等は此の方のまねをしてはいけない、今、此の方を見ると、恰も一大王樣のやうだと、故に群兒は每に此人の下にとりまいてをがみしかば遂に趙大王といへる號を得た、史彌遠は其の人の樣子振を人に言含め之を探させて與莒を見付たが後に朝廷の官吏登用試驗に應ぜしめた、斯くて與莒は天子の特旨にて官吏に補せられた、時に竑は既に寧宗の子となり、遂に與莒を以て沂王の後嗣とし、新に名を貴誠と賜ひて邵州の防禦使に除任せられた、寧宗が臨終のとき、乃ち中宮に申しあげて、貴誠を皇子となし、名を昀と改め、寧宗の遺書をまうしのべて、皇位に卽かしめ、竑をば濟陽郡王に進め、都を出で、寧國府の判とした、恭聖仁烈楊后(寧宗后)は理宗の卽位の初め共に政を聽たが、事が定つて後、其の事を止めた、

(注意)以上二節本文で一連、

乙酉、寶慶元年、時外議籍籍、有謀作亂立竑者、事不克、皆死、李全在楚州、與制置許國相失、殺國、亦以閒罪爲辭、舉兵南向、圍揚州幾陷、

然慶元、嘉泰、開禧、凡十三年、則侂胄之政、嘉定十七年、則彌遠之政、壽五十七而崩、彌遠定レ策立レ嗣、是爲二理宗皇帝一、

【字解】迭、たがいにと訓む、三邊、東西北の三方の國境、擾、騷擾、謙恭、けんそんで物事にていれいなる意、仁儉、慈仁であつて儉約、

【解釋】丁丑の歳卽ち嘉定十年以後、宋は金と戰ひ迭に勝敗はあつたが、此の爲めに宋では東西北三方國の境は、騷擾して一年として無事な年はなかつた、帝は在位三十年で、改元は四度であつた、帝は謙恭仁儉で、卽位から崩御まで少しも變りがなかつた、然かし慶元、嘉泰、開禧の凡そ十三年間は韓侂胄の政治で、嘉定十七年間は、史彌遠の政治であつた、帝は五十七歳で十七年の閏八月に崩じた、彌遠は策を定め詔を矯めて嗣君を立てた、これを理宗皇帝となす、

○理宗皇帝初名與莒、宗室追封榮王、諡文恭、希瓐之子、太宗十世孫也、寧宗子多而不レ育、鞠二宗室子、名詢一、立爲二太子一、薨、初皇從弟沂靖惠王柄無レ子、嘗以二宗室子一、賜二名貴和一爲二之後一、及レ失二太子詢一、遂立二貴和一爲二皇子一、賜二名竑一封二濟國公一、竑慧而輕、嘗疾二史彌遠專一レ權謂、異日不レ可レ容、彌遠聞而惡レ之、故陰爲二之計一、

【字解】不育、そだたない、皇從弟、天子のいとこ、沂、國名、靖惠、諡、柄、名也、慧而輕、さとくしてかるがろしい、不可容、容赦はできぬ、陰爲之計、ひそかに太子をかへる謀をする、

【解釋】理宗皇帝初の名は、與莒といひ、其の父は宋の一家で、死後追封は榮王諡は文恭名は希瓐といへるもの、子である、卽ち太宗皇帝の十世の孫に當る、寧宗は子多かりしも、そだたないから、宗室の血統を引ける名は詢といへるを養育して太子として居たがこれも薨去した、是より以前に天子の從弟なる沂の靖惠王柄は其子なかりければ、後嗣となさん爲めに、宗室希瓐の子に貴和といふ名を賜ひ、柄の後とした、然るに皇太子詢が薨じたから、其の貴和を立て、皇子となし名を竑と賜ひ、濟國公に封した、竑は智惠あつて敏捷なれど、輕躁なり、宰相史彌遠が政機を専らにせるを惡み、自ら謂ふ他日吾は彼れを容赦せぬと、彌遠この言を聞て惡み、陰に竑に對する計謀をなして居た、

することを殆んど四十年、たゞ汴京を取らなかつたのを恨みとして死んだ、

五月元初置達魯花赤、監治郡縣、

【解釋】 五月元は始めて、達魯花赤といへる地方官を置いて西域の新領土の郡縣を監治せしむることゝした、達魯花赤とは蒙古語で、之を譯すると荷包上壓口捺子であるから、卽ち取締役の意に用ひたのである、

金章宗珣、在位十二年而殂、子守緒立、是爲哀宗、

【解釋】 十二月金の章宗珣は在位十二年にして殂したから、太子守緒は卽位した、これを哀宗といふ、來年正大と改元した、

甲申、嘉定十七年、元太祖至東印度、駐鐵門關、有一獸、鹿形馬尾、綠色而一角、能作人言、謂侍衛者曰、汝主宜早還、太祖以問耶律楚材、曰、此獸名角端、能言四方語、好生而惡殺、此天降符以告陛下、願承天心、宥此數國人命、太祖卽日班師、

【字解】 鐵門關、中央亞細亞ボカラの附近にあり、角端、宋書符瑞志に角端者日行萬八千里又曉四裔之語と見ゆ、降符、符は瑞兆、班、かへす、

【解釋】 甲申嘉定十七年、元太祖は東印度に至らんとて、鐵門關に駐まりしとき、一獸あり、鹿の如き形で馬の如き尾を生じ、其色は綠で一本の角あり、能く人の如くものをいふ、此時に其獸が太祖の侍衛者に謂ふには、汝が主は早く本國へ還るがよいと、そこで太祖は隨行せる大學者の耶律楚材に此獸の事を問ふた處が、楚材いふ、此獸は、角端と名づくる獸にして、能く四方の語を、人の如くに話します、其の性生を好みて殺を惡む目出度い獸なれば、天より瑞兆を降して、陛下に告げ給ふと存じます、願くは陛下天の心に從ひ、此邊數國の人命を宥められよと答へた、太祖は楚材の言に從はれて、卽日其の軍勢を引返した、それは太祖が餘り殺戮を好むから、楚材は其の問を利用して斯く諫めたのである、

自歲丁丑以後、宋與金戰、雖迭有勝敗、然三邊無歲不被其擾、上在位三十年、改元者四、謙恭仁儉、終始如一、

省潞安府長治縣治、走西京、京は涼の誤、

【解釋】　戊寅嘉定十一年の秋、元の木華黎は、西京より河東に攻入り、太原平陽及び忻州、代州澤州潞州等の戰に於て、悉く金軍に克つた、金の元帥烏古論德升等は力戰して戰死した、是歳に元軍は西夏を伐つて、其の王城を圍みしが、夏主李遵頊は西涼に逃走した、

高麗王瞰、降二于元一、請二歳貢二方物一、

【字解】　方物は土地の物產、

【解釋】　元の兵は其の叛者を襲ふ爲め、高麗の國境を過ぐる序に高麗を攻めた處が、高麗王瞰は、元に降伏し、其の地の產物を年年貢しやうと願出た、

己卯、嘉定十二年、西域殺二元使者一、太祖親征、

【解釋】　己卯嘉定十二年西域の人は元の使者を殺した、因て太祖は親征して訛答剌城を取つた、

庚辰、嘉定十三年、元木華黎、徇レ地、至二眞定一、又徇二河北諸郡一、

【字解】　眞定、今の直隸省正定府正定縣治、

壬午、嘉定十五年、元太子拖雷、克二西域諸城一、遂與二太祖一會、秋金主復遣レ使請レ和、太祖時在二回鶻國一、謂レ之曰、我向令三汝主授二我河朔地一、令二汝主爲一レ河南王一、彼此罷レ兵、汝主不レ從、今木華黎已盡取レ之、乃始來請耶、遂不レ許、

【字解】　回鶻、中央亞細亞の國前に見ゆ、

【解釋】　壬午嘉定十五年、元の太子拖雷は西域の諸城に克ちたれば、遂に太祖と會合した、秋金主は復た使者を遣はして和を元に願つた、太祖は、其の時回鶻國に在陣したが、金の使者に謂ふ、我れ先きに汝が主に我に河北の地を割與するやうと云つたのに、汝が主は承知しなかつた、今我が將木華黎は已に盡く其地を取つて、領地とした時になつて始て使者を遣はして和を請ふのかと、遂に之を許さなかつた、

癸未、嘉定十六年、春三月、元太師魯國王木華黎卒、

【解釋】　癸未嘉定十六年春三月に、元の太師で、魯國王たる木華黎が五十四歳で卒去した、木華黎は元の爲めに東征西伐

金人自是地勢益蹙、山東叛之、東阻河西阻潼關而已、欲窺宋川蜀淮漢以自廣、遂敗盟來侵、宋以黃榜募忠義人、進討京東路、忠義李全以歲戊寅率衆來歸、全本漣水縣弓手、在開禧乙丑間、已嘗應募焚其縣矣、

【字解】蹙、しゞまると訓む、其のせまくなるを云、黃榜、天子の勅語を黃紙にかきたる、「たてふだ」、忠義李全、忠義と名づけたる軍隊の李全と云ふ人、漣水縣、今の江蘇省淮安府安東縣北、弓手、弓組、

【解釋】　金人は、是時より國威大に衰え、其地勢も益〻縮まり狹くなり、山東地方は金に叛くやうになつた、そこで金の領有する地は、東は黃河にて沮止せられ、西は潼關に至るまでに限られしが、宋の領有せる川蜀(今の四川省)淮漢(淮水漢水の流域地方)を奪ひて、以て自ら其領土を廣めんとて、其機會を窺ひ居て、遂に盟約を敗りて來り侵した、宋は天子の勅書を以て忠義の人を募り、軍を進めて京東路地方を討たせた、其忠義軍の李全は戊寅歲即ち開禧十一年正月に衆を率ひて宋軍に來り歸順した、本は漣水縣に於ける弓組の軍人である、開禧乙丑(元年)に李全は嘗て宋の募に戰じて一旦金に取られた漣水縣を火攻して回復した事もあつた、此の條の記事の如き頗る錯雜顚倒を免れず、讀者注意せよ、(注意)以上二節本文で一連、

丁丑、嘉定十年、元以木華黎爲太師、封國王、率諸軍南征、克大名府、定益都淄萊等州、

【字解】大名府、今の直隸省大名府大名縣治、益都淄萊等州、益都は府名、今の青州、淄州は臨淄、萊州今同じ、今山東に屬す、

【解釋】　丁丑嘉定十年の冬、元は部將四傑の一人にして智勇兼備の良將なる木華黎を以て太師とし、國王に封じ、諸軍を率ひて、南方全國を征伐せしめたが、木華黎は、大名府に克ち遂に益都府及び淄州萊州等を平定した、

戊寅、嘉定十一年、元木華黎、自西京入河東、克太原、平陽、及忻代澤潞等州、是歲、伐西夏、圍其王城、夏主李遵頊走西京、

【字解】平陽、今の山西省平陽府臨汾縣治、忻、今の山西省忻州治、代、今の山西省代州治、澤、今の山西省澤州府鳳臺縣治、潞、今の山西

郡にある群牧監を襲ひ、其馬を奪ひ逐立て、北方へ還つた、是から毎年太祖は金の州郡を攻め取つた、

癸酉、嘉定六年、金主衞紹王允濟、在位五年、無歲不受兵、幾不能支、且失將士心、爲大將所弑、追廢爲東海郡侯、立豐王珣、璟之兄也、是爲宣宗、太祖分兵三道、竝進取燕南、山東、河北、五十餘郡、

【字解】五十餘郡、綱目に五十を九十に作る、是なるに似たり、豐王珣、綱目に昇王に作る、珣の音荀、

【解釋】癸酉嘉定六年、金主衞紹王允濟は、在位五年の間、歲として元兵の入寇を受けざるはなく幾んど支え切れぬ有樣であつた上に、將士の心をも失つた、因て大將胡沙虎の爲に衞邸に囚はれて弑せられた、故に其死せし後に金主たる地位を廢して東海郡侯となし、胡沙虎は豐王珣を立て、金主とした、珣は璟の兄で、これを宣宗となす、元太祖は韃靼及金の降將四十六都統の兵を合し、之を分けて、三道より竝び進み、金に屬せる燕南、山東、河北、五十餘郡の地を取つた、

甲戌、嘉定七年、元太祖駐蹕燕北、金主以岐國公主、及童男女五百、馬三千、兼金帛、以獻乞和、雖見許、度不能自立於燕、五月遷于汴、留丞相完顏福興、輔太子守忠居燕、太祖遣兵圍之、守忠走汴、後一年而燕京陷、元兵自河東渡河而南、距汴二十里而去、

【字解】駐蹕、天子の乘物を駐めること、即ち天子の逗留するを云、岐國公主、金の前主允濟の女、

【解釋】甲戌嘉定七年の四月に、元太祖は、燕北に蹕を駐めた、そこで金主宣宗は、岐國公主(前主允濟の女)童男女各、五百、馬三千、及び金帛を獻じて和を乞ふ、太祖は之を許せしも、金主は金國が燕に自立することは到底むづかしいことをはかり、五月に汴に遷り、燕京には丞相の完顏福興を留め置きて太子守忠を輔任させた、太祖は之を聞いて怒つて云ふ、已に和解しながら都を遷すは疑心が殘つて居るからだと、遂に兵を遣はして燕京を圍ませたので、守忠は汴に走つた、來年の五月、燕京は遂に元兵に陷された、元兵は河東より黄河を渡りて南に進み汴京を距ること二十里の地まで來たが金の花帽軍の爲めに破られて引去つた、

太祖遣將襲殺其衆、遂略地而東、初太祖貢歲幣于金、金主使衞王允濟受貢于靜州、太祖見允濟不爲禮、允濟怒、歸欲請兵攻之、會金主璟殂、允濟嗣位、有詔至國、傳言當拜、太祖問金使曰、新君爲誰、曰衞王也、太祖遽南唾曰、我謂中原皇帝、是天上人做、此等亦爲之耶、何以拜爲、卽策馬去、金使還言、允濟益怒、欲俟太祖再入貢而害之、太祖知之、遂與金絕、

【字解】烏沙堡、萬里長城外にあり、金の西京大同府の咽喉にて、要害、靜州、遼代上都道に屬す、今地名不明、天上人做、なみの人ではないと云ふ意、做字は俗語、「する」と譯す、

【解釋】庚午嘉定三年、金人は元を討たんと謀り、烏沙堡を築いた、太祖は將を遣はして之を襲ひ其の衆を殺し、遂に地を略して東方に及んだ、其の事の起りを記さんに、初め太祖は金に對して、臣禮を執り歲幣を納れ來つた、金主は衞王允濟を使者として、其の貢物を靜州に受けしめた、時に元太祖は允濟に遇つたけれど、禮をしないから、允濟は怒り、歸つて軍兵を請受けて太祖を攻めんとした、たまたま金主璟は殂したので、允濟が其位を嗣ぎ金主となつた、其の卽位の詔書が元國に至り、傳へていふ、當に其書を拜受すべしと、太祖其時に金の使者に問て曰く、新君は誰であるかと、使者曰く、衞王であると、そこで、太祖は遽に南金の方に向ひ唾して曰く、我は是れまで中原の皇帝たるべきものは、普通人ならず、必らず天上の人がなるべきものと思つて居た、然るに允濟の如き者でも、皇帝となつたか、我は何ぞ拜することを爲さんやと、直に馬に鞭ちて立去つた、使者は還て此事を金主に申上げると、允濟は益、怒り、太祖の再び入貢する時を待受けて、之を害せんとした、太祖は此事を知り、遂に金と國交を絕つた、

辛未、嘉定四年春、元太祖南侵敗金兵、襲群牧監、驅其馬而還、自是連歲攻取金州郡、

【字解】群牧監、牛馬をやしなふ役所、

【解釋】辛未嘉定四年春、元太祖は南方金を侵し、金兵を敗り、勝に乘じて進む、居庸關の守將は大に怖れて遁去つたから、元の兵遂に中都に攻寄せた、金主は汴に出奔しやうとまでしたが、衞卒の奮戰によつて元兵を却けた、元兵は遂に中

外共に之を困り遂に兇人韓侂冑を誅する議論が起つた、皇后楊氏は書を讀み史を知り古今の事跡に通じて居た、其の時に禮部侍郎兼翊善の官に在る史彌遠は侂冑を誅する密策を建議した、此時に於てはすべて、宮中より出つる勅旨は、皆楊皇后が取計ひで帝に勸めて密に許可させたのである、一日侂冑が朝廷へ至りしが史彌遠は主管殿前司公事の夏震に命じ兵士を率ゐる侂冑を途上に待ちうけしめ、無理に侂冑を玉津園へ連れ出し、椎で撲ち殺した、

先ㇾ是元太祖、征二西夏一拔二力吉里寨一而還、至二是秋一再征ㇾ之、

【字解】力吉里寨、楡林の北邊外、

【解釋】是より先き元太祖は西夏を征し、力吉里寨を拔き大に其の人民を掠めて還りしが、今年の秋再び夏を征伐した、

戊辰、嘉定元年、陳自强竄死、蘇師旦處ㇾ斬、周筠決配、侂冑函ㇾ首謝ㇾ金、和議復成、錢象祖爲ㇾ相、史彌遠累遷與二象祖一竝相、象祖罷、彌遠獨相、

【字解】決配、流罪にするを云ふ、

【解釋】戊辰嘉定元年陳自强は、流竄せられて死し、蘇師旦は斬に處せられ、周筠は流罪に處せられた、以上三人は共に韓侂冑の黨である、侂冑は誅死の後、其首は函に入れられて、金へ差出され、宋が金と戰ひし原因は實に侂冑の企になりしことを宋より陳謝した、かくて、宋金間の和議は成就したので、錢象祖は相となり、史彌遠は累りに官位が遷り、象祖と相竝びて相となりしが、後に至り象祖は罷められ、彌遠のみ獨り相となつて居た、

金章宗璟、在ㇾ位二十年而殂、無ㇾ子、立二世宗之別子允濟一、於ㇾ璟爲ㇾ叔、

【解釋】金章宗璟は、在位二十年にして殂した、子が無かつたから、元妃李氏は大臣と謀つて世宗の庶子衞王允濟を立てた、允濟は璟に於ては叔父にあたる、

己巳、嘉定二年春、元太祖入二河西一、屢破二西夏兵一、夏主李安全、納ㇾ女請ㇾ和、

【字解】河西は黄河の西岸地方を指して云ふ、

【解釋】己巳、嘉定二年の春、元太祖は黄河の西岸地方に攻め入り、屢西夏の兵を破つたので、夏主李安全は、己の女を太祖に妻はし、和を請ひしが、太祖は其請を聽き入れた、

庚午、嘉定三年、金謀ㇾ討ㇾ元、築二烏沙堡一、

時金章宗泰和六年也、

【字解】斡難河、「オナン」河と訓む、我が陸軍参謀本部の編輯せる支那地誌に斡嫩河とあり、何れも音譯にて同一の地、奇渥溫、「ギヤン」と訓む、蒙古語なり、也速該、「エスガイ」塔塔流、「タタル」、共に蒙古語の音譯也、宣懿后月倫、宣懿は諡、月倫は名で蒙古史に謂ふ所の「ホエルン」、凝血、血のかたまり、九游白旗、九旒の白い吹流、成吉思、「ジンギス」と訓む、蒙古語にては「強大なる帝王」といふ意義と云ふ、

【解釋】是の歳に元太祖は、斡難河の源なる地にて即位式を行へり、太祖は、姓を奇握溫といひ、諱は鐵木眞にて、蒙古部の人なり、其の先代は蒙古部の長となれり、父の也速該に至りて、始めて諸部落を併呑し、愈〻強大となつた、後に至りて、也速該に烈祖神元皇帝と諡した、其の初め、神元は、塔塔兒部を征伐したが、其の部長なる鐵木眞なるものを獲た、其時に宣懿后月倫が太祖を生んだ、其の手に血のかたまりを握つて赤石の如くであつたから、神元は之を奇異なることに思ひ、因て獲し所の鐵木眞の名を取つて名づけた、これは神元が自分の武力を紀念としたのだ、元年太祖は大に蒙古の諸王群臣を會し、九すぢの白い吹流を建て、即位の式を行つた、其の時に群臣は共に尊號を上つて、成吉思皇帝と稱した、時に金の章宗の泰和六年である、

丁卯、開禧三年、時北伐諸軍所向、無不潰敗而退、金人大發兵、連陷蜀、漢、荊、襄、兩淮諸郡、東南大震、亟遣使通謝於金、而侂胄弄兵之意、猶未已、中外患之、遂有誅兇之議、皇后楊氏、知書史通古今、當時侍郎史彌遠、建密策、而旨從中出者、皆后實爲之、一日侂胄入朝、彌遠使殿帥夏震、以兵邀之塗、擁出玉津園、椎殺之、

【字解】通謝、謝罪の意を彼に通ず、いひわけをする、弄兵、むやみに戰爭をする、兇、わるもの、密策、秘密なるはかりごと、殿帥、禁裡守護の主將、椎殺、椎で打ち殺す、

【解釋】丁卯の歳、開禧三年、其の時に金國を征伐せんとて北方へ向ひし宋の諸軍は、潰敗して退却せざるはなき有様なれば、金人は大に兵を發し、連りに蜀、漢、荊、襄、兩淮諸郡を陷れた、そこで東南地方は大に恐怖して、朝廷では、初に方信儒、次に王柟を金軍に遣はして金と戰端を開いたことの惡かつた次第を言ひわけさせた、然るに韓侂胄は深い考もなく、むやみに戰爭をしたがる意は未だ已まないから、宋にては中

が金主となるや、蒙古の兵長驅して金を侵し、金はこれより多事となつた、韓侂冑は金が蒙古の爲に苦められ戰爭するを聞き、卽ち此釁隙に乘じて金を伐つならば、往年宋の失へる中原の地は必らず恢復し得らるべしと信じた、吳曦と云ふ者あり、前の蜀帥吳挺之が子で璘の孫なり、吳氏は代代西のはての地方を治める役人でありしかば、其威は西蜀に行はれた、其の子孫を宋の都に留め置いたのは、蓋し萬一の場合に人質にする爲めの歷代の天子の深きおぼし召しに由つたのである、然るに曦は兼てより異志あつて、蜀に歸らんとの志があつたが許されなかつた、曦はよつて賄賂を時の大臣に使ひ之を願ふと、大臣は侂冑に甘く說いてくれたから、侂冑は曦を都より歸してやつた、それは吳曦を西蜀に歸らして父祖の威光で兵を出し、金を伐せる考であつた、(注意)以上二節は本書で一連、

開禧二年丙寅、以伐金詔告四方諸路進師、曦首以關外四州獻金、求封爲蜀王、尋卽稱帝、賴李好義、楊巨源與安丙密謀、曦僭號踰月而誅、

【字解】丙寅、開禧二年は元の太祖の元年に當る、本書の編者は元人なる故、今年より斬く干支を書いて歲の名とし、必ずしも宋の年號を用ゐざるの意を示す、關外四州、階州泰州成州鳳州、

【解釋】開禧二年丙寅、金を伐つ詔を以て、四方諸路に布告し、軍隊を進めて金を伐たしめた、吳曦は宋の爲に忠義を盡くさず、首として關外四州の地を金に獻上し、因て金から己を蜀王に封ぜんことを求めた、間もなく曦は自分で帝と稱したが、李好義楊巨源の二人と轉運使の安丙との密謀の力に賴つて曦は僭號してより僅四十一日目で誅せられた、

是歲、元太祖卽位於斡難河之源、太祖姓奇渥溫氏、諱鐵木眞、蒙古部人也、其先世、爲蒙古部長、至太祖之父、曰也速該、始併呑諸部落、愈强大、後追謚曰烈祖神元皇帝、初神元征塔塔兒部、獲其部長鐵木眞、宣懿后月倫、適生太祖、手握凝血、如赤石、神元異之、因以所獲鐵木眞名之、志武功也、元年大會諸王群臣、建九游白旗、卽位、群臣共上尊號曰成吉思皇帝、

して流罪となつた、朱熹歿して後黨禁もそろ〳〵弛んでさきに退けられし諸人も或は官に復して自然に平穩になつた、然かし宋の國勢は最早消沈し沮止して變化を來たし、風俗は大に敗壞してしまつた、

謝深甫罷、陳自强爲相、侂冑以太師平原郡王、平章軍國事、權傾人主、威制上下、服御擬於乘輿、土木侈於禁苑、諛者至稱爲恩王聖相、或作詩九章、毎章用一錫字、侂冑亦不辭、稔積罪惡、至於生事開邊而極、

【字解】平原、今の山東濟南府平原縣治、服御、衣物及び乘り物、擬於乘輿、天子の乘物のまねをする、土木、建築物、禁苑、禁中の御苑、即ち皇居の庭、稔積罪惡、長い間罪惡を充分に積む、稔は熟する也、生事開邊、隣國と仲を惡くし、戰爭して國境の土地を擴める、

【解釋】謝深甫は、相を罷め、陳自强がそれに代つた、此時には韓侂冑は天子の太師の位、平原郡王の爵、平章軍國事の名譽職に居て、其の權力は天子を傾け、其の威力は上下の人人を壓制し、其衣服乘物は天子のものに擬し、又其の建築等は、皇居の御苑のものよりも華美なる有樣であつた、故に彼れに諛を獻するものは、侂冑を恩王聖相など、呼び、或は詩九章を作り章毎に錫の一字を用ゐしものさへあつた、是れは九錫（九錫の解は前に委し）を得て然るべしと諛びるのである、然るに侂冑は平氣で辭せずに之を受けて居る位で、其の罪惡を久しく積み重ね、最期に金との平和を自ら破つて、新に戰爭を起こすやうになつて、其の極點に達した、

先是有蒙古部、興於北方、在金世宗時、已强盛、稱帝、至璟立、蒙古兵來輙長驅、金始多事、侂冑聞金有此釁、謂中原可圖、有吳曦者、前蜀帥吳挺之子、璘之孫也、吳氏世職西陲、威行西蜀、留其子孫於京、蓋累朝遠慮、曦有異志久、欲歸蜀而不許、侂冑遣歸數年、蓋欲使西蜀出兵、

【字解】職西陲、西のはての地方に役人をして居る、累朝遠慮、代代の深きおぼしめし、

【解釋】是時より以前に北方に興りし部族に、蒙古部なるものあり、金の世宗の時、已に其勢力强盛なれば、璟（金章宗）

竄、兪端禮、京鏜、謝深甫、相繼爲相、

【字解】鷹犬、腹心の味方にたとふ、獵する時の鷹や、犬の如くに使ふ、搏、うつ、駟、音日、錀、音藥、湜、音植、灝、音浩、籍記、帳簿に書き入れる、編管、前に委し、道州、今の湖南省永州府道州治、

【解釋】侂冑は李沐、何澹、劉德秀、胡紘、沈繼相等を使役して腹心の味方として、朝廷中の善人を一人も殘さず、ひどきめにあはせた、彭龜年、劉光祖、章穎、葉適、徐誼、沈有開、吳獵、黃由、黃度、鄧馹、陳傅良、樓鑰、鄭湜、李祥、楊簡、呂祖儉、曾三聘、游仲鴻、項安世、孫元德、袁燮、陳武、汪逵、范仲黼、黃灝、詹體仁等の如き其位を貶せられ、朝廷より逐はれた人數は記するに勝へざる程多かつた、其の上に此等に緣故ある人を黨人とし、その姓名を帳簿に記入して僞學と名目を付け、朱熹を其首領とし其の籍にあるもの數十人に及んだ、蔡元定は朱熹の連累とめざゝれて道州へ編管され、又大學生の楊宏中等六人も上書して黨人を救ふに連座して各他へ編管せられた、宰相留正も嘗て黨人を引用せしといふ爲に黜けられて流竄の身となつた、それより兪端禮、京鏜、謝深甫は相繼て相となつた、(注意)以上寧宗皇帝卽位から此處まで本書にて一連、

朱熹以慶元庚申卒、時僞學黨禁雖嚴、會葬者亦數千人、呂祖泰上書、論雪僞學、乞誅侂冑及其黨蘇師旦、周筠、罷逐陳自强之徒、召用周必大、不然事將不測、書出、中外大駭、杖一百、不刺面配欽州、必大亦坐謫降、熹沒踰年、黨禁稍解、諸人或復官自便、然消沮變化之餘、風俗已大壞矣、

【字解】事將不測、どのやうな大變があるかも知れぬ、刺面、顏へ入れ墨をする宋の制、配流者は刺面せられる、欽州、今の廣東廉州府靈山縣治、自便、自然に平穩になる意と自ら便とする意、兩義あり此處にては上の意、消沮變化、國勢振はず種種にかはること、

【解釋】朱熹は慶元六年に卒した、時に僞學の黨禁、嚴なりと雖も、會葬するもの亦數千人あつた、其の學德の高いことが知らるゝ、呂祖泰上書して、僞學の稱を雪ぎ、韓侂冑及び其黨蘇師旦、周筠を誅し、陳自强の徒を罷めて、朝廷より逐出し、再び周必大を召出して之を朝廷に用ゐんことを乞ひ、若し此言を採用せざれば、如何なる大事變が發生するかも知れずと上書した、此上書が出ると中外大に其の言の烈しきに駭かされた、呂祖泰は爲めに罪を受けて杖刑一百の罰にて其面に入墨はまぬかれたが遠い欽州に配流せられ、周必大も連坐

危社稷、則一網盡矣、侂冑然之、汝愚在相位數月罷、連貶竄、服藥以死、

【字解】 宮祠之命、卽ち奉祠の任命、相當の祿は賜はれども、ごく閑散の役なる故、これまで重要なる役をつとめしもの、又老衰せるもの、又さしたる罪なくして、役を免ぜられしものは此官を命ぜらる、大老、孟子に出づ、朱熹時に年七十故に斯く呼ぶ、內批、卽ち前に見えた御筆、此處にては朱子を免職する書付を云、難其名、罪名のつけかたにこまる、宗姓、同宗の姓、卽ち宋の天子と同姓といふ意、

【解釋】 朱熹旣に召に應じて朝に至り、上疏したが、其言ふ所は當時盛に天子の寵を得て居る韓侂冑に忤つたので、朝廷に出仕してからやつと四十六日で侍講の官を罷められて宮祠の閑職となつた、當時の言者游仲鴻の如きは、朱熹が此の度宮祠に任命せられたに付ては、國中何處でも天下の爲めに弔て居る、天下の大老たる朱熹が官を罷める時勢となつたから、正義の役人は誰でも官を去るやうに思はないものはなからう、若し正義の人が盡く朝廷を去れば、どうして國家を治むるを得んと云つた、汝愚は、朱熹免官の內批を還し、諫めつゝ拜したれど、寧宗は聽かなかつた、そこで侂冑は汝愚をも熹と倂て朝廷より逐拂はんとしたが、其罪人とすべき名義なきに困つて居た、處が或人が侂冑に敎えていふには、汝愚は天子と御同姓なれば、彼を誣て宋の社稷を危くせんと謀り居ると稱するならば宜しからん、かくせば、恰も魚を網にて捕獲する樣に汝愚を始め其徒黨まで大網で取り盡すべしと、侂冑は其勸め言を然りとして實行した、かくて汝愚は相の位にあること數月にして罷めたが後に引續き貶竄せられ、遂に衡州で自ら藥を飮んで死んだ、

侂冑、用李沐、何澹、劉德秀、胡紘、沈繼相等、爲鷹犬、搏擊善類無遺、彭龜年、劉光祖、章穎、葉適、徐誼、沈有開、吳獵、黃由、黃度、鄧馹、陳傅良、樓鑰、鄭湜、李祥、楊簡、呂祖儉、曾三聘、游仲鴻、項安世、孫元德、袁燮、陳武、汪逵、范仲黼、黃灝、詹體仁等、貶逐不可勝紀、籍記黨人姓名、目曰僞學、以朱熹爲首、在籍者數十人、蔡元定坐熹累、道州編管、大學生楊宏中等六人、亦坐上書救黨人編管、留正以嘗引用黨人亦黜

れると、裳は若し嘉王の德器を進め學業を修め古代の明君哲王の實行せし其事迹を實行せしめんには必らず天下第一等の人物を尋ね求め、其人に教育を依頼するを宜しとすと申上げた、そこで光宗は、汝の謂ふ天下第一等の人物とは誰ぞと、裳は因て朱熹を以て其の天下第一等の人物なる旨を答へた、彭龜年繼で東宮の官屬と爲る、龜年は講義の度に熹が說を述べた爲め、寧宗は心を傾けて熹を慕はれしこと已に久しいところであつた、熹は光宗の時代には知漳州に、後知潭州に、又湖南の安撫となつた、寧宗が卽位するや、何人よりも最先に召出され待制兼侍講の官に任ぜられた、

熹未至、已聞近習用事、御筆指揮皆有漸、深憂之、留正罷、汝愚爲相、韓侂胄自負有定策功、希不次之賞、汝愚不肯驟除、遂怨、汝愚爲政、方務引進善類、裁抑僥倖、小人滋不悅、相與共排之、

【字解】近習用事、天子の御そばのものが、政治向へ彼是れと口を出して關係する、御筆指揮、天子が大臣に相談をせず御親筆の書付を以て差圖する、有漸、次第にはじまりかゝる、定策功、天子を定め立てし功、不次之賞、格別の恩賞、驟、「にわかに」と訓む、裁抑、たちをさゆる、僥倖、まぐれざいはひ、

【解釋】朱熹は、寧宗に召されまだ朝廷に至らざるが、天子の御そばに居る近習等が、彼此れと、政治上の事に關係して、政務を行ふやうになれると、又天子が大臣に相談されず、御親筆の書付で直に差圖をすることが皆次第にはじまりしを聞き、深く國家の前途を憂慮した、留正は相を罷め、趙汝愚が代つたが、韓侂胄は、自分が帝を擁立した功あるを恃み、破格特別の賞あらんことを希へり、然るに、汝愚は、肯て彼を驟に高き地位に任じなかつたから、遂に怨むやうになつた、汝愚は政をなすに務て善人を朝廷に引き進め、僥倖を得んとする小人等を抑制したから、小人等は益す汝愚を悅ばざるやうになり、相與に汝愚を排斥した、

朱熹既至、上疏忤侂胄、在朝甫四十六日而罷、言者以爲熹有宮祠之命、遠近相弔、天下大老去之、誰不欲去、若正人盡去、何以爲國、汝愚袖還內批、且諫且拜、不聽、侂胄欲併逐汝愚、而難其名、或敎之曰、彼宗姓、誣以謀

引嘉王入即位、代執孝宗之喪、中外危疑者乃定、光宗居壽康宮、後六年而崩壽五十四、

【字解】翼戴之議、もりたてゝ天子に戴く評議、宗社、宗廟社稷の字義なるが、こゝにては天子の御家を指す、憲聖慈烈吳太皇太后、高宗の皇后吳氏、紹熙の初年に光宗は此の尊號を上る、太皇、太后の誤、下同じ、雖其人、たれを以て、其事を奏上せんかと、其の人物にこまる、女弟、妹、

【解釋】寧宗皇帝は、名を擴といふ、初め嘉王に封ぜらる、孝宗は崩御し給ひ光宗は疑疾に罹り久しうして癒えず、そこで知樞密院事趙汝愚は、密にたれかを擁立して天子の位に即かしめんとの議を起した、憲聖慈烈吳太皇太后が宋の皇室の前途を憂慮するを知りたれば、汝愚は新帝を擁立する議を奏上せんと志したが誰を以て愈〻其議を奏上せんかと困つて居た、時に知閤門事の韓侂胄は韓琦の曾孫であつて太皇の妹の子であるから、汝愚は韓侂胄に依賴し宮中に入らしめて此事を奏上した、太后は之を許可し、爲めに簾を垂れて嘉王を御前に召入れて位に卽かしめ、光宗に代つて孝宗の喪を行はしめたから、朝廷の中外、共に國家の前途を危疑する人人の心配が靜まるやうになつた、光宗は壽康宮に居ること、なり、後六年目に崩御した其の壽は五十四、

上之爲嘉王也、黃裳爲翊善、講說開導、光宗嘗宣諭曰、嘉王進學、皆卿之功、裳曰、若欲進德修業、追蹤古先哲王、須尋天下第一人乃可、問爲誰、以朱熹對、彭龜年繼爲宮僚、因講每及熹說、上傾心已久、熹在光宗時、守漳州、後守潭州、爲湖南安撫、至上登極、首被召、除待制兼侍講、

【字解】翊善、卽ち舊制の說書、中興後に置く、輔贊善道の意か、講說開導、學術の義理を講說して其の智識を開き導く、追蹤古先哲王、古の明君賢主を手本として自ら其迹を實行する、宮僚、東宮の僚屬、傾心、心をよせて慕ふ、漳州、今の福建漳州府龍溪縣治、潭州、今の湖南長沙府長沙縣治、湖南、今の湖南省、安撫、淸朝時代の巡撫官の如し、待制、待制學士、侍講、天子始め皇族などに學術政務等を進講する官、

【解釋】帝の嘉王たりし頃に、黃裳が翊善の官であつて治國修身等の義理を講說して、嘉王の教育をした、光宗嘗て宣諭して、嘉王が學問を進めたるは、皆卿の功勞であると云は

近ニ兩載一始一至、壽皇彌不レ懌、上亦不レ能レ視レ疾、壽皇居ニ重華一踰ニ五載一、壽六十八而崩、上不レ能レ執レ喪、一日忽仆ニ於地一、中外危懼、太皇太后立ニ嘉王一、是爲ニ寧宗皇帝一、

【字解】太上皇帝、孝宗を指す、悍而妬、意氣強くして嫉み強し、太子、皇子の誤、不遜、人に遜らずの義にて、即ち無禮なるを云ふ、造誣罔、事實のなきことを造つて有るやうに言ふ、疑疾、物事を疑ひ畏れる疾、暴死、俄に死す、懌、よろこぶ、視疾、看病、執喪、喪中の禮を執り行ふ、太皇太后、壽皇の母、

【解釋】光宗皇帝は、名を惇といひ、年四十四まで東宮にあつたが、禪を受けて皇帝の位に卽き、太上皇を尊んで至尊壽皇聖帝と稱した、周必大は相を罷められ、留正、葛邲の二人は左相右相に任ぜられた、改元して紹熙といへり、帝の后李氏は、大將李道が女なるが其の氣性が強く且つ嫉心深く、速に自身の生める皇子嘉王を立て、皇太子となさんとの志があつたから、宮中で內宴ありし際、此事を孝宗に請ひしが、孝宗は許可せられぬ、后は其時に、皇后たる者の生んだ子を太子に立てられぬ道理はありますかと、孝宗に反問して無禮の擧動があつたから、孝宗も怒れる語があつた、后は此事を心に銜んで、帝に向つて、壽皇は帝を廢して別に君を立てんとの意ありと虛言を告げた、帝は此言を聞き驚き恐れ、遂に疑畏の疾を發するやうになつた、後宮に暴に死する者ありと聞くたびに、ひどく懼れて其の疾愈〻はげしくなり、父帝の重華宮に再び至らぬやうになり、臣下の諫めで二年目で始めて伺候した、それ故孝宗は、いよ〳〵帝を懌ばざるやうになり、帝もまた孝宗が大病になられても少しも看病をせぬ、孝宗は重華宮に居り五年を踰え壽六十八で崩じた、帝は疾の故で其の喪中のつとめを行ふことは出來なかつた、其の病も實は虛病であつたのである、帝は一日忽ち地に仆れしことありて、朝廷の中も外もみな國家の前途に就いて危懼の思をなした、そこで太皇太后は嘉王を立て、皇位に卽かしめた、是を寧宗皇帝となす、

○寧宗皇帝、名擴、初封ニ嘉王一、孝宗崩、光宗疾病、知樞密院事趙汝愚、密建ニ翼戴之議一、知ニ憲聖慈烈吳太皇太后以ニ宗社一爲レ憂、將レ白レ事、而難ニ其人一、有ニ知閤門事韓侂冑者一、琦之曾孫、而太皇女弟之子也、乃因以入白、太皇垂レ簾、

【解釋】上は久しき以前より皇位を子に讓る意があつたが、たまたま高宗皇帝年八十二で崩御した、そこで詔して內禪した、孝宗は德壽宮、卽ち高宗に奉仕すること二十六年、其間孝養は一から十まで行届いた、旣にして高宗が崩御するや哀慕の情尤も切にあらはれ前の通り毎日高宗の居住せる宮中に赴き、几筵の邊りに仕へることが出來ぬやうになつたから宮中を退きて高宗の爲に喪をつとめん爲に皇居を出で、重華宮卽ち前の德壽宮に居ることゝなつた、在位二十八年であつた、

金世宗雍、以是歲殂、其嗣允恭先卒、孫璟立、雍賢明仁恕、號爲北方小堯舜、故金之大定三十年、與宋之隆興乾道淳熙、相終始、南北皆得休息、彼此無可乘之釁、上之齎志、不克大有爲者、以此、太子立、是爲光宗皇帝、

【字解】仁恕、めぐみふかくなもひやりがある、相終始、其の終と始とが互に同じ時代である、彼此無可乘之釁、何れにもつけこむすきまがない、齎志、敵を滅ぼそうといふ志を持て居るを云ふ、

【解釋】金の世宗雍は是の歲に殂した、其の嗣たる允恭は父世宗に先つて卒せしかば孫の璟立て金主となれり、世宗雍は、賢明にして惠み深くをもひやりの心ありて政をしたから、當時世人は北方の小堯舜と號した、故に金の大定三十年の間は、宋の隆興乾道淳熙時代と同じ時代で、金も宋も其主は賢明なるが爲に、南北の國民皆一時休息するを得た、彼の金も此の宋も互に乘ずべき釁隙がなかつた、孝宗は敵を滅ぼそうといふ志を持て居たが、大に功業を奏することが出來なかつたのは實に此の爲めであつた、太子が立て後を繼いた、これを光宗皇帝となす、

○光宗皇帝、名惇、年四十四、自東宮受禪、尊太上皇帝、爲至尊壽皇聖帝、周必大罷、留正、葛邲爲左右相、改元曰紹熙、皇后李氏大將李道女也、悍而妬、欲亟立太子嘉王爲儲嗣、因內宴請於壽皇、不許、后不遜、壽皇有怒語、后銜之、乃造誣罔、謂壽皇有廢立意、致上驚恐得疑疾、及聞後宮有暴死者、上震懼、疾愈甚、不復過重華宮、

謚、公は爵也、

【解釋】　朱熹の同志の人に、張栻と云ふ人があつた、魏忠獻公張浚の子で、其の學術は胡宏から得た、宏は安國の子である、栻の言に、自身に爲めにする所ありて爲すものは利である、爲めにする所なくして爲すものは義なりと、此れは利と義の別を善く説明したもので、學者は此言を誦して名言とした、而して栻を南軒先生と尊稱した、其の書齋の名を取つたのである、又呂祖謙と云ふ人があつた、呂公著の五代の孫、希哲の四代の孫である、祖謙も程氏の學術を祖述した、當時の學者は、東萊先生と稱した其の住居の地名からいつたのである、此等の諸先生は何れも數年前に卒去した、

惟熹學問老而彌篤、學者共師宗之、稱爲晦菴先生、四方仰其人如泰山北斗、南使至北、金人必問朱先生安在、同時有臨川陸九淵、世號象山先生者、與熹爭論太極圖說、且謂學有悟入、譏熹從事訓解、意見頗立異云、

【字解】　泰山北斗、五嶽中で泰山最も尊貴、星辰中で北斗星最も分明、臨川、今の江西省撫州府臨川縣治、大極圖說、前に見ゐ、周惇頤の著はす所、程朱學派は此書を祖述して居る、悟入、心からにて道に入る、訓解、文字章句の義理を解く、

【解釋】　諸名儒中ただ朱熹は學問に老いていよ〱熱心に、其の頃の學者は、共に熹を師とし本宗とし、其の書齋の名によつて晦庵先生と尊稱した、四方の人、朱熹を仰ぐこと恰も、泰山北斗の如くにて尊崇を極めたり、宋の使が金に至ると、金人は必らず朱先生は御變りはないかと問ふを常とした、熹と同時に臨川の人陸九淵と云ふ人があつた、世間にては象山先生と稱した、この九淵は、周惇頤の大極圖說に就て朱熹と爭論し、且つ謂ふ、凡て學問は心に悟つて、自ら其の道に入るを旨とすべきものといひ熹が經義の訓解にのみ從事せるを譏り、其の主張する意見は、朱熹と大に異なつて居た、

上久有與子之意、會光堯皇帝壽八十二而崩、乃詔內禪、上奉德壽二十六年、孝養備至、既升遐哀慕尤切、以不得日奉几筵、欲退終喪制、移居重華宮、在位二十八年、

【字解】　德壽、光堯(高宗)の宮名、備至、よく行屆くを云ふ、升遐、天子の崩御を云ふ、奉几筵、おそばにつかへる、喪制、忌中をつとめるを云ふ、重華宮、德壽宮の改稱したるもの、

を冒稱して、己の立身を圖り、若し又時世一變して世人が道學を好まざるやうになれば其徒を道學の徒と稱して排斥する有様なりき、延平の人なる李侗は、學問を楊時の門人羅從彦に受け又朱熹は李侗に學んだ、胡銓嘗て熹を京官とするやう光堯(高宗)に推薦したが、熹は來なかつた、乾道以來幾度も朝廷から熹を召したれど、熹は其身を起さない、因て特別のおぼし召しにて奉祠の役となし秩祿を賜はるやうにした、淳熙三年六月召されて秘書郎を以て館に入れとありしも、熹は官に就かない、後に辭退しかねて南康郡の太守となつた、浙東地方が大飢饉になつた時熹を提擧の役に任じ特に其地に出張して救濟させた、嘗て一回宮中へ召對して意見を奏上した事かあつたが此時になり又召されて孝宗の諮問に對へ、兵部郎の官に陞進された、然るに兵部侍郎林桌と意見が合はぬので、直に西京嵩山崇福宮の奉祠を願つて去つた、後數月にして復召されしも、熹は之を辭し、ただ當時の政事に關せる意見を封事として上奏し御覽に供した、

言天下之大本與今日之急務、大本在陛下之心、急務則輔翼太子、選任大臣、振擧綱維、變化風俗、愛養民力、修明軍政、六者是也、

【字解】 振擧、振ひ興すを云ふ、綱維、綱紀に同じ、こゝにては政事の大本たる筋目を指す、

【解釋】 此一節は、朱熹が上奏せし封事を抄節したる文なり、天下を治むる大本と、現今の急務は何等の方法を用ゆべきかを言ふ、さて其の大本は陛下の心にあり、其の急務は太子を輔翼すること、大臣を選びて任命すること、政治の大本たる綱常道德の弛めるを振興すると、民力の疲弊せるを愛養救濟すると、軍政を修め明かにするとの六箇條目であつた、

熹之同志有廣漢張栻者、魏忠獻公浚之子、其學得之胡宏、宏安國子也、栻之言曰、有所為而為者利也、無所為而為者義也、學者誦為名言、稱栻為南軒先生、有呂祖謙者、公著之五世、希哲之四世孫也、亦祖程氏之學、學者稱為東萊先生、皆先是數年卒矣、

【字解】 廣漢、今の四川成都府漢州治、魏忠獻公、魏は國名、忠獻は

善人、光堯、高宗、還魂、尊魂、强魂、解釋に讓る、經筵、經書を講する席、高弟、第一等の弟子、

【解釋】　虞允文の爲す所は、世人も亦其言ふ所の議論の虛言に類し、實際ならざるを評判した、成る程允文の議論は竟に國家に效驗が無くてしまつた、史浩の如きは尤も兵を用ゐることと主張せず、周必大は朝廷にありて從容として政治をなし、金人を討伐することは敢て言はず持重する態度であつたが、善人を朝廷へ引進めたることは多かつた、朱熹は淳熙十五年に朝廷に召出された、これは周必大が相たりし時である、是れより以下は著者は筆を轉じて時の學者の事跡を述べるのである、さて初め伊川先生程頤は徽宗帝の世に卒去し、其徒たる楊時は、欽宗帝光堯(高宗)の時拔擢せられた、趙鼎は頤の死後に生れて之を識るに及ばざれども頤の學術を主張した、そこで當時これを惡む學者は之を嘲つて、楊時を頤の魂を生還らせたといふ意から還魂と稱へ、趙鼎を尊魂卽ち頤の魂を尊ぶといふ意から尊魂と稱し、胡安國を頤の魂に强味を付けたといふ意から强魂と稱した、其の後に尹焞と云ふ人あり、朝廷に召され經筵に列することになつた、焞は蓋し頤が老後の第一等の弟子であつた、

士大夫名程氏之學、曰道學、時好所尚、或冒此名以進、時好不同、亦多以此名見擠於世、延平李侗、受學於楊時之門人羅從彦、而熹又受學於侗、胡銓嘗薦熹於光堯、熹不至、乾道以來屢召不起、特旨改秩奉祠、召入館、不就、後爲南康守、浙東荒、除熹提擧、往救之、過闕嘗一入奏事、至是召對、除兵部郎、與侍郎林栗不合、卽奉祠去、數月復召、熹辭、惟進封事、

【字解】　道學、聖人の道統を得たる學問と云ふ義なるが、こゝには、專ら周敦頤、程顥、程頤、朱熹等一派の學術を指す、時好所尙或冒此名以進、時好は時の人氣、冒此名は其の名義を笠にしての意、進は立身出世をいふ、擠、おとす也、延平、今の福建省延平府南平縣治、特旨、格別のおぼしめし、奉祠、諸州に於て朝廷の尊崇する神祠宮觀を主管する官、閑散の役目なり、南康、今の江西省南康府治、荒、飢饉を云、提擧、凡そ首領者を提擧といふ、當時の官職多く用ふ、栗、音栗、封事は封書にして天子に上書する文、

【解釋】　當時の士大夫は、程頤等の徒が唱へし學術を道學と稱した、其時代世間の人は、道學が流行すれば、道學者の名

竟に盡く改むることまでにはならなかつたので、帝は終身此事を憤慨して居たと云ふ、

其後屢請還河南陵寢地、改受書禮、金人卒不從、蓋上雖有志復讐、而無能輔其志者、自陳康伯卒後、共适、葉顒、魏杞、蔣芾、陳浚卿、虞允文、梁克家、曾懷、葉衡、史浩、趙雄、王淮、周必大、留正、相繼爲相、惟浚卿、允文並相時、有經營北方之議、而浚卿持重、卒與允文不合、

【字解】持重、だいじをとりて、物事を輕卒に處置せぬ、

【解釋】其後河南には宋歴代の諸帝の陵寢卽ち其の墓處あるを以て、之を還附すること及び金より國書を受くる時の禮式を改めんことを、金主へ申込んだが、金人は卒に宋の提議に從はなかつた、其の譯は孝宗は復讐の志はあつたには相違ないが、其志を輔佐して實行するものがなかつたからである、陳康伯が卒去せし後は、共适、葉顒、魏杞、蔣芾、陳浚卿、虞允文、梁克家、曾懷、葉衡、史浩、趙雄、王淮、周必大、留正等の諸人が相繼で宰相となつたが、率ね平和論を唱へ、復讐の志を實行するが如きことはなかつた、たゞ浚卿允文が朝廷に於て左右並び相たる時、北方を經營する議、卽ち金を征伐し宋の國土を恢復する議論があつたけれども、其の時に、陳浚卿は餘り大事をとりて急に征伐をなす樣子が見えなかつた、それが爲に、虞允文と意見が合はなかつたのは惜しむべき事である、

允文所爲、人亦議其虛誕、竟不效、如浩尤不主用兵、必大從容廟堂、善類多所引進、朱熹以淳熙十五年被召、必大作相時也、初程頤卒於徽宗之世、其徒楊時、在欽宗光堯時、皆被擢、趙鼎雖不及識頤、而主張其學、惡之者、以楊時爲還魂、鼎爲尊魂、胡安國爲强魂、其後又有尹焞、見召入經筵、焞蓋頤晚年高弟也、

【字解】虛誕、うそ言、從容廟堂、朝廷に於てをちついて居る、善類、

論ぜしめた、浚は此のため辭職したが間もなく卒去した、浚は國家の爲に忠義を盡す心は白髮あたまになるまで少しも變りなく終身和議を主とすることなく、臨終の際遺命して其の子を戒め、「吾は中原を恢復し、國家の大恥を雪ぐことが出來なかつたのは誠に面目なき次第なれば、吾を先祖の墓側へ附けて埋葬せざるやうにせよと命じた、其の國家の爲に盡す忠義の心の深き、實に此の如し、故に帝は太保を贈り、更に太師を加贈し諡を忠獻と賜つた。（注意）以上二節は本書にて一連、

湯思退密有召虜議和之迹、言者論罷竄之、道死、康伯復相、和議成、先是國書、大宋去大字、皇帝去皇字、書用君臣之禮、有再拜等語、金使至、則起立問金主起居、降坐受書、奉使者自同陪臣、館伴之屬、皆拜其來使、至是始稱上爲宋皇帝、止爲叔姪之國、易歲貢爲歲幣、歲幣減十萬之數、地界如紹興之時、而餘禮往往竟不能盡改、上終身憤之、

【字解】迹、痕迹の迹、降坐、坐席をさげる、館伴之屬、使者に應接する官屬、叔姪之國、兩國の等級關係は叔父と姪と位の釣合にする、卽ち父子よりも輕い、歲貢、年年の貢物、歲幣、年年の進物、

【解釋】湯思退は、密かに金虜を召して與に和睦を相談した形迹があつた故、言官等は之を論奏して免職の上永州へ竄せられることになつた、然るに又太學生張觀等七十二人は上書して、思退等が國家を誤れる重罪を論じて、之を誅して國民に謝罪せんと願出た、思退は途中で之を聞いて心配の餘り遂死んだ、之に代つて陳康伯復た相となり、金と和議も成立した、是時より以前には宋より金へ贈る國書は、大宋と書くべきを其の大の字を去り皇帝と書くべきを皇字を去り、又書式は君臣の禮を用ゐ、再拜等の語があつた、金の使者が來た時には、宋の朝廷に於ては、天子自ら起立して金主の起居を問ひ、なほ坐席をさがりて、金主の書を受けた、又宋より使命を奉じて金に赴けるものは、金主に向つて自ら陪臣同樣に應對し、又金より來れる使者に應接する官屬等は皆其使者を拜して居た、ところが今回の和睦よりして、始て上を宋皇帝と稱することになり、金主の關係は叔姪之國とした、卽ち金を叔父とし宋を姪とする樣になり、又歲貢の名義を易えて歲幣となし、其年年の進物額も從來より、十萬だけ減ずることにし、金宋の國境も紹興時代の如くにしたが、其餘の禮は、往々

元帥紇石烈志寧率レ兵至、顯忠與戰、連日未レ決、諜報金人大興ニ河南兵一將ニ至一會、宏淵與顯忠不ニ相能一、而顯忠又不レ犒レ士、士憤怒、遂潰而歸、金人亦解去、

【字解】力丐、ぜひにといふこと、濠州、今の安徽省鳳陽府東少北、靈璧及び虹縣、共に今の安徽省鳳陽府治、泗州、今の安徽直隷州、宿州、今の安徽省鳳陽府宿州治、紇石烈志寧、三字姓、二字名、諜報、軍の探偵者が報告する、不ニ相能一仲がわるいの意、

【解釋】史浩を以て右相となし、張浚を樞密使として、浚に軍隊を江淮地方(揚子江及び淮水の流域)に總督せしめ、遂に北方金軍を伐つた、浩は相でありながら其議に與からぬを面白からず思ひ、つとめて請ひ其の北伐を罷んとした、然るに浚の命令で李顯忠は濠州より出で、已に靈璧に趨て、金兵を敗り邵宏淵は泗州より出て、虹縣を圍み、金の將を降し、進で宿州に克つた、金の副元帥紇石烈志寧兵を率ゐて來りて顯忠と戰ひ、日をかさねたれど、勝敗は未だ決せぬ、時に敵軍の様子を偵察するものが、通報したのに、金人は大に河南の兵を率ゐて、將に來りて會戰せんとすとの報があつた、宏淵は顯忠と、仲が悪い上に、顯忠は又部下の兵士を犒い勞ることが薄かつた故、部下のものは憤怨して軍中一致せず、宋軍は遂にばら〳〵に潰て走歸ることになつた、然かし幸に金人もそれなり兵を解いて退去した、(注意)以上原文の第一節、

上銳ニ意恢復一、是役不レ利、乃復議レ和、陳康伯罷、湯思退、張浚、爲ニ左右相一、浚仍以ニ都督一視レ師、數月而罷、未レ幾卒、浚許レ國之心、白首不レ渝、終身不レ主ニ和議一、遺命付ニ其二子一、以レ不レ能下復ニ中原一雪中國恥上不レ得レ祔ニ葬先人之墓一、

【字解】銳意恢復、宋の國家をもとの通りに恢復しようと、ひどく熱心になる、許國之心、國の爲に忠義を盡くさうといふ心、白首、白髪あたま、雪、「すすぐ」と訓み、きよむる意、祔葬先人之墓、祔葬は合葬也、但こゝでは先祖の墓側に葬るをいふ、

【解釋】孝宗は宋の國家を恢復するにひどく熱心であつたが今度の戰役に負けた爲めに再び金に和することを議した、陳康伯は免職され罷めたによつて、湯思退、張浚の二人が左相右相となり、而して浚は從前の通になほ都督の職にあつて軍隊を監視して居たが、湯思退は之を忌み言官に其の專權を

鞠宮中、賜名瑗、適與崔府君名同、封晉安郡王、秦檜疾其英明、而不能害也、竟立爲皇子、賜名瑋、封楚王、紹興末、賜名眘、立爲皇太子、尋詔卽位、尊奉上皇帝、爲光堯壽聖皇帝、皇后吳氏、爲壽聖太上皇后、

【字解】 子偁、偁の本字、崔府君、神の名、後漢の大儒崔瑗を祀る、府君とは敬稱にて漢代に太守に用ゐ、後世亡き父祖の敬稱にも用ゐ來れり、瑗、音エン又音エン、識、「しるし」、磁州、今の直隷省廣平府磁州治、秀州、今の浙江省嘉興府嘉興縣治、嘉禾之瑞 東漢光武紀に見えた一莖に多くの穗を生ずるが如き祥瑞を云、太祖、趙匡胤、晉安、今の福建省福州府閩縣東北、眘、音シン、

【解釋】 孝宗皇帝は初名を伯琮と云ひ、其の系統を尋ねると宋の宗室で死後の封爵は秀王、謚は安僖、名は子偁と云つた人の子で、太祖趙匡胤七世の孫である、母は張氏と云つて、嘗て後漢の崔府君が一匹の羊を抱いて來て、此を以てしるしとせよと告げた處の夢を見た、高宗が康王たりしとき、天子の使として磁州に往つたが、磁州の人は、崔府君唐王を出迎する處を夢に見た、張氏は其の丁未の歳を以て伯琮を秀州に生んだが、時に嘉禾の瑞祥があつた、前の二回の夢兆と、今此嘉禾の瑞とによつて伯琮が他日皇帝の位に卽く前兆と思はれた、又幼少の名は羊といつたのも不思議である、高宗は前に太子旉を喪つた時に、朝廷の諸役人に命じ、太祖の後裔を選ばしめて伯琮を得た、是れは太祖は骨を折つて天下を定められたのに、其の子孫は後を繼ぐことの出來ぬのは、實に太祖の靈に對して濟まぬことだ、自分の子を喪つたのを幸ひどうかして其の血統を立て度いとの高宗の義心から起つたのである、そこで伯琮を宮中に迎へて養育し、名を瑗と賜はつた、恰も崔府君の名と同じであつた、後晉安郡王に封ぜられしが、秦檜は其英明なるを惡みしも害することは出來なかつた、竟に立てられて皇子となり、名を瑋と賜はり、楚王に封ぜられた、紹興の末年に名を眘と賜ひ、立てられて皇太子となり、尋で詔ありて、位に卽いた、よりて上皇帝（高宗は已れに禪位せし故、上皇帝と稱す）を尊奉して、光堯壽聖皇帝といひ、皇后吳氏を壽聖太上皇后と稱した、

以史浩爲右相、張浚樞密使、督師江淮、遂北伐、浩不與其議、力丐罷、李顯忠出濠州、趨靈璧、敗金兵、邵宏淵出泗州、圍虹縣、降金將、進克宿州、金副

自臨安如建康、浚迎謁、衞士見其復用、以手加額、

【字解】褎、音右、譙京、卽ち燕京、遼陽、今の盛京省遼陽、卽ち金の東京、起、たちてと訓み、召出されの意、以手加額、前の哲宗紀中に見えた、

【解釋】金主亮が軍を率ゐて南侵するとき、渤海の一軍は已に叛き去つて、葛王の褎を東京に擁立して、主とした、褎は亮が死すると聞き、遂に中都に入つて先帝亶を追謚して閔宗と稱し、亮を廢して海陵王とし謚して煬と稱した、煬とは暴逆な意で、隋煬帝から推して知るべし、此の褎は晟（太宗）の孫で、後に名を雍と改めた、是より前數年に、宋の張浚は嘗て言ふ、金は必ず盟約に違ふぞと、時の宰相湯思退等は大に駭いて、狂人の言と思つた、然るに此度張浚の言が的中したから、浚は召し出されて判建康となつた、高宗は臨安より建康に赴かるゝや、浚は迎へ謁見をした、高宗の護衞の軍士共は、張浚が再び用ゐらるを見て皆大に嬉しく思ひ、手を其額に加へた、これは其の人が頼みにし重んずる思を發表したのである、（注意）以上、三節、本文で一連、

三十二年、上還臨安、金使來、遣使報之、復尋和議、夏六月、上內禪退居德壽宮、在位三十六年、改元者二、曰建炎、紹興、皇太子立、是爲孝宗皇帝、

【字解】尋和議、和議をつゞけるを云、內禪、天子が位を禪るに廣く國の內外に發表せずして、宮中にて內々に位を禪るをいふ、

【解釋】三十二年、高宗は臨安に還つた、金主の雍は南侵の軍隊を解散し、高忠建を使者として懇に宋に報諭した故、宋よりも其返報として使者を金の朝廷へ遣はし和議を引き續けることにした、夏六月、高宗は內々に位を禪つた、其在位は三十六年間で、年號を改めたのが建炎、紹興の二回であつた、皇太子が位に卽いた、是を孝宗皇帝といふ、

○孝宗皇帝、初名伯琮、宗室追封秀王謚安僖、子偁之子、太祖七世孫也、母張氏、夢崔府君擁一羊來曰、以此爲識、高宗爲康王出使至磁州、磁人夢崔府君出迎、張氏以是歲丁未生伯琮於秀州、有嘉禾之瑞、小名羊、高宗喪太子旉、命選太祖之後、得伯琮、

軍事の役とした、

金人陷揚州、趨瓜州、劉錡遣將敗之、於皁角林、有詔令錡還軍、專防江上、金主欲由采石渡、朝廷以李顯忠代權、而未至、金人舟來、虞允文亟督水軍、海鰍船迎擊死鬪、金人不能濟、時亮聞有內變、又聞舟師由海道來者、已爲李寶所焚、而荊鄂諸軍、方自上流而下、忿甚、乃回揚州、召諸將約、三日必濟、過期盡殺諸將、遂弑亮、

【字解】揚州、今の江蘇省江都縣治、皁角林、今の江蘇省江都縣南にあり、皁字一本皂に作る、海鰍船、戰艦の名也、鰍字一本に鰌に作る、死鬪、必死になりて戰ふを云、內變、內亂を云、荊鄂諸軍、荊州鄂州地方の軍隊、荊州、今の湖北省荊州江陵縣治、鄂州、今の湖北省武昌府江夏縣治、

【解釋】金人は揚州を陷れ、瓜州に趨いた、宋將劉錡は將を遣はして金軍を皁角林に敗つたが、高宗は詔して錡をして軍を引き還させ、專一に楊子江の沿岸地方を防禦せしめた、金主亮は、采石より楊子江を渡らんとした、宋の朝廷では李顯忠を以て王權に代はらしたが、李顯忠が未だ至らざるに、金人の舟が來た、虞允文は急に水軍を總督して、海鰍船と稱する當時の軍艦を以て、金人の舟の南侵し來るを迎へ擊ち、必死を極めて鬪ふたので、金人は楊子江を濟ることが出來なかつた、時に金主亮は本國に廢立を謀る變事ありと聞き、又金の水軍海手の方より來りしものは、已に宋將李寶が爲に焚れ、且江の上流なる荊鄂地方の宋軍が下り來ると聞き、ひどく疳癪を起し、一旦揚州に引揚げて諸將を召して約するには、今から三日間に必らず楊子江を濟れ、若し三日の期限を過ぐるならば盡く打殺すぞと嚴重に達した、諸將は苦しさの餘り、一同本營に押寄せて亮を射仆し、尙ほも絞つて之を殺した、

方亮之引而南也、渤海一軍叛去、已擁立葛王褒于遼陽、聞亮死、遂入燕京、追謚亶爲閔宗、廢亮爲海陵王、謚曰煬、褒晟之孫也、後改名雍、先是數年、張浚嘗言、金必渝盟、時相湯思退等、大駭以爲狂、至是、浚起判建康、上

【解釋】 三十一年、欽宗帝の崩去せし報知が宋の朝廷へ達した、帝は去年の冬、五國城に俘囚となりしまゝ崩じた、時に年は六十歳、其の報知の使者王全の言には趙桓は死去したと云つた、趙桓とは帝の姓名である、

金主亮修汴京、蓋經營南侵幾年矣、嘗因使來密藏畫工、圖繪臨安山水、城市、宮室以歸、題詩其上、有立馬呉山第一峯之句、是秋徙居汴、遂渝盟舉兵、其母諫、殺之以威衆、兵號百萬、陷淮西諸郡、江淮浙西制置使劉錡、遣王權迎敵、權逗留、已而退還奔采石、報至、中外大震、有浮海避狄之議、陳康伯不可、命葉義問視師、中書舍人虞允文參謀軍事、

【字解】 密藏畫工、こつそり畫工を使者の供勢中にかくしてつれてゆく、立馬呉山第一峰、金主亮の作りし詩の一句で、呉山は、南宋の都臨安城内西湖の上にある、第一峰は絶頂をいふ、今此の全詩を抄出すれば、萬里車書盡混同、江南豈有別疆封、提兵百萬西湖上、立馬呉山第一峯、浮海避狄、船に乘りて海へ泛び出て、狄(金人)を避くる、

【解釋】 金主亮は汴京を修理した、蓋し其南方へ侵入して宋を撃ち滅さんことを經營したのが幾年來のことであつた、嘗て使者を宋都なる臨安城へ遣はした、其一行中に秘密に畫工をつれて往かしめ、臨安の山水城市宮室なども繪に寫し圖に撮りて歸らせた、さて畫工の寫取て歸りし其畫の上方に、詩を題したが、中に立馬呉山第一峯の句がありました、其趣意は今に南宋の國都臨安府にある呉山の絶頂へ、吾馬を立てんとのことにて、つまる所は南宋を滅さんとの意をこめたる詩句なり、是年の秋、金主は徙りて汴に居ること、なり、遂に金は宋と前に約定せる盟約に背いて、兵を舉て宋を侵すことに決心した、然るに其母(徒單太后)は亮を諫めたが、亮は聽入れずして母を縊殺して多くの人人をおどした、其時に金主の部下に集る兵士は、其數六十萬、之を百萬と稱した、金兵は南侵して淮西の諸郡を陷れしが、江淮浙西制置使劉錡は、王權を遣りて金兵の侵入を待て撃つ用意をしたが、王權は敵を避けて逗留して進まなかつた、已にして退却して采石に奔りたとの報道が、宋の朝廷へ達したので、朝廷の内も外も大に怖れ駭いて同船に乘つて、海に出て敵を避くる評議も起つたが、陳康伯は其議論をわるいとして聽入れなかつた、そこで葉義問に命じて宋軍の總督させ、中書舍人の虞允文をば參謀

【解釋】紹興十九年、金主亶は、夜中丞相岐王完顏亮の爲に弑せられた、金の朝廷では、協議して亮を立て主とした、亮は旻卽ち太祖阿骨打の孫で亶の從弟である、

紹興二十年、金主亮、以上京僻在一隅、城燕京從居之、改燕京析津府爲大興府、號中都、以中京會寧府爲北京、汴京開封府爲南京、而舊遼陽府爲東京、大同府爲西京、如故、分蕃漢地爲十四路、置總管府、

【解釋】紹興二十年、金主亮は、太宗の首都と定めた會寧府があまり國の片隅によつてあるからと云つて、燕京に都城を築き、從て之れに居ることゝした、そこで燕京析津府を改めて大興府と稱し、中都と號した、卽ち今日の北京順天府である、そこで從來の各部の名稱にも變動を生じ來て、中京大定府を以て北京と改稱し、（本書會寧府としたは誤てある）、汴京開封府を南京と改稱し、而して舊來の遼陽府を東京と改稱した、但大同府を西京と稱することは故の通りである、又蕃漢の地を分けて、上京、咸平、河北東西、山東東西、大名、河東北南、京兆、鳳翔、鄜延、慶原、臨洮の十四路となし、每路に總管府（總督府に同じ官府の名）を置いて行政に便にした、

二十五年、秦檜卒、檜秉政十八年、臨終、猶起大獄、欲殺異己者張浚、李光、胡寅等五十三人、幸檜病已不能書、得免、沈該、萬俟卨、湯思退、陳康伯、朱倬相繼爲相、

【字解】大獄、たいそうな刑罰、萬俟、「ボクキ」と訓む、二字の姓、卨、音「セツ」、倬、音タク、

【解釋】二十五年秦檜が卒去した、檜は政を秉ること十八年なり、其死にぎはにも、なほ大獄を起して、己に異なる議論を唱へるもの張浚、李光、胡寅等五十三人を誣ひて大逆を謀ると稱し之を殺さうとした、幸に檜が病氣に罹りて重態となり、張浚等を罪する案文を書することが出來なかつた、故に其の人々は處罰を免かれた、檜の死後、沈該、萬俟卨、湯思退、陳康伯、朱倬の諸人相繼で相となつた、

三十一年、欽宗凶問至、以去年冬殂於五國城、年六十、

【字解】凶問、死去の報知、五國城、未詳、今の或は盛京省内といふ、

た、

于時金國屢有内叛、宗戚大臣相繼誅夷、且北有蒙兀、自號大蒙稱帝改元、連歲用兵、卒不能討、而與之和、南侵又不得逞、而宋之猛將精兵方日盛、恢復實不難、沮於秦檜、有志之士、扼腕歎息、兀朮且死曰、南朝軍勢强甚、宜益加和好、俟十數年、南軍衰老然後圖之、張浚趙鼎皆遠竄、鼎卒於海外、當時異議之人、貶竄殆盡、無復敢言兵者、

【字解】扼腕、自ら腕をおさへ之を憤慨する貌、異議之人、此方に異りたる議論を主張する人、

【解釋】時に金國にては、屢〻内亂ありて宗戚も大臣も、引續き罪を以て誅滅せられた、且つ其の北方に蒙兀といふ種族が追々勢力を得て、自ら大蒙と號し帝と稱し、年號を改め、金に反抗して來た、卽ち蒙古卽ち元である、金は連年兵を用ゐて之と戰つたが、どうも討滅することが出來ぬ、よつて和睦をした、金は又南方の宋を侵しても、充分に志を達することが出來ない、其上宋に於ては猛將精兵日增に勢力を振つて來た、故に宋では金人を逐拂ひ、中原の地を恢復することは、實際困難でなかつたけれども、然かも秦檜の爲に沮止せられて、金人を逐攘ふことが出來ない、故に國家の前途を思ふ志士は、憤慨して自ら其腕を扼へ歎息して居た、兀朮はまさに死せんとせし時に、南朝(宋)の軍勢は今甚だ强勢である故、我金人は益す之と和し親密に交際して十數年を待つがよい、其の内に南軍の勢力も衰え老ゆるであらうから、そこで始めて宋の討伐をはかれといつた、然るに宋では、秦檜が朝廷に於て威力を恣まにし、檜に反對するものは、皆遠地へ流竄せられ、張浚は連州へ移され、趙鼎は、興化軍より漳州潮州へと連りに移されて遂に海のはてで死去した、斯く當時秦檜の主義に異なる説を唱へる人人は、地位を貶され、流竄の罰を受けたから、朝廷には異論者は殆んと盡きて再び進んで用兵を言ふ者なく、皆講和主義にのみ傾いた、(注意)以上三節原文は一連、

紹興十九年、金主亶、爲其下所弑、共立丞相岐王亮、旻之孫也、

錡楊沂中は、金兵を槖皐に敗つたが、秦檜は又高宗に上奏して速に劉錡、楊沂中の軍隊を引還らしむるやうにしたから、沂中は瓜州渡より高宗の行在所へ歸り、張俊は宣化より建康へ、劉錡は釆石より太平州に歸つた、而して各宣撫司を罷めてしまつて、其率ゐた兵を以て御親兵に附屬さすること丶なし、若し事件ありて軍隊を出す時には、天子の勅旨を取つてからのことに定めた、そこで韓世忠張俊の二人を樞密使に任じ、岳飛を樞密副使に任じたが、岳飛と韓世忠は久しからずして罷めた、兀朮は書簡を秦檜に寄ていふには其方は朝となく夕となく頻に吾朝に和を請ひながら、岳飛は現今河北地方を恢復する計畫をして居るではないか、眞實和を願ふならば、必ず岳飛を殺せば可が、左様せざれば聽濟まぬぞと、此の頃張俊も岳飛を忌んで其の罪を構成したから、岳飛は遂に逮捕せられて獄に入れられた、

檜奏誅飛及張憲岳雲、和議遂諧、歸韋太后及徽宗梓宮於宋、金人不惟盡悔所許陝西河南地、仍割唐鄧等州入金、畫淮中流爲界、西割商奏之半、棄和尚方山原、時宣撫使吳玠卒四年矣、胡世將代之、力以和尚原等地爲不可棄、兀朮爲欲之、遂以大散關爲界、

【字解】梓宮、ひつぎを云、天子の棺は梓の木で作る、故に梓宮と云ふ、不惟盡悔所許陝西河南地、たゞに以前宋の方へ陝西河南の地を返したのを後悔してとりもどしたばかりではなく、唐州鄧州、共に今の河南省南陽府にあり、棄和尚方山原、和尙原方山原を宋で捨て丶、金の方へ與へよと云、大散關、今の陝西省鳳翔府寶雞縣西南和尙原の西にあり。

【解釋】秦檜は遂に上奏して忠勇無比の岳飛及び張憲岳雲(岳飛の子)を誅した、飛年三十九、因つて金宋の和議が遂にととのつて、金は韋太后及び徽宗帝の棺を宋に歸した、金人は紹興九年に宋へ陝西河南の地を返したのを後悔して其の來年再びとりもどしたばかりでなく、なほも唐鄧等の諸州を割いて金に入れしめ、其上東方は淮水の中流を以て宋金の國界となし、又西方は商秦諸州の半分を割き、和尙原方山原までも金へ割譲せよと主張した、時に宣撫使の吳玠は死去してから已に四年であつて、胡世將は玠の後任であつたが、つとめて、和尙原等の地を金に與ふることの不可なるを主張した、然るに、兀朮はどうしても其地を獲んと主張して止まないから、宋は遂に大散關を以て國界とし二原の地を棄てしまつ

破兀朮於順昌府、檜急啓上召錡還、岳飛敗之於郾城、幾擒兀朮、飛至朱仙鎭、檜急啓上召飛還、韓世忠敗金人於淮陽之泇口、兀朮還汴、撿兩河軍與蕃部以謀再擧、

【字解】 順昌府、今の安徽省潁州府阜陽縣治、郾城、今の河南省許州郾城縣治、朱仙鎭、今の河南省開封府祥符縣西南、淮陽、今の江蘇省淮安府清河縣西南、兩河、河南河北、蕃部、蠻夷の部兵、

【解釋】 紹興十年、金兵は山東、陝右、河南、東京の四道に分れて南方(宋)を侵した、宋將劉錡は四萬の兵を以て大に兀朮が十萬の軍を順昌府に破つた、然るに秦檜は以前より金人に心を通し和を主張せる故に、急に帝に申上げて錡を戰場より召還した、此の時岳飛も奮戰して大に金兵を郾城に敗り、其の後戰ふこと五六回連りに大勝を得て兀朮を擒にせんばかりであつた、然るに飛が朱仙鎭に至りし時、檜は又急に帝に申上げて之を召還した、又韓世忠も金人を淮陽の泇口に敗つた、斯く各地の宋軍いづれも大勝利で勢氣大に振ふ時に、宋朝では内より自ら之を抑制するとは何んとなさけない事ではないか、そこで兀朮は九死に一生を得て汴に還り、兩河軍と蕃部とを點檢して、再び宋を擧つことを計畫した、

十一年、兀朮陷廬州、侵和州、劉錡・楊沂中敗之於槖皐、檜又啓上亟班師、沂中自瓜州渡返行在、張俊自宣化歸建康、劉錡自釆石歸太平州、罷宣撫司、以其兵隸御前、遇出師時臨時取旨、以韓世忠張俊爲樞密使、岳飛副使、飛世忠尋罷、兀朮以書抵檜曰、爾朝夕以和請、而岳飛方爲河北圖、必殺飛乃可、張俊又構成飛罪、逮赴獄、

【字解】 廬州、今の安徽省廬州府合肥縣治、和州、今の安徽省和州治、槖皐、今の安徽省廬州府巢縣治、瓜州、宣化、共に未詳、釆石、前に見ゆ、太平州、今の安徽省寧國府太平縣治、隸御前、御親兵へ附屬さする、臨時取旨、其事ある時に臨んで天子の仰せを承けたまはる、抵、致也、爲河北圖、河北を取る計畫をする、搆成罪、ないことを作つて罪になとす、逮、捕ふ、

【解釋】 十一年兀朮は廬州を陷れ、和州を侵した、宋將の劉

【解釋】陝西靑澗城の李世輔は、宋へ來て歸服した、世輔の先代は代々蕃族都巡檢使の役であつた、尤も其の父子は嘗て齊(劉豫)へ仕へたけれども、毎々涙を流して宋に歸服することの出來ざるを恨で居た、齊は世輔を用ゐて、同州の知事とした、嘗て間を得て金將の撒離曷を生擒して宋朝に歸服せんとしたが、金兵追駈けて迫つた爲め、之を縱つて其の身は西夏へ出奔したが、其の爲め父母と一子一孫は皆金兵に殺れた故、此度兵を夏國に借りて其の復讐をしやうとして、既に夏國を出立すれば陝西地方は金より宋へ歸したことを知つた、因て同じく陝西へ出張した夏將に歸國を勸めたが彼は承知しないから、手下の八百騎で夏兵を擊卻けて宋朝へ來歸したのである、高宗は世輔を慰めいたわり、厚く物を賜ひ、又顯忠といふ名まで賜はりた、

金國有₂謀ₗ反者₁、事連₂宗磐等₁、皆坐誅、左副元帥撻辣、實楊割長子、金主亶之大父行也、自₂粘罕死₁、宗戚大臣皆懼、撻辣與₂悟室₁、尋亦以ₗ謀ₗ叛先後誅、金與ₗ宋和、實撻辣主ₗ之、撻辣既死、於ₗ是右副元帥兀朮爲₂左相₁、乃密奏₂其主₁、以₂宋未ₗ議₂歲貢正朔誓表冊命₁、而撻辣擅許ₗ割ₗ地、遂渝ₗ盟、

【字解】大父行、祖父の列位にあるを云、卽ち從祖父、(またおぢ)を謂ふ、大父は祖父、行は列也、輩也、宗戚、宗家親戚、歲貢、年々の貢物、誓表、臣下より君へ差上る誓の書、冊命、君より臣へ賜はるかきつけ、玆では宋國の王に封ずると云ふ金の詔書、渝盟、盟約を破るを謂ふ、渝ハ、變也、違也、

【解釋】金國に反を謀るものあり、其事が宗磐に關係し、連坐の者まで皆爲に誅殺せられた、左副元帥の撻辣は、實は楊割が長子で、金主亶(熙宗)の從祖父にあたる身分である、粘罕が死んで以來は、宗族戚族も大臣も皆懼れて不安心で居たが、撻辣悟室の二人も尋で金主に對して謀反のかどで前後して誅せられた、以上は當時金で宗族大臣が頻に殺されて不安の狀態であつた事を述べたのである、さて金は宋と和睦することになりしは、實は其の撻辣が其事を主として、行ふたのであつたが、撻辣は此度誅せられたに就き、右副元帥の兀朮は左相になり、よつて密に金主に、宋の未だ歲貢、正朔、誓表、冊命などのことを議せざる内に撻辣が擅に地を割いて宋に與へるを許したとの次第を奏問した、それが爲に金より折角成立つたばかりの盟約を再び違變することになつた、

紹興十年、金兵分₂四道₁南侵、劉錡大

誘ひつれて來り、江南(宋を指す)を招諭するを名とするも、實は我宋の君民をすべて金人の臣妾(男なれば臣とし、女なれば妾とする意)となさん考なり、執政官たる孫近は、秦檜の議論に附會して政治を行へり、臣(胡銓自稱)銓に於ては義理を思へば、檜等と共に此天を戴きて此世に生存するを願はず、されば倫檜近三人の頭を斬りて、其頭を竿の先につけて、藁街に曝し其罪惡を外國人までにも知らし、然後金より來れる使者を捕縛して、其無禮を責め金に對して問罪の師を興したならば、我宋三軍の士は、金と戰はざる前、已に意氣平日に倍するや必せり、若し自分等が今上疏する議論を朝廷にて採用なきときは、臣銓は古の魯仲連の言の如く、東海を蹈て死するばかりである、何にとして能く國運の衰弱せる小朝廷に吾身を寄せて、生存せんやと、金と和するの大禍害なることを極言した、そこで此上疏文は高宗の怒に觸れて銓は編修官の地位を落されて流罪の罰に處分せられ、初は韶州へ次は新州へ最後に海南へとそれからそれへと遷謫された、この韶州新州海南は何れも江南の邊地である、

紹興九年、金人先以陝西河南地歸宋、朝廷遣官謁陵寢交地界除汴京留守、

【字解】陵寢、歷代の墳陵寢廟を云、卽ち天子の墓處御靈屋のこと、交、きめる、除、除官のことにて、官をいひつけるを云、

【解釋】紹興九年金人は以前に奪ひ取りたる陝西河南の地方を宋へ返し與へた、そこで宋の朝廷では官吏を遣りて、宋歷代の天子の陵寢に謁せしめ、祭をなし、又地界を定め、汴京は以前に宋の國都のありし地なれば、此地を守護する官吏を任命した、

青澗城李世輔來歸、世輔之先、累世爲蕃族都巡檢使、父子雖嘗仕齊、每相泣恨不得歸宋、齊用世輔知同州、嘗得間生擒撒離曷、欲歸朝、金兵來追縱之、而奔西夏、其父母及二子一孫皆被戮、至是乞兵於夏以復、既出則知陝西已還宋、乃部夏兵而來、上尉勞加賜賚、賜名顯忠、

【字解】青澗城、今の陝西省綏德州淸澗縣治、乞兵於夏以復、兵を夏國から借りて以て父母二子一孫の讐を復すを云ふ、部夏兵而來、部は郤の誤、郤は擊つて之を郤くるをいふ、賜賚、下賜物、

【字解】赤子、人民を云、左衽、衣物を左前にきる夷狄の風俗なり、宰執、宰相執政のこと、陪臣、臣下の臣、卽ちまたけらい、異時、このち、厭、饜に同じ飽也、豺狼無厭、豺狼が食を貪るが如く飽くなきをいふ卽ち金人の厭くなき要求を云、怫然、怒る貌、堂堂、勢盛にリツパなる貌、曾無童稚之羞邪、(童稚は兒童といふに同じ)、こどもがはづかしく思ふ程のこともないのかの意、

【解釋】史館の編修官は朝廷の史館に屬せる官にて、歷史編修を掌どる胡銓は上疏した、以爲陛下一屈膝云云より、寧能處小朝廷求活邪までは、銓が作りし「上高宗封事」中の數節を本書の著者が、巧に節略連綴して、斯く書いたのである、(詳細は文事軌範に載せたる右の封事全文を見るべし)、さて胡銓おもへらく、陛下は一度膝を金に屈して臣と稱せられたならば、宋の祖宗廟社(宗廟社稷)の靈までも、盡く夷狄(金)に汚されることとなり、祖宗以來の人民共は盡く夷狄の風となりて衣物を衣るも左前となるべく、又朝廷の宰相執政等を始め、諸の人民は、皆陪臣となるべし、今後豺狼の如く厭くを知らざる金人は我宋に無禮を加へること、劉豫の如くならずとは申されず、必らず劉豫に加へたるが如き無禮を以てすること明かなり、夫れ三尺の童子(六七歲位の兒童)は、至て知惠の無き者なれども、人ありて、犬豕を指して拜せよといへば必ず怫然として怒るに違なし、まして堂堂たる宋の朝廷の人人にして、相率ゐて、犬豕を拜することともなれば、其の羞恥の甚たしきは云ふまでもなし、若し斯樣なこととともなれば、兒童が恥かしく思ふことをも、恥しくないのであらうか、(其の言尙ほ下節に續く)、

奉使王倫、誘致北使、以招諭江南、爲名、欲臣妾我、執政孫近、附會秦檜、臣義不與檜等共戴天、乞斬倫檜近三人頭、竿之藁街、然後羈其使、責無禮、興問罪之師、三軍之士、不戰而氣自倍、不然臣有蹈東海而死耳、寧能處小朝廷求活邪、書上連貶竄、

【字解】奉使、君命を奉じて外國へ行く使者を云ふ、誘致はだましてつれて來る、招諭、招き諭す、欲臣妾我、宋の人人を金人の臣妾とせんとす、附會、附けあはす、不與檜等共戴天、秦檜等と此天を共に戴き生て居らぬとの意、卽ち秦檜等を仇讐の如くに思ひ惡むとの惡しきを云ふ、藁街、古へ長安城南門內にあり、夷、蠻人の邸のありし處なり、羈、馬などをくゝる義より轉じて、捕へる又縛の意となる、有蹈東海而死耳、魯仲連の故事にて、前に見ゆ、史記に魯仲連不肯帝秦曰、連有蹈東海而死耳、不願爲之民也、とあり、小朝廷、人の屬國の朝廷、

【解釋】金へ使者となりて赴きし王倫は、北使(金の使者)を

なつた、(以上二節は本文一連)

金人以劉豫不能立、國廢之、齊立八歳而亡、紹興八年、上自建康還臨安、秦檜復相、趙鼎罷、詔議講和、自建炎以來、無歳不遣使直願去尊號奉其正朔比於藩臣、金人不從、使者往多拘囚、後數南侵不利、知江南不可圖、然後遣檜爲問、至豫廢和議乃決、金使張通古來、

【字解】奉正朔、天子の制定したる正しき暦年號を奉するをいふ、正しき暦を制作せしめ、其暦を服從せる臣民に頒ち與へて、其暦を遵守せしむるなり、其の正朔とあるは、毎月の朔日を天子が制定したる正しき暦に對照して正す意にて、臣民は恣に私に作りし暦を用ゆることを得ず故に史記に曰く、王者易姓受命、必慎始初、改正朔、易服色とあり、拘囚、とらへる、江南、楊子江の南といふ意、こゝにては宋を指す、

【解釋】金人は劉豫の力が迚も齊國を立てゝゆき兼ねるので、豫を廢した、齊は國を建てゝから八歳で滅亡した、紹興八年帝は建康から臨安に還つたが、秦檜はまた相となり、趙鼎は相を罷られた、詔して金と和睦することを議した、建炎より以來、毎年使を金へ遣り、直に尊號(帝號)を去り、金の正朔を奉じて金の藩臣たるに比するを願はずといふことなかつたが、金人は宋の提議に從はなかつた、そして宋の使者金へ往て此の意を述へたるが、多くは拘囚せられた、其後金はしばしば南侵すれ共、戰敗れて利あらぬ所から、江南(宋を指す)の急には圖り兼ねるを知つた、宋では、其後秦檜を金へ遣りて和議のことを問はしめたが、劉豫が廢せらるゝに及びて、宋金間の和議は決定するやうになり、金の使者張通古は宋へ來た、

編脩官胡銓上疏、以爲陛下一屈膝、則祖宗廟社之靈、盡汚夷狄、祖宗之赤子盡爲左衽、朝廷宰執、皆爲陪臣、異時豺狼無厭、安知不加我以無禮如劉豫、夫三尺童子無知、指犬豕而使拜、則怫然怒、堂堂天朝相率而拜犬豕、曾無童稚之羞邪、

飛を忌み嫌ひ、これより日増になかゝ悪しくなつた、帝は自ら平江より建康に赴いた、飛は帝に隨從して、建康に行き謁見することを得た、

疏論恢復、秦檜時爲樞密副使、主和議、忌飛成功沮之、飛以內艱去、上力起之、劉光世以言者論其退師、幾誤事、罷兵柄、張浚以王德統其軍、德與酈瓊等夷不相下、大譟詣督府訴德、浚乃召德還、爲督府都統制、而以呂祉爲督府參謀、領其軍、祉簡倨不通將士之情、聞瓊等反側、密乞罷之、瓊叛、執祉以所部數萬降齊、張浚遂以言罷、浚之用德與祉、岳飛嘗言其不可、浚不聽、故敗、趙鼎復相、

【字解】內艱、母の死するをいふ、父死するを外艱と云、起之、喪に居る人を起し用ゆることにて、即ち喪を停め職を授くること、等夷、ひとしくたいらかの義、こゝにては同輩の意、祉、音ち、簡倨、あなどりおごる意、反側、そむく義にて、即ち「むほん」すること、以言罷、言の字は之字の誤、

【解釋】　岳飛は上疏文を高宗に奉りて、宋の國家を恢復せんことを論じた、秦檜は時に樞密副使の役に在りて、金人と和することを主張し、岳飛が戰功を立つるを忌み嫌ひ、岳飛が上疏の行はるゝを妨げ止めることをした、岳飛は母の死せしため、官を去つたが、高宗はつとめて喪中より引き起しもとの官に復した、劉光世は前年金人と戰ひし時、其の部下の軍兵を退却せしめて、殆ど宋軍の大事を誤らんとせしを以てこれを論難するものありし故、統制の役を罷められ、張浚は王德を以て、光世の代となし、其軍を統へさせた、德は酈瓊と地位同等であつたから、瓊は權力を爭つて相下らず、大に怒鳴て督府に來て德を訴へた、そこで張浚は德を召還して、督府都統制とし、呂祉を以て督府の參謀となし、德が督せし軍を領せしめた、祉の性は、人を侮り傲慢なりし故、部下の將の實情に通ぜず、瓊等が叛心あるを聞いて、密に官を罷んことを乞ふ、これが漏れたから瓊は遂に宋に叛き、祉を執へて、部下數萬人を率ゐて齊に降參した、張浚はこれが爲に官を罷られた、浚が前に王德呂祉二人を任用せしとき、岳飛は其の不可なことを言つたことがあつたが、浚は聽かなかつた故、今遂に斯くも失敗することゝなつた、浚の代に趙鼎はまた相と

つたから、北方(金齊)は大に恐怖するやうになつた、帝曰く今度敵に克つた功は、皆右相(張浚)の計謀盡力であると、そこで左相の趙鼎は遂に官を罷めた、

上皇以五年四月殂、至七年春凶問始至、壽五十四、二帝自建炎初、由燕山如中京、古奚國霫郡也、在燕山北千里、次年又自中京移韓州、在中京東北千五百里、後二年、又自韓州移五國城、在金國所都東北千里、上皇終焉、

【字解】上皇、徽宗なり、凶問、死去せし報を云、二帝、徽宗欽宗を云ふ、燕山、今の直隷省順天府大興縣西南、霫、音しふ、五國城、今の吉林省三姓地・韓州、今地名不明なり、恐らくは今の盛京省中にあらん、

【解釋】上皇は五年四月に死去せしが、七年春に至りて死去の報道始て宋に達した、年五十四であつた、徽宗欽宗二帝は建炎の初年より、燕山より中京に赴いた、此地は古の奚國霫郡で、燕山の北千里の處にある、其の翌年中京より韓州に移つた、此地は中京の東北千五百里にあり、後二年に又韓州より五國城に移つた、此地は金の都より東北千里にありし處にて、上皇は遂にこゝで死去せられた、其の際、本國へ歸葬するやう、遺言したが、金は許可しなかつた、

岳飛爲湖北京西宣撫使、時淮東宣撫使韓世忠、江東宣撫使張浚、皆久已立功、而飛以列將拔起、世忠浚不平、飛屈己下之、二人皆不答、及飛破楊么、浚益忌之、於是嫌隙日深、上自如平江、如建康、飛因扈駕以行、入見、

【字解】列將、たいしやうぶん、拔起、ぬけでてしゆつせいする、屈己下之、自分の考を折りて人に謙遜し下るを云、嫌隙日深、日増になかが悪くなる、扈駕、おともをなして、

【解釋】岳飛は、湖北京西宣撫使となつた、時に淮東宣撫使の韓世忠と、江東宣撫使の張浚とは、久しく金人と戰ひ、已に戰功を立てた、然るに岳飛は列將の地位より拔擢せられて、今回湖北西京宣撫使となりしため、世忠浚の二人は、心に不平である、飛は自分の見識を折りて、世忠浚の二人に謙遜して居た、二人は岳飛の謙遜するに對して相當の禮を以て答へなかつた、飛か楊么を破りて戰功を立てた時になつて、俊は益ゝ

と戒めた、然るに趙鼎等は、帝の親筆の書を請ひ、張俊に授與して、宋の軍隊を今の場所より退却させ、南方へ引揚げ楊子江のみを保つやうに命じた、俊は之れに從はず、力を極めて言ひ爭ふ其意は、今度我宋の軍隊は金人と戰ふて必ず大勝利を得べし、一旦退却して南方へ還つたらば、國家復興の大事は最早だめだといふのであつた、

光世已舍廬州而退、浚卽星馳至采石、遣人喩其衆、若有一人渡江、卽斬以徇、仍督光世復還廬州、光世不得已乃駐兵、遣王德酈瓊、三敗齊兵於霍丘、正陽、及前羊市、時劉猊至淮東、阻韓世忠兵、不敢進、乃從淮西渡、浚遣張俊統制官楊沂中、至濠州、與俊合兵、沂中敗猊前鋒、猊引兵欲會劉麟于合肥、而後進、沂中與遇於藕塘、合戰、猊大敗、麟聞猊敗、望風潰去、光世乘勝追襲亦捷、北方大恐、上曰、克敵之功、皆出右相、趙鼎遂罷、

【字解】　正陽、今の安徽省潁州府潁上縣東南、霍丘、今の安徽省潁州府霍丘縣治にあり、前羊市、霍丘縣內の地、濠州、今の安徽省鳳陽府治、合肥、今の安徽省廬州府合肥縣治、采石、前に見ゆ、藕塘、不明、

【解釋】　劉光世は已に廬州を捨て、退却せり、張浚すぐに大急で、采石に至り人を遣りて、宋軍の諸地に駐まるものを諭していふには、今此場合に我軍にして一人でも楊子江を渡るものあらば、直に斬殺して懲しめのために徇へんと、よつて劉光世を督促して、また廬州へ引還させたので、光世も已を得す、其軍兵を廬州に駐め、部下の王德、酈瓊を遣りて戰はしめ、齊兵を霍丘、正陽、前羊市に於て三回共に打破つた、其の時に劉猊は淮東に至りしが、韓世忠の兵に阻止せられて進むことが出來ない、そこで淮西より江を渡つた、張浚は張俊が部下にて統制官たる楊沂中を遣はして、濠洲に至らしめ、張俊と兵を合して金軍と戰はしめた、沂中は劉猊が前鋒の兵を敗りしかば猊は部兵を引連れ劉麟と合肥に會合して後進まんとせし際、沂中と藕塘に出遇ふたので、沂中は之れと戰ふた、猊は大敗し麟は猊が敗軍を聞き、宋軍の勢の盛なるを見て未だ戰はざるに風を望んで潰散して退却した、劉光世は勝に乘じて金と齊との軍の背後より追ひ襲つて今度も亦捷

【解釋】　金主晟が死去したので、金人は文烈と謚し太宗と稱した、初め旻（金太祖武元帝阿骨打）は晟と約束し相續繼承の規定を設けた、其約束によれば、兄が死去したなれば弟が立て帝位を繼承すべく、其後は旻の子に復歸すとの事であつた、故に晟は吾子の宗磐を立てずして、旻の長孫なる曷噦馬を立てた、（長孫とは年長の孫）、而して諳版勃極烈となした、これは皇太子たるもの、居るべき位號である、曷噦馬は名は亶といひ、太宗の殂したれば遂に位に卽いた、宗磐旻の別子及び粘罕と、皆位に卽かんことを爭ひしも、何れも失敗した、粘罕は、其時に兵柄を失つて、悟室と竝んで宰相となつて居たが、不平に堪へずして食を絕ち酒ばかりむやみに飲んで故意に身を害して死んだ、此の頃蒙國は金に叛くやうになつた、蒙は女眞の北に國を立て、居た、唐時には蒙兀部と稱し、又蒙骨斯と號したるが、其時は勢力微弱であつた、

紹興六年、張浚復出視師、上自臨安如平江、齊人分道入寇、初劉豫因粘罕得立、知奉粘罕而已、蔑視他師、及是請兵於金、宗盤沮之、聽豫自行、而遣兀朮提兵黎陽以觀釁、劉光世時駐盧州以爲難守、張浚駐泗州、亦請益兵、衆情恟懼、張浚以書戒俊乃光世有進擊無退保、趙鼎等請上親書付浚、欲退師還南保江、浚力爭、以爲可保必勝、一退則大事去矣、

【字解】　黎陽、今の河南省衞輝府濬縣東北、觀釁、敵のすきをうかゞう、盧州、今の安徽省廬州府合肥縣治、泗川、今の安徽省泗州盱眙縣北、恟懼、懼れて心にびくびくする、付、授けわたすをいふ、

【解釋】　紹興六年、張浚は、復た出て軍隊を視ることとなり、帝は臨安より平江へ行いた、齊人（劉豫の軍隊）は道を分けて入寇した、初め劉豫は粘罕によりて齊主となることを得たので、たゞ粘罕に心を盡くし其命を奉することのみ知つて、粘罕以外の諸軍將を蔑視せしが、是時に援兵を金に願つた處が、宗盤はそれを沮んで與へずに、豫が自分の力で勝手に軍事を執行することを許した、而して金からは別に兀朮を遣はし、軍兵を黎陽に率ゐしめて釁隙を觀せて置いた、劉光世は其の時盧州に駐まりしも、其地の守り難いことを知つて居た、張俊も泗州に駐在したが、兵を增さんことを朝に願出たから宋では上下の人心大は恟懼し來りし故、張俊は書を贈つて俊及び光世に、只進擊を期して退保しては決してならぬ

州府沅陵縣治、岳、今の湖南省岳州府巴陵縣治、洞庭、湖南の大湖、盜區、盜賊の住める地域、剽寇、ひどく暴威を逞ふするあだ、有能害我除是飛來、此方を害するは飛で來るばかりて、外にしかたない、除、俗語でただと訓む、窮蹙、勢窮まりちゞまる意、赴水死、身を水に投げて死すをいふ、防秋、北方胡地は秋に至り草しげり馬肥ゆる、故に其時になると南方へ侵入することあるを以てこれを防ぐをいふ、

【解釋】　是より以前建炎六年中に、武陵の生れの鍾相と云ふものあり、鼎州より起つて、自ら僭して王となり、國號を楚と稱した、鼎、澧、潭、辰、岳の諸州の地は、一時皆其奪ふ所となり、盜賊の棲處となつたが、後に相の軍敗れ、相も宋の擒となつた、然るに相の從黨の楊么といふもの尙ほ洞庭湖を根據地として遂に暴虐烈しき、入寇者となつた、官軍は之を陸より襲へば彼は逃げて洞庭湖に入り、又水上より攻むれば、彼は陸へ逃げてしまう有樣なれば、官軍も之を討滅するに苦んだ、楊么は能く我等を害するものは、たゞ飛び來るものならでは能はざるべしと豪語した、張浚は思へらく、大事な上流に先に么を取去らざれば、他日必ず吾腹心の害をなして我同家を立つること能はざるべしと、自ら請願して湖南に出張した、たま〳〵岳飛の兵が其處に來たのに出遭ふたので、急に其寨卽ち洞庭湖に設けてあつた寨を攻めた、楊么は勢窮まり力屈して如何することも出來ず、其身を水に投じて死んだので、此地方の騷擾も鎭定した、張浚は湖南より轉じて兩淮(淮東淮西)に出で、諸將を會集して、時は最早秋になり天寒となり馬肥えて、北方の胡等は南下して宋を侵すこと明かなければ、此防禦につき協議を遂げた、其の上で張浚は宋の國都に還り、宮に入りて、帝に謁見した、

金主晟殂、諡二文烈一、初旻與レ晟約、兄終弟立、而後復二歸旻之子一、故晟捨二己子宗磐一、而立二旻長孫曷囉馬一、爲二諳版勃極烈一、儲副位也、曷囉馬名亶、至レ是遂卽レ位、宗磐與二旻之別子及粘罕一、皆爭レ立而不レ得、粘罕時已失二兵柄一、與二悟室一竝相、粘罕絕レ食、縱レ飮而死、蒙國叛レ金、蒙在二女眞之北一、在レ唐爲二蒙兀部一、亦號二蒙骨斯一、

【字解】　金主晟、金太宗、諳版勃極烈、金朝では官長を勃極烈と稱す、諳版、尊大の稱なり、太宗から始まる、儲副、皇太子のこと、兵柄、兵馬を統御する權力、縱飮、むやみに酒を飮むを云ふ、蒙、蒙古のことにて、此時より漸く强大となり、後に國を元と稱し、金を滅ぼすに至る顚末は後に詳なり、

成閔は金人と承州に戰つて十三囘連捷を占め、仇悆と孫暉は壽春と安豐で、王德は、滁州でそれぞれ金人を敗り、岳飛も部將の牛皐を遣つて、金人を廬州に敗つた、金將撻辣兀朮は、韓世忠の爲に喰止められて、楊子江を渡ることの出來ないのを知りて引き還り、齊の劉麟劉猊の二人も、輜重を棄て、遁去つた、

紹興五年、上自平江還臨安、趙鼎張浚爲左右相、浚兼都督諸路軍馬、尋復命浚視師江上、浚至鎭江、召韓世忠、使擧兵移屯楚州、浚至建康、撫張俊軍、至太平州、撫劉光世軍、無不踊躍思奮、以岳飛爲河北京西招討使、

【字解】楚州、今の江蘇省淮安府山陽縣治、太平州、今の安徽省寧國府太平縣治、河北京西招討使、官名なり、河北、京西地方に於ける軍民等を招討する役、招討とは宋の命に從ひて歸降するものを招き、又從はざるものは討伐する意、

【解釋】紹興五年に、帝は平江より臨安に還つた、趙鼎は左相に、張浚は右相となつた、浚は其の上に都督諸路軍馬の官を兼ねた、まもなく復、浚に命じて軍隊を江上に監察せしめたが、浚は鎭江に至り、韓世忠を召し、全軍を楚州に移すやうにさせ、又建康に至り、張俊の部下の軍隊をいたはり、太平州に至りて劉光世が軍隊をもいたはつたが、軍人共は其厚意を大に悅びこをどりして奮發せざるはなかつた、帝は岳飛を河北京西招討使とした、

先是建炎庚戌中、有武陵人鍾相、起於鼎州、僭號楚、鼎澧潭辰岳之境、皆盜區、相敗就擒、其徒有楊么者、據洞庭、遂爲劇寇、官軍陸襲之則入湖、水攻之則登岸、曰、有能害我、除是飛來、浚謂上流不先去、么爲復心害、將無以立國、請自行、浚至湖南、會岳飛兵至、急攻其水寨、么窮蹙赴水死、遂平、浚自湖南轉由兩淮、會諸將、議防秋、乃入見、

【字解】武陵、今の湖南省常德府武陵縣治、鼎州、今の湖南省常德府治、澧州、前に出づ、潭、今の湖南省長沙府長沙縣治、辰、今の湖南省辰

其言遂召之、浚至、請遣岳飛渡江入淮西、以牽制北兵之在淮東者、從之、上命浚視師江上、將士見浚來勇氣百倍、

【字解】 鄧襄、今の河南省にあり、信陽、今の河南省汝寧府信陽州、唐州、今の河南省南陽府唐縣治、郢、今の湖北省安陸府鍾祥縣治、隨、德安府隨州治、襄陽、今の湖北省襄陽府襄陽縣治、平江、今の江蘇省蘇州府吳縣治、北方既無西顧憂、北方（金人）は既に西の方（陝西を指す）を心配することがない、牽制、ひきとめる意、視師、軍のしはいをする、

【解釋】 齊（劉豫を指す）は李成を遣はして、攻めて鄧襄隨郢唐州信陽軍等を陷れた、此等は何れも宋の新領なり、岳飛は齊と戰ひて隨郢を恢復したが、李成は襄陽を棄て、遁去つた、呂頤浩朱勝非は相繼で相を罷められ、趙鼎は右相となつた、齊は金の兵を率ゐる道を分けて、南方卽ち宋の方へ侵入した、帝詔して親征して平江に行き、張浚を以て樞密院の事を掌らしめた、是より先に浚は極言した、金は既に西方を顧る心配がなければ必らず力を倂せて東南（宋を指す）を窺はんと、帝は其の言を思ひ出し能く適中したのに感じ、遂に浚を召して樞密院に知たらしめたのである、浚は再び朝廷へ來て其の職に就き岳飛を遣はし、楊子江を渡り、淮西（淮水の西を指す）に入り、以て北兵の淮東にあるものを引留めるやうにせんことを願つた、帝は之れに從はれ、又浚に命じて、軍隊を江上に監視せしめた、江上は楊子江沿岸の地方を指す、宋の將士は張浚の再び來たのを見て勇氣は日頃に百倍した、

時韓世忠駐揚州、先已大敗金兵於大儀鎭、擒其將撻也、解元成閔與戰於承州、十三捷、仇悆孫暉敗之於壽春安豐、王德敗之於滁州、岳飛遣牛皐等、攻之於廬州、撻辣兀朮知爲世忠所扼江不可渡、引還、齊劉麟、劉猊棄輜重遁去、

【字解】 大儀鎭、所在未詳、承州、今の江蘇省揚州府高郵州治、壽春、今の安徽省鳳陽府壽州治、安豐、壽春の屬縣にして、今の安徽省鳳陽府壽州治、廬州、今の安徽省廬州府合肥縣治、劉麟、劉豫の子、劉猊、劉豫の姪、輜重、軍隊の荷物、

【解釋】 時に韓世忠は、軍を揚州に駐めて居たが先に大に金兵を大儀鎭に敗り、其の將の撻也を捕虜にした、又解元と

敗之、是擧也、金人決意入蜀、卒不得志、是歳浚又失洮岷關外、惟存階成秦鳳、浚召還、尋與劉子羽皆貶竄、浚是行、本欲由關陝取中原、乃盡喪關陝而歸、賴得玠璘保蜀而已、

【字解】 聲言、いひふらす、商於、今の陝西省商州治、漢陰、今の陝西省漢中府南鄭縣內、金、今の陝西省興安府安康縣治、商、今の陝西省商州東、饒風嶺 今の陝西省漢中府西鄉縣東北にあり、間道、ぬけ道、仙人關、陝西鳳縣の西南、興元、今の陝西省漢中府南鄭縣治、三泉縣、今の陝西省漢中府寧羌縣治、潭毒山、同上三泉縣にあり、洮岷關、洮州、岷州、關中、

【解釋】 紹興三年の春、金の撒離曷は鳳翔長安より東に去るといひふらしたが、實は商於を通りて漢陰に出で、直に金、商に趨く積りである、宋將の吳玠は急に金軍を饒風嶺に扼したるが、金人は間道から遶つて宋軍の背後に出た、そこで玠は遽に仙人關に還つた、金人は遂に進んで興元を陷れしが、知府の劉子羽は退て三泉縣潭毒山を保持した、金將の撒離曷は食盡きし爲に引き還つた、宋將吳璘も糧なきを以て、寨を取拂つて和尚原を棄てたから金人は之を得た、玠は金軍の必らず深く侵入するであらうと心にはかり、軍備を嚴重にして金軍の來るを待ち受けたるに果して兀朮は撒離曷と共に來り迫り仙人關を犯した故、玠璘の兄弟は金軍と戰ふこと七日にして、金人支えかね、夜中に逃げ去つたが、玠は伏兵を設けて其の歸路を待受けて又敗つた、此度の戰は金人は大決心で蜀に入らうとしたが、遂に敗れて志を達することが出來なかつた、是歳張浚は又洮岷及び關外の地を失ひ、たゞ階、成、秦、鳳、のみを保つこと得た、俊は朝廷から召されて還りしが、やがて劉子羽とそれぐ今迄の地位を降して俊は福州へ子羽は白州へ流竄の罰に處せられた、今度の戰爭は宋では、其志す所は關中陝西地方より東に進んで中原の地を取返す考であつたが、金人と戰ひし結果は宋は盡く關中陝西を失ふこととなつた、たゞ幸とするは吳玠吳璘の奮鬭せし爲に蜀だけを保つことを得たのである、

齊遣李成攻陷鄧襄隨郢唐州信陽軍等、岳飛復隨郢、成棄襄陽而遁、呂頤浩、朱勝非、相繼罷、趙鼎爲右相、齊以金兵分道南侵、上詔親征、出如平江、以張浚知樞密院、先是浚極言、北方既無西顧憂、必併力窺東南、上思

寶雞縣、渡渭攻和尚原、玠、璘、三日三十餘戰、大破之、兀朮中流矢、僅以身免、始自河東歸燕山、紹興二年、上自越州還臨安、言者劾秦檜專主和議沮止恢復遠圖、檜罷、朱勝非爲右相、

【字解】昌言、君國の爲になる道理正しき言葉、然かし是は本書の誤で揚言に作るべきである、他書皆然り、揚言とは廣告的にいふ言葉、聳動天下、天下の人心を大に驚かし動かすの意、浮梁、大河又は急流などへ舟を浮かして橋の代りにする、寶雞縣、今の陝西省鳳翔府寶雞縣治、渭、渭水、河東、今の山西省蒲州府永濟縣治、燕山、今の直隷省順天府大興縣西南、劾、彈劾、沮止恢復遠圖、宋の天下を元の通りにとりかへさうといふ深い計の妨げをする、

【解釋】范宗尹は相を罷められた、秦檜は其の位を得んものと、廣告的に云ふやう、我に二策がある、實に奇策で之を實行せば天下の人心を驚かすことが出來ると、高宗はこの言を信用して檜を右相となし、呂頤浩を左相となした、兀朮は諸道の兵及び女眞の兵を會集して新に浮梁を關中の寶雞縣に造つて、渭水を渡り和尚原を攻めた、吳玠吳璘の兄弟は三日間に三十餘度戰ひて大に兀朮の軍を破つた、兀朮は流矢に中りやつとのことで逃げ、河東から燕山に歸ることが出來た、紹興二年高宗は越州より臨安へ還つた、宋の臣下にも秦檜の政治の方針は專ら金に和することを主として、宋の天下を以前の如くに恢復して國運を隆ならしめんとする遠大なる謀を沮み止めるものとなし、檜の不都合を上奏して其罪を正さんとしたものがあつた、そこで檜は右相を罷られ、朱勝非が右相となつた、(本書にて三節)

紹興三年春、金撒離曷、自鳳翔長安、聲言東去、實由商於出漢陰、直趨金商、吳玠急引兵、扼之饒風嶺、金人間道逶出其後、玠遽還仙人關、金人遂進陷興元、知府劉子羽退保三泉縣潭毒山、撒離曷食盡、乃引還、吳璘以無糧拔寨、棄和尚原、金人得之、玠度其必深入、乃嚴兵以待、兀朮果與撒離曷來犯仙人關、玠璘與戰七日、金人不能支、宵遁、玠設伏扼其歸路、又

成は江西地方へ侵入し、江州筠州臨江などを陷れた、そこで張浚は成を撃ち、其の三郡を恢復したから成は逃げて齊(卽ち劉豫)に降つた、

張浚盡失陝西之地、惟餘階、成、岷、鳳、洮五郡及鳳翔府之和尙原、隴州之方山原而已、浚退保閬州、統制曲端有威名、浚先用讒罷其兵柄、安置萬州、西人倚端爲重、及貶、軍情不悅、至是又送恭州獄殺之、士大夫軍民皆悵恨、西人益以是非浚、金人分兩道向蜀、吳玠與弟璘大敗之於和尙原、又選將敗之於箭筈關、兩道皆不能入、

【字解】 階、成、岷、洮、皆、今の甘肅省鞏昌府に屬す、鳳、今の陝西省漢中府鳳縣治、鳳翔府、今の陝西省鳳翔府、和尙原、鳳翔府にあり、隴、今の陝西省鳳翔府隴州治、閬州、今の四川省保寧府閬中縣治、兵柄、軍の事を司さどる權威、萬州、今の四川省萬縣治、西人、陝西地方の人、軍情、軍隊中の實情、恭州、今の四川省龍安府疊溪營西南、悵恨、殘念に思ひ恨む、蜀、今の四川省地方を指す、箭筈關、今の陝西省鳳翔府岐山縣東北、

【解釋】 張浚は敗軍して盡く陝西の地を失ひ、たゞ階、成、岷、鳳、洮の五州と鳳翔府の和尙原隴州の方山原を保持するのみ、そこで浚は退て閬州を保つた、統制(官名)の曲端は兼てより威力もあり、評判も好かつたのを、浚は讒言を信じて其兵馬を統御する權を罷めさして、萬州に安置した、元來陝西の人民はこの曲端を頼みにし重じて居た、端が其役を貶せられてから、宋の軍情は面白く思はなかつた、然るに此度浚は端を恭州の獄に送りやり殺してしまつた、士大夫を始め、軍人も、人民も、皆端の殺されしを恨み悲み張浚の不法を恨んだ、陝西の人は益〻張浚のすることを不正として、彼是と誹つた、金人は軍を分ち兩道から宋軍を伐たんとて、蜀に向ひしが、宋の將吳玠は弟璘と、大に金軍を和尙原に敗り、又將を遣り金軍を箭筈關に擊つて之を敗つたから、金軍は皆侵入することが出來なかつた、

范宗尹罷、秦檜昌言曰、我有二策、可以聳動天下、遂爲右相、呂頤浩爲左相、兀朮會諸道及女眞兵、造浮梁於

高宗の行在所に赴いた、檜は北(金)に在りて、撻辣に心をよせてあつた爲に、辣に任用され、辣が南侵(宋を侵す)するときに檜は其軍の參謀となり、嘗て辣の意を受けて檄文を書き、山東地方の州郡へ下げ渡した事がある、而して今や己の全家屬を引連れ、小舟に乘つて、漣水軍(宋の軍隊)に至りて、自ら言ふには今度金より逃げ歸つたのだと話した、宋の朝廷の人人多くは檜の擧動を怪しんだ、檜か言ふには、現今の時勢で、もし天下無事なるを望むならば、須らく南は南で自ら其地を治め、北は北で自ら其地を治めるが宜しい、との意見で、高宗に乞ひて書を撻辣に贈つて、宋から金に和好を求めるやうに嘆願した、其言は實は皆撻辣の意を受けて申したのである、

是歳劉豫稱帝、豫景州人、於建炎戊申、以濟南守降金、爲之用、得知東平府、兼節制河南、粘罕白金主、循邦昌故事、立豫國號大齊、後遷都于汴、粘罕既得關中地、悉割以與豫、

【字解】景州、今の直隷省河間府東光縣治、建炎戊申、建炎二年、濟南、今の山東省濟南府歷城縣治、東平府、今の山東省泰安府東平州、邦昌故事、前に記せし張邦昌か金の爲に立てられて王となり、國號を楚と稱せしことを指す、關中、漢唐以來屢々帝王か據りて都とせし地にて、長安はこの内にあり、卽ち今の陝西省西安府漢中府附近の總稱、

【解釋】此の年劉豫は帝と稱した、豫は景州の人で、建炎二年に宋の濟南の守でありながら金に降參して、金の爲に用ゐられ、東平府の知事となり、河南地方を支配することになつた、粘罕は豫の事を金主へ上申したため、金主も其言を採用して、前にありし張邦昌が例に循つて、豫を立て、王とし、國號を大齊と稱するやうにした、豫は金主の命のまゝ、王となつたが、後に都を汴(もと宋の都)に遷した、粘罕は宋と戰つて獲た關中の地を悉く割て豫に與へた、

紹興元年、命張浚討江淮盜李成、成據江淮六七州、連兵數萬、有席卷東南之意、尋陷江筠臨江、浚擊其軍、復三郡、成遁降齊、

【字解】江淮、楊子江淮水の流域地方を指す、席卷東南、席を以て物を卷くが如く東南地方をのこらず取る意、筠、今の江西省瑞州府治、臨江、今の江西省臨江府淸江縣治、三郡、江州筠州臨江をいふ、

【解釋】紹興元年に張浚に命じて、江淮地方の盜賊李成を討ぜしめた、成は江淮の六七州を根據として、兵數萬人を部下に有し、東南地方全體を悉く領有する意中であつた、尋て

檄、檄文(戰時などに急に傳令する回狀)を廻しやるの意、調、他へ發遣する意、こゝにては軍隊を他處へ出させること、星馳、大急ぎで馳せる、婁室、金の將、六路、同州、鄜延、環慶、熙河、秦鳳、涇原、富平、今の陝西省西安府富平縣治、離所部、部下を離れる意、興州、今の陝西省漢中府略陽縣治、大散關、陝西省にあり、

【解釋】 これより前に張浚は西に行く時に、高宗は浚に、三年後に軍隊を用ひよと命じたが、今や金將撻辣、兀朮の二人皆淮水の東にあり、張浚は兀朮の態度ぐづ／＼して居るも必らず、再び東南地方を犯すならんと思ひ、よりて今迄の模樣を變へ新に軍隊を出だして進擊し、金人に屬せる諸地方を攻め取り、以て金軍の勢力を分たんと建議した、宋の諸將は皆張浚の議論を宜しとしなかつた、然るに張浚は獨り策を決定して、檄文を粘罕にやりて、其の罪を問ひ、又吳玠を遣はして長安に入らせやうとした、金人は遂に兀朮に軍兵を繰出させた、兀朮は京西より大急ぎに馳せて陝西に赴き(長安は陝西にあり)、婁室と一所になつた、宋將張浚は六路の兵を合せて進みて富平に至つたが婁室は部兵を引連れて驟に來り、鐵騎(卽ち强勇なる騎兵)を以て直ぐに環慶路にある宋將趙哲が軍隊を擊つた、其時に他路にありし宋軍は趙哲を援はなかつた、哲は部下と離れ、宋の諸軍も敗軍して退いた、金人は遂に勝に乘じて前進するにより、張浚は趙哲を斬殺した、これは其敗軍した罪を正したのである、宋の諸路の兵軍隊を脫して散り／＼になつてしまつた、陝西地方の人民は、金軍の來攻あらんことを憂ひひどく騷動した、張浚は軍を興州に駐め、劉子羽を遣はして諸將のありかを尋ねさせ、諸將をして各〻其の部兵を連れて來て會合させた、そこで人心もあらまし安らかになつた、吳玠は走り出て、大散關の東にある和尙原を保持した、

上自海道回駐越州、呂頤浩罷、范宗尹爲相、秦檜南歸赴行在、檜在北依撻辣、爲所任用、撻辣南侵、檜參謀其軍、嘗爲草檄下山東州郡、挈全家泛小舟抵漣水軍、自言逃歸、朝士多疑之、檜言如欲天下無事、須是南自南北自北、乞上致書撻辣以求好、其言皆撻辣意也、

【字解】 行在、天子の行在所、草檄、檄文をこしらへること、挈全家、家屬全體を引連れるをいふ、漣水、今の江蘇省淮安府安東縣北、須是南自南北自北、南は宋、北は金、求好、和睦を求むの意、

【解釋】 高宗は海手の方の道より回りて越州に駐つた、呂頤浩は官を罷められ、范宗尹は相となつた、秦檜南に歸つて

【字解】 黃天蕩、今の江蘇省江寧府上元縣東北、冶城、江蘇省にあり、蘆塲、蘆葦などの叢り生ぜる地をいふ、渠、溝なり、次早、翌日の早朝、火箭、火矢なり、海舟、海上を航する舟、統制、官名にて一軍の統領をいふ、六合、今の江蘇省江寧府六合縣治、

【解釋】 宋金の軍は戰はずして黃天蕩に對陣して居た、兀朮は困厄のあまり通路を借らんことを求めて、甚だ懇ろに謹みて、宋の韓世忠に請ふた、されど、許さなかつた、そこで建康を通りて北の方金へ歸らんとしたなれど、計略盡てそれも出來なかつた、此の時或人は兀朮に教へるに、冶城の西南に蘆の叢り生ぜる地あり、此處に大なる溝を掘りて舟を通するやうにせよと勸めたが、兀朮は卽ち其の言に從ひ、大渠を鑿ちしに、一夕で渠が出來たから、翌日早朝に舟を乘り出して、建康に趨いた、韓世忠は大に驚いて、兀の逃れ行く後を追ふて撃つた、殘念にも一日風が吹かぬ天氣に出遇たので、海舟が動かない、兀朮はそこで其の舟を引連れて、楊子江に出で北に去つたが、疾きこと飛ふやうであつた、兀朮は火矢を以て韓世忠の海舟を射た、世忠の軍大に亂れ潰奔して還つた、兀朮は之れが爲に北方金へ遁ることを得た、統制官の岳飛は、金人の北走するを路に待ち要して六合縣に打敗つた、韓世忠の此役は、僅に八千人を率ゐて、金將兀朮が十萬人の軍を敗り一時は宋の勢が恢復せんとしたが、四十八日にして此の敗軍になつた、金人は此役があつてから復た楊子江を渡つて南進することがなかつた、

初張浚西行、上命浚、三年而後用師、及是撻辣兀朮皆在淮東、浚聞兀朮躊躇必再犯東南、議出師攻取以分其勢、士大夫及諸將皆以爲不可、浚決策移檄粘罕問罪、遣吳玠入長安、金人遂調兀朮自京西星馳赴陝西、與婁室合、浚合六路兵至富平、婁室擁兵驟至、鐵騎直擊環慶路趙哲軍、他路不援、哲離所部、諸軍退、金遂乘勝而前、浚斬趙哲、諸路兵皆散去、陝西大震、浚駐軍興州、遣劉子羽訪諸將所在、各引所部來會、人心粗安、吳玠走保太散關東和尙原、

【字解】 辣、音剌又音闌、躊躇、ぐづ〳〵してやうすを見て居る、移

兀朮に見えさしたが、降參せよとす〻めて幾日も經たが、邦乂はす〻める度ごとに、叱り罵るのみなるが、最後に大に罵つた爲に、兀朮に殺された、

兀朮長驅陷杭州、上去已七日、兀朮進陷越州、四年春、陷明州、時上已次台州章安鎭、金人以船犯昌國縣、欲追襲上舟、提領海舟張公祐、引大船擊散之、乃退、回兵陷秀平江常州、至鎭江、韓世忠邀之、以海舟與戰數十合、多俘獲、伏卒金山龍王廟、幾獲兀朮、

【字解】 越州、今の浙江省紹興府會稽縣治、明州、今の浙江省寧波府鄞縣治、台州、今の浙江省台州府臨海縣治、章安鎭、台州にあり、昌國縣、今の浙江省寧波府定海縣治、提領海舟、官名にて水軍の將をいふ、秀、今の浙江省嘉興府嘉興縣治、平江、今の江蘇省蘇州府吳縣治、常州、今の江蘇省常州府武進縣治、鎭江、今の江蘇省鎭江府丹徒縣治、金山、江中にあり鎭江城を去ること七里、龍王廟、龍王を祭れる廟、幾ほとんどと訓む、

【解釋】 兀朮は宋軍を長追して杭州を陷れた、上が已に杭州を去つて七日目だ、兀朮進んで越州を陷れ、四年春明州を陷れた時に、上已に台州章安鎭に次つた、金人は船に乘つて昌國縣を犯し、高宗の乘れる船を追ひつ〻之を襲はんとした、提領海舟の役なる張公祐は大船を率ゐて金人を擊散らした、そこで金人は退き兵を回して秀、平江常州を陷れ鎭江に至つた、宋の將韓世忠は金人の來るを待受けて多くの海舟を從へてともに戰ふこと數十度であつて多くの俘虜を獲た、なほも兵卒を揚子江中の金山の龍王廟に伏せて置いて金人と戰ひ大勝利を得て殆ど兀朮を獲んとした、

相持於黃天蕩、兀朮求假道甚恭、不許、欲自建康北歸、不得去、或敎於冶城西南蘆場地、鑿大渠、一夕成、次早出舟、趨建康、世忠大驚、尾擊之、一日値無風、海舟不能動、兀朮乃引其舟出江北去、疾如飛、以火箭射海舟、世忠軍亂奔還、兀朮乃得北遁、統制岳飛邀擊敗之於六合、

杜充爲右僕射、守建康、上如杭州、升杭爲臨安府、自臨安如浙東、金人分兩道、一軍自蘄黃渡江、劉光世在江州、以爲蘄黃小盜、遣王德拒之於興國軍、始知爲金人、金人自大冶趨洪撫、建昌、臨江、吉州、追隆祐太后不及、遂陷袁、潭、荊南、澧州、乃自石首北渡而去、一軍自滁和向江東馬家渡、濟江陷建康、杜充及守臣、皆降於兀朮、通判楊邦乂不從、刺血書裾曰、寧爲趙氏鬼、不作他邦臣、衆擁見兀朮、誘諭累日、輒叱罵、卒大罵見殺、

【字解】右僕射、我國の右大臣の職なり、升杭爲臨安府、杭州は今迄尋常の州なりしが、今度國都の地位に升せて、臨安府とした、蘄州黃州、ともに今の湖北省にある、興國軍、湖廣地方に屬する軍隊なり、大冶、縣名で、興國軍に屬す、卽ち今の湖北省武昌府大冶縣治、洪撫、建昌、臨江、吉州、みな今の江西省にあり、袁州、今の江西省袁州府、潭州、今の湖南省長沙府、荊南、今の湖北省荊州府、澧州、今の湖南省澧州、石首、今の湖北省荊州府石首縣をいふ、滁州、和州、ともに今の安徽省の和州にあり、馬家渡、今の安徽省寧國府太平縣治、建康、今の江蘇省江寧府上元縣、刺血書裾身を刺して血を出し、衣の裾に書いた、趙氏鬼、宋の天子の氏は趙なり故に趙氏といふ、卽ち宋の天子の爲に死して鬼となるをいふ、他邦、こゝでは金を指す、誘諭、降參を勸ること、

【解釋】　杜充は右僕射となつて、建康を守つた、高宗は杭州に行いて、杭州を國都の地位にあげて、臨安府と稱した、かくて臨安より浙東へ行いた（浙江は浙東浙西に分つ、）、金人は其軍を二手となし、兩道より宋の軍隊を擊たんとて、一軍は蘄黃より楊子江を渡つた、劉光世は時に江州にあつたが、金軍を蘄黃地方の小盜と思つて部下の王德をやり興國軍に防がせたところが、戰爭するに及んで始て金人であることを知つた、さて金人は大冶より洪撫、建昌、臨江、吉州に趨せ赴き宋の隆祐太后を捕へんとして、其の後を追かけたが、間にあはなかつた、金人は遂に袁潭、荊南、澧州を陷れ石首より北の方へ江を渡つて去つた、又他の一軍は滁和より江東の馬家渡より江を濟つて建康を陷れた、杜充及び其地を守れる宋の諸臣は皆金の兀朮に降參した、通判の楊邦乂は金に從はず、自ら刄物を以て身を刺して血を出し、其の血を以て衣の裾に書いて、いふには今の場合、吾は寧ろ趙氏の鬼となるも、他邦の臣とならぬと、そこで、多くの人人楊邦乂を强いてつれ出して、

朱勝非爲相、御營將苗傅、劉正彦作亂、請上禪位於皇子旉、未三歲、孟太后聽政、呂頤浩、張浚帥師勤王、韓世忠爲前軍、張俊翼之、劉光世遊擊爲殿、勝非說二兇亟反正、尊孟后爲隆祐皇太后、勝非罷、呂頤浩爲相、二兇走、世忠追之、皆伏誅、上如建康、以浚爲川陝宣撫處置使、隆祐太后如南昌、聞兀朮請於粘罕、將犯江浙故也、

【字解】 二相、汪伯彦、黄潜善を指す、戎服、軍服を著ること、回望、ふりかへりみる、煙焰、けむりほのふ、漲、みなぎる、追及、あとよりおいつく、瓜洲、揚州にあり、鎭江、今の江蘇省鎭江府丹徒縣治、杭州、今の浙江省杭州府、御營將、近衞軍の將、旉、音「フ」遊擊、遊擊隊の事又遊軍ともいふ、戰時味方の弱き隊あれば、直に救援する隊、二兇、劉苗傅、正彦の二人、反正、一時天子に叛きしも、本の通りに正しき心に返り、勤王すること、建康、今の江蘇省江寧府治、川陝宣撫處置使、四川陝西地方人民を治め、其地の政務を處理する官、南昌、今の江西省南昌府治、江浙、江南浙江、

【解釋】 三年春、金の軍隊將に揚州に至らんとせしかば、高宗は、其報知を得て大に驚き、急きて宮中を出た、汪伯彦黄潜善の二相は、其時に同列の官人を率ゐて僧克勤の說教を聽ひて居たが、一人の官吏が呼んでいふには、只今天子駕に乘りて宮中を出て行かれたと、そこで二相も躬に軍服を著けて南方指して走り行つた、揚州を顧み望めば金人已に來攻せしと見え、城中は煙焰盛に起りて天に漲ぎる有樣なり、呂頤浩張浚は、高宗に瓜洲に追ひついた、そこより江を渡りて鎭江に至り、遂に杭州に行きて都とした、此より宋の御世を南宋といふ、高宗は、黄潜善汪伯彦二相を免官し、朱勝非を相とした、御營將の苗傅劉正彦は亂を起し、高宗に請ひて位を皇子旉に禪らんことを以てした、皇子は年齡未だ三歲にならぬ皇子なれば、孟太后政を聽くことになつた、呂頤浩張浚は軍隊を帥て勤王した、韓世忠は前軍となり、張俊は之を輔佐し、劉光世は遊擊隊を率て殿即ち軍の「しんがり」をした、朱勝非は苗傅と劉正彦の二兇に說て、速に歸順する樣に勸めた、孟后を尊んで隆祐皇太后といふ尊號を奉つた、後に至り朱勝非免職され、呂頤浩代りて相となつた、二兇は都をにげ出したが、韓世忠は逃るを追ふて行き、二兇を誅した、高宗は建康に行き、張浚を以て、川陝宣撫處置使に任じた、隆祐皇太后は、南昌に行つた、是れは金將兀朮が、粘罕に請ひて、將に江浙地方を犯さんとするを聞いたからである、

た、然るに潜善と汪伯彥の二人はまた和議を主張して、早速和議の祈請使を金に遣つた、こんな事情で李綱が宰相たること僅數十日で罷め、潜善伯彥の二人は代つて相となつた、其の手始めとして、嘗て上書して李綱を留めんとした陳東及び歐陽澈二人を誅し、策を決定して東南地方へ幸すること、なり、再び河南河北を營みをさむる意はなくなつた、是歲の冬、車駕卽ち天子は遂に揚州に至つた、

金人分三道南來、二年春、金人至汴、爲宗澤所敗、澤招撫群盜、募四方義士、合百餘萬、糧支半歲、表疏連數十、請上還汴、潜善忌其成功、從中沮之、憂憤疽發背而沒、臨終無一語及家事、但連呼過河者三、都人爲之號慟、聞者皆相弔出涕、

【字解】 招撫、まねきなでるなり、支半歲、半年を保つなり、表疏、上表奏疏の文、天子へ上る書牘をいふ、疽、背などに出る惡しきデキモノ

【解釋】 金人は軍を分ちて粘罕の軍の雲中より、太行山を下り、將に黄河を渡りて河南を攻めんとし、斡離不と兀朮との軍は、燕山の内より、黄河を渡りて、山東を攻めんとし、婁宿撒喝の軍は、同州より黄河を渡り陝西地方を攻めんとして三道より南の方宋へ迫り來つた、二年春金人は、宋の國都汴京に到來したが、宋の將宗澤の敗る所となつた、澤は群盜を招きなづけて、勤王の義士を四方に募り、集つた者共が百餘萬となり、糧食は半年も支へるほどあつた、そこで天子へ上表文を奉ること數十度にも及び、天子に汴京に還られんことを願つた、然るに潜善は宗澤の成功せんことを忌みて、宮中にあつて其の上表文の通りに天子が從ひなさんことを止めた、宗澤は此事を聞きて憂憤してありしが、疽といへるはれもの背に發して沒した、臨終の時にも言ふ所は、國事のみにて、一語も家事に及ばなかつた、たゞ黄河を過ぐと連呼すること三度に及んだ、宋の都人は之れが爲に號慟し、其言を聞いたものは、人人相弔ひて涕を流した、

三年春、金人將至揚州、上得報亟出、二相方會食堂、吏呼曰、駕行矣、乃戎服南走、回望揚州、煙焰已漲天矣、呂頤浩、張浚追及上於瓜洲、得小舟以渡、至鎭江、遂如杭州、罷潜善、伯彥、以

太后、哲宗の皇后、徽宗欽宗の金に捕はれて北行するや孟太后は當時廢皇后であつた爲め都に殘つた、道君、徽宗前に見ゆ、手札、親筆の手簡、卽眞、今迄は康王構は太子であつたが今度眞の皇帝の位に卽けとの意、趨、俗に趍字に作るが、馳の義はしる又赴くと訓む、應天府、今の河南省歸德府商邱縣治、罷竄、役を罷めて罪人となつて他の地へ放ちやること、

【解釋】　邦昌は楚の君の位にある三十三日で、御史の馬紳は、書簡を邦昌に贈つて、願くは今楚君の位號を改めて、故の通りに宋の臣となり、王たる服を易へて以前仕へてありし尚書省に歸れとの意を以てした、邦昌は遂に元祐皇后(孟太后)を迎へて朝廷の政を聽かしめた、そこで孟太后は康王を迎へ立てることゝなつて、朝廷の内外に詔を以て告げた、其語に漢の天子は十代にして國家滅亡せんとする大厄に遭ひしが、光武帝王莽を滅ぼして漢家中興した、春秋時代に晉の獻公は九人の子ありしが、國亂引き續き國滅びんとせしが、たゞ重耳の存在せるため、晉國中興したとあり、よりて使を遣はして康王の所へ邦昌が上表文と孟太后の詔を送つて來た、邦昌も繼で來り、地に伏して大に悲哭き自分の金に立てられたる罪を白して死せんことを請ふた、時に一人の使者あり、河北から敵の目を忍んで逃げ來り、道君卽ち徽宗帝の親筆の手紙を差出した、其の手紙の文にいふ、今すぐに汝(康王構をさす)は眞天子の位に卽て君となり、義兵を起して父母を救へと、康王は慟哭して其の手紙を拜受して、遂に應天府に赴いて天子の位に卽き、建炎と改元した、そこで金と和することを主張して、遂に國家を誤まりし耿南仲の職務を罷めて遠地へ放ちやり、李綱を召出して相となした、李綱は當時の第一流の忠臣で政治家で學者であつた、

以宗澤知開封爲留守、綱至、邊防軍政、畧有緒、而潛善、伯彦復主和、亟遣祈請使矣、綱相數十日而罷、潛善、伯彦爲相、首誅上書人陳東歐陽澈、決策幸東南、無復經制兩河之意、是冬車駕遂至揚州、

【字解】　開封、今の河南省開封府卽ち汴、邊防軍政、邊塞地方の軍事上の政にて、卽ち遼金夏などの諸國より、宋の邊塞地方を荒らして侵入し來るを、防禦する軍事上の政務をいふ、有緒、緒は糸口にて、其政務があらまし整頓せし意、祈請使、金に和議を嘆願する使者、澈、音テツ、經制、いとなみをさむる意、卽ち經營に同じ、兩河、河南河北を指す、揚州、今の江蘇省揚州府治、

【解釋】　宗澤を開封府の知事として、留守をなさしめた、李綱が相となりてより、邊防の軍務もほゞ緒に就きて整頓し

を渡り太名に赴いたところが、京師(國都汴)ははや金人の爲に陷つたと聞いた、宗澤は兵を進めて京城(國都)を恢復せうと思ひ直に向ひたいと請ふたが、伯彥は王に請ひて兵を東平に移して我身を安全なる地に置かんとした、耿南仲も伯彥の說を贊成して遂に東へ去つてしまつた、河間府の知事黜濳善は部兵を率ゐて來り、進軍して濟州に駐屯して戰爭の樣子を探り、徽宗欽宗の二帝は國都が陷りしため金人に捕はれ、北方へ護送せられ、宰相張邦昌は金人の爲に立てられて國號を楚と稱したと報知した、是日は大暴風が塵土を吹降らせ、日の環りには薄き暈見えて、實に慘悽なる天氣であつた、朝廷の百官なども之を見て國家の前途如何ならんとて、大に心を痛めた、邦昌でさへ心配相な顏色であつたのに、たゞ王時雍范瓊等だけは欣然として得意の樣子に見えた、是れは自分等が前に異姓を立てやうと主張した通りに、此度邦昌の皇帝となつたからである、

邦昌在位三十三日、御史馬紳貽書邦昌、請速行改正易服歸省、遂迎元祐孟太后聽政、太后迎立康王、詔告中外、有曰、漢家之厄十世、宜光武之中興、獻公之子九人、惟重耳之尚在、遣使奉表及以孟后詔來、邦昌繼至、伏地慟哭請死、使臣自河北竄來、進道君手札曰、便可即眞來救父母、王慟哭拜受、遂趨應天府即位、改元建炎、以主和誤國、罷竄耿南仲、召李綱爲相、

【字解】　御史、解前に見ゆ、貽、字書に贈遺也とあり、行改正、張邦昌は、金の爲に立てられて楚帝となつたが、今より以前の通り僭號を改正して、宋へ歸順せよとの意、易服歸省、一旦楚帝と僭號し、身に著けた今の王服を改め易へて宋の臣に復歸し、もとの通り尙書省の役人となれとの意、漢家之厄十世宜光武之中興云云、漢は十代の後王莽の爲に一旦國家滅亡せんとせしが、光武帝の中興で國家を恢復し、再び榮ゆることゝなれり、これを宜光武之中興といふ、中興とは、一度衰えたのを、中頃から以前の通りに恢復して興り榮ゆるを云、獻公は、春秋時代に於ける、晉の獻公のことで、獻公に公子九人あり、其繼嗣のことにつき內亂起り國滅びんとした時に公子重耳(文公)一人晉を脫走せしが後遂に時機に際會し晉に歸りて晉國を再興した、今宋の皇室も金人の爲に二帝囚虜となりて國家將に滅びんとするも必らず皇室中より光武の如き重耳の如き賢君明主出でゝこの傾ける國家を中興するものあらんとの意、表、上表文、竄來、のがれ來る意、孟

武肅錢王、五代の時吳越地方を領有して自ら王と稱せし錢鏐のことで、武肅は其の諡、鏐音流、錢鏐は今の浙江省全部と江蘇省の一部を領し、其後裔は宋太祖の臣となる、嘗出使云云、高宗が康王たりし時、徽宗の命を受けて、靖康元年正月金に赴き、同十一月復た金の軍隊へ使せしを指す、相州、今の河南省彰德府治、其守汪泊彥、蠟書、蠟にて包みたる書、剪燈新話に、呂文煥以蠟書告急於朝と見ゆ、途中で敵人に遇ふも、捜索し能はざらしめ、又水濕を防ぐ必要より出來た、物色、人相書を回して捜索すること、揭榜、札を張り出すこと、

【解釋】 高宗皇帝は名を構といひ、徽宗の第九子、母は韋氏、嘗て吳越王錢鏐が吾室に入り來つたといふ夢を見た、已にして韋氏は構を生んだ、この夢は高宗が後年に徽宗欽宗二帝が金の虜となり宋の朝廷は楊子江を渡りて都を浙江の臨安府に遷すこととなるに至つた前兆でないか、誠に奇なることである、臨安府は錢鏐の都で、今の浙江省杭州府でこゝに今尙錢鏐の廟がある、構は康王に封ぜられ、靖康元年正月、父徽宗の命を受けて、金將斡離不の軍營へ使し、同年十一月斡離不が再び來るや、又都を出でゝ使をした、其時に耿南仲とともに行つたが、相州を過ぐる際に、人民は道を遮つて構の金軍へ行かないやうに願出た、構が磁州を過るとき、其守(地方官のこと)の宗澤も、相州の人民同樣にとめた、相州の守汪泊は蠟書を以て、秘密に申上るに、金人は今騎兵を諸方へ遣りて、康王卽ち構のありかを捜索して居りますと、そこで構は相州へ引返して、耿南仲と共に木の建札を造りこれに勤王の兵を召集する趣意の文を書いて揭示して勤王の兵を集めた、其時に欽宗帝より康王を以て大元帥となし、汪泊彥宗澤を副元帥となし、それぞれ部兵を率ゐて都を守備せよとの命があつた、

王從伯彥議、出北門、渡河至太名、聞京師陷、澤請進兵向京城、伯彥請王移兵東平、措身安地、南仲亦以爲然、遂東去、知河間府黄潛善、亦領兵至、進屯濟州、探報、二帝北行、張邦昌爲金所立國號楚、是日風霾、日有薄暈、百官慘怛、邦昌亦有憂色、惟王時雍、范瓊等、欣然若有所得。

【字解】 東平、今の山東省泰安府治、河間、今の直隸省河間府河間縣治、濟州、今の山東省、探報、敵の事情を探りて報ずるを云ふ、二帝、徽宗欽宗、霾、音埋「つちふる」と和訓す、卽ち大風が吹いて土を降らす樣な暴風を云ふ、薄暈、うすき日月のかさ、慘怛、心を非常にいため動かすを云ふ、欣然若有所得、心に悅んで得意の樣子に見えた、

【解釋】 康王は伯彥の議論に從つて國都の北門を出て黄河

革といふ者、節を異姓の人に屈するを恥ぢ、從前宮中で天子に親近したる己れが仲間數百人を結合し、皆先づ其の妻子を殺し、柄居を焚き、義を金水門外に擧げた、其の主意は邦昌を討つ積りであつた、本書の金軍を刼して二帝を奪還さうとしたとあるは、事實上、無理なるやうに思はる、時に彼の狡黠な范瓊は、それに味方をして謀を示合せると詐り、彼れ等に兵器を棄てさせて置いて之を襲ひ、其の百餘人を殺して革を捕へ其の子と併せて殺してしまつた、本文の誘殺とは此の事を指したのである、さて又何㮚、孫傅、張叔夜、秦檜、司馬朴等は皆金人の異姓を中國に帝とすることに爭論し、飽くまで趙氏の血統を存して立つるやう要求した故、金人は怒つて之を追立て、帝に從つて北行させた、叔夜は義として金虜の粟を食はずとて、途中惟、湯を飲むばかりで行つたが、御者から界河を過ぐると聞いて天を仰いで大呼したが、明日吭をしめて死んだ、何㮚は燕まで行つたが、是れも絶食して死んだ（孫傅も同じ）、初め京城危急の時に、四方の勤王の軍勢の之に駈付けやうとする者に對して、いづれも詔書を以て見合せを命じ前進させない、終始それ等の和議を妨げるのを恐れて居て、金人の退去まで七八個月の久しい間、一度も合戰させないで自らこんな禍を招いてしまつた、朱子は嘗て、金は始終和の字を以て宋を愚にし、宋は始終和の字を以て自ら愚にす、哀しい哉と慨嘆されたが、眞に然りである、帝は在位二年足らずで國が破れ、改元は靖康だけで、其の二年の丁未の歳は、五月以前は靖康、以後は高宗の建炎元年と知るべし、弟の康王は南京應天府に於て帝位に卽く、卽ち南宋の高宗皇帝である、

（注意）以上五節は本文一連、

南宋

○高宗皇帝名構、徽宗第九子也、母韋氏、徽宗夢呉越武肅錢王入室、已而生構封康王、靖康初、嘗出使斡離不軍、是冬斡離不再來、奉詔再出使、耿南仲偕行至相州、民遮道請無往、至磁州、守臣宗澤止之、相州守以蠟書言、金人方遣騎物色康王所在、乃回相州與南仲揭榜召兵勤王、有詔以康王爲大元帥、汪伯彥、宗澤爲副領兵入衞、

【字解】韋氏、徽宗の妃高宗の母、後に尊んで宣和皇后と稱した、呉越

逼易御服、時惟李若水抱持、大呼奮罵、金人刀裂其頤、斷其舌、而後梟之、相謂曰、大遼破、死義者十數、今南朝惟李侍郎一人、然一時憤死者甚衆、金人不知也、

【字解】七閏月、十一月から來年四月まで、其の間に閏十一月あるから七個月、吳幵、幵の音堅、逼逐、無理に逐出す、頤、頤也、口傍也、あご、李侍郎、若水時に吏部侍郎たり、憤死、殘念に堪へかねて命を捨てる、

【解釋】金人は汴に滯陣すること凡そ七個月で引揚げた、始めて來た頃、張叔夜だけは嘗て力戰したが、他は皆和議を主張して、其の極、吳幵、莫儔、王時雍、徐秉哲、范瓊等が互に往來し、上皇以下を逼つて宮城より郊外の金營に逐出し、遂に金人の意を承けて議して異姓の張邦昌を擧げて卽位さするまでになつた、帝の靑城の粘罕が陣中に拘留された時になつて、庶人に落された事なれば、金人は逼つて御服を著更へさせやうとした時に、たゞ李若水のみ帝に抱著き、大聲揚げて、無禮するな狗輩共と金人を罵つた、金兵之を曳出して氣絕するまで亂打したが、少しも屈せず、其の後再び粘罕を大に罵つた爲め、金人遂に刀を以て其の頤を裂き舌を切つてから、其の首を獄門に懸けた、金人は此の折りに、先年大遼の破滅の際に、臣下の義を守つて死んだ者は十數人に及んだが今南朝では李侍郎一人ばかりであると話合つたと云ふ、然かし實際は其の一時亡國の口惜しさに憤慨して生命を捐てた者は、甚だ衆多であつたが、金人は知らなかつたのであると、是れは編者の辯護である、

吳革結衆欲刼還二帝、爲范瓊誘殺、何㮚、孫傅、張叔夜、秦檜、司馬朴皆爭論、乞存立趙氏、金人驅之從上北行、叔夜不食粟、惟飮湯、過界河死、㮚至燕、亦不食死、當京城危急時、四方勤王之師至者、皆詔止不進、恐妨和議、訖金人之退、未嘗交兵、上在位不二年國破、改元曰靖康、弟康王立于南京、是爲高宗皇帝、

【字解】結衆、仲間をつくる、界河、卽ち白溝河、契丹以來久しく國界となつて居た、直隸覇州、南京、卽ち應天府、

【解釋】張邦昌は已に立つて、楚帝となると、閤門舍人の吳

りを尤められぬ、元來种師道は歸つて病死し、李綱は貶せられて朝廷を去つてからは、是れといふ器量のある相將は全く無くなつた、宰相何㮚の如き都民を率ゐて巷戰せんと奮つた處などは感心だが、實はこれ丈けの男で外に能もなく、彼の山師の六甲法を尊信したり、又此の度帝に扈して歸つて來ると、和議も成就したからとて宴會を催して談笑したなどは、其の人の器量が測知らるゝ、

明年春正月になると、金人再び金銀の催促を始めて、それが頗る嚴急であり、尙ほ又帝に其の本營まで再來を請求して來た、帝の顏色にいやな樣子が見えたが何㮚及び李若水兩人は、大丈夫無難を保證する由を言つて之を勸め、自分も扈從して往つた、是れ實に大失策で、帝は遂抑留せられて再び歸らぬ運命となつた、之に續いて上皇をも城を出して來る樣嚴重に逼つて來た、帝の出城の折りにも郊外で諫め止めた張叔夜は再び上皇の出城を諫めて、今上陛下は一度出城あらせられて歸らせられざるに、陛下は再び徃かせられては宜しからず、臣は精兵を率勵まし、御車を擁護して城下へ切拔け申すべし縱令虜騎は追擊致したりとて、臣は決死の勇を奮つて戰ひ申さば、願ひ通り參らずとは限らず、萬一にも天意社稷を見限り給ふては、御國の內に死するを得て、生きながら夷狄の中に陷つて恥辱を取らざらんかと云ひたれども、固より腰拔の上皇、それに同意すべき勇氣はない、考に餘る苦しさに、毒藥を飮んで自殺しやうとされた處を、京城巡檢使范瓊の爲めに藥を奪はれて死ぬにも死なれず、いかにも此の瓊の爲めに無理無體に强ひられ、太后と犢車に乘つて宮中を出た、此の外皇后の朱氏、太子の諶、鄆王の楷及び諸公主諸皇族、諸妃、六宮の位號ある者、前後して三千人悉く金の軍陣前に赴いた、城中の子女金帛は勿論累代の寶物、車服、器用、圖書、其の他の百物金人は公物私物に論なく殘らず之を括り取つて本國へ運び往くことにしたから、上から下まで城中全く空虛になつた、斯くして金主の詔書を宣べて、帝と上皇とを廢して庶人とし、爾後南朝の君主は宋の血統では相成らずとて、從前の朝臣に會議の上、趙氏以外の適當な人物を選擧して立つる樣に嚴達して來た、然かし金人の意を承け諸人は前太宰の張邦昌を選擧して屆出たから、金は早速册書を下して邦昌を帝位に卽け、國を楚と號した、是れは靖康二年二月の事である、來月斡離不は上皇太后を、粘罕は帝、后、太子等を引立てゝ兩道から北に歸つた、

金人在汴凡七閱月而去、始至、張叔夜嘗力戰、餘皆主和、以至吳幵、莫儔、王時雍、徐秉哲、范瓊等往來、逼逐上皇以下出郊、議擧異姓、方上在青城、

上皇出宮、皇后、太子、親王、帝姬、皇族、前後三千餘人、悉赴軍前、城中子女、金帛寶玩、車服器用、圖書百物、括索公私、上下倶空、然後宣金主詔書、選立異姓、遂册前太宰張邦昌爲楚帝、以宋二帝北歸、

【字解】 臠、盧演反、切肉也、其の肉を切りこまざく、巷戰、市街戰、斂兵不下、兵士をまとめて出さない、誤、あやまらしむる、手違ひさする意、二元帥、金主斡離不を左副元帥、粘罕を右副元帥とす、青城、汴京の南北部二個所にあり、宋の郊祭の齋宮のある地といふ、二宿、二晩泊、出郊、城を離れて郊外に出る、卽ち金の陣營に來る意、或可僥倖、事によつたらうまく行くかも知れぬ、若天不祚、若し天が宋に祚せぬときは、卽ち天運が盡きたならば、封疆、國境内、帝姬、帝女卽ち公主、徽宗の政和三年改稱、周代の王姬の稱によれるとぞ、括索、殘らずくゝり取る、宣、のべ達する、選立異姓、趙姓以外で帝位に卽くに相當した者を選擇して立てる。

【解釋】 此の大混雜中に金使の劉晏は、帝に城外に出づべき命を傳へん爲め都中に來ると狂亂せる都民共(他本に衞士に作る)は我れ先きに其の場に入つて來て、晏を一寸斬りにして其の肉を食つてしまつた、支那人は古來戰爭には驚く程弱いが、こんな處になると又驚くべき兇暴の事をする、是れ一種の特性である、宰相の何㮚も是れ等の血迷つた都民共を率ゐて尙ほ市街戰を試みやうとしたから、之を聞くと、彼れ等は願ふ所と爭つて愈、昂奮した、金軍は早くも之を見て取り、俄に其の兵を引纒めて陣中に入りて再び出でずに、唯唯土地を割讓せよ、金幣を出せ、而して和睦の相談をしやうといふ口狀で交涉して來て我が戰守の計策に手違ひさせんと企てた、それとも知らずに侍郎の耿南仲は年來の主義を執つて力めて和を議するの得策なることを言ふ、帝も之を尤もとし遂に金軍の計略中に墮ちてしまつた、そこで何㮚を使者として金營に遣ると、粘罕、斡離不の二人は、南あれば北があることで、南北兩朝は古來かく無くては叶はぬことであれば、我が國は敢て南朝を滅する心は無い、たゞ割地を談判したいのであるなど、云つて㮚を還した、㮚は歸つて、金の二元帥は上皇へ會見申上度願居ますと言上した、帝は、上皇に於ては此の度の事件をひどく驚き且つ憂へさせられ、已に病に臥し給ふ折りからなれば朕は自身參るべしとて、何㮚孫傅等を供として、遂青城なる粘罕の本陣に至つて表文を出して降伏を願出た、金の二元帥より以後は別に賢君を立てゝ宋國の主と致せ、帝號を稱することは相成らぬぞと達せられた時には帝も默然としてしまつた、それから二晩止められ歸城したが、面を掩うて、宰相は我が父子を誤らせたと、大に哭されたのも憐れであるが、帝も愚にして自ら致したのだから、宰相ばか

は見る間に逐ひまくられ、前なる護龍河中に押落されて死ぬる者數知れず、時に張叔夜は京と同じく樓の上に居たが、京は叔夜をあざむいて（本文の紿衆の衆字は穩ならず）、某暫時自身城を下つて法を修し申さんと言捨て、因て城を下り、打漏された六甲軍の兵を引いて南方へ遁走してしまつた、京はそれより襄陽に往いて亂を作さうと企てたが、張思正といふに捕へて誅せられたと云ふ、實にひどい山師もあつたものだが、宋の君臣は斯樣な者を信じて、之れで强敵に勝たうと思つたとは、呆れ果てた次第である、此の一戰が落城の動機となり、勝ちほこつた虜兵の城上に攀登つた者が、やつと四人日に味方は皆ばら／＼になつて四方に潰走してしまつた、其の怯弱なるにも亦呆れる、帝は落城と聞くより大に慟哭して朕は种師道が言を用ひぬ爲め遂斯くなつたと愚痴を漏された、是れは此の春師道は金兵の歸國を河に要撃せんと願つたのを聽届けられざる際、必ず後日の大患となりますぞと云ひたる言を思出して言つたのである、此の時は師道は最早一個月前に病死してしまつた、さて落城したと云ふもの、、一日二日には形は付かぬ、車駕護衛の隊士は猶ほ一萬餘人、馬も數千疋あつた、それに張叔夜は爾後四日間に連續して奮戰し敵の一高級官を討取つた、彼れは此の勢で車駕を警護し重圍を突破して脫出しやうと思つたが、奈何せん本尊の天子の心は、斯くなつても猶は和議或は調ふこともあらんとの惑を抱いて居て決定がつかない、實に此の口惜さに士卒は聲を上げて哭きつゝ、遂解散してしまつた、

虜使劉晏請上出城、都民爭入、臠而食之、何㮚欲率都民巷戰、聞者爭奮、金人由是斂兵不下、惟以割地責金幣和議爲辭、以誤戰守之計、侍郎耿南仲力主議和、上以爲然、遂墮其計、二元帥請與上皇相見、上曰、上皇驚憂已病、朕當自往、遂如靑城見之、二宿而返、明年春、復請上皇出郊、續逼出上皇、張叔夜諫曰、今上一出不歸、陛下不可再往、臣當率勵精兵、護駕以出、縱虜騎追至、臣決死戰、或可僥倖、若天不祚、死於封疆、不猶生陷於夷狄乎、上皇欲飲藥、爲范瓊所奪、逼

京師自十一月受圍、凡四十日、有卒郭京者、言能用六甲法、生擒粘罕、斡離不、盡令守禦人下城、獨坐城樓上、以親兵數百自衞、俄頃金人鼓譟而進、京紿衆曰、須自下城作法、因引餘兵南遁、虜兵登城者纔四人、衆皆披靡大潰、上聞城陷、慟哭曰、朕不用种師道言、以至於此、時師道前一月卒矣、護駕人猶有萬餘、馬亦數千、張叔夜連戰四日、斬其貴將一人、欲護駕突圍而出、上惑於和議不定、士卒號哭而散、

【字解】 六甲法、解釋中に詳にす、親兵、手下の兵、俄頃、にはかに、紿欺也、披靡、向ふの勢に恐れて散り／＼になる、護駕人、天子の車駕を護衛する軍人、貴將、高級の將官、

【解釋】 さて此の危急の折に、尤も馬鹿氣て話にもならぬ出來事の爲め、遂京師は陷落したのである、京師は十一月から敵の圍を受けて凡そ四十日間を經た、唐恪や耿南仲の意で最初入援の軍兵を謝絕したから、今や各道一人の驅付く兵は無く、僅に從前の七萬人で籠城して居る、尤も最後に張叔夜の兵が來たが三萬餘人に過ぎない、然かし堅固の城壁に、是れだけの兵士が守つて居るのであれば、熱心に奮戰さへすれば、容易には落ちない、然るに叔夜の入城前から、尙書右丞の孫傅は龍衞の兵卒から郭京といふ者を見付て之を薦めた、其の譯は、此の男は能く六甲の法を用ひて敵の二大將粘罕斡離不を生擒にすることが出來るといふ評判を聞いたからである、其の六甲の法とは甲子、甲寅、甲辰、甲午、甲申、甲戌の歲に生れた人を人品藝能などの善惡に拘らず、七千七百七十七人を集めて戰爭に用ふるのである、朝廷では深く之を信じて、郭京に成忠郞といふ官名を與へ、莫大の金帛を下賜して其の兵を募集させた處が、市中の無賴漢が寄つて來て直ぐ滿員になつた、然るに閏十一月に入つて味方は屢〻不利を取る爲め、郭京は時の宰相何㮚から頻に出陣を促され、そこでいよ／＼出陣となつたが、他の守禦者に出陣の樣子を見らると法が仕損ずるとて、他の隊をこと／＼く城壁上より下らせ己れは獨り城の櫓に控えて手下の親兵數百を護衛とし、餘の六甲軍を宣化門から出して金の軍隊に攻掛らせた、然るに俄にして金の軍隊は太鼓を打鳴し、喊を揚げて逆擊し、京が兵

なつたが、和議主張の吳敏と合はず八月に二人とも罷め、唐恪は少宰となつて和議の説を持して居た、閏十一月に恪は城下を巡回する處を都民どもに要撃せられて命からぐ〲逃歸つて辭職した爲め、主戰論を持する何㮚は代つて相となつた、

上皇歸京師、數月金兵復至、斡離不由東路陷眞定、長驅先抵京師、粘罕由西路陷隆德、太原府、汾澤州、平定軍、平陽府、河南府、河陽府、鄭州、懷州、抵京師、張叔夜等統兵赴闕、唐郭、耿南仲專主和議曰、百姓困匱、養數十萬於城下、何以給之、乃止各道之兵、毋得動、

【字解】眞定、府名、今の直隸正定府正定縣治、隆德、府名、今の山西潞安府長治縣治、汾澤州、二州、汾州は今の山西汾州府汾陽縣治、澤州は同じく澤州府鳳臺縣治、平定軍、今の山西平定州治、平陽府、今の山西平陽府臨汾縣治、河南府、今の河南府洛陽縣治、河陽府、今の河南懷慶府孟縣の西、鄭州、今同じ、河南開封府に屬す、懷州、今の河南懷慶府河内縣治、

【解釋】四月上皇は京師に歸著した、然るに八月になると金主は再び兵を興し、前役の通り兩道に分れて、斡離不は東路から、進み十月河北の眞定を攻落し長驅して僅二十日で先づ汴京に到來した、さて又粘罕は雲中より出發し西路から進んで十一月までに連に隆德府、太原府、汾州、澤州、平定軍、平陽府より、河南河陽の二府、鄭州、懷州を攻落して是れも汴京に到著して斡離不と合した、斡離不は劉家寺に屯し、粘罕は青城に屯した、去る九月中朝廷天下の二十三路を分けて四道とし各、都總管府を置いて其の兵を總べさせる事としたが、是に於て南道都總管張叔夜は三萬餘人の兵を統べ、金の游兵と轉戰しつゝ進んで禁闕の危急に駈付けて來た、元來叔夜及び陝西の軍は九月中から京師の守備を危み、皆それ〲用意を整へ、已に出陣に及ばんとしたのであつたが、時の相、唐恪は耿南仲と專ら和議を主として居た故、此事を聞くと大に驚いて云ふ、今や人民困窮甚だしき際なるに、彼れ等が數十萬人の大兵を城下に養ふとせば、どうして供給に堪ふべきやと、そこで急使を走らせて、折角來援せんとする各道の兵を止めて其の地から移動せぬ樣に申達し、一面手に手を換へて請和の使者を金軍の陣中に遣つたのであるが、交渉が頗る難儀なるのみならず、敵の攻圍が日に嚴しくなつて困り切つた處へ叔夜が入援したのである、

引上げて立去つた、其の孤軍深入の不安心に堪へかねたことが想知らる丶、此の際种師道は黄河に臨んで之を要撃しやうと願出た、李綱の考でも、敵勢は僅か六萬であるのに、味方の勤王の軍兵は實に二十餘萬、何の恐るべきことがある、彼れに河水を半渡らせて置いて進退不自由の處を擊つならば、勝利疑なしと、然かし李邦彥等は其の言に從はず、惟詔書を以て三鎭に仍從前通りに各〻堅固に其の城を守て先方に渡すなと達した、土地を渡すは惜し、さりとて戰爭は恐し、亡國の狀態といふものは實に憐なものである、(注意)以上二節は本書で一連、

京城受圍時、梁師成已誅、至是竄蔡京於儋州、至潭而死、年八十、蔡攸竄萬安軍、尋有詔卽所在斬之、童貫亦遠竄、追斬南雄、

【字解】儋州、儋の音擔、今同じ廣東瓊州府に屬す、潭、州名今の湖南長沙、萬安軍、今の廣東瓊州府萬州治、南雄、州名、今同じ廣東に屬す、

【解釋】汴京の金兵に圍まれてあつた時、卽ち正月中に陳東が所謂六賊中の梁師成は已に其の官を貶せられて死を賜はつたが、殘り蔡京、蔡攸、童貫の三賊は上皇の出奔に供をして罪を避けて居た、然るに此の度金兵も引揚げて都の騷動は一先づ靜になつたから、いよ〳〵此の三賊の處分となり、各〻其の官を貶し、七月になつて更に蔡京を南海中の儋州に流竄し、其の子孫二十三人もそれ〴〵遠地へ流されること丶なつた、然るに京は其の途中湖南の潭州で死んでしまつたが年は八十であつた、此の歲まで彼れは富貴を貪り奸惡を積んで來たのである、蔡攸も南海中の萬安軍に流されて往つたが九月になつて詔を以て其の所在地で斬られた、童貫も同じく吉陽軍(矢張り今の瓊州府崖州)に流される事となつて行く途中、使者を以て追つて南雄州で斬られた、是れは蔡京の死と同月の事である、是れで國家の禍害を釀した大惡人どもは大概滅亡してしまつたのであるが、さりとて國家は最早衰弱して挽回の見込は無い、

李邦彥罷、張邦昌、吳敏並相、邦昌罷、徐處仁相、處仁、敏罷、唐恪相、恪罷、何㮚相、

【字解】㮚、音栗、

【解釋】二月、李邦彥は太宰を罷めて張邦昌は之に代り、吳敏は少宰となつた、邦昌は康王の歸城と共に歸つて來たのである、三月邦昌は金に私して居るとの議があつた爲め罷めて三鎭棄つべからずとの主義を持した徐處仁は代つて太宰と

弟）、折彥質、折可求等が諸路の勤王の兵と汴に到著した、帝大に喜び安上門を開いて李綱に之を迎へしめ、師道に其の計を問ふ、師道奏言するやう、京城の周回は八十里、城壁の高さは數十丈、斯く廣大にして堅固なる上、穀粟も數年の兵食を支ふるだけ豐阜なれば、我が軍は城内各處の要害に寨を構へて拒守致し、困弊を待つて撃たんと最も良計と存ずると述べた、李綱も亦奏言するやう、金人無謀にも孤軍を以て我が地に深く入りたるは虎の自ら檻中に入りたると同じ、我れ若し急に之を撃たば、彼れは脱れ難しと死物狂に暴れ回らん、されば、一時の力づくにて勝負を爭はんことは然るべからず、既に今日の形勢となりたる以上は、彼に許したる通り三鎭の地を渡し、彼の引去るまゝに任せ置いて、途中より烈しく追撃するは必勝の計策と存ずると云ふ、帝も至極其の通りとせられたが、しかるに李邦彥、吳敏等の大臣は一途に和議を主張する故、議論はまち〳〵で、仲仲決定しない、金虜から、汝が議論決定の時日を待つなら、我が大軍はもう北に還つて河を渡り上げるぞ（ぐづ〳〵せずに早くきめぬかの意）の讒言をいはるゝまでになつた、程なく統制官の姚平仲は、夜中に金の陣營を襲攻め、大將斡離不を生擒にし、康王を奪回さんなど、大氣焰で出城したのは好かつたが、忽ち敵の物見に覺られて途中逆撃に出遇ひ失敗に終つた、元來种氏姚氏は山西の大族であつたから、此の度兩家出陣に付て种師道にのみ功名を專にせられてはならぬと、帝に願つて一手で此の夜討を企てたのであつた、然るに斯くも失敗し、李綱が來援の爲めやつとの事で敵を卻けたが、平仲は餘りに面目なく且つ誅を懼れて逃亡してしまつた、帝は之を聞いて如何はせんと大に驚懼れて居らるゝ處へ、斡離不は王汭を使者として違約の罪を詰責させた、李邦彥は之に對して、此の度の出來事は、全く姚平仲、李綱の一存でしたことで、決して朝廷の與り知らざる所であると遁辭を吐き、行營使を廢止し、李綱を免官して金に謝罪した、之を聞くと大學生陳東等一千餘人、宣德門より上書する處へ、都中の軍民も來聚する者數萬人に及び、一同李邦彥等の奸惡を鳴らして再び李綱を任用せられたしと嘆願し、其の聲天地に震つて實に物凄い有樣であつた、そこで遂聽屆けられ、李綱は尙書右丞に復官し、京城防禦使に充てらるる事となり、群衆も始めて解散した、金使は再び來て誓約履行を促したから、帝は乃いよ〳〵太原河間中山の三鎭を割讓する詔書を宇文虛中（宇文姓）に持たせて先方の本營に往かせた、勿論犒軍費も幾分なり渡さねばならぬから、時に御借上げを厳達して京中の軍民官吏俳優の輩に至るまでの金を取總べた處が、やつとの事で金二十餘萬兩、銀四百萬兩を得ただけ、而も民間の貯蓄は是れで已に空虛になつた斡離不は汴京を圍んで居たのが凡三十と三日、三鎭を割く詔書を受取ると、金銀の額數の充足するを待たずに直に軍勢を

などであるものかと疑心を起して、更に康王の兄、肅王樞を之に取替へるやうに申込んだ爲め、康王は肅王と代つて歸城した、是れは二月になつてからの事である、

种師道等諸路勤王兵至、師道奏、京城周回八十里、城高數十丈、粟支數年、宜與城內劄寨拒守、俟困擊之、綱亦奏、金以孤軍深入、如虎投檻、不可與角一旦之力、縱歸擊之必勝之計、上然之、而李邦彥、吳敏等專主和、議論不一、致虜有待汝議論定時、我已渡河之譏、未幾、統制官姚平仲、宵攻金營不克、上大驚懼、廢行營、罷李綱、以謝金人、太學生陳東、及都人數萬、伏闕、乞復用綱、得旨、復右丞、充守禦使、衆乃散、金使復來、乃以割三鎭詔書、遣使持往、時括在京金、僅得二十餘萬兩、銀四百餘萬兩、藏蓄已空、金人圍京城、凡三十三日、得割地詔不俟金幣數足而退、种師道請臨河要擊之、綱亦以爲彼兵六萬而我勤王之師二十餘萬、縱其半渡而擊之必勝、邦彥等不從、惟詔三鎭仍堅守不割、

【字解】粟、貯穀をいふ、與城內、與字薛史に於字に作る、是なるに似たり、劄寨、俗に寨を立つるを劄といふと便蒙に見ゆ、檻、圈也、をり、別本にて陷阱に作る、縱歸、先方の意に任せて歸らする、統制官、舊來出師征討の時に諸將相統一せざる恐れあれば、其の內より一人を拔いて都統制として之を總べさす後に之を統制官と稱した由、職官志に見ゆ、得旨、聽屆けらる、

【解釋】老將种師道は已に終南山麓に退隱して居たのを、去年の冬金人南下の急によつて再び召出されたにより、師道は其の地方の陝西路の姚平仲、鄜延の張俊、韓射中、環慶の汪洋、馬遷、濉河の姚古(平仲の父)、及び秦鳳の种師中(師道の

【字解】京城、卽ち汴、李梲、梲の音拙、犒師金、軍隊を犒ふ金銀、表段表に表裏あり、その表にする繒帛、中山、河北西路、今の直隸定州治、河間、河北東路、今の直隸河間府河間縣治、太原、前に屢〻見ゆ、質、音致、ひとじち、中筈、中は去聲、あたる、筈は古活反、箭の弦を受ける處、はづ、

【解釋】以上の數節は、元祐の黨籍を除く一事外、概ね正月中の事なれども、本節は重大事件なる故、特に玆に靖康元年正月なる事を掲げて記憶を促したのである、さて去年十二月中悉く燕山の州縣を略取した金の斡離不は遂に南進して靖康元年春正月、京師卽ち汴京に到來し城外の牟駝岡に本營を置いた、是れより先きに朝廷は李鄴を使者として和睦を金に求めたが斡離不は鄴を軍中に伴つて此の度汴を攻めた、金人先づ汴河上の宣澤門の攻撃に著手したが、李綱が爲めに敗を取り百餘人を失つたから、城内に備あるを知り、又道君皇帝の內禪した事を聞き、一先攻撃を見合せて、乃王汭といふ者に李鄴と同伴させて城中に來らせた、時に太宰李邦彥を始め、朝臣大概土地を割いて和を求めることを主張したが、李綱一人だけは戰を得策とした、然かし帝は邦彥の議を是として採用し、駕部員外郞の鄭望之を使者として金營に赴かせた處が、途中で金使の王汭に出遇つたから、それと一緒に引返して來て、入城して帝に謁見した、(他本には金使を吳孝民としたのもある)、金使の言には、少帝の立たれた以上は、上皇の時の事とは關係はないから、新規の誓約をしやうによつて親王及び宰相を我が本營まで遣はされ度しと云ふ口上である、故に帝は又同知樞密院の李梲を斡離不の陣中まで遣した斡離不は兵衞を盛にし、南面して梲を延き、嚴重に其の要求を諭した處が、梲は肝を潰し、低頭平身一言の抗議もなく王汭等の金使三人と同行して歸城した、金の要求といふは、軍隊慰勞費として金で五百萬兩、銀で五千萬兩、牛馬一萬疋、表地の段物百萬疋、土地は太原から中山河間と東西に平行した三鎭の二十餘郡を割讓する等のみならず、人質として宰相親王を渡すべき事であつた、是れ等の條件は皆郭藥師が斡離不に敎へたのである、此の日再び金人の攻撃に對し、李綱親しく軍兵を指揮し、早朝より日暮まで奮戰して斬首數千級に上りたるにも拘らず、李邦彥等の勸によつて帝は一も二もなく斡離不の要求通りに從ひ、誓書は伯大金國皇帝、姪大宋皇帝の名稱を用ひ、小宰張邦昌を計議使といふ名目で皇弟康王構附添として金軍の本營に往かせた、卽ち二人を人質に遣つたのである、邦昌は初め邦彥と同じく和議を主張したのであつたが、自分は人質になるとは豫期しなかつたから、大落膽で城中を出たと云ふ、康王は已に金の本營に至り、後日金の太子と同じく弓を射た、康王は續けざまに三矢を放つたが、いづれも前の矢筈に命中した、それ故金人は、斯く弓術に妙を得た所から察すると武家の子に相違ない、深宮に育つた親王

がら、之を棄て去り給ひて宜しかるべきやといへば、白時中横から口を入れ、京城の地は守り難いからだと云ふ、李綱は、天下の城池、京城より堅固なる處はあるか、飽くまで之を守て勤王の師を待つに如くはないと云ふ、帝は然らば其の大將は誰に申付くべきと問へば、綱は、白時中等は兵を知らざるも、位號の上から適當なるべしと答ふると、時中はひどく困却し、勃然として、李綱は參謀官なるに自分は戰鬪に當ることの出來ぬのかと云ふ、綱は、陛下からさへ任命あらば、勿論死を以て國家に報ひ奉らんと對ふ、そこで帝は李綱を以て、東京留守兼親征行營使とし、防禦一切の責任を負せた、綱は早速守城の手筈を定め、數日にして全く完備した、然かし帝を始めとしていづれもびく／＼して、動もすれば逃出す積りであるから、李綱の苦心は容易でない、

除元祐黨籍、追贈范仲淹、司馬光等官、

【解釋】　元祐の姦黨の名籍を除去り、又范仲淹や司馬光等にそれ／＼官を追贈した、是れは二月の事で、四月には王安石の字說を用ふるを禁じ、五月には安石を孔子に配享するを罷めるなどの事があつた、

白時中罷、李邦彥、張邦昌爲相、

【解釋】　太宰白時中は罷めて、李邦彥之に代り、張邦昌は少宰となつた、

春正月、斡離不抵京師、先是朝廷遣李鄴求和、斡離不攜鄴以攻京城、不克、乃遣王汭與鄴偕來、邦彥等皆主和、惟李綱欲戰、上是邦彥之計、遣鄭望之出使、未至而遇王汭、與倶入見、又遣李梲出使、梲又與金使偕來、金人需犒師金五百萬兩、銀五千萬兩、牛馬萬頭、表段百萬匹、割中山河間太原三鎭地二十餘郡、且欲宰相親王爲質、遣張邦昌副康王、如其營、金國太子與康王同射、連發三矢、皆中筈、金人謂是將家子、非親王、遣歸、更請肅王爲質、

童貫、王黼、梁師成、李彥、朱勔六人の惡人共を誅戮して首を四方に傳へ天下に謝罪せられたしと願出た、其の惡人共の內の李彥といふ者は如何なる罪があるかといふに、政和六年以來政府は新に公田制といふを立てた、それは人民に從來の地劵を出させて樂尺を以て其の田地を量る、樂尺は徽宗の代に始めて作つた尺度で、從來用ひて來た唐尺より一尺に就て五分短い、それで量れば劵面の畝步より餘りが出るのは勿論である、其の餘りを官に取上げて公田とし、租稅法を作つて人民から徵收するのである、李彥は其の事の主任となつて横暴を極め、畝步の餘は言ふまでもなく、地劵のある民田をも名目をつけて之を捲上げ、それについて獄に入れるとか、死罪にするとか人民の生命財產を目茶〳〵にして、怨を河北京東京西の三路に結んだ惡吏である、朱勔は前の徽宗紀に見えた通り、花石綱の事件を以て所在に騷動させ、怨を東南卽ち浙江地方の人民に結んだ者である、陳東の上書は十二月の事であるから、明くれば靖康元年の正月帝は手始めとして先づ王黼朱勔李彥三人を貶竄したが、程なく皆之を殺した、卽ち黼は永州安置でそこへ赴く途中、官使の爲に民家で斬殺され、彥は自害を申付けられて其の家產は沒收され、勔はその配處で首を斬られた、勔の財產も亦沒收されたが、田地だけでも三十萬頃あつたといふ、

有下狐升二御榻一而坐者上、詔毀二狐王廟一、

【字解】御榻、天子の腰掛、狐王廟、俗にいふ稻荷の社の如き者、

【解釋】或る日、不思議にも狐が御殿に入て主上の腰掛に坐つて居た、是れは以ての外である、畢竟狐王の不取締であるとて詔を下して狐王の祠を取毀させた、支那でも唐以來狐を神として祀ることが盛に行はれ、其の祠を狐王廟と謂つた然かし此の狐の御榻に上れる事は、實は徽宗の宣和七年九月の事で、此處へ書いたのは編者の誤である、

上皇奔二應天府一、

【字解】應天府、卽ち宋州、(太祖紀に解す)眞宗の時此の名を改め南京と定めた、

【解釋】時に金の斡離不は河を渡つた風聞があつたから、帝は親征の詔を下し、上皇へは蔡攸を附けて東南地方へ避難させた、上皇は卽ち亳州へ落ち、それから鎭江に往き、三月には應天府に引返した、講和が成立ちさうであるからである本書の應天府に奔るとしたのは略書したのであらう、

以二李綱一爲二行營使一、定二城守策一、

【解釋】上皇の行幸とともに、百官中にもこそ〳〵逃亡する者があり、蔡京の如きは悉く財物家族を取纏めて南方へ避難し、大臣等も一同、主上も一時都を落ちられて然るべしと帝に勸めるなどで、帝の心も動いて來た、然るに行營參謀官の李綱は帝に向つて、陛下は宗廟社稷を上皇より受けられな

時は勢を失つたが、再び兵數を增加して攻寄せて來たから、翊も力は迚も敵しかねて遂討死した、其の部下も一騎の肯て降つた者は無かつたと云ふ、是れより金兵は進んで太原を攻圍したが、張孝純は堅固に守つて屈しない、此の金兵入寇に先つこと一年、宰相の王黼は李邦彥等に誹られて帝の覺も目出度くない處へ言官から專權十五條を彈劾せられて免職となり、白時中と李邦彥の二人が竝に相となつた、黼は宮中の宴會に茶番狂言の樣な事をして笑を獻し、時中は燕山府危急を告ぐる最中に鶴の舞ふた賀表を奉じ、邦彥は都人から浪子宰相と呼ばれたるが如き、實に人格も根性も鄙劣極まる者共であつた、金兵の來た時に時中の意見としては、たゞ都を出奔なさるが好いとの策を建てるだけで、他に何の妙案もない帝も亦固より柔弱の浪子皇帝だから、時中の策の通り一心に出奔する積りである、それでは迚も恢復の見込はないによつて、給侍中の吳敏は太常少卿の李綱と共に、此の際皇太子に皇帝の位號を假すの特例を用ゐ給ふにあらざれば到底社稷は保ち難しと、非常の決心を以て奏上した、それで帝の意も遂に此に決し、其の明日位を太子に傳へ、教主道君太上皇帝の尊號を受けて隱居することになつた、帝在位二十六年、其の間の改元は六回で、建中靖國は一年、崇寧は五年、大觀は四年政和は七年、重和は一年、宣和七年で都合二十五年、それに即位の歲即ち先帝の元符三年を入れるから、在位は二十六年となるのである、太子立つ是れを欽宗皇帝と爲す、（注意）金主稱帝六年而殂より以下是に至るまで本書にて一連、

○欽宗皇帝名桓、在東宮無失德、蔡京童貫輩咸憚之、欲動搖不可、至是即位、大學生陳東等、伏闕上書、乞誅蔡京、童貫、王黼、梁師成、李彥、朱勔六賊以謝天下、彥以根括民田破蕩百姓、結怨於河北京東西三路者也、勔以花石綱所在騷動、結怨於東南者也、靖康元年、首竄黼勔彥、尋皆殺之、

【字解】根括、草木を拔取るときに其の本根を搜して拔取る如く、ありたけ括取る、破蕩、めちや〳〵にする、花石綱、徽宗紀に詳解した、

【解釋】欽宗皇帝名は桓、徽宗の長子で、太子である時から其の行に少しの間違もなかつた、されば蔡京童貫などの姦物共は皆之を憚り、太子の位を動して他皇子を迎へやうと計つたこともあつたが、出來なかつた、遂に此の度の內禪によつて帝位に即かれた、即位早早大學生の陳東字は少陽なる者諸生を率ゐて宮門に拜伏し、上書して朝廷に於ては速に蔡京

死焉、無一騎肯降、時王黼先一年已罷、而白時中、李邦彦竝相、皆鄙夫也、金兵來、時中但建出奔之策而已、上內禪、在位二十六年、改元者六、曰建中靖國、曰崇寧、大觀、政和、重和、宣和、太子立、是爲欽宗皇帝、

【字解】前驅、さきがけ、童太師、童貫時に太師たる故斯くいふ、平時平常、作多少威重、大層勿體をつけろ、此の一句は俗語、多少は此處にては許多又は幾許と同義、少字は附帶するのみで意義なし、朔寧、卽ち朔州、朔州今同じ、山西に屬す、觀察、唐の乾元中、採訪使を觀察處置使と改名した、宋の都巡檢使之に當る、今孫翊が其の職を帶び居る故、斯く呼ぶ、鄙夫、根性の鄙劣な男論語に出づ、內禪、位を太子に讓るをいふ、父帝崩じて太子位に卽くは常なる故、之を書して特例を示す、內といふは他姓に禪るのでない意、曰崇寧、上の建中靖國は四字の年號で下の崇寧等の二字年號に紛れてはならぬ故、間に重ねて曰の字を挿む、

【解釋】初め斡離不が平州に出張中、使者を以て金に叛いて宋に逃亡した戶口を返せと請求したが宋では承知せず、且つ童貫等の燕山に於て盛に兵事の整理をして居ることを聞いて、遂に金主に先んじて宋を伐たんことを請ふたから、金主は之を許し、先づ充分宋の虛實道路險夷等を探つた上、宣和七年冬十月斡離不は平州より燕山へ、粘罕は雲中より各々太原へと道を分つて南侵した、十二月郭藥師等の兵白河より敗走し、藥師は遂に燕山を以て金に降つたから、燕山府は勿論、其の管轄內の州縣は皆陷り、金兵は無遠慮に深入して來る、藥師は其の先驅けであつた、是れより先き、金より、蔚應二州と他に又二縣を割讓する由を宋へ申送つたから、帝は大に喜び、早速童貫を太原に遣つて受取らせやうとすると、粘罕の軍は雲中から南下して來て、反對にも童貫へ使を以て、宋朝の違約の罪を責め、黃河以北の地を悉く金國に償ふべき事を申して來た、貫は靑くなつて太原府から都へ逃歸つた、太原の總將、張孝純は慨然として之を嘆いて、あゝ、彼の童太師は平日はひどく勿體をつけて威張つたものだが、事に當ると斯くまで臆病な振舞をする、天下の士に對して何の面目があるであらうかと云つた、孝純早速冀景に申付けて關門を守らせた、此の時關門外なる朔寧府の知事、都巡檢の孫翊は太原へ來救せんとしたが、其の兵は二千人に滿たない小勢で、先づ金兵と城下に戰つた、孝純は人を以て之に言はせたには賊軍已に近地に寄せたれば我は敢て關門を開かぬによつて、觀察(都巡檢)に於ては其の地にて別に忠を盡し國に報い給へと、翊は忠を盡すは勿論なれども、たゞ兵士の少きは殘念であると云つて、そこで再び引返して奮戰した爲め、金兵一

是領衆南出、遂爲金人所敗、就擒、契丹自阿保機至天祚、九世而亡、時宣和七年乙巳歲也、

【字解】兩河、河東河北、陰夾山、山陰夾山の誤脱なるべし、宣和四年春に金が遼を襲ひし時天祚は夾山に走れり、六年秋には山陰に走れり、七年正月には黨項に赴き二月に應州に至りし時金將の洛索に獲られたるなり、山陰は遼の河陰縣にて今の大同府なり、夾山は遼の雲内州にて其故城今の烏喇特の西北に在り、

【解釋】宋から張瑴の首を金に送つてから間もなく、金の太子斡離不は平州を攻圍み、已に之を陷れたら直に進んで燕山府に侵入せん氣勢であつた、此の頃宋では一人の僧を使者とし、内密に遼主天祚の許に遣して、若し宋に來降するなら位を皇弟なる燕王越王の上に置いて、宮殿も新築し、女樂も三百人を附けてやると云つて之を誘はせた處、天祚は喜んで承知した、それで宋朝では童貫を兩河燕山路宣撫使として北方へ派遣したが、これは金へ對しての名義で、實は天祚の來るのを迎はせやうとしたのであつた、童貫の出發の前月、金主は太子を召還し、金軍は平州城を落しただけで止まつた、本文の金人方退とは此の事を云つたのであらう、此際に天祚は來降したなら宋に入ることも出來たかも知れなかつたが、天祚は其の後、宋に往くのは却て危い事と考へなほして、又山陰夾山に入らうとしたがそれも出來なかつた、そこで其の部下をつれ引返して南方應州まで來た處が、金將に敗られて生擒となり、金主に廢されて海濱王といふ名稱で長白山に置かれたと云ふ、契丹は太祖阿保機から天祚まで九代二百十九年で亡びた、時に宋の宣和七年乙巳の歳の二月であつた、

是冬金斡離不、粘罕、分道而南、斡離不陷燕山、郭藥師降之、金兵長驅而進、郭藥師爲前驅、童貫自太原逃歸、粘罕圍太原、太原帥張孝純歎曰、平時童太師作多少威重、乃畏怯如此、身爲大臣、不能死難、何面目見天下士、孝純以冀景守關、知朔寧府孫翊來救、兵不滿二千、與金人戰于城下、張孝純曰、賊已在近、不敢開門、觀察可盡忠報國、翊曰、但恨兵少耳、乃復引戰、金人大沮、再益兵、力不能敵、翊

に列舉した數箇所の關門は天然の地形が外蕃と漢土とを限る經界線となつてゐるのである、故に漢土にて之を手に入れて置けば、燕地方は安全に保つてゐることが出來るのに、是れ等關內の東端である平、灤、營の三州は後唐明宗の代に契丹の太祖阿保機に攻陷せられてその領分內に入てしまつた、契丹では榮灤二州を平州に附屬させて平州路とした、それで宋で今度燕を得ても此の平州を得なければ、關內の地は、蕃人漢人が雜居することであるから、迚も燕は完全に保つて行かれぬ、それ故趙良嗣は此の三州の讓與を金に申込んだわけであつたが、金主は承知せぬ爲め、それなりになつて居た、此の頃契丹即ち遼の將張瑴は自ら五萬の壯丁と千匹の馬で平州を守つて居たが、金主は燕京を取ると使者を以て平州を金の南京とし瑴を其の留守とすることにして、之を招いて金に味方するやう申送つた、瑴は外面には之を拒まなかつたが內心では、我が契丹領凡そ八路の內、今日となつてたゞ平州路だけ殘存して居るのである、これまで折角守つて來たのに何んで二心があるものかと云つて居た、然るに半年程立つと宋の知燕山府の王安中の取成しで宋の方へ降附して來たから宋では、淺墓な考で取急いで之を納れることにした、此の時趙良嗣は、國家は金と盟約を濟まされたばかりなるに、斯樣な事を致さば金國の寇を招がるゝに相違なしとの考で力めて爭つたが用ひられなかつた、然るに金人は諜者の報告で其の事を探知し、早速太宗は將を遣し平州の備なきに乘じて之を襲擊したるに、瑴は夜中脫走して燕山府に逃込み、餘將は金に降參したから平州は一旦陷落の姿となつたが、州人は金の使者を殺して再び門を閉ぢて來年の六月まで固守した、其の一旦陷落の姿となつた折に、金人は宋朝から瑴に內々賜つた詔札を得て、叛者を招納したる者とし、是れから盟約違背の曲事を宋朝に負はせて、幾度となく檄文を送つて張瑴の引渡を要求して來る、朝廷では致し方なく、遂に燕山府の王安中に命じて瑴を絞殺し、其の首を函詰にして金に送らせ、それに又瑴が二人の子まで附けて渡した、斯る宋朝の輕卒な所爲で其の怯弱を全く金に看破せられたのみならず、郭藥師等が如き遼の降將に不安の念を起させて北方の守備に動搖を來たし、且つ金から伐たれても自ら盟約を破つた名義を作つたのだから致方はない、金の入寇、宋の南遷は是れから始まる。

未幾金太子斡離不、已由平州路將入燕矣、宋方且遣人密誘天祚來降、以童貫宣撫兩河燕山路、將迎天祚、金人方退、天祚入陰夾山、不可得、至

【解釋】金主阿骨打は燕京を引拂つてから六箇月目に病氣が起り、遂に黃龍府の東方部堵濼といふ地に來て逝去した、五十六歲であつたと云ふ、時に宋の宣和五年癸卯の歲の八月卽ち我が朝の崇德天皇卽位前一年で、政和元年乙未に帝號を稱してから九年で殂したのである、本書は已に誤つて重和元年戊戌に卽位したものとして算したから、復た在位を六年と誤つた、金人其の廟を太祖と號し、大聖武元皇帝と謚した、其の弟の吳乞買は國相等の請によつて位に卽き、名を晟と改め天會と改元した、卽ち太宗である、

燕山之地、易州西北、乃金坡關、昌平之西、乃居庸關、順州之北、乃古北關、景州之北、乃松亭關、平州之東、乃隃關、隃關之東、乃金人來路、凡此數關、天限蕃漢、得之則燕境可保、然關內之地、平灤營三州、自後唐爲契丹阿保機所陷、以營灤隸平、爲平州路、得燕而不得平州、則關內之地、蕃漢雜處、而燕爲難保矣、遂張瑴守平州、金已遣人招瑴、瑴曰、契丹凡八路、今特平州存耳、敢有異志、既而乃以平州南附、宋遽納之、趙良嗣力爭、以爲必招金兵、金人諜知、卽襲平州陷之、得宋詔札、自是歸曲、累檄取瑴、不得已命王安中縊之、而函送其首、

【字解】易順景三州、前に註す、昌平、燕山府內の縣名、今の直隸順天府昌平州の西、平灤營三州、平州は今の永平府盧龍縣治、灤州は今同じ、營州は今の營平府、皆直隸、瑴、音角、八路、上京、中京、燕、雲、平、遼東、遼西、長春、異志、二心、南附、宋に附く、諜知、諜者を入れて探知る、歸曲、條約に負いた曲事を宋におあせる、函送、函詰にして送届ける、

【解釋】此の一節は宋金の遂に交戰するに至つた事情を述べるのである、元來宋の回復し得た燕山府の地たる、其の西南方の易州の西北には金坡關があり、府內の昌平縣の西には居庸關があり、東方の順州の北には古北關があり、更にその東方景州の北には松亭關があり、いよ〳〵東して平州の東には隃關があつて長城は渤海灣上に盡きるのであるが、此の隃關の東から乃ち金人が宋國へ入る道筋になつてゐる、さて右

兩京河浙路、災異疊見、都城有下賣二青菓一男子上、孕而誕レ子、又有二豐樂樓酒保朱氏一、其妻年四十、忽生二髭髯一、長六七寸、宛一男子、詔度爲二女道士一、

【字解】兩京河浙、京東、京西、河北、兩浙、疊見、疊は重也、見の音現、あらはる、青菓、水菓子、誕子、子を産む、酒保、保は傭者、一說には酒匠、卽ち桐兒、髭髯、口上の鬚は髭、口下の鬚は髯、度、出家さする、僧侶又は道士になりたい者は官に願出で、官から免許狀を渡す、之を度牒といふ、

【解釋】此の一節も災異を言ふ、此の頃山東河南河北浙江の地方に災異が重ね〴〵現れた、中にも不思議なのは、都に水菓子を商ふ男があつたが、身持になつて子を産んだ、豐樂樓といつた酒樓の傭者朱某の妻四十歳の者が、忽然鬚が生へた長さは六七寸も伸びて、さながら男と見違ふ程になつた帝も餘りの奇異に、詔を以てそれを出家させて女道士とした是れ等は宣和六年の暮の事であつた、綱目の頭書に、女に鬚が生ひ男が子を產むとは、陰陽の常に反した者、此れ夷の强く夏(中國)の弱くなる象にて、是れ以上の變怪はあるまい、さるに徽宗はそれを度して道士とした位で、少も自身の事には省察を加へない、後に女眞が侵入して徽欽二帝の北行となつたのも尤もな譯だと云つてある、

河北山東盜起、連歲凶荒、民食二楡皮一、野菜不レ給、至二相食一、饑民竝起爲レ盜、有二張仙者一衆十萬、張迪衆五萬、高托山衆三十萬、自餘二三萬者、不レ可二勝計一、

【字解】楡皮、楡は木名、にれ、張仙、他本には張萬仙に作る、自餘、其他、

【解釋】酒保の妻に鬚が生ひたと同年同月に、河北山東の各地方に盜賊は蜂起した、その原因は、新設の燕山地方へ兵糧を轉運することで此の邊の民力が疲れ切つて居る處へ毎年引續けに不作が來たから、人民は楡木の皮を剝いてそれを食ふまでになつた位、無論田野の菜類は迚も續かぬ、そこで遂には人と人とが互に其の肉を食合ふやうになつた、こんな事情で、それ等の饑餓に困る人民どもは、各地同時に起きて盜賊となつたのである、山東の巨魁張仙が人數は十萬人、同じく張迪が勢は五萬人、河北の高托山が組は三十萬人と聞えた、其の他二萬三萬といふ團隊は迚も數へ切れぬ程あつた、

金主稱レ帝六年而殂、號二太祖大聖武元皇帝一、弟吳乞買立、改二名晟一、

たつと上意があつて其の獣土を禁止された、是れ等も不思議な出來事の一で間もなく北方の州郡を金へ割讓する前兆となつたのである、

京師、河東、陝西地震、宮中殿門搖動、且有聲、蘭州草木沒入、山下麥苗乃在山上、

【解釋】 宣和六年の春、京師及び河東陝西地方に地震があつた、都では堅固な宮中の殿門も搖り動いてぎり〳〵音がした、日本などでは毎毎ある事だが、支那では珍しい事だから、災變としてわざ〳〵書いたのである、然かし陝西地方は劇しかつたと見えて、其の秦鳳路の蘭州(今の甘肅の蘭州)に於ては、草木が地下へ陷沒して入り、山下の麥苗は却て山上にあるやうになつた處があつた、是れは地震の爲め地形が變動し、て、草木のあつた高地がくぼんで低くなり、麥畑のあつた低地が隆起して丘山になつたのである、

金國無城郭宮室、用契丹舊禮、如結綵山作倡樂、鬪雞擊鞠之戲、與中國同、但於衆樂後、飾舞女數人、兩手持鏡類電母、其國茫然、皆茇舍以居、至是方營大屋數千間、盡倣中國所爲、

【字解】 結綵山、綵はあやぎぬと訓じ、彩文のある繒、之を結んで山棚を作るを結綵山といふ、宋時代上元(正月十五日)前後禁裡の正門前の飾、倡樂、狂言、鬪雞、雞を蹴合す、擊鞠、鞠は毬、毬打ち、類電母、稻妻の神にいでたつ、類は眞似する意、電母は俗に雷を雷公と男性に見立つるに對して電を女性に見立てた言、茇舍、茇の音跋、字典に茇舍草舍也と見ゆ、數千間、間の解は前に見ゆ、

【解釋】 此の一節は金國の風俗及びその變化を言ふのである、金國は元來今の滿洲でも一層邊鄙の土地で、蒙昧な民族の栖家であるから、城郭といふべき構もなく、宮室といふべき家屋もなく、契丹の屬國として其の舊來の禮式を用ひて來た、尤も上元前後に結綵の山棚を作つて飾立て狂言の催しがあり、又雞を蹴合させるとか毬打ちをするとかの戲れなどは漢土と同樣である、然かし種種の戲樂の最終に舞子數人に一種の裝束させ、兩手共に鏡を持てぴか〳〵させて踊らせる、是れは稻妻の神の稻妻を放つ處をやるのだと云ふ、其の國の戶口は勿論少く山野徒に茫然たるのみで、其處此處に蠻民がいづれも草葺の粗末な小屋に栖つて居るばかりであつた、然るに此のごろになつては、國勢次第に富强になつて、梁間の長い廣大な家屋を造營し、其の他萬事、漢土文明の所爲にならつて來て、面目一新、侮るべからざる國となつた、

宋へ寄越した、是れは餘りひどいやうだが、全く北方恢復に付ては宋の力は少しもないのみならず、金主が出師して正月に遼の中京を取り三月に西京卽ち大同府を取つてから、童貫始めて出師し、それも大敗すること兩度に及んで、金主に泣付て燕京を取らせたのであれば、それを元約通り十七州の外に又東方の三州までも宋へ渡せとは、餘り蟲の好い話である故に金主は六州で不足だなど云へば一州でも渡さぬからと云ふによつて、宋では已むを得ずそれなりになつて、自分の方から申込んだ歲幣や租稅代金は先方へ取られる事になつた、是れで童貫、蔡攸はやつと燕へ乘込むことが出來たが、燕の地の金銀布帛は勿論、女童も役人も人民も金人が洗ひ浚ひ捲上げた後ちなれば、宋の手に入つたものは全く虛空の城城ばかりであつた、然かし何んとか是れで燕を收復した名義が出來て五年の四月貫攸等は歸京した、是れから宋は金より實力を見抜かれ、遂に後日二帝北囚となり、帝都南遷の禍を惹起すのである、童貫等のまだ燕地滯在中に朝廷は左丞の王安中を知燕山府に任命し、詹度及び遼の降將郭藥師を其の副とした、燕山府とは卽ち遼の南京析津府で、此の度宋の所有に歸した爲め帝の改名したものである、

有レ星如レ月、徐徐南行而落、光照二人物一、與レ月爲レ異、

【解釋】是れ等の災異の箇條は已に前の怪異迭出、率以爲レ常の條下の解釋に大略述べてしまつたから、重複するが已むを得ない、此の一節は大觀七年の冬の事で、或る夜、不思議な星が現れて其の大さは月位で徐徐と南方へ行去つて落ちてしまつた、其の光は人をも物をも明に照して月と少しも違はなかつた、

修二神保觀一、其神都人素畏レ之、傾城男女負レ土以獻、名曰二獻土一、又有下飾二作鬼使一催レ納レ土者上、上亦微服觀レ之、後數日旨禁、

【字解】傾城、傾とは盡すと言ふがごとし、都城殘らず、城内どこでもの意、鬼使、鬼神の使者、催、催促する、旨禁、上旨を以て禁止する、

【解釋】其の頃、神保觀といふ汴京にあつた祠を修繕した、此の觀の祭神は世俗二郎神と呼做し、平素あらたかな神として畏敬して居たが、此度修繕の成就したに付て、都中の男女は、何の意に出たものか、我れも〳〵と土を脊負つて來て奉納する、それを獻土と稱へた、それに又奇妙な鬼神の使者の姿にいでたち、立派に粧束して各處を巡つて獻土せぬか〳〵と催促して行く者があるなどで、非常な賑ひであつたから、帝も物好きにも微服して見物に出掛けた、然かし其の後數日

併求雲中之地、金人僅以燕京、涿、易、檀、順、景、薊六州來歸、貫、攸入燕、燕之金帛子女、職官民戸、金人席卷而東、所得空城而已、貫、攸歸、以王安中知燕山府、詹度、郭藥師同知、

【字解】奉聖州、今の直隷宣化府保安州治、禱金主、禱は懇に願求する意、居庸關、今直隷順天府昌平州の西北、雲中之地、卽ち今の山西大同府傍近の地、六州、五州槪れ前に註した、景州は今の直隷遵化州で遼の置いたものである、席卷、席を卷くが如く殘りなく何にもかも取去る、燕山府、燕京卽ち遼の南京析津府の改稱、同知、知府の副、

【解釋】此の一節は宋の北伐は大失敗に終つた事を述ぶ、童貫、蔡攸等は金の連戰連勝を聞いて遼を伐てば功名手に唾して取るべきと思ひ、特に攸の如きは出發の際に、帝の左右に侍した美人を見て、凱旋の日には是非之を賞賜せらるゝやう豫約して立つた位であつたが、蕭幹が寡兵に打ちまくられ二度ながらの大失敗を取り、いか程、寵臣でも此のまゝでは罪を獲ずには居られぬ、そこで彼れ等はひどく恐懼して如何しやと考へた、時に阿骨打は已に遼の西京を取り、奉聖州に滯留中であつたから、貫と攸とは密に王環といふ者を其の地に遣り、金主に約の通り燕京を夾攻せんことを嘆願した金主は早速許諾して軍を三道に分けて進み、遂に居庸關から侵入して來ると、蕭后と蕭幹は出奔し、餘の群臣は南門を開いて降伏した、是れは四年の暮の事である、童貫等は金主の力を借りて自分等の功を立てる積りであつたが、燕京は直ぐ金に降つては外に手の出しやうはなかつた、金の使者が來ていふには、燕京は金兵の手で攻下したのだから、其の土地は宋に讓與も致さうが、其の地の租稅は金の方へ納める事にしやうと、宋からは趙良嗣を使として金に往つて其の事を談判させた、良嗣も隨分力を入れて談判し、往復も再三に及んだ、最初宋からは、元約の外に營平灤三州長城内の地であるから之を附加して請求した爲め、此の度金に對し歲幣は遼へ與へた數量通り絹三十萬匹銀二十萬兩を遣るし、更に外に錢一百萬緡を遣つて燕京附近の租稅に代ふることを許した、其の租稅代は實は不法の事だと思つたが、新に東に三州の附加を請求したから、其の差引の積りであつた、良嗣又念を推して原約通り燕京附近の地のみならず、石晉以來喪失した地を恢復する意に起つたのだから雲中卽ち大同府までの地は必ず讓與する樣請求した、然るに金主は宋の出師の期に後れたのを責め、且つ燕京は金で取つたので宋の力は少しも與つて居らぬによつて元約は決して履行するに及ばぬと主張し、東方三州の附加は勿論、雲中の地などは尙更渡されずとて元約十七州の內、僅に燕京及び其附近の涿易檀順景薊の六州だけを

蕭幹拒之、藥師間道襲燕、幹還救死鬪、藥師屢敗、僅以身免、遁還、盧溝之師遂潰、

【字解】　常勝軍、解釋中に詳にす、盧溝河、今の良郷縣の北、

【解釋】　此の一節は宋軍の怯弱で敗北を取つた事情を述ぶ

遼師の西走した頃、遼の親王なる耶律淳は燕王として析津府を守つて居た、遼主已に夾山に入て命令も隔絶して通ぜぬ處から、都統の蕭幹は淳に勸め之を立て丶主とし、尊號を天錫皇帝と上り、年號を天福と稱した、宋の童貫は總大將、蔡京の長子攸は副將として、十五萬の兵を引き燕京の方面に進發して遂に金に應した、其の軍は二手に分れて東路の軍白溝へ、西路の軍は范村へ向つた、遼の蕭幹は白溝で迎戰ひ、宋の前軍勝利を失ひ雄州に退却し、西路の軍も同じく敗北した、然るに耶律淳は間もなく病死し、其の妻蕭氏は太后と稱して軍國の事を取扱ふ事になつた、之を聞くと一旦畏縮した宋軍は此の秋再擧した處へ、遼の涿州の留守郭藥師は蕭后及び蕭幹に不平で常勝軍八千人を引纏めて宋へ降參した、常勝軍とは初め耶律淳が募集して編制した軍で、怨を女眞に報ふるといふ意で怨軍と命名したが、後に常勝軍と改名した、藥師は則ち其の督將である、そこで宋軍は大に勇み立ち、前軍進んで燕京近くの盧溝河に駐ると、燕の蕭幹之を拒ぎ、宋の前軍劉延慶は例によつて敗を取つて壁中に逃込んだ、郭藥師は此の手に從つて居たが、延慶に後から人數を接續さする約束で、夜半に盧溝を渡り、六千人の孤軍、急行して燕京の空虛を襲つた、此の策は殆んど成就するばかりの處へ、蕭幹は精騎三千で京に還り、死物狂になつて市街戰を試みた爲め、又延慶が約に背いて後援を送らぬ爲め、藥師は敗北をつゞけ、命からがら逃返つた、而して延慶又も敵の虛喝に驚かされ、自ら軍營に火を掛けて遁走し、味方同士で互に踐合ひ死者數知れず、そこを又敵に追撃されたから延慶が軍十萬は遂に全く潰亂した、此の一役で宋では熙寧元豐以來貯蓄した軍器等を殆んど失ひ盡したと云ふ、遼では詩歌を作つて宋兵の臆病を笑つた、但し本書宋兵五十萬は恐くは誤であらう、

貫、攸懼無功獲罪、時金主在奉聖州、乃遣客請金主圖之、金主分三道進兵、遂入居庸關、燕降於金、金使來言、燕京以金兵攻下、其地與宋、租稅當以輸金、宋使趙良嗣往議之、許歲幣如契丹舊數、外更以百萬代租稅、而

のである、山東の盜、宋江は僅か三十六人の手下で河北に横行しても官軍はそれを手に餘して居た位だ、然かし江は終に海州の張叔夜が計略に陷て降參した、是れより先き知亳州の候蒙は上書して、宋江の勇略を稱し、之を赦して他の賊を討たせるは得策なるを言つて帝に容れられたから、本書はそれで江が降參を招安に就くと書いたのであらう、是れは宣和三年の春の事だが、去年の冬、睦州清溪の民の方臘といふ者は其の地方人民の朱勔が花石綱に苦んで居るのに乘じて亂を作し、連りに近隣の州縣に寇して江浙の諸城を陷れ、其の勢は一時非常に熾んで帝都も爲めに大騷をした、帝は遂に童貫を宣撫使として十五萬の大軍で之を討たせ、三年の夏、やうやう克つたが、臘が亂だけで攻破せられた地方は六州五十一縣で、人民の傷害は二百萬人に及んだ、さて童貫はやつと方臘を平げると、今度はいよ〳〵北方の遼を攻伐する大事件となつた、

金人悉師度遼、趨中京攻陷之、中京者故奚國也、遂引兵至松亭關、以與宋有各不過關之約止、引兵由其西而過、遼主先已引避、或言金前鋒將至、遼主震驚、亟奔雲中入夾山、

時燕王淳守燕、蕭幹立淳爲主、宋童貫蔡攸帥師、東路至白溝、西路至范村、蕭幹迎戰甚力、宋師敗退、耶律淳死、宋師再擧、遼涿州將郭藥師領常勝軍來降、宋兵五十萬、進駐盧溝河、

【字解】度遼、遼河を渡る、松亭關、今の直隷遵化州の北、雲中、雲中郡太郎ち同府、夾山、遼の雲内州にあり、雲内州は今の烏喇特の西北、

【解釋】金人は今や其の軍衆を悉し、大擧遼河を渡つて、遼の中京大定府を目指して進軍し、之を攻陷した、實は遼軍は戰もせずに潰走したのである、此の中京は唐以來屢々史上に見えた故の奚國の地である、金主は遂に進んで澤州を下し松亭關に至つた、卽ち長城に突當つたので、之を越えれば、直ぐ遼の南京道となるのであるが、前に宋と各、關を過ぎぬ約定があるから、そこまでゞ足を止め、更に中京の西より過ぎて進軍した、中京の陷つたのは宣和四年の正月で、遼主はその先きに已に遊獵に出掛けて居たから其のまゝ引いて金兵を避けたが、或る者は金軍の先手は最早行在に近づきたる由を報じた、遼主大に驚き五千餘騎の衞士と狼狽して急に西京に奔つたが、三月金軍は復た行在を襲つたから遼主再び狼狽して夾山に逃込んだ、

者使とし藥師と同道で海上から船で彼地に上陸し、金主阿骨打が當時居た阿芝川、涞流河の地に往て謁見し、宋金共に遼を攻むれば如何と相談の緒を開いた、是れが抑も兩國修好の始であつた、其の來年宣和元年の正月金主からも遂に二人の使者に國書幷に方物を持參させて馬政と同道して汴京に來らせたから、蔡京童貫に詔して宋國は金と遼を夾攻して燕を奪回したい意を其の使者に諭させ、平海の軍校呼慶に之を送つて復た海上から歸國させた、是の歲佞猾者の王黼が少宰(卽ち右僕射)となり、力めて遼を攻むるの策を贊成したから帝は一層其の氣になつた、呼慶が再び金の使者と同道で歸朝する頃には金主は遼の上京臨潢府を攻擊することになつて其の地に進發した、そこで宋では愈々正使を遣る事になり遂に童貫の薦で二年の二月趙良嗣を其の地に往かせて、金國は北から遼の中京大定府を取り、宋朝は南から燕京析津府を取つて漢地を奪回すべく、而して金へは歲幣を遼に與へた數量通り給する事を約した、且つ良嗣は念を推して、燕京とは申せど、勿論其の一個所を指すにあらず、奪回の曉には其の地一帶西方に平行して遼の西京大同府までを含めてそれと申す意で、卽ち舊來失つた漢地を指すと承知せられ度しと云へば金主に於ても異議なく之を許し、覺書を認て良嗣に渡した其の文意は我が女眞の兵は臨潢府内の平地松林方面から中京を攻落して古北關の方面へ進むべきに付、南朝の軍兵は白溝の方面から進んで燕京を夾攻せられよと云ふのであつた、良嗣は歸朝して其の旨を報告すると、其の秋帝は馬政に再び其の子擴と國書を持參して金に往き、夾攻の手順は金の議に從ふべし、但し兩國の兵は互に相戒めて長城を過ぎざる事と訂約させた、其の後程なく金の使者が復た來たから、宋から又國書を其の使者の館に持參して交付し歸國させた、斯樣な情實で宋金の盟約は遂に成立したのであつた、

時淮南、京西、河北、江南相繼盜起、山東宋江方就招安、睦冠方臘連陷浙郡、中都爲震、童貫甫平方臘而北事作矣、

【字解】 招安、亂民の手に餘る者に對し、官より其の罪を赦す條件付で之を招降して撫安する一種の名詞、睦、州名、今の浙江嚴州府建德縣治、浙郡、汎く今の浙江地方と稱す、中都爲震、中都は帝都を指せるならん汴は東京なれども北京大名府と南京應天府の間なれば中都と謂ふか、他書は東南大震に作る、北事、卽ち金と遼を夾攻する事件、

【解釋】 此の一節は宋は將に北方に事あらんとする場合に迫りたれど、國内は盜賊蜂起の狀態である事を言ふのである、さて此の頃、宋に於ては、淮南にも、京西にも、河北江南にも、引續いて盜賊が起きて迚も外國などへ手を出す時ではない

使として彼の國に往き內情を探つて來る事にした、尤も宦者出身であるから、正使は鄭允中として自分は副使で出發したのである、其歸途、燕人馬植といふ者夜中に謁見を願ひ、燕卽ち石晉以來失つて居る今の直隷省北方の地を滅して奪囘する策略を貫に陳述した、馬植は元來遼の大族でありながら不品行至極で人に棄てられて居た無賴漢である、それを童貫は大奇才と感服し、一緒に伴れて歸朝した、帝も亦大に其の說を嘉みし、植が姓名を改めて李良嗣としたのを更に國姓を賜つて趙良嗣と呼ばせた、燕地恢復の議は遂に是れから起り、宋の大災難も是れから始る、

政和末、有漢人泛海來、具言女眞攻遼事、重和春乃用蔡京童貫議、遣馬政由海道至阿骨打所居阿芝川淶流河、與議共攻遼、阿骨打遂遣使來、宣和初至京、詔京貫輸以夾攻取燕之意、差軍校呼慶送其使由海道歸國、是歲王黼爲相、力贊攻遼之策、及呼慶復與金使來、時阿骨打在上京、遂遣良嗣往約金國取遼中京、本朝取燕京、歲幣如與遼之數、良嗣曰、燕京一帶、則併西京是也、金主亦許之以札付良嗣、期以女眞兵自平地松林趨古北、南兵自白溝夾攻、良嗣歸、馬政復與子擴持國書往訂彼此兵不得過關、未幾金使復來、又以國書就付其使歸國、

【字解】 阿芝川、淶流河、淶流河は前にも見ゆ竝に未詳、一帶、其の地に隣接する一筋の地方、札、書付、平地松林、一名は千里松林、遼の臨潢府內に屬す、古北、古北口叉古北關、順州の北に當る、南兵、宋軍を指す、白溝、亦巨馬河ともいふ、涿州の南で宋と遼との分界、訂、平議也、相互の同意を經ろを謂ふ、關、卽ち長城に附屬する關、

【解釋】 此の一節は宋金二國の遼を夾攻する約定の來歷を說くのである、政和の末年に當つて今の滿洲に住する漢人の高藥師といふ者海上から今の山東登州に來て委細に女眞が遼を攻めて連りに勝利を獲て居る樣子を報告してくれた、そこで重和元年の二月に蔡京童貫の建議を採用し、馬政といふ

意致しましたと、當時童貫の輩は女眞と夾攻の利を唱へて帝も一途にそれに乘つて居る最中故、此の言を聞いて心頗る樂まれなかつた、高麗の斯くしたのは宋の爲めに憂へてくれ秘密に忠告したのであるが、庸闇の徽宗は遂悟らなかつた、尤も宋の臣にも宋昭など上書して、遼は攻むべからず、金は隣りすべからざる由を極言した者もあつたが、昭は免職の上遠地へ放逐せられた、

上嘗微行都市酒肆妓館、正字曹輔上言、編管郴州、

【字解】 嘗、常と通ず、妓館、女郎屋、編管、編籍覊管、其の土地の平民の籍に組入れられ、其處から移動することを禁ぜらる、郴州、今同じ湖南に屬す、

【解釋】 帝は政和年中から常に微行して都市中に出掛け、茶屋に上つたり、妓樓に遊んだりして居る、群臣は知らぬ振りして一人も諫止する者はない、秘書省正字の曹輔は慷慨に堪へかね、宣和元年十二月上書して切諫すると、宰相等は小官の身分をも顧みずに斯樣な事を申すは不屆至極の者だと云つて、輔を郴州に編管した、

童貫自崇寧間、與王韶之子、領兵復湟州、任責措置邊事、已而復鄯州廓州、貫遂建節爲宣撫、既得志於西邊、遂謂北邊亦可圖、政和初、乃自請奉使覘遼國、有燕人馬植者、陳滅燕之策、貫挾以歸、更姓名趙良嗣、復燕之議遂起、

【字解】 湟州、前に見ゆ、措置、處置、鄯州廓州、鄯州は今の碾伯縣治、廓州は今の西寧縣治の西南、共に甘肅西寧府、宣撫、宣撫使、此の官は常置のものにあらず、天子の威德を宣布し、邊境を撫綏する意味で名稱とする、覘遼國、覘は窺也、挾以歸、之を伴れて歸る、

【解釋】 帝の時に當り羌人等は西邊に跋扈して湟鄯等の諸州は皆其の手に沒したれば、蔡京之が恢復を帝に勸め、崇寧二年童貫を監軍として西邊に出張を命じた、貫は王韶の子王厚が湟州の軍に至り、十萬の兵を領率して其の夏湟州を復した爲め、宦者の身を以て西方の邊事を處置する重大な職責に任じて威勢を增し、明年又幸にも王厚が力で鄯州廓州で大勝利を得て二州を復した爲め、貫は四年の春遂に堂堂と天子より下賜の節を建て、西面の經略安撫使と成濟した、彼れは斯く幸運で其の志を西邊に得た處から面白くなつて、遂に北邊即ち遼の方面をも恢復を圖るは容易の事と思込み、政和元年の九月に自ら願出て使者を承つて遼主の誕生日を慶賀する

を下し領內の漢人まで出兵させて七十萬と號する程の大軍で東伐したが、復たも混同江西の護步答岡に襲擊せられ、女眞が突擊の銳鋒に伏屍百餘里も接する大敗を取つた、女眞は斯かる連勝の勢に乘じ、渤海遼陽等遼の東部の五十四州を併呑し、遼水を西に渡つて更に五州の地を降した、是れは政和七年の暮であつた、來年は卽ち重和元年戊戌で、本書はそこを阿骨打の帝號を稱した歲としたから、初遼主天祚云云と文を書起して、此の遼西五州を降した處までをそれ以前の事とし此處になつて再び重和元年に筆を戻して阿骨打遂建レ號云云と書いたのである、然かし是れは誤で、前に申した通り阿骨打は政和四年に兵を起して寧江州を陷れ、更に遼將蕭嗣先を破り、五年正月朔に帝號を稱したのであつたから、阿骨打遂建レ號云云は本文にては、遼遣レ將討レ之而敗の句の次に書くべきである、さて阿骨打は蕭嗣先を破り、將佐の勸によつて遂に帝號を建て、名を旻と改め、年號を收國とし、國號を金と稱した、阿骨打の言によれば、遼は賓鐵を號とせるは其の堅に取れるのである、鐵は堅きも色は變り質は壞れる、然るに金のみは變らず壞れず、其の色は白い、吾が氏は完顏（前に見る）なり、顏は白を尙ぶ、況んや按出虎水（今爾哈河といふ寧古塔城の東南にあつて北流して混同江に入る）の上に住居するに於てをやとて金と號した、按出虎水とは其の國語にては金水といふ意だといふ、宋の宣和二年五月金主は自ら將として遼の上京臨潢府を攻めた、遼主は相變らず遠く遊獵に出掛けて居た時で留守の耶律撻不野は外城が陷ると直ぐ降伏してしまつた、宣和二年は金主の卽位後五年目で、本書の明年と書いたは亦誤謬である、（注意）以上二節本文にて一連、

高麗來求レ醫、上遣二二醫一往、還奏、實非レ求レ醫、乃彼知丁中國將丙與二女眞一圖乙契丹甲、謂苟存二契丹一、猶足下爲二中國一捍上レ邊、女眞狼虎、不レ可レ交、宜三早爲二之備一、上聞レ之不レ樂、

【字解】捍、禦也、

【解釋】此の頃高麗卽ち朝鮮王から使を以て名醫を宋に求めた、帝は二人の醫者を其の國に遣ると程なく二醫は歸還して來て奏聞するやう、高麗實は醫を求めたるにあらずして彼れは中國は女眞と契丹を夾攻しやうとせらるゝ內情を存じて居て（夾攻の事情は下の條に詳かである）、私共に、苟も契丹を存立させて置かるれば、まだ中國の爲めに邊境を防禦するに足りますが、女眞になつては全く貪慾獰猛なること狼虎の如き者なれば、之れと交際なさると後日の大患測知るべからず、今より早く其の防備の計略を運らされて然るべしと注

本書の重和元年戊戌は其の後三年で誤である、初め遼主天祚は其の部下に對する刑罰も褒賞も實にみだりなもので、迚も當にはならず、其の上、遊獵や女色にひたり、更に政事を顧みぬ、其の遊獵に使ふ名鷹海東青といふは、每年之を生女眞から索めるのである、然かし海東青は女眞に產するものではない、女眞は遼の命ある每に、數百の兵馬を繰出し其の東北の隣國卽ち今の露領沿海州地方にあつた五國と名づくる國界に侵入し、戰鬪の上にやつとの事で鷹の巢を索め、捕へて來て獻納するのである、且つ遼から獻納を命じに來る使者は勝手な事を言つて賄を貪るなど、女眞は全く其の煩しさにたへかね、其の他にも不平な事もあつたから、阿骨打は遂に宋の政和四年の九月に二千五百人の軍兵で遼の罪を天地に告けて叛した、遼主は鹿獵中に此の事を聞いたが少しも氣にせぬ、阿骨打は行行遼の軍隊を破り、十月朔には松花江東にあつた寧江州城を攻落した、此處は遼の東北端の地である、

遼遣レ將討レ之而敗、又起二中京上京長春西遼四路兵一並進、獨淶流河一路、深入大敗、三路皆退、女眞悉虜二遼東界熟女眞一、鐵騎益衆、天祚親征、復大敗、女眞乘レ勝、幷二渤海遼陽五十四州一、又度二遼西一降二五州一、阿骨打遂建レ號、改二名旻一、國號二大金一、明年破二遼上京一、

【字解】中京上京長春西遼四路、遼五京道を分置す、中京は遼西の大定府、上京は臨潢府、皆今の直隸內の東北、長春は今の吉林の長春、遼州を置く、亦長春路ともいふ、西遼は陳注にも上京長春と竝に未詳とす、按ずるに、遼水は蒙古內を東流し來る者を西遼河と稱す、昌圖府の西なる南流して遼水に會する東遼河に對していふ、而して遼亦遼州を此の邊に置けるより考ふれば、西遼は今の內蒙古の東南端の地方ならんと思はる、淶流河一路、一路は卽ち四路の一、一路の兵淶流河の方面に向ふ者の意なり、淶流河未詳、淶の音來、虜、音魯、虜掠也、熟女眞、前の生女眞の下に釋した、遼西、遼水の西、遼東に對す、

【解釋】十一月遼から蕭嗣先を將として一萬の兵を引いて女眞を討つたが阿骨打に混同江の西岸に逆擊せられて大敗し、免れた者は僅十七人であつた、五年の正月遼又中京上京及び長春西遼の四路の軍兵二十七萬を起し、各軍竝進んだ、然るに淶流河の方面から向つた一路の軍兵は、獨り深く進入して大敗を取つた爲め、餘の三路軍も皆退却した、是の役に遼軍は屯田して持久せん目的で來たのであつたから、兵器に倂せて莫大の農耕具を失つてしまつた、女眞の兵は再三の大勝利に乘じ、悉く遼の東界に住して其の直轄となつて居た熟女眞の種族を虜掠したから、生熟女眞全部が合體して鐵騎益衆多を加へた、そこで遼主天祚も捨置き難く、八月親征の詔

窮冬の雷、三月の雪などの時節はづれの變事まで瑞祥のやうに故事付けて、態態上表して祝賀するまでに至つた、

內侍童貫、梁師成用事、師成專務應奉以蠱上心、勢焰熏灼、竊威福於中、童貫專務開邊、生事於外、皆與蔡京父子相表裏、

【字解】 內侍、卽ち宦官、應奉、天子の意に順應するやうにして何事も奉承する、御氣取をすること、蠱、まどはす、勢焰熏灼、權勢の焰は熏灼が如し、威福、威は罰して人をおどす、福は賞して人に恩をきせる、語は洪範に出づ、

【解釋】 此の一節は宋の衰亡を促したのは蔡京の姦惡なれども、其の仕組は宦者と內外相應じて働いたのであつた事と此の後宋と遼金との關係について童貫等の事柄多くなる故、前を承け後を起す關節とするのである、

是の時に當つて宦官の童貫と梁師成の二人は大にはゞをきかした、獨り蔡京等が表の役人ばかりでなかつた、師成は狡黠な男で、帝の禮文祥瑞等に喜んで居るのを見て取り專ら御機嫌取りを務めて愈〻帝の心を惑し、御書號令は悉皆其の手から出るやうな事だから、勢力といつたら、あたりを熏灼する程熾んであつて、賞罰の權を內に竊んで居た、童貫の方は師成よりも舊くから仕へて居た者で、御器製作の事を司つて精巧美麗を極め大に帝の心に叶ふ處から、次第次第に昇進して軍事上に關係し、專ら邊境を開くことに務めて強て事を外夷に生じ、遂に後日の大患を來したのである、是れ等の二人は皆蔡京が親子と同心して、內外氣脈を通じ援合ふて惡事を働いた、

女眞阿骨打以重和元年戊戌稱帝、初遼主天祚、刑賞僭濫、荒於禽色、歲索名鷹海東青於女眞、女眞與其隣東北五國戰鬪、乃能獲此禽以獻、不勝其擾、阿骨打遂叛、攻陷混同江東之寧江州、

【字解】 僭濫、其の仕方はみだりに當にならぬ、僭は差也、禽色、禽獸(遊獵)女色、海東青、名鷹の名五國大海に接し鷹の海東より來る者皆名鷹なるが故、此の稱あり、五國、五は國名、或は云ふ、鐵勒、噴訥、玩突、怕忽、咬里沒の五個國をいふと、不勝其擾、其の煩しきにたへられぬ、擾は煩也、混同江、卽ち今の吉林の松花江、寧江州、遼の置く所で、一名は混同軍、その故城は今の吉林烏喇の北で混同江の東にある、

【解釋】 女眞の阿骨打は政和五年乙未の歲に帝號を稱した

集めて造つたのであるから、萬歳山の如きは二十年間は山高く林深く、大鹿小鹿其處此處に群を成して遊び居るなど、眞の深山幽谷に違はなかつた、後ち萬歳山を艮嶽と改名し、又壽嶽と改めた、

又延福宮庭の園池の如きも禽獸花木巖石等の趣は實に天然の仙境で、金殿玉樓の相ひ望んであるのみならず、其の間に全く田舍風に違はぬ民家や野店を作つたり、酒見世を出して看板の青帘を掲げたりするなどの景色をも添えた、元來彼國の風俗として正月十五日を上元と唱へ、其の夜を元宵といつて、盛に燈籠を點すのであるが、帝は毎年冬至後になると夜夜燈籠を此の宮庭中に點し、東華門以北は全く夜中の往來を放任し、市民に道を夾んで店を出させて、其處で酒を飲むも博奕するも勝手にさせて構ひなしであつた、斯樣にして上元まで引續き雜沓を極めた、是れを元宵の前眺と云つた、本文では萬歳山の事から書續けて村居野店も燈籠の事も專ら萬歳山の中にある樣になつてしまつたが、是れは實は延福宮の方に關係してあるのである、

時星芒屢見、地震、河決、怪異迭出、率以爲常、京等誣奏、甘露降、祥雲現、飛鶴蔽空、竹生紫花、芝草産于艮嶽、及諸州連理木、雙花芙渠芍藥牡丹、至指臘月雷、三月雪、皆稱瑞表賀、

【字解】星芒、彗星などの類で不祥とする星をいふ、芝草、目出度い菌、ひじりだけ、又靈芝、瑞命記に、王者仁慈、則芝草生矣と見ゆ、連理木、根本が別で幹が一緒になつた木、卓氏藻林に、王者德化洽八方、合爲一家、則木生連理と見ゆ、雙花、蔕が一つで花が二咲く、芙渠、蓮花、臘月、舊暦の十二月、

【解釋】延福宮落成の來年に流星が地を照して飛んだとか、萬歳山を作つた月に月の樣な星が南行したとか、いろいろな妖星が度度現れ、其の年の秋又熙河涇原地方に大地震が發して死人が澤山出來たとか、宣和元年の五月に都が稀有の大水であつたとか、其の他黑青といふ怪物が出て小兒を取つて食ふとか、都の酒店に龍が蟠つて居たとか、狐が天子の榻に上つたとか、女子が忽ち六七寸の髭を生じたとか、菓物賣の男が孕んで子を生んだとか、奇怪千萬な事がかはる〱出て、それも一つ二つの事でない、年年月月率ね常のやうに發生した、然るに蔡京は斯樣な事は差置て、甘露が降たの、瑞祥の雲が現れたの、鶴が大空を蔽ふ程飛んだの、竹に紫の花が咲いたの、靈芝が艮嶽に生じたの、又は諸州に連理の木が生え、蔕一つに花二つの蓮花や芍藥や牡丹が咲いたのと、目出度い事ばかり事實を誣ひて奏聞して帝を悅ばせた、甚だしきは、

惇の言ではあるが、徽宗は實に浪子に違ないから、京が勸めには直ぐに乘り易い、財物を視ること土の如く、土木の手なみにあらん限りの技を極め、京城の規模を擴めたり、内裏の宮殿を手入したり、盛に内苑を築いたりした、其の委細は次に見える、又禹王の眞似か九鼎を鑄造した、

鼎が出來上ると、九成宮に奉安して之を八方と中央に排列し一鼎に一殿を設け、それに九州の水と土とを納れた、北方の寶鼎を奉安する時に、どうしたものか鼎が忽ち破れて其の水が外に漏れて出た、或る者は之を凶兆としたが、成程と後日になつて思合はされたと云ふ、九鼎には帝鼐(ダイ)とか蒼鼎とか阜鼎とか、各〻名稱があれども煩しければこゝに略するが、寶鼎とは北方の鼎の名である、これと同時に新樂(ガク)をも制作して名を大晟と賜つた、是れは崇寧四年の秋の事である、

政和三年の夏には、玉清和陽宮を作つた、是れは帝の誕生地なるが爲めで後に玉清神霄宮と改名した、帝はひどく道士の林靈素に歸依した、此の男は僧侶あがりの道士で妖術を善くし、召されて來ると、大言して天に九霄あつて其の高處を神霄といひ、神霄の玉清王は上帝の長子で卽ち人間に今上陛下となつて下降せられた、仙官は八百餘名あつて、其の誰れは蔡京、誰れは童貫など、とんでもない事を云つた爲め帝に大に喜ばれて寵用された、其の頃道籙院を置て道教の事を司らせてあつたが、帝の方から院に諷して尊號を上らせるやうにしたから、院より上表して玉册を奉じ、帝を教主道君皇帝とあがめた、其の意は玉清王は中國の佛教に惑はされて居るのを憫み、父の上帝に願つて教主として此の世界に下降したといふのである、

又蔡京の意から内侍童貫等五人の勸めで延福宮を作り保和殿を作るなど、土木造營侈麗を極め、就中萬歲山の如きは實に大普請であつた、初め帝は嗣子の無いのを氣にして居た處へ道士の教によつて、京師の西北隅に土を盛つて小高い岡を作つた、然るに不思議にも後宮に子を生む者が段段多くなつたから、蔡攸の勸めで遂に國力を竭して餘杭の鳳凰山に像つて大工事を興し、政和七年に始つて宣和四年まで都合六個年で出來た、是より先き崇寧中より蘇州人の朱勔といふ者其の父沖と蔡京が入智慧に因て、浙江の珍木を獻上した爲め帝に喜ばれ、それ以來年年此の類を幾艘となく船に積んで、淮水汴水から都に運ばせ、之を花石綱と稱し勔に其の事を擔當させた、是れからと云ふものは、珍奇異形の花卉木石から禽鳥に及ぶまで之を搜索して、如何なる遠隔の地よりなりとも都へ運上せざるなく、民間に一花でも一木でも珍しいものがあれば、役人は直ぐ其の家へ進入して獻上させる。それを引出す時に、障りになる物は屋根でも扉でも打壞して行く、其の入費となると、朱勔は勝手に内帑から金錢を取出して、一花木に數千緡、一石に數萬緡を費したものもある、斯樣な物を

で官爵を尊くしてやつたから、朝廷中は丸で蔡氏親子の黨を以て滿たされた、

京倡邪說、以爲當豐亨豫大之運、專以奢侈勸上、窮極土木之功、廣京城、修大内、盛築内苑、鑄九鼎、鼎成以九州水土納鼎中、及奉安北方寶鼎、忽水漏于外、作大晟樂、作玉淸神霄宮、崇信道士林靈素、策上爲敎主道君皇帝、作延福宮、作保和殿、作萬歲山、以朱勔領花石綱、奇花異木怪石珍禽奇獸、無遠不致、民間一花一木之妙、輒令上供、有一花費數千緡一石費數萬緡者、二十年間、山林高深、麋鹿成群、改名艮嶽、又爲村居野店酒肆靑帘於其間、每歲冬至後卽放燈、縱令飮博、謂之先賞元宵、

【字解】 豐亨豫大之運、豐と豫とは周易の卦名で豐は豐盛の義、豫は豫樂の義、易に豐亨、王假之、とあるから豐亨といふ、豫之時義大矣哉とあるから豫大といふ、運は時運で時世のまはり合せ、土木之功、普請の手なみ、大内、御所、品字箋に、凡人寢室、皆曰内、而天子之禁中、則曰大内、大言其廣、亦言其尊云云、内苑、内裏の苑囿、苑は草木禽獸のある園、大晟樂、學校で先聖を祭る時に用ふる音樂、玉淸神霄宮、初は玉淸和陽宮と名づく、卽ち福寧殿で帝の誕生の宮、後ち此の名に改む、策上、策は玉册也、尊號を奉る策、朱勔、勔は美辨反、花石綱、花木奇石等の運漕、舟を一繋にして物を運漕するを綱と呼ぶ、上供、獻上、麋鹿、麋は鹿の大なる者、酒肆、酒店、靑帘、帘の音簾、酒屋の看版とする旗、艮嶽、帝自ら艮嶽記を作る、山は艮の方位にある故名づく、飮博、飮宴博奕、元宵、上元の宵、上元とは正月十五日をいふ、此の夜、城中に燈籠を點して夜遊をする、是れは漢代に正月の上辛に太一を祀り、暮から夜明までつゞいた遺風だと云ふ、

【解釋】 是れから以下一節は、蔡京父子の姦邪、徽宗が昏闇によつて大に奢侈を極めた樣子を概括して書出し、其の宋の衰滅を促す所以を讀者に見せるのである、さて蔡京は一門富豐を極むるにもあきたらず、一代の逸樂を貪らんと、一種の邪說を唱出した、其の說は、今や國家は財物豐盛に上下安樂、易の所謂豐は亨る、又豫の時義大なる哉の目出度き時運に廻合せた事なれば決してけち〳〵すべきにあらずとて、前代の勤儉の事は皆之を陋劣と嘲り、專ら奢侈を以て帝に勸めた、

居中、劉正夫、余深、雖在相位、或久或淺、居中亦與京異、常相排、正夫亦小異、然於京之權寵無損也、京子攸之婦、出入宮禁、攸遂大用、至父子權勢相軋、上寵攸而尊京、子弟親戚、滿朝皆其父子之黨、

【字解】 執國命、命は政敎號令を謂ふ、或淺、淺とは久しからざるを言ふ、相軋、互にすれあふ、軋の訓きしろ、

【解釋】 以下は蔡京が天子を惑したる罪惡を一連に說き去るのであるが、此の一節は先づ其の權勢を得たる事を述べる、さて曾布は韓忠彥と種類が違ふから之を逐出す爲めに最初有力の味方をほしいと思つてそれで蔡京を杭州から召還したのであつたが、既に忠彥を出して崇寧元年の一人舞臺となつたは好かつたもの丶、大姦の蔡京は又決して曾布を其のまゝにしては置かぬ、兩小人の間折合はずに曾布は憐れにも僅か半年後に政府を出てしまつた、是れからは全く蔡京一家の天下となつて京は宰相、卞は執政で、執念深くも再び元祐の朝官を貶竄し、又其の宰執には司馬光等、侍從には蘇軾等、文臣には程頤等、及び武臣に宦者に至るまで百二十人を姦黨と名づけ、帝に書を請ふて石に刻んで端禮門に建て、京が書いた姦黨碑は之を州縣に頒つて各地に建てさせた、長安の石工、安民が司馬相公の名は迚も鐫られぬとて泣いたと云ふ有名な話は、是の時の事である、蔡京は崇寧元年七月から僕射となつて大觀、政和、重和の十六七年を通して大師の榮官となつて、其の間嘗て暫時は狂言的に罷められたとか罷めたとかいふ樣な事もあつたが、いつも烏渡で直ぐ復た元に還るばかりか、罷めた時でも實際は矢張り朝廷を左右して、國家の政令を執つて居るのである、此の久しい間に趙挺之や張商英は相となつて、時には京と反對に出た事もあつたが、相位に居たのは各々數個月或は一個年を過ぎずに罷めた、又何執中、鄭居中、劉正夫、余深の如きも相位には居たが、出入頻で能く落著いて居ない、居中も京と反對で常に互に排斥し、正夫も幾分か違つては居たが、京の權力と君寵の隆んなことは依然として少しも損じたことはないのである、京の長男の攸と云ふは、帝のまだ端王であつた頃から、途中で遇へば必ず下馬して恭しく敬意を表したものである、それで王も早くから其の名を知つて居て卽位になると之を召出し、次第に立身させて寵を加へて居る中に、其の妻宋氏も奥へ出入し其の子行も殿中監となるなど攸の繁昌は言はん方なく、父の京と互に權勢を以て軋轢するまでに至つた、然かし帝は攸の方も盛に寵し京の方も厚く待遇して其の子弟は勿論、親戚に及ぶま

族である、或る說に、女眞族の本姓は拏といつて、朝鮮の古三韓と稱する中の辰韓の種族とも云ふ、其の住地は長白山脈の北方松花江附近、卽ち今の滿洲吉林の地方で、三國誌に謂ふ挹婁、北魏に謂ふ勿吉、李唐に謂ふ黑水靺鞨である、其處に七十二部落があつたが、本來箇箇別別に獨立して統一しては居なかつた、宋眞宗の太中祥符以後は絕えて漢土と往來無しであつた、其種族の南方に居る者は熟女眞と稱して、旣に契丹の籍に入つて居たが、北方の者は契丹に屬しては居る者の、全く其の政令を奉じて居るのではない、是れを生女眞と稱した、此の類は契丹の强盛時代になつても、また餘程衆多で、其の內の一酋長に名を巖版といふ者の孫に楊哥太師といふ者が出て、遂に生女眞の諸部落中に雄威を振ふ樣になつた、是れ女眞興起の始めである、或る說に、女眞の酋、揚割の先世を調べると朝鮮、後三韓中の新羅人で、完顏を氏とした、此の人女眞に來て、女眞の女を妻として二人の子を生んだが、其の長男の方を胡來と名づけ、それから傳へて三代目で楊割になつた、阿骨打は卽ち其の子であるといつて居る、此の阿骨打の人柄は實に落著いて根氣が强く、將に大に天下に爲すあらんとする志望を持つて居た、是れが卽ち後來遼を倂呑し宋を驅逐した金國の太祖であるから、特に此處に先づ其の種族及び血統に關する傳說を委しく書いて置くのである、

建中靖國、一年而改崇寧、韓忠彦罷、再追奪司馬光等官、籍元祐黨人、

【字解】籍、帳簿に記載する、

【解釋】曾布は帝の意を迎合し今は全く施政の方針が變じたから、建中靖國の年號も不用になつて僅か一年限りで崇寧と改められた、卽ち專ら熙寧の方針を尊崇するといふ意を暗に示したものだ、斯くなると帝の卽位以來、折角元祐の正人を救つたり、忠誠剛直の言官等を朝に引用したりした首相の韓忠彦も勢力を失つて、五月遂に罷められて知大名府として去つてしまつた、是の月再び司馬光等四十四人の官を追奪し、又詔を以て元祐の黨人と名づけて文彦博等百十九人の姓名を帳簿に記載し、其の子孫たる者を以後朝廷に任用せず、且つ宗室は是れ等と婚姻相ひならずと定めた、

曾布罷、蔡京爲相、蔡卞執政、再貶竄元祐人、立姦黨碑、京自崇寧爲僕射、歷大觀政和重和爲太師、嘗暫罷、輒復入、雖罷之日、實執國命、其間趙挺之、張商英作相、嘗與京異、然在位各不過數月、或一年而罷、如何執中、鄭

類の名士で、國家の爲め事を論ずるに當つては死生禍福は眼中にない、伯雨の如き、右正言となつて半年間に上疏したことは百八回に上つたと云ふ、是れ等の人人はいづれも朝廷に容らずして去り、此の冬に蔡京は召還せられて再び翰林承旨となり、蔡卞、邢恕等は官位を復される樣な事になつた、此の後小人共にも固より各〻流流があつて甲黨乙黨かはるがはる勢力の消長で、政府に出たり入たりするもの、、全般の意向になると、いづれも王安石を元祖と仰ぐ一流に歸するのである、

遼主弘基殂、號道宗、孫延禧立、號天祚、

【解釋】 建中靖國元年の正月、遼主弘基は殂した其の廟を道宗と號す、其の孫延禧位に卽く、昭懷太子の子である、天祚と號するは卽ち此の延禧で、乾統と改元した、

女眞阿骨打立、女眞本名朱里眞、肅愼之遺種、而渤海之別族也、或曰、本姓拏、辰韓之後、三國志所謂挹婁、元魏所謂勿吉、唐所謂黑水靺鞨者、其地也、有七十二部落、本不相統、自太中祥符以後、絕不與中國通、有生女眞者、其類猶繁、其酉曰巖版、有孫曰楊哥太師、遂雄諸部、或曰、楊割之先、新羅人、完顏氏、女眞妻之以女、生子二人、長曰胡來、傳三人而至楊割、阿骨打其子也、爲人沈毅有大志、

【字解】 肅愼、渤海、屢〻前に見ゆ、拏、奴加反、辰韓、朝鮮に古馬韓、辨韓、辰韓の三國あり、辰韓は後の三韓の新羅の地で今の慶尙道、元魏、南北朝の北魏は元氏なる故斯くいふ、太中祥符、眞宗の年號、生女眞、生は熟に對す、卽ち猶ほ化外にある種族、完顏、漢にて謂ふ王の意なりとぞ、三人、陳註に、三人の人は當に世に作るべしと見ゆ、是に似たり、

【解釋】 遼主天祚の代に女眞の阿骨打が立つて自ら貝勒(長官の尊稱)と稱した、是れは宋の政和三年の事で年號の順序からは不都合だが、略史の體で前節の遼の天祚立つに接して女眞は遼の配下だから書いたのである、女眞は種族の稱で、本名は朱里眞といひ、往古の肅愼の遺種族で、そうして唐の睿宗の時から渤海國と稱して長白山の北方に居た者の別

居たのであるから、蔡卞と劣らぬ害事を働いて居たのである、陳瓘は其の日輪を正視して瞬もせぬのに目を著けて、人に話したには、此の人は將來は非常な高貴になるに違はない然かし高が知れた人間の微小な精神で、まけぎらひにも敢て太陽に張合ふ根性から考へると、決して正當な者でないから、此の後思ふ樣ふになつたならば必ず世の患害をするに定て居ると話した事があつたが、果して宋の社稷は此の男に目茶目茶にされてしまつた、されば陳瓘は杜詩の句を引いて、人を射るなら先づ其の乘馬を射よ賊を擒にするなら先づ其の王を擒にせよと同僚間に叫けんで、つゞけ樣に章疏を上つて極力之を攻めた、詩を引いたのは、惡黨攻擊には陳笠連を幾人斃した處で效能は薄いぞ、專ら巨魁に注目して之を擊てといふ意である、斯く鋭く攻立てられて、流石の蔡京も政府を逐はれて知永興軍となつた、然かし間もなく、御史の陳次升等が上言で、京は抗州に卞は池州に貶せられた、是れは十月頃の事である、徽宗の卽位から此處までは、皆其の年内の事で、卽ち元符三年に屬すると知るべし、

上意專欲紹述熙豐之政、而曾布徽有兩存熙豐元祐之意、故建中靖國初、嘗畧變章惇蔡卞所爲、既而布迎上旨、正人任伯雨、江公望、陳瓘等、不容於朝、小人雖各有黨更迭出入、意向則同祖安石而已、

【字解】　紹述、前代の旨趣を紹きひろめる、建中靖國、四字年號、迎上旨、帝の意中に合せる、更迭出入、かはる／＼政府に出入して政を執る、意向、其の意の向ふ所、

【解釋】　徽宗の意も兄哲宗と同じく專ら父神宗が熙寧元豐間の政事を紹述する積りであつたが、宰相曾布の意は幾分か熙豐と宣仁皇后垂簾の元祐間の政事を兩ながら保存する積りであつた、曾布が元祐を保存する積りとは不思議の樣だが、是れは心からではなく、自分が權力を得たさに、同穴の章惇等を排斥する爲めにしばらく此の手加減を用ゐるのである、故に帝の建中靖國元年の初めの程は、少しく章惇、蔡卞の遣方を變へて施行して居た、建中靖國の年號も、卽ち一方に偏らず中正な政道を建立して國を靖んずる意味である、此の春に章惇は遂に遠い雷州の司戶參軍に貶され、其の後睦州で死んでしまつた、此の邊までは紹聖の小人共は風向きが惡かつたが、曾布は既に勢力を得て來たから、そろ／＼帝が熙豐紹述の本意を迎合し始めた、是れは自分の位祿を固めるばかりでなく、全く本來の眞面目である、此の三月には任白雨を、六月には江公望を、十月には陳瓘を罷めた、是れ等は方正無

官された、是れは九月であつたが、十月になると其の罪を追加し、更に湖南の潭州に放竄せられた、

韓忠彥、曾布、左右僕射、

【解釋】 曾布は最初章惇に味方をして、萬端之を扶けて居たが、元符の頃からそろ〳〵仲が悪くなり、帝の代になると布は力めて惇等の黨を攻擊し始めた爲め、遂に〻で宰相に陞進したのである、

貶邢恕、

【解釋】 邢恕は其の後相ひ變らず、哲宗の卽位は蔡確と自分等が力によれる說を言ふ所から此の度陳瓘の論奏で貶された、

貶蔡京、蔡卞、卞安石婿也、先是臺諫龔夬、陳瓘、任伯雨等、攻卞罷其執政、京爲翰林承旨、瓘見其視日不瞬、謂此人必大貴、然以其區區精神敢抗太陽、他日得志、必爲天下患、瓘語人曰、射人先射馬、擒賊先擒王、連疏攻之甚力、京罷、尋又以御史陳次升等言與卞俱貶、

【字解】 翰林承旨、官名、位は諸學士の上に居て、大詔令、大廢置、丞相の密畫、內外の密奏について專務として關係する、視日不瞬、日輪をぢつと見て居ても、まばたきせぬ、區區、微小の貌、かすか、必爲天下患、言行錄に必擅私逞欲、無君自肆矣に作る、射人云云、此の二句は杜甫が前出塞の詩の句、馬が仆れると人は墜ち、王が擒にせらるれば將が降るから斯く謂ふ、

【解釋】 是の歲又蔡京と蔡卞を貶した、卞は王安石の女の夫で、此の前五月中龔夬、陳瓘、任白雨等の臺諫諸官は卞の罪を極論して其の執政を罷め、之を出して知江寧とした、章惇は無類の姦物であつたが、輕卒の所があつた、然るに此の蔡卞は無口で仲仲意中を現はさないによつて、時の評判では卞の方は惇よりも測りにくいと云つた、さて又蔡京と云ふ男は一層怜悧の小人で、哲宗の朝に溫公が免役を廢して差役に復した時、五日間を期限として其の事を實行する樣に令した、何人も其の餘り急なるをとがめ、且つ其の運びに出來る者は一人もなかつたのに、知開封府の蔡京のみは、期限中に管內の役人に悉皆之を濟まさせて、宰相府に來て報告に及ぶと、溫公は悅んで大に之を褒めた事がある、かく溫公をさへ騙す位な腕前のある男で此の頃は翰林承旨の機密を取扱ふ役に

惇曰、端王浪子耳、曾布身長、望見端王已在簾下、叱曰、章惇聽太后處分、王出簾、惇惶恐失措、王即位、請太后權同處分軍國事、范純仁等二十餘人、並收敍、龔夬、陳瓘、鄒浩爲臺諫、

【字解】 第十一子、或は第十子に作る、浪子、輕佻で識見も何もない者、其の頃の俗語である、處分、區處分別也、はからひ、失措、措は倉故反、置也、手足の措く所を失ふを言ふ、びつくりして狼狽する樣子、收敍、召上げて官に就ける、

【解釋】 徽宗皇帝は名は佶といつて神宗の第十子、哲宗の異母弟で初め端王に封ぜられた、哲宗崩ぜられたが男子がなかつた爲め、神宗の后なる欽聖憲肅皇太后向氏は、宰相執政を召して嗣を立てるについて評議された、后は端王を立てたいと思つて話し出すと、章惇の意は簡王又は申王を立てる積りであつたから、一段聲を高くして、端王は輕佻の方で迚も天下に君臨なさる器量ではござらぬと云つた、元來知樞密の曾布は丈の高い男であつたから、此の時早くも獨り端王の已に皇太皇の前なる簾下にあるを見て知つて居るから、こゝが小人の得意の處で、布はいと忠義顏で、章惇、何を申す、謹んで太后陛下の御處分に從ひ奉れと叱付けると同時に端王はひよいと簾の陰から表に出たから、章惇はびつくりして所作を失つた、斯樣な一場の滑稽劇で王は遂に帝位に卽き、太后に願つて當分の間、權りに帝と同じく軍國の事を處分せらるる事とした、此の三月四月に於て前に左遷せられた范純仁等の二十餘人は、召上げられてそれ〴〵官位に敍され、又龔夬を殿中侍御史に、陳瓘鄒浩の二人を左右の正言に任じた、

韓忠彥爲右僕射、忠彥琦子也、

【解釋】 前の鄒浩等の名士を臺諫に薦めたのは門下侍郎の韓忠彥である、忠彥尋で右僕射に陞進した、是れは有名な魏公韓琦が子である、

文彥博、司馬光等三十三人、追復官、

【解釋】 五月、文彥博、司馬光、呂公著、呂大防、劉摯等の三十三人は一旦追奪された官爵を追復された、是れ亦韓忠彥が上言の爲めである、

太后垂簾半年而還政、

章惇罷、尋竄、

【解釋】 章惇は哲宗の代より首相となり、舊怨を報んが爲めに屢〻大獄を起して忠良を害し、深く天下の望を失ひ居る處に、此の度山陵使となつて靈柩は泥淖中に陷つて一夜を明かしてしまつた大失體を生じたから、臺諫の烈しい攻擊で免

【解釋】 婕妤の劉氏は材藝多く、帝の寵愛を恃んで孟皇后と權を爭ひ、遂に章惇と結んで皇后を廢し、賢妃に進んだが、章惇は皇后に爲さる樣願出て、元符二年九月遂に立てられた、右正言の鄒浩字は志完は、已に章惇の不忠を彈劾し、今又此の事を聞くと、劉氏が罪惡を擧げて、皇后册立の禮を取消し、別に名族の淑女を選んで后を立てられんことを願つた、帝は甘く言ひまぎらはさうとしたが、浩は仲仲承知せぬ、章惇は其の狂妄の罪を申立て、詔を以て遂に浩を官員から除名して再任を差止め、遠く新州に編管させた、

此の鄒浩の友人に田晝といふ慷慨家があつたが、此の度、劉后の册立を聞くと、晝は人に向つて、志完はまさか諫諍せずには居まい、萬一しなかつたなら絶交だと話して居る處へ、浩は新州へ赴く道中、其の住居に立寄つて、別れになると、思はず涕を出した、之を見た田晝は忽ち顏色を正し浩を激勵して云ふには、君に祿位を失はんことを恐れ、君國の爲め言ふべきことを胸に隱して口に出さず、安安京に役を勤めさせて置いた處で、風引をして藥をのんでも五日間發汗せぬなら如何か、死ぬより外はあるまい、なんで南嶺南海外の地方ばかり能く人を死なせる譯であらうよ、君しつかりせ、そんなに自分から氣が引けるやうではいかぬ、前途は遠いぞ、士たる者の爲すべき仕事は、此の一事に止つた譯ではないと云つた、其の言の壯烈、其の情の友愛、實に鬼神を泣かしむるに足る、

元苻三年、上崩、在位十五年、改元者三、壽三十五、皇弟立、是爲徽宗皇帝、

【字解】 在位十五年、本書の書例に依れば十六年を正しとす、改元者三、本書の例に依れば、此の下に曰元祐紹聖元符の七字を補足せねばならぬ、壽三十五、帝十歳で卽位、在位は十六年で崩ず、壽は二十五ならねばならぬ、

【解釋】 元符三年正月帝崩ず、在位は十六年間、其の間、改元は三度、宣仁后の垂簾は元祐で八箇年、帝の親政、紹聖は四箇年、元符は三箇年、それに卽位の元豐八年を加へて十六年である、帝の卽位は本書の通り甫めて十歳、故に崩御は二十五歳である、帝は養育保護の大恩を受けた祖母の柩前で直に之に叛き、流涕して弔つた宰相を平氣で追罰し、無罪の皇后を一朝に逐出すなど、父子君臣夫婦の間、情愛もなければ道義もなし、其の天下に於けるは論ずるまでもない、無類の暗主と謂はねばならぬ、

○徽宗皇帝名佶、神宗第十一子也、初封端王、哲宗崩、欽聖憲肅皇太后向氏、召宰執議立嗣、后欲立端王、章

定められたのである、元祐七年四月嚴肅に六禮を具へて立后式を擧げ、爾來中宮に居ること五箇年、一人の公主まで設けられたが、章惇等は宣仁后が帝を廢立する心があつたと誣へやうと考へて居る最中に、孟皇后の宮中に些細の出來事があつたのを幸ひ、后も宣仁の選拔だから、先づこれから除かうと、無理手段で后の罪を構成して紹聖三年之を廢して瑤華宮の尼としてしまつた、其の後二年に、章惇、蔡卞の二人は、いよ〳〵宣仁は帝を廢する志を持つて居たと上奏し、詔書を以て之を追廢して庶人に落されて然るべき由を申出した、皇太后の向氏卽ち帝の嫡母と、太妃の朱氏卽ち帝の生母が、夜中に來られて、我れ〳〵どもは幾年となく日々宣仁に侍り居たれど、左樣な事は塵程も見受けず、神祇も必ず照覽あらせらる、且つ大恩ある宣仁に對してすら、左樣な事を爲さるならば、我れ〳〵に對して爲さる事は最早知れたりとて、二人の泣き〳〵諫めた力で、帝はやう〳〵疑をはらし、章惇蔡卞が奏文を燭火で焚棄てた、然るに押強くも惇卞は明日再び奏文を呈して、どうあつても施行せられたしと願出た。すると帝は怒つて、卿等は朕が皇祖父英宗の廟庭に入るのを不贊成か、孫が皇祖に參詣せずには濟むまいと云つて、其の奏文を抛りなげた、それで其の事はやつと止めになつたが、實に章惇など云ふ男は何程の姦邪だか知れない、宣仁后の所謂、老身歿後に、必ず多く官家を調戲する者あらんとは、卽ち此の輩のあるを先見せられたのであらう、(注意)以上四節は本書にて一連、帝の親政以後の樣子を概括して言ふのである

立賢妃劉氏爲后、右正言鄒浩乞追停冊禮、別選名族、詔浩除名勒停、羈管新州、浩道過其友田晝、臨別出涕、晝正色曰、使君隱默官京師、遇寒疾不汗五日死矣、豈獨嶺海之外能死人哉、願無自沮、士所當爲者未止此也、

【字解】　賢妃、妃の官位、貴妃、淑妃、德妃、賢妃の四階あり、冊禮、皇后を冊立する禮、天子の言を述ぶるに七制あり、一を冊書と曰ふ、皇后、皇太子を立てる時、諸王を封じ、妃嬪を納れる時に之を用ひ、中書令は讀み、侍郎は授く、除名、官員の籍から姓名を削る、勒停、二度と官職に用ひぬことにする、羈管、編管也、宋の法に、面に文せずに流罪にするを編管といふ、其地に引止めて平民と同樣の格にして他に移動を許さぬ、新州、前の蔡確を貶した條に出た、道過、其の道中に訪問した、寒疾、感冒、不汗、發汗しない、嶺海、南嶺南海、死人、人を死せる、自沮、自分から氣が引ける、沮は沮喪也、諸書には滿に作る、然かし上の出涕に對しては沮の方は宜しきに似たり、

王覿、韓川、孫升、呂陶、范純禮、趙君錫、馬默、顧臨、范純粹、孔武仲、王欽臣、呂希哲、呂希純、呂希績、姚勔、吳安詩、王份、張耒、鼂補之、黃庭堅、賈易、程頤、秦觀、朱光庭、孫覺、趙卨、李之純、杜純、李周、蘇軾、范祖禹、劉安世、鄭俠等、皆連貶竄、文彥博久致仕、降爲太子太保、罷節鉞、尋薨、

【字解】 無虛日、斷間が無い、追貶、死後より其官を貶す、奪贈、死後の贈封を取上げる、韓維、此の一節中に韓維兩處に出づ、前の方を削去るべし、此の頃、維はまだ生存して居たからである、罷節鉞、節度使の官を免ずる、節は節旄、鉞は斧鉞で天子から賜はる節度使のしるし

【解釋】 章惇已に京に著して宰相となり、其の次ぎ〳〵と盡く熙寧元豐の法制を立直し、元祐間の朝臣が罪を取調べるなど、殆んど斷間は無かつた、そこで本文に見える通り、司馬光呂公著など已に死去した人人に對しても、皆其の官爵を追貶し、贈封を取上げた、特に光と公著の二人に付いては其の墳墓を發掘し、棺を破り尸を曝さんとまで願出たのであつたが、流石の哲宗も之を許可しなかつた、死者に對してすら斯樣であるから、本文に列擧する呂大防、劉摯、蘇轍を始めとして川黨も洛黨も朔黨もあつたものではない、東坡も伊川も呂陶も賈易も章惇の眼中からは皆敵で、相ひ前後して引續けに各地方へ貶竄せられ、文彥博の如き、退隱以來久しく立つた老人に對してさへ、太師を太子太保に引下げ、且つ神宗から加へられた兩鎭節度使の格式までも取上げた、幾程もなく彥博は薨じたが九十二歲であつた、七八年前、蔡確を嶺南に安置する際、范純仁が此の路荊棘八十年矣、奈何んぞ之を開かんと云つて、言官に攻められて退職したことがあつたが、此の度大防、摯、轍、純仁等は皆又此の路を過ぎたのである、

皇后孟氏、太皇太后所選聘也、在中宮五年而廢、章惇蔡卞、請追廢太皇太后、賴太后向氏、太妃朱氏泣諫、上悟、惇卞堅請施行、上怒曰、卿等不欲朕入英宗廟乎、抵其奏於地、

【字解】 選聘、選擇して后とする、中宮、皇后の宮を指す、抵、擲也、

【解釋】 皇后の孟氏は、宣仁太后が門閥の女百餘人を宮中に入れ、其の中より十六歲なる孟氏を選拔いて、哲宗の后と

爲喩、偏重其可行乎、或左或右、其偏一也、惇默然良久曰、司馬光姦邪、所當先辨、瓘曰、相公誤矣、此猶欲平舟勢而移左以置右也、果然將失天下之望、

【字解】　右僕射、右字は左の誤、訪、詢也、たづねる意、喩、たとひ、偏重、一方ばかり荷を積んで重くする、其可行乎、行は進行させる意、舟勢、舟の形勢、舟の具合、

【解釋】　元祐も太后の崩御とともに終を告げて、明年四月曾布の上言によつて紹聖と改元あつた、卽ち先帝の聖謨を紹述ぶる意であるから、天下は改元と同時に親政の方針を覺つた、是歲二月首相の呂大防は位を去らんと願ふと、帝は直ぐに聽届けた、四月に章惇は左僕射となり、同時に范純仁は政府を去つてしまつた、宣仁后の垂簾、司馬公の改革から此處までは元祐の一幕で、是れから舞臺の模樣は全く一變する、章惇が召還の詔を承つて汝州から都へ來るとき、途中通判の陳瓘字は瑩中と出遇つた、惇は常常其の名を聞いて居たから、出遇つた衆人の内から特に瓘に自分の船に同乘を乞ひ、當世の要務をたづねると、瓘は云ふ、それに付いては此の乘つて居る船を譬喩として申してみませうか、片々の舷に荷を積んで一方ばかり重くしては、どうして甘く此の船を進行させることが出來ませう、其の荷の置き所を論ずるのではござりませぬ、左舷に置くも、右舷に置くも、偏ることは同じでござりますと、其の意は、新法であれ、古法であれ、一方に偏つては、迚も弊害なく施行することは出來ない、宜しく適當に斟酌して中道を取れといふのである、惇は之を聽き默然としてやゝしばらく考へて居たが、それはそんなもの、司馬光が姦邪は何より先きに辨正して天下に明にせねばならぬと云つた、瓘は、それでは相公の御考は違つて居ます、此の御考は船の具合を平に直さうとして、左舷の荷物を右舷へ移す樣なもので、右と左が變つたとて、船の片曲りは矢張り變りはしますまい、果して斯樣に政事を爲されたならば、今に天下人民の希望を失はれます、決してそれは要務でも急務でもござりませぬと云つたから、惇は悅ばず、遂話はそれで止つた、

惇既至、以漸盡復熙豐之法、治元祐人之罪、無虛日、司馬光、呂公著、王巖叟、趙瞻、韓維、孫固、范百祿、胡宗愈、司馬康等已死者、皆追貶奪贈、呂大防、劉摯、蘇轍、梁燾、范純仁、劉奉世、韓維、

政は亂れ主君は幼弱で、度度邊境に寇して藩臣が朝廷に對する禮を失つたが、內實は、乾順の立つた時は僅に三歲で、惡事は皆勢力を占めて居た臣下の所爲で、全く其の君民の罪のあるのでないから、態態軍兵を興して討伐するに忍びかね、其の方面の諸路に詔して兵備を嚴重にして自分の方にぬかりの無い樣に注意させたゞけであつた、此の外、契丹でも、南朝は仁宗の政事に復して野心が無いから、此方から事を仕出してはならぬと臣下を戒めたと云ふ、(注意)以上三節本書にて一連、

上始親政、侍郎楊畏首叛呂大防、自謂迹雖元祐、心在熙豐、入對乞召章惇、明年改元紹聖、大防罷、惇爲右僕射、純仁罷、

【字解】迹、行事の形迹、

【解釋】太后既に崩ぜられ、哲宗始めて親ら政事を聽くことになつた、此處は實に國家の盛衰、社稷の安危が、どちらへか轉變する大事な場合で、內外の人心恟恟として、在位者も疑惑して一言を發せざる有樣であつたが、翰林の范祖禹は小人の此の際に乘じて害を爲さんことを憂慮し、帝の自重して決して離間の言に惑はされぬ樣、上疏して痛切に述べた、時に東坡もこゝに氣が付いて、上疏文が出來たばかりであつたが、祖禹の文を見て大に敬服し、自分の草稿を棄てゝ、祖禹の文に連名して奉つたといふ、然かし帝の心が既に動いて、其の後祖禹が又諫めても耳に入れる摸樣がない、其の內に首相の呂大防は大葬に付いて山陵使として都を出ると、禮部侍郎の楊畏は先づ第一番に旗揚して大防に叛いた、大防に叛いたとは、楊畏は元來安石の黨なりしも、元祐の初になつて罪を得んことを恐れて、大防に味方をして其の引立で頻に陞進して來たのが、こゝになつて、突然、神宗の法制を繼述すべしと上疏し、自ら公言するやう、我が行事の形迹こそは元祐流にやつては來たことは來たが、本心は相ひ變らず、熙寧元豐の新法信者であると、召されて帝に對して、神宗が立法の意と王安石が學術の美を懇懇稱讚し、章惇を召還して相とせんことを願つたから、帝の心が全くそれに決定した、是れは實に趙宋衰亡の一大進步、一大關節である、司馬溫公は、天若し宋に祚せば、必ず此の事なしと云つて、新法改革を斷行したのであつたが、不幸にして今や此の事ありになつた、天の宋に祚せざるは最早こゝに決したと謂ふべきである、

惇之來也、道遇陳瓘、惇素聞其名、獨請共載、訪以世務、瓘曰、請以所乘舟

于朝、君子之盛、後世以慶曆、元祐並稱焉、

【字解】女中堯舜、皇后で政事を聽いた中での最も聰明な人、不比外家、比は私情で相ひ暱むこと、外家は卽ち外戚、皇后の里方を謂ふ、擁佑、輔佐する、御天下、天下をおさめる、

【解釋】后簾を垂れ政事を聽かれたことは、元豐八年から天祐八年まで凡そ九年間で、實に宋朝のみならず古來歷代、皇后、政事を扱ひし者の中にて、聰明で公正なること未だ其の比を見ざる所で、天下は女中の堯舜と稱したのも尤もな事である、后は己れが里方なる高氏に對して一度も依姑の沙汰のあつたことはない、垂簾の初め、蔡確は后に媚び、悅ばれやうとして、后の從父なる高遵裕は、靈武の大敗を取つた爲め罪になつて居たから、上言して其の官を復せんと願出た、后は、靈武の大敗報到來の折に、先帝中夜に驚起き、天明まで寐られず、是れ等が遂に病の原因となつた、遵裕の誅を免れたるは既に其の幸である、先帝の肉の未だ冷ならぬ內に、吾はどうして私恩を以て天下の公義に違ふことが出來やうぞと、申されたから、確は恐入つて退出したと云ふ、嗣君卽ち孫に當る今帝を擁護せらるゝ故、世の嫌疑を避けん爲めに、自身の生める岐王嘉王及び壽康公主は皆疏遠にせられて、宮中に出入することも出來なかつた、身內に對してすら斯樣であつたから、政道少しも私なく至公を以て天下を統御し、其の頃賢者は前の通り悉皆朝廷に集つた、宋代三百二十年間君子の盛んなことは、後世から仁宗の慶曆と、宣仁皇后垂簾の元祐とを一對にして稱美して居るが、信に偶然ではない、

承神宗厭兵之後、與民休息、西蕃鬼章爲邊將擒獻、釋不誅、以招其部屬、夏國自其主秉常卒乾順立、政亂主幼、屢寇邊、失藩臣禮、皆強臣爲之、以其君民非有罪、不忍興師討伐、詔諸路嚴兵自備而已、

【字解】西蕃、吐蕃を指す、

【解釋】后の垂簾は、神宗が末年に南北の國境に失敗を取つて、用兵を厭ふ樣になつた其の後を承繼いだので、全く對外の方針を變じて無謀の侵掠主義を止め、九箇年間人民と靜穩に休息した、吐蕃の帥鬼章といふ者、洮河に據つて勢力を奮つたが、元祐二年の秋、我が邊將种誼の爲めに生捕にされて京に獻上せられた、后之を釋して殺さず、秦州に居らせて其の配下を招かせた、又西夏に對しては如何といふに、憂國の主秉常は元祐元年七月に卒して其の子乾順は立つたが、國

崩、臨崩對上謂大防、純仁等曰、老身沒後、必多有調戲官家者、宜勿聽之、公等亦宜早退令官家別用一番人、呼左右問、曾賜出社飯否、因曰、公等各去喫一匙社飯、明年社飯時、思量老身也、

【字解】　老身、太后自ら指す、調戲、調は嘲笑也、あざけりたはむる、官家、前に委しく解した、天子を指す俗語、宜勿聽之、此の聽は容赦の意、一番人、俗語である、一遞といはんが如し、順序上から次の新しい者をいふ、曾賜出、此の曾はすなはちと訓めど、たといふ位に過ぎない、社飯を下されたかのたである。社飯、社は社日で、月令廣義に、立春後第五の戊日を春社、立秋後第五の戊日を秋社とする由見ゆ、風土記に、此の日、荊楚にては豚肉羊肉を飯に調和して之を社飯と稱し、胡盧に盛り知合の間で遺り取りする由見ゆ、宋の宮中の社飯も此の類であらう、

【解釋】　元祐八年九月、斯樣に年月を入れたのは史略では容易ならぬわけで、特別に賢后の崩後によつて國家の盛衰變遷の關節を知らしめる爲めである、此の月に宣仁聖烈と謚せられた太皇太后の高氏は崩御せられた、后、臨終に帝に對しながら、宰相の大防と純仁等に謂はれたには、此の老人がなくなつた後は、此の官家(天子)の幼弱をよいことにして之を内心に嘲り、いろ／＼巧者に立廻る者の多くあるべき事は疑なし、諸公はこゝに注意して是れ等を決して容赦せぬやう囑み置くぞと、此の後間もなく朝廷一變して、太后の豫想寸毫も違はない、是れは後の敍述で分る、后は又云はれた、公等も吾が沒後早く退引して宮家の意に任せて別に新規の人を用ひさせるが好いと、是れは自分の居らぬ後ちまでも、自分の用ひた老臣を附けて置いて、少壯者の自由を束縛すると、帝に思はれてはならぬと遠慮された言ならんも、實は前の言と矛盾して居る、此の日は秋の社日で、宮中から社飯を重臣に下し置かる、例になつて居るから、太后は側のものを呼んで、もう社飯を表へ下されたかと問ふて後、宰相達に、公等は各引取つて一匙子の社飯を喫べられよ、是れが紀念で、來年の社飯の時に、今日斯く云つた此の老人の心中を思量れるであらうよと、無限の情を含める言葉を殘して間もなく世を去られた、

后聽政九年、天下稱爲女中堯舜、不比外家、以擁佑嗣君之故二子一女皆疎、以至公御天下、當世賢者畢集

あるにせよ、遠く五嶺を過ぎさせて瘴氣の烈しい死地に置くは酷であると考へたが、何分衆議が熾んで、其の上、太后の御意もそうであるから、遂に此の事に及んだのであつた、

純仁曰、此路荆棘八十年矣、奈何開之、吾曹政恐不免耳、爭之不得、臺諫交章、攻純仁黨確、純仁遂罷、劉摯爲右僕射、大防、摯欲引用元豐黨人、以平舊怨、謂之調停、蘇轍等力陳其不可、摯罷、蘇頌爲右僕射、頌罷、純仁又代之、

【字解】八十年、輯覽に、七十年に作る、是に似たり、政、正也、まさに、交章、交章疏を上る、元豐黨人、神宗の末の王安石が黨類、平舊怨、平は、俗に云ふ怨を水に流す意、調停、停は本と亭に作る、均也、調和均停、卽ち双方和解して是非や優劣などの論は無いことにする、是れは俗語である、

【解釋】　純仁は云つた、乾興(眞宗の末年)以來、朝臣の貶謫、五嶺を踰えず、此の路全く荆棘に塞がれしこと已に七十年の久しきに及べり、それをいかで再び開くに及ぶべきや、今こそ他人の身の上なれど、實は我れ〱どもの身の上も正に此の浮目を免れぬではあるまいかと存ずと、爭つて見たが通らないのみか、臺諫の諸人、こも〴〵上疏して、純仁は蔡確に味方をする由を申立て、攻擊する、純仁の方からも辭職を願出たから遂に朝廷を出てしまつた、此の時前に見えた王存も同じく罷めた、是れは元來蔡確に引上げられた人であつたから餘儀もない、以上は四年の五月から六月に掛けての事である、劉摯は純仁に代つて右僕射となつた、然かし是れは六年の春で少し早過ぎるが本書は純仁の去つた序に繼けて書いたのだ、五年の秋宰相の大防は中書侍郎の劉摯と、司馬光薨去後、反對黨は盛んに邪説を播散して政府内を動搖させるのに困つて、政策上、元豐以來王安石の黨類をも引用し、從前の怨恨を水に流して國家の無事を圖らうとした、それを其の頃の語で調停と稱した、仲直の意である、然るに太后は疑惑して決定せられぬ處へ、御史中丞の蘇轍は面り君子小人は冰炭の如く、性質上から別であれば、到底和合する事は出來ぬと論じ、退いて復た上疏して、力めて其の不可なる所以を陳述した爲め、調停の説は遂立消となつた、其の後六年の冬に劉摯が罷めて七年に蘇頌が右僕射となり八年に頌が罷めて、范純仁は又之に代つた、(注意)以上二節は本書にて一連、

元祐八年九月、宣仁聖烈太皇太后

防、范純仁、左右僕射、純仁仲淹子也、公著尋薨、

【解釋】元祐三年の四月、呂公著は司空同平章軍國事に拜せられ、三省及び樞密院を總理することゝなつた、是れは公著老を以て懇に宰相を辭した爲め、聽屆の上此の榮職を與へられたのである、宋興つて以來、三公で同平章軍國事となつた者は只四人だけなのに、公著と夷簡と父子其の二を占めた、そこで呂大防と范純仁の二人は新に左右の僕射となつた、純仁は文正公仲淹の子で、亦人傑である、然るに四年の二月に公著は薨じた、太后は、司馬相公を亡つて又も呂司空を亡ふとは實に國家の不幸だと流涕された、公著は清淨淡泊で、識あり學あり、政事は務めて衆議を聽いて其の善を採り、而も守るべき所になると毅然として動かない、昔、王安石は才學辯舌を縱横に振舞して、議論になると一時抗敵がなかつたが、公著は獨り精識約言で之を押付けたと云ふ、太師を贈り、申國公に封じ、正獻と諡せられた、

知漢陽軍吳處厚言、蔡確謫安州日、作夏中登車蓋亭詩、譏訕、臺諫論確不已、安置新州、呂大防、劉摯、范純仁、王存等、以爲不宜令過嶺置死地、

【字解】漢陽軍、今の湖北漢陽府、安州、今の湖北德安府、車蓋亭、今の德安府安陸縣の西北にあり、詩、矯矯名臣郝甑山、忠言直節上元間、釣臺蕪沒知何處、歎息思君倚碧灣、譏訕、訕も譏也、そしる、按ずる各本皆詩にて句し、譏訕臺諫にて句し、論確不已、にて句するは陳註の爲めに誤られたのである、今改めて譏訕を上に連れて句し、臺諫を下に接して句せず、そは詩は臺諫を譏訕するにあらずして太后を譏訕し、確を論じて已まざる者は、處厚にあらずして臺諫であるからである、新州、今の廣東肇慶府新興縣治、死地、嶺南の瘴氣は中國人の堪えかねる所だから言ふ、

【解釋】知漢陽軍の吳處厚は蔡確と仲が惡かつた者で、此のごろ上言したには、蔡確は隣郡安州に貶謫せられた日に、夏中州治にある車蓋亭に登れる詩十章を作れり其の內、矯矯名臣郝甑山云云の一首に、唐の上元年間に甑山公郝處俊は高宗皇帝が位を則天武后に傳んとしたるを諫止せる故事を引けるは、明に是れ東朝(即ち太皇太后)を譏り奉れる者なりと論じた、此の上言を聞くと臺諫の人人は蔡確の罪迹を論じて頻に法を正さんと願ふて已まない、元老文彥博でさへ之を嶺南に貶せんと云ふに至つたから、蔡確の辯明頗る情理を悉して居るに拘はらず、確は遂に嶺を越して新州安置の身となつて程なく死去した、此の折、呂大防、范純仁の左右僕射より中書侍郎の劉摯、尙書左丞の王存などは、彼れは縱令罪

【解釋】伊川の門人朱光庭は左正言で賈易は右司諫で、いづれも時の言官であつた、東坡に對して不平で溜らぬ處から、力を入れて之を攻撃し之を不敬罪に落さうとした、すると傅堯兪、王巖叟、呂陶などの人人も引繼いて上疏し、其事を論奏した、堯兪と巖叟は光庭の方に肩を持ち、陶は、臺諫の臣なる者は至公を旨とすべきに、事を借て私隙の復讐を企てるなど、は不埒千萬なりとて、光庭等を撃つて蘇軾の方に力を入れた、是の頃は太后の垂簾、司馬光の改革によつて、朝政全く一新したもの、、熙寧元豐年間の大臣呂惠卿、章惇、蔡確の連中は閑散の地位に逐除けられ、胸中の無念、深く骨髓に入つて折りがあるならと、一心に蔭ながら朝廷の間隙をねらひすまして居るのに、大儒碩學君子豪傑の能くも揃つたと後世まで謠はる、元祐朝廷の諸賢者は、此に少しも氣付かず、斯かる場合に各自の毛嫌から、黨派を分けて互に攻撃しあふとは實に遺憾千萬の事であつた、其の黨派には、洛黨、川黨、朔黨の名稱があつて、洛黨は伊川を首領として光庭と易とが輔佐となり、川黨は東波を首領として陶等は輔佐となり、朔黨は劉摯、王巖叟、劉安世等を首領として之を輔ける者は、ひどく衆多であつた、呂公著も固より名宰相であるが、溫公薨後一人で大政を總べ、而して是れ等の傑物共がやつきとなつて相ひ爭ふのだから、全く手に餘したものと見える、元來二程といつて、學問上では殆んど優劣もあるまいが、德器純粹となると、明道先生で、伊川は方正の君子なるも圭角が鋭く、當時の大臣達からも餘り悅ばれず、他からも嫌はれて居たから、門人朱光庭等が東坡を彈劾して程もなく、他の數人の言官より引續けに頤は宜しく經筵にあるべからずと彈劾せられ、二年八月遂說書の榮職を免ぜられて、洛に引取つたが再び任用せられずに終つた、然かし東坡も此の後稍、後れて王覿等に攻められ知杭州として朝を去つた、東坡は前にも見えた通り、文字を以つて身を危うしたことは一再ならず、然かるに少しも懲りずに、政事上、意に面白くない事があると、遠慮なく議論を始めて攻撃する、畢仲游といふ人は嘗て書狀を以て、其の諫官でも御史でもないのに好んで事を論ずるは自ら禍を取る本だと深く忠告したが、東坡は忠義を以て自任し少しも改めない、故に敵も自然多くあつて黜けられたが、間もなく召還せられて再び翰林となつたが、六年の六月賈易等に攻められて、易も東坡も双方朝を出され、東坡は知揚州となつた、七年九月復た召還せられて、兵部尙書で侍讀を兼ねたが、御史から軾、呂惠卿を貶する時に起草した制詞は先帝を誹つて居ると申立てられ、辯明が著いて彈劾者は貶せられたけれど、釣合上から東坡も出されて知定州となつた、本文の再入三入、皆不レ久而出とはこゝを謂つたのである、(注意)以上二節本書にて一連、

呂公著爲二司空同平章軍國事一、呂大

給ふは宜しからずと、顔色を正して申した、幼歳の天子は驚て之に頷かれたといふ樣な事がある位だ、斯樣であるから東坡と伊川は双方から人柄をすかない、而して東坡はいつも伊川を輕侮して彼是嘲つて居た、然かし未だ是れといふ程の事はなかつたが、司馬溫公の薨去された時に、丁度此の日は明堂に大祭があつて、先帝をも配して祭を行はれたから、天下に大赦を觸出されて百官は皆慶賀を申上げたが、式も畢つたから、是れから一同司馬相公の悔を述べに往かうとなると、伊川先生は不承知を唱へて、子、是の日に於て哭すれば則ち歌はずと云ふ事はあるではないか、同日に悔を言つたり御目度うを述べたりするは、聖人の意でない、禮でないと主張すると、或る人はそれを駁して、今日は始に御目度うを述べて後に悔を言ふのである、論語に、歌へば則ち哭せずとは言はぬでないかと云ふ、双方眞面目で爭つて居る處へ東坡は橫から口を入れて、そんな事は聖人の意でも禮でもあるものか、市場にのたれ死の漢の叔孫通といふ男がきめた禮法であらうとやつた、叔孫通は禮を制して高祖皇帝に優待された大博士で、まさか市場にのたれ死をしたわけではないが、其の人物はいかにも下卑であつたから、東坡は例の諧謔で、斯く罵倒しながら、暗に伊川の禮法好きを惡口したのである、斯樣になると、流石の伊川も怒を發し、二人の間は遂に全く仲惡となつてしまつた、

門人朱光庭賈易爲言官、力攻軾、傅堯兪、王巖叟、呂陶等、相繼論列、堯兪巖叟右光庭、陶右軾、是時元豐大臣、退於散地、皆銜怨入骨、陰伺間隙、諸賢不悟、方自分黨相攻、有洛黨、川黨、朔黨、洛黨以頤爲領袖、光庭、易爲羽翼、川黨以軾爲領袖、陶等爲羽翼、朔黨以劉摯、王巖叟、劉安世爲領袖、而羽翼尤衆、未幾頤罷、不復召、久之軾亦罷、後再入、三入、皆不久而出、

【字解】 論列、各人一同其の是非を論奏する、右、佑と通ず、肩をもつ、たすく、散地、閒散の地位、要路でない官職、銜怨、心中に怨を吞んで居る、洛黨川黨朔黨、各々其の首領の本生地を以て稱す、洛は卽ち河南、卽ち蜀、朔は卽ち河北、領袖、領(襟)袖は衣裳の肝要なところで、衣の始末に領袖を執れば全衣正しく擧がる、故に首領者を領袖と謂ふ、羽翼、羽翼は鳥の體の左右に著いて居て、鳥を能く飛翔させる、故に輔佐者を羽翼と謂ふ、

爲り、孝友忠信、恭儉正直で、自然に天下を敬信させ、陝と洛の地方は全く其の德に化せられ、不善の事をした者は、君實は知つて居まいかと云つた程であつた、光は嘗て時の碩學、晁補之、字は無咎といふ人に話されたには、吾れは是れといつて何も人に優つた所は無いが、たゞ平生自分のした事は他人に對して明に話せないといふ事は未だ一事でもないと云はれた、其の心術動作の公明正大で寸毫も恥る所は無いからで迚も人の及ぶ所でない、然らば平生如何なる心掛で居られたかと云ふと、劉安世は公に斯樣に問ふた事がある、凡そ人の百行、道德上守るべき善美の箇條は多けれども、概ね其の場合に處すべき事にて他の場合には變化せざるを得ず、然らば唯の一言にて一生涯如何なる場合を通じても行ふべき者は何んでござりませうと問ふ、公は、其れは誠であらうと答へた、安世は直ぐ復た其の誠を得るには、如何なる點から入りませうと問へば、公は虛妄のことは言はぬといふ處から入れと敎へられたと云ふ、實に公の平生の心とせる所の知るべきのみならず、其の敎も切實を極めて居る、公は五六歲の頃、青胡桃の皮を下婢に剝いてもらひながら、自分で剝いたと姉に話して、父君に叱かられた事があつた、それからといふものは公は自ら戒めて終身謾語を言はれなかつた、故に安世に敎へた事も、理窟ばかりの考でなく、全く實行上の經驗から說かれたのである、

蘇軾、程頤、同在經筵、軾喜諧謔、而頤以禮法自持、軾每嘲侮之、司馬光之薨也、百官方有慶禮、事畢、欲往弔、頤不可曰、子於是日哭則不歌、或曰、不言歌則不哭、軾曰、此枉死市叔孫通制此禮也、頤怒、二人遂成隙、

【字解】諧謔、おどけた言ふ、ざれこと、じやうだん、自持、持前とする、慶禮、慶賀の式、子於是日云云、論語に見ゆ、子は孔子、是日は當日、一句の意は、孔子は當日、人の死を哭すれば、場所が別でも歌はれたことはなかつた、胸に餘哀があつて自然歌ふに忍びぬ爲めである、枉死市、市場にのたれ死する、叔孫通、元來は秦の博士で、漢に降り高祖の爲めに朝廷の禮法を制定した者、事は漢高祖紀中に見えた、

【解釋】伊川は說書、東坡を侍讀で同じく宮中の經筵に出席して天子に講義を申上げる、いづれも希代の大儒碩學で人格も立派な人達であるが、性質の違つて居るのは仕方がないもので、東坡は豪放の方であるから、兎角ざれことを言ふ癖がある、而して伊川は嚴格の方で、常に禮儀を持前として四角四面にやる、哲宗嘗て何心なしに柳を折られた處が、側に居た伊川は、萬物發生の春に當つて輕しく天地の和を傷害し

を貶竄した、惠卿は建州安置となつたが、其の制書は東坡の起草で、筆鋒鋭利、實に小人の心肝を刺して痛快を極めた、

司馬光爲相、八閱月而薨、太皇太后哭之慟、上亦感涕不已、贈太師、溫國公、諡文正、光在位、遼人夏人使來、必問光起居、而遼人勑其邊吏曰、中國相司馬矣、切毋生事開邊隙、及卒京師民罷市、畫其像、印鬻之、畫工有致富者、及葬、四方來會者、哭之如哭其親戚、光嘗語曰、吾無過人、但平生所爲、未嘗有不可對人言者耳、劉安世問光一言可以終身行之者、光曰、其誠乎、安世問其所從入、曰自不妄語入、

【字解】慟、哀之過也、ひどくなげく、感涕、悲感して涕泣する、起居、動靜、其の身の安否、勑其邊吏、勑の音敕、誡む、切、深く注意して、邊隙、國境上の爭論、印鬻之、印刷して賣りあるく、親戚、親族緣類、從入、由りて入る、入り所、著手の點、妄語、眞實ならぬ語、

【解釋】　司馬光は今年の閏二月左僕射となり病氣を押して鋭意熱心に百般の弊政改革に從事し、人の忠告する者あれば、死は命であるとて益、奮勵して勤めてあつたが、九月になつて、とう〳〵薨去された、危篤になつて夢中の語も、皆朝廷と天子の事であつたと云ふ、故に在職僅に八箇月で王安石が二十年の新法を根柢から破壞した、太皇太后は之を哭して絕入るばかりに哀傷し、幼帝も悲歎の涙にくれられ、母子倶に其の喪に臨んで太師、溫國公を贈り、文正と諡を賜はれた、光が相位に在つた間は、遼人でも夏人でも宋國の使者が來れば必ず其の安否をたづねた、特に遼人の如きは、其の國境の役人に注意して、宋では司馬を宰相としたから、能く氣を付て境上のもつれを仕出さぬやうに致せとまで命令した、外國にまで斯樣に知られた司馬であるから、國內には尙更のこと、其の卒去には京中の人民はいづれも商賣を休業して邸に來て悔を申し、其の肖像を書いて印板にして賣捌き、地方に至るまで戶戶で之を祀つたから、畫工も大に蕃昌して金持に成上つた者もあつたと云ふ、人氣は斯樣であるから、陝西へ歸葬する事になると、四方から會葬する者、自身の親戚を哭する樣に哭し、途中數百里人民の送迎絕間もなかつた、光人と

【解釋】 蔡確が已に黜けられると諫官は又頻に章惇の不忠を論ずる、たま／＼惇は司馬光と太后の簾前で議論し、其の語か頗る過激に渉つた爲め太后の怒に觸れ、樞密の要職を免ぜられて地方官に逐出された、是れは蔡確の免官と同日である、四月になると、韓縝も亦言官の彈劾で政府を去つた、縝は神宗の時に使者として七百里の地を契丹に割讓した者である、

王安石卒、安石在金陵、獨語福建子、恨惠卿也、惠卿叛安石、惟章惇終始不叛、安石又常曰、新法之行、始終以爲可行者、曾子宣也、始終以爲不可者、司馬君實也、

【字解】 福建子、呂惠卿は福建人、故に斯く呼ぶ、子宣、布の字、君實、光の字、

【解釋】 王安石は神宗の末年に政府を出てから八年終に復た召還せられず、是歲の四月、六十八歲で卒去した、其の間安石は判江寧府として金陵に居たが、常に福建子々々と獨言を漏らした、それは呂惠卿が自分の引立の恩を忘れて叛いたのを、ひどく恨んで心に忘れかね、思はず斯く口走したものである、さりとて飼犬に手を噛まれたのは自分の愚であるから、明に呂惠卿とも言ひかねて、斯くも隱語で呼んだのであらう、實際惠卿はあれだけ大恩を蒙りながら安石に叛いたが、只章惇のみは感心にも一生叛かないでしまつた、安石は又常に人に話したには、新法の施行以來、始終を貫いて、心から此の法を行ふべき良法と信じた者は曾子宣で、飽くまで不可と信じ切つたのは司馬君實であると云つた、是れは敵味方を問はず、其の信念の確乎不拔に敬服して言つたのであらう、

呂公著右僕射、文彥博軍國重事、程頤崇政殿說書、蘇軾翰林學士、竄呂惠卿鄧綰等、

【字解】 呂公著右僕射、陳註に以呂公著爲右僕射下皆倣之、と見ゆ、

【解釋】 王安石卒去の月門下侍郎呂公著を尙書右僕射兼中書侍郎とした、同月又司馬光の建言によつて、致仕の元老文彥博を洛より召して平章軍國重事とし、其の席次を宰相の上に置いた、時に彥博は八十一歲であつた、此の月、光と公著の奏薦で河南の處士程頤を崇政殿說書とした、是れは宮中の教育掛で帝王の師傅である、此の秋蘇軾は翰林學士となり是れも侍讀を兼ね、御前の進講は實に其の心力を盡くした、今年又言官蘇轍、王覿、御史劉摯等の上疏によつて呂惠卿鄧綰等

に恐るべき事と存ずると云ふと、光はわざ〳〵起立して手を拱し、儼然威儀を正して、一言高く、天が若し我が宋を見捨て給はず社稷に幸ひせらる、ならば、決して左樣な事はないと斷言した、其の決心の堅固で意氣の鋭かつたことは、實に思ひやらる、、

安石每聞朝廷變其法、夷然不以爲意、及聞罷助役復差役、愕然失聲曰、亦罷至此乎、良久曰、此法終不可罷、安石與先帝議之二年乃行、無不曲盡、

【字解】 夷然、平氣な樣子、愕然、びつくり、失聲、思はず聲を出す、曲盡、曲、ひとつ〳〵と訓す、一一委しく吟味研究し盡す、

【解釋】 王安石は金陵に居て、朝廷が自分が立てた新法を變革するのを聞く度に又やつたか位で別に氣にもせず平然として居たが、是歳三月に又助役を廢して舊來の差役に復した事を聞いた時には、安石も之にはびつくり、思はず聲を出して、罷めるにも程がある、能くも罷めてこ、までなつたかと、一時あつけに取られた樣子であつたが、程經て再び此の法は詰り罷められる者ではないと言葉を續けた、實際此法は安石は先帝神宗と二箇年に涉つて評議の上に始めて施行したので、其の得失便否は一一精細に研究されない節はなかつたので、元來安石に太反對な東坡でさへも此の法だけは民に便なる者として、上書して迂潤に其の廢すべからざるを言ひ、又政事堂で溫公と親しく議論までやつた位だ、又范純仁も、差役の復行は餘り急かずに深く考慮の上に致されて然るべしと忠告したのであつた、然かし賢者も一失で、遂これをも他法と共に廢止して斯く安石をびつくりさせた、

因に言ふが、前に免役だの、募役だの、此に又助役だのとあつて、頗る記者も混同して書き讀む者も迷ふが、舊來の差役は、戶戶の人民は丁年になれば事あればそれ〳〵官役に差發される、安石の考では、それではひどく民業の妨になるから、それには特に人を募つて使ふ方が好いといふので其の法に改めた、卽ち募役である、然かし人を募るには給金が入る、之を一般人民から徵收する、人民がそれで自身官役を勤めるを免れるのであるから、其の稅を免役錢と謂ふ、然かし是れは普通の民家で謂ふので、寺觀とか官戶とか女戶とか未成丁の家とかいふ變則なものからは、免役の補助稅を徵收する、之を助役錢と謂ふ、斯く其の性質上から名義は違ふが、根元が一であるから、自然記事上に混同して居るのである、前卷から度度解釋したが復たこ、に注意して置く、(注意)以上五節は本書にて一連、

章惇韓縝罷、

くこゝに至たられぬからであるといふのである、救焚拯溺、韓文に見ゆ、其の急なるを言ふ、拯の音蒸、救也助也、

【解釋】　此の頃、司馬光も亦已に病氣付て居たが、新法の改革に鋭意熱心なことは非常なもので、此の害を除かねば死んでも瞑目することは出來ぬと云つて居た、門下侍郎の呂光著に與へた書翰には、光は最早身をば醫者に託し、家事は息子に託したるも、國事のみ未だ託する者を得ず、今之を公に依託せんと書いた、斯く其の死を知りつゝも一日も休息せず、子息の康に扶けられて日に參內して改革に從事した、朝廷の議者中には、聖人も孝子は三年父の道を改むること無しと云はれてあれど、先帝の立てさせられた新法は、まあ〳〵急がずに其の甚しい者だけを損して行くやうにすれば好いではあるまいかと云ふ人もあつた、光は之を聞くと慨然として爭つたには、先帝の立てさせられた國法の善美な者は三年どころか、百世を經るとて變更してはなるまいが、安石や惠卿などの建てた法の、天下の害をなして先帝の御本心に合はぬ者は、之を改革するには片時も猶豫を許さぬ、烈火に焚かれる者を救ひ、水中に溺れた者をたすける樣に急いでしてさへも手後れになるではないかと恐るゝのである、況して此の事は太皇太后陛下が垂簾の聖斷より出づることであれば、全く母を以て子の道を改めさせ給ふので、決して子を以て父の道を改め給ふのではないと鋭く反駁した、それで衆人の議論も一定して、いよ〳〵新法全廢の方に傾いて來た、

或謂光曰、章惇、呂惠卿輩、他日有以父子之議聞於上、則朋黨之禍作矣、光起立拱手、厲聲曰、天若祚宋、必無此事、

【字解】　聞於上、帝に申上げる、別本には皆間字を間に作る、間は仲をへだてる意で帝に申して太后との間に水をさすといふことになる、下の則朋黨之禍作矣の句に照すと間字の方宜しきに似たり、祚宋、祚は福也、さいはひすと訓ず、

【解釋】　前の通り衆議も已に一定して、光はどし〳〵改革に著手した、然るに或る人は猶ほ氣掛りになつて光に注意したには、成程、太皇太后の神宗に於けるは御母子に相違はないが、神宗の今上に於けるは御父子であらせらる、而して熙寧元豐の舊臣は章惇、呂惠卿を首として、いづれも皆危險で巧者な小人共なれば、此の後萬一手を廻して、今上に、先帝の立てさせられた法を陛下の御代に直樣改め給ひしは、御父子の道ではありますまいと云ふ事を申して陛下の心を動かし、太后を恨ませ給ふ樣にしかける事がないとは限られず、然る時は兩宮の間の相ひ容れざるやうになると同時に、群臣にも自然太后方と陛下方と分れて朋黨相ひ軋るの禍起らん、是れ實

【解釋】 元祐元年、是れは哲宗最初の年號で、我が白河天皇の應德三年に當つて、源義家が武衡家衡を伐つ二年前である、是歲の閏二月に蔡確が罷めた、確は章惇、邢恕の小人共と互に深く結合して姦策を回らした事は、帝の卽位の條に見えた通りで、已に帝の卽位を妨げたのに失敗しながら、邢恕は反つて他と往來の間に於て拵言を自然に世に振蒔き(傳送)、自分等が(蔡確章惇を含む)天子の繼承に付て功勞があつた樣に謂つたが、去年の歲暮に彼は遂朝廷から逐出されてしまつた、然るに此の春になると右司諫の王覿は上疏して、今執政は八人にて姦邪は其の半數を占めて居るとて、章惇蔡確及韓縝張璪の互に邪惡に朋黨して國政を亂す由を幾十度となく極言した、それと前後して侍御史の劉摯、御史の朱光庭、左司諫の蘇轍等も數十疏を累上し、其の罪迹を論じて彈劾した、是れ等は蔡確を主として攻擊したのである、その爲め蔡確は先づ政府から逐落されて知陳州となり、司馬光は陞つて左僕射となつた、是れから朝政の革新一層はげしくなるのである、

時王安石已病、其弟以邸吏狀示之、安石曰、司馬十二作相矣、悵然久之、

【字解】 邸吏狀、漢代に郡國から公用で上京した時の宿舍を邸と稱し、常に留守居役を置いて之を管理させ、事あれば其處から通信させたから後まで都の報知を邸報と呼んだ、邸吏狀とは卽ちこれである、司馬十二、十二は光の行である、悵然、說文に望恨也と見ゆ、うらめし相に、

【解釋】 司馬光が左僕射になつた頃には、王安石は最早病氣付て元氣も弱つて居た、其處へ、都にある江寧府邸から報知が金陵へ到來したから、弟の安國は之を安石に見せると、安石は、オヤ司馬十二は宰相になつたと、一言漏して、しばしの間、さも、恨めしさうな顏をして居た、是れでは自分の立てた新法も最早だめだと悟つたからである、

議者或謂三年無改父道、新法姑稍損其甚者足矣、光慨然爭之曰、先帝之法、善者雖百世不可變、若安石惠卿等所建、爲天下害、非先帝本意者、當如救焚拯溺、猶恐不及、況太皇太后以母改子、非子改父、衆議乃定、

【字解】 三年無改父道、論語に、子曰、三年無改於父之道、可謂孝矣と見ゆ、其の意は、其の父の行ひ來れる方法は、縱令已れの心に合はぬも、父の死後三年卽ち喪を終るまで、之を改めざる子ならば、之は孝と謂ふべきである、何ぜなれば眞實忍びざる心がなければ能

長じて世に害をのこすばかりと云つて、其の願を許さないでしまつた云ふ、雍の著者には皇極經世書と名づくる天地變遷の數理を述べて三才から動植の事にまで及んだ十二卷の書及び伊川擊壤集と名づくる雍が道學の詩集二十三卷等があつて今に世に傳へて居る、世人は其の諡によつて康節先生と謂ふ、康節、德器粹然として貴賤賢愚となく一に誠を以て之に接した、富弼、司馬光の如き賢者もいづれも深く之を尊敬したと云ふ、

宋自歐陽修以古文倡天下、文章雖大變、而儒者義理之學、至周程出、然後大明、雍、惇頤、載、皆歿於神宗之世、至是顥又歿、惟頤在、學者宗之、爲伊川先生、

【字解】　古文、文體上から四六對偶の時文に對していふ、倡、音唱、人に先ちて之を導くをいふ、義理之學、孟子に、心之所同然者何也、謂理也義也、聖人先得我心之所同然耳と見ゆ、故に義理之學といへば聖人の道を講明するの學である、義はすぢみち、理はすぢめ、人倫道德の至當穩當の處、宗之、本家本元を宗と謂ふ、卽ち其の學問の本家として之を崇敬するの意、

【解釋】　宋代は五代の弊を承けて卑弱な時文を貴んで居たが歐陽修が唐の韓退之が遺稿を得て之を愛讀し、遂に古文を天下に唱道して以來は、學者皆之を師宗として、三蘇王曾の如き、大文章家は一時に輩出し、文章の面目は大に變革しが、儒者の漢唐以來訓詁の習を一洗して專ら義理を講明する學風は、周茂叔並に二程子の出た時になつて始めて起つて、學術大に明になつたのである、邵子は六十七歲で熙寧十年に、周子は五十七歲で五年に、張子は五十八歲で邵子と同年に、卽ち皆神宗の代に歿した、此の哲宗の代になつて明道先生又歿し、惟頤のみ存在して居る、天下の道學者は之を師宗と仰いで、伊川先生と敬稱した、是れは龍門の伊水の上に住居されたからである、(注意)河南程顥以是歲卒より此處まで本書で一連、

元祐元年、蔡確罷、與章惇、邢恕相交結、恕往來傳送語言、自謂有定策功、言官王覿、極言惇、確及韓縝、張璪朋邪、劉摯、朱光庭、蘇轍、累數十疏論劾、確先黜、以司馬光爲左僕射、

【字解】　言官、諫官を謂ふ、朋邪、通鑑に朋邪害正に作る、邪惡に相ひ朋黨して正人を害する、

共城邵雍字堯夫、居河南、與二程友、雍之學、玩心高明、觀天地變化、陰陽消長、以達萬物之變、精於物數、推無不中、顥嘗在考試院、以其數推之、出謂雍曰、堯夫數只是加一倍法、雍歎其聰明、雍欲以數學傳二程、二程不受、邢恕欲受、雍不許曰、徒長姦雄、雍有皇極經世書十二卷、擊壤集歌、傳于世、人謂之康節先生、富弼、司馬光等、皆深敬重之、

【字解】 共城、縣名、衞州に屬す、玩心高明、玩心とは猶ほ心を游ばしむといふがごとし、高明は卑俗を超絶して居るを謂ふ、陰陽消長、消は減少衰微退縮して行く、長は增大旺盛伸長して行く、萬物之變、物の字、一に象に作る、萬象とは宇宙間に現はれて居る無數の象形、物數、萬物の理數、其數、邵雍が學說の數、加一倍、其の數開展する每に一倍を增加する、卽ち太極は兩儀を生じ、兩儀は四象を生じ、四象は八卦を生ずる類、徒長姦雄、長は上聲、之を助けて大きくする意、擊壤集歌、歌字は恐くは衍、

【解釋】 共城縣の邵雍、字は堯夫は後ち河南に居り、二程子と交友として親善であつたが、雍は北海の李之才から物理性命の學を受け、妙悟自得する所あつて、心を高遠明朗の境界に游ばしめ、超然として卑俗を脫離した、二程子雍を評して、堯夫は襟懷の放曠なること、空中の樓閣の如く、四通八達すと云ひたるにても知らるべきである、故に其の學は天地の變化と陰陽二氣の消長とを觀察し、萬物の象を爲す所以に通達して其の理數に精しく、之を推演して考察するときは、其の盛衰變易、中らぬといふことなし、前巻に見えた天津橋上に杜鵑を聞いて南人の勢力漸く朝廷に熾なるを豫知した如きは、其の一例である、要するに雍の學は易學中の象と數とを精究して得たのである、明道或る時、考試院内で試に雍の數理に從つて推考して見て、退出後、雍に向て、堯夫の學ぶ所の數理は萬變無窮なれども、其の運用の大要は加一倍の法則に過ぎぬのであると話すと、流石の雍も明道の利發なのに感歎した、雍は此の數學を以て明道の兄弟に傳授しやうとしたが、二程は辭して受けなかつた、是れは二程の學は、聖人の道といふものは專ら義理から判斷を下すもので、象と數から推すが如きは筮占の末、君子の本領でないとして居るからである、然るに彼の邢恕は其の傳を受けやうとしたが、雍は其の人柄を知つて居るから、之を授けると徒に姦雄の姦智を助け

人の道行はれざれば、百代を經ても善美の治術は無く、聖人の學傳らねば、千年を閲しても眞正の儒者は無いのである、然かし善治は無いにせよ、時に有爲の士あつて、どうかこうか、かの善治の道を研究し、之を間接的に自身に會得して後世に其の方式を傳ふることが出來るが、眞正の儒者が無くなると、其の精神魂魄を失つて、世の表準といふものが分からなくなるから、天下の民、目先眞暗で指して往くべき方向に迷ひ、徒に肉身上より發動する私心が勝手氣儘を働いて、天賦の理性が自然に消滅してしまふことになる、斯くなつては、國家は言ふまでもなく、人類といふものは最大不幸に陷らねばならぬ、今、先生は孟子歿後一千四百年の世に生れて、不傳の正學を僅に殘存せる經書中より得て、聖人の學に混亂せる特異の教を辨正し、聖人の道を阻害する邪惡の説を止息させて、聖人の大道を再び煥然として世間に分明ならしめられた、蓋し眞儒として孟子以後只の一人であると、右にて大程子を衆論の明道先生と稱せる所以は明瞭である、而して頤又嘗て或る人に、元來吾等が道と稱する道の如何なる者なるかを知らうとするなら、此の序文を觀れば能く分からうと話された、そは明道の解説のみに止らず、聖人の道の眞相が知れると謂ふのである、

張載字子厚、初無所不學、後聞二程之言、乃盡棄其學而講焉、有東銘、西銘、正蒙、理窟等書、行於世、人謂之橫渠先生、

【解釋】　明道の表叔父張載は字を子厚といひ、少年より兵學を好み、二十一歳の折り書を以て范仲淹に謁した、仲淹は一見して其の器量を識り、勸めて中庸を讀ませたが、載は猶ほ不足として老佛の書を研究した、是れも得る所なければ今度は之を六經に求めた、斯く最初は殆んど學ばざる所なしといふやうに各種の學問をしたのであつたが、嘉祐の初年になつて二程に遇ふて其の言を聞いてから、悉皆舊來の學を棄てて遂に道學一方を講明するやうになつた、其の學は、易を宗とし、中庸を體とし、孔孟を法とし、君子は氣質を本然の性とせずに、天地の性に復るべしと主張した、著作には東銘、西銘、正蒙、理窟などの書あつて世間に行はれて居る、元來東西二銘は諸生を戒める爲めに其の塾の東西二窗に、砭愚、訂頑、と分けて掲げた銘文であつたが、後ち砭愚を東銘、訂頑を西銘と改めた、西銘の如きは、明道は孟子が性善養氣の論と功を同じうするとまで稱讚し、朱子も特に其の註解を書かれたから最も有名である、載の先世は大梁の人であつたが、後に鳳翔の郿縣、横渠鎭に住居したから、世人は載を横渠先生と稱した、

は兎も角、必ず人世に於てそれ〴〵爲めになる實効を奏すと、此一言でも其の眞に深く道に造詣する所あるを知るに足るではないか、前巻の解釋中にも述べた通り、實に能く或は人民を化し、或は天子を動かし、或は執拗無類の王安石さへも敬服させて居るのは、一に此の精神から出たのであらう、熙寧中、安石が新法と衝突した處から帝都を去つた、神宗嘗て顥に人材を推選せしめられた時に、顥が薦めた者は數十人に及んだ、而して他苗（異姓）の叔父に當たる張載や弟の頤などを其の首として薦めた、是れ等も天子の御爲めと思ふ誠意から嫌疑を避けずにした事である、此の度太皇太后の垂簾によつて、再び朝廷に召出さるゝことになつた處が、出發前急病で卒去した、年五十四であつた、其の墓碑を書くときに、有名な太師文彦博は衆論を採つて明道先生と題したが、實に其の當を得たものだ、明道の意味は次の伊川が序で明に分かる、

而弟頤爲之序曰、周公沒聖人之道不行、孟子死聖人之學不傳、道不行、百世無善治、學不傳、千載無眞儒、無善治、士猶得明夫善治之道、以淑諸人、以傳諸後、無眞儒、天下貿貿焉莫知所之、人欲肆而天理滅矣、先生生于千四百年之後、得不傳之學於遺經、辨異端息邪說、使聖人之道、復明於世、蓋自孟子之後、一人而已、頤嘗語人、欲知吾之道者、觀此序可矣、

【字解】序、序は緒也と訓じて、其の事柄の前置きとする文、はしがき、周公、周公旦、周の文物制度を立て孔子の尊崇せる所、淑諸人、淑は善也、諸は之於也、世相ひ隔つて聖人の直傳を得がたく其の道を人から聞いて自身を善くする、卽ち間接に其の道を受けた意、語は孟子に出た、貿貿焉、不明貌と註して、目先眞暗で迷つて居る樣子、莫知所之、之は往也、目指す所あつて往く意、人欲、肉體上から起る勝手な心、天理、天命の性に具つてある合理的の心、遺經、聖人の後世に遺した書、異端、先王孔子の道と異なる敎、

【解釋】弟の頤其の序文を作り、明道と爲せる所以を述べて曰く、周公旦が成王を輔けて政を執られしまでは、堯舜以來の聖人の道なる者は、實際天下國家に行はれたが、周公歿して以後は、其の道空言に存するのみにて、全く管商功利の治術となつた、孟子の存在までは、齊宣梁惠に用ひられぬながらも、大聖孔子の正學は傳來して居たが、孟子死して以後は、其の心法全く絕えて、詞章訓詁の學と變つてしまつた、聖

せぬ樣に計らつたことがある、濂溪は力めて之に抗論したがどうしても聽かぬから、人を殺してまで高官に媚びは致さぬと云つて卽座に官を棄て丶去らうとした、轉運使もこゝでやう／＼悟つて、其の罪人は死を免れたと云ふ、又濂溪の政を爲すことは、至極嚴格であつて而して寬恕の處があつた、其の南昌縣の令となつた時の如き、縣内の家柄とか金持とか、又は黠吏、惡少年などの、是れまで不法を働いて地方に威張つて居たもの共は、皆屛息してしまつたのみならず、自ら從來の所業を恥づるやうになつた、是れ等は嚴恕の治化であらう、要するに聖人の大道を根柢として事事其の理を盡すを務め、自身は飽くまでも名節を失はぬやう心懸けて、ます／＼こゝに砥礪の工夫を積んだのである、又平素高尙な趣味を持つて居たもので、居室の窻前の草を取らずに其のまゝにして置いた、其の說を聞くと、此の草の日夜に發生し長伸し繁茂して行くのは、正に吾人の意思と同樣で、卽ち天地の生生已まざるの大德を發揮して居るのだ、實に以て面白いと云つて居た、東坡と詩作で蘇黃と竝稱せられた黃庭堅卽ち黃山谷の評論では、濂溪の人品は尋常を超脫して、其の胸中のさつぱりとして居ることは、恰も塵埃を洗つた雨揚りに、のどかに吹く風か、涼しく出た月の樣だと云つた、濂溪の著作は、有名な太極圖說と通書があつて、廣く世間に行はれて居る、其の南安主理たる頃、通判の程珦は其の學問道德に服し、二子を入門させた、卽ち程顥程頤の兄弟である、顥時に十五六歲、入門すると濂溪は何により先きに、兄弟に、論語に見ゆる通り孔子は樂在二其中一といひ、顏淵は不レ改二其樂一とあり、元來其の樂とする所は何事なるかとの問題を授けて、深く之を尋ねて聖賢の精神を自得させた、二程子は學問旣に成り、兄弟各〻大に聖人の敎を興復開明して世道人心を正さんことを自身の大任務とした、此處までは濂溪の略傳を述べて二程子の學の淵源を說き、以下は再び程顥の傳に入るのである、

顥嘗言、一命以上、苟存二心於愛一レ物、於レ人必有レ所レ濟、熙寧中、以二新法不一レ合去レ國、神宗嘗使レ推二擇人才一、所レ薦數十人、以二表叔張載弟頤一爲レ首、其死也、文彥博采二衆論一表二其墓一曰二明道先生一、

【字解】　一命以上、士以上を謂ふ、一命の解は卷一晉紀中に見えた、有所濟、世の爲めになる事をする、去國、帝都を去る、表叔、註に外親曰レ表とあり、程顥の祖母は張氏で張載の父の姉妹故、載は顥の父珦と表兄弟なれば、顥の表叔父にあたるのである、表、其の墓碑に題して、

【解釋】　顥嘗て云ふ、公卿大夫は勿論、士たるより以上、民に臨む者は苟も其の心を物を愛する點に留めなば、事の大小

つてしまつたが、程なく太后の御意を以て再び都に召され、遂に此の度門下侍郎になつた、元祐の大改革は是れから始る、

河南程顥以是歲卒、顥字伯淳、弟頤字正叔、兄弟皆從濂溪周惇頤受學、惇頤字茂叔、博學力行、聞道早、遇事剛果、有古人風、爲政嚴恕、務盡理、以名節自礪、雅有高趣、胸前草不除、曰與自家意思一般、黃庭堅稱、其人品甚高、胸中灑落、如光風霽月、有太極圖、通書行于世、顥頤初從之、首令尋仲尼顏子所樂何事、學成、各以斯文爲己任、

【字解】 頤、音怡、濂溪、惇頤南康に至て室を蓮花峰下に築く、其の前に溪流あり、惇頤郷里濂溪の名を移して之に名けた故、學者は又惇頤を濂溪先生と呼んだ、聞道早、聖人の大道を聞くこと當時の學者中で尤も早かつた、剛果、剛毅で果斷、嚴恕、嚴格であつて又寬恕、名節、名義を正しく守つて其の節操を立つる、自礪、礪は磨石也、動詞とぐ、雅、素也常也、胸前、胸は窗と同じ、與自家意思一般、自家は自己、一般は同樣の意、並に俗語、灑落、さつぱりとして塵埃から濯ひのけた樣子、光風霽月、爾雅に春晴而風曰光風と見ゆ、一說には、光風霽月は雨後の風月を謂ふと、楚辭の註に、光風謂雨已日出而風、草木有光色と見ゆ、要するに四字は有德者の氣象を形容したのである、太極圖、下に說の一字を加ふるを穩當とす、無極、太極、陰陽、五行の理を形容して之を說明した者、通書、四十篇、太極圖說の應用を示して修身の要を論じたもの、斯文、聖人の道をいふ、論語に出づ、

【解釋】 宋代儒學の大成は朱子にあれども、其の興るは二程子にあり、故に此一節明道の卒去によつて筆を起し以下二程子を經とし、當時の大儒を緯として、惟頤在、學者宗之、爲伊川先生まで儒學の淵源を概擧するのである、

是歲卽ち帝の卽位の歲、元豐八年河南の程顥は卒去した、顥字は伯淳、弟の頤字は正叔、兄弟とも皆周惇頤に從つて學を受けたのである、惇頤は字を茂叔といひ、道州營道縣濂溪の人で、後ち南康軍に知たりし時も其の居室前の溪水を濂溪と名けた故、時の學者は惇頤を濂溪先生と稱號したと云ふ、濂溪は博學力行の人で當時の學者中で大道の研究尤も早く、事あるに遇へば剛毅果斷で、古傳記中に見ゆる偉人の風槪を持て居た、分寧主簿となつた時には、久しく決せざりし疑獄を一訊問で判定して人を驚かし南安主理であつた時には、或る死罪に至らぬ罪人を其の地方の轉運使は飽くまで助命

制があつたのみならず、理窟ばかりで實際は損耗が多くて資本がやつと殘る位なわけであつた、又青苗免役等を取締る爲めに諸路に二人づゝ置かれて不評判の多かつた提擧官や、保甲に關する錢粮の役人及び巡教など、云ふ官職を廢し、方田の制を廢した、是れ等は皆帝の卽位元年の九箇月內に廢止されたのである、いづれも太皇太后一人の御意から出たもので王珪等が少しもそれに與かつたのでは無かつた、其の英斷が想知らる、(注意)以上二節は本書にて一連、

王珪卒、蔡確、韓縝爲左右僕射、章惇知樞密院、司馬光門下侍郎、光居洛十五年、兒童走卒、皆知司馬君實、神宗升遐、赴闕入臨、衞士望見以手加額曰、司馬相公也、爭擁馬首、呼曰、公毋歸洛、留相天子活百姓、所在數千人聚觀之、光懼歸洛、已而召爲執政、

【字解】　兒童走卒、子供でも下郞でも、君實、光の字、升遐、崩御、以手加額、手を額にかざす、珍らしげに其の人の來るを望み悅ぶ樣子、又便宜の說には、南膜拜の事とす、南膜拜とは卽ち南無南無と唱へて佛を拜禮する意で、其のとき合掌した手は額の上に來るから手を以て額に加ふといふ、今衞士共は司馬君實の姿を見ると、有難さの餘り佛に對する樣に禮拜したのだと云つてある、執政、門下侍郎をいふ、門下中書の兩侍郞は、卽ち元豐五年前の參知政事である、

【解釋】　帝の卽位の歲卽ち元豐八年の夏、宰相の王珪が卒去した、前卷に見えた通り所謂三旨の宰相で、執政以來十六年間無能で終つてしまつた、そこで大臣に移動を生じて蔡確と韓縝は左右僕射となり、章惇は知樞密院となり、司馬光は新に門下侍郎となつた、光の執政になつたのは帝の新政の一異彩である、前の神宗紀中に見えた通り、光は洛陽に退居して閑職にあること十五箇年であつたが、天下の評判は眞個の宰相としてあつたもので、自然に光を司馬相公と呼んで、どんな者でも知らぬ者はない、其の家園なる獨樂園を詠じた東坡の詩に、兒童誦君實、走卒知司馬、とあるが、其の實際を記したものだ、神宗の崩御に付て、光は洛から汴の宮闕に赴き、御悔を申上げた折に、城中の衞士共は額に手をかざして遙に其の姿を望み、あれこそ司馬相公だと、我れ先きに走寄つて、光が馬の首の方を取卷き、口口に、公よ、再び洛に御歸りあるな、何卒此のまゝ都に留り天子を輔佐して百姓の苦痛を救ひ給へと呼ばゝつた、是れ等の衞士に限らず、其の路筋に當る此處彼處に、男女幾千人となく群衆して、司馬相公の御通りだと其の供廻を見物して居る、光は、時節柄、都民の歡迎餘りに甚だしいのに却て氣味惡しく感じて、匆々に洛に歸

同聽政、熙寧中、太后已嘗流涕、爲神宗言安石變法不便、既垂簾知天下厭苦日久、首罷東京戸馬、罷京東西路保馬、罷京東西物貨場、罷諸州鎭寨市易抵當、罷汴河堤岸司地課、放市易常平免役息錢、罷在京免行錢、罷提擧保甲錢粮巡教等官、罷方田等、皆從中出、大臣不與、

【字解】戸馬保馬、保馬の事は前巻に解した、戸馬の法もそれと大同小異、物貨場、官立の諸品賣捌所、諸州鎭寨、諸州のとりで、鎭は廣韻に戍也と見ゆ、寨は或は柴に作り、或は塞に作る、柴は柵也、市易、市易も前の神宗紀中に見えた、地課、地税、放市易常平免役息錢、放とは貸付、息錢は利息、其の餘は皆亦前に見えた、免行錢、京師の各種商賣の問屋(卽ち行)に官から御用品を申付ける時には其の價をひどく安くして買上げることが例になつて居たのを、熙寧中それを停めて、其の代り、各問屋から商賣の總收入額に應じて、官に錢を納めさせた、是れを免行錢と云つた、提擧保甲錢粮巡教等官、保甲の事は前に解した、提擧とは其の事を總理する意で、提擧市易司とか提擧濬河司などと神宗の頃から多く見えるが此の提擧は熙寧二年十一月諸路に提擧官を置き青苗免役等の事を司らせた事が見えるら、それかであらう、又高太后は無論此の七月に保甲法を廢したのであるが、此の句末に等官とあれば此の保甲は下にかゝりて保甲の錢粮官、保甲の巡教官といふ意であらう、保甲では各地皆五日目毎に戰陳の法を敎へたものであれば巡教は卽ちそれに關する政府派遣の巡回教官であらう、方田、前巻に解した、

【解釋】神宗崩じ太子は卽位したがやつと十歳であるから群臣の願によつて祖母の高氏が同じく政事を聽かるゝ事となり、此の月に尊號を奉つて太皇太后と申した、前巻の解釋中に見えた通り、熙寧中に太后は已に涕を流して神宗の爲めに安石が變法は民に不便な事を話して注意された位な皇后であるから、既に簾を下げ幼帝を輔けて政事を取扱はれると、天下の民が安石が法を厭ひ苦んで居ることの年久しきを充分承知して居らるゝ故、政事の手始めとして熙寧五年から施した開封府の戸馬法や元豐七年から行つた京東京西兩路の保馬法を廢し、京師にある東西の官立物品賣捌所を廢し、又王韶が建議で西北の秦鳳や成都や東南の兩浙、西南の黔州及び廣州等邊境の守備兵屯營のある地方に設けた市易法で人民から土地物品の抵當を取ることを廢し、京城なる汴河堤岸司で取り立てる地税を廢し、既に人民に貸付けた市易と常平と免役の官錢の利息を免じ、京城に於ける各商問屋から取り立てた免行錢を廢した、以上保戸馬兩法を除く外の各事項は、皆官營の商業や金貸及び惡税で、實に汚い所爲だとの評

己及章惇蔡確ニ得レ無レ變、且播ニ其說於士大夫間一矣、

【字解】 煦、音煦、大漸、病が重體となる、舍人、陳註、唐百官志、起居舍人分ニ侍左右一、掌レ獻ニ納四方之書一、邀高公繪、邀は于消反、要と通ず、强ひてさせる、高は姓、公繪は名、冲幼、冲も幼と同義、亟去、亟、すみやか、包藏禍心、惡しきたくなみを胸中に持つ、表裏、內外心を合せて相ひ援ける、播其說、播は傳播也、其の說を振播いて自然に人に知らせるやうにする、

【解釋】 哲宗皇帝は神宗の第六子で初め延安郡王と爲り、名は傭といつた、元豐八年の正月から神宗疾に臥し、三月危篤となられた爲め詔して傭を皇太子に立て名を煦と賜はれた、時の皇太后高氏は卽ち英宗の皇后で、神宗及び岐王顥、嘉王頵を生んだ、神宗の太子が未だ定らぬ頃、蔡確は職方員外郎の邢恕（本文の起居舍人は邢恕が罪を以て貶官せらるゝ當時の官である）と謀り、天子策立の功を專にせん積で、邢恕を太后の姪なる高公繪の許まで遣つて、公繪から太后に、天子に萬一の事あらせられたならば、延安王は御子とは申せ、餘りに幼少にて御嗣立むづかし、然らば岐王嘉王の內、一人を早く御定めあつて如何、二王はいづれも賢明の方なれば至極宜しからんと勸めて申させやうと要求してみた、邢恕と蔡確の意中では、岐嘉二王は高氏の腹なれば（本書の陳註に二王を哲宗の兄としたのは謬である）高公繪は喜んで太后に勸めるに違ひない、太后は姪の勸めで自身の子を立てることなれば、是れ亦悅んで異議は無い筈、然らば此の策の成就疑なしと思つて、先づ公繪に說いてみると、平生嚴正無私なる高太后の姪である公繪は、之を聞くと喜ぶ處か大に懼れて、是れは案外なる事を承ることかな、斯樣な事など一言でも太后に申出したなら、どんな責罰を被るか測りがたし、公は之を勸めて吾が家に禍害を取らせやうとなさるか、早速御歸りなされと、はねつけた、是れで邢恕等が奸策は見事に失敗したが、邢恕は仲仲の物、胸に大惡心を持つて居て、哲宗いよいよ太子に定ると、反對にも、太后は宰相の王珪と同心して孫なる延安郡王を捨て、己が生子岐王顥（陳註に、亦哲宗兄として、叔父を兄と誤るのみならず、前の岐王と別人の樣に書けるは疎忽である）を立てやうとされたのを、自分と章惇、蔡確の力で、やつとの事で之を止め、延安郡王に廢嫡の變を免れさせた樣に謂做したばかりか、其の說を朝廷の士大夫間に振播いた、此の男は元來、伊川に從學して經學に通じ、文章も上手で、司馬光、呂公著、王安石、吳充等にも重んぜられた程の者であつたが、山師根性に富んだのが其の身の禍で、遂に是歲十二月に地方官に逐出されてしまつた、

神宗崩、太子卽レ位、甫十歲、太皇太后

が來歴を詳述して置くのである、

神宗の在位は十八年間で、改元は二度、煕寧は十年、元豐は八年であつた、帝は實に精力を勵して治平を求め、政務に熱心な處から晝過ぎになつても中食するに暇なきまでに至つた、平生遊獵に出掛けられたことも無く、宮室の普請修繕をせられることも無く、勤勉一方、節儉一方で、それで大に爲すこと有らんとの期望を充分持つて居られたが、どうも致し方の無いことには、王安石が爲めに誤られて、元豐以後安石の去つてからでも、蔡確とか章惇とかの事を用ひて勢力のある者は矢張皆安石の餘黨であつたから、終始天下の患害となつてしまつた、帝の熱心はたゞ政治上ばかりではない、深く契丹の勢力が今にしぶとく、中國を凌ぐを憤慨して、石晋以來彼れに取られた幽燕地方を、是非とも取還さうといふ志を持つてあつたから、それには先づ彼れが右の腕と恃む西夏を取り吐蕃を滅して然る後北伐しやうと考へられた、然るに末年に、安南即ち交趾に對して劉彝が軍法を失ひ敗北した時になつて、我が赤子の如き人民を何んの罪もないに毒刄に罹けて死なせたとはと、痛く嘆かれ、程なく徐禧が永樂城で大敗軍したから、ます／＼戰爭といふものゝ容易でない事を知つて、始めて征伐を斷念せられた、斯く生涯一事の心の儘に行いたとは無くてしまはれた、實に氣の毒の至りである、蘇軾嘗て御前に召され、帝から政事の得失を問はれた折り、陛下天性文武を兼ねさせられ、勤め給はざるを患へず、不明なるを患へず、果斷ならざるを患へず、只治を求め給ふこと餘りに急に、言を聽き給ふこと餘りに廣く、人を進め給ふこと餘りに鋭くあらせらる、何卒少しく御氣を安靜にして時を待ち給ふやう願ひたしと申したるに、帝は、卿の三言は篤と考へてみようと云はれたといふが、東坡の注意せる三言は實によく帝の缺點に適中して居ると思はれる、帝の崩御は元豐八年三月で、年は三十八歳、皇太子立つ是れを哲宗皇帝と爲す、

卷七
宋

○哲宗皇帝名煦、初爲延安郡王、神宗大漸、立爲太子、先是蔡確遣舍人邢恕、邀高公繪、欲使白太后、言延安沖幼、岐嘉皆賢王也、公繪懼曰、公欲禍吾家、亟去、恕包藏禍心、反謂太后與王珪表裏、欲捨延安而立子顥、顥

序文、新舊人、新は王安石、呂惠卿等の黨を指し、舊は司馬光、呂公著等の流を謂ふ、國是、國家時勢上、是と認めた施政の方針、劉向が新序に、楚王謂二孫叔敖一曰、願相國與二諸侯士大夫一共建二國是一と見ゆ、遲之、遲は待に同じ、建儲、儲は太子、師保、太子附の官名、各、大小あり、日昃、昃は札色反、易の豐卦に、日中則昃と見ゆ、午後の一二時頃になるを謂ふ、北狄倔强、遼のてづよき、靈夏、即ち西夏、夏は靈州を根據とす、西羌、即ち吐蕃、失律、律は軍法をいふ、易の師卦に、師出以レ律と見ゆ、

【解釋】　宰相の連中同じく御前に召對して種種政事上の話があつた時、帝は世に人才の乏しきは誠に嘆かはしき事と申さるゝと、蒲宗孟は、人才決して乏しい譯ではございませぬが五分通りは司馬光の邪說の爲めに誘惑され散散に壞されてしまつたからでございますと云つた、帝はしばらくの間無言でじつと宗孟の顏を見詰めて居られたが、それに向つて、蒲宗孟、其方は司馬光の人物を取らぬか知らんが、彼れは左樣に見下げた者ではない、他事は兎も角、樞密副使に除せられた折り、力めて辭退した其の志の潔さだけにても、朕が即位以來唯だ一人と認めて居るぞと申されたから、宗孟も赤くなり青くなつて度を失つたと云ふ、間もなく宗孟は酒色にひたり、普請が制規を越したなどの尤めで免官となつた、英宗の朝に司馬光は戰國から秦までの歷史を左氏傳の體に書いて通志と名づけ進獻した處が深く御意に叶ひ、倘ほ後代まで繼續させよとあつて、秘閣の書籍を貸與し其の費用を給して特に其の編輯の一局を開かしめられたれば、光は劉攽、劉恕、范祖禹及び子の康と之に從事した、神宗即位の初年に書名を資治通鑑と賜ひ、已に序文も作られたが、其の書前後十九年で脫稿し、元豐七年十二月始めて獻納した、記錄は周の威烈王二十三年から始つて五代に終つた、初め官制改正のあつた時、帝は新舊兩派の人物を併せて採用する積りで、御史大夫といふ處を指して、是れは司馬光でなければならぬと言はれた、そは公正剛直の人でなければ此の役柄に不相當であるからである、王珪、蔡確の二人は聞くと均しく相ひ顧みて顏色を失つた、然かし蔡確はさるもの、帝に對して、斯く申しては恐入る次第なれども、新法御採用以來、國是は始めてこゝに定りたる場合なるに、意見相違の者を入れさせられては、施政紛淆の本となれば、何卒しばらくの間、其の儀は見合せ願ひ奉ると云つて止めた、さうする内に、帝は病の爲め身弱となられた故、又、來春には太子を定め、それには是非、司馬光と呂光著とを師と保にせねばならぬと申されたと云ふ、公著は即ち夷簡の子である、以上は司馬光は英宗の覺えも目出度く、神宗の朝になつても新法に反對の爲め政府には容れられなかつたとはいへ、帝の信用は斯くまで深かつた事を敍述して、次の哲宗の代に直ちに宰相となつた事の偶然でない事を讀者に知らせ、且つ宰相となると同時に全然王安石の新法を破壞したのは宋史上の一大事件であるから特に光

今に至るも兵猶ほ解けず、百姓は困窮せり、前途大に憂ふべし、願くは深く御注意あらせられよと言つた、此の弼といふは早くから宰相の器なりと世に期待された人で、已に立身すると、其の名は遠く外夷に聞え、遼の使者が中國に來るたびに、詰度其の仕官して居るか、退職して居るか、又は達者で居るかどうかなどと、人に尋ねたものであつた、弼が忠義の性は老年になるほど、いよ〱篤く、退隱後十二年間、片時も心に朝廷を忘れることはなかつた、元豐六年閏六月に卒去し、太尉を贈られ、文忠と謚せられた、

宰相同對、上有無人才之歎、蒲宗孟曰、人才半爲司馬光邪說所壞、上不語、視宗孟久之曰、蒲宗孟乃不取司馬光邪、宗孟尋罷、司馬光資治通鑑成、上即位之初、已嘗御製序、至元豐七年書始上、初官制將行、上欲取新舊人兩用之曰、御史大夫非司馬光不可、蔡確曰、國是方定、願少遲之、既而上有疾、又曰、來春建儲、當以司馬光、呂公著爲師保、公著夷簡子也、上在位十八年、改元者二、曰熙寧、元豐、厲精求治、日昃不暇食、平生不御畋游、不治宮室、惟勤惟儉、將以大有爲也、奈何熙寧以來誤於安石、元豐以後用事者、終始皆安石之黨、竟爲天下患、憤北狄倔强、慨然有恢復幽燕之志、欲先取靈夏、滅西羌、乃圖北伐、及安南失律、喟然歎赤子無罪而死、永樂之敗、益知用兵之難、始息念征伐、卒無一事如意、崩、年三十八、皇太子立、是爲哲宗皇帝、

【字解】同對、一同召對する、乃、汝也、資治通鑑、治道に資すべき君臣上下に通じての鑑といふ意で書名とす、御製序、天子親ら作られた

珪はひどく心配して居る、蔡確は例によつて親切振を見せて、珪に教ふるやう、上は久しい以前から靈武卽ち西夏を取らう思召がある、公に於て奮發せられ其の事の責に任ぜられなば、必ず上の思召に叶ひ、宰相の地位は大丈夫保たれませうと云へば、珪は成程と喜んで其言の通り工夫を運らし、先づ兪充といふ者を薦めて知慶州(今の甘肅慶陽府內)とし、其れの手から西夏平定策を獻じて屢〻西伐を勸めさせた、帝遂に心動き孫固、呂公著の諫言をも用ひず、四年七月涇河經制なる宦官出身なる李憲に命じ五路の大軍を統べて道を分つて夏國を伐たせた、初めの程はいづれも勝利があつたが、其の進んで靈州を攻めた一軍は城を圍むこと十八日間で克てぬ內に、水に困められ、糧道を絕たれて潰走し、生きて還つた者は、やつと一萬三千人に過ぎず、夏州に侵入した一軍も大雪に値つたなどで還つた者は僅に三萬人、宥州まで進んだ一軍は兵糧盡きて死者二萬人に上つた、要するに全軍十中の五六は斯かる有樣で、戰鬪力を喪つてしまつた、これにも懲りずに李憲は再擧を建議し、帝も諦めかねて尙ほ討伐軍を撤回せず、來年の秋、王安禮の諫めたにも拘らず、給事中なる徐禧等を戰地に遣つて諸將と謀議させ、其の建議によつて八月銀州の東南二十五里に永樂の新城を築かせることにした、禧、工夫二十三萬人を役して十四日間に落成させたは好かつたが、僅九日後に夏人大擧して攻寄せ、城は遂陷落して、禧を始め蕃將諸漢官、戰死數百人、士卒役夫の死者に至つては二十餘萬人に及んだ、本文の萬二千は誤であらう、此の大敗の奏聞に接して、帝は聲をあげて泣き出し、食事もせられなかつた、實に氣の毒な事である、

富弼上遺表言、忠諫杜絕、諂諛日進、興利之臣、爲國歛怨、又言、西事大可憂、望留聖念、弼早有公輔之望、名聞夷狄、遼使每至、必問其出處安否、忠義之性、老而彌篤、家居一紀、斯須不忘朝廷、至是薨、

【字解】杜絕、杜は塞也、歛怨、歛は集む怨を集む、西事、西夏討伐事件、公輔之望、三公と爲り天子を輔弼する人物を以て期望せらる、出處安否出仕して居るか、家居して居るか、健康か不健康か、一紀、十二年、斯須、須臾也、

【解釋】司徒富弼は死に臨み遺表を上つて、誠忠諍諫の途は塞がりて通ぜず、唯〻諂諛して上の機嫌を取る徒のみ日に御前に進み、國の爲に利益を興すと稱して新法を立つるの臣は、徒に下民を騷擾させて、實は國の爲め怨を招集め居るなりと言ひ、又西夏討伐以來、兵民の死亡已に數十萬人、而して

確爲之、參知政事爲門下中書侍郎、章惇、張璪爲之、置尚書左右丞、蒲宗孟、王安禮爲之、以三省統領百職、中書取旨、門下覆奏、尚書施行、珪爲相、人謂之三旨宰相、凡事惟曰取聖旨、得聖旨則曰領聖旨、退書之則曰奏聖旨而已、上厭之、確謂珪曰、上久欲取靈武、公能任責、則相位可保也、珪喜如其言、命內侍李憲等、分道伐夏國、攻靈州、不克、士卒死、及凍餒者十五六、憲上再擧之議、徐禧又議築永樂新城、夏人大擧改城、城陷、禧等蕃漢官、及諸軍死者萬三千、上聞奏慟哭、

【字解】 元豐元年、元年は三年の誤、元豐五年、元豐の二字削るべし、取旨、天子の思召を伺ふ、覆奏、思召を覆審して奏上する、領、承知する、靈武、前に見ゆ、

【解釋】 宋は國初から李唐の制を承けて、中書門下尚書の三省に專務の長官なく、臺省寺監にも定員なく、官制概ね有名無實であつたから、神宗は之を慨し、元豐三年六月に中書に詔して大に官制の改正に著手させ、五年の四月出來して發表することゝなつた、卽ち同中書門下平章事を改めて尚書左右僕射として、王珪は其の左僕射で門下を兼ね、蔡確は右僕射で中書を兼ねた、參知政事を改めて門下中書侍郎として、章惇は門下侍郎、張璪は中書侍郎となつた、尚書には左右丞を置て、蒲宗孟は左丞、王安禮は右丞になつた、此の中書門下尚書の三省で朝廷の百職を取締り、事あれば中書で上旨を伺ひ、門下で再吟味をし、尚書で之を施行することゝなるのである、

王珪が相となつて、人は之に綽號して三旨宰相と呼んだ、其の故は、百般の政事に付て彼れは只初めに聖旨を伺ふといひ、聖旨を得ると聖旨を承知したといひ、退いて尚書で書くことになると聖旨を奏つてといふだけで、これより外に政事に對してどうするといふ意見も技倆も持て居ない、只每日右の三旨を反覆して宰相の位に居るのだと嘲つたのである、

斯樣な宰相だから、萬事蔡確の御先男に使はれて居るばかり、帝もそろ〳〵厭になられて其の樣子が時時現れるから、

籠つて居る龍、飛龍御天、飛昇つた龍が天上にかけつて居る、周易の飛龍在レ天と乘二六龍一御レ天の二語を用ふ、聖人の德あつて聖人の位に居るに喩ふ、容之、容は寬容の容、大目に視て其の罪を責めぬこと、獄成、判決の辭が已に出來て、詩案、軾が詩の裁判沙汰、

【解釋】　軾が身上斯く危急になつたのに、宰相王珪は、更に又軾に不臣の惡意ありとて軾が檜の詩を持出した、其の詩意は、檜木の老根、深くも九重の泉下まで達して、眞直に伸びて居るが、固より地中の事であれば、世間で誰れも知る者は無く、知る者は只土籠つて居る龍ばかりといふのであつた、故に王珪の言には、今陛下は、周易に申す飛龍天に御すの御身である、然るに軾は天上に求めずに地下の龍に求むる意あるは、不臣たる者でござらぬかと攻撃した、帝の申さるゝには、彼れは自ら檜の木を詠じたるまゝで、何で朕が事にまで關係があらうぞと、珪の言は取られなかつた、元來軾の臺獄に引立てられて往く時に太皇太后は病中に之を聞き、帝に向つて、仁宗の制科で軾兄弟を得られた際に、喜んで子孫の爲めに兩宰相を得たと申された事があつたぞ、今軾が詩の爲めに獄に赴くとは、仇人の中傷に出でたりと思はる、よく／＼察せねばならぬと注意され、帝に於ても固より軾を罪に墮さう意は無かつた、それて宰相吳充は王珪とは違ひ、至極軾を辯護し、又起居注の王安禮は安石の弟なるにも拘らず、至つて公正の人物で、帝に、古以來大度の君は言語を以て人を罪せず、才氣の勝つて仕途の滯る蘇軾に、此の位な言のあるは怪むに足らざる事なれば、何分寬大の度を以て御容赦然るべしと申上げた、斯樣な事情の爲め、李定等はどこまでも軾を死罪に置く積りで、其の判決辭が已に出來た位であつたが、許可せられずに特旨を以て、此の度黃州安置の命があつた次第である、軾が弟の轍も上書して兄を救はんとしたかどで貶官され、又軾が詩の沙汰で平生の文字書簡の往來から掛り合となつて黜罰せられた者は張方平、司馬光以下二十二人に及んだ、尤も貶黜されたのは轍及び王詵二人で、司馬光等の二十二人は罰金で濟んだが、實は舒亶の申立では是れ等も誅戮を加へんとまで言つたのであつた、帝は心中實に軾を氣の毒に思はれて居るから、程なく近く汝州に移して、朝廷に再用ひやうとせられたが、蔡確や張璪等が妨によつて止んでしまつたと云ふ、(注意)以上二節本文は一連、

吳充罷、踰レ月卒、

【解釋】　三年三月同平章事吳充、諫官張璪に事を論せられて退職し、僅に月を越すと病死した、充は正しい人であつたが力が足らす、いつも王珪、蔡確等に妨げられ、心の儘に出來ずに終つた、

元豐元年、大正二官名一、元豐五年、官制成、改二平章事一爲二左右僕射一、以二王珪、蔡

戰、禁止州縣與交人貿易、交人大擧入寇、圍邕州、陷欽廉、聲言中國作青苗助役法以困民、出兵相救、安石怒、遣趙卨等討之、官軍死者十六、兵禍訖安石之去而未已、

【字解】　日遵、他書或は遵を尊に依る、桂州、今の廣西桂林府臨桂、土丁、其の土地の若者、邕欽廉、邕は今廣西宣化縣治、欽は今廣東廉州府靈山縣治、廉は今廣東廉州府合浦縣治、聲言、言ひふらす、趙卨、卨の音薛、十六、十中の六、訖、至也、

【解釋】　初め邕州の蕭注といふ者、王韶が平戎策を建議して高官に陞つたのをひどく羨ましく思ひ、上書して交趾は占城の爲めに敗北して勢力微弱になりたれば、之を取ること至極容易の由を云つたから、安石は早速度支判官の沈起を知桂州とし、間もなく又劉彝をそれに代らせたが、此の二人はいづれも交人を侮り、又隙を南方に開いた、是れは交趾の主李日遵卒去し其の子乾德の立つた時代で、彝が起に代ると、悉く北兵の屯戍を罷めて、專ら土地の壯丁を集め保甲とし、海濱にては別に舟手の軍勢を集めて之に水戰を敎へなどして、管內の州縣には交趾人と一切貿易することを差止めた、交趾からは此の事を上奏して訴へたが、これも抑えられて達せずにしまつた、是れ等の事情から遂交趾人を激怒させ、八年の十一月彼れ等は大擧して三道から入寇し、廣西の邕州を圍み、廣東の欽州廉州を攻落した、彼れ等は、中國では青苗法だの助役法だのと煩苛な政治を施して人民を困らせて居るから、我が國は義兵を出してそれを救助してやるのだと言ひふらした、安石聞いて之を怒り、趙卨を招討使として長沙の方から進發させた、時に邕州は已に陷り、城中の屠られた者五萬八千餘人と聞えた、趙卨の進發になつてからも、暑氣の爲め瘴毒の爲め、官軍の死者は十分の六になつたと云ふ、斯樣な悲慘な兵禍は、九年の十月安石の政府を去る時になつても、まだ止まなかつた、要するに安石は西夏に對しても交趾に對しても、所謂藪をつゝいて蛇を出して仕損じたものである、

吳充、王珪繼安石爲相、充先在政府、數言政事非便、旣代安石、蔡確、鄧潤甫等共攻之、不能去、

【字解】　數、音朔、しば〳〵、

【解釋】　安石の罷めると同時に吳充と王珪の二人はそれに繼いで相と爲つた、充の子安持は安石の女を娶つたにも拘らず、充は樞密副使として政府に居た時から幾度も安石が政事

も、安石盡棄レ所レ學、隆二尙縱橫之末敎一、方レ命、矯レ令罔レ上要レ君と書いて居る、盡く學ぶ所を棄て、とは、所謂先王の道を棄てゝである、縱橫の末敎を隆尙すとは、戰國策士のつまらない術數をひどく崇ぶといふのである、而して安石は帝が富國强兵の上に志のあるを知つて、何分其の欲望を遂げさする仕方を思案して信用を得やうと、靑苗だの市易だの免役だの保甲保馬だのといふ新法を續續施行し、どうしても法を立てるには氣が利いて働のある小人共を用ひ、それが定りかゝつてから後に篤厚愼重の君子に之を守らすべきものだと考へたさうだが、實に木に竹を接ぐ樣な工夫で、迚も天下に斯んな道理があるものでないことを悟らないでしまつたのである、それだから施行以來幾年立つても、世間はどさくさしたばかりで國は富んだことは無し、邊境には事を生じて後に損失敗北を取つたばかりで國は强くなつたことも無かつた、

(注意)以下四節は本書で一連、

西鄙自二治平末一、种諤取二綏州一、夏人卽欲二興レ兵報復一、夏主諒祚卒、子秉常立、大入寇、安石雖レ用二王韶取二熈河一之策一、徒搆二怨西蕃一、致二鬼章等屢爲一レ寇患一、初不レ能二以レ此制一レ西夏一、

【字解】西鄙、陝西甘肅の方面を指す、綏州、仁宗紀中に見えた、西蕃、吐蕃、鬼章、西蕃の大酋、

【解釋】此以下二節は、前の邊鄙事を生じ徒に多く喪敗の句を承けて、其の事情を說くのである、西鄙の夏に接する方面は、幸に久しく無事であつたのに、治平四年卽ち神宗卽位の歲の秋、邊將种諤といふ者、夏の將、嵬名山が部落を襲つて之を虜にし遂に綏州を取つたのが西方騷動の始めとなつて、夏人は卽ぐに軍兵を催しそれに報復しやうとしたが、其の冬夏主の諒祚が死去し子の秉常が立つた爲め、一時それを中止し、例に依つて秉常は宋の封冊を受けて默して居たが、間もなく大擧して秦州に入寇し、守將を始め、軍兵の死者多數に上つた、それで安石は前に見えた通り王韶が熈河を取るの策を妙計として之を採用したのであるが、熈河路を建てるには前から其處に住居した吐蕃種の部落を奪はなければならないから、一時はうまく其處を開いたものゝ、結果は徒に怨を彼れ等と構へ、其の酋長の有力者鬼章等が屢〻寇して我れの患害となつたやうな事を釣出したまでゝ、最初から熈河路の設置は西夏を制する效能を現さないで終つた、

所レ用沈起、劉彝、又生二釁南方一、交趾李日遵卒、子乾德立、起、彝相繼知二桂州一、集二土丁一爲二保甲一、於二海濱一集二舟師一、敎二水

爭ふを名義として、宋の政府でそれにどう應答するかを試驗するのである、帝は詔を外事に經驗ある韓琦、富弼、文彥博、曾公亮にも下して彼れに對する意見を問はれたから、諸老もそれ〳〵奉答した、本文の招高麗以下遼の疑を取つた所以の各條件は、卽ち韓琦が奉答文の中から引いたのである、琦等は、境界は舊來通りで約條に判明して居るから、今更彼是言ふに及ばぬとの意見であつた、帝もそれに從つて主張する積りであつたが、遼使が復た來た時には、王安石は再び政府に入り、韓琦も間もなく薨去した時であるから、安石の意見に從はねばならぬ勢となつた、安石の決斷には、追つて之を取らん積りの時は、姑く之を與へて置くが宜しいと云ふので、遂此の度天章閣待制の韓縝を境上に派遣し、遼の主張通り分水嶺を界と定めた、その爲め、河東の北境東西に亙つて宋の土地は七百里の損失となつたのみならず、後年此處が興兵の端緒となるのである、

安石再相二年、屢謝病、子雱死、求去尤力、上益厭其所爲、出判江寧府、遂不復用、自安石用事、口談先王、而專行管商之政、知上有富强之志、思所以濟其欲、謂立法當用小人而後以君子守之、不悟其無是理也、天下騷然、而國未嘗富、邊鄙生事、徒多喪敗、而國未嘗强、

【字解】管商、管仲と商鞅、濟其欲、其の欲する所を遂げる、喪敗、喪は損失。

【解釋】王安石は再び宰相と爲つて二年にもなつたものの、腹心の味方もそろ〳〵離反し、天下も多事、萬事昔の樣に心のまゝに行かぬから、屢病氣を名として職を去り度く願出た、其の內に子の雱は呂惠卿に怨のある處から、親に隱して種種彼れを傷める工夫を講じた、それを陳州に居た惠卿は聞き及んで雱の所爲を上聞し、且つ言を極めて安石が姦惡を訟へた、帝は其の書面を安石に示すと、安石大に面目を失ひ、歸つて散散雱を叱つた、雱は是れから病を發し遂死去した、流石は親子の情で安石はひどく落膽し、力めて相位を去るを求める、帝に於ても近來は益安石の所爲を厭になつて來られたから、其の願を聽屆け、再び江寧府に判たらせ、是れが最後で復た政府に用ひなかつた、實に熙寧九年十月の事である、安石の帝に用ひられてからといふものは、根は儒者であるから、口には堯舜とか文武とか盛に先王を談じて其の道を施すやうな事を云つたが、其の實は專ら管仲や商鞅輩の政略を行つた者で、以前彼れが顏回とも呼ばれた呂惠卿の訴狀に

便と認める意見だけで、政府の方針に反抗して一人施行せぬ譯には行かないからだと謂ふのである、元來相州は琦の故鄕の地で、琦は其處の通判となつたのであるが、八ヶ年で終つてしまつた、帝は自ら其の碑文を製して琦が大節を載せ、上に篆書で兩朝顧命定策元勛之碑と題され、尙書令を贈り、後ち又魏王に追封した、

命韓縝如河東割地、先是遼使屢至、言河東沿邊、增修戍壘、起鋪舍、侵入彼國蔚應朔州界、乞行毀撤、別立界至、蓋遼人見朝廷招高麗、建濼河、西山植楡柳、創保甲、築河北城池、創都作院、降弓刀新樣、置界北三十七將、疑有復燕之意、故以爭地界爲名、觀朝廷所以應、安石斷之曰、將欲取之、必姑與之、東西失地七百里、

【字解】縝、音軫、鋪舍、鋪會に鋪賈肆也、説文に市居曰舍と見ゆ、市店、蔚應朔、三州の名、既に五代晉高祖紀に解す、毀撤、毀壞撤去、毀して取除ける、界至、界限、建濼河、濼河路を置く、西山、鞏昌にあり、楡柳、楡と柳、其の枝繁く且つ寒地に適する故、植ゑて胡騎の突入を拒ぐに宜し、秦の蒙恬、楡を塞下に植ゑたるに見ゆ其の説古し、都作院、各種兵器の法式を職工に授けて之を製造させ、檢閲の上之を諸道に配付して州縣に模造さする官の兵器製造所、降弓刀新樣、降とは卽ち諸道に配付する意、新樣とは新規の手本、卽ち新式、

【解釋】八年七月韓縝に申付け河東路に出張し地を割いて遼に讓與させた、是より先き七年の二月にも今年の三月にも遼使蕭禧が來て、宋の河東路卽ち今の山西省の遼に接する境目の附近に宋にて近來屯戍の壘砦を增修したり、市店を設置したりして、彼の國卽ち遼の領地なる蔚應朔三州の界內に侵入したのは甚だ迷惑であるによつて早速打毀して取除けられ、其の上で別に界限を確立致したいと申込んだ、その譯は、遼人は宋の朝廷では遼から中を阻てられて四十二年間往來を絕つて居た高麗を近年招諭して海路から入貢させたり、新に西北に濼河路を增置したり、鞏昌の西山に騎兵突進の妨害となる楡柳を盛に植付けたり、諸州には保甲法を創設して武藝を教練したり、河北の城池を建築したり、都作院を新設して兵器を製造したり、及び其處で出來た新式の弓刀を見本として諸道に下渡したり、河北(本文、界北に作るは非である)三十七將を置いたりしたのを見て石晉以來失つた燕北の地を恢復する意があると疑つたから、此の度わざ／＼宋と境界を

善神も斯くなつては、安石の身にも餘り目出度くはなからう、(注意、以上三節は本書にて一連)、

行二戸馬法一、

【字解】戸馬法、卽ち前の保馬法、

【解釋】保馬法は、前に開封府及び陝西五路に行つたが、これは試驗的で、是になつて偏く戸馬法として各路に施行したものと見える、

判相州韓琦薨、琦天資忠厚、能斷二大事一、治平間爲二首相一、政事問二集賢一、典故問二東廳一、文學問二西廳一、大事則自決レ之矣、出判二相州一、初言二青苗不便一、朝廷不レ從、卽命散給曰、藩臣之體當レ如レ是、在二鄕郡一八年而終、御製碑曰、兩朝顧命定策元勛之碑、

【字解】判相州、判は通判、前の太祖紀に見ゆ、相州は今の河南彰德府安陽縣治、治平、英宗の年號、集賢、集賢學士、卽ち次相、東廳西廳、兩參政の居る處、藩臣之體、州郡を守る臣の執るべき形體、鄕郡、琦は相州の人故、相州を鄕郡といふ、御製碑、天子自身書かれて賜はりたる碑石の文言、兩朝顧命定策元勛、仁宗の遺命を承けて英宗を策立し、英宗の遺命を承けて神宗を策立した首位の勳勞者、元は首也大也、勛は勳と同じ、

【解釋】八年六月に司徒侍中魏公判相州韓琦は薨去した、琦は天性忠純篤厚の人で能く國家の大事を決斷した、英宗の治平中に宰相の首席となり、政事に關しては次相の集賢學士曾公亮に問ひ、國家の典例故實は東廳にある參政趙槩に問ひ、學問に關しては東廳に在る參政歐陽修に問ふて處理した、是れは各、其の人の長ずる所に從ひ、相談の上に決定して、自己の材能にのみ依賴して專斷することをせぬのである、然かし朝廷の一大事、乃ち前に見えた仁宗崩御、英宗卽位の際の如き、英宗と太后と兩宮疑惑の際の如き、內侍任守忠が姦惡を正せる時の如きに臨んでは、斷乎として自ら之を決定した、實に宰相の器たるに負かない、朝廷を出て相州に通判となり、初めは上書して青苗法の不便を論じたが、朝廷はそれに從はない、琦卽ち吏に申付け青苗錢をそれ〴〵希望者に散じて貸與させた、其の時の言には、州郡を守る臣下の仕方は斯くあるべしと話した、其の意は政府の施政に付き國家の爲め不便と認めた上は、臣子の義として默して居てはならぬ、必ず一應は上に申立ねば濟まない、斯くしても朝廷にて從はれぬ時は、飽くまでも爭論するは臺諫の職分で、地方官となつては最早それを奉行せねばならぬ、何んとなれば自己の不

を得るには手實法を行ふを最も便法とする、手實法とは、官にて先つ表準とすべき各種の物件に一定の價格を立て、人民に各、自己所有の田地家屋貨物畜類等を表準の價格に照らして相當に見積つて一一屆出させ、之を官の帳簿に記入して、それを基礎に五等に分けて免役錢を割出し徴收するのである、自家の飯米及び使用消費物件を除く外、一物たりとも屆出をせぬ者あらば、賞金を與へて他から告發することを許すのである、此の法は早速施行せらるゝ事になつたから、民家では一尺の土地も一疋の鷄も、無税の物は無くなつて、愈、困難を來した、

惠卿既得勢、恐安石復入、遂逆閉其途、出安石私書、有勿令上知之語、凡可以害安石者、無所不用其智、又數與絳忤、絳乘間白上、復相安石、安石罷不一年、再入、聞命不辭、自金陵七日至闕下、後數月、絳與惠卿相繼罷、

【字解】逆、未至而迎之曰逆と本註に見ゆ、前以てといふ意、あらかじめ、私書、内證の書類、乘間、事の間を利用して、金陵、卽ち江寧、

【解釋】初め惠卿は甘く安石の意に合せて新法の建立に盡力した爲め、安石も悅んで彼れを援擧け、遂に執政にまでしてやつた、然るに惠卿は既に勢力を得ると、全く小人の根性を發揮して、安石の再び政府に入れば己れ復た其下に居らねばならぬを恐れたから、遂に前以て其の途を閉塞して置く手段として、長年彼れと交際の間に得た内證の書類を出して人に見せた、其の中に、此の事は上の御耳に入れ申すななどの文言も見えた、之れを自然帝に聞かせて彼れを憎ませやうとするのである、此れ等に止らず、凡そ是れで安石の身上を害すべき事は大小によらず其の智を用ひて構成した、彼れの眼中からは恐るゝ者は安石だけで、韓絳などは何んでもないから幾度となく絳の意に逆ひ中書で爭論する、絳も殆んど手に餘してしまつた爲め、絳は帝の御手隙に窃に安石を再用せられて然るべきを申すと、帝は許可あつて安石を召された、安石は七年の四月に罷めて八年の三月に召されたのだから、一年立たぬ内に再び相位に復したのである、されば彼れは義理にも一度位は辭退すべき筈だのに、召還の命を聞くと、そのまゝ江寧府を出發し、非常な急行で七日間で闕下に來た、來たのは好いが、絳は之と議の合はぬ事があつて八月に退職し、十月になると惠卿も御史から彈劾され、又安石の子雱も惠卿に遺恨があつて、此の際中丞の鄧綰に諷して、別に彼れの私行の姦惡事件を告發して疑獄を起させたから、惠卿も不首尾で地方へ出されてしまつた、昨日までの傳法沙門、護法

世上困難の光景、百が中の一にも及ばざるものなれども亦流涕致すべき價値あり、まして千萬里外の僻地寒村に於ける窮民の狀態は如何あるべき陛下推想し給へと書いた、此の外に時政の過失を一一陳述して慷慨を極めた、帝は反覆して其の圖を觀、大息すること三四度に及び、之を袖の內に納めて奥へ入り、其の夜は寢付かれずにしまつたと云ふ、翌日遂に意を決して新法を罷めることゝし、雨も幸に降つたが、呂惠卿等の上言で程なく再び舊に復する事となつた、且つ其の徒黨は大に鄭俠を憎み、遂に上奏の手續を誤つた事を名目とし、御史臺に其の罪を判決させて來年の正月之を英州に流した、然かし安石等の勢力は此處からそろ〳〵傾き始めて來た、

時以旱故求直言、言者皆咎新法、上疑欲罷之、安石不悅、求去、除知江寧府、安石薦韓絳代已爲相、呂惠卿爲參政、時號絳爲傳法沙門、惠卿爲護法善神、惠卿建議、免役出錢不均、出於簿書之不善、行手實法、

【字解】 江寧府、即ち今の南京、傳法沙門、師法を傳承する僧、護法善神、佛法を守護する神、二語は佛教の通用語、之を假りて喩ふ、手實法人別田地等の實數を人民の手から書立て、屆出する法、

【解釋】 此度の旱魃餘り久しきに及べる爲め、帝は天の咎めと爲し心配一方ならず、安石は、洪水旱魃は常數にて唐堯殷湯の時代ですら免れ難きにあらずやと慰めたるも安んぜず、遂に詔を下して直言を求めたるに、上言する者いづれも新法を咎めた、特に鄭俠の窮民圖並に上奏文の如きは最も深く帝の心を動し、且つ太皇太后からも皇弟岐王顥からも、內內新法は民怨を買ふことの深きを言はるゝまでになつたから、帝は始めて疑惑を生じ、新法を廢止せんと思はれたのを呂惠卿等の辯論でやつとの事で抑えたもの、安石は是れより面白からず思ひ、政府を去らんと願出した、そこで觀文殿大學士の格で都を出て知江寧府となつた、安石執政たること六個年の長い間、大に帝の信任を得て反對者は一人も政府に止めず放逐して、思ふがまゝに自己の主張を通して來たが、そろ〳〵此の邊から下り坂の運勢を現し始めた、然かし帝の問によつて、自己が同志の韓絳を薦めて己れに代らせて宰相とし、呂惠卿をば參政として去つたのであるから、自己の立てた新法は依然として變動はしない、それ故、其の頃の人は佛教上の語を假りて、絳を傳法沙門、惠卿を護法善神と綽號をつけて呼んだと云ふ、其の七月に惠卿の建議には、免役に付き民間の出錢、往往其の實力に伴はずして均等を得ざる事は、全く其の臺帳の不精確に原因するのである、其の精確

ち總裁となり、呂惠卿及び安石の子雱等は檢討といふ名義で修選に任じた、當時帝は程顥をも召出して其の員に加入させ樣とせられたが、安石不承知の爲め止めになつたと云ふ、八年訓釋は出來て三經新義と名づけ學官に頒付された、安石の勢力の盛な時とて、一時學者は皆其の說を傳習したから、先儒の註解は一切廢絕の有樣であつた、安石の子の雱は非常の才物で二十歲前に已に數十萬言の書を著し、一世を眼下に見て居た位の男だが、人柄は陰惡慓悍で、父の政事の改革には殆んど主動者の地位に居た、

熈寧七年、天久不雨、河東北陝西流民、皆流入京城、而京城外饑民尤多、監安上門鄭俠畫爲圖、上書曰、陛下南征北伐、皆以勝捷之勢爲圖來上、無一人以天下憂苦、妻子不相保、遷移困頓、遑遑不給之狀爲圖而獻者、安上門逐日所見、百不及一、亦可流涕、況千萬里外哉、

【字解】河東北、河東路及び河北東路、河北西路、流民、流浪した人民、監安上門、安上門目付役、安上門は汴京の城門の名、困頓、よはる、頓は弊也壞也、遑遑不給、うろ〳〵して衣食に窮する、遑遑は皇皇と同じ、猶ほ徘徊のごとし給は足也、逐日、毎日、百不及一、百の中で一程にもならず、

【解釋】　熈寧七年、去年の七月から今年の四月にかけて雨が降らぬ爲め不作となり、河東河北及び陝西地方の流浪せる人民どもは追追帝都へ流れ込んで來たが、帝都外の饑に苦んで居る人民とても甚だ多い、是れより先き光州の司法參事鄭俠といふ人、役目滿期の爲め上京して此頃は安上門の目付役となつて居ると、彼の流浪の者共、塵埃の濛濛と飛ふ中に、老幼ぞろ〳〵と伴合ふて、身に襤褸をまとひ、草根木實を食ふ者道路に滿ち、中には官稅未拂の爲め、其の身は我が今日の懲役人の如く鎖に繫がれつゝ、瓦を負ふたり、材木を擔いたりして之を賣つて官債を償ふ事に奔走して居る者もある、それは全く地獄の樣で、目も當てられたものではない、鄭俠慨然として其の有樣を畫取つて一圖を製し、之に一書を附けて上言したことには、陛下が南蠻猺を征し、北、夏人を伐ち給ふに付ては、いづれも大勝利の壯快なる樣子のみを圖に取つて獻上致す者ばかりにて、一人も天下人民の憂苦して最愛の妻子とさへも互に保ちかね、流浪困難路頭にうろつき、衣食に窮し果てたる樣を圖して獻じ奉る者なきは慨くべし、此の圖は臣が僅に安上門より日、實見致せる一小圖なれば、固より

で一面國境は次第に開展して官道の一里塚は益遠く其の數を増して行くが、一面では此の役務に從事して居る兵士の死亡者は甚だ多數に上つた、

中書檢正章惇、察訪湖北、始議經制南北江蠻、辰州南北江、乃古錦州之地、接施黔牂柯、命章惇措置、惇言招諭梅山蠻徭、令作省戸、皆歡迎、其實殺戮、浮屍蔽江、

【字解】 經制、經略制御、はからひ取締る、辰州、今の湖南辰州沅陵縣治、古錦州、錦州は今の湖南沅州府麻陽縣の西、唐之を置く故に古といふ、施黔牂柯、施州は今の湖北施南府施恩縣治、黔州は今の四川酉陽府彭水縣治、牂柯は郡名今の貴州思南府安化縣西、牂は牂に作るを正とす、柯又牁に作る、措置、處置する、梅山蠻徭、梅山は今湖南長沙府安化縣に屬するを下梅山、寶慶府新化縣に屬するを上梅山といふ、徭は南夷の種名、音遙、又猺に作る、省戸、戸數を省減する、

【解釋】 帝は近來兵を四夷に用ひやうとの下心があつた處へ、湖北の趙鼎や辰州の張翹といふ者などより各、其の地方の蠻民どもを討平すべき利益を上言した、そこで五年の閏七月に中書檢正の章惇は湖北察訪使の命を奉じて其の地へ出張した、元來宋代の荊湖北路といふは洞庭湖の南岸まで及んで、それから以南は荊湖南路であるから、今の湖北湖南の境界とは違ふ、さて蠻人共の居る辰州附近の南北江は卽ち唐代の錦州の地で、西南に延びて施州黔州牂牁郡等の界に接して居るが、當時は全く宋の治外で蠻民の巣窟となつて居た、蓋し此の地は沅水(又沅江の名あり)の流域であるから、其の下流の方は北江、上流の方は南江で、蠻民は之に沿ふて棲んで居たのである、そこで朝廷では始めて此地を經略して諸蠻を制御することに評議一決して章惇に命じて其の事を處置させることになつた、此の冬惇は梅山峒に居る蠻民を招き降すと一萬四千八百餘戸あつた、惇は租稅の負擔を輕くし安樂に暮さする方法として其の戸數を省くことにさせ、政府へも蠻民皆其の法を歡迎したと報告をしたが、其の實際は蠻民どもを殺戮して省減したのだ、何程殺したものか、浮いて流れる死骸は江水を蔽ふたと云ふ、此の地に安化縣を置き、明年悉く南江蠻を平け沅州を置いた、

置詩書周禮三經義局、安石提擧、呂惠卿及安石子雱等爲檢討、

【字解】 提擧、總裁、檢討、吟味役、

【解釋】 綱目に據るに六年三月に經義局を置いて詩經、尙書、及び周禮の三經を訓釋させられたと見えて、詩書周禮三經義局といふ局の名稱ではない、さてそれには安石は提擧卽

河湟、今古渭之西、熈河蘭鄯、皆漢隴西等郡、吐蕃唃厮囉一族國其間、宜併有之、以絕夏人右臂、安石以爲奇謀、始開熈河之役、詔克河洮岷疊宕等州、又據青唐咽喉之地、邊堠岔斥、役兵之死亡甚多、

【字解】　熈河路、甘肅鞏昌府に屬す卽ち臨洮、平戎策、戎は西夏を指す、西夏を平定する策略、河湟、黃河と湟水間の地方、湟水は甘肅蘭州の大小楡林谷から出て東南に流れて黃河に入る、古渭、皇祐年中に渭州の地を以て古渭砦を置く、今の甘肅鞏昌府治、蘭鄯、蘭州は今同じ、鄯州は今の西寧府內の地、竝に甘肅、唃厮羅、蕃族の名稱、唃の音格、右臂、右の腕、右方の援となる者に譬ふ、河洮岷疊宕等州、河州今同じ、洮州は今の洮州西南、岷州今同じ、疊州今の洮州廳、宕州は岷州の西南、皆甘肅にあり、青唐、本註に鄯州又名青唐と見ゆ、咽喉之地、咽喉の人體に於けるが如く、肝要な場所、邊堠岔斥、道路の側に土を高く積み上に樹を植えて里程を表するを堠といふ、我が國では古之を一里塚と呼んだ、國境の一里塚が段段と遠くへ數を增して行く、卽ち領地は益〻擴つて行く意、

【解釋】　五年の十月新に熈河路を置いて王韶をそこの經略安撫使とした、是れより先き韶は建昌軍（今の江西建昌府）の司理といふ官であつたが、わざく上京して平戎策と名づけて西夏を平定する策略を三策上つた、元來西夏はしばらく沈默して居たが、近頃再び活動して來て、三年八月の如き大擧して入寇し、陝西地方は餘程騷動した樣な事もあつたから、王韶の獻策があつた譯である、其の策の旨趣は、西夏を平定せんとならば、其の東南の一方面、卽ち陝西から攻めるばかりでは到底之を倒すことは出來ぬから、どうしても其の西面の河湟地方を復して中國の領內に置かねばならぬ、然かし河湟は遠隔の地で一足飛には往かれぬから、先づ其の南方の地より漸漸に侵入する策に出でねばならぬ、今我が古渭砦の西に隣する熈河卽ち臨洮地方及び蘭州鄯州等は皆漢代の隴西郡內に屬して居て、其の地は耕作も出來、人民も漢種であれは使役することも出來る、然からば河湟を復する前に、先づ此の地方を復する策に出でねばならぬ、現今は吐蕃種族の棲家となつて居るが、幸にも各〻割據の姿で統一して居ぬ、其の內で唃厮羅の一族だけは、や、勢力あつて種族に畏れられてあれば先づ之を招撫して其の地を我れに併有し夏人右の片腕を折るが上策であると論じた、王安石は甚だそれに感服して奇計であると考へ、遂に其の方針に從つて熈河開拓の役を興し、此度愈〻熈河路を新設して王韶に其の事を擔當された次第である、來年の九月韶河洮岷疊宕等の諸州に克ち、又青唐卽ち鄯州の肝要な地を占領して之に據つた、斯樣な勢

り、始は外舍に入る、其の定員七百人、昇級すれば內舍に入る、定員三百人、進んで上舍に入る、定員一百人、月月試驗があつて、順序によつて舍に昇るのである、是れを三舍の法といふ、上舍生になると發解及び禮部試、召試(前に解す)等を免ぜられた、後又擴張せられて外舍生は二千人の多數に上り、年に試驗が一度あつて中舍生となり、中舍生は一年置きの試驗で上舍生に補せられたと云ふ、

行ニ市易法ヲ一、

【解釋】　五年の三月に此の法を施行した、これは王韶といふ者の主唱で、王安石は物價の低昂を制して平均を得さするの良法と考へて行つた、其の法は內藏庫の錢帛を資本として市易務といふ商法役所を京師に設け、物品の入用なる物及び民間で賣捌けの惡い物は其の價を平にして之を買上げ、官物と交易しやうと願ふ者には之を許可し、若し物品が未だ出來ないが之を官に賣る約束で金圓の貸與を願ふ者あらば、其の田宅或は他の物品を抵當にして貸付け、半年間は一割、一年になれば二割の利息を取り、一年を踰ゆると利息の外に每月罰錢を加ふることゝした、

行ニ保馬法ヲ一、

【解釋】　五年の五月に此の法を發布した、是れは前に見えた保甲で馬を養はうと願ふ者には一戶に一疋、然かし資力ある者ならば二疋まで養ふことを許可し、其の馬は皆監牧の現馬から給與し、場合によつては官から其の金を與へて買はせ、年に一度其の肥瘠を檢査し、若し死病するときは補償させた、是れも先づ開封府及陝西の五路に施行したが、後には遂に偏く諸路に行つた、

頒ニ方田均稅法ヲ一、

【解釋】　同年八月に方田及び均稅の法を發布した、方田の法とは、東西南北各〻千步の方形の田地、卽ち四十一頃六十六畝一百六十步に當るを一方と稱し、平坦の地に於て之を選定して歲の九月縣の各地で其の收穫を量り、地質地味の肥瘠を參考して五等に分け稅則を定め、來年の三月までに人民に揭示した、均稅の法とは、稅率を均等ならしむる意で縣にて各〻方田で量つた等級の租額稅數を限として之れに超過することは出來ぬ、舊來の收稅は奇零卽ち米で何合、絹で何分となると、何合を一升、何分を一寸と勘定して收めたが、斯樣な數を用ひずに、其の實數の率で其の所有の反別にならして算當した、共有地、不毛地、溝、道、陂塘、墓地等は無稅である、是れも京東路から試みて追追諸路に施行したのである、

置ニ熙河路ヲ一、以ニ王韶ヲ一爲ニ經略安撫等使ト一、先レ是韶上ニ平戎策ヲ一、謂レ欲レ平ニ西夏ヲ一、當レ復ニ

富弼先知亳州、坐格青苗法、徙知汝州、

【字解】知亳州、知の字は判に作るべし、下の知も同じ、判は通判である、格、扞也、止也、

【解釋】判亳州なる富弼は青苗法を取用ひぬ不始末によつて汝州へ轉任を命ぜられた、然るに赴任後僅二個月で弼は、新法は臣の解せぬ事で、迚も役目は勤めかねますから、洛に歸つて老病を養ひたうございますと願出て致仕した、是れは五年の三月の事である、

中丞楊繪、裏行劉摯、以議新法罷、

【解釋】御史中丞の楊繪は先に新法の事に付て其の非を議し、又上疏して、老成人は國家の爲め惜まざるべからず、今范鎭、呂晦、歐陽修、富弼、司馬光、王陶等皆致仕し、或は閑散の職を求む、陛下其の故を思ひ給はざるべからずなど云つたので、深く王安石の意を損じた、又監察御史裏行の劉摯は安石に有爲の才と視られ、其の引立で此の官にも進んだのであるが、帝に謁見の際に、帝より、安石極めて卿の器量を褒めるが、卿は其の門人かと問はれたのに對し、臣は東北人にて少年より獨學致し、王安石などは初から存じませぬと答へた、此の人は裏行になると直ぐ新法に付て十害を陳べ、楊繪も行ひがたき件五箇條を擧げた、曾布はそれを欺妄と彈劾したが、摯の氣焰は愈ゝ猛烈で辯論當るべからざる勢であつたから、安石大に怒り、摯を嶺外に放逐せんと奏したが、帝は許容せられぬ爲め、之を衡州に遣て鹽倉の役人とした、摯は赴任すると大に鹽賣買の積弊を革めたと云ふ、繪も此際知州に貶せられた、此れは富弼の致仕の來月の事である、

罷差役、行募役法、

【字解】差役、人を差し役に就く、卽ち人民を出して夫役に使ふ、

【解釋】從來の差役法を廢し、人民から免役錢を取立てそれで人夫を募つて使ふ方法に改めた、此の事は旣に前の鄧綰上書の條の免役の字解に解した、但し人民は自身夫役に使はるゝのを錢を出してそれを免れるのだから、其の錢の名目から言へば免役錢であるが、其の主意は官で其の錢を以つて夫役の志願者を募つて雇賃を拂ひ官民の輕便を圖るのであるから、方法から言へば募役法である、此の法は最初は試に開封府だけに施されたのであるが、こゝになつて廣く諸路に施行された、卽ち三年十二月の事で順序からは立保甲法の次に書くべきである、

立大學三舍法、

【解釋】四年の十月に此の法を定めた、帝卽位以來儒學に熱心で、京師から郡縣まで皆學校が出來た、此の度大學の制度も大に擴張せられ、直講は十二員となり、生員は三等とな

は群臣中の最下等で、先見の明は第一著に新參政を彈劾せる呂晦に及びなく、公明正直なることは范純仁と程顥とに及びなく、腹藏なく忠言を吐いて忌憚せざるは蘇軾と孔文仲に及びなく、言の行はれざるより一朝仕官に意を斷ちて退隱したる勇決は范鎭に及びなし、今陛下は安石のみを信じ之に附く者をば忠良とし、之を改むる者をば讒慝とし給ふ、臣の今日申す所の如きは、陛下の所謂讒慝なるものならん、若し臣が罪を范鎭と同じとし給はゞ、鎭が例にて致仕せん、若し鎭より重罪と認め給はゞ、流竄なり誅戮なり、臣は決して逃避せずと述べた、是れは一旦出て永興軍に赴任したもの、、言の吏に用ひられぬ爲めに、其の地から判西京留司御吏臺たらんと願つたのである、朝廷からは何んとも挨拶のないによつて遂此の上疏に及んだのである、朝廷でも是になつて始めて願意を聽居けた、元來何官に限らず一期を三年としてあるによつて、光が西京留臺も三年の後、更めて提擧嵩山崇福宮に四度重ねて任ぜられて、總て十五年を洛陽で經過した、西京留臺となつたのは四年の四月からの事である、

元來帝の卽位の初めに、帝は高等の官員で老朽者を閑散の地位に片付ける工夫を思考して居らるゝ處へ、王安石も自分の方針に異議ある者の處分を工夫する事となつたから、熙寧二年の十一月に三京(東京開封府卽ち大梁、西京河南府卽ち洛陽、南京應天府卽ち宋州)に留司御吏臺、國子監を置き諸州の宮觀にもそれぞ官使卽ち提擧の如き閑散の職を增置した、職名はあれども實は無職である、今司馬光は自ら願つてそれになつたので、爾來は一切口を絶つて新法を論じない、後から思へば蓋し時節を待つて居たのであらふ、

歐陽修先知青州、以擅止給散青苗錢、徙知蔡州、至是乞致仕、

【字解】給散、分けてやる、

【解釋】修先に知青州として已に六十歳となつた、勝手に青苗錢の貸付を止めやうとしたといふを落度とし、轉任を命ぜられて蔡州に徙つた、帝は再び政府に召還さうと思はれ、修は益、歸休を願つた、參政の馮京は安石に、修を其の地に留めやうと請ふと、安石は、修は元來韓琦組で琦を社稷の臣と云つて居る、斯樣な心では、一郡に居ては一郡を破壞し、朝廷に居ては朝廷を破壞する危險人物だから、朝廷には勿論、地方にも留めては實は宜しくないと云つた、こんな事情で四年六月に修は致仕してしまつた、修は潁川の風土を愛し致仕後六一居士と號して其處に住居したが、來年の八月に卒去した、修の人と爲りは剛頸で義に勇み、又能く後進を誘掖し、當時有名の士は大槩引立を蒙つたもので、王安石の如きも其一人である、又韓文を尊崇し、五代以來の文章の卑弱な風を一洗し一代の師表を以て仰がれた、

福宮、二

【字解】不足恤、恤は憂慮の意、館職策問、直學士から廷試に用ひらるゝ爲めに帝に進むる論策の問題、請外、政府から出て地方官に補任せられたく願出る、永興、宋は陝西の安西府を永興軍と曰ふ、許州、今同じ河南に屬す、敢言、思ふ所を忌憚なく言ふ、勇決、思切りのよいこと、判西京留司御史臺提擧嵩山崇福宮、竝に解釋に讓る、但し判は其の事を取捌き、提擧は其の事を總監する意、

【解釋】司馬光は元來王安石と私交上懇意であつたから、安石の新法を行ふ時になつて、友誼的に内内書面を以つて叮嚀に其の非を陳べ中止する樣忠告したことは再三に及んだ其の上經筵に於いて呂惠卿と議論したなどの事で、安石胸中に面白からず思ひ居る處へ、帝は光を大に用ひやうとして安石へ相談せらるゝと、安石は光の言は盡く政を害するの事、光の黨は盡く政を害するの人と申して贊成せぬ、其の後安石は病氣といつて出仕せぬ事があつたから、帝は光を翰林學士から樞密副使に除せんとしたるに、光は、陛下の臣を用ひ給はんとするは國家に補あるが爲めならんも、若し徒に祿位を賜はるのみにて、其の言を取り給はぬときは、陛下に於かせられても臣に於ても皆私となり申すべしと云つて力めて辭退し、且つ新法の將來大弊害を釀すべき事を述べた、其の上疏は凡そ九回に及んだと云ふ、帝嘗て安石に喩す事のあつた折に、三不足と申す事があるそうだが聞き及んだかと云はるゝと、安石は承りませぬと答ふ、帝はそこで、現今世間の噂(ウワサ)には朕が朝廷にては天變などを畏るゝに足りぬ、人言などは氣にするに足りぬ、祖宗の法などを守るに足りぬとしてあると云つて居るそうだ、是れが卽ち三不足と申すことである、昨日學士院より直學士の草せる策問を差出したが、それに專ら此の三個條を指して居ると語つて安石に注意されたことがある、此の策問は卽ち光の作つたものであつた、それは、帝嘗て災變があつて正殿を避けて謹愼された時に、安石は災異は皆天數で何にも人事に關係はないと云ひ、或は法令を施行する折りに、安石は、陛下果斷し給へ、人言などを顧慮すべきにあらずと云ひ、光が經筵で呂惠卿と大議論をした時、光は祖宗の法を輕しく變更すべき者でないと云ふに、惠卿は飽まで反對した樣な事があつた爲めである、然かしそれに限らず安石と惠卿は萬事に付て此の主義であつたのである、此の主義は今日から觀れば、いかにも立派なやうであるが、それは理窟上の事で、實際の施行は無理押しに過ぎ、細工に過ぎ、入費倒れになり、且つ其の人は所謂小人の徒が多かつたから、遂に天下の弊害を釀し、後世の患を貽(ノコ)した、

斯く司馬光は安石と合はぬから、幾度となく外任を出願した爲め、遂願に依つて知永興軍となつて陝西に去ることゝなつた、是れは三年九月の事である、程なく知許州に移さるゝ事になつたが赴任せずに上疏して申すやう、臣の不才なること

論策ヲ試ム二進士ヲ一、

【解釋】帝、經學に熱心に、深く科擧の弊を憂へられ、遂に其の改正を議せしめた處が、王安石の意見では、古の士を取れるは學校に本いたのであるから、學校を興して其處から士を選擧させて古制に戻さう、又從來の明經などの諸科は罷めやうと考へた、然かし評議の結果、急に學校を興して古制に戻すことは容易でないから、それは追追の事として、先づ試驗に聲律對偶の文、即ち詩賦の類を用ふるを罷めて、學者をして專ら意を經術に用ひさせ、又經義は務めて大義を發明させて從來の明經科で粗略に章句のみを解釋したやうな事は罷め、又廷試には專ら論策のみを用ひて時務を論ぜしめ、それも千字以上との制限を立て、進士を試驗することになつた、當時監官告院の蘇軾の意見では、世の治亂盛衰は決して科擧の法に由るものでない、文章上から論ずれば策論は有用で詩賦は無益であると言はれやうが、政事上から言へば策論も詩賦も實は無益である、然るに祖宗以來之を廢せぬ譯は、法を設け士を取るには斯くするより他に方法がないからである、唐から今代まで詩賦で及第した者でも名臣となつた人人は數へ切れぬではないか、今それを罷めて策論に重を置くことになると、小才のある者は時節に投じて經史や時務論を綴緝した書物の中から間に合せに剽窃して試驗官の目を眩すことをして、其の弊は詩賦よりも甚しくなつて來ると論じた、然かし帝は遂に安石の意見を採用した、此の條は去年三月の擧人を親試し初て策を用ふの條と頗る重複して居るが、宋史の神宗本紀にも斯樣に兩處に出て居る、是れは去年の試驗前後から此の議論があつて此處で確定したためであらうと云ふ、

司馬光、先ニ自リ學士一除セラレ二樞副ニ一、力辭シテ不レ拜セ、數言フ二新法之害ヲ一、上喩シテ二安石ニ一曰ク、聞クヤ二三不足之說ヲ一否ヤ、曰ク不レ聞カ、上曰ク、外人云フ、朝廷以爲ヘラク天變不レ足ラ レ畏ルルニ、人言不レ足ラ レ恤フルニ、祖宗法不レ足ラ レ守ルニ、昨學士院進ムル二館職策問ヲ一、專ラ指ス二此三事ヲ一、策問光所レ爲ル也、光屢請フレ外ヲ、得タリ二永興ヲ一、移サル二許州ニ一、上言ス、臣之不才、最モ出ヅ二群臣之下ニ一、先見不レ如カ二呂誨ニ一、公直不レ如カ二范純仁、程顥ニ一、敢言不レ如カ二蘇軾、孔文仲ニ一、勇決不レ如カ二范鎭ニ一、屢請フレ判スルコトヲ二西京留司御史臺ニ一、至テレ是ニ得タリレ請ヲ、後四任セラル二提擧嵩山宗

【解釋】　孔文中等の廷試から黜けられた來月に、翰林學士の范鎭は上疏した文中に、臣青苗法の事を議したれども聽かれず、是れ一に宜しく去るべし、蘇軾と孔文仲とを薦めたれども用ひられず、是れ二に宜しく去るべし云云と陳べて、それから大に執政の不公平を鳴し、更に再び靑苗の害を極論した、安石は大に怒り其の疏を持つた時には手はぶる〳〵顫へ、自ら制書を下書きして亦大に其の疏を駁擊した、斯樣な事情で鎭は遂に退隱を乞ふて政府を引いた、從來の例として賜はるべき筈の恩典は少しもなかつた、鎭の謝表に、願くは陛下群議を集めて耳目とし、以て壅蔽の姦を除き、老成に任じて腹心とし、以て中和の福を養ひ給へと書いたのを、天下聞いて其の人を壯とした、東坡もわざ〳〵訪ふて之を賀した處が、鎭は却て愀然たる顏色をしたと云ふ、

陳升之罷、

【解釋】　范鎭の致仕と同月、卽ち十月に同平章事の陳升之は罷めた、升之は王安石の力で宰相になつたのであるが、なると安石の意に時時反するやうな事をして來たから、度度安石に逆捩をやられて、今は迚もそれに堪へかね、母の喪を幸に位を去つたのである、

韓絳、王安石同平章事、

【解釋】　曾公亮、陳升之相ひ尋で同平章事を罷めたから、安石は同類の韓絳と遂に其の位に代つた、是れは十二月の事である、

立保甲法、

【字解】　保甲法、保は民家の組合、甲は甲兵の意で兵丁をいふ、

【解釋】　十二月に保甲法といふを立てた、是れも新法の一種である、王安石の考には、先王の農を以て兵とせるは實に深意のあることにて、國家の經濟社稷の長久、此れに過ぎたる良計はないと、そこで從來の募兵の制度を罷めて民兵を用ふることにし、是れを保甲法と稱した、保とは民家十戶組合の名稱で、そこから壯丁を選んで保丁とし、一保に保長、十保に大保長、十大保に都保正副を置いて之を取締らせ、保丁には弓弩を渡して戰陣の事を敎練した、最初は其の地の盜賊の警戒位に任じたのであつたが、數年後には其の最も武事に熟した保丁は京師に於て天子の親閱を經て官を授けられ、後には分番に巡檢司に隷屬して警備に任じた、尤も是れは畿內地方に限つた事で、他は上番をしなかつた、

曾布爲中書檢正、

【解釋】　曾布は安石の黨で用ひられたのであるが、一時の成上りであるから、內實は誰れも服して居なかつたと云ふ、

更科擧法、罷詩賦明經諸科、以經義

罵、綰曰、笑罵從他笑罵、好官我須爲之、

【字解】伊呂、伊尹と呂望、免役、官から錢を以て夫役に出る者を雇ひ、一般の人民は夫役に出ずともよろしい事にした、其の法は人民の貧富を五等に分けて置いて其の州縣の夫役の雇賃を割當て、取立てる、之を免役錢と呼んだ、頌、人の功徳を讃美する文、中書檢正、官は中書の庶務を掌る、從、猶ほ任といはんがごとし、

【解釋】蜀人の鄧綰といふ者は地方官であつたが、王安石が帝の信任を得て政柄を執つて居るを幸とし、上書して時事を言つて、陛下は方に伊尹や呂望にも劣らぬ輔佐の臣を得られた爲め、滿天下の百姓は其の青苗や免役等新法の便利なるに喜んで歌舞して居ますと、盛んに安石の太鼓持をし、又安石に書面並に頌文を贈つて阿諛を極めたから、安石はひどく頼母しく思ひ、帝に奏上して朝廷に召出し、新に中書に檢正を置いて綰を以て之に任じ庶務を管理させた、綰の同鄉の在京者は綰の貫目を知つて居るから、彼れが檢正になると或は笑ひ、或は罵つた、然るに綰は、笑ふも罵るもそれは人の勝手にせよ、此の立派な役目には此方はなるのだと、愧も怒りもせずに、いかにも大得意であつた、此の事も他書には四年の四月卽ち前の東坡の貶されたのと同月の事になつて居る、

曾公亮罷、

【解釋】熙寧三年九月同平章事曾公亮は罷めた、公亮は元來韓琦を嫉んで居たから、王安石を薦めて自然に琦を排し、遂に安石と共に政を執つた、帝の安石を信任することを知つて、何んでも安石の申出すことに贊成して呉れたから、安石もひどく有り難がつて居た、東坡は或る時、公亮に公は相位にありながら如何して安石の非を救正することは出來給はぬかと責めると、公亮は帝と介甫（安石の字）とは君臣なれども其の考は一人の樣に出來て居る、これは天の爲すわざでないかなど、曖昧な返事をした、此の度老年を名義に退職し、司空侍中に拜せられた、

策制科人、呂陶、張繪、孔文仲、力詆新法、皆報罷、

【字解】報罷、報は論報也、天子の御批にて其の譯を言つて罷められる、

【解釋】曾公亮が退職の月に帝親ら制科の士を試驗された、呂陶、張繪、孔文仲等は極力新法の宜しくない所以を論じ、殊に文仲の如きは九千餘文字の文章で攻擊したから、安石怒つて帝に白し、御批を以て彼れ等を罷めて黜けた、

范鎭以數議新法、及嘗薦蘇軾、孔文仲、乞致仕、

同樣に返上した故、三人共遂免職された、

謝景溫爲御史知雜、

【字解】 御史知雜、侍御史知雜事の略、

【解釋】 以上趙抃罷むから此處までは皆本年三月から四月中の出來事で、特に御史臺、諫院は僅か數日內に空明となつた有樣で、世間の評判彼此やかましくなつた爲め、王安石の願で急に謝景溫を侍御史知雜事として其の雜務を掌らせる事にした、景溫は安石が姻家である、

直史館蘇軾、以嘗上萬言書、及擬對廷試策、議新法忤安石、爲景溫所劾去。

【字解】 萬言書、萬言は萬字、擬對廷試策、廷試策に答ふるになぞらへて論文を作る、

【解釋】 直史館の蘇軾卽ち東坡は嘗て一萬字から成つた大文章を作つて之を上り新法の不便を極論したことがあつた、此の文は唐宋八大家文集にも載せて世人の能く知つて居ることである、又嘗て王安石に遇つた時に、安石は、帝を獨斷して惑はず、專任して疑はざる英主であると大に稱贊して東坡に話した、すると東坡は廷試の掛官となつた時に、晉武帝は吳を平ぐる時獨斷して克ち、苻堅は晉を伐つ時に獨斷して亡ぶ、又齊桓公は管仲に專任して覇となり、燕噲は子之に專任して敗る、事は同じきに其の結果の異なるは如何との問題を出したるのみならず、前に見えた通り、葉祖洽が祖宗を誹つて及第第一となつたのに大不滿で廷試策に答ふるになぞらへて文を作り之を帝に獻じた、是れ等の事で度度安石の機嫌を損じた爲め、安石は遂に新任の侍御史なる謝景溫に申含めて東坡の過失を彈劾させた、官でも其の事に付て嚴しく取調べて見たが證據が少しも擧らない、然かし軾も面白からず思つて外任を願つたから、杭州の通判となつて政府を去つてしまつた、此の事は宋史の蘇軾傳及び東坡年譜にはいづれも四年の出來事としてあるが、續綱目には三年七月の事としてある、本文は卽ちそれに從つて此處に置いたものと見える、これは景溫に劾せられたのは、三年七月で、其の事實の詮議に歲を踰し、四年の四月に杭州に去つたのであるまいかと思はる、又東坡は治平二年に直史館に進んだが、其の明年父の喪で歸鄕し、熙寧二年に朝に還つて監官告院になつたのであるから、本文の直史館の職で朝を去つたのではない、是れも續綱目に依つたのであるが誤である、

鄧綰上書言、陛下得伊呂之佐、百姓歌舞靑苗免役等法、又與安石書及頌、置中書檢正、以綰爲之、鄉人皆笑

【解釋】 孫覺は元來安石と懇意の人であつたから、安石は政事を執るやうになつて、之を薦めて自分の援にしやうと累に昇進させて、右正言から知審官院とまでしたが、覺は青苗法の利息の件に付て當局者の誤謬を駁したため、遂政府を出されてしまつた、程顥は世の所謂明道先生で、初め晉城縣を治めて居たが、縣民その教化を被り、愛敬すること父母の如くであつた、熙寧二年呂公著の薦を以て監察御史裏行となり、前後帝に進説した事は頗る多く、常に誠意を以て之を感悟せしめた、職に居ること二年、帝に上言して、近來利を興すの臣日に進み、徳を尙ぶの風次第に衰へ行くは、尤も朝廷の福にあらずと論じた、帝は顥に中書省に往いて之を議せと云はれたから、顥は直に往くと、安石は方に異論者の言を怒つて居た處であつた故、非常なけんまくで面會した、顥はしづしづと、天下の事は一家の私議ではござらぬ、何卒御氣を平になされて聽かれたく願ふと先づ一言を發すると、安石も恥入つて屈したと云ふ、元來明道も私交上では安石と懇意であつたが、政治上では衝突を來し、遂朝廷を出て地方官となつてしまつた、然かし安石は終まで其の忠信には敬服して居た、

中丞呂公著、裏行張戩、以議新法罷、

【字解】 中丞、御史中丞、裏行、監察御史裏行、

【解釋】 呂公著は新政の人心を失つて居る所以を上疏すると、帝は丁度に公著に諭して呂惠卿を御史に擧用させやうとした、公著は御史中丞卽ち諸御史の長官であるからである、然るに公著は帝に對して、惠卿は固より才物なれども姦邪なれば擧用然るべからずと上言した、王安石之を聞いて大に怒り奏して之を知潁州に貶した、御史裏行の張戩も新法の不便を論じ、孫覺及び呂公著を召還さんと請ひ、又上疏して王安石が法を亂して曾公亮、陳升之の之を救正することの出來ぬ事や、李定が邪、呂惠卿が姦等を論じた爲め、亦一知縣に貶せられた、

李定爲裏行、知制誥宋敏求、蘇頌、李大臨、以繳定詞頭罷、

【字解】 繳、之若反、俗語に封緘して進上するを繳といふ、此處では封還したことを謂ふ、詞頭、卽ち任命詔書、

【解釋】 李定は少年の時から王安石に師事した者で、地方官から孫覺の薦めで都に上つて來たが、安石に阿附して其の勢力で一躍して監察御史裏行になつた、是れは餘り常格にはづれて居るから、其の任命の詔書が下げられると、知制誥の宋敏求は御抑え然るべき由を申して、それを封じて返上した、然るに再び敏求と同役の蘇頌及び李大臨に下げて早速同意せよとの諭旨を再三達せられたが、此の兩人もいづれも敏求

行預買法、令下諸路預給レ錢和中買紬絹上、

【字解】 和買、相對買をする、紬絹、太絲の方は紬、つむぎ、細絲の方は絹、きぬ、

【解釋】 預買法を行つた、是れは諸路に前以て官庫の錢を民間に給與し置て、紬絹の出來た時に官にそれを買入れ、品が不足の時に官から又民間に買せる樣にして紬絹の相場の平均を取つた、亦均輸法の一種である、

趙抃罷、抃日所レ爲事、夜必焚レ香告二於天一、

【解釋】 王安石は新法を主張すること愈〻鋭く、殆んど當るべからざる勢であつた、熙寧三年の四月、參政趙抃、上疏して新法天下を騷動せしめ、安石は强辯を逞うし、公論をば流俗と詆り、非に順ひ過を文り、近來臺諫侍從の臣之を言つて聽かれずして去る者多く、司馬光樞密に除せらるゝも固辭するなど皆是れによれり、事に輕重あり、體に大小あり、今重を去つて輕を取り大を失つて小を得る、恐くは宗廟社稷の幸福にはあらずと論じ、遂に職を辭して政府を去り杭州の知事となつた、抃は至極溫厚淸修の君子で、政教を施すに民俗に應じて寬猛同じからず、而して惠利を其の主義とした、此の人晝間にした事は、夜になると必ず香を焚いて天に報告した、其の心の公明な事は思ひ知らる、

親試擧人、初用レ策、葉祖洽以レ附二會新法一擢爲二第一一、

【字解】 附會、肩をもつ、

【解釋】 三年の三月帝は親ら擧人を試驗された、是れより先き貢擧の主任官呂公著は內奏したには、從前の如く天子親試し給ふに詩賦を用ふるは賢を擧げ治を求むる方法とは存ぜられず、以來は之を罷めて治道を咨問し給ふて然るべしと申した事があつたが、此の度の親試は其の言を採用し、帝は集英殿に臨んで初めて策論を用ひて士を試みた、及第者は三百人であつたが、葉祖治といふ者新法に肩をもつて書いた爲め、擢でられて其の第一となつた、其の文は、祖宗に因循苟簡の政多かりしに陛下卽位し革めて之を新にす云云と書いた、いくら新政に媚ぶればとて、祖宗を誹毀するとは隨分ひどい事である、試驗掛の宋敏求と蘇軾は之を落第させやうと主張したが、呂惠卿は反對で、いかにも擢で、第一とした、

右正言孫覺、御史裏行程顥、以レ議二新法一罷、

【字解】 右正言、諫諍を掌る官、御史裏行、監察御史裏行、裏行の解前に見ゆ、

る、故に之を均輸と稱し、其の掛り官を置いた、安石の新法でも其の方法に倣ひ、發運使に專ら此の事を擔當させた、是れも矢張二年の秋である、

臺諫劉琦、錢顗、以レ議ニ新法ヲ貶セラル、

【解釋】臺諫の劉琦、錢顗等は、均輸法が發布になると、前後して其の弊害を生ずべき事を論じた爲め、いづれも地方の鹽酒税務官に貶せられた、

諫院范純仁、撿詳文字蘇轍、以レ議ニ新法ヲ罷ム、

【字解】撿詳文字、本書の註に、官掌レ佐ニ條例司ヲと見ゆ、

【解釋】是歳の八月同知諫院の范純仁及び撿詳文字の蘇轍は新法を論じて安石の意に忤つた爲め皆地方官に貶された、純仁は仲淹の子である、

行ヒ青苗法ヲ、置ク常平官ヲ、

【解釋】前に見えた通り、安石は青苗法に付て、蘇轍の議論を聞いて一時施行を見合せて居たが、會ゝ京東轉運使の王廣淵といふ者より、春の農事が始まる頃には人民窮乏者多く作付に困難するに乘じて裕福者は金を貸し、暴利を貪り兼併を事とする次第に付、何卒本道の錢帛五十萬を留めて之を貧民に貸與致し度し、さすれば人民の幸福は勿論、官に於ても二十五萬の利息を得らるべしとの願書が出た、安石は其の事の概略青苗法と合つて居る處から大に力を得て、實施は左程困難にあらずと考へ、今年九月遂に意を決して之を發布した、又常平官を置いた、是れは物價の高低を制して常に其の平均を得さする役目である、

富弼罷、陳升之同平章事、升之初附ニ安石ニ、既ニ相タリ、頗ル爲ス異同ヲ、

【字解】異同、異の字だけの意味で同は添字である、

【解釋】今や王安石は參政を以て專ら事を用ひ常に富弼と合はぬ、然かし帝の深く信任せらるゝ安石の事であるから、首相でも迚も勝てぬ、そこで度度辭職を願つて遂に本年の十月聽屆けられた、其の去る時に、帝は、卿の後役は誰が宜しからうと問はれたから、弼は、文彥博は宜しうござりませうと、答ふると、帝は默然とせられた、ややあつて、王安石は如何と問はれた、今度は弼の方で默然としてしまつたと云ふ、弼已に退くと陳升之は代つて同平章事となつた、升之は最初王安石の主義に合せて自己の位を安固にしようと考へ、安石も亦之を助けんとして懇にした故、升之は不可と知つた事でも贊成して盡力した、それで富弼の退職に付て安石は先づ升之を推して之に代らせたのであつた、然るに升之は既に相となると、安石の議論に對して餘程調子を違はせて來た、

考に付する事とした、

へかねやうと論じた、安石は、君が論も一理ありとて暫く再

を加ふる事とせば天下の州縣は到底其の手數の煩しきに堪

是れ等の事情から其の者共を犯罪者として規則通りに鞭箠

さて又參政の唐介は安石に反對し新法を爭論したが、安石は

帝の信任を蒙て居るのだから、迚も之に勝つことは出來な

い、憤慨の餘り遂に疽を背に發して此の夏卒去した、其の頃

世人は佛說を引いて生老病死苦の譬喩を作つた、先づ安石を

生とした、是れは當時日の出の威權であつたからだ、曾公亮

を老とした、是は老年を名義に退職した爲めである、唐介は

死んだから死、富弼は議論の合はぬ爲め病氣と申立て、此の

冬罷めたから病、參政の趙抃は韓琦でさへ人中の儀表と稱讚

した位の人物であるが、安石の威力を如何することも出來か

ね、只苦苦と言つて居るばかりだから苦としたといふ、安石

は或る時抃と事を論じ、大に學者風を吹かして、君達はそん

な事を言ふのは元來書物を讀まぬからだと、抃を遣り込めた

積りの處が、抃は、堯舜時代の名臣、皐陶、夔稷、契は何の書

物を讀んだらうとはね返すと、流石の安石も亦之に返す言葉

はなかつたのは可笑しい、以上富弼同平章事、王安石參政、よ

り四節は本書では一連で、安石が新法を創設した當初の事情

を示したものである、

遣ㇾ使ㇾ察ニ農田水利一

【字解】水利、灌漑の便利、

【解釋】熙寧二年四月、三司條例司の願により、劉彝等の八人を使とし諸路を巡行して農田、水利、稅賦科率、徭役の利害を視察させた、墾田一萬七百九十三箇處、三十六萬千百七十八頃を得たが、此の爲めに數年間諸路の紛擾を極めた、

罷ニ義倉一

【字解】義倉、義とは共同の意、

【解釋】太祖の建隆四年三月に詔して諸州の屬縣に義倉を設置させ、官稅を收むるときに稅の一石に對して別に一斗づつの穀を出させ、之を倉中に貯蓄して凶荒に備へ人民に給與することになつて居たが、此の度三司條例司の意見で不用となつて廢止された、

行ニ均輸法一

【字解】均輸、人民から貢を官に輸すに付て、民にも便、官にも利があつて、均しく双方の爲めに宜しいといふ意、

【解釋】漢武帝の時大司農屬に均輸令及び丞の官を設けた事があつた、是れは諸州郡から官に納める品物は、其の土地で最も豐に產した物を其處の平な時價で正規の物品の價格に照して見積り、之に換へて官に納めることを許し、官の手で之を其の物品の不足して居る地方に轉送して賣る、斯くすると納める人民の方で便利なことは勿論、官でも利益にな

餘り拘泥せぬが好い、

安石欲行靑苗法、以爲周官國服爲息法也、蘇轍曰、以錢貸民、吏緣爲姦、錢入民手、雖良民不免妄用、及其納錢、雖富民不免違限、鞭箠必用、州縣不勝煩矣、參政唐介爭論新法、不勝、疽發背卒、時人有生老病死苦之喩、謂安石爲生、曾公亮爲老、介死、富弼議論不合、稱病、參政趙抃無如安石何、惟稱苦苦而已、安石折抃曰、君輩坐不讀書耳、抃曰、皐夔稷契、何書可讀、安石亦不能對、

【字解】　靑苗法、苗のまだ靑い時に官錢を人民に貸付るから斯くいふ、詳細は解釋に讓る、周官、卽ち周禮、國服爲息、解釋に讓る、違限、期限に違ふ、鞭箠、箠は之累反、策也、此の鞭箠は犯罪者を敺つにいふ、生老病死苦、佛說に云ふ、人有輪廻、自生而老、而病、而死、皆苦境也と、苦苦、困る困る、折抃、抃をやりこめる、坐不讀書耳、坐は猶ほ緣るといはんがごとし、

【解釋】　初め陝西轉運使李參といふ者、其の部內屯戍の軍兵多く粮食等の何分不足する處から一方法を案出して、人民に豫め其の收穫の餘分を見積らせ、作付けの初めに官錢を貸與して、穀物の熟した後に利子を附けて還納させ、是れを靑苗錢と稱して居た、斯くすること數年の後、實效が見えて全く從來の不足を免れたのみならず、次第に餘裕を生じて來た、安石は此の方法に倣ひ、從來天下の諸路に設けられてあつた常平廣惠倉の錢穀を資本として、人民の豫借を願ふ者に貸付け、二分の利子で夏秋の納稅の折に還納させたならば官民共に利あるべしとて之を施行しやうとした、安石の考では、是れは卽ち周官に見ゆる國服爲息の法とて、官から必要物品を價を定めて人民へ貸與し、やがて人民が各、國事に服する貢物卽ち農は米穀、工は器具で利息を附けて返納する制度と同一の良法であると呂惠卿と評定して後ち、惠卿と同役な檢詳文字(職名)の蘇轍に示して、遠慮なく其の便不便を問ふと、轍の意見では、此の法は理論にては至極宜しいが、實際から考ふるに、錢を以て人民に貸すとなると、官吏中にはそれに緣つて惡事を働く者が出來、又錢がいよ〳〵人民の手に入ると良民でも氣が大きくなつて濫用を免れず、又返納となると富民でもなか〳〵期限に違背せぬやうには行かず、

と考へますとまで申上げたと云ふ、それで新法を施行する事も多くは惠卿と相談したから、世人は安石を孔子、惠卿を顏子と呼做した、

先是治平中、邵雍與客散步天津橋上、聞杜鵑聲、愀然不樂、客問其故、雍曰、洛陽舊無杜鵑、今始至、天下將治、地氣自北而南、將亂、自南而北、今南方地氣至矣、禽鳥飛類、得氣之先者也、不二年、上用南士作相、多引南人、專務更變、天下自是多事矣、至是、雍言果有驗云、

【字解】散步、そゞろあるき、ぶら／＼歩く、天津橋、今の河南府洛陽縣城外にある、杜鵑、一名は杜宇、又子規、又蜀鳥、ほとゝぎす、地氣、俗にいふ陽氣、愀然、顏色を變へる、得氣之先、陽氣の動くのを先きに知る、

【解釋】是れより先き、英宗の治平年中に邵雍即ち世に康節先生といふは元來術數に精しく陰陽推步に妙を得た人であつた、或る時客と洛陽の天津橋の上に散步したが、杜鵑の鳴聲を聞着け、忽ち面白からぬ顏色をしたから客は怪んで其の譯を問ふと、雍の言には、此の洛陽には以前杜鵑は居なかつた、今度始めて來たのである、元來天下がもう治まらうとする時には陽氣は北から南に行き、亂れやうとする時には南から北に行くのであるが、今南方の陽氣が北へ向つて洛陽に來たことがわかる、何故といふに、鳥は氣中に飛ぶものであるから氣の動く先きにそれを悟つてそれなりに往來するものなれば、之を見て氣の進退消長を知ることが出來る、今我れ此の杜鵑の來た處から推考すると、二ヶ年立たぬ内に上は南國出身の士を用ひて宰相となされ、宰相も緣故上多く南方人を引上げて只管政事の變更に力を入れ、天下は此れから多事になつて騷立つに違はない、困つた事だと云つたそうであるが、なるほど是になつて見ると、改革者の棟梁とも云ふべき王安石は今の江西撫州府臨川縣出身、呂惠卿は福建泉州出身で皆南方の士である、是れ等は盛に變更を務めて來たので邵雍の言が果して驗が見えたと云ふ、其の言の南北の論は、天道は南は陽で北は陰、朝廷では君は陽で臣は陰、故に地氣の北から南するは臣の君に朝する義なれば天下が治る、若し南から北すれば、君の臣に從ふ義で天下が亂るゝと判斷するのである、然かし是れ等の事は或は康節が當時の形勢より推測し、之を術數に事寄せて言へるにはあらざるか、地氣論は

なつた君實でさへ、當時は這樣ものであつて、安石の漸く其の本性を現はした時になつて始めて呂誨の先見に服したと云ふ、

其の頃、高官の間でも呂誨の差出した上疏を傳へて見た者もあつたが、其の人達も往往にして誨が彈劾の仕方は餘りひどいではあるまいかと考へた、誨の文言中には大姦物は兎角忠實者に似寄り、大詐僞は大方信實者に似寄るなり、彼れ安石なる者は表面は、質朴粗野に見せ掛けて、胸中には巧者なたくみを包み藏し、驕り高ぶつて上をないがしろにし、陰險にして他を害する大姦なりといふ樣な調子に彼れが從來の行爲を攻擊して其の十箇條を列擧したのである、當時帝は一心に安石を信用して居らる、のであるから、兩度まで手詔を下げて誨に其の取消しを喩されたが、誨は承服せずに愈、安石を論じて已めぬ故、遂に誨の御史中丞を免じて地方官に轉任させた、是れは二年六月の事である、

安石建議創制置三司條例司、議行新法、言周置泉府之官、變通天下之財、後世惟桑弘羊劉晏、粗合此意、今當修泉府之法以收利權、安石多與呂惠卿謀、人號安石爲孔子、惠卿爲顏子、

【字解】 制置三司條例司、從來三司とは鹽鐵、度支、戶部をいふ、今此役所は其三司を總べて取締る役所、宋史の職官志に、制置三司條例司は邦計を經畫し、議して舊法を變じて天下の利を通ずるを掌る出見ゆ、泉府之官、周禮の地官の下に見ゆ、財貨の融通をつける役所、桑弘羊、漢武帝紀に見ゆ、劉晏、唐德宗紀に見ゆ、利權、財利を制する權力、

【解釋】 是れも二年の春の事で安石は參政になると間もなく建議して新に制置三司條例司なる役所を創設して此處で新法を行ふ事を評議した、其の趣旨とする所は、往昔周朝では泉府の官を置いて、一方には兼併を制し、一方には貧乏を濟ひつゝ、巧に天下の財政を調和融通したものであるが、後世の理財家は惟、漢の桑弘羊、唐の劉晏の二人だけ、槩略其の意に合つたまでゞ、他の學者は皆先王の意を明にすることが出來ず、徒に人君たる者は人民と利を爭ふべからずと考へたのは實に愚である、今此の謬見を破り、泉府の法を修めて天下財理の權を政府に收むべきであるといふのであつた、此の建議は既に採用され、安石は陳升之といふ者と二人で之を擔任すること、なつた、此の頃呂惠卿字は吉甫といふ者經義に付て安石と意見が合つた處から、大に氣に入られ、安石は帝に、前世の儒者中殆んと惠卿の賢に及ぶ者は無からう

何論之、誨曰、君實亦爲此言邪、安石執偏見、喜人佞己、天下必受其弊、光退而思之、不得其說、搢紳間有傳其疏者、往往疑其太過、誨言大姦似忠、大詐似信、安石外示朴野、中藏巧詐、驕蹇慢上、陰賊害物、疏其十事、上兩降手詔喩誨、誨論之不已、遂罷誨、

【字解】 經筵、禁中で經書を進講する席、彈文、彈劾文、彈は糾也、人の罪過を糾して上へ申上る書面、新參、新に參政になつた人、安石を指す、愕然、びつくり、君實、司馬光の字 偏見、偏つた見識、喜人佞己、自分に甘く口を合はる者を好く、搢紳搢は插也、紳は大帶也、笏を插みて紳帶を垂る、卽ち高官の人をいふ、太過、餘りひどい、朴野、朴は飾氣なく、野は粗末、巧詐、上手なたくなみ、驕蹇、驕り高ぶる、蹇は傲也、陰賊、人知れずに酷いことをする、卽ち陰險、手詔、詔の中から出て門下省の手を經ぬ者をいふ、

【解釋】 二年の二月帝は富弼を汝州から召して左僕射を以て同平章事とし、又王安石を政事に用ひやうとした、參政の唐介は安石は、學を好めども古に拘泥して迂濶なれば、政事に與れば必ず無闇に變更を事とするばかりで必ず世を騷せますと云ふ、帝又侍讀の孫固に問ふと、固は、安石は侍從顧問位の處は精精で宰相には斷じて不適當でありますと申したが、帝は是れ等を信ぜられず遂に安石を參政に昇進させいよいよ政事を取扱ふ事になつた、安石に付ては前にも見えた通り、當時の士大夫はかねてから其の名を重んじて居たから、之を聞くと、いづれも天下の太平は今にも致すことは出來るやうに思つて居た、然るに呂誨は當時御史中丞であつたが彼れには大反對である、或る日の事、誨は今しも參內して帝に拜謁しやうとして行く途中で、學士兼侍讀の司馬光君實が亦御講書の席に詰めやうとして行くのに出遇つて道伴れとなつた、光はそつと誨に、今日の拜謁、申上げらるゝ件は何事でござると問へば、誨は、袖に持參致した彈劾書は新參政に付てのものでござると、話すと光はびつくりして、衆人はいづれも新參政は至極適當の人を得たと評判して居るのに、貴殿はどうして其の人を斯くも非難せらるゝか、某には解し得られぬと曰ふ、誨は、君實でさへ斯樣に申さるゝのか、さて〳〵呆れたものだ新參の安石は己れが偏頗の見識を固執し、徒に人の自分に甘く口を合せるのを喜んで居る、斯樣な心で政事を取扱はれては、天下は其の弊害を蒙つて難儀致すに相違ないではござらぬかと曰つた、光は歸つてからもよく〳〵呂誨の言を考へて見たが、どうしても安石は左樣に攻擊すべき理窟を見出すことは出來なかつた、後來政治上安石の大勁敵と

自有濮議以來、言者攻歐陽修不已、
遂罷、韓琦亦罷、

【解釋】　濮王崇奉の議が起つて以來、事が意外にやかましくなつて、言職あるの士は皇考說を主張した歐陽修を頻りに攻擊するによつて、修は遂に辭職に及んだ、然かし實情は議論の是非によつたのでも何でもない、先年修等の說に反對者の多き中に、獨り蔣之奇といふ者は修の議を是とした、それで修の周旋で之奇は御史に推選されたから、人人は之奇を姦邪と評判した、之奇は小膽の男でひどく之を苦にして、何んとか誹謗を免れたいと思つて居ると、修に怨のある者の構造じた修の過失を聞込んだから、是れ幸と、奇妙な方向へ鋒先を轉じて修を彈劾した、帝は修の願によつてそれを審究さすると、全く無根であつた爲め、之奇は却て遠地へ貶された、攻擊とは斯樣な事實であつたのである、然かし修も是れより頻に退職を願つて亳州の知事となつてしまつた、後ち六ケ月に韓琦も亦相位を退いに、皆帝の即位の年內の事である、帝は琦に問ふ、卿の去る後に誰に國政を任じて宜しきや、王安石は如何と、琦之に對へて、安石は翰林學士となれば充分餘りあれど、輔弼としては不可と存ずといつたと云ふ、

王安石爲翰林學士入對、首以擇術爲言、言必稱堯舜、

【解釋】　治平四年の九月に王安石は知江寧府から京師に召されて翰林學士となつたが、七箇月を經て熙寧元年四月始めて到著し、參內して帝の下問に奉對した、其の折に、帝は、天下の治平を致すには先づ何事を始とすべきかを問はるゝと、安石は、歷代帝王の治術に高下あり、首として其の術の法るべき所を擇ぶにありと對へた、帝は、然らば唐太宗は何如と云へば、安石は、陛下堯舜を法則としたまへ、何ぞ太宗などを取り給ふに及ぶべきや、堯舜の道は至極簡にして煩しからず、至極要領を得て動きはなく、至極容易にしてむづかしきことなしと、其の言ふ所は一も二も堯舜を稱述した、是れは實に彼れが年來の抱負で、後日施政の是非は兎も角、皆こゝから割出したのである、

富弼同平章事、王安石參政、安石既執政、士大夫素重其名、以爲太平可立致、呂誨時爲御史中丞、將對、學士侍讀司馬光亦將詣經筵、相遇竝行、光密問、今日所言何事、誨曰、袖中彈文、乃新參也、光愕然曰、衆喜得人、奈

とは前古に曾て典據なき事と駁した、卽ち執政は韓琦を始め歐陽修等は皆皇考と稱せんとの主張である、そこで意外にも議論に花が咲いて甲論乙駁仲仲決しない、帝も困却して、詔を下して此の議は一時中止として、其の內に有司に於て博く典故を求めて追て議上せよとの事になつた、來年の春になると皇太后から手詔が中書省に下つて、濮王を尊んで皇と爲し、帝よりは親と稱して可なるべき由を傳へられた、そこで帝は皇の尊號を受けず、只親と稱する事に決された、然かし此の事に終始反對の人人は、諫院の司馬光は固より、翰林の范鎭、侍御史の呂誨、范純仁、(仲淹の子)監察御史の呂大防、侍讀の呂公著にて、各入替り立替り王珪が皇伯說を主張して皇考說を不可とした、特に誨、純仁、大防等は飽くまで採用を望んで採用せられぬに激し、遂に韓琦の專權、歐陽修の邪說を劾し是れ等を一切貶黜せんと言上した、執政に於ても彼れ等の考が間違つて居る、明かに中外に發表せられ度しと願ふなど實に激烈を極めた、其の結果、鎭と誨と純仁と大防と公著といづれも辭職を願ひ、皆政府を出て地方官に轉じてしまつた、然かし執政と此の人人の議が、孰れか其の當を得たものなるかは、後後までも不決定に終つた、何は兎も角、双方皆一代の賢士で議論の衝突の爲め、斯樣な結果になるとは、意外の事もあればあるものである、

契丹復改號大遼、

【解釋】石晉の天福二年に契丹は始めて遼と改めたが後に又契丹と稱し、宋の治平三年正月に又大遼と改めた、

上崩、在位四年、改元者一、曰治平、年三十八、皇太子立、是爲神宗皇帝、

【解釋】三年帝疾ありしが四年正月崩ず、改元は治平だけであつた、年は三十八、帝は明敏で裁決は群臣の意表に出た事は多かつた、皇太子立つ是れを神宗皇帝と爲す、

○神宗皇帝名頊、母曰宣仁聖烈皇后高氏、曹太后之甥也、幼與英宗同鞠后所、後爲英宗配、生頊、自潁王爲太子、尋卽位、

【字解】鞠、養也、配、つれあひ、

【解釋】神宗皇帝名は頊といひ、母を宣仁聖烈皇后といふ、后は侍中高瓊の曾孫で曹太后の姊の子だから、太后には甥にあたる、幼少の時から英宗と同じく曹太后の手許に養育されて後に英宗の配となつて頊を生んだのである、頊は潁王に封ぜられ、去年十一月英宗の病中に皇太子となつたが、今治平四年正月に卽位した、明年帝の熙寧元年は我が後二條天皇卽位前一年である、

い、韓公の事だから大丈夫です、追つて話があるでせうと云つて、勸めて署名を濟まさせて宰相の手元へ返した、すると韓琦は政事堂(宰相の詰所)に坐し、内侍の任守忠を召出して庭先に立たせ、其の方儀、上へ對し奉り不屆千萬、其の罪死刑相當の處、特別の御憐憫にて輕減せらるゝと嚴に申渡し、責めて淮南西路即ち今の蘄州安置とし、直ぐに前の參政連署の勅書の空所に彼れの姓名を書入れて渡し、即日其の地へ引立てさせた、此の任守忠は至極の姦邪で已に仁宗在世の時に於て暗弱な皇嗣を立て、利を圖らうとして居たのに、英宗に立たれたから、帝の病に乘じて讒言し、太后と母子互に軋轢するやうに仕組んだ者であつたのだ、故に司馬光から之を市に斬らんとの申出もあり、又呂誨からも同樣の上疏があつた爲めに、遂此の事に及んだ、但し此の事は前に漏れると、どんな事が起るか知れぬから、已むを得ず韓琦は空頭勅書で參政に連署を求めた次第、歐陽修も其の何事なるを知らぬも、忠良の胸中互に確信し居る處から、斷然署名して疑はぬ次第であつた、

議崇奉濮王典禮、執政欲稱皇考、又以太后詔、令上稱親、司馬光、范鎭、呂誨、范純仁、呂大防、呂公著交論以爲不可、鎭罷翰林、誨、純仁、大防、解言職、公著罷待講、議竟不決、

【字解】 皇考、考とは父也、死後に稱す、言職、言論諫諍の職、御史諫官の類、

【解釋】 治平二年四月帝の生父濮王を尊崇する典禮は如何致して宜しかるべきやとの詔を下して之を議せしめられ、其の中に於て情宜に適切な說を採用しやうとの意であつた、是れは直に主上に關係するむづかしい事であるから、うつかり口をきゝかねる、然るに司馬光は獨り奮つて先づ議を起した、其の意は主上既に先帝の子として大統を承けられたる以上は濮王は私親なれば、之を崇奉せられて恭敬の心は先帝に專らならず、濮王は先朝よりの封贈に準じ尊屬を以て待ち給ふて當然なるべしといふのである、是れは議論の緒となり、翰林の王珪も此の說に根據して案を立てゝ議上した、然るに執政等は、珪等の議は、濮王の陛下に於ける關係と名號を伺んと稱し奉るやに付ては不明瞭なる由を奏したから、珪等は更に議して、濮王は仁宗に於ては兄たれば、陛下に於ては王を皇伯と稱して名を言はせられざること然るべしと奏した、すると執政歐陽修は禮の喪服大記を引いて、人の後を承けたる者は生父の喪を服する年月は短縮するも、之を父と稱することは改めず、是れ實に至當の事なり、生父を皇伯と稱するこ

第書レ之、韓公必有レ說、琦坐二政事堂一、召二內侍任守忠一、立二庭下一曰、汝罪當レ死、責二蘄州安置一、蓋交二鬪兩宮一之人也、

【字解】 數四、幾度も、擧措、措は倉故反、擧措の字は易の繫辭に見ゆ、仕方、振舞、改常度、常法を變更する、讒間、讒言して中を間てる、調護、中に立つて双方の折合を好く付ける、康復、健康に囘復する、撤簾、御簾を取拂ふ、太后の政事を聽くことを止められたことを言ふ、空頭勅、未だ授くべき人名を書かぬ勅書、前の方が空であるから斯くいふ、僉、簽と通ず、署名するを謂ふ、第、但也、何んでも好いから(其の譯を問ふに及ばぬ)たゞ速にしかぐ\せよの意、陳註に次第と解すは非である、內侍、宦者、蘄州、蘄州の誤、今の湖北黃州府の蘄州、安置、之を置いて去ることの出來ぬ樣にする罪名、交鬪、互に爭はせる、

【解釋】 英宗皇帝は初名は宗實といつて、濮王、諡は安懿、名は允讓が第十三子で太宗皇帝の曾孫に當る、仁宗は嗣子が無かつた爲め宮中に養ひ、崩御の前一年に立てゝ皇子と爲し、名を曙と賜はれた、仁宗崩御の時に卽位を避くること再三再四に及んだが、執政等力めて願つてやうぐ\立つた、然かるに其の事に就て痛く心配もし疑念もあつた爲め、心經病を發し、已むを得ず後に慈聖光獻と諡した曹太后(仁宗の后)權に同じく政事を聽くことになつた、后は聰明で經史に通じ、帝も天性篤孝で儉素であつたが、帝は病氣の爲め事の處置振りは時に常法を變更することがあつて、就中宦官を待遇することはひどく冷酷であつた、其の爲め近侍の面面多くは面白からず思ひ、そこで共共に帝を太后に惡樣に申して母子の仲を離間したから、太后と帝との兩宮間は遂に睦しからずなつて、內外の群臣も不安の心を持つて來た、幸に宰相の韓琦、參政の歐陽修等は兩宮の間に往來して、太后に對しては慈を說き、帝に對しては孝を言ひ、熱誠を込めて双方の折合を付けた力により兩宮も悟る所あつて、六月以來一回も朝に臨まざりし帝も七月になつて健康に囘復して、政事を親ら視らるゝ樣になり、太后も其の事に異存を挾むやうな事もなくなつたから、人情も大に安じた、然かし太后は依然政事を聽いて居らるゝ、琦も之には困じて翌年治平元年の五月に決心の上、太后に朝を去られて然るべき由を申すと、太后は相公宜しく賴む、吾が身は奥に引取らうと座を起つ、琦大聲掛りで役人を呼び、直に御簾を取除かせたと云ふ、實に其の苦心と果斷とは想知らるゝ、

其の後三月立つと、或る日琦は前書せぬ勅書一通を出し、參知政事に廻して連署させた、歐陽修は直ぐ署名したが、同僚の趙槩は疑惑して署名に困つた樣子が見えた、(本書には未レ僉とあるが、他書には難レ之と書いてある、難レ之でなければ文義は穩でない、)修は何んでも構はぬ、たゞ早く署名なさ

深山窮谷、莫不奔走悲號、而不能止、
壽五十四、皇子立、是爲英宗皇帝、

【字解】 垂簾、劉太后簾を垂れて政を聽くを謂ふ、西鄙、西方の邊境、更化、改更變化して樣子がすつかり別になる、升遐、崩御を謂ふ、神去ります、遺制、崩御の際、皇子に卽位さす遺言、窮谷、行詰りの谷、

【解釋】 八年春三月帝崩ぜられた、在位は四十二年間で改元は九度、其の天聖は九年、明道は二年合せて十一年間は劉太后が攝政の時であつた、次に景祐は四年、是れ以來は政事は始めて帝自身から出たのである、次に寶元は二年、趙元昊は反し、次に康定は一年、元昊は入寇した、尤も後にも數度入寇したが、康定の頃は勢頗る盛んで、西方の邊鄙は爲めに多事を極めた、次に慶歷になると、呂夷簡も退官し、朝廷の樣子も萬事新しくなつて、時には出入もあつたが、范仲淹、韓琦、富弼、杜衍、歐陽修、余靖、蔡襄を始めとして忠正にして氣骨ある君子は朝に滿ち盈ちたり、此の慶歷は八年にして、次に皇祐の五年、至和の二年、嘉祐の八年は北狄西戎の警報もなく國内も安樂に、天下は承平無事にて畢つた、以上合せて四十一年、之に卽位の歲の先帝の乾興元年を加へて在位は實に四十二箇年であつた、帝は能く先代の遺法を守り、洗濯の衣裳を服し、重罪の疑はしきは必ず親ら察せし等、其の溫恭節儉の德、慈仁物を恤むの心は卽位の初より崩御の日に至るまで四十餘年間終始變りのないことは一日の如くであつた、いよ〳〵崩御になつて皇子宗實に卽位さする遺言の制書は公表せられると、如何なる山奥谷奥の人民も、其の地の官廳へ走來て悔みをのべて泣出さぬ者はなく、官吏も殆んど制止しかねたる有樣であつた、廟號を仁といふも尤もな次第と先賢は云はれた、皇子立つ是れを英宗皇帝と爲す、今年は我が後冷泉天皇の康平六年で卽ち源賴義が阿部貞任を誅した翌年である、

○英宗皇帝初名宗實、濮安懿王允讓之子、太宗之曾孫也、仁宗立爲皇子、賜名曙、仁宗崩、固避數四、而後卽位、以憂疑致疾、慈聖光獻曹太后、權同聽政、上擧措或改常度、遇宦官尤少恩、左右多不悅、乃共爲讒間、兩宮遂成隙、賴宰相韓琦參政歐陽修等調護、上既康復親政、太后撤簾、琦一日出空頭勅、修已僉、趙槩末僉、脩曰、

の心得と當時の實情から信賞と必罰との急務なる所以を切言した、二箚には軍兵を選擇するの必要を論じて兵を養ふの術は精練なるを務めて多勢を目的とするにあらざることを言つた、いづれも堂堂たる且つ切實の大議論である、帝は其の第一箚を手元に留め、第二箚を中書に、第三箚を樞密に下げられた、光又五箇條の規戒を差上げた、一には、天子の業は至大、之を保持することは至難であるを言つて驕惰の心を生ずべからざるを規し、二には時を惜むべきこと、三には謀を遠くして行先きの事を慮つて其の用意あるべきを言ひ、四には微細は大事の端緒であるから忽にせずに謹愼あるべきを說き、五には政刑其の他賢を求め、官を任じ、諫を納れ、兵を治むる等に付て要點を擧げて實のある所を示し、實にして存せざれば外見盛美なるも決して無益なるを言つた、後來君實の政治上に於ける規模如何は先づ此の一節を其の總論として見て置くが好い、

策制科人、得蘇軾蘇轍、

【字解】 制科、太祖紀中に見えた、

【解釋】 今年の秋に賢良方正、直言極諫士を試驗せられて蘇軾字は子瞻、蘇轍字は子由の兄弟を得た、卽ち辨姦論を作つた蘇洵の子で、兄弟劣らぬ名士で且つ百代の文豪、父の洵と併稱して世に三蘇と曰ふ、此の度の對策で轍の文は尤も切直であつたから、或る人は之を黜けやうと願つた然るに帝は、直言を以て人を召しながら直なりとて棄てる法はあるかとて、轍を第四等に收めたと云ふ、他日新法を施行して宋の政事の大波瀾を起した者は王介甫(安石の字)で、其の反對者の頭領は司馬溫公(光の諡)、東坡穎濱(軾と轍との號)も大强敵である、故に安石知制誥たりよりこゝまでの三節は、編者が先づ暗に其の端緒を示したのである、

曾公亮平章事、

【解釋】 是れは制科人を策した前月の事である、時に韓琦は首相として、法令典故に關する事は公亮に問ひ、文學に關する事は參政の歐陽修に問ひ、三人同心で輔佐に任じたから、百官法を奉じて朝廷は肅然として治つた、

上在位四十二年、改元者九、天聖、明道、則垂簾之政也、景祐以來、政由己出、寶元、康定間、西鄙多事、慶歷更化、君子滿朝、至皇祐、至和、嘉祐、天下承平無事、恭儉之德、愛人恤物之心、自卽位至升遐、終始如一日、遺制下、雖

侍賞花釣魚宴、誤食鈎餌、已悟而食之既、上以其不情而遂非惡之、安石有重名、士爭向之、惟蘇洵不見、著辨姦論、亦以爲不近人情、必大姦慝、

【字解】 食既、既は盡也、不情、人情でない、辨姦論、姦物は外見を僞飾つて人を惑はして居るがそれを辨別する論、大姦慝、表に善く見せて内に大惡心を持つて居る者、心のねぢけた惡物、慝は惡也、邪也、隱惡也、

【解釋】 是れから以下長い間、頻に此の王安石に關した事柄が見えるやうになる、王安石字は介甫といつて、讀書を好み文章は上手で、嘉祐六年の夏に知制誥の官に除せられた、安石は從來官に遷る度に、ひどく辭退したもので、勅書を持參して來た役人を避けて便所の内に逃込んだ程の事をした、其の役人は已むを得ず勅を机の上に置いて立去ると、それを返納して辭退は八九度にも及んだ、然るに此の知制誥に除せられてからは、意外にも二度と辭退することはなくなつた、實に變な人物である、雍熙(太宗の年號)以後、暮春には近臣を召し園中に於て花を賞し魚を釣つて宴を賜ふの例があつたが、安石は此の宴に侍つた折り、うつかりして鈎につける餌を口に入れた、是れはと氣が付いたが今更出してはと、それなり食盡してしまつた、帝は其の行爲の人情に背けて無理をとうす根性を心中に惡まれたと云ふ、然かし安石は學問文章は勿論行爲まで尋常でないから、如何なる大人物かと其の評判は大層なもので、歐陽修、文彥博の如き碩學も君子もひどく譽めはやしたもので、當時の士大夫は爭つて交際を求めた、只蘇洵だけは安石に遇はずに、辨姦論を著して其の姓名を指さぬが、大に其の行爲を攻擊し、是れも矢張り人情に近からぬ事をする所から推論して其の人は必ず大姦邪に相違ない、王衍、盧杞を合せて一人とした者だとまで論斷した、

司馬光知諫院、進三劄、一論君德、有三、曰仁、曰明、曰武、一論御臣、曰任官、曰信賞、曰必罰、三論揀軍、又進五規、曰保業、曰惜時、曰遠謀、曰謹微、曰務實、

【字解】 揀軍、揀の音簡、選擇也、

【解釋】 六年の夏、司馬光は諫院の長官となつた、光字は君實といつて、亦是れ宋代屈指の人物である、時に光は三劄子を差上げたが、一劄には人君の大德に仁と明と武の三あることを論じた、二劄には臣下を統御する要旨を論じて其の任官

に代つた、二年の夏に、執中も無學無術で宰相の器にあらずと諫官御史より論奏せられて免官となつた爲め、文彥博と富弼とは並に相となつた、二人は地方から召されて京に上つて來ると、朝中の士大夫は宰相其の人を得たりと互に慶賀して喜合つた、帝は近臣に其の樣子を覘はせて承知せられたから、亦悅んで翰林學士の歐陽修に向つて、古の名相は或は之を夢や卜の上に得た事もあるが、今朕二人を相として、朝廷中の人情の斯くまで和悅するとは、何んと彼の夢卜にまさつて居るではあるまいかと話された、富弼は前から知れて居るが、文彥博の人柄も此の一事で推知せらるゝ、さて又帝は嘗て王素に、群臣中孰れが宰相とすべき者と問はれた時に、素は、惟だ宦官と宮女達の姓名を知つて居らぬ臣は其の人選に入るべき者と存じまするど對へた、其の意は宦官と宮女に知られぬのは内内物を使つて彼れ等に援助を求めて陞進を圖らぬからである、それ程の男でなければ宰相の器ではないといふのである、帝は之を聞いてさも慨然たる語氣で、左樣ならば其の人は富弼であると云はれたことがあつたが、是になつて弼ば遂に宰相になつた、淸乾隆帝の此の事に就ての評に、司馬光の如き立派な人物は婦女子でも知つて居るといふではないか、宦官宮妾は獨り知らぬ道理はあるまい、若し知れて居れば官に用ひぬであらうか、此の話は古來傳つて美談とすれば、實際に考ふれば可笑しき話であるといふやうに云はれた、尤もな評である、然し姓名を知らぬと云ふ文字言語に拘泥せずに、宦官共や宮女の常常餘り姓名を言はぬ人といふ位な意味に見るが穩當で、帝に對する言には實に切實で、事も亦美談たるを失はない、

契丹主宗眞殂、號興宗、子洪基立、

【解釋】 八月契丹の主宗眞殂し廟を興宗と號す、長子洪基嗣立ち、淸寧と改元した、

交趾李德政卒、子日遵立、

【字解】 交趾李德政、宋より交趾郡王に封ぜられたること前に見ゆ、日遵、遵の字、諸書尊に作る、

劉沆罷、文彥博罷、韓琦平章事、富弼罷、

【解釋】 嘉祐元年の冬、劉沆は相を罷めた、此の人は吏事に長じて居たが、實は張貴妃の機嫌を取つた爲めに陞進したのであつた、三年の夏文彥博は罷めた、老年の爲めである、韓琦は之に代つた、六年の春富弼は罷めた、是れは母の喪を服した爲めである、

王安石知制誥、安石每遷官、遜避不已、至知制誥、則不復辭官矣、安石嘗

官となつたと云ふ、尤も唐介の貶せられた時には、彥博も願に依つて宰相を免ぜられ、其の後に參政の龐籍が代つた、此の騷は三年十月の事である、

廣源州儂智高寇廣州、連歲陷諸州、自邕至廣西、皆被其害、命樞副狄靑、討平之、還爲樞密使、

【字解】廣源州、今の安南國諒山府の東北、儂、音農、邕、今の廣西南寧府宣化縣治、

【解釋】儂氏は唐の初の頃から代代廣源州の首領となつて居たが唐末の頃から交趾に服屬した、宋の時になつて儂全福といふ者交人に殺され、其の妻改めて他に嫁し男子を生み、それに儂氏を稱させ、智高と名づけた、智高成長の後、隣地の安德州を取り、廣源州に倂せて南天國と號し、宋に二度まで內附を願つたが、返答せられぬを怨み、皇祐元年の秋から廣州の管內に寇し、連年諸州を攻落して兵威を振ひ、邕州から廣西桂州にかけて皆其の害を被り、嶺外の騷動は日に甚だしく、地方の官軍は迚も討平すべくとも見えぬ處から、四年七月樞密副使狄靑が志願に任せて之を遣り諸軍を總督させた、五年の正月、狄靑夜中に崑崙關を超えて大に智高を邕州に破り、首を斬ること數千、智高城を燒いて西走して大理國(卽ち南詔、今の雲南地方)に入つたが、病死して首は京師に送られた、是れで南方多年の騷亂が平定したから狄靑は凱旋し、功を以て樞密使に陞進した、

龐籍罷、

【解釋】五年閏七月、龐籍は姻戚の者が賄賂を受けた事に坐して退職した、此の人は最も吏事に長じて居た、故に宰相となつてからの評判は郡を治めた時よりも却て低かつたと云ふ、

陳執中、梁適平章事、適罷、劉沆代之、執中罷、文彥博、富弼竝同平章事、士大夫相慶得人、上曰、人情如此、豈不賢於夢卜哉、上嘗問王素、孰可爲相、素曰、惟宦官宮妾不知姓名者、可充其選、上慨然曰、如此則富弼耳、

【字解】夢卜、夢と卜と、殷高宗夢に傅說を得、周文王卜して太公を得た、竝に本書殷周の紀中に見ゆ、

【解釋】龐籍の罷めた爲め執中と適と相となつた、然し翌至和元年の秋、適は御史に過失を論ぜられて罷め、劉沆が之

罷、

【解釋】是れは前の慶歴八年五月の事で、上言して夏竦の姦邪にして到底樞要の官職に置くべからざるを論した者があつた、會〻雲も無いのに一日に雷が五回まで鳴渡つたから、帝は此の天變は必定竦の致したものと思ひ、竦は遂免官され宋庠は之に代つたが、今年陳執中の退職の時になつて同平章事に進んだ、然かし後二年に、之れも建明する所なしの攻撃で官を引いた、

張貴妃兄堯佐、一月除四使、監察御史裏行唐介論之、不聽、遂劾奏、文彦博向守蜀、以燈籠錦獻貴妃得執政、故黨堯佐、上怒遠貶介、彦博亦求罷、龐籍平章事、

【字解】兄、本書の註に、兄當作諸父、案宋鑒、貴妃乃堯佐姪也、と見ゆ、監察御史裏行、未だ監察御史に正除せられずに其の班裏(格式の內)に於て職務を行ふの名、燈籠錦、間金奇錦といつて金を交ぜて奇異に織つた錦の燈籠摸樣を成す者、上元の宴會に張貴妃は之を著た、

【解釋】此の頃張美人は寵愛最も深くて遂に貴妃に進み、勢後宮を傾けて居た、其の緣故で諸父なる張堯佐は、僅か一箇月間に淮康軍節度使、群牧制置使、宣徽南院使、景靈宮使の四役に除任せられたといふやうな有樣で實に日の出の勢であつた、其宣徽使に除せられた時に監察御史裏行の唐介は憤慨の極、之を抗論すると、帝は聽屆けず、且つ是れは中書省からの申立だと話したから、介は遂に首相文彦博が以前益州に知たりし時に、蜀地の特產なる間金奇錦で燈籠の紋樣を織らせ、張貴妃に獻上して上元の盛服とし、其の緣故で執政を得たのであるから堯佐に力を持つて斯くも頻りに榮進させるのであると上言した、帝は、事を論ずるは固より介の職であるから宜しいが、彦博の宰相となつたのは官女の力だとは、實に不屆千萬な申條である、且つ速に彦博を罷めて富弼を相とせよと言ふも甚だ出過ぎたりと怒を發し、介を英州別駕に貶した、英州は今の廣東の韶州である、是れより直御史といへば人は必ず先づ唐子方と云つたものだ、子方とは介の字である、然かし文彦博の貴妃に錦を獻じた事の有無は世間で遂に分別は付かずにしまつた、此の後御史の吳中復といふ人が介を召還さうと願ひ出た時に、彦博は再び相位に居たが帝に申すやう、介か申したることは、多くは臣の病に中つて居ます、其の間には無論風聞の誤はござりますが、御尤めが少し重過ぎたと心得ますれば、今日となりては何卒中復の願を御聽屆けあらせらるゝやうと懇請したによつて、介は召還されて諫

合ぜの事となり、樞密使に改められた、就任の際に兎角災難に遭ふ男だが、それでも四年前失つた樞密をやつとの事で得たから幾分か氣が濟めたらう、(注意)前二節本文一連、

貝州卒王則反、文彦博宣撫河北、討平之、彦博入爲平章事、

【字解】貝州、今の直隸廣平府清河縣、

【解釋】七年の十一月、貝州の軍卒王則は反した、此の者は元來佛教によつて妖言を唱へ信徒が次第に增加した處から、遂に非望を起し州城を奪つて之に據り、自ら東平王と稱し、得聖と改元するなど、勢がなか／＼振つた、知開封事明鎬詔を奉じて之を攻めたが城が堅固で攻め難い上に、夏竦は鎬を惡んで中から種〻な妨をするから容易に功を奏することが出來ぬ、然るに明年正月に文彦博は河北宣撫使として赴任し、明鎬は其の副となつて、遂に貝州を攻落し、王則を擒にして京師に磔し、凡そ六十六日で全く平定した、其の來月彦博は朝に入つて平章事になり賈昌朝の後に代つた、

趙元昊慶曆初、嘗因范仲淹請和、反覆數歲、竟納欵復稱臣、策命爲夏國王、名曩霄、歲賜銀絹茶綵二十五萬五千、遂不復寇邊、卒、子諒祚立、

【字解】納欵、降伏する、欵は誠也叩也、策命、策は册と同じ、册は王言也、茶綵、綵は綺の類、

【解釋】西夏の趙元昊は一時勢力を振つた者の、軍兵の死亡者も多く、費用も給せざる處から、慶曆元年の春使者を延州に遣して范仲淹に因て和議を申入れたのを手始めとして、それ以來、宋と互に使者を以て談判反覆を重ねて數年を經過し、結局彼れの方から屈伏して誓書を致し宋に對して再び臣を稱することになつて、四年の十二月册禮使を發して元昊を夏國王に册命し、曩霄と名づけた、然かし宋からは彼れが願の通り以後年年銀は兩、絹と綵帛は匹、茶は斤で合數二十五萬五千を給賜することを約した、畢竟宋でも長年の出兵に疲れたからである、此の後は元昊も穩になつて全く入寇を止め、八年の初めに卒去して其の子諒祚は嗣立つた、

陳執中以無所建明罷、

【解釋】慶曆も八年で終り明くれば皇祐元年と改まる、其の秋、宰相陳執中は宰相となれる以來卜者や人相見などを延見するばかりで、大政には少しも效能を示さないと、屢〻攻擊せられ、遂足病を名義にして退職してしまつた、

夏竦罷、宋庠代之、尋同平章事、未幾

衍が剛正なことが愈〻知るべきである、

會〻衍婿蘇舜欽、監二進奏院一、用下鬻二故紙一公錢上、祀レ神會レ客、御史中丞王拱辰、素不レ便二衍等所一レ爲、因攻二其事一、置レ獄、得レ罪者數人、拱辰喜曰、吾一網打去盡矣、衍相七十日而罷、賈昌朝平章事兼樞密使、韓琦罷二樞副一知二楊州事一、章得象罷、陳執中平章事、昌朝罷、夏竦代爲二樞密使一、

【字解】鬻故紙、ほご紙を賣拂ふ、公錢、官金、置獄、特に裁判を設置する、衍相七十日而罷、七十日誤る、解釋を見よ、

【解釋】前の通り杜衍は天子にでさへ憚かられて居たのであるから、小人どもには尙更窮窟がられて居た、會〻衍が婿なる蘇舜欽は進奏院の日付役として居ながら奏聞などの下書をした反古紙を賣拂つた官金を使つて神を祠り客を院内に招いで宴會を開き藝妓を召んで譟いだ、御史中丞の王拱辰は平生杜衍范仲淹等の所爲を好く思つて居ない、然るに此の舜欽は婿なる上に、范仲淹の薦めた人物で、文章が上手で議論は動れば權貴を侵して忌まれて居たから、王拱辰は直ぐ職務を利用して舜欽が此の度の過失を彈劾し、是れに因て衍及び仲淹を傾けやうと圖つた、其の爲め特に裁判が設けられて、舜欽は仕官の資格を失つたのみならず、當日會合した十餘人の客はそれ〴〵罪を得た、いづれも知名の士であつたと云ふ、王拱辰は大得意で、一と網で彼れの黨類を打除けてしまつた、何んと上首尾ではないかと云つた、斯くなつては杜衍も朝に安じかね退職を願つて居る内に、反對者より、更に范仲淹と富弼は徒に邦紀を變更紛亂せる者なるに、朝に居て常に二人を庇護ふ者杜衍なる由を奏上した爲め、衍も弼も仲淹も皆一州の知事に貶されてしまつた、衍が相位に居たのは僅か百二十日に過ぎなかつた、心ある者皆惜んだと云ふ、是れは慶歴五年正月の事である、衍は去年九月に宰相になつたのだから本文の七十日は誤である、今韓琦が上疏文に據つて改めた、

杜衍に代つて賈昌朝は平章事となり樞密使を兼ねたが、樞密副使の韓琦は衍、仲淹、弼三人を罷むるは實に國家の福に非ずと論じて上疏したるに聽かれぬ處から不平で遂に外任を求めて知揚州事となつた、其の夏章得象は無能を諫官から劾されて罷め參政の陳執中は代つて平章事となつた、前に專ら杜衍を惡樣に帝に申したは此の男である、七年の春に昌朝は罷め、夏竦はそれに代つたが、諫院から異議が出て宰相は見

諫官曰、外人知衍封還內降、邪、朕在宮中、每以不可告而止者、多於所封還也、

【字解】 造謗、人の過失を擧げて之を傷める語を構造する、裁僥倖、裁は抑也、內降、中書門下二省の議を經ずに天子直に內旨の手詔を降すを內降と謂ふ、寢格、寢は息也、格は止也、

【解釋】 仲淹、弼等は上に信任せられて天下も其の功業を想望した甲斐もなく、翌慶歷四年になると、六月には仲淹は陝西河東宣撫使として去り、七月には弼は河北宣撫使として去つてしまつた、其の內情は仲淹等の嚴格な遣方を悅ばぬ者も少くない上に夏竦は何時か恨を報ぜんと隙を伺つて居る處へ、例の石介は富弼へ遣つた書中に伊周の事を行へといふ語があつたのを幸ひ、竦の家の女中の文字に巧者な者があつたのに竦は申付けて介が手跡を習はせて其の書を僞作し伊周を伊霍に改めさせた、本書では、伊尹が太甲を輔佐し、周公が成王を輔佐した樣に忠勤せよといふのであるが、只一字を改めたばかりで、伊尹が太甲を放ち、霍光が昌邑王を廢した樣に今上を處置せよといふ文意に變じて非常の相違を生じた、斯くして竦は更に石介が弼の爲めに書いたといふ廢立の詔草をも僞作して其の事を世間に云ひふらして上聞に達するやうにした、本文の謗を造るとは卽ち是れである、帝は固より信じはせぬが、是れ等の事情から弼と仲淹等は自然に朝廷に安じて居がたく、適ゝ契丹は西夏を伐つと云ふ聞えがあつたから、西北兩方面の邊地は心許なしと、各ゝ願つて其の地へ去つたのである、去年仲淹の云つた通り、果して怪鬼輩の爲めに析角成就に近づいた大事を破壞してしまつた、九月になると諫院で有名な歐陽修も亦政府を出て河北都轉運使として去つた、元來宰相の晏殊は平常賢を好み務めて人材を進めた歐陽修の諫院に入つたのも殊の薦である、然るに修の事を論ずることは烈しいから、殊は今は持餘して修を面責することもあつたなどで修は遂河北に出たのである、それを他の諫官は不法として烈しく論じたから、今度は晏殊の方も宰相を免ぜられてしまつた、そこで樞密使の杜衍は殊に代つて同平章事となつた、衍は清廉剛介の人柄で、宰相になると務めて僥倖によつて官途を甘く渡らうとする者どもを嚴重に抑付けた、それで中書門下を經ずに直に下げらる〻詔書を取次ぐときは大抵は押えてしまつて下渡さぬ、それを溜めて居て十二三通にもなると御前へ返納するのである、後ち帝は歐陽修に話されたには、世間では杜衍が內降書を封じて返納した事を漏聞いて居るであらうが、彼れが不同意で返納した數といふは夥しいものであつた、然かし實は朕は宮中で內降しやうと思つても、每每衍に知らせ憎い爲めに止めたのは、衍から封じて返還した數よりも多かつたと云はれたと云ふ、

倖、三曰、精貢擧、四曰、擇官長、五曰、均公田、六曰、厚農桑、七曰、修武備、八曰、減徭役、九曰、覃恩信、十曰、重命令、上方信向悉用其說、惟武備欲復府兵一說、宰相以爲不可、時章得象、晏殊、並同平章事、

【字解】 責之、其の責任とさする、天章閣、閣名、筆札、筆紙、列奏、列べて申立てる、明黜陟、官を下げたり上げたりすることを情實によらずに明確に行へ、抑僥倖、こぼれざひはひで出世する者の無いやうに其れを抑へなくてはならぬ、精貢擧、貢擧の士の實力檢定は精密にせねばならぬ、均公田、百姓へ渡す田地は大小不同のなきやうに均一にせねばならぬ、覃恩信、覃は延也及也、綱目には推に作る、恩愛と信義とは親近者に限らず、一般に行屆くやうにせねばならぬ、重命令、一度下した命令を取消したり變更したりするやうな事では、朝廷の威信が輕くなるから、之を下す前に愼重せねばならぬ、信向、深く信じて心がそれに歸嚮する、府兵、唐の盛時に府兵を置いたが後廢してしまつた、府兵の事は唐太宗紀中に見ゆ、

【解釋】 仲淹の樞密副使となつたのは四月の事であつたが、七月になると、仲淹は參知政事に遷り、同日に富弼は樞密副使と爲つた、帝既に仲淹等を拔擢して熱心に改革を圖り、弼には主として契丹に關する事を擔當させ、仲淹には西夏方面の事に任ぜさせ、仲淹等の御前に伺候する度に、必ず天下の太平を致すべき事を以て其身に引受けさせて意見を問はれた、又特に天章閣を其れ等諸臣の爲めに開いて召して咨詢に對せしめ、各〻坐席を賜はれて紙筆を給與し、其の處にて意見を認めて直ぐ申上げる樣に命ぜられたが、一同は御前咫尺の席上で起草するのは恐れ入るとて一應退席の上、仲淹の認めて差上げた文面には十箇條の意見を列立て、奏上した、十箇條の題目は本文に見ゆる通りである、帝は仲淹等を信じて一心に彼れ等の主張する方面に傾いて居る折りであるから、十箇條とも丸で其の說を採用する事になつた、然し武備を修むる一條の內に盛唐時代に置いた府兵の制度を復さうといふ一說だけは、久しく變遷して來た今日の時勢では不可なりと、宰相の意見で反對を受けた、其の頃の宰相は章得象及び晏殊であつた、

未幾、仲淹宣撫陝西河東、富弼宣撫河北、竦等造謗、故仲淹等不安於朝、歐陽修亦出使河北、晏殊罷、杜衍同平章事、衍務裁僥倖、毎內降率寢格不行、積詔旨十數、輙納上前、上嘗語

朋、惟君子有之、小人同利之時、暫爲朋者、僞也、及其見利而爭先、或利盡而情疎、反相賊害、君子修身則同道而相益、事國則同心而共濟、終始如一、此君子之朋也、爲君者、但當退小人之僞朋、進君子之眞朋則天下治矣、

【字解】目、名目をつける、黨人、徒黨を組んで惡事をするもの、朋黨、組、仲間、共濟、共同して事を成就する、

【解釋】果せるかな、范仲淹の言つた通り、夏竦は石介が衆賢云云の詩に因つて、其の同類、卽ち仲淹の所謂怪鬼輩と議論を構造し、杜衍等に名目を付けて黨人と呼んだ、昔は彼の國で黨人又は朋黨、我が國で徒黨など、云へば、私に同類をかたらひ故に組を造つて、一統の王政に妨げをする者の様に、惡い意味で一般に解釋されて居たからである、是れは當時の朝廷に立つた賢士に取て はひどく妨害になるので、そこで歐陽修は朋黨論を作つて帝に上つた、是れは有名な文章で其の大略を擧げると、小人には朋といふものが無い、君子にばかり有るのである、其の故は、小人間にも無論朋といふものが無いではないが、それは利益を同じうするとき一時的の朋を爲すまで、僞朋であるからである、其の證據にはいよいよ利益があると目が付けば我れ先きと一人で之を占めやうとしたり、又は其の利が盡きてしまへば交情が忽ち疎遠になつたり、いづれにしても昨日まで兄弟でも及ばない者が今日は反つて仇敵となつて互に危害を加へあふのである、君子に在つては其の身を修むるときには、道を同じうして互に爲になるやうにし、其國に事ふるときは、心を同じうして、共共に其の事を成就するやうにして進退始終一貫して居る、此れが卽ち君子の朋で眞朋である、實際には君子に朋があつて、小人には無いのである、世の人君たる者は能く鑒識を明にして小人の僞朋を退けて用ひず、君子の眞朋を進めて事を任ずべきである、斯くせば天下國家は必ず治ると論じだ、(注意)以上二節を本書では一連、

仲淹遷參政、富弼爲樞副、上旣擢仲淹等、每進見、必以太平責之、開天章閣召對、賜坐給筆札、仲淹等皆惶恐、退列奏十事、一曰、明黜陟、二曰、抑僥

西省地方、但し陝は河南に屬して是れより以西の地をいふ、古來より呼做せることにて既に本書卷一周の初に見えた、拊股、拊はうつ、陳股曰く舊本に撫に作るは非なりと、怪鬼輩、化物共、夏竦等を指す、

【解釋】　呂夷簡も病氣の爲め勤務に堪へず、それに孫沔、蔡襄等上書して彼れが忠直を黜け柔佞を用ふるなどを攻擊したから、慶歷三年の三月遂に致仕してしまつた、帝は此の際を以て天下の弊事を改革しやうと思立ち、それには言路を開くが何よりの先きだから諫官の員數を增加し、王素、歐陽修、余靖、蔡襄を諫院の職に供し、韓琦、范仲淹の二人を樞密副使とした、是れは此の頃、趙元昊は和を願出て、西邊もそろ／＼靜穩になりかゝつて來たから、二人を都へ召還されたのである、又其一月前に夏竦をも召して樞密使として韓范二人の上に置かれた、竦は西夏討伐の折りにも招討使で韓范二人は副使であつた故、樞密でも其格式に依つたのである、然るに諫院の歐陽修蔡襄等の剛骨連は各〻上疏して、竦は陝西に在て臆病者で退縮して少しも力を盡さず、且つ彼れの人柄は陰險なれば、斯かる要職に置くべき者にあらざる由を論奏し、又御史からも攻擊があつた爲め、折角都へ到著したばかりの夏竦は免職されて杜衍は之に代つた、國子監の直講なる石介は篤學で氣慨のあつた人であつた故、之を聞くと大に喜んで、是れは實に今上御盛德の致す所の美事であると曰つて、乃ち慶歷聖德詩といふを作つたが、其の内に本文に見ゆる通りの句があつた、其の意は、衆多の賢士の朝廷に進んで諫官に樞密に任ぜられたるは、茅の拔くる有樣で根と根の連絡から幾本も一緒に續いて拔けて來る、大姦物擯斥せられて要職を失つて去れるは、雞の恃みとしたる蹴爪の脫けたる有樣で、最早他雞に對して威張る勇氣もなし、實に痛快の極であるといふのである、大姦物とは夏竦を指していふ、仲淹と琦とは此の時丁度召に應じて陝西から同行して都へ上つて來る時で、途中此の詩を見て、仲淹は嘆息の餘り、はたと膝を拊つて琦に向ひ、困つた事をした、此の化物共の爲めに折角甘く行くべき大事を壞してしまつたと謂つた、化物共とは無論夏竦等を指していつたのではあるが、仲淹の嘆じた本意は、石介の詩は誠實から出たもの〻、國家の成行きを深慮せずに率直に斯かる圭角のある字句を用ひては、結局姦物共を激して深く怨を抱かせ、折角成就せんとする此の度の御改革を妨害さする事になるといつたのである、尤も當時石介の先生と仰いだ孫復も、介の禍は此れより始ると嘆じたから、是れと同意だと仲淹の言を解釋する者もあるが、復は介の身上を嘆じ、仲淹は介の詩で政治上に大關係を生ずるを困つたのである、

竦因與其黨造論、目衍等爲黨人、歐陽修乃作朋黨論上之、略曰、小人無

何か事が出來た時にそれに因つて弼を罪にしてやらうと平生狙つて居たのであるから、此の度の契丹の難題に對して返答の使者は實に此の上も無いむづかしい役目であれば是れ幸と、帝に奏して富弼をそれに選任した、歐陽修は、是れぞ富公一生の大事と痛歎し、顔眞卿が李希烈に使したる事を引いて之を留めやうと願つたが聽届けられなかつた、然るに富弼は毫も懼るゝ様子もなく自ら勇んで其命を奉じて出發し、彼の國に到著すると、其の館舍から虜廷に往きつ返りつ議論難詰を重ね、力めて關南の地ば割與することを拒絶して大に契丹の主を感悟させた、然かし其の代りには、契丹に對して公主を嫁するか或は歳幣を增すかの一事を擇ばなくてはならぬし、又誓約書も交換せねばならないに因て一應歸國したが、廷議は歳幣を增すことになつて、富弼に再び引返して契丹に往かせた、然るに契丹へ贈る國書の文言は、宰相から弼に授けた彼れへ對する口狀と、わざと相違させて書いて渡した、是れは夷簡が其の相違を弼が言の誤として之を罪に陷れやうとの計略であつた、弼は已に出發したが、程遠からぬ途中で國書の文言は果して夷簡から授つた口狀と同一なるやに疑を生じ、副使を立合として之を開けて觀ると全く別になつて居るから、直ぐ京都へ取つて返して委細を奏上し、烈しく夷簡が所爲の不正を面責して文言を口狀の意味通りに書直した國書に取換へて往いて、歳歳契丹に贈る銀に十萬兩、絹に十萬疋を增し、和議を定めて歸國したのは此歳九月の事であつた、(注意)以上三節は本書にて一連、

呂夷簡求罷、上遂欲更天下弊事、增諫官員、命王素、歐陽修、余靖、蔡襄供諫院職、以韓琦、范仲淹爲樞密副使、召夏竦爲樞密使、諫官論罷竦、以杜衍代之、國子直講石介喜曰、此盛德事也、乃作慶歷聖德詩、有曰、衆賢之進、如茀斯拔、大姦之去、如距斯脫、大姦指竦也、仲淹、琦適自陝西來、道中得詩、仲淹拊股謂琦曰、爲此怪鬼輩壞事、

【字解】更、音庚、あらたむ、如茀斯拔、茀は茅と同じ、周易に、拔茀連茹とあつて茀を一本引抜くと、一緒に幾本もそれに續いて拔けて來る、茹は茀の根である、如距斯脫、韓愈の詩に、或拔其角、或脫其距と見ゆ、距は雞の蹴爪で、雞は之を恃んで強いのであるが、これが脫けては弱くなつて他の雞を害することが出來ぬ、陜西、卽ち今の陜

たことがある、此の延州は防備の薄弱な上に、西夏の賊軍が陝西に出入する要路になつて居るのであるから、餘程守禦のむづかしい地で、前に范雍などの失敗した譯である、然るに仲淹が赴任すると、兵を練り砦を修め軍勢大に振つたから、西夏人は互に戒め合つて、今後延州に就ては、攻略しやうといふ意を持たぬが好い、新任の小范爺さんは胸の内に自ら數萬の軍兵を持て居るから油斷はならぬ、前の大范爺さんの樣などうにも瞞される者とは比較にならぬよと云つた、是れは前に元昊は詐つて范雍に使を以て服從するやうな事をうまく申送つて油斷をさせ、急に之を襲撃して前に見えた通り敗北させたから斯く言つたのである、韓琦も亦能く兵を用ひて屢、賊を惱した、故に西夏に接して居る邊境の人民が其の頃の流行語に、我軍に一人の韓が扣居て、西夏の奴原肝冷す、我が軍に一人の范が扣居て、西夏の賊共肝潰すと唱へたと云ふ、元昊が勢力で思ふまゝにならなかつたのは、それは之を抑付けた琦と仲淹の兩人の骨折が大部分を占めたのである、

契丹乘朝廷有西夏之撓、遣泛使求石晉所割、周世宗所取關南地、知制誥富弼接伴、時夷簡任事、人莫敢抗弼數侵之、夷簡欲因事罪弼、以弼報使、弼至、往返論難、力拒其割地、使還、再遣而國書故爲異同、夷簡欲以陷弼、弼疑而啓觀、乃復回奏、面責夷簡、易書而往、增歲賂銀絹各十萬、定和議而還、

【字解】　西夏之撓、撓は擾也、ごた〳〵、泛使、海に泛ぶの使者、海路から船で來た使者、石晉、石敬塘の晉、司馬氏の晉と混ぜぬやうに斯く言ふ、關南の地、前に解した、接伴、應接する、任事、一人で專ら政事をして居る、報使、返事の爲めに使者として往く、論難、議論して難詰する、國書故爲異同、天子の書面の文句をわざと弼に述べさせる口狀と相違さする、

【解釋】　契丹は宋の朝廷に西夏の騷動があつて手の廻りかねるに乘込んで利益を占めやうと慶曆二年の三月に海路から使者を送つて、晉の高祖石敬塘が契丹に割讓した土地の内周世宗が取返した瓦橋關以南の諸州を再び戻して呉れと請求して來た、知制誥の富弼が其の應接掛となつた、時に呂夷簡は宰相として一人で政事に專任し、ひどい勢力で幅をきかして居る際であるから、廷臣が誰一人として敢てそれに反抗する者は無い、然るに富弼ばかりは少しも之に屈服せずに、幾度となく議論で彼れに衝込んでやつた、それ故夷簡は

して、德和は眞先に逃出し、劉平の子に追付かれて止められたるにも拘はらず遂に逃亡して初より一戰もせず、然るに忠義の劉平を降參と誣へ、其の爲め敗走したりとて自分が逃走せる罪を免れやうとしたのであつたと判明した、そこで德和は其の罪に坐して腰斬の重刑に處せられ、臆病者の范雍も免職された他の書には、殿中侍御史の文彥博は河中まで出張裁判を命ぜられて此の事が判明した事に書いてある、

時軍興多事、張士遜無所補、諫官韓琦上疏曰、政事府豈養病坊邪、於是士遜致仕、呂夷簡復相、用韓琦范仲淹爲邊帥、仲淹嘗兼知延州、夏人相戒曰、毋以延州爲意、小范老子、胷中自有數萬甲兵、不比大范老子可欺也、邊人爲之語曰、軍中有一韓、西賊聞之心膽寒、軍中有一范、西賊聞之驚破膽、昊之不得大逞、蓋藉仲淹之宣力居多、

【字解】 養病坊、綱目に唐玄宗開元二十二年置病坊と見ゆ、其の病坊を諸寺に分置し、寄進の田畑の收入を以て貧困の病人を此處に容れ、施療して養つたのである、今の語で云へば慈善病院とでもいふべきか、勿以延州爲意、爲意は攻取らうとおもふを言ふ、小范老子、大范老子、小范は范仲淹、大范は范雍を指す、大小は年齡からいふ、西陲の民俗父を謂つて老子といふ、故に又知州を尊稱して老子といふ、心膽寒、心膽を冷す、ぞつとする、心は心臟の心、此の寒と韓とは同韻で二句一調子、驚破膽、膽を潰す、此の膽と范とは同韻で二句一と調子、籍音慈夜反、宣力、骨折、居多、大部分を占めてゐる、

【解釋】 趙元昊の反せる以來、西邊に軍興り國家多事の時となれるにも拘らず、首相なる張士遜は例の合せ太鼓で少しも朝廷に補益する所はない、諫官の韓琦は上書して之を言つた文中に、政事府(宰相參政の詰所)は元來慈善病院とは事違ひ、決して老病無用の輩を養ふ所には御座なく候といふ樣な劇烈な文句があつた、斯かる事情から士遜も安ぜず康定元年の夏隱居願を差出して退職し、呂夷簡は復た入つて宰相となつた、其の月韓琦と范仲淹を陝西經略安撫招討副使として西夏の方面に當らせた、元來夷簡の所爲は惡い事も少くないが確に宰相たる器量はあつた者で、自分に三四年前まで大反對で攻擊を加へた爲め都から放逐した仲淹を再び採用して邊帥とした類などは卽ちそれである、尤も是れは韓琦が生命掛で帝に勸めたにも困つた事である、是れから韓范二人は久しい間西邊の防禦に當つたが、仲淹ば嘗て延州の知事を兼務し

趙元昊、據有夏銀綏宥靈鹽會勝甘涼瓜沙肅州之地、居興州、阻賀蘭山爲固、僭號大夏皇帝、入寇、西邊騷然、范雍經略西夏、聞元昊將攻延州、懼甚閉門不救、劉平戰、中官黃德和誣奏平降賊、以兵圍其家、議收其族、富弼言、平自環慶來援、姦臣不救、故敗、罵賊而死、德和誣人冀免、坐腰斬、范雍罷、

【字解】 夏銀等諸州、前に屢〻見えたるが大體を云へば、銀、靜、綏と北から竝んで今の陝西の綏德楡林兩府の間、勝、夏、宥は陝西の北に當つて長城の外黃河の內、靈、鹽は甘肅の北、會は甘肅の中央で今の蘭州の東北隣、蘭州の西北に涼、甘、肅と竝んで今も同名、肅州の西北の伊犂の安西州は卽ち瓜、瓜の西は沙である、興州、卽ち靈州、元昊之を改む、賀蘭山、今の寧夏府の南北に亙る大山脈、經略、取り定める、延州、今の陝西の延安、環慶、二州の名なれど隣接地なれば一地方として呼ぶ、竝に今の甘肅慶陽府內、

【解釋】 趙元昊は先代傳來の夏、銀、綏、宥、靈、鹽、會、勝、甘、涼等の諸州の上に新に回鶻を倂して瓜、沙、肅三州の地を併せて此に據有し、靈州を改めて興州とし其の都城を興慶府と名づけて前に黃河を當て背に賀蘭の大山脈を楯に取つて固めとし、地方萬里、軍兵五十餘萬人、大夏皇帝と僭號し宋に入寇して來たから宋の西邊卽ち今の陝西甘肅の北方の騷動は容易でなくなつた、是れは寶元元年の頃からである、其歲の十二月范雍は安撫使として西夏の亂を經略する事に任じて延州方面まで出張したが、其の二年卽ち康定元年の正月に元昊の將に延州を攻めんとする由を聞いてひどく驚懼れて城門を閉切り、諸處の砦は連りに攻落されても赴救ふといふことをしない、出張中の副總管劉平に急を告げて延州に援來らせると途中で賊と出會ひ、數日間各地に轉戰してひどく働いたが軍兵潰散して劉平遂に捕はれて殺された、然るに監督として其の軍に居た、宦者の黃德和といふ者は平は賊に降伏したと誣ひて戰地から急使で奏聞に及んだから、朝廷でも兵士を以て平が家を取卷かせ其の家族を悉皆召捕らうとの評議があつたが、其の內に事の眞相が知れて止めになつた、それは富弼の取調べた言に據れば、平は環慶の出張先から一散に馳せて延州へ來援する途中賊と各處に苦戰したが姦臣范雍之を救ふことをせざる故、遂敗軍に及んで捕へられ、賊に散々惡口して少しも屈せずして死んだのである、又官軍が初は勝利であつたが再戰少しく退却すると、黃德和の軍先づ潰亂

之、以レ無レ所二建明一而罷、張士遜章得象代レ之、

【字解】 數、音朔、しば〳〵、饒州、今の江西饒州府鄱陽縣治、館閣、記錄の方の掛の總稱、羞恥事、人に對して面目がないといふ事、本書の註に如レ癡二郭后一之事と解するは謬る、修が若納に與へた書で知れる、因對、對は入對、御前で御尋れの折、建明、事を申立て明に辯じる、

【解釋】 來年卽ち景祐元年に范仲淹は召されて再び政府に還つて暫く天章閣待制として居る、執政者は其の政府に留らんことを恐れて命じて知開封府とした、然かし事を言ふことは前よりも愈急ゝに幾度となく時の政事の是非を論議した、卽ち百官圖を上り除任の次第を明にして暗に呂夷簡が人を進用し方の私なるを示すとか、或は建都の事を論ずるとか、或は四論を獻じて時の弊事を譏るとかした爲めに、夷簡は、仲淹濫に職分外の事を言つて君臣を離間する者と訴へ、遂に帝都の府知事を落して饒州の知事としてしまつた、

之を聞くと館閣員の學者連中は默つて居らぬ、余靖も尹洙も仲淹か言決して罪すべからずと爭つて又夷簡が怒に觸れ、いづれも仲淹に連坐して地方の酒稅官に貶された、すると又館閣校勘の歐陽修は書を作つて諫官の高若訥を責めたには、范希文(仲淹の字)剛正の人傑、今宰相の意に忤ひ罪を得たるに諫官たる足下は官位を惜み飢寒を懼れて爲めに一言せず、却て館閣員に之を言はせて安じて居るとは、さても人間界に恥といふ事のあるのを存ぜぬ男と見えると罵倒したから、若訥は大に怒つて其の書面を奏上した爲め、是れも仲淹の黨だとて亦今の湖北宜昌府東湖縣の東南に當る夷陵縣の令に貶された、仲淹の赴任の折り龍圖直學士の李紘と集賢校理の王質は之を郊外に餞別して、希文は賢者だ我れ我れが其の朋黨と見られるのは幸だと云つた、又館閣校勘の蔡襄は四賢一不肖の詩を作ると都人は爭つて傳寫し、契丹の使者ですら買つて歸つたと云ふ、四賢とは仲淹と洙と靖と修とを指し、一不肖とは若訥を指したのである、宋代の學者の氣節を尙んだことは斯樣であつた、

初め呂夷簡は王曾に甚た謹愼に事へ王曾は之を薦めて宰相にしたのであつたが、王曾が再び相となつた時には、夷簡は反つて曾の上席となり、專斷の事が多いから、兎角議論が合はない、遂に御前で咨詢の折りに、曾は夷簡が賄賂を取つたり進用した朝士には自分の世話振を見せたりする不都合を差付けに云つた、然かし其の言にも間違があつたなどで、雙方竝に辭職してしまつた、其の跡に王隨と陣堯佐が代つたが、平凡でこれぞと云ふ程の建策も辯明もない、僅か一箇年で右司諫の韓琦に輔弼の才でないと申立てられて免官となり、張士遜と章得象とは之に代つた、(注意)以上四節は本書にて一連、

夷簡之初罷也、以郭皇后之言、及復入、而后有尚美人爭寵之隙、遂廢郭后、夷簡有力焉、臺諫孔道輔、范仲淹爭、不得而出、

【字解】尚美人、尚は姓、美人は女官で九嬪の次、前に見ゆ、臺諫、御史臺及び諫院の役員卽ち彈劾と諫諍の臣、

【解釋】前の本文に見ゆる呂夷簡が最初の宰相免官の事情は、夷簡は帝と謀つて劉太后聽政當時に太后に力を持つた諸臣を免職させやうとした、帝は內に入つて後、皇后郭氏に此の事を話すと、郭后は、夷簡一人太后に力を持たなかつた譯でもござりますまい、彼れは實は上手者で甘く其の間を通つて來て、今又甘く陛下に御話致すのでござりますと云つたから、夷簡も諸臣と同じく免官となつた、是れは實に夷簡に取つては案外な事で、其の事情を探知ると大に郭后を怨んだ、然るに其の後僅か六箇月目に張士遜が免官となつた爲め、夷簡は其の迹に再び入つて宰相となつたのである、此の時になつて折りも折り郭后は尚美人と嫉妬の爭が出來て、后は尚氏を打たうとした手が誤つて帝の頸を打ち爪の痕までついたから、帝は大に怒を發し遂に皇后を廢した、然しこゝまでなつたのは帝の怒りばかりでない、復讐の時こそ來たれと側から煽り立てた夷簡の力に七八分はよつたのである、之を聞くと剛直無類の御史中丞の孔道輔、右司諫の范仲淹は是れ唯事ならずと臺諫の僚屬と殿中に押寄せて其の不可を伏奏した、帝は夷簡に出て廢后の決して動すべからざる理由を諭させたが、臺諫の連中は仲仲屈せぬ、宰相と非常な論判を始めて其の不忠を責立てる、夷簡も答辯に窮して內に逃込み、卽時に帝に奏して道輔仲淹を地方官に貶し、其の他は罰金に處した、此の爲め道輔等の言は遂に採用を得ざるのみか、各〻都を逐立てられて出てしまつた、

仲淹還朝、爲待制、知開封府、言事愈急、數議時政、夷簡訴其越職、罷知饒州、館閣余靖、尹洙爭之、皆坐貶、歐陽脩責諫官高若訥不諫、謂不知人間有羞恥事、若訥奏其書、亦貶、蔡襄作四賢一不肖詩、四賢指仲淹洙靖脩、不肖指若訥也、王曾因對斥夷簡納賂示恩、夷簡曾竝罷、王隨陳堯佐代、

は急也、宸妃、女官名、稱制、天子の後見として政事に關與し詔制と稱して命令を施行す、

【解釋】　劉太后既に帝を取つて自身の子として大切に能く養育した、それに實母の李氏に於ても、自ら帝の生母である事も言はず、手當の不足も言はずに默默とし先代の普通の官女達の內に居て、勿體振るやうな事を一度も見せた事はない、他の人も太后を畏憚つて、帝は后の實子でないといふ樣な事を口に出す事はないから、帝は年已に長じても少しも李氏の腹であることは氣付かず、一心に劉太后に懷いて居られた、然るに明道元年の春に李氏の病危篤となつて始めて位を宸妃に進められて間も無く薨去した、太后は之を普通の官女の取扱ひと同じにして葬る積りであつた、是れは邪見からするのではなく、唯〻自身は帝の實母で押通し度い爲めであるが、去りとて李氏は實の生母であれば餘り手薄のことをしては濟まないから、宰相の呂夷簡は直接太后に相當の禮を備へて葬るやう奏聞した、此の時も太后はそれと覺つて、側なる幼帝の手を執て一應內殿に伴れて往つて、それから自分一人座に返つて夷簡と論判した、夷簡は斯く致すは劉氏の御爲めにすることでござります、陛下は劉氏を大事と思ひ給はずば臣は何も申上げませぬと云つて、太后もやつと悟つて其の言に從つた、夷簡は又其の掛りの官に、葬儀は云云せねばならぬ、他日夷簡が少しも其の事を言はなかつたなど〻申してならぬぞと申付けた、其の意は若し我が言をおろそかにして後來悔んではならぬと嚴重に念を推したのである、果せる哉劉太后の崩後に、帝の生母は實は李氏で、李氏の死は良死でなかつたと帝に告げた者があつたから、帝の驚きと悲嘆は容易でなく、李氏を皇太后に追尊し、遂に棺槨を改造するを名義に李氏の棺を啓いて內を檢めると、內は水銀で丁寧に詰めて置いたから、李氏の顏色生るが如く、且つ冠服も皇后の通りにしてあつたから、帝の思も晴れ、劉氏の族にも禍は無かつた、宸妃李氏の死去した來年、即ち明道二年の春に太后も崩じた、晚年に少しく其の族を進用する傾きがあつたが、概するに號令嚴明、賜與にも節度を立て、近親にも決して私なく、恩威天下に加はつた、帝に後見として政を聽き制を稱すること十一年間に及んだ、帝との間柄は眞の親子に異ならなかつた、后崩じて帝は始めて親ら政事を取扱はる〻ことになつた、

先是呂夷簡、張士遜並相、夷簡罷、李迪相、而士遜爲首相、無所發明、而罷、夷簡復相、迪罷、王曾復相、而權在夷簡、

【字解】　無所發明、是れぞといふ心付いた事も無い、

【字解】壘忠、本書の誤なるべし、他書皆至忠に作る、大校、前に見ゆ、

【解釋】　交趾の主黎桓は眞宗の景德年中に卒去して、中子の龍鉞が立つと、間もなく其の弟の龍廷が之を殺して自立し、來年宋朝に入貢した、宋より名を至忠と賜ふ、然るに至忠の爲る事は苛虐で人望は少しもない、そこで大校の李公蘊といふ者其親任を蒙つたにも拘らず、至忠を城外に逐出して之を殺すと、至忠の子がまだ幼少な爲め、二弟の明提と明景とが立つことを爭つた、公蘊又其の二人をも殺して自立し、使を以て宋に奉貢した、元來黎桓とても不義で交趾を得たのであるから公蘊もそれに見習つて桓が子孫を滅したので、宋でも蠻夷の風俗は彼れ此れ尤めた處で詮もないと矢張黎桓の時の例に依つて官爵を授けて置いたが、此の度仁宗の朝になつて公蘊は卒去し、其の子德政が立つて使を以て喪を報告したから、帝も例に依つて德政を交趾郡王に封じた、

契丹主隆緒殂、號聖宗、子宗眞立、

【釋解】　天聖九年六月に契丹の主隆緒殂し廟を聖宗と號した、其の子宗眞は嗣立ち、景福と改元した、

西夏趙德明卒、子元昊立、

【解釋】　天聖九年の來年明道元年と改つて其の十一月に西夏の趙德明は卒し、子の元昊が立つた、元昊天性雄毅、大略あつて佛學に通じ、蕃漢の文にも明に、繪畫も上手、宋及び契丹に對しては臣を稱して居るが國内では帝を稱して居る、此の度父の後を嗣いで宋から西平王に封爵せられたが、彼れは何も喜んで居るのではない、父の在世中に彼れは獨立を勸めた、父は、吾が一族三十年間錦を衣て居るのは宋の大恩でないかと云へば、彼れは皮毛を衣て牧畜する方は蕃族に適して居る、英雄は何ぞ他に臣と稱し錦を衣るのに甘ずべきと云つた事があるが、既に立つと文武の官を分ち、中書令、宰相樞密使などを置き、學校をも興し、又宋の改元明道の號は父の諱明德を犯すとて其の國民には顯道と呼ばせた、是れ等でも其の胸中は知らるべきで、そう長くは宋に對して臣と稱する筈はなからう、

劉太后以上爲己子、而上母李氏默默處先朝嬪御中、未嘗自異、人亦畏后不敢言、疾革、乃進位宸妃而薨、宰相呂夷簡奏太后、宜備禮以葬、曰、他日莫道夷簡不曾說來、宸妃卒、踰一年太后崩、稱制十一年、上始親政、

【字解】嬪御、官女を總稱す、周禮に九嬪九御あり、疾革、病危篤、革

を謂ふ、進退、字義は上げ下げであるが此處では進の方を重しとす、

【解釋】　丁謂が山陵の事で失敗すると王曾は代つて同平章事となり、其の來年天聖元年に王欽若も亦再び同平章事となつたが、別段の權力もなく間もなく死んだ、其跡に張知白が代つたが是れ亦三年ばかりで卒去した、此の人は愼重の君子であつたが、それに繼いだ張士遜は和鼓即ち調子合せの太鼓と評された男であつた、是れが免職になると、呂蒙正の姪の呂夷簡が同平章事となつた、斯く他相は頻に代つたが王曾ばかりは帝の卽位の歲から相位に居續けて八年を經過して天聖七年の秋內裡炎上の事で首相の爲め免職となつた、此の人は初め進士に擧げられた時、先づ其の鄕の青州の鄕試にも、都の會試にも、更に進んで廷試にもいづれも第一の及第者で、古來實に稀有なる事であるから大評判で、人は、三試驗に連りに及第の首席を占むるとは天晴な人物、豐な俸祿にありついて食つても／＼食盡されぬであらうと云つた、俗物の見解は古今何處でも鄙陋なものだ、之を聞いた王曾は云ふには、曾が平生の志望は溫衣飽食にあるのではない、左樣見違へられては迷惑千萬と嘆じた、蓋し大丈夫の志は天下を安ずるに在りといふのである、眞宗の末年に當り天書とか祭祀とかで流石の王旦ですら困却して居る時でも曾は毅然として節を持し會靈觀使に兼任を命ぜられても王欽若は適任と云つて自分は受けない、眞宗の崩御の當時、丁謂と雷允恭と表裡して威權內外を傾くる間に於ても曾のみは獨り顏色を正し犯すべからざる態度で朝廷に立つて居たから、朝廷中之にたよつて心大夫に思つて居た、仁宗の朝に曾が宰相となつてから、誰れが其の周旋で上げられたか、更に知る者は無い、元來自分の取成しで人を立身させると此方のお蔭であるぞと恩を其の人に知らせたがるは通例であるのに、王曾の遣方は斯樣であるから、范仲淹は嘗て之を曾に問ふと、曾の答には、恩を自身に歸させて有り難く思はれ度いなら、恩の反對な怨をば誰れに當たらせやうとするかと云つた、其の意は人に著せた恩を大臣が占領してしまつたならば、殘りの怨ばかりを天子に推著けることになる、不忠是れより甚だしきはなしといふのである、仲淹は深く其の言に感服したと云ふ、

（注意）以上仁宗皇帝云云より此の條まで本書にては一連である、

交趾黎桓景德中卒、子龍廷殺其兄龍鉞而自立、來貢、賜名全忠、大中祥符間、全忠卒、子幼、弟爭立、大校李公蘊遂殺之而自立、至是公蘊卒、子德政立、來告喪、封交趾郡王、

云ふ譯である、太后も之を聞いて大いに驚き且つ怒り遂に雷允恭を誅し、丁謂をば宰相を免官させたのみならず、遠く崖州司戸に貶した、崖州は寇準が居る雷州よりも尚ほ其の先である、又是れは寇準を貶した僅か三個月後の事である、彼れは途中雷州に通掛つた時に、準は道に人を迎に出して蒸した羊一疋を贈つて勞らさせると、謂は之を受け且準に面會を求めたが謝絶された、隨分面皮の厚い奴ではないか、準の家來共は彼に復讐しやうと謀つたが、準は之を抑えて止めたと云ふ、君子小人の心事の別は斯くまで懸隔して居る、丁謂が初め寇準を貶する時に、學士に命じて朝廷から準に申渡す責辭を下書させるに其の中に春秋には無將、漢法には不道といふ文句を用ひさせて責罰の證とした其の意味は字解に解した通りであるが、つゞめて云へば、往古から君父に對する罪は斯く重い、今其方もそれであるぞと云ふので酷い罪名を付けたものである、然るに丁謂が貶竄せらるゝ時の責辭にも學士は此處ぞと其の語を用ひて無將之戒、舊典甚明、不道之辜、常刑罔赦と書いて渡したから、多くの人は是れで溜飲が下つたと云つた、又寇準を放逐した當時に汴の都で、世が寧らかにあり度いならば、目先の釘を拔くが好い、世が好かれと願ふであらば、寇の老人を呼ぶが好いといふ流行語があつた、然し準はとう／＼都に召還せられずに、天聖元年の秋病氣であつたが沐浴の上朝服を著し北面再拜して卒去した、後に謚を忠愍と賜つたと云ふ、

王曾爲相、王欽若再相、欽若卒、張知白相、知白卒、張士遜相、士遜罷、呂夷簡相、惟王曾自天聖初居相位、至是七年、而罷、曾初擧進士、青州發解、禮部、廷試、皆第一、人曰、狀元三場、喫著不盡、曾曰、曾平生之志、不在溫飽、眞宗末、正色立朝、朝廷賴以爲重、作相日、所進退士、莫有知者、或問其故、曾曰、恩欲歸己、怨使誰當、

【字解】青州發解、青州今同じ、山東に屬す、發解は鄕擧、先づ其の鄕で試驗して都へ其の及第者を貢するを發解と曰ふ、解とは上に申上ぐる意、禮部、南省卽ち尙書省である此處で鄕貢の士を試驗するのを會試又は省試と曰ふ、廷試、天子自ら省試の及第者を試驗するを廷試又は殿試御試とも曰ふ、狀元、狀は札也、元は首也、及第者の首、三場、鄕試省試殿試、喫著不盡、下の溫飽に照合せて喫つても著ても盡きぬと解する者あれど喫著はたゞ食ふといふ俗語、溫飽、溫に衣て飽くまで食ふ、衣食が充分、正色、顏色を正しくして、卽ち眞面目で莊重なる

戸、謂初命學士草準責詞、令用春秋無將、漢法不道、爲證事、及謂竄、學士乃用其語、人快之、方逐準時、京師語曰、欲得天下寧、當拔眼中丁、欲得天下好、莫如召寇老、然準竟不及北還而卒、

【字解】雷州、今の廣東雷州府海康縣治、包藏禍心、國家に禍害する心を胸中に包藏す、卽ち惡い料簡を胸に持つ、山陵、天子の墓を秦に長山といひ、漢に陵といふが故、後世之を通じて山陵と呼ぶ、皇堂、壙穴、絕地、惡い場所、崖州、今の廣東崖州、責詞、其の罪惡を責むる文言、春秋無將、春秋公羊傳に君親無將、將而必誅焉、とあり、臣子たる者は君父に對して將に逆亂をなさんとする念慮たりともあるべからず、若し之れあらば必ず誅戮して容赦せぬといふ意、故に無將とは、縱令そうしやうと思つたまでで未だ形迹に實現せぬとも決してあるべからざる筈といふのである、漢法不道、大逆不道とか誣上不道などの類、臣子の君父に對する罪は漢代より不道と曰つて天地間最大の罪惡とする、證事、前例を引いてそれを罰する事の證とする、當拔眼中丁、眼中は眼前、丁は釘と通ずる、眼前の釘を拔くとは、現在の邪魔物を除ける譬、五代以來其の頃の諺になつて居た、而して其の釘が丁謂の丁と通つて面白い、天下寧の寧と同韻で調子が揃ふのである、寇老、寇準を指す、老の字が前の天下好の好と同韻で是れ亦一調子、

【解釋】眞宗の末年に今の河南彰德府內であつた相州の知事として貶せられた寇準は丁謂が爲に更に遠く今の湖南にある道州司馬に貶せられたが、仁宗卽位になつて朝廷はいよいよ丁謂の獨舞臺になつて更に又遠く準を今の廣東にある雷州司戶に貶竄してしまつた、然るに丁謂の惡運もそう永くは續かなつた、彼れは眞宗の大葬に付て山陵使となつて其の下役は宦者の雷允恭であつたが、元來謂は此の者と內外表裡して政事を攪回して居たのであつたから、此の度山陵經營の事に付ても允恭は勝手に選定地を變更して壙を掘つた、丁謂は少しも尤めない、處が其の穴が石地となり又水が湧いて數萬人で掛つた工事が中途で止めなければならぬ大騷となつたから、太后は參政の王曾を遣つて檢分させると、曾は還つて來て人拂をして太后に奏したには、丁謂は國家に對し奉り禍害の心を持つて居るに相違ありませぬ、先帝の山陵は已に御確定ありたるに拘らず、擅に御壙を其處より百步隔たれる上の方に變更致し、其の地たる斯く〳〵の惡しき場所にて所謂絕地にてござりますと云つた、支那では古來墓所の選定が非常にやかましく、子孫の蕃昌も斷絕も父祖の墓所の方角地質等の宜しきを得る得ないに關係するとして居る、本文の絕地とは懸絕の地と註する者あるも、恐くは斷絕の地の意味であらう、子孫斷絕の凶地に變更したから故に禍心を包藏すと

其驗也、自ニ昇王一爲ニ太子一、年十三即レ位、劉太后垂レ簾同聽レ政、

【字解】 章獻明肅、舊制にては皇后の諡は皆二字、四字の諡は此に始まる、道人、道士、何似、何ぞしかん、似は如と同じ、籲、羊戌反、呼也、書の秦誓に無レ辜籲レ天と見ゆ、天に嘆する、赤脚大仙、仙人の名、但し赤脚は徒跣の義、其驗、その證據、垂簾、面を露して群臣を見るを欲せず、故に簾を垂る、但し皇后政を聽くときの普通の形式、

【解釋】 仁宗皇帝は名を禎といひ、生母が李氏であつたが、眞宗の正后なる章獻明肅と謚せられた劉皇后は之を養つて自身の子とした、眞宗は壯年まで皇子なく、禎を得られたのは正に四十三歳の時であつた、然るに皇子は生れると、晝夜啼通しで、片時も止まないから、宮中の心配は容易でない、斯かる處へ一人の道士があつて赤子の啼くのを能く呪つて止めるといふ事が聞えたから、早速奥へ召入れて呪はせると、道士は禎に對つて、啼くな、叫ぶな、何ぞ最初に笑はぬ方が好かつたのではないかと一言いふと、啼きが即刻止まつた、道士の言の意味は、其樣に啼くのは生れて來たのは厭になつた爲めに啼くのか、それなら何んと最初に笑はぬ方が好かつたのではないか、笑つたから生れて來たのだ今更仕方があるまい、諦めて啼くなとの意で、どうして斯樣な事を云つたかといふに、道士の話には、帝は皇子のないのを嘆き、嘗て天帝に世嗣を得んことを願はれた事がある、其の時に天帝は天上の群仙に誰れか往つて宋室の世嗣となるものは無いかと問はれたが、皆默つて私は往きませうと應ずる者は無い、然るに赤脚大仙といふ足袋も靴も穿かない仙人が獨り莞爾と笑つたら、汝は希望者と見えると天帝は遂に之を天上より人間に降らせて生替つて今上の皇子とならせられたのである、王者の宮中に生れながら今に素足で居るのを好まるゝから見給へ、是れが赤脚大仙の再生の證據であると話した、それで啼きを止める時にあの樣な事を云つたのであつた、此の頃は天書が降つたとか、聖祖が現はれ給ふとか、天子大臣を始め、奇奇怪怪な事を言つて、道士共も大得意の世の中であつたから皇子の誕生に付いてまでも斯樣な不思議な話が製造されたのであらう、禎は昇王の格式から太子に立てられ、乾興元年十三歳で即位になつた、眞宗の病氣中より皇后は代つて政事を取扱つて居たから、仁宗が即位になつても其の側に簾を垂れて同じく政事を聽斷した、是の歳は我が後一條天皇の治安二年で源頼光の卒去した來年の事である、

丁謂用レ事、竄ニ寇準一爲ニ雷州司戶一、參政王曾密奏、謂包ニ藏禍心一、眞宗山陵、擅移ニ皇堂於絕地一、遂罷レ謂、貶至ニ崖州司

はなし、欽若の如き者は樞密使で止められて然るべしと勸めたるも聽かずに、欽若を相としたのであつた、然かし其の後僅二年で欽若は不首尾があつて免職となつたから、そこで寇準は再び政府に入つて相となることが出來た、寇準の門下に丁謂といふ男があつたが、準はひどく其の才を愛し、李沆が宰相の折りに、準は之を薦めたけれど、沆は彼れの人柄は決して立身させてはならぬ者だと云つて用ひぬから、準は不平で居ると、沆は笑ひながら、其の事は後年知れる後悔なさるなと注意したと云ふ、然るに寇準は氣に入りの男だから、此の度宰相となると直ぐに謂を參知政事としてやつた、謂は準に事ふることが一層叮嚀になつた、或る日の事、宰相參政の高官が中書省で會食した折りに、準は吸物を吸ふと、其の汁が鬚に附て穢く見ゆる、すると謂は態態起つて指先でそれを拂落して吳れた、元來剛正の氣象な寇準の事であるから、笑つて、參政は堂堂たる國家の大臣である、それに長官の爲めに鬚を拂ふ役まで勤めるのかと、餘り其の卑屈の遣方を嘲つた、斯く言はれては同列の手前もあるから、謂はひどく面目を失ひ且つ恨んだ、すると來年の六月準は帝の機嫌をそこねて免官となり、李迪と丁謂は其の後に宰相となつたが、丁謂は準が一言の恨に年來の恩誼を忘れて、種種惡樣に取爲して準は遂に遠地に貶せられてしまつた、李文靖の明識は此處でも想知らるゝ、李迪も謂とは初めから心が合はず、遂其の官を罷めたから、以後は謂の獨舞臺となり、剩へ其の頃帝も病氣で昏眩の爲め政事を視られなかつたのであれば、寇準の罷免貶謫の事の如きは、皆丁謂の獨り奥向に取入り、劉皇后へ甘く申出して之を施行したので、帝は少しも知らなかつた、其の後一年餘立つて、帝の疾の加減が好くなつた時に、此の頃久しく寇準の姿が見えぬが如何した事かと左右に問ふたが、皆丁謂を畏憚つて明に對へる者はなかつた、程なく帝は崩ぜられたが、年は五十五、在位の間に改元は五回で、咸平は六箇年、景德は四箇年、大中祥符は九箇年、天禧は五箇年、乾興は一年でそれも二月に崩ぜられたのである、以上總て二十五箇年に卽位の歲を加へて在位二十六年となる、太子立つ是れを仁宗皇帝と爲す、

○仁宗皇帝名禎、母李氏、章獻明肅劉皇后子之、眞宗得皇子已晩、始生晝夜啼不止、有道人言、能止兒啼、召入、則曰、莫叫莫叫、何似當初莫笑、啼卽止、蓋謂眞宗、嘗籲上帝祈嗣、問群仙、誰當往者、皆不應、獨赤脚大仙一笑、遂命、降爲眞宗子、在宮中好赤脚

張詠嘗言、吾榜中得人最多、謹重有德望、無如李文靖、深沈才德鎭服天下、無如王公、面折廷爭素有風采、無如寇公、當方面之寄、則詠不敢辭、

【字解】吾榜中、吾れと同榜に進士及第の名前を出された者はの意、面折廷爭、君の面前で其の非を折き、朝廷の上で諫諍する、爭は諍と同じ、韻會に謂止其失也、正韻に諫諍救正也と見ゆ、方面之寄、一方を鎭撫し一面の外敵に備ふるの委任、

【解釋】當時の人物張詠が嘗て云つた言でも、諸公の人となりが好く分かる、其の言には、吾が同榜の進士及第の連中は、人物を得た事は一番多いと思はるゝ、中にも謹愼重厚で德望のあつたのは李靖公沆に如くはないし、落著いて奥ゆかしく、才德いづれも高くして天下の民心を鎭服して居るのは王公旦に越す者はないし、怖めず臆せず、君主の面前朝廷の廣座で其の過失非違を諫諍して、不斷豪爽の風采あるは寇公準に及ぶ者は無い、いづれも宰相として立派なものである、然かし若し一方面の鎭撫防禦の委任に當るといふ事になつては、不肖ながら此の詠は敢て辭退は致さぬと、卽ち其の向の大任には此方に限るといふ意をいつたのである、實際是れは大言したのでも何んでもない、張詠は五代以來治め難い蜀の鎭撫に當つて、其の地の百姓は出張前から皆な鼓舞して相ひ慶び、旣に到ると恩威竝び行れて、政績益〻著れ、帝も、蜀に在つて朕は西顧の憂なしと褒詔を下した位である、

當旦之世、王欽若已相、欽若罷、寇準再入相、參政丁謂事準甚謹、嘗會食、羹汚準鬚、謂起拂之、準笑曰、參政國大臣、乃爲官長拂鬚邪、謂甚愧恨、準罷、李迪丁謂爲相、準遠貶、迪罷、謂獨相、時上已有疾昏眩、如準罷貶、皆謂白中宮行之、上不知矣、尋崩、年五十五、在位改元者五、曰咸平、景德、曰大中祥符、曰天禧、乾興、太子立、是爲仁宗皇帝、

【字解】會食、寄合つて食事する、鬚、くちひげ、したひげ、昏眩、目がくらむ、中宮、皇后を指す、

【解釋】王旦の猶ほ存生中に、王欽若は已に同平章事となつた、蓋し旦の辭職した來月に、帝は旦が宰相は寇準に如く

る哉大中祥符中になると前に見えた通り、泰山の封禪から后土を汾陰に祭るとか、五嶽に奉册使を立てるとか、聖祖の像を奉安するとか、又は玉淸昭應宮を作るとか、天慶觀を建てるとか、種種樣樣な兒戲と同じく而かも民力を勞し大金を費す事が、一度に勃興して來た、是れが卽ち昔日の參政王が丁度宰相となつた時からの事だから、旦は沆が話に思當り、乃ち嘆じて、李文靖はほんに聖人である、生前已に明に此の事を見通して居られたのであつたと云つた、蓋し李沆は景德元年契丹の大擧入寇前に既に卒去して文靖と謚を賜つたのである、

毎レ有ニ大禮一旦輒以ニ首相一奉ニ天書一以行、悒悒不レ樂、欲レ去則上遇レ之厚、及レ薨ニ于位一遺令、削レ髮披レ緇以斂、議者謂旦得レ君、而不レ能ニ以レ正自終一、或比ニ之馮道一云、

【字解】大禮、封禪祭祀等を指す、首相、大宰相、悒悒、說文に悒悒不レ安也、玉篇に憂也と見ゆ、披緇、僧服を著る、歛、入棺する、以正自終、正道で自ら一生を終る、馮道、前に度度見えた、

【解釋】封禪其の他祭祀等ある度に、旦は大宰相たる資格から、いつも大禮使となり、例の天書を奉持して行くのである、此の天書は王欽若等の拵へた贋物で、旦は既に内情を知つて居ながら、眞面目な顏で敬禮しつゝ、嚴肅に取扱はねばならぬ、實に馬鹿氣切つて居ることは勿論、人を欺く所爲であれば、良心の呵責で意中何にとなく落著からず、不愉快至極の體に見えた、それだといつて最初此の事に付て、王欽若から話になつた時に反對を表さなかつたから、最早暗に贊成したわけになつて居て、今更諫止することもならず、已むを得ず退職しやうとすれば、帝は逃がさぬやうに甘く抑著けて、待遇が愈手厚くせらるゝ、旦も之には餘儀なく遂十一個年を經過して、天禧元年九月其の位に薨去した、薨去の時になつて遺言したのには、吾れ死なば髮を削落し、僧衣を著せて入棺せよと、其の意は、天書の件を諫止することが出來なかつたのを深く悔いて、自ら聖人の徒たるを得ざるのを罪したのである、尤も此の事は楊億と云ふ人の異議によつて遺言通りにしなかつたが、旦の心苦しかつたことは知るべきである、世の評論家は、旦は宰相として敬せられ信ぜられたる君を得ながら、其の非を諫め正道を以て此の世を終ることが出來ぬとは、實に以て言甲斐なき次第であると非難し、或は之を五代に相として、あやふや至極で一身の安全と富貴だけを圖つた馮道と同格な人物だとまで云つた者がある、實際王旦は德望といひ技倆といひ、古今の宰相中で決して遜色のあつた人ではなかつたが、惜い哉天書の一件に付てだけは實に大過失で、何んと非難されても申譯はない、

意)以下帝の終まで本文は一連である、

當三李沆爲レ相時一、旦甫參政、沆喜レ讀二論語一、嘗曰、爲二宰相一、如二論語中、節レ用而愛レ人、使レ民以レ時兩句一、尚不レ能レ行、聖人之言、終身誦レ之可也、

【解釋】李沆が同平章事たる時に王旦はやつと參知政事になつたのであつた、沆は正直謹愼で名譽を求めず、法度に遵ひ大體を識るといふ人物であつた、常に論語を愛讀したもので、或る時の話に、論語學而第一中に見ゆる節レ用而愛レ人、使レ民以レ時の二句の如きは、上たる者は入用を程好くして重税を下に掛けぬやうにして人を可愛がり、人民を夫役に使ふにも耕作に妨げぬ時にせよといふ至極平易の事柄なれども、我れ〳〵宰相となりながら、實際是れすら完全に行ふことが出來ぬ、然らば字義が解つたとて解つたのではない、聖人の言を反覆又反覆、一生涯之を誦讀して實行に勉勵するが可いとつた、

沆日取二四方水旱盜賊一、奏レ之、旦謂細事不レ足レ煩二上聽一、沆曰、人主少年當レ使レ知二人間疾苦一、不レ然血氣方剛、不レ留二意聲色犬馬一、則土木甲兵禱祠之事作矣、吾老、不レ及レ見、此參政他日之憂也、及二大中祥符一、封禪祠祀土木竝興、旦乃歎曰、李文靖眞聖人也、

【字解】人間、世間、血氣方剛、壯年の時を指す、聲色犬馬、音曲女色獵犬乘馬、土木、土を築き木を構へて造營の事をする、普請、文靖、李沆の謚號、

【解釋】沆の宰相たる間は、毎日の樣に四方の州郡の洪水とか旱魃とか、或は盜賊が蜂起したとかいふ報告を取つて一々奏聞する、參政王旦の考では、斯樣な瑣細な事で態態天子の御耳を煩すに及ぶまいと思つた、然るに沆の言には、人君たる者の若年の時には何分世間に於ける難儀の事を知らしむべきである、左樣でないと、血氣が方に剛く、自己の意思を押通さうとする壯年時代になつて、其の意を音曲とか女色とか或は遊獵の爲め良犬を求め駿馬を買上ぐるなどの無益の事に留めるか、さなくば建築とか征伐とか祈禱祭祠とかの事が頻に起るものでござる、今上の御前途に於いては、某は最早老年で見屆け奉るわけには參りかぬる、これは御若い貴殿などの此の後の御心配なさることでござると云つたが、果せ

せ、夷狄に對しても國家の昌運を誇示する事に相成り、自然に前年の恥辱を拭はれ申すべしとて、速に之れが擧行を願つた、彼れ又言ふ、封禪を行へば、古から必ず天の吉瑞を得る筈の樣に史上に見えて居ます、然かし前代には實は竊に人力で之を拵へた者が有る樣に存ぜられます、易の河は圖を出し洛は書を出すが如きに至つても、實際有つた天瑞でござりませうか、卽ち其の書に見えます通り、聖人神道を以て教を設くで、時の聖人なる者の術數から、殊更神妙不可思議なる道に事寄せて愚民を導く教法を拵へたのでござりますと、詐欺の方法まで吹込んでしまつた、然かし帝は初めの程は宰相王旦を遠慮して、決定に躊躇してあつたが、且も欽若が爲めに帝の意中を話されて、遂に枉げて盲從してしまつた、そこで大中祥符以來といふものは、幾度となく天書と呼ぶ卷物が、二丈程の黄色な帛に附て降つて來る、元年の正月に左承天門の屋棟に降つたのは大中祥符三篇の天書で、それで年號までも改められたのである、是れからは天下に祥瑞を言ふ者競起つて、宰相始め奉賀に暇は無い位である、獨り龍圖閣待制の孫奭(ソンセキ)だけは帝に對して、臣は孔子の語に天何をか言はん哉と聞いて居ます、天既に言なし、況んや書をやと云つたといふ、元年の冬帝遂に東幸して泰山に封禪し、四年の春には孫奭の諫を用ひず、西幸して地の神を汾陰に祀つた、六年の冬には又趙氏の祖、人皇九人の一なる諱は玄朗、尊號は聖祖上靈高道九天司命保生天尊大帝が延恩殿に夜中下降あらせられたと云ふ大吉瑞が現れ、王旦始め百官再拜して奉賀した樣な事もあつた、但し是れは帝一人しか見た者がないのだ、此の爲め天下諸州には天慶觀といふ寺の樣なものを建て丶、其處に聖祖殿といふを置いて祀らせ、且つ聖祖の諱を避けて玄を元、朗を明に作らせたり、又都には玉清昭應宮といふを作つて此處には彼の難有い天書を奉安した、入費は勿論、斯樣な馬鹿氣た事は古今にあるまい、德望の高い決斷の好い王旦は宰相でありながら、其の事を止むることは叶はぬのみならず、事のある每には大禮使として往くのであつた、

上在位二十六年、自元年呂端罷後、張齊賢、李沆、呂蒙正、向敏中、畢士安、寇準、王旦、相繼爲相、惟旦居位十一年、

【解釋】 眞宗の在位二十六年間に名宰相頗る多かつた、咸平元年に呂端が疾を以て辭職してから後に、本文の通り張齊賢以下王旦まで相ひ繼いで相となつたが、いづれも立派な人達であつた、然かし在職の年月は槩して久しくない、只王旦だけは十一年間相位に居た、是れが最も久しい、此の一節は總序で以下は其の人人に關する話を雜記するのである、(注

らるれば、朝廷の體面を損せず、彼れの怨を買はず、悔を取らざる儀と存ぜらるゝと申したれば、遂に其の趣の詔書を下した、德明恭しく再拜して之を受けて、朝廷には流石に人物はあると感嘆し、粮米受取の件は止めにした、

上既入欽若之言、數問欽若何以刷恥、欽若知上厭用兵、謬曰、取幽薊乃可、上令思其次、乃請封禪以鎭服四海、誇示夷狄、又言、封禪當得天瑞、前代有以人力爲之、河圖洛書果有此邪、聖人以神道設教耳、於是自大中祥符以來、數有天書降、東封泰山、西祀后土於汾陰、又有趙氏祖九天司命天尊降、天下立天慶觀、置聖祖殿、諱聖祖名玄朗、京師作玉淸昭應宮、且不能止其事、

【字解】刷、所劣反、拭也、幽薊、二州、前に見ゆ、今の直隷の東北方を指していふ、鎭服、民情を騷がぬ樣に鎭めて歸服させる、天瑞、天から賜ふ吉瑞、河圖洛書、伏羲の時に龍馬が圖を負ひて河より出た、之を河圖といふ、本書伏羲氏の條に所謂有龍瑞とは是れなり、黃帝の條には明に受河圖とあれども先儒多く取らず、又禹王水を治むる時、神龜文を負ひて洛水より出づ、之を洛書と呼ぶ、禹其の文に依り洪範九疇を作る、周易に河出圖、洛出書、聖人則之と見ゆ、聖人以神道設教、聖人は神妙な天道に依つて人の教を設けた、是れは易の觀卦の彖傳の語である、然かし王欽若が之を言ふ意は本義と異なり解釋を見よ、天書、僞つて書を作り天から降つたと云觸らして之を天書と呼ぶ、后土、地の神、皇天に對して呼ぶ、汾陰、縣、漢に汾陰、唐に寶鼎、宋に榮河といひ、今山西蒲州府に屬す、

【解釋】帝は既に欽若が言を信用して寇準さへも逐出された位であれば澶州の事件を城下の盟と思込み、ひどく氣にして、其の後幾度も欽若に如何にして其の恥辱を拭はうかと問ふ、さりとて柔弱な君主で、弓矢を以て再び爭ふなどの氣力がないのみか、いかにも用兵をば厭ふので、他に何か方法がなからうかと問ふのである、狡黠の欽若は善く此處を承知して居るから、謬つて、左樣思召さるゝならば、幽州薊州までも攻取つて、石晉以來中國の失つた土地を恢復遊ばされたなら宜しうござりませうと答へた、帝は果して不承知で、斯くては河北の民を再び兵革に苦ます事になる、別に好い方法もあるであらうと、欽若に其の方法を考へさせた、欽若そこで封禪の盛儀を修められなば、四海の民心を鎭めて一統に歸服さ

深沈有徳望、能斷大事、上心深屬之、趙徳明嘗以民饑、上表乞糧、群臣皆請責之、旦曰、臣欲詔徳明云、塞上儲糧不可與、已於京師積百萬、可自遣衆來取、徳明再拜受詔曰、朝廷有人、

【字解】 按事、事を取調べる、不徇太祖意、徇は從也、太祖の意中に叶はぬ、不做、做は作也、其の官に作らぬ意、俗語である、二郎、旦の排行、三槐、三本のゑんじゆ、周禮に面三槐三公之位焉、その註に、槐之言、懷也、取懷遠人之義也と、塞上儲粮、邊境なる城塞に儲畜して置く、兵粮、

【解釋】 景德三年の二月に寇準は罷めた爲め、王旦を以て同平章事とした、旦は王祐の子である、太祖の世に魏博節度使符彥卿の事に付てけしからぬ風評があつた爲め、太祖は祐を差遣して其の事を取調べさせた、時に祐は知誥制の官であつたが、太祖は、卿は能く使命を果して還つた時には王溥の官職を與ふるぞと云はれた、王溥は時に宰相であつたのである、王祐旣に出張して取調の結果、彥卿が家僮にて我儘を働いた二人の者をそれ〴〵處罰したのみで復命した、太祖は實は彥卿に謀叛心なきやの疑で差遣した事であるから、餘りに手持なく思ひ、汝はそれで大丈夫彥卿に異心がない事を保證するかと問へば、祐は、大丈夫保證致しますと斷然と答へ、且つ、五代の君主は多く猜忌心で無罪の者を殺した爲めに國運も長久ならず、陛下もこゝに御注意然るべしと云つたから、いよ〳〵太祖の意に叶はずして、竟に大に用ひられざるのみならず華州に配されてしまつた、祐は人に向つて我れは宰相になるべき筈であつたのにならないから、父祖に屈して子孫に伸びるは當然で、息子の二郎は必ず宰相になるよと話し、又周禮の語にちなんで、手づから三本の槐樹を庭先に植えて、吾が後世に必ず三公と爲る者があると云つたが、此の度二郎の旦が果して宰相と爲つた、此の旦は深沈で德望高く、大事に臨んで疑惑なく能く決斷するといふ器量であつたから、帝の心に於ても深く依賴してあつた、西夏の趙德明は大中祥符三年の冬管內は凶作で其の地の人民が饑に苦しんで居ると云ふ名義で、救恤の爲め百萬斛の粮を請求して來た、西夏は反服常なく、德明もやつと歸順したばかりなるに斯かる無遠慮な請求をして來るとは不屆なりと群臣皆之を譴責せんと請ふ、然るに王旦は、愚考を以てするに、斯く詔書を德明へ下置かるゝ方宜しからんと存ず、其の趣は其の地に近接せる中國の城塞には、固より貯蓄の兵粮はあれども、是れは國家事ある時の備なれば、之を空にして贈與し難し、さるによつて已に有司に命じて百萬の粟を京師に聚積致させ置きたるに付、夏州より自ら人數を差越し受取り候へと、斯くせ

た、準因て之を戒めた口上には、其百姓は皆天子の兵、府庫の物は皆天子の財である、大事に之を守らねばならぬ、此度汝に無闇に戰爭せよと申付るではない、但それを失ふなとの御意である、就ては若し一城でも一壘壁でも失つて敵に渡したならば、處分は詰度軍法で取計ふべきに付き左樣心得よといと嚴重に申渡した、時に準又王欽若が退避の策を主張して親征の議を妨げるのを恐れ、魏博の天雄軍は河北の要害なれば有力の臣を差遣さねばならぬといふを幸に、智將も福將に如かずと古人も申したるに、欽若は智もある上に福分も薄からざれば最も適當と存ずるとて、欽若を出して天雄軍を知せしめた、然るに契丹の軍兵が城下まで寄せて來たが、欽若は徒に城門を締切つて兩手を束ねて動きの付かぬ樣に之に對して施すべき策とては一もなく、精進をして坊主に齋を供養し、佛經を誦んで怨敵退散の祈禱をするより外に藝はなかつた、帝は契丹と和して澶淵即ち澶州から還り、寇準を待遇すること至極手厚い、時に欽若も天雄軍から引上げて歸つて來て、深く寇準が自分を魏博に遣つて遠けたのを恨にして居た、すると或る日の事、退朝の折りに、帝は尋常の臣下と違ひ、寇準に對しては、彼れが背姿を目送された、座に居殘つた欽若は進出て、陛下の準を斯くまで敬禮し給ふは、彼れが社稷に對して功勞があると思召す爲めであらうが、されど準は君に對しては城下の盟を澶州にてさせ奉りたる者、城下の盟は春秋の小國でさへ恥と致したのでござります と云つて帝の心を動した、元來城下の盟とは敵國に我が城下まで押詰められ、力屈して彼れが申通りになつて盟約する事で、彼の契丹と盟つたのは之れと事情が大に違ふけれども、欽若は辯舌で甘く其處に引付けてしまつたから、帝の顏色忽ち打萎れて見えた、其の後も欽若は事によると、陛下は博奕といふ事を御聞き遊ばされましたか、幾度も負續けて最早錢が盡きやうとした時に、丸で其の錢を賭けて勝負を一擧に僥倖するのを孤註と申します、實に危險千萬な事で、此處で負けました時には再びどうしやうもござりませぬ、彼の澶淵戰役の折りには、寇準は御發輦を強る陛下を以て孤注と爲し奉りたるものでござりますと云ふ、帝又此の言に惑はされ、準を待遇することと遂にいつとなしに手薄となり、程なく準は相を罷めて刑部尙書を以て出て陝州の知事となつてしまつた、

以王旦同平章事、旦王祐之子也、太祖嘗遣祐按事、謂祐還與王溥官職、祐不徇太祖意、竟不大用、祐曰、祐不做、兒子二郎必做、植三槐于庭曰、吾後世必有爲三公者、至是旦果爲相、

を譏する者があつて、頻に君臣間の隙を伺つて居る場合であつたから、準も已むを得ず和議には同意した、帝遂に再び利用に契丹の軍中に往いて其の相談に及ばせた、利用は出發に臨んで、毎年彼れに賂ふ金帛の額數は如何に取計ひ申すべきやと伺つた處が、談判上どうしても已むを得ぬ場合には百萬でも宜しからうとの上意であつたが、準は別に利用を召して語げて云ふには、百萬でも云云の勅旨があつたに致せ、決して三十萬の額を越してはならぬ、若し越したなら再び來て準に面會致すな、準は汝を斬るぞと嚴重な語氣で申渡した、利用も非常な決心で契丹の軍中に至り、談判の結果、卒に歲幣として絹二十萬匹、銀十萬兩を與ふることにして和議を定め、南朝の宋は兄、北朝の契丹は弟の格式で双方誓約を結び、各、對陣の軍兵を解いて南北へ引返した、

準初發京師、命朝士出知諸州、皆於殿廊受勅、戒之曰、百姓皆兵、府庫皆財、不責汝浪戰、但失一城一壁、當以軍法從事、恐欽若沮親征之議、以其有智且有福、出欽若知天雄軍、契丹至城下、欽若閉門、束手無策、修齋誦經而已、上還自澶淵、待準極厚、欽若歸深恨準、嘗退朝、上目送準、欽若進曰、陛下敬準、爲其有社稷功邪、城下之盟、春秋小國所恥也、上愀然、欽若毎曰、澶淵之役、準以陛下爲孤注、上待準遂寢薄、尋罷相、

【字解】知諸州、諸州の軍事を知らしむ、有福、福分がある、唐の李勣は事に臨み將を選む毎に、必す福相のある者を採つた、或人は其の故を問ふと、勣は、福分の無い者は與に功名を成すに足らずと云つた事は其の傳に見えた、此れは出所であらう、天雄軍、即ち魏博節度使の軍名、唐代宗の賜ふ所、束手、手を繩で束ねた樣に何事も出來ぬ、修齋、齋飯を出して僧侶に供養すること、誦經、佛經を誦む、澶淵、澶州の古名、目送、目で背姿を見送る、人君の大臣に對する敬意、城下之盟、春秋小國所恥也、左傳に、楚伐絞、大敗之、爲城下之盟而還といふ註に、絞小國名、城下之盟、諸侯所深恥と見ゆ、愀然、愀は七小反、悄と通ず、孤注、解釋の欽若が言で詳に分る、

【解釋】初め寇準が親征に從つて汴京を出發しやうといふ際、朝臣の張賢齊や丁謂等に亦各、都を出て諸州の軍事を知せしめるに就て其の人人は皆宮殿の廊下で任命の勅を受け

百萬亦可、準召語之曰、雖有勅旨、不得過三十萬、如過此數、勿來見準、準斬汝矣、利用卒以絹二十萬銀十萬定和議、南朝爲兄、北朝爲弟、交誓約、各解兵歸、

【字解】 陷虜、契丹に執れたことを言ふ、世宗所取關南故地、契丹が晉高祖から貰つた北邊の十六州の中から周世宗が取返した瓦橋益津二關以南の諸州、戎後生心、戎狄が再び惡心を起して攻來ろ、隻輪、一の車、生靈、人民、

【解釋】 是れより先き咸平六年の四月、宋の將王繼忠といふ者が契丹と戰ひ運盡きて執へられた、蕭太后は其の才物なるを知つて之を釋し官を授けて置いた、此の者は契丹の爲めに宋と和好を結んだ方が得策であることを說いた處が、契丹でも其の議に耳を傾けて居たから、此の度大擧入寇はしたものゝ、一方からは使者に繼忠に和好媒介の書面を持參させた、固より柔軟な眞宗の事であるから此方にも其の意か無いでもないによつて、曹利用といふ者を挨拶の使者として契丹の軍に遣つて、其の意向果して如何であるかを見させた、處が今折角宋が勝色を現し、契丹が引色を見せて機失ふべからずといふ間際に、利用は契丹の使者韓杞と同道で宋軍へ來た、其の意はいよ／＼盟約をするには、先づ周世宗が契丹から奪取つた瀛、莫、易等の關南諸州の故の土地を返還され度い旨を申述べた、帝は之に對して、其の土地に關しては如何様に要求しても、契丹で得るわけにはゆかぬ、いつそ金帛を毎年與ふる事にして媾和しやうではないか、昔、漢から匈奴に對してやつた例もあれば、宋の面目に餘り關係はなからうと云つた、宰相寇準の意中でも、土地は言ふまでもなく、金帛とても與へたく思つて居る筈はないから、不同意を表し、且つ其の策を申述べたには、斯く／＼御取扱ひあれば今後百年の無事は保證致されます、左様でなければ數十年以內には戎狄必ず恩に狎れて再び惡心を起し寇なすことは疑なしと、準の意中では、此の機を失はす、之を擊つて全滅させ、一輛の車も其の本國へ返らせはしない積りであつた、然るに帝の言には、數十年立つ內には、能く彼れが寇を防禦する者も出來るであらう、吾れはどうも人民共の此の上に又困難するには忍びかねる、先づ／＼一時彼れが和議を聞濟むことにしやうと云ふ姑息至極の言である、寇準に於ては、最初に、蜀に避けやうか江南へ逃げやうかといふ帝を無理に都を出て北進させ、二度目には眼前に勝利の機を見ながら尻込する帝を無理に輦を進めて河を越させて來て、又此處で不同意を表さねばならぬとは不幸も不幸、如何に忠誠でも剛直でもそう／＼は君臣の間で己れが主張のみを通しかねる、且つ此の時奸臣の準

南城まで到來したのだが、途中で復たも王欽若が金陵行幸の策を帝に勸むる者があつて、帝はそろ〳〵疑惑を抱いて來た樣な事で、眼前に充分乘ずべき機は出來て居るのに、宋の大軍はぢつと控へて少しも前進の行動を取る事を敢てせぬ、實になさけない次第である、宰相の寇準は獨り此の間に立つてやつきとなり、一刻も早く河を渡つて北進し給へと勸めて居る、此の時殿前都指揮使の高瓊も庭先に立ち御進發〳〵と力めて寇準が說に贊成した、帝始め諸臣もどうしやうかと、ぐづ〳〵して居る間に、高瓊は衛士に差圖して鳳輦を御前に進めさせて、陛下は若しも此の河を越し給はずば、河北の人民赤子の兩親を喪した思を爲し申さん、陛下は之を見棄て、顧み給はざるかと、無理に發輦を催促する、時に詩文を以て出身した梁適は帝の左右に侍して居て、高瓊が動作は餘りひど過ぎると見たから、聲あら〻げて、少し控へ召されと制した、適の意では甘くでかした積りであつたらうが、一心不亂の武人は何んで恐入るべき、いかにも怒を發して、君達は斯樣な戰陣どさくさの場合でも尙ほ人の無禮を求めるのか、迂濶にも程がある、左樣なことを云ふより、どうして御得意の技倆で一詩を作り虜兵共を感動させて退却させぬかと怒鳴ると、適は二の句が出ないで引込んだのも可笑しかつた、瓊等は遂に帝を擁護して河を越して澶州北城の門樓に登り、（澶州は河水を挾んで南北城とも其の管內で、當時の治所はいかにも南城に在つた、本文で河北だけ澶州の樣に書いてあるのは非である。）盛に黃色の旗幟を立列べると、城下遠近の宋軍は之を望んで天子の親臨と覺つたから、士氣百倍、一度に相應じて萬歲を呼び、其の聲數十里に聞えるといふ有樣、契丹の兵氣は之れが爲めに奪はれた、

先是王繼忠者陷虜、嘗言和好之利、故雖大擧、亦遣使以繼忠書來、上命曹利用報之、至是利用與契丹使者韓杞偕來、請世宗所取關南故地、上曰、地必不可得、寧與金帛以和、準意亦不欲與、且畫策以進曰、如此則可保百年無事、不然數十歲後、戎復生心、準蓋欲擊之使隻輪不返、上曰、數十歲後、當有能禦之者、吾不忍生靈重困、姑聽其和、遂再遣利用往、利用請歲賂金帛之數、上曰、必不得已、雖

してから北伐しやうと存ずるのでござりますと云つて、此の際若し一歩を過つて宗廟社稷を棄て丶退避するが如き計策を採られたら民心離散して天下は迚も保ち難い事を反復陳述して遂に親征の議に決定した、雲霞の如き強敵を目前に引受けつ丶、擧朝退避主義に傾く中に立つて危疑不決定の天子に親征を勸めるのだから、寇公心膽の至剛至强なことは讃嘆の外はないのみならず、其の苦心の程は實に想知らる丶、

上駐蹕韋城、尋至衞南、契丹擁兵抵澶州、圍合三面、李繼隆等出禦之、契丹撻覽中弩死、大挫退却、不敢動、寇準力勸上渡河、殿前帥高瓊亦力贊、猶豫間、瓊麾衞士進輦曰、陛下若不過河、百姓如喪考妣、梁適呵之、瓊怒曰、君輩此時尚責人失禮、何不賦一詩退虜耶、遂擁上以渡、既至澶州、登北城、張黃旗幟、諸軍皆呼萬歲、聲聞數十里、契丹氣奪、

【字解】駐蹕、天子の駕暫く止るを駐蹕といふ、駐は馬の止る也、蹕は行者を止め道を淸むる也、韋城、縣名、今の河南衞輝府滑縣の東南、衞南、縣名、亦滑縣の東六十里、地理志に澶州に屬すと見ゆ、宋史に澶州南城に作る、澶州南城は即ち後唐築く所の德勝の夾寨の南城で宋で其處に澶州の治所を置いたが後河水に圮られた、猶豫間、猶は元來獸名で惧心が多く人の聲を聞くと豫め木に登り人が居ないと下りて來る爲め世に不決定を呼んで猶豫といふ、百姓、河北の百姓、如喪考妣、父母を喪つた樣、曲禮に生曰父曰母、死曰考曰妣と見ゆ、梁適、宋鑒に馮極に作る、呵之、叱る、北城、即ち夾寨の北城、今の直隷大名府開州治、黃旗幟、天子の御物皆黃色を用ひる、前の黃袍黃蓋なども此の類である、

【解釋】帝餘儀もなげに都を出て丶北進し、韋城縣に暫く車駕を駐め、程なく衞南に進發した、此處は澶州の南城で、北城と此頃まで河水を夾んで相ひ對して居たのである（後ち神宗の熙寧十年河水澶州の商胡に決潰して北流し、形勢全く變じた、）是より先き契丹は既に大兵を持つて澶州の北城に到著し、東西北の三面を取巻いて攻立てたが、李繼隆軍兵を整へて出て丶防禦した、敵の統軍順國王撻覽は有名な智勇の將で最精鋭の士卒を領し、一氣に城を乘取らんと自身眞先に進んで指揮をする、繼隆豫め敵の手立を探知し、伏兵を設けて待構へて居たのであつたから、伏兵一度に弩を發射すると、撻覽は之に中つて戰死した、契丹の兵勢はそれが爲め大に挫折して退却せん氣色をあらはした、此の時宋の大軍數十萬は

斯く呼ぶ、

【解釋】 楊嗣、楊延郎の二人はいづれも智あり勇あつて久しい間北邊を守つて敗北したことは無い、朝廷は褒賞して團練使の官を加へた、契丹人は皆畏憚つて延朗を楊六郎と呼做して誰一人知らぬ者はなかつた、此の一節は文義滯る所がある、楊嗣、楊延朗二人の合叙なれば目曰楊六郎と結ぶべからず、斯く結ぶならば初めの楊嗣を削らねばならぬ、然かし別に此の二人は善く戰ふ爲めに、其の頃二楊と稱したといふことも見えるから、楊嗣を其の儘にして楊六郎を二楊と改むべきか、兎に角不明了の文である、

景徳元年、契丹主與其母蕭氏、大擧入寇、中外震駭、參政陳堯叟蜀人、請幸蜀、王欽若江南人、請幸江南、上以問宰相寇準、準問誰畫此策、上曰、卿姑斷其可否、勿問也、準曰、臣欲得獻策之臣斬以釁鼓、然後北伐耳、遂定親征之議、

（注意）以下上崩ずるに至るまで本書一連に書下す、

【字解】 勿問也、其の人の誰たるを問ふな、釁鼓、牲を殺し血を取つて太鼓に塗つて軍神を祭る、釁、ちぬる、

【解釋】 景徳元年閏九月、契丹の主隆緒は其の母の蕭氏と大擧して入寇し、其の兵二十萬騎との風聞であつた、十一月には今の直隸大名府中にある澶州に殺到したといふ飛報が一夜に五回も來たから、官民とも非常の驚きで殆んど爲す所を知らずといふ有樣であつたが、宰相の寇準は少しも諜がず、酒を飲んで談笑して居る、帝は之を聞いて、何んたる事ぞと周章て、準を召して方略を問ふと、準は、陛下に於かせられて此の事の始末をつけ給はんとならば五日の間に過ぎまじ、それは陛下も早速御旗を進めて澶に出馬し給ふだけの事と熱心に親征を促した、然かし帝は尙ほ不決定で別に群臣と評議に及ぶと、群臣とても同じく不決定であるから議論はまち〳〵で、多くは退避の計に傾いて居る、參政の陳堯叟は蜀の出身だから、蜀の成都に行幸然るべしと云ひ、王欽若は江南の出身だから、江南の金陵に行幸然るべしと主張して決定しない、帝はそれにも困つて復た準を召して問はれると、準は語氣鋭く帝に對して、何者が斯樣な策を計畫致しましたかと反問した、帝は、まあ〳〵卿は其の策に就ての可否を判斷せよ、誰れが申したなど詮議はいらぬと云はれると、準は一層鋭き語氣で、臣は其の策を獻じました佞臣を得て之を斬り、古の牲血を太鼓に塗りました例に傚つて軍神の血祭を致

康保裔亟赴之、廷召潛遁、保裔爲所圍、力戰死之、

(注意)此の一節は前の咸平二年契丹入寇の時の事で、此處に別に取離したのは編者の誤である、之を前の契丹入寇と上親征との間に移して見るが宜しい、故に解釋も既に前條に合して書いた、又廷召潛遁は事實無根なる由先輩詳に論ぜらる、故に取らず、

李繼遷先朝奪所賜姓名、寇邊不已、攻陷靈州、西涼六合酋長潘羅支、乞會王師討之、繼遷攻陷西涼府、潘羅支要而擊之、繼遷中流矢、死於靈州之境、其子德明請降、復賜姓趙、後封爲西平王、

【字解】 先朝、太宗の朝、靈州、前に見ゆ、西涼六合酋長、西涼は卽ち涼州、六合は他本六谷に作る、六谷酋長は涼州内吐蕃族の首領、

【解釋】 西夏の李繼遷は旣に太宗の朝に於て賜ふ所の趙保吉といふ姓名を取上げられたが、以後も邊境に入寇して連年已まなかつた、然るに眞宗卽位の年に復た降伏を願つて來た、帝は固より其の詐であることは承知なれども、諒闇中の事でもあるから、願通りにして姓名をも復してやつた、處が例の男であるから間もなく本性を現はして咸平五年三月大擧して靈州を攻落し、西平府と改稱して自分の居城とした、翌六年の二月、西涼府附近に住む吐蕃族六谷酋長の潘羅支といふ者は遙に官軍に會合し保吉を討たんと申出たから、朝廷も奇特として之に朔方節度使を授けなどして居る内に、保吉は靈州を出馬して西涼に侵入し府城を攻落した、潘羅支は僞つてそれに降り陰に部族を手分けして急に之を襲擊した、保吉は大敗し流矢に中つてやつとの事で靈州の境上まで逃返つたが、創が重くて遂死んだ、曹彬の子瑋といふ者は、此の時に乘じて一擧に西夏の禍を根絶するに如くはない、然らずば後年復た制すべからざるに至らうと上奏したが、帝は恩德で之を服せん考で、保吉の子德明に降附を詔諭した處が、彼れは其の事を願出たから、再び姓を趙と賜り、後ち西平王の爵號まで加へた、曹瑋の議を用ひなかつたのは實に帝の大失策である、

楊嗣、楊延朗、智勇善戰、加團練使、虜憚之目曰楊六郎、

【字解】 團練使、地方に在つて勢力ある武官、目、題目の目で、名稱をつけて呼ぶこと、楊六郎、延朗は一族中の兄弟順序で第六にあたる故

つたが、或る時の夢に、一大神殿に往つた處が、殿上に坐して居た者が礪に話すやう、我れは其方の主人ではない、來和天尊こそ其方の主人なれと、殿の一方を指して天尊は彼處に居られたと礪に往つて目見えさせた、斯樣な不思議な夢を見たが、彼れは其の後進士及第で第一位を占め、召されて襄王府の書記役を勤める事になつて既に王に謁見して見ると、御殿といひ御主人といひ全く前に見た夢の通りであつたと云ふ、又太宗は或る日の事、人相見を遣つて襄王の相を鑒定させやうとした、人相見は早速仰に從つて王府に參上したが、門まで來て內には入らず、直ぐ引返して太宗に申上げたには、襄王の御內は下男下郎も皆大將宰相の人相を具へて居ます、王の御面體は伺はずも尊重なることは知れ切つたことでござりますと云つた、斯樣な事どもがあつた處から觀れば、總明といはれた長兄楚王元佐のあるに拘はらず、襄王の天子となるは天命で定まつて居たと見える、襄王は其の後壽王に改封せられ、至道元年の八月立つて太子となつたが、此の度遂に即位せられ、名をば恆と改めた、是れは我が花山天皇の長德三年の事である、

咸平二年、契丹入寇ス、上親征シテ、至ニ大名府一而還ル、

【字解】大名府、今の直隸大名府元城縣治、

【解釋】咸平二年十月契丹主大舉して入寇した、我が將の范廷召八千騎を率ゐて之を撃たんとし援兵を今の保定府安州にあつた高陽關の都部署(兵官)康保裔に求めて來たから、保裔直樣兵を率ゐて馳往く途中俄に敵の大軍に遭遇して包圍せられ、援無く矢盡きて遂に戰死した、契丹勝に乘じ河を渡つて今の山東まで進入し掠奪を行ふ、十二月帝は親征して大名府まで繰出すと、契丹は之を聞いて來年正月まで各處に掠奪を縱にして退却を始めた、范廷召は追撃して大いに之を破り斬首萬餘級に及び悉く掠奪物を取返した、そこで帝は大名より汴に歸還された、

三年、益州卒王均反シ、僭ニ號ス大蜀一、以テ雷有終ヲ知シ州ヲ、討チテ擒ニス之ヲ、益州平グ、

【字解】益州、前に見えた、

【解釋】三年の正月蜀の益州の守備兵が亂を作し、王均といふ者を推選して頭領とし、大蜀と僭號し化順と改元し、其の勢は頗る盛であつた、帝は大名府の陣中で此の急報を聞き即日雷有終を益州の知事として蜀に進發させた、有終數戰の後冬十月に益州を復し、賊黨六千餘人を擒にした、王均は自ら縊死したのである、是れで益州の亂は平いだ、

范廷召擊ツ契丹ヲ、求ム援ヲ高陽關都部署

は文武とも功績を立てた、

呂端爲相、人謂呂相作事糊塗、上知之曰、端小事糊塗、大事不糊塗、自上卽位以來、以小人爲相者、盧多遜一人而已、太子立、是爲眞宗皇帝、

【字解】糊塗、俗語で分曉せぬ意味、

【解釋】呂端は宰相となつた時に呂相の事務の取扱方はあやふやで困ると謂ふ者があつた、帝は之れを聞いて、成程端は小事にはあやふやであらうが、大事にはあやふやでないよと云はれた、太宗末年の宰相は卽ち此の呂端で、帝の危篤となられた際に宦者の王繼恩は太子の英明を忌んで之を廢し帝の長子元佐を立てやうと謀つた、彼れは宦者ながらも武勳のある者、且つ參政や知制誥などの歷歷でそれに贊成する者もあつたのだ、帝はいよ〳〵崩御になると皇后は繼恩に端を召させた、端は繼恩をだまかして書閣に入らせて乍ち其の鍵をおろし、然る後ち后に謁すると、后は端に向つて、世嗣を立てるは年長に從ふは順であらうが如何か問ふと、端は、先帝の太子を立てさせられたのは今日の爲めでござりませうとの一言の答で后は默せられた、乃ち直ぐ卽位となつて群臣に遇はれることゝなつたが、御前に簾が垂れて居る、端は殿下に來て拜せず、請ふて其の簾を捲かせ、確に太子なるを認めて始めて百官と拜伏した、繼恩が書閣から出た時は最早新天子は定つた後であつた、此處が卽ち呂端の大事には糊塗せずといふところであらう、帝の卽位以來過つて小人を宰相としたのは盧多遜一人だけ、餘は皆立派な人物であつた、太子立つ是れを眞宗皇帝と爲す、

○眞宗皇帝初名元侃、封襄王、有擧人楊礪、嘗夢至一大殿、有坐殿上者、語之曰、我非汝主、來和天尊汝主也、指示令謁之、礪後進士第一、入爲襄王府記室、既謁、如夢中所見、太宗嘗遣相者詣襄王、及門而返曰、王門廝役皆將相也、王可知矣、立爲太子、至是卽位、更名恆、

【字解】來和天尊、道教の神名、記室、書記、廝役、下部、廝の音斯、折薪曰廝と見ゆ、

【解釋】眞宗皇帝は初めの名は元侃といひ、太宗の第三子で襄王に封ぜられてあつた、其の頃擧人の楊礪といふ者があ

餘程此の書に自得したことが深かつたと見える、その爲めであらう、普嘗て太宗に申したことには、臣論語が二部ござりますが其の半部で太祖を輔佐申上げ、半部で陛下を輔佐申上げて此太平を致しましたと、然かし普が故太祖に對しての心術、秦王廷美を罪に墮した手段などを觀ると、迚も論語讀みとは見えぬと先儒は譏つて居る、それも尤もの言であるが、論語は聖人直傳の書で、所謂其の味深長であるから、讀者の觀方によつて千萬の變化を具へて居れば、普の自得したのは道德以外に在つたのであらう、又宋史の普が本傳には則論語也まで、、後の事はない、太宗に申した言は少微通鑑で傳會して附加へたものだと云ふ、そう言へば半部づゝ分けて創業と治平を佐けたなどは實際らしくない語である、

蒙正晩出、嘗與普並相、普甚推之、蒙正嘗置冊子夾袋中、疏四方人才姓名、以待選用、

【字解】 晩出、本註に猶曰後進となる、夾袋、信玄袋の樣な物、夾は約會に左右持也と見ゆ、袋は囊の類、疏、細に仕別をして書付ける、

【解釋】 呂蒙正の人柄は質朴重厚で寛大、開國の元老たる趙普に對しては固より後進であるが、端拱元年に同じく宰相になつた、然るに普は肩を比べて居るのを恥ぢざるのみならず大層蒙正を推重した、其の德望は是れでも知るべきである、蒙正嘗て手帳を手提袋の中に入れて置いて、天下四方の人才を聞當る度に何の誰は斯樣斯樣と細に仕別して其の姓名を書込み、國家で入用の場合にそれ相應の人物を選用するに備へてあつた、宰相たる平生の用意實に見るべきである、

初太祖嘗以張齊賢屬上、至齊賢擧進士、上欲置之上第、而有司第其名在下、乃詔一榜特與通判、卒至大用、

【字解】 屬上、帝にあづける、上第、及第の甲科、第其名、第は次第（順序）をつける、一榜、及第者の姓名をはり出した榜の全體、通判、前の太祖紀中に見ゆ、

【解釋】 前に見えた通り太祖の洛陽に幸した折に張齊賢を得たが、餘り大言を吐いた爲め之を斥け、内内では他日彼れを宰相にせよと太宗にあづけて置いた、それで太宗の卽位第一回の進士の試驗に齊賢も擧げられて來たから、帝は之を及第甲科に置く積りの處が、試驗官は之を乙科に置いてしまつた、そこで帝は仕方がないから其のはり出した及第者連名の榜に書かれてある呂蒙正以下一百九人に特例として上下に拘はらず皆通判の官を與へて同等にしてしまつた、斯樣にして齊賢は卒に大に用ひられて宰相になつたのであるが、彼れ

日の長雨が降止んだ、次の眞宗の代に寇準は宰相として大に働くから此に先づ其の人柄を書いて讀者に注意させて置くのである、

上崩、在位二十二年、改元者五、曰、太平興國、曰、雍熈、端拱、淳化、至道、壽五十九、

（注意）以下爲是眞宗皇帝に至るまで本文は一連である、

【解釋】至道三年三月帝崩ず、在位は二十二年で其の間改元は五回、最初は四字年號で太平興國といひ、是れが八年、次の雍熈は四年、端拱は二年、淳化は五年、至道は三年であつた、而して帝の年壽は五十九歳、帝は深謀英斷あつて又勤儉、刑を愼み農を閔み諫を納る等明主には相違なかつた、然かし弟姪をして皆其の死を得ざらしめ、又太祖の后の崩には實に不取扱を極め、群臣喪服せず、三年の後始めて葬れるが如き薄情で陰險なることは迚も後世の譏を免れぬ、且つ契丹に敗れ、西夏に愚弄され、高麗女眞に背かれ、交趾に對してさへ武を瀆した、宋朝の弱くて竟に外患に斃れたのは太宗の遺した失策と謂はねばならぬ、

薛居正、沈倫、趙普、宋琪、李昉、呂蒙正、張齊賢、呂端等、相繼爲相、普凡再入再罷、尋薨、普初以吏道聞、寡學術、太祖嘗勸以讀書、普遂手不釋卷、毎朝有大議、輒闔戸自啓一篋、取一書閲之、及卒、家人視其篋、則論語也、嘗謂上曰、臣有論語一部、以半部佐太祖定天下、以半部佐陛下致太平、

【字解】手不釋卷、手に書卷を放たぬ、

【解釋】太宗の在世中には薛居正以下本文の通りの人人は引繼いて同平章事と爲つた、趙普は太祖の相であつたことは無論だが太宗の代にも太平興國中と端拱中と再び朝廷に入つて宰相となり、再び罷めた、罷めてから三年目に卒去し忠獻と謚せられた、普は初め吏務で評判を取つてそれで立身した男だから學術には無論乏しかつた、太祖は之を惜んで嘗て讀書するやうに勸められると、普も尤もと感じたものと見え、遂に讀書に熱心になつて本を手放した事はない位に至つた、朝廷で大事な評議があるたびに、いつも其の前に居間の入口を閉切つて人の出入を禁じ、自分で一個の文箱から一冊の書物を取出して目を通すのが例であつた、卒去になつてから家族は其の文箱をあらためて視ると書物は論語であつた、

して其の國政を專にした、それで太平興國五年七月帝は將を遣り之を討たせたが來年の春になつても功績が擧がらず暑氣の爲めに軍兵が多く死亡したから、討伐は中止となつて久しく立つたが、淳化四年の春黎桓の方から使者を以て貢物を奉り且つ丁璿よりの讓狀を差出して簒奪でない由を辨明したから、宋では之を好機會として、竟に桓を例によつて靜海節度使として交趾郡王に封じた、

時霖潦過度、上曰、朕於刑獄盡心、安得積陰之譴、寇準越班對言、某州局吏侵官錢若干、於法爲小過、陛下殺之、王淮參政王沔之弟、盜錢數百萬、於法爲大憝、陛下以沔故、務相容蔽、如此而曰刑獄盡心、如之何無積陰之譴、上卽日誅淮罷沔、俄而雨止、

【字解】霖潦、霖は久雨、ながあめ、潦音老、無源之水と註す、卽ち雨などで一時出る水、積陰之譴、雨が幾日立つても休まぬが如き重積した陰氣の天譴、譴は叱責、越班、班は位也次也、席次、侵官錢、侵は區域を越ゆること、故に使込むことになる、若干、不定數也、いくら／＼、大憝、憝は音隊、惡也、書經に元惡大憝と見ゆ、大罪人、容蔽、かばふ、

【解釋】其の頃、長雨が降續いて出水がして仲仲やまない、尤も長雨出水は年に無いわけでは無いが、此の年の雨は餘り度合に過ぎて甚しかつた、元來支那の俗習は、政事の過失によつて天變天災來る、是れが天の譴責である、其の過失に陰陽の別があつて天の譴責もそれに應じて來るものと考へて居る、故に此の度の霖潦の過度に付て帝は嘆いて、政治上陰に屬して居るのは刑獄の事である、朕は其の刑獄の事に於ては心を盡して公平無私に取捌いて居るのに、どうして此の霖潦過度なる重積せる陰氣の天譴を得たることであらうぞと云はれた時、御前に列坐して控えて居た寇準字は平仲は剛直無類の人であつたから、忽ち席次を越えて進出で帝に對ふるやう、某州の一局吏なる祖吉は前にいくらかの官金を使込みましたのは不屆には相違なきも、法律上では輕罪でござります、然るに陛下は彼れを死刑に處せられました、之に反して王淮は參政王沔の弟で官金數百萬錢を盜取りましたのは法律上大罪人でござります、然るに陛下は彼れが重職沔の弟である所から、務めて其の罪を御かばひなされて世に知れぬ樣遊ばされました、斯樣な事をなされながら刑獄には心を盡して居るなど、仰せられますのは御間違でござります、それがどうして積陰の天譴なき譯に參りませうぞと憚る所なく申した、帝もそれに對しては一言も無いから卽日淮を誅し沔を免職させてしまつた、處が天に感應したりけん俄にして數十

弄した言だから、帝は怒つて繼隆に兵を移して先づ保忠を討たせた、然るに保忠は夜中に保吉に襲はれ單騎で逋込んだ處を、何の苦もなく繼隆に捕はれ檻の車で汴の城下に送られ、詰責せられたが、釋して留められた、其の秋になると保吉も馬を獻じて謝罪し降參を願つたが、間もなく再び叛したから繼隆に之を討たせた、宋の愚弄されて居る樣子は實に可笑しい、此の後大夏皇帝と號して大に宋を苦しめた趙元昊は此の保吉の孫である、

蜀自既平之後、府庫之物悉載歸內府、土狹民稠、有司不無賦外之科、王小波起爲盜、小波死、李順繼之、攻陷成都、僭號蜀王、上命王繼恩討擒之、蜀平、

【字解】內府、帝室の府庫、賦外之科、租賦外の科税、常規の租税の外の雜税、

【解釋】　孟氏割據の蜀の地は太祖の世既に平定した後は、其の府庫の錢帛悉皆汴に運載せられて帝室の府庫に納つてしまつたから、其の他の官府には少しも餘裕が無い、民間の方から言つても元來山國だから耕作地が狹小であるのに割合に民口が稠密だから生計が豐でない、然るに官吏の方では府庫が空虛になつて財政が苦しいから、種種名目を付けて定規の租税外に運上を出させて補足せねばならぬ、そこで人民は愈、困難して來た結果、淳化四年の春、其の地青神縣の民王小波といふ者、今日の所謂財產平分論を唱へて貧民の爲め富豪征伐を企てると、遠近之に響應し爭ひ起て盜を爲した、程なく小波は箭の創で病死したが、其の妻の弟李順といふ者は之に繼で頭領と爲り手下は實に數十萬、遂に蜀の首府成都を攻落して自ら大蜀王と名乘り、勢日に强盛となつた、朝廷大いに驚き五年正月王繼恩を急派して之を討たせた、繼恩は宦者なれども武功のあつた者で五月大いに賊軍を破り首を斬ること三萬、李順をも擒にして成都を復し、蜀の地はやつとの事で平定した、李順は鳳翔まで引立てられて來て市中で磔にかけられた、

交趾丁璉卒、大校黎桓因其宗族而專其國、上初命討之、無功、已而桓奉貢、竟以桓爲交趾郡王、

【字解】交趾、前に見ゆ、大校、他書に大將に作る、

【解釋】　太祖の開寶六年交趾の丁璉が內附した事は前に見えたが、璉卒去して弟の璿といふ者其の後を繼いだが年が尙ほ幼弱なのに乘じ、大將の黎桓は璿を始め丁氏の一族を幽囚

て涿州の西南四十里にある岐溝關にて大敗を取り隊伍を亂して逃走るを休格が追撃愈、急にして處處で敗北を重ね、死者は全軍の半を過ぎ、器械甲冑を委棄したことが山の如くであつた、若し此の際休格に長追せられたなら黄河の北岸までは一擧に略取せらるべき勢であつたが、幸に太后は追撃を止めて引返したから、やう〳〵の事で其の禍を免れた、然かし大敗軍で迚も當分囘復の見込が著かぬ故、帝は詔を下して討伐軍を引揚げた、此の戰爭は所謂籔をつゝいて蛇を出すことになつて、是れから契丹の兵が連年入寇して宋では殆んど持餘した、帝の一代中でさへ侵入數度に及び、いつも宋では大敗を取つて其の損失は實に算し難い、東北の女眞が太祖の初年に入貢した事は前に見えたが、此の女眞より淳化二年十月に宋に向つて契丹は朝貢の路を隔て、邪魔をするによつて之を撃たうと願出た、宋では何んと考へたものか許可しない、是れから女眞は朝貢を絶つて遂に契丹に臣屬してしまつた、此の女眞も後年宋の大患を爲すのである、

上賜李繼捧姓名趙保忠、授節度使、命管夏銀綏宥靜五州、使圖繼遷、繼遷降、賜姓名趙保吉、保吉復寇邊、命李繼隆討之、保忠言、已與保吉解仇、乞罷之、上怒命繼隆先移兵討之、繼隆入夏州、檻送保忠於闕下、保吉尋亦請降、而復叛、命繼隆討之、

【字解】 五州、靜州外四州は前三節に解した、靜州は綏州の北隣、檻送、檻車で送る、檻車は罪人を載せる車、闕下、禁闕(皇居)の下、

【釋釋】 端拱元年の夏、帝は李繼捧に姓名を趙保忠と賜つて定難節度使の名號を授け、彼れが前に獻じた四州に靜州を加へて五州とし再び之を管領して族弟繼遷の討滅を圖らせた、是れは宋廷では繼捧の獻地を吳越や泉漳同樣に視て一時は喜んだもの丶、此の爲めに繼遷に叛かれ、邊境の騷動を加へたのみで、實際は少しも利益がないから此の度趙普が申請に從つて斯くしたのだ、然かし繼捧から言つても自分の獻じた土地が自分に戻つたのみで、李唐代に先祖の貰つた李姓を趙宋の趙氏に取替へられ、定難留後を節度に、繼捧を保忠に改められても何の損得もない事であらう、古來支那人はこんな虛名で外夷を控御する術として居るのだから可笑しい、淳化二年繼遷謝罪して降伏したから朝廷之を信じ姓名を趙保吉と賜つて銀州觀察使とした處が、其の降伏が佯で五年の春復た靈州に入寇したから、李繼隆に詔して之を討たせた、そこで繼隆は出發すると、保忠は、私は最早保吉と仲直りをしたから彼れの討伐は取消されたしと上言した、實に朝廷を愚

金箔綠青照輝いて莊嚴美麗と讃嘆致せども、臣錫が眼より觀ればそれは全く生民の膏と血を絞取つて塗立てられたものと存ずると、隨分耳障する語であるが道理は尤もであるから、帝も怒られずに聞流してしまつた、諸書を案ずるに此の塔の落成は端拱二年の事で順序からいふと此處に書出したのは早過ぎると思はる、

先是西夏李光叡卒、子繼筠嗣、又卒、弟繼捧嗣、繼捧來朝、獻四州地、其弟繼遷叛去、數入寇邊、

【字解】 四州、夏州は今の陝西楡林府懷遠縣の西、其の西南の宥州、其の東の銀州、及び其の東南の綏州、綏州は今の綏德府治、弟、族弟、數、音朔、

【解釋】 是れより先き太平興國三年に定難節度使李光叡は卒去して子の繼筠は嗣いだが其の來年繼筠も卒去して弟の繼捧は嗣立ち、同七年の夏宋に入朝して其の管内夏宥銀綏の四州を獻じた、帝は之を嘉して都に留め、新に巡檢使を其の地に遣した處が繼捧の族弟なる繼遷といふ者不服で夏州の東北に當る地斤澤に走り、拓跋氏の先祖の像を出して地方の戎狄に示すと、彼れ等は其の德を忘れず拜泣して繼遷に服從し、爾來幾度となく邊境に入寇すること、なつた、是れは夏州の宋に叛いた始である、

契丹主明記殂、號景宗、子隆緒立、年十二、母蕭氏專其國政、

【解釋】 遼主明記殂す、廟を景宗と號し、長子の隆緒嗣立つたが年が僅に十二歳であつた故、其の母太后蕭氏は國政を專にし國號を大契丹と復し、元統と改元した、是れは李繼遷の叛と同年で太平興國七年の九月の事である、

上命曹彬等分道伐契丹、彬兵大敗於岐溝關、詔班師、契丹自是連年入寇、後女眞以契丹隔其朝貢之路、請擊之、不許、女眞遂臣於契丹、

【字解】 岐溝關、涿州（直隷順天府内）の西南、女眞、前に見ゆ、

【解釋】 帝契丹の主の幼弱で母后國政を專にする由を聞いて此の時に乘じ北方を恢復せんと參政李至が諫を用ひず、雍熙三年正月曹彬田重進潘美等に命じ各方面から道を分て契丹を討伐させた、初の程は宋軍連戰連捷で頗る景氣が好かつたが、五月曹彬の軍が涿州に入ると、守將耶律休格少兵で變に應じて善く戰ひ、彬が軍幾度となく進退し糧食も盡きんとした處へ、帝の侮つた契丹の幼主と太后は親ら大軍を引率して來援したから、彬の軍は退却を始めると契丹に追擊せられ

呂蒙正爲參政、有朝士指之曰、此子亦參政邪、蒙正佯不聞、同列欲詰其姓名、蒙正止之曰、若一知名姓、則終身不忘、不如無知也、

【字解】參政、參知政事の略稱、

【解釋】太平興國八年の十一月に呂蒙正、李穆、李至と參知政事となる、時に一朝臣が蒙正を指しつゝ、此の子も參政と爲つたのかと、參政は宰相に次いで朝廷屈指の重役であるのに此樣な小僧もそれになつたのか、驚いたといふ意で云つた無禮至極の言であるのに、蒙正が聞かぬ風に裝つて居ると、同列の人人は却て之を聞尤めて、何と名乘る者か其の姓名を詰問しやうとすると、蒙正は之を制止して、若し此處で一度其の誰と知つたなら、憎い奴と終身記憶に殘つて忘れかぬる樣になる、つまらぬ事ではござらぬか知らぬ方がましであると云つて少しも取合はなかつたから、時の人は其の度量に服したといふ、

召華山陳摶、賜號希夷先生、

【字解】華山、卷一に見えた、陳摶、摶の音團、希夷、孝子經に觀之不見、名曰夷、聽之不聞、名曰希と見ゆ、

【解釋】陳摶字は圖南、後唐の長興年中に進士に擧げられたが落第し、爾來は官祿に絕念して山水を樂とし、穀食を辟け華山に隱居してしまつた、太宗卽位の初めに嘗て召見して厚遇した事がある、本文の召の字はそれを指したのであらう、此の度雍熙元年十月には自ら汴に入朝したのである、帝之を中書省に送り待遇させた、其の席で宰相の宋琪等は神仙の術を問ふた處が、陳摶の答には左樣の事は一切知らず、縱令白日に天に昇つた處で何の世に益する所があらうとて、其の告ぐる事は、悉く君臣德を同じうして治平を致す切實の道であつた、帝之を聞いて益敬重し、摶に希夷先生といふ高妙な稱號を賜はつて華山に還らせた、

開寶寺塔成、前後八年、所費億萬、田錫奏曰、衆以爲金碧熒煌、臣以爲塗膏釁血、上不怒、

【字解】開寶寺、汴に在り、金碧熒煌、金箔綠青の彩色ぴかぴかと照輝く、釁血、牲を殺し血を以て鼓に塗るを釁と曰ふ、故にぬると訓す、

【解釋】汴京の開寶寺に佛舍利を藏めんが爲め官の普請で其の塔を建築して落成した、高さは三百六十尺で工事が前後八箇年を經過し、入費は億萬錢といふ程かゝつた、知制誥（詔勅掛）の田錫は嘗て上奏して曰く、衆人は御建築の舍利塔を

とし夏になると遂に罪を得て爵を涪陵縣公に下げたのみならず、普は知開封府なる李符に諷して、廷美は過失を悔いずいかにも上を怨んで居る由を上言させて遂に之を遠い今の湖南の房州に遷した、後ち二年、雍熙元年の春廷美は重る憂が病の元となつて卒去し、涪王に追封された、本文に尋殺レ之とあるは太宗が殘忍な本心を寫したので、即ち春秋の筆法に倣つたものである、然るに趙普は又李符の己れが諷諭した言を世間に漏しはせぬかと恐れて之れをも他の事で罰して寧國司馬に貶官したが、來年の正月に弭德超といふ者帝に寵ある處から樞密使と爲らうと其の職に居た大功臣の曹彬を謀叛心でもあるかの樣に帝に密奏して遂に之を朝廷から逐除けた處が、四月になつて其の佯が發覺して遠國に流罪となつた、然るに此の德超を始めて帝に推薦した者は李符であつた爲め帝は符をも重ねて罰して嶺南に徙せと申されたのを幸ひに趙普は之を春州に貶した、是れは普が怨のある盧多遜を罪にして流した際、李符は普に、春州に流す方は好い、春州に往つた者は久しからず皆死にますと諂つて云つた事があつたから、此の度自分は遂に此處に遣られたのであつた、彼れは果して一年餘で死んでしまつた、以上の事柄で觀ると太宗と趙普とは故太祖の恩誼に對し何と薄情の甚しい者ではあるまいか、特に趙普が心術の危險なことは實に恐ろしい、然かし斯樣な事も皆杜太后臨終の一言が、時宜にかなつた樣で實は大道に合はぬ結果である、婦人が鼻の先の智慧は毎毎此の類が多い、

种放隱二于終南山一、結レ草爲レ廬、以二講習一爲レ務、後進多從レ之學、上聞召レ之、辭以二母老一、上高二其節一、厚賜二錢帛一旌レ之、

【字解】 种、音蟲、姓也、終南山、今の陝西武功縣に在る、後進、若手の學者、

【釋釋】 种放は洛陽の人、沈默で學問好き、終南山中に隱居して草葺屋根で粗末な柄家を拵へ書物の講習を以て業務として其の母を養つて居たが若手の學者は諸方から多勢寄つて來て教を乞ふた、轉運使の宋惟幹といふ者其の才行を上聞したから、詔して之を都に召出させた、其の母は此の時放に向つて、それ見た事か、吾れ平生汝に講習するなと異見して居るのに汝は聽かぬから遂人に知られて御召などに遭ふのだ、こんな事では迚も世を安氣に暮せぬと小言を云ふ、种放はそこで母の老衰せる由を名義として召出しを辭退した、帝は其の立前を高尚と感心し、手厚く錢帛を賜つて旌表された、元來是れは淳化三年の事で太平興國八年からは九年後であるから此處に書くのは早過ぎる、且つ此种放といふ男の末路を見ると取るに足りぬ俗物で決して此に特書する程の者でない、世間の學者には古今往往こんな山師がある、

【解釋】帝既に北漢を定めたから此の勢に乘じ遼即ち契丹を伐ち北邊を囘復しやうと、諸將の餘り贊成せぬのに詔を下して太原から兵鋒を東に轉じ進發すると、遼の諸城其の勢に風靡して六月に易州涿州皆降伏したから愈〻進んで幽州城を攻むると、遼の將士の降る者多く宋軍の勢頗る盛であつたが幽州城は十日を踰えても堅固に守つて攻落すことは出來ない、七月帝は今の順天府宛平縣の西に當る高梁河に於て大に遼將耶律沙と合戰して殆んど沙を擊退せんとした刹那に、遼主の遣した耶律休哥が援軍到來して勢を合せて返擊した、宋軍大敗を取り戰死者一萬餘人、追擊愈〻急に、帝は驢馬に乘つて生命からく遁走した、此の爲め征遼軍は中止となり遂に散散の樣子で引上げた、

是の役に武功郡王德昭は帝に從つて幽州を征したが、何事のありけん、宋の軍中に於て或る夜驚擾れて混雜した折、一時帝の所在を失つた、此の際氣早くも德昭を擁立せんと謀つた者がある、其の後帝は此の事を聞いて心中窃に不快に感じて居た、歸京後も征遼の不成功な爲め、はかぐしく北漢平定の褒賞を行はれぬ、德昭は將士の氣受も如何と心配で、念の爲め帝に此の事を申出した處が、帝が幽州以來積つた不快が一時に怒に勃發して、德昭に向つて、汝が自身思ふ樣に此の事をする時を待つて居て褒美を取らせても晩くはないと、非常のいやみを含めて叱付けた、是れは德昭に取つて意外千萬、己れは太祖の子なる故斯くまで深く簒奪心がある者と疑はれ居るかと大に驚き且つ懼れて御前を退出するや否、自ら刎ねて死んでしまつた、帝は之を聞いて後悔し、急ぎ往つて其の屍を抱き、無分別者何ぜ斯くまでして吳れたと大いに哭して云つたといふ、魏王に追封し懿と諡した、是れは八月の事である、然るに後ち二年の春に德昭の弟德芳も卒去した、岐王に追封し康惠と諡した、

一統の基を開いた太祖の二人の子は憐れにも兄は自害、弟は夭死で果てゝしまつた、昭憲太后の遺詔では此の後の相續は無論帝の弟齊王廷美であり、帝も亦其の積りで廷美を古例通り開封に尹たらしめ更に爵を秦王に進級させて優遇したのであつたが、太祖の二子の引續いて卒去した以來は秦王廷美も疑心が起つて自身も安じ兼ねて來た、時に久しく志を得なかつた趙普が黨の柴禹錫などが廷美の謀叛心ある樣な事を上書して帝の意を搖したから、其の後帝は趙普を召して行末は國を秦王に傳ふる意を述べて得失をたづねると、普は對へて、實子があるのに弟を立てるといふは太祖の己に誤られた事なるに、陛下はどうして再び誤り給ふてなるべきやと云ふ、此の一言は固より太宗の意中に投じたのであるから、太宗は至極賴母しく思つて六年の九月太祖に一旦遠けられた普を召し入れて再び宰相とした、斯くなつては廷美の身の上は滿足に行く筈はない、七年の春に開封尹を免じて西京留守

南節度使管内を淮海國と稱し俶を其の國王とし、子弟にもそれ〳〵官爵を授けて之を優遇した、吳越は錢鏐が梁太祖の開平三年に割據してより此の錢俶まで七世、凡そ七十四年で亡びた、これで南面は全く統一に歸したのである、

命潘美伐北漢、尋親征、圍太原、劉繼元出降、北漢亡、

【解釋】天下割據の小國漸次に滅亡して今は唯、北漢が殘つて居るばかりであるから、太平興國四年の正月に潘美を北路都招討使と爲し四面から太原城を攻立てた、北漢は急使を馳せて救を遼に乞ふと、遼よりは耶律沙を大將として援軍を送つたが、宋の將郭進は大に之を忻州の西南白馬嶺に打破つた、此の爲め北漢は援を失ひ、孤城は重圍に陷つて兵粮も日に不足を告げる場合に太宗の親征となり、日夜の攻撃愈、烈しく北漢主劉繼元力遂に屈して白衣紗帽の出立で城を出て降伏した、帝は之を赦し彭城郡公の爵を賜ひ、其の重臣へも官を授けた、是れは五月の事である、北漢は劉崇が後周の廣順元年に僭號してから此の繼元まで四世、凡そ二十九年で亡び、其の十州、一軍、四十一縣は全く宋の支配に歸した、

詔征契丹、易州涿州來降、上攻幽州、踰旬不下、遂班師、郡王德昭從征幽州、軍中嘗夜驚、不知上所在、有謀立德昭者、上聞不悅、及歸以北征不利、不行平北漢之賞、德昭言之、上大怒曰、待汝自爲之、賞不晩也、德昭退而自刎、後二年、岐王德芳卒、自太祖二子相繼死、齊王廷美不自安、佗日嘗以傳國意訪趙普、普曰、太祖已誤、陛下豈容再誤邪、於是普復入相、廷美遂得罪、降涪陵縣公、普復使知開封府李符告其怨望、南還房州、尋殺之、普恐李符漏言、因彈德超譖曹彬故、以符薦德超、貶符春州卒、

【字解】自爲之、卽位の時を指す、岐王、卒去後に贈る、齊王、秦王の誤、涪陵縣公、涪の音浮、縣は今の四川重慶府涪州治、然かしこゝでは封爵の名義、尋殺之、實は自ら憂死したのである、春州、今の廣東肇慶府內、

太祖の開寶九年と太宗の太平興國元年は同年で丙子の歳、我が圓融天皇の貞元元年である、是の月親政の手始めとして使者を派遣して州縣を分行し官吏を視察して其の優劣に三等の次第をつけさせ、無氣力で其の任に勝へざる者や、懶惰怠慢で自身事務を取扱はぬ者は免職させた、

贓吏配者、遇赦不敍、

【解釋】 收賄官吏の其の罪が發覺して遠方に配流された者は、たとひ赦令に遇ふて罪がとれても、二度と官職に敍用せぬことに定めた、帝が贓罪を疾むことの甚しかつた事は知らる、、

大理評事陳舜封、奏事口捷、擧止類倡優、問誰氏子、對以父爲伶官、上曰、汝眞雜類、豈得任清望官、改授殿直、

【字解】 大理評事、本註に官掌折杖詳刑とあり、折杖の事は前の太祖紀中に見えた、口捷、口辯が捷くして輕い、伶官、音樂師、雜類、雜色戶、卽ち役者藝人の類、最下等の民、清望官、清要聲望の官、卽ち肝要て人の目を著けたる官職、殿直、屢、前に見えた、

【解釋】 大理評事なる陳舜封といふ者事を奏聞したるに、口辯が輕捷で動作が役者風で下品であつたから、帝は怪んじで、汝は何家の子息かと其の家筋を問ふと、果して舜封は父某は伶人であつた由を對へた、帝はそこで、成る程、汝はほんに下等民に相違はない、どうして清要で聲望ある大理評事の如き役向きに任ずべき筈の者であらうぞと云つて改めて殿直の小官を授けた、君子の威儀を愼むは此處の爲である、此頃の役人は小才子風が流行で清望の官に居る人でも陳舜封の口辯動作を以て得意がつて居る者は少くないのは歎くべき事である、以上三節は太宗の官吏選擇に注意の深かつた事を書いたのだ、

陳洪進來朝、獻漳泉二州、

【字解】 漳泉、今同じ、福建に屬す、

【解釋】 初め石晉の時代に南唐は閩を滅し其の地を合併したが、漳泉二州だけは名目ばかりで實は留從效の勢力の下に獨立して居たのであつたから、前に見えた通り宋太祖の初年に宋に對して旣に藩と稱した、然るに其の後陳洪進なる者此の二州を支配して居たが、此の度太平興國三年の四月に洪進は來朝して二州十四縣の地を擧げて全く宋に獻上してしまつたのである、

吳越王錢俶來朝、遂獻其地、

【解釋】 吳越王錢俶は汴に來朝した處が、丁度に陳洪進が漳泉二州を獻じた場合であつたから、錢俶は懼を懷き其の來月遂に亦悉く領地の十三州、一軍、八十六縣を獻じた、帝は淮

たて、戳は敕角反、刺也築也、好爲之、しつかりやれ、努力せよといふ意、愕然、びつくり、官家、天子を呼ぶ、宋眞宗嘗て侍讀の李仲容に官家の出所を問ふ、仲容曰く蔣濟が萬機論に、五帝は天下を官にし三王は天下を家にす、五三の德を兼ぬ故に官家と曰ふと見ゆと對へた、然かし蔣濟の說は附會に過ぎない、實は唐高祖の條に見えた縣官の類で其の時代の天子を呼ぶ俗稱、炅、音炯、

【解釋】 太祖の病危篤に臨み、皇后宋氏は傳位の旣に久しく定れるを知らずに是れぞ大事の際と、宦官の王繼恩を夜中に馳せて太祖の次子德芳を召させた、然るに繼恩は德芳の邸には行かず、眞直に晉王光義の府中に至つて之を召すと、王は急いで宮中に入り帝の近侍の者を悉く拂はれ一人枕元に坐して帝から何か遺言を受けて居る樣子だが、他人からは遠く隔つて其の言は聞くことが出來ぬ、たゞ遙に燈燭の火影動搖する下に、晉王が何か辭退でもするか坐席を離れて起つ樣子が朦朧に見えたばかり、する內に帝は柱斧を取りがたと下に突立て大聲に、しつかりやれと呼んだ一言が聞えたが程もなく崩御となつた、斯樣な傳說で遂に太祖は良死でない、太宗が弑したのだと云ふ疑が後世に殘つた、元來此の一條は元の陳涇及び胡一桂などの私史に載せた所で、其の出所は宋孝宗の朝に成つた李燾が長編に據り、燾は之を文瑩といふ僧が書いた湘山野錄に取つたもので根據が極めて薄弱で信ずるに足りぬと先儒が辯じて居る、正史(宋史)には癸丑の夕帝崩じ、王繼恩遺詔と稱し太宗を迎ふ、詰旦太宗入謁し遺詔を受けて踐祚したと書いてある、然かし斯樣な說の後世に行はれたのも、元來は太宗が餘り薄情で太祖の深恩を忘れ、其の子を死なしむるに至つたから自然に起つたのであらう、さて宋皇后帝の寢間に入ると意外にも晉王が早く來て扣て居られたから、びつくりして吾が母子の生命は宜しく陛下に御賴み申すと云はれた、是れは皇后は相續者は晉王と定つてもう取返しがつかぬと悟つだから、早くも此方より折れたのである、晉王は、御互永く富貴を保たん間決して御心配に及ばぬと返答した、此の一事も正史には見えぬ爲め取らぬ者は多い、斯くして晉王光義は卽位し再び炅と改名した、自身が太祖の時代に於ける例に傚つて弟の廷美(光美の改名)を開封に尹たらしめて齊王に封じ、太祖の子德昭をば武功郡王に封じた、齊は國、武功は郡で、爵に高下がある、又本文に秦王廷美とあるが廷美の秦王となつたのは齊王に封ぜられた四年後の事なれば誤である、又改封齊王の改の字も餘計の字であるから秦王の二字と共に削除すべきである。

遣使分行州縣、廉察官吏、第其優劣、罷軟不勝任、惰慢不親事、免官、

【字解】 廉察、視察、廉も亦察也、第、次第する、罷軟、柔弱、無氣力、罷は音皮、疲也、倦也、不勝任、勝たふる、音升、不親事、事務を親視せぬ、

【解釋】 太宗は十月踐祚し、十二月大赦して改元した、故に

賢固稱餘策皆善、太祖怒斥便出、既還語晉王曰、吾幸西都、得一張齊賢、吾不欲用之、佗日留與汝作宰相、蓋傳位之定久矣、

【字解】幸蜀、蜀の字は誤る、續綱目、宋元通鑑諸書皆洛に作る、布衣、輕い身分の者、本註に未蒙爵祿曰布衣と見ゆ、啗、食也、くらふ、便出、便、すなはち、直ぐにの意、西都、卽ち西京、洛陽を指す、

【解釋】太祖の蜀に幸したことは史に見えぬ、且つ下に吾幸西都と明に見える上は太祖が末年に郊祭を行ふ爲めに洛陽に幸した際の事で本文の誤である、さて其の際に曹州人の無位無官の張齊賢といふ者は策文を獻じて、一に下幷汾(大原を取る)二に富民、三に封建、四に敦孝弟、五に擧賢、六に大學、七に籍田、八に選良吏、九に懲奸、十に恤刑といふ箇條を陳べた、太祖は特に之を行在に召して更に口上で委しくたづね且つ食を下賜された、然るに齊賢は御前を憚る樣子もなく、むしや〳〵食ひながら下問に應對して居る、太祖は十箇條の內、意に叶つたのは四箇條あつたから、それを擧げて何に〳〵の策は善いと曰はれると、齊賢は頑張つて其の餘の六策も皆善いと申立てゝ承服せぬ、太祖は、小癪な奴と怒を發して御前を追拂ひ、武士に申付けて直樣曳出させた、然かし太祖は心の內では彼れは見込みがある者と知つて、既に汴に還御になると、晉王光義に、吾れは西京に行幸して一人の張齊賢を見付けて來た、然かし吾れは之を用ひやうとは思はぬ、他日汝に之を置土產として宰相にさせやうと話された、杜太后の遺言は勿論、太宗に對する友愛、其の佗日必ず太平天子とならんの一言及び此の張齊賢の一條に就いて觀ても、蓋し太宗に傳位と定つて居たことは久しい前からの事で兄弟相續の間に決して疑を挾むに足らないと、此處まで其の證據を列記して來たのである、

太祖不豫、后遣王繼恩召皇子德芳、繼恩徑召晉王、王至宮中、散遣左右、所言皆不可得聞、但遙見燭影下、王有離席之狀、既而上引柱斧戳地、大聲曰、好爲之、遂崩、后見晉王愕然曰、吾母子之命皆託官家、王曰、共保富貴、無憂也、王卽位、更名炅、秦王廷美尹開封、改封齊王、德昭封武功郡王、

【字解】徑、たゞちに、眞直にの意、柱斧、前に解した、戳地、地につき

榻の前で認めさせた、普は其の誓書の末尾に臣普記すの三字を書入れて立合人なる意を表し、此の書面を金鎖にて締りをした櫃の中に納めて、窃に宮人に保管させ後日の證とした、此の一事は太祖の皇子があるに拘はらず、太宗弟を以て相續した事情を述べて傳位の久しい前から定つて居たことを言ふのである、然かし杜太后は賢婦でも此の言は道を得ない、太祖は孝順でも此の事は從ふべきでない、而して趙普に於ては諫止すべき筈である、何ぜなれば、父子の相續は千古の常道、人倫の正理で、已むを得ざる場合に始めて權道を用ふるのである、故に周公は賢聖でも成王は幼弱でも、武王の相續は成王に定つて居る、杜太后は徒に後周を幼主で亡びたものと思込んで、其の幼主を輔佐する人のなかつた事には氣がつかず、徒に一時の安全を圖つて、更に將來の慘禍を生ずることを知らない、實際から考へても太祖から光義、光義から光美と兄弟相ひ及んで、それから德昭が立つとしたら、德昭は七八十歳の老耄で即位せねばならぬ、長君にも程があるではないか、要するに此の遺言は道を得ない、年來嚴格な家庭の習慣、まして臨終の際で母子の間に斯樣な誓約が成立つたのであらうが、立合つた趙普の氣が知れぬ、後來普が太宗に對ふる言で觀ると、普は當時既に其の非を知つて居たのであつた、實に薄情で危險な人物である、

太祖友愛篤至、晉王嘗寢病灼艾、太祖亦自灸以分其痛、嘗曰、晉王龍行虎歩、且生時有異、佗日必作太平天子、福德非吾所能及也、

【字解】友愛、兄弟の間柄の好いこと、書經に惟孝友于兄弟と見ゆ、灼艾、艾を灼く、卽ち灸をすゑる、灼は燒也、艾は五蓋反、分其痛、分は我れにも分配する、相伴する意、龍行虎歩、歩るき方の尋常ならぬこと、異、不思議、

【解釋】太祖は兄弟仲の情愛は至極篤かつたもので、光義の邸へは幾度となく臨幸された、光義は或る時病氣の爲め灸をすえて、ひどく痛い樣子であつたから、枕元に居た太祖も艾を取つて自身に灸をして其の痛さの相伴をされたことがある、太祖は折折近臣と話されたには、晉王の歩振は龍行虎歩と申して、誠に高貴の相貌を具して居るし、其の上彼れが誕生の際には赤光騰上して火の樣であつたといふ不思議な事もあつたからして、後來は必ず太平無事な世の天子となるに違は無い、其の福分は迚もまだ大一統を果さぬ世の天子たる朕の如き者の及びの無い所だと云はれたそうである、

太祖幸蜀、有布衣張齊賢、獻十策、召問賜食、且啗且對、太祖善其某策、齊

は宰相の上に置かる、

建隆二年、昭憲杜太后、臨崩謂太祖曰、汝知所以得天下者乎、太祖曰、皆祖考與太后之餘慶、太后笑曰、不然正由柴氏使幼兒主天下耳、汝萬歲後當傳位晉王、晉王傳秦王、秦王以傳德昭、國有長君社稷之福也、太祖曰、謹受教、太后呼趙普曰、趙書記共記吾言不可違、因命普於榻前爲誓書普署紙尾曰、臣普記、藏之金匱、

【字解】祖考、祖は高曾祖、祖父の泛稱、考は亡き父、餘慶、先代のお蔭、易の文言に、積善家必有餘慶と見ゆ、柴氏、周世宗の姓、萬歲後、死後の意、生前に言ふ故、忌憚つて斯くいふ、漢書の翟方進傳に見ゆ、晉王秦王、晉王は卽ち光義、秦王は光美で共に太祖の弟、但し當時二王未だ封爵なし、史家の追書である、德昭、太祖の子、長君、長は上聲、年長けたる主君、趙書記、太祖の都點檢たる時に趙普は掌書記たるを故に太后尙ほ斯く呼ふ、此の時に普は樞密直學士であつた、共記吾言、此の事に立合ふ故共といふ、記は心に記すを謂ふ、書記するではない、署紙尾、署は題署也、金匱、匱は櫃也、金鎖にて封ずる故金匱と謂ふ、將來の證とする王家の大切な書類を藏めて置く櫃、

【解釋】昭憲皇太后は姓は杜氏、定州の人、太祖太宗等の母で家政の治め方は頗る嚴格であつた、太祖卽位の來月に皇太后と尊號を奉ぜられたが、明年卽ち建隆二年の六月に崩じた、臨終の際に枕元に居られた太祖に謂はれたには、汝が此の度天下を得た譯は如何なる譯か知つて居らるゝ乎と問ふ、太祖は、是れは皆先代の方方及び亡き父君と太后の子孫に遺し給へる御蔭なりと對ふれば、太后は笑を含んで、イヤ左樣ではない、全く周世宗が七歲の宗訓を天下に主たらしめた手落に由つたのである、若しも幼主でなかつたならば、汝はどうして今日あるを得べき、然らば汝も宜しく此に鑑みて、行末の相續者は光義と定め、光義は光美に讓り、光美は德昭に傳ふる樣に致せ、德昭は汝が子なれど年尙ほ幼弱なれば直ぐ相續させては危險なり、國に年長の主君あれば、衆心一致して敢て非望を懷く者なく、實に社稷の幸福なるぞと諭された、性來孝順の太祖であるから、一も二もなく直樣それに對して、謹んで御敎諭通り從ひ奉るとお受けをした、時に元の掌書記趙普も召されて其の席に來合せて居たのを太后はそれを近く呼んで、趙書記、立合人となつて共に今吾が申した一條を覺えて居て決して違背あるべからずと、因て普に命じて帝が太后の遺訓通りに傳位するといふ誓約書を太后が臥

是れ等は拔萃卽ち優等として取るのである、帝は其の書と判との拔萃者を試驗したのである、

數幸國子監、詔天下求遺書、初用和峴所定雅樂、初行劉温叟所上開寶通禮二百卷、命宰執日記時政、送史館、撰日曆制度典章、彬彬有條理、太弟晉王立、是爲太宗皇帝、

【字解】 數、音朔、しば〳〵、宰執、宰相と執政、史館、國史院、彬彬、文彩と實質と能く調和した樣子、條理、筋目、

【解釋】 此の一節は宋祖の文學禮樂に注意した事をいつて終を告げるのである、帝は文教を興すにも熱心で幾回も國子監卽ち大學へも臨幸された、又天下に詔して遺逸して居る書物を差出すやうに奬勵した、又初めて和峴が勅を奉じて定めた雅樂を用ひたり、初めて劉温叟が改定した開寶通禮二百卷を行つたりして禮樂を修めた、又宰相執政に命じ、毎日取扱つた時の政務を記錄して之を國史院へ付送し、日曆といふを作つて史官が撰集の材料に備へさせたと云ふ、斯く擾亂久しき五代の後を承けながら、萬機を一新して制度といひ、典禮といひ、文に流れず、質に偏らず、皆明に條理が立つた、亦稀世の英主である、太弟嗣立つ、是れを太宗皇帝と爲す、

○太宗皇帝初名匡乂、太祖長弟也、太祖入京城、匡乂首請號令諸將戢士卒、仍自於馬前戒摽掠、太祖受禪、乃改名光義、尹開封、同平章事、封晉王、

【字解】 匡乂、本書の註に乂音刈とあれど、元來匡義なるを舊本匡乂とし、陳殷又誤つて乂とした、乂は義の略字である、戢、側立反、約束也、あつむ、取締る意、摽掠、かすめとる、摽は剽と同じ、

【解釋】 太宗皇帝初の名は匡義といつて太祖の長弟である、太祖陳橋驛から汴梁へ入らうとする折り、匡義は諸將に首として進んで太祖に申すやう、天下を濟ふ者は先づ第一に民心を得ざれば叶はぬことなり、帝都は天下の根本なれば都の民心を安んずることは尙更らの事故、願くは諸將に號令して嚴重に士卒を取締らせ申さんといへば、太祖は實に尤もの事と頷かれたから、匡義は其の儘太祖の馬前に於て大聲に、入京の場合には全軍靜肅を旨とし、人民に對して決して脅迫分捕等の事相成らずと達した、前文の所謂泊入京師市不易肆の功は實に匡義が此の一言の力である、太祖が周の禪を受けられた際に光義と改名し、開封尹卽ち帝都の奉行職となつて同平章事たり、開寶六年の秋晉王に封爵せられ、席次

定差役法、作版籍戸帖戸鈔、長吏有度民田不實者、或杖流之、諸州旱蝗、賑饑蠲租、唯恐不及、

【字解】 差役法、夫役の法、版籍、民間の田地人別などの調書で官府に保存する者、戸帖、同上の帳面で民家に渡置く者、戸鈔、戸別の券、度、入聲、はかる、蠲租、蠲の音涓、免也、

【解釋】 此の一節は宋祖の民政に注意せるを云ふ、古人民が公役に出で、使はれたもので是れを差役と謂ひ、我が國の俗語では役立或は夫役といつた、此の夫役を人民に割當てる上に就いて往往不公平な事があるから、帝は其の法を規定し、若し官に不公平があつた時には、人民にそれを糾明して差支ないと許可された、又民間の戸口田地を明細に取調べて官に保存するを版籍といひ、民間に渡し置くを戸帳と云ひ、又戸戸に戸鈔と謂つて戸別の證券を渡して天下鄕村の整理を明細につけた、周の末年に民田を丈量した事があつたが役人其の人を得なかつた爲め完全な成績がなかつたから、帝は更に其の事を始めた、其の主任官に丈量を胡魔化す者があると、輕きは杖罪、重きは流罪に處したものだ、諸州に旱魃或は蝗などの天災があると、其の民の饑を賑恤し又は其の田租を免じたり、實に唯、居かぬ所があつてはならぬと恐るゝ風で、それに力を盡し心を盡したものであつた、

擧德行孝弟、親策制科擧人、放進士榜、嚴覆試法、御殿親試進士、試書判拔萃、

【字解】 孝弟、弟は悌と同じ、制科擧人、詔制で立てた科目に擧げられて試驗に應ずる人、擧人又擧子ともいふ、放、放出の意で掲示することをいふ、覆試法、再試驗の法、書判拔萃、唐以來士を取るの法に表準が四ある、一に身、二に言、三に書、四に判（其の解は解釋に讓る）、拔萃は其の優等者、孟子に拔乎其萃といふ語がある、註に拔特起也萃聚也と、

【解釋】 此の一節は宋祖の士を取るに注意した事をいふ、帝は士を取るに付ては亦た深く注意して、德行のある者、孝悌の聞えある者を擧用した、又親ら制科とて周以來設けた賢良、經學、吏理の三科の試驗に應じた擧人を試驗した事がある、又乾德二年から進士及第者の姓名を札に書いて尙書省に掲示することゝし、又擧人及第者で食祿の家の子弟は中書省で再試驗をすることに嚴重に規定し、又進士に付ても及第落第者を合併して帝自身講武殿に臨御して別に試驗を行ふことを永制としたなどの三箇條は皆帝以來の新法則である、又書制の優等者を試驗せられた事があつた、唐朝士を取る時の表準に身は身體容貌の立派な者、言は言葉遣の明白で正しい者、書は筆迹の見事な者、判は判斷の文章上で優れて居る者

【解釋】此の一節は帝の收税に注意した事を云ふ、帝は收賄官吏處罰法を嚴重にして時として死罪に行はれた官吏があつた、帝は五代藩鎭時代に於ける諸般の收税法が實に苛酷で且つ過重であつた惡弊に懲りて、商人の運上を寛にし、又麴や鹽や酒の禁制を寛にした、從來麴を私造する者は棄市されたのを、周祖は始めて五斤に至れば死罪と定めた、それを宋祖は更に十五斤とした、是れが即ち寛にすといふ處であるが、兎に角十五斤でも麴の私造で死刑とは驚くの外はない、又酒の禁は私酒を窃に販賣するの禁で、是れも三年になると生命が無い、それでも前代よりは餘程寛大にしたのである、鹽の禁に至つては歴代最も峻嚴を極め、私造三斤に至れば死罪といふ程で其の他の事も實に嚴密であつたのを宋祖は餘程寛大にし、且つ其の罪の死に至る者は奏聞の上で、裁斷することにした、さて又倉役人が私を以つて定額より餘計に租税を收入すると其の罪の重い者になつては或は棄市の刑に行はれた者があつたと云ふ、

五代多以武人爲牧守、率意用刑、上懲之、故入者必抵罪、定大辟詳覆法、定折杖法、頒新刑統、

【字解】牧守、州郡の民政長官、刺吏又は太守と稱する者の類、率意、其時〳〵の自分の考に任せて、故入者、故意に人を罪に入れる(おとす)者、大辟、死刑、詳覆改めて再びよく取調べてみる、折杖法、古昔和漢とも笞杖の刑あり、徳川幕府時代には之を叩と謂つた、笞杖(刑具の名)で罪人を打つのである、打つにも罪の輕重で杖數の定りがある、折杖とは名目上の杖數を代へて打つこと(解釋を見よ)折字は即ち代又は換の意、本と算法家の語と云ふ、新刑統、刑律書の名、

【解釋】此の一節は宋祖の意を刑獄に用ひた事を云ふ、五代の世は亂世だから多く武人を以つて地方長官としたものである、それで萬事粗暴に流れ、罪人取調べに付ては其の時其の時の自分の考に任せて勝手に刑を施用して少しも一定の規定なく、人民の難儀迷惑は實に甚しかつた、帝はそれを實見して懲りて居たから、刑獄の事には深く注意し、故意に人を罪に墮した官吏は容赦なく必ず罪に行つた、人命は至重、愼まざるべからずとあつて大辟詳覆の法を規定して諸州に令し大辟即ち死刑に行はるべき者があれば、先づ其の罪業は奏上させ、刑部に渡して詳に其の當否を再審して然る後に施行した、又折杖法を規定し、叩に處する罪人の名目上の杖數一百を二十、九十を十八、八十を十七、七十を十五、六十を十二に代へることにした、さて刑法全書とも云ふべき新刑統を制定して天下に頒布して刑罰の表準を示した、是れは竇儀等が定めたものである、前代の周に大周刑統といふがあつたから、それで新といつた、

の積りで、褒美立身を望んだのであつたらうに、反對にも一生日蔭者となつてしまつた、之れと同じ時に僞忠義で矢張り當のはづれた一人がある、宋祖は崇元殿で周主から禪を受ける際に、實に倉卒の事とて儀式の席が定つても、まだ恭帝より渡さるべき禪代の制書が出來てない、執政は弱り切つて居る處へ、翰林學士の陶穀は此處にござると其の書面を懐中から取出したによつて、やつとの事で儀式を濟した、穀の意中では非常の大手柄で新帝の思召は嘸めでたからうと思つた、然るに宋祖の方では陶穀といふ奴は實に穢い卑しい學者だと見たから、穀は舊通り翰林院内に居て何程久しく立つても陞進の御沙汰がない、そこで穀は一方ならず怨みに思ひ、陰では時時それを言に出したと見える、然るに帝の方では、聞けば翰林で制書を下書するには前代に用ひた文面を手本にして語句だけを燒直しにするといふ事だが、是れ卽ち下世話の式樣に依つて葫蘆を畫くといふ者で誰れにでも出來易い、何んの骨折りなどがあるものかと云つて、卒に穀を政事向きの幅のきける官府に登用せずに、矢張從前の書役で終らせた、

内外官有時望者、籍記姓名、以待不次選用、稱職者、多久任不遷、定詮選法、嚴擧主連坐法、

【字解】內外官、京官地方官、時望、時の名望、籍記、記錄する、不次選用、普通敍任の順序に拘らずして特に選用ふる、稱職、稱の訓かなふ、それに適當するをいふ、銓選法、人選の法、銓は七緣反、衡也、量也、度也、はかる、擧主、何某は何官に適當と保證して其の人を擧げた主、

【解釋】前節を承けて帝の官吏の用方をいふのである、凡そ京官でも地方官でも其の時に名望ある者は姓名を記錄して置いて、特別の場合に普通任用の順序に拘らずして顯職に選用したものであつた、又其の人物才能が其の職に適當したなれば永久其處に在官させて、輕しく轉任させる樣な事はしなかつた、又官吏の人選法を定めて置き、擧主連坐の法を嚴重にした、卽ち何某は何官に適當と其の人を擧げた者に重く責任を持たせて、萬一其の官吏に失策があればそれを擧げた者も、引合になつて其の罪に坐するのである、是れは輕卒に又は依怙の沙汰で人を任用する弊を防ぐ爲めであつた、

嚴贓吏法、有寘極刑者、懲五代藩鎭苛征重斂之弊、寬商征、寬麴鹽酒禁、倉吏多入民租者、或棄市、

【字解】贓吏法、賄賂等を取入れた官吏を罰する法、廣韵に納賄曰贓と見ゆ、寘極刑、漢代の極刑は肉刑を謂ふ、此處は死罪を謂ふ、寘は置と同じ、苛征重斂、苛き運上、重き取立、征は税なり、棄市、人通の多い處で斬つて其の屍體をさらし置く刑、

れ、建隆三年の十月に都合上、今の湖北に屬する房州に遷されたが、前代の例に依ると、其の土地の長官が人柄が悪いと新政府に媚びて舊主を虐待し、甚だしきは謀叛心あるなどの申立をして、其の命をちゞめることは珍しくはない、然るに帝は辛文悅の人柄は仁厚の長者なるを選び其の州に太守たらしめたまで能く注意が届いた、鄭王は宋祖に先つこと三年即ち開寶六年の春遂に卒去された、帝はその爲めに素服を著で哀悼の旨を公表し、十日間の廢朝を仰出し、房州から鄭州(今同じ河南に屬す)にある周世宗の慶陵の側に歸葬させ、謚して恭帝といひ陵墓を順陵と號し、一切天子の禮を以て懇に弔つた、以上四節は皆帝の慈仁と大度を擧げたのである、

上初入レ京時、周韓通死レ節、追贈優厚、王彥昇棄レ命專殺、終身不レ授二節鉞一、受禪之際、倉卒未レ有二恭帝禪制一、學士陶穀出二諸懷中一、上薄レ之、穀久在二翰林一、頗怨望、上曰、吾聞學士草レ制、依レ樣畫二葫蘆一耳、何勞之有、卒不レ登二之政府一、

【字解】棄命專殺、宋祖の命令に違背して擅に人を殺す、節鉞、大將の建てゝ表識とする節旄及び部將以下命を用ひぬ者を斬れといふ斧鉞、凡そ節度使たる者は皆之を授けらる、禪制、禪代の制書、制は詔敕、翰林、翰林學士は制誥詔令撰述の事を掌る、依樣畫葫蘆、式樣に依て葫蘆を畫く、是れは民間の諺、至極容易な事で誰にでも出來る意、政府、宰相政事の府、

【解釋】帝の陳橋驛から將士に擁せられて汴へ引還した時、途中で令したには、主上太后は我れ〳〵の北面して事へた御方なれば決して犯し奉つてはならぬ、公卿は我が同列なれば決して手出しをしてはならぬと嚴重に申達し、又一足先きに人を汴に走らせて此の旨を執政へも申入れさせた、其の使の來た時は百官參朝して未だ退出せぬ處であつたから、いづれも變を聞いて騷擾を極め、侍衛親軍副指揮使の韓通は急に馳出でゝ防戰せんと謀りたるを、軍校の王彥昇はさはさせじと追行いた、韓通は馳せて自邸に入らうと門まで來た時に、彥昇に追付かれて殺され、妻子までも害された、假令宋祖は周主を害せぬ心があつたとて、周の叛臣に相違ない、それを周の臣、況んや親衛軍の將たる者は一矢を酬ひずには居られぬ、韓通が防戰せんとして生命を失つたのは、本文の所謂、臣たるの節に死したので立派な事である、故に宋祖は通に中書令を追贈し手厚く之を葬つた、之に反して王彥昇は宋祖の使を朝廷に立てゝ穩便の旨を申入れたるに拘らず、それを棄てゝ擅に韓通を殺し、其の妻子までにも及んだのは惡むべき仕打であるによつて、宋祖は彼れの一生涯軍兵統御の任を授けなかつた、彼れの意中では宋祖に敵對の者を殺して大手柄

平生心掛けてある治術に付て時として書中の事に感ずる所があつたものと見え、或る時嘆じて云はれたには、堯舜時代には四凶の如き極惡の者の罪すら、之を罰するには遠地へ流した位で濟んだ、いくら年數は違ふとはいへ、何んと近代の法律の網の目の細密になつたことよと、堯舜時代と五代の末とは勿論同日の論にはされまいが、此の一念があるから大一統の基を開いたので、次に見える割據の諸國を討平した後始末に前代の樣な慘酷な處置を取らなかつたのも此處、大度ありと云ふのも此處である、

削平諸國、必招之、不至而後用兵、及其既降、皆不加戮、禮而存之、終其世、

【解釋】 前節の樣な念慮であつたから、帝の割據諸國を削つて平定する前には必ず使者を派遣して禍福を喩して無事に降伏するやうにし、斯くても命に從つて至らぬ時になつて始めて討伐の軍兵を用ひた、其れ等が最早降參となれば又皆前代の樣な誅戮を加ふることをせずに、蜀の孟昶に奉恩侯、南漢の劉鋹に恩赦侯、江南の李煜に違命侯の封號を賜つた如く、それ相當に禮遇して安穩に之を存在させ、各〻其の一生を終らせた、

嘗幸武成王廟、觀從祀、有白起、指曰、起殺已降、不武、命去之、

【字解】 武成王、唐肅宗、周の太公望に追贈して武成王と號す、從祀、配享也、附從して祀る者、不武、眞の武道に稱はぬ、

【解釋】 帝は或る年の事、武成王太公望呂尚の廟に行幸した、武成王は武道の祖神として崇め祀つたのであるから、其の廟の左右の廡には歷代の武勳の優れた勇將智將七十二人を順順に從祀してある、是れは孔門の七十二子に擬したのだ、帝はそれを一々觀て行かる、內に秦の將軍白起が列して居た、すると帝は之を指して、此の起といふ男は趙の討伐に向つて、最早全く降參も濟んだ兵卒四十萬を長平に坑にした者で、卑怯未練、決して武士道を得た者ではない、こんな者は決して此處に置いてはならぬと云はれて、早速其の神像を取去らせたと云ふ、

周恭帝封鄭王、後遷于房州、上以辛文悅長者、俾爲房州守、恭帝先上二年始卒、上發哀、輟朝十日、還葬如禮、

【字解】 房州、今の湖北鄖陽府房縣、先上二年、二年は三年に作るを宜しとす、輟朝、輟は中止する、やむる、とゞむる、如禮、天子の禮の如くする、

【解釋】 周の幼主郭宗順は宋に禪り鄭王の封號に待遇せら

【解釋】　五代以來藩鎭の勢力は一層强盛で、中央政府の權が微弱な爲め往往之を制しかねた、是れが騷亂簒奪のなかなか止まぬ一大原因である、帝は此に氣付いて居たから、趙普の言に從つて、其の死去し、或は轉任し、或は辭職したなどの場合を待つて追追に之を削つて各方面の節度藩鎭を罷めて行つた、斯くして其の數を減じたのみならず、諸節度使を京に召寄せ、一一邸を賜つて之を留め、更に朝廷から權知軍州事と稱して專ら儒臣を遣つて各州を分治させ、其の上節度使兼領の州は朝廷の直轄として自然に節鎭の專橫な弊害を改革した、又諸州の通判を置いて其の州の兵事、民政、錢穀、戸口、賦役から裁判の事まで關係させ、所部官の善否は直に朝廷へ奏上することを得せしめて刺史即ち知州の權力をも分つた、斯樣な方法を取つてから、古來手の著けやうもなかつた諸節度の勢力は自然に輕くなつて制し易くなつたから、禍難も隨て發生せずに天下は治平に向つて來た、然かし此の方法は軈又宋朝の柔弱で遼金等の胡人に凌がるゝ原因となつたのである、國家の治術といふは實に以てむづかしい、

專務愛養民力、罷郤貢獻、禁進羨餘、常衣澣濯之衣、寢殿靑布緣葦簾、

【字解】　羨餘、羨も亦餘也、衣澣濯之衣、上の衣は去聲、即ち動詞、洗濯した衣裳を著る、

【解釋】久長い間の亂世で天下の困弊は實に甚だしきに至つたから治平を開くには藩鎭の勢力を殺いだばかりでは仕方がない、それで帝は專ら民力を愛養することに力を入れ、各地の獻上物は受付けず、又前に見えた通り、唐代以來羨餘といつて、地方廳や官府に支出外に餘計な金帛米穀が出來る、それは内庫に獻納するを羨餘を進むるといふ、左樣にすると上の首尾が大層好いから、天子の機嫌を取つたり或は陞進を望む狡猾な輩は、態態工面をして此の事をしたことが度度ある、帝は乾德中に張全操が、民租を倍に取るか又は渡すべき軍糧の額を私に減ずに非ざれば如何にして此の事を爲すを得んと云ふ事を尤もと採用あつて之をも嚴禁した、而して自身は平常洗濯した衣裳を著用し、宮中の正殿すら靑布を緣とした蘆葦の簾を垂れて間に合せたものだ、是れ等の一事でも萬端に質素儉約なることが推して知らるゝ、皆民力休養の旨から此に至つたのである、

晩節好讀書、嘗歎曰、堯舜之世、四凶之罪、止於投竄、何近代法網之密邪、

【字解】　晩節、晩年、四凶、巻一帝舜有虞氏の紀中に見ゆ、投竄、遠地に流す、法網、法度、古人法を以て網に喩へて言ふ、老子の天網恢恢などの類も是れである、

【解釋】　帝晩年に讀書を好みいろ／＼な書籍を見られた、

定天下、享國不久何也、其人言其故、上撫髀嘆曰、二十年夾河戰爭、取得天下、不能用軍法約束、誠爲兒戲、朕今撫養士卒、不吝爵賞、苟犯吾法、惟有劍耳、

【字解】内臣、卽ち宦官、享國、在位を謂ふ、撫髀、撫は拊と通じて拍つ也、髀は股也、約束、法則で取締る、唯有劍耳、斬るより外にないといふ意、

【解釋】五代といへば久しいやうだが、實は朝に興つて暮に亡びる狀態で相ひ承けて來た世であるから、宋の太祖の時代になつても長命な李承進の如き後唐の君に事へて、尚ほ生存して居る者があつた、承進は内臣卽ち宦官である、帝は之に向つて、後唐の莊宗は實に世に珍しい英明武勇の君でありながら、天子として國祚を享くること久しからず、在位僅に三年、氾水て流矢の爲めに憐れはかなき最期を遂げたやうな譯は抑もどうしたものであらうぞと問ふ、承進は、莊宗は英武には相違ないが、獵に耽り、姑息を務め、威令は行はれず、賞賜は節なしなど、一一其のだらしの無い缺點を擧げて其の亡びた故を申した處が、帝ははたと自身の股を拍ちつゝ、さてさて二十年の久しい間、梁と黃河を夾んであれだけの戰爭をして、やつと天下を取得たのであるから、經驗上からいつても、是非紀律節制のある軍法を以て下下を取締らずには居られぬ筈、然るにそれが出來ずにそんな譯とは、ほんに子供の遊戲の樣なもので迚も話にならぬ、今朕は士卒共を大事に扱つて功ある者には爵位も賞賜もけちにはせぬが、かりそめにも吾が一旦立てた法則を犯す事があつたなら、其れ等に對してやる物は唯だ斷頭の劍があるだけであると話された、以上の二節は太祖の果斷を尙べることを述べたのである、

五代以來、藩鎭强盛、上以漸削之、罷諸節鎭、專用儒臣分理郡國、以革節鎭之橫、又置諸州通判、以分刺史之權、自是諸侯勢輕、禍難不作、

【字解】節鎭、節度藩鎭、分理、理は治也、郡國、州を謂ふ、唐の武德元年に郡を改めて州と爲し、太守を改めて刺史と爲す、天寶元年には州を改めて郡と爲し、刺史を太守と爲す、是より州と郡、刺史と太守は時を以て其の名を相ひ更めたるも、其の實は同一である、五代に通じて刺史の稱を用ひ、宋太祖の頃には權知軍州事と號した、軍とは兵事に、州とは民政に謂ふ、其の後權の字を省いた、節鎭之橫、橫は專橫、氣儘をいふ、通判、監査役の樣な者で實權は殆んど守臣と等しい、刺史、卽ち其の地の守臣を指す、諸侯、卽ち節度使を指す、

【解釋】廷隆三年の正月に、帝は汴の京城及び内裏を修繕させた、是れは洛陽の宮殿の圖書に依つて一一營繕したのである、それが畢つた時に、帝は禁裏の正殿に坐つて居て、諸門を殘らず開け放させた、すると幾重にもなつて居る門は一直線に正殿から眞直にからりと見通しになつて雍る所もなく蔽はるる所もない、帝は因て心好げに近侍の者に話されたには此れは自分達の心の樣であるぞ、心は斯くなくては叶はぬ、少しでも邪で直な所がないと人は誰でも之を見付けると話された、其の公明を尙んだことは想知らるゝ、

平蜀之後、嘗擇其兵百餘、爲川班殿直、郊禮行賞、以御馬直扈從、特增給、川班撃登聞鼓、援例陳乞、上怒曰、朕之所與、卽爲恩澤、豈有例邪、斬其妄訴者四十餘人、餘悉配隷諸軍、遂廢其直、

【字解】川班殿直、蜀卽ち四川の兵を一組として殿の警衛に直せしめたる故斯く名稱した、撃登聞鼓、綱鑑の註に、民有冤抑、令撃登聞院鼓自陳と見ゆ、是れは隋朝以來の制で、鼓を撃つは壅閉を啓く意、登聞とは其の聲上に登り聞ゆる義、配隷、配は分、隷は屬也、

【解釋】蜀を平定した後、嘗て其の兵士の精鋭なる者を選拔して親衛の一隊を組織し、之を川班殿直と名稱し、舊來の御馬直の兵士と扶持料を同樣に給與して置いた事がある、然るに開寶の末年に西京で郊禮を擧行された折り、是れは天子の重大な祭典であるから、其の儀式に與つた者にそれ〲賞與を授けられたが、御馬直の兵士も儀仗兵として御供をしたといふ處より、特別に每人五十錢を增給された、それを聞くと川班の面面は、是迄彼れ等と同格であつたから、我れ等も同樣の賞與にあづかつて然るべしと、自分達の御供をしないとは扨置いて、朝廷へ冤抑を訴ふる時の方式通り、登聞院の太皷をどん〱打鳴らして、御馬直の賞與の例を引いて我れ我れ川班へも斯くあつて然るべしと、其の理由を述立て、願出でた、係りの役人も例に依つて其の事情を取調べて奏聞に及ぶと、帝はひどく立腹して、朕の此度賞與したのは大禮の恩典で特別の事である、何んで例があらうと、直ぐにそれ等の無分別に訴出た川班四十餘人を斬罪に處し、餘の六十餘人の者共は悉皆他の諸軍に分配して隷屬させ、遂に川班殿直といふ一組を廢してしまつた、唐末以來、何處の國でも親兵は氣儘勝手に養はれて來て、いつも無理を通した習慣を川班は不幸にもうつかり宋太祖に試みた爲め、斯くも失敗を取つた、

內臣有逮事後唐者、上問莊宗英武

といふこと、便殿、便安の殿、卽ち天子休息の間、請其故、請とは下の者が上の人に其の譯を問ふにいふ、

【解釋】　宋太祖の人柄は仁孝で實にやさしかつたが、去りとて氣がさらりと捌けて居て而して大きな度量を持つて居た、陳橋驛の變事の折り、衆人が自分を是非天子に推戴しやうと願ふ心に餘儀なくせられて、遂周に代ることになつたのであるが、都に引返して來ても、上下安穩、少しの騷ぎもなく、市中の商人共が落著いて店先で平常の通り商賣をして居たと云ふ、斯く卽位の最初から既に太平天子の氣象が見えて居た、

嘗て或る日の事である、表の朝政も濟み、休息の間に入御になつて坐つて居られたが、しばらくの間、氣色が何にとなく晴れぬ樣子であるから、近侍の人人は心配して其の故を伺ふと、帝は、其方達は天子たることを至極容易であると思つて居るか知らん、是れでも仲仲むづかしいものであるよ、今日丁度氣の向いたはづみに乘つて、うつかり或る事を差圖して間違つた、それで心中どうも面白くないのであると云はれた、

嘗宴近臣紫雲樓下、因論及民事、謂宰相曰、愚下之民、雖不分菽麥、藩侯不爲撫養、務行苛虐、朕斷不容之、

【字解】　紫雲樓、宮中の樓名、愚下之民、愚昧下劣の民、不分菽麥、語は左傳に見えた、極愚昧にて物の見界の付かぬを謂ふ、菽は音叔、豆也、藩侯、藩鎭の節度使は古の諸侯のごとし、故に斯くいふ、

【解釋】　或る時、宮中紫雲樓の下に於て近親の臣下に酒を賜つた事がある、宴席の話が愈盛になつて遂民政上の得失に及んで來た、此の時宰相も席に陪して居たから、帝は之に向つて、愚昧下劣の人民は豆と麥との分別をつけ兼ねる程の者もあらうけれども、是れも國家の大事な人民である、さるを其の地の藩侯は輕しめ侮つて、大切に取扱はずに務めていぢめる樣な事をするならば、朕はどうあつても容赦はせぬぞと宴席上の話に似ず至極嚴格に云はれた、其の民政を重じたことは斯樣である、

開寶初、修京城及大內、營繕畢、上坐寢殿、令洞開諸門、皆端直軒豁、無有壅蔽、因謂左右曰、此如我心、少有邪曲、人皆見之矣、

【字解】　開寶初、是れは建隆三年の事本書の誤である、大內、卽ち禁裏、大といふは尊稱である、營繕、つくろひ、繕は補也、寢殿、古に路寢といふ、帝王の御坐敷　洞開、からりと開け放す、端直軒豁、端は正、軒は高也、

都長安、晉王叩頭曰、在德不在險、上曰、吾將西遷者、欲據山河之勝而去冗兵、晉王之言固善、今姑從之、不出百年天下民力殫矣、乃還大梁、

【字解】叩頭、込入つて歎願又は謝罪するに、頭を幾度となく地にすりつけるをいふ、冗兵、無駄な兵員、殫、音丹、盡也、

【解釋】郊の祭典も、もう畢つたが、帝は其儘留つて洛陽に都しやうとした、群臣は悉く驚いてそれを諫めても仲々聽入れぬ、弟の晉王光義は西京洛陽は大梁に比して決して便利の地にあらざる由を謂ふと、帝は、洛陽は決して本意でない、後ち／＼は長安に遷る積りであると申さるゝ故、晉王愈、驚き、其譯を問ふと、帝の言には、大梁は四面敵を受くるの地なれば、勢ひ多勢の兵士を養置かねばならぬ、故に吾れの西に遷都しやうと思ふのは山河堅固の勝地に據りて、無駄の兵員を減じ、周の武王や漢の高祖の例に倣つて天下を安じやうと思ふからだと云はれたが、晉王は幾度となく頭を地にすりつけ、古、吳越が魏の武侯に說ける語を引いて、國を保つは君主の德にあつて山河の險に在るのではない思ひ止り給へと折入つて諫める、帝は已むを得ず、晉王の申條は勿論善し、今姑くそれに從はう、然かし大梁に居れば、今後百年は經ぬ内に、兵備の費用に追はれて天下の民力は盡きるぞよと嘆息し、そこで東京の大梁に還御された、（問答の順序は少しく本文と前後するが是れは通鑑に從つて解釋した、此の方が宜しきやうに思はる）

上崩、在位十七年、改元者三、曰、建隆、乾德、開寶、壽五十、

【解釋】是歲十月癸丑、帝は萬歲殿に崩じた、在位は十七年間で、其の間改元は二度、卽ち建隆は三年、乾德は五年、開寶は九年である、而して帝の年は五十歲であつた、

（注意）是れより以下本文は是爲太宗皇帝まで一連であるが、餘り長い爲め節を分けて解釋する、

上仁孝豁達有大度、陳橋之變、迫於衆心、洎入京師、市不易肆、嘗一日罷朝、坐便殿、不樂者久之、左右請其故、上曰、爾謂爲天子容易邪、適乘快指揮一事而誤、故不樂耳、

【字解】洎、音忌、及也、市不易肆、肆は店先、古今註に肆所以陳貨鬻之物也と見ゆ、不易肆とは商人共は其の儘店先で商賣をして居た

【字解】 黄袱、黄色な袱紗、黄色は天子の御物なる爲め、袱音伏、物を包む帛、封緘、封印する、

【解釋】 呉越王錢俶は宋に事ふることが至極愼んだもので、入貢の使者を立てる際には、必ず庭上に香を焚いて之を送るに至つた、江南征伐の時にも宋の爲め自ら兵五萬を引率して南方から進撃し、遂に常州(今同じ、江蘇に屬す)を拔いた、帝は呉越の使者に、元帥(俶を指す)は實に大功あれば江南平定の折には、どうか一度面會したいものである、朕は天地に誓つて決して其の身に危害などを加へはしないから、安心して來朝するやうにと申送つた事があつた、九年の二月俶は妻子までを伴れて遙遙汴に來朝したのである、帝の待遇は至つたもので、二箇月間も都に滯在させた、其の折り黄色の袱紗で包んだ物を俶に賜つたが、封印が大層固くしてあつて、直ぐ啓くわけにはゆかぬ、戒めて云はれたには、途中で密と開けて觀よとあつたから、其の通りにすると、中の物は皆宋の群臣が俶を國へ歸さずに此のまゝ汴に引留め給へと奏上した書面であつた、そこで俶は帝の是れ等の言を用ひずに自分を無難に歸された恩に感じ、又宋の群臣中に斯くまで自分を疑ふことを懼れた、

上如二西京一謁二宣祖安陵一、

【字解】 如、往也、至也、宣祖安陵、太祖の父弘殷の廟號を宣祖といひ、陵名を安陵といふ、

【解釋】 帝は江南も既に滅び天下は略、平定に歸したから、西京即ち洛陽に幸して郊禮(次に解す)を行はんと、是歳三月西京に往き、先づ近所の鞏縣にある其の宣祖の安陵を拜した、以下三節は皆西京に幸した同時の事である、

夏四月郊、都民垂白者相謂曰、我輩少經二離亂一、不レ圖今日復觀二太平天子儀衞一、有二泣下者一、

【字解】 郊、祭名、天子天を南郊に祭る重大な儀式、垂白者、白髮を垂るゝ者、老人をいふ、少經離亂、少は少年、離は詩の小雅、亂離瘼の朱傳に離憂也とある、儀衞、儀容を備へたる警衞、即ち立派な行列、

【解釋】 東京の汴梁は五代以來の都ではあるが、古來大一統の天子の都ではないから、宋祖も殆んど海内を平定して始めて皇天を祭るに、汴で此の大典を行ふは氣が濟まぬ爲めであらう、わざ〳〵洛陽に幸して夏四月盛大なる郊の祭を行つた、之を拜觀した洛陽の都民の年寄は、我れ〳〵どもは若い時から憂事の多い亂世を經歷して來て、今日斯樣な太平の天子樣の立派な御行列を拜觀することの出來るなどゝは實に思も寄らぬことであつたと互に話合つて、有り難さの餘り感涙を流す者もあつたと云ふ、

上欲三留二都洛陽一、群臣咸諫、上曰、吾且

ない、蓋世の英雄趙匡胤勃然としてこゝに怒を發し、劍の欛に手を掛けつゝ、有體に斷言して曰く、だまれ、多言は無用、江南とても固より何の罪はあらう、しかし天下は一家たるべき筈なるぞ、一家の中、己が寢臺の直ぐ側に他人の鼾をかいて熟睡するのを許容して居るたはけ者がある乎と、霹靂一聲の言下に流石の徐鉉も二の句もなく恐入つて退出した、金陵は宋の包圍を受け二月から十一月に至つたから、勢愈〻差詰つて、最早どうする仕方もなくなつた、曹彬はそれを見取つて無事に降參させやうと幾度も人を以て、何日には城は必ず破れますぞ、其の期に臨んで遽に狼狽せぬやうに今から早く其の處置を爲し給ふ方宜しからうと煜に申送つたが、煜は聽入れぬ、そこで或る日、彬は俄に病氣といつて引籠つた、總大將の事であるから、諸將一同本營へ來て見舞をすると、彬は一同に會つて云ふには、彬の病氣は迚も醫藥などの癒し得る普通の病氣ではござらぬ、各〻方に於て若し御互に誓約して金陵城を破つて陷落させた時に、敵對せぬ者を一人なりとも無法に殺さぬことに致さる、ならば、彬の病氣は直ぐ全快するのであると、諸將は聞いて其の意を悟り、いづれも承知して態態香を焚き天を拜して、堅く其の誓を立て、明日閧を作つて進撃すると、何の抵抗もなく城は直ぐに陷つて、江南の主煜は臣下を引作れ、彬が軍門に降參した、是れで南唐は三代三十一年で亡び、其の十九州三軍百八十縣は全く宋に合併された、然かし宋よりは例に依つて煜も檢校太傅右千牛衛上將軍といふ官名を授けられ、子弟も亦皆それ〴〵官に採用されたと云ふ、

江南の捷書が汴に到著した時に、帝は涕を流して、李唐の末より天下は分裂割據の地と爲り、攻戰止む時なく、人民其の禍を受けて居るとは何んたる事ぞ、此の度の金陵の城攻にも騷の中にゆかりもなく鋒先矢先に罹つて生命を失つた者はあつたのであらう、不憫の至りぢやと歎いた、此の一言は確に太平を啓き一統を致すべき人主の氣象から吐いたのである、然かし仁厚な聰明な曹彬の采配で、實は刄に血ぬらずに金陵を目出度く手に入れたのであつた、彬は來年正月に凱旋したのであるが、途中乘つて來た舟の內には、金銀も珍寶も何も無い、有る物は惟〻圖書と寢卷ばかり、汴に到著すると禁裏の小門から凱旋の屆書を差出しつゝ、臣彬勅命を承り江南にて事を濟ませて只今戻りましたとあつさりと報告した、其の功勞に誇らぬことは斯樣である、彬が人柄は此の二事でも想知らるるではないか、

九年、吳越王錢俶來朝、辭歸、上賜以黃袱、封緘甚固、曰、途中宜密觀、及啓之、皆群臣乞留俶章疏、俶感懼、

病愈矣、諸將皆許諾、焚香約誓、翌日城陷、煜出降、南唐亡、捷書至、上泣曰、宇縣分割、民受其禍、攻城之際、必有横罹鋒鏑者、可哀也、彬還、舟中惟圖籍衣衾、閤門通其榜子曰、奉勅江南幹事回、其不伐如此、

【字解】徐鉉、鉉音玄、其說累數百、其の辨解に數百言を累ねた、辭氣口のきゝぶり、臥榻之側豈容他人鼾睡乎、臥榻は寢臺、自國にたとふ、容は容赦する、構はず に差置く、鼾睡は鼾をたてゝ熟睡して居る、江南が宋の直ぐ側に無遠慮にも 別に一國を立てゝ居るにたとふ、鼾の音汗、自春徂冬、徂は往也、春より冬に至る、累遣人、累は連也、其の上〳〵に幾度もといふ意、宜早爲之所、早く其の時の始末をして置くがよい、城の陷つた時遽に狼狽させぬやうにの意、信誓、誓約、信は約信也、宇縣分割、宇縣は宇宙赤縣、卽ち天下、分割は分裂割據、横罹鋒鏑、横は正韵に不順理也とあり、其の筈でないのにといふ意、鋒は刄物の先、鏑は矢の先、閤門、禁裡の小門、榜子、卽ち刺子、前に見ゆ、幹事回、事をしおゝせて返る、幹は了當の意、不伐、伐は矜伐也、ほこる、

【解釋】八年春二月、曹彬は連戰連勝で進んで、江南の根本なる金陵を包圍した、江南の主は時に後苑内に居て、日日僧侶や道士共を相手にして佛經を誦んだり、周易を講釋したりして遊んで居るばかり少しも軍政上の心配をしない、臣下に於ても少しも軍事政事に付て申上げる者はない、而して大將の皇甫繼勳といふ者は對陣して其の主の降參する日を待つて居るばかりで少しも戰はず、部下の將校 當戰しやうとする者があると之を差止めて許さない、こんな事情で徒に月日を送つて居る内に、江南の主は或る日始めて城下を巡視して、宋軍の山野に充滿し我が城を包圍して居る樣子に吃驚して、俄に繼勳を囚へて獄に投じたなどといふ樣な事は實に迂闊千萬、沙汰の限りである、斯くして江南の形勢は愈〻不利となつて來たから、李煜は其の學士承旨の徐鉉を宋に入貢させ討伐の兵鋒を緩めて江南の君臣に謝罪の方法を講ずる餘裕を得せしめよと歎願させた、此の徐鉉は頗る氣骨のある男で、宋主に對して、其の主煜が江南の小を以て宋朝の大に恭順に事ふることは、子の父に事ふると同樣で、未だ過失がないといふ事を滔滔辯じて、其の說實に數百言を累ねて陳述した、實際それに相違ない、然るに帝は彼れが言葉の尻尾をつらまへて、其方は煜は子で朕は父と謂ふではないか、既に父子ならば是れ一家、それに實際兩家と爲つて居ては宜しからう乎と遣込めたから、鉉も返答に窮して其の儘江南に還つたが、月を踰えて再び至り前の歎願を繼いで、江南を討伐せらるゝ罪は決して無いと奏言して、毫も臆する氣色なく、其の語氣益〻厲しく辯じた、斯くなつては迚も理窟の上では仕方が

う取計ふことは肝要で、武力の勝利はがりを手柄と心得て急に撃つて殺戮を恣にするやうな事は無用であると戒め、因て匣入れの劍一振を取り、彬に授けて、前條の通り此度征伐の旨趣は堅く申渡したるぞ、萬一副將より以下の者どもに此の命を用ひぬ者があるならば、汝此の劍にて用捨なく斬捨てよと喩された、之を聽いて居た副將潘美以下の諸將は皆顏色を失つて恐入つた、乾德中、王全斌が蜀を平定した時に、降卒二萬人を殺したやうな事があつてから、宋主は王師にあるまじき處置として、毎毎語り出して殘念がつて居られたが、曹彬は情の厚い人柄であるから、それで斯く專ら委任された譯である、

是れより先き、江南池州の人樊若水といふ者、江南で進士に擧げられたが落第し、後又上書して國事を言ふたが、官から何の沙汰もされぬ、若水愈不平に堪えかね、宋朝にたよる心を起し魚を采石江上に釣るふりをして、繩を其の南岸に繫いで一散に舟を漕いで北岸に著き、復た北岸から南岸に斯くして凡そ十數度往復した上、精確に江水の廣狹を測量することが出來た、そこで大梁の宮闕に來て江南取るべきの事情を上書し、それには采石に浮橋を造らば容易に軍隊を南岸に濟し得る計策を陳述したに因つて帝は若水に官を授け、其の言を採用して先づ上流の荊南で大艦及び黃黑龍船といふを數千艘造らせ、宋軍は之に乘つて東下して采石に著すると、直ぐ黃黑龍船を連結して若水の策を用ひて浮橋を架けた處が三日間で出來上つて、豫定通り一尺一寸の違ひもなかつた、此處から潘美等の步兵隊が平地を蹈むが如く、何の苦もなく江南に侵入した、

八年、曹彬圍金陵、急、李煜遣徐鉉入貢、求緩兵、鉉言煜以小事大、如子事父、其說累數百、上曰、爾謂父子爲兩家可乎、鉉不能對還、尋復至、奏言、江南無罪、辭氣益厲、上怒按劍曰、不須多言、江南亦有何罪、但天下一家、臥榻之側、豈容他人鼾睡乎、鉉惶恐而退、金陵受圍、自春徂冬、勢愈窮蹙、彬終欲降之、累遣人告煜曰、某日城必破、宜早爲之所、一日彬忽稱疾、諸將來問、彬曰、彬之疾、非藥所能愈、諸公若共爲信誓、破城不妄殺一人、則彬

事堂に升つて普と同じく評議し、更に知印もし押班もすることまで普と同等にさせて其の權力を分つた、かくされては趙普も其の職に安じかねて幾程もなく辭職して此の度出で、節度使となつてしまつた、其の後に帝の子德昭は同平章事となつたが、後ち薛居二人が相ひ繼で其の職に居た、

七年、命二曹彬一伐二江南一、初上屢遣レ使喩二江南國主李煜一入朝、不レ至、乃以二彬及潘美等一討レ之、戒以下切勿二暴略生民一、務廣二威信一、使中自歸順上、不レ須二急擊一、取二匣劍一授レ彬曰、副將而下、不レ用レ命者斬レ之、美以下皆失レ色、自二王全斌平一レ蜀多殺レ人、上每恨レ之、彬性仁厚、故專任焉、先レ是江南樊若水、舉二進士一不レ第、上レ書言レ事、不レ報、乃釣二魚采石江上一、以レ繩度二江廣狹一、詣レ闕陳レ策、上用二其言一令三荊南造二大艦一、爲二浮梁一以濟レ師、至レ是用レ之不レ差二尺寸一、

【字解】 江南、卽ち南唐、暴略、略は掠と通ず、人民の物を剝取つて酷い目に遇はせる、生民、人民、自歸順、自然に朝廷に歸依する、不須、してはならぬ、匣劍、匣に納めてある劍、不第、及第しない、不報、官より挨拶がない、采石、金陵へ渡る要津、前に見えた、度、音鐸、はかる、浮梁、浮橋、

【解釋】 七年秋九月、曹彬に命じて江南を討伐させた、是れより先き開寶四年十一月唐主は其の弟を宋に遣し國號を去り印文を改めて江南國主としやうと願出た、是れは南漢の亡びたのを見て大に懼れた爲めである、宋よりは早速許可してそれ以來江南と稱し、愈、恭順に宋に事へて居たが、宋では之を其の儘にして置くわけに行かぬ、何んとかして其の罪名を見付出して討滅しやうと思ひ、幾度となく使者を派遣して江南國主の李煜に喩して、自身入朝することを促した、李煜は初めから其の命に從はうとしたが、臣下が危ぶんで同意せぬから、其の儘に過ごして居た、宋主は遂にそれを名として、此度彬及び潘美等を以て十萬の兵を率ひて之を討伐させることになつたのである、彬等は參內して出征の暇を申上げると、宋主は彬に向つて注意された口上には、江南の處置は一切卿に委任するぞ、決して亂暴掠奪を彼の地の人民に加へてはならぬ、どこまでも我が朝の威光と信義とを廣く地方に示して彼れ等に畏敬の念を起し、自然向より朝廷に歸依するや

せぬ、普は繰返して明日又此事を奏請したから、帝は腹を立て、奏文を引裂かれた、然るに普は恐れず懲りずにしづしづと裂かれた書付を御前から拾取つて歸邸し、之を繕ひ綴つて復た差出した、帝も採用せぬのは惡かつたと氣が付いたものと見えてそこで始めて許可された、又手柄を立てゝ陞進すべき筈の人があつたが、帝は平素其の人柄を蟲が好かぬ爲めに其の官を授けられない、普は推して任命書を下げられ度く願出た、帝は、卿は左樣に推して請求しても朕はどうあつても授與しなかつたなら致し方はあるまいと云はれた時に、普は、刑罰と褒賞は天下の刑罰褒賞でござります、どうして一人の私情の喜怒を以てそれを專決なされて叶ひませうと爭つた、されど帝は承知せれず、其の儘席を起たれたるに、普も起つて後をつけると、帝は宮中に入つて戸をしめ切られた、斯くなつては普も致し方なく還るであらうと思ひの外、彼れは其の儘戸口に立て一歩も引かぬ、帝も是れには根氣が負けてとう／＼許可されたと云ふ、こゝが所謂沈毅の毅といふ處で、實に推通しの強いことは驚くの外はない、

されども十年の久しい間、此の推しの強い性分で獨り舞臺に政事を取扱ふのであるから、普にも隨分專斷に失し、公明を缺いた處置も少くない、普は平日素燒きの大きな甕を其の居間の背に置いて、奏文の文面の自分が意にかなはぬ者が出ると、それを甕の中で焚棄てたものだ、普が多く人から誹謗されたのは全く此れ等の事情からである、雷德驤が商州司戸參軍に左遷せられた事は前に見えたが、其の後又靈武（今の甘肅寧夏府内）に流罪に處せられた、是れは商州の知州奚嶼といふ者が趙普の機嫌を取らうと思つて、德驤は朝廷に對し怨望して居る由を報告した爲めである、德驤の子有鄰は是れは全く普の私情を以てした處置と考へ、普が從來の陰事を告發した、帝は怒つて有鄰を御史臺の獄に下して取調べさせて見ると、宰相の處置にも種種不法らしい事はある、是れから始めて趙普に疑念を掛けて來た、

是れより先き乾德二年以來帝は李唐の制に倣ひ參知政事の官を置いて普の副として來たが、其の參知政事は實權はなく、上の制詔を下に宣傳することもせず、押班することもしない、押班とは宋の初、天子が每日正殿へ出御されたのでないから宰相は入つて事を奏する、其の際に百官は各〻朝廷の位次に就いて居ると、宰相は事を濟まして出て亦自分の位に就き、一一百官を點檢し一同再拜して退出する、是れを押班と謂つた、參知政事はそれをしない、又知印もしない、知印とは、唐宋の制では同平章事と參知政事と數人順番に日を分けて宰相の印を主り其の日の政事を取扱ふのである、參政事はそれにも關係せぬ、そうであるから、勿論政事堂に出席して親しく同平章事と政事を議する事もしなかつたが、是になつて始めて薛居正、呂餘慶の二參政（卽ち參知政事）に詔して政

亂に乘じて十二州の地を占領したのを、南漢から軍兵を遣つて承美を捕獲し、別に交趾節度使を置いて來た、然るに宋の乾德年中になつて其の國、節度使競爭の騷亂となり、刺史丁部領といふ者競爭者を擊破して自ら大勝王と號し交趾を領して居た、丁璉は其の子で、六年の夏宋に上表して內附を請求した爲め、宋主は詔して靜海節度使、安南都護とした、李唐の時に靜海節度使を安南に置いた事があつたから、此の度其の名號を用ひて、璉に交趾に居て安南を總べさせたのである、

趙普罷相、領河陽三城節度、普沈毅果斷、以天下爲己任、嘗欲除某人爲某官、上不用、明日又奏之、上怒裂其奏、普徐拾以歸、補綴以進、上悟、乃可之、又有立功當遷官者、上素嫌其人不與、普力請、上曰、朕固不與奈何、普曰、刑賞天下之刑賞、安得以私喜怒專之、上不聽起、普隨之、上入宮、普立宮門不去、上卒可之、普常設大甕於閣後、表疏意不可者、投其中焚之、其多得謗以此、雷德驤之子又訐之、上始疑普、先是雖置參知政事以副普、不宣制、不押班、不知印、不升政事堂、至是始詔二參政升政事堂同議政、更知印押班與普齊、未幾普遂罷、薛居正、呂餘慶等、其後繼爲相、

【字解】 河陽三城、卽ち河朔三鎭で盧龍、成德、魏博をいふ、陽は北也朔也、舊說には孟州とあり、孟州は淸の河南懷慶府に在り、今の河南河北道孟縣なり、補綴、つくろひあつめる、閣後、宰相の居間の背後、訐之、訐は音結、あばく、玉篇に攻人之陰私也と見ゆ、參知政事、唐に屢〻見えた、同平章事の副、不宣制、下に向つて天子の制詔をのべつたへぬ、不押班、百官の位次を點檢せぬ、押は按也、あらためる、しらべる、班は位次也、不知印、宰相の印を主として取扱はぬ、知は主也、以上の二は解釋に詳にする、

【解釋】 秋八月、同平章事趙普免官して出て河陽三城節度使と爲つた、普の人柄は沈著でしつかりして居て、事を處する上に決斷が好く、天下を以つて自己の責任として居た、嘗て或る人を陞進させて或る官にしやうと思つたが、帝は採用

其伯父兀欲之子明記、更名賢、

【解釋】　正月遼人其の主耶律述律を弑した、遼の穆宗とは是れである、穆宗元來酒と獵とに耽り、其の上、人殺は大好きで、嘗て獵官が鵞鳥を偵察するのに時期を間違へたのを怒り火炮の刑に處したなどの暴主で、國人の怨を買つて居たが、此の度熊を取つたのを大喜びで醉つて宮中に還つて來た處を、近侍や料理人などの手に掛つて弑された、國人は其の伯父の二男兀欲の子明記といふを迎立てた、明記位に卽いて賢と改名した、然かし中風で政事を取扱ふことが出來ない爲め悉皆皇后燕燕の決斷に依つて施行した、

三年、命潘美伐南漢、四年克廣州、劉鋹降、南漢亡、

【解釋】　南漢の軍が宋の道州(今の湖南道州)を侵した報知があつたが、宋では遽に兵を加ふるを欲せぬ爲め、南唐から使者を立てさせ、劉鋹に宋に對して臣と稱し且つ前に侵略した湖南の屬地を歸すやう告諭させた、然るに鋹は其の使者を囚へ、驛傳で返書したが文言頗る不禮であつた、唐主から之を宋に報告したから、三年九月帝は潘美に命じ遂に南漢を討伐させた、南漢は劉晟以來遊宴に耽つて城壁でも城濠でも皆宮館や園池にしてしまひ、兵船も遊船と變つたやうな譯で、俄に宋の大軍が攻めて來ると聞いて大騷となつた、宋軍は南進して十月に韶州(今の廣東韶州府曲江縣治)に攻入つた、韶州は嶺南の北門で大要害であるから劉鋹の將李承渥十餘萬の大軍で蓮花峰(曲江縣南)下に陣取つて拒戰した、南漢では象を教練してそれに十餘人づゝの兵を載せて戰陣に參加させ、兵威堂堂犯し難く見えたが、宋の大將潘美は勁弩を集めて散散に射立てたから溜らない、象はいづれも狂ひ出して跳上る爲め、背上の軍兵は皆墜落するのみか、群象の足で縱橫に陣中を蹂躪された爲め大軍亂立つて敗走し、大將承渥命からがら逃去して、韶州は陷つた、四年二月宋軍進んで廣州城を距る僅十里の馬逕に於て大に南漢の軍を破つた、是れと同時に廣州城に其の宦官共が放火して、宮殿府庫を一夜の内に燒失してしまつたから、劉鋹はどうすべきやうも無く、明日潘美の軍に降參し、一族と汴へ護送された、是れで其の六州二百四十縣は全く宋に歸し、劉隱の劇據より鋹まで凡そ五代六十五年で亡びた、

六年、交趾丁璉上表求內附、詔以爲靜海節度使、安南都護、

【字解】　璉、音蓮、內附、內地同樣の格式に依て附屬すること、外國として臣屬するに對して云ふ、

【解釋】　後梁の末年、交趾の豪族曲承美といふ者は、支那の

我が手に落ちることになるのでござりますと云へば、帝は、朕が意中は實は丁度其の通りである、鳥渡之を問題にして卿の考は如何かと試みたまで、とあつたと笑はれた、君臣間氣置きなく一杯飲んで意思投合、談笑して天下平定の大策を定むるとは、實に愉快の事ではないか、斯様な譯で宋では先づ軍兵を荊南湖南に用ひて高氏周氏を降し、それに引續て西川卽ち蜀の孟氏を滅したのであつた、

嘗因北漢諜者、語北漢主鈞曰、君家與周氏世仇、宜不屈、今我與爾無所間、何爲困此一方之人、鈞遣諜者復命曰、河東土地兵甲、不足當中國之什一、區區守之、蓋懼漢氏之不血食也、上哀其言、終鈞之世、不以大軍北伐、及繼元立始用兵、

【字解】 諜者、軍國の探偵者、しのびの者、左傳桓十二年の註に、諜伺也、疏に、謂詐爲敵國之人、入其軍中、伺候間隙、以反報其主、兵書謂之反間と見ゆ、無所間、仲の惡いわけでない、間は隙也、此一方之人、此の一地方だけの人、卽ち河東の人民を指す、復命、返答する、什一、十分の一、區區、師古曰く、謂小也と、漢氏、卽ち劉氏、不血食、祭が絶える(滅亡する意)、國家亡びると宗廟の神靈は子孫の供物を受けられぬ、師古曰く、祭有牲牢、故言血食と、

【解釋】 宋の太祖の久しく北漢を伐たなかつたのは、前の様な計畫に出たからであるが、又一ツにはこんな事情にも因つた、帝は或る歳のこと、しのびの者の口で北漢主の鈞に傳言させたには、君が家と周氏とは累世の仇敵であれは、彼れに對して飽くまでも屈伏せられぬのは尤もな事であつたが、今此方と貴殿とになつては、固より仲の惡い譯でも何んでも無いではないか、それにどうして依然敵對をして今に戰爭を繼續し、河東一地方の人民だけを太平の世界から漏れて困苦させられるのかと詰れば、鈞からもしのび者を遣つて返答した口上には我が河東管内は、土地といひ軍兵といひ、勿論中國の十分一にも相ひ當るに足りぬことで勢ひ迚も敵せぬ事は萬萬承知して居ます、然るに小さな量見で飽くまでも此處を守つて離れぬのは、我が劉氏の祭祀の斷絶するのを懼れるからで御座ると、帝は其の言を不憫に思ひ、鈞の一生涯大軍を催して北伐することを見合せて居たが、最早鈞も死去して繼元の代となつたから、始めて兵を用ひて河東を伐つやうになつたのである、

是歲、契丹弑其主述律、號穆宗、迎立

向、見込の著いて居る方向、成は既定の意、算は計畫、非臣所知也、語は臣の存じ寄らざる事といふのだが、意は贊成せぬといふのである、二邊、邊は國の境、邊患、夷狄から邊境を侵さるゝ難儀、彈丸黑子之地、彈弓の丸や黑子の樣な小さい土地、荊湖、荊南と湖南、西川、即ち蜀、

【解釋】　此の一節及び下節は前の北漢を伐つた事を承けてそれより前に太祖が北漢に對せる事情を述べるのである、前にも見えた通り帝は即位の時から事に依ると忍歩をして功臣共の家にひよい／＼往かれることがあつて、何時來られるか測り知られぬ、それ故趙普は朝廷から退出してもいつも敢て禮服を脱がずに用心して居たものだ、然るに或る夜大雪であつたから、普は今夜はまさか帝でも閉口して復たと外出はなされまいと考へた、處がどん／＼門の扉を叩く聲がするので、ひどく不思議に思つて早速表に出ると、帝は風雪中に立つて居られた故、普はもつたいない事と恐入つて出迎つて拜禮した、帝は普が坐敷に通られたが、寒夜腰掛では冷が透る爲、重坐蒲團を敷いて下に坐り、炭火を熾に起して それで肉を燒いて肴とし、普が妻はかひ／＼しく御酌をして酒を進めた、帝はそれに對して名を呼ばずに嫂と呼ぶなど、下下の朋輩間の交際の樣に至極なれ／＼しくあつた、時に趙普はしとやかに帝に向つて、斯くも夜は深け、寒も嚴しきに御厭ひもなく御成り遊ばしたるは何の爲めと問へば、帝は、今夜吾は寢て見たが、どうしても寢著かれない、一脚の寢臺の外は皆他人の家で賴母しい者はなく、淋しくて溜らぬにより態態、卿を訪ねて來たのだと云ふ、普は之を聞くと、寢臺の外は他人の家など、仰せられては、陛下は此の天下を至極狹く小さく思召し居らるゝかしらん、天下は決して左樣な窮屈なる天下に之れ無く、奮勵して之を伐開けば皆我が家でござります、それに付いて南征北伐の勞を取らせらるゝ實に今日は其の時でありますが、御見込を如何なる方面へ著けて居らせらるゝか承り度うござりますと、大分話に活氣を付けて來た、帝の訪問は實は是れ等の話をしたい爲めである、そこで帝は、吾は近頃劉氏を滅して太原を手に入れる積りだがどうぢやと云ふと、普は默然としてしばし經てから申すやう、どうして斯樣な御見込を立てられたるか、臣が知る所ではござりませぬ、抑も太原の地たる、西は黨項、回鶻北は契丹など兩方面の邊境に當つて居る國柄なれば、我が軍一擧して之を下らしめて直轄の地となさば、體面だけは好いには相違なきも實際國境の夷狄に對する憂患は此方は獨り直接に引受け申さん、然らば先づ之を取るは自ら手纏を拵へて天下平定の妨げを求める事になるのであります故、しばらくの間彼れをその儘に棄置かれて、之を取るは諸國を討平したる後の事に致されたる方、然るべしと存じまする、あのやうな彈丸黑子とも申すべき小國は又何處に逃げられませう、急がずとも自然に

せ、大に之を破り進んで汾河橋を奪ひ、太原城に薄つて城門を焚くまでに至つた、然るに北漢にては繼元、繼恩に代り立ち、援兵を遼に願つた爲め、援兵は不日到著せん樣子にて、宋軍不利の形勢となつたから、李繼勳已むを得ず引上げて返つて來た、宋主は殘念に堪えず二年早早曹彬李繼勳等を先づ遣つて再び北漢を伐たせ、尋で親征して三月太原に著し、長圍を築いて四方から攻立てたが、四月になり五月になつても落城せず、其の間宋軍は大兵を百草池上の濕地に滯留させ、暑氣の長雨の邪氣に中つて疫病が發生して來た上に、遼からの援軍が復た北漢へ乘込んで來るやうな事情で、太祖は押への兵を鎭潞二州に留めて、一先づ太原を引上げた、

上自卽位、或微行、幸功臣之家、不可測、趙普每退朝、不敢脫衣冠、一夕大雪、普意上不復出矣、久之聞叩門聲、異甚、亟出、則上立雪中、普惶恐迎拜、卽普堂、設重裀地坐、熾炭燒肉、普妻行酒、上以嫂呼之、普從容問曰、夜久寒甚、陛下何以出、上曰、吾睡不能著、一榻之外、皆他人家也、故來見卿、普曰、陛下少天下邪、南征北伐、此其時也、願聞成算所向、上曰、吾欲取太原、普默然良久曰、非臣所知也、太原當西北二邊、使一舉而下、邊患我獨當之、何不姑留以俟削平諸國、彼彈丸黑子之地、將何所逃、上笑曰、吾意正爾、姑試卿耳、於是用師荊湖、繼取西川、

【字解】重裀、本註に當に茵褥に作るべしとあり、それは說文に茵(裀と相通ず)重席也とある故、其の上に又重字あつては不都合と考へたからである、然し重席とは厚い席といふまでゞ、此方の坐蒲團の樣な物、それを二三枚重ねて敷いたものである、不都合な字面でない、裀の音因、しとね、地坐、地は下の意、腰掛の類を設けずに坐るをいふ、行酒、酌をする、夜久、夜が深ける、睡不能著、寢入られぬ、一榻之外、榻は幅狹くして長き腰掛寢臺の類、少天下、少は小に作るを好しとす、廣い天下を小さく視る、狹く思ふ、前の太祖の一榻之外云云の言を承けて云ふ、此其時也、此は猶ほ今がといふがごとし、成算所

宰相、擅増減刑名、德驤憤惋、直詣講武殿奏之、竝言趙普強市人第宅、聚斂財賄、上怒叱曰、鼎鐺尚有耳、汝不聞趙普吾之社稷臣乎、引柱斧撃折其二齒、命曳出黜之、

【字解】判大理寺、判は長官たるをいふ、天子有九寺、此其一也、掌折獄詳刑と本註に見ゆ、寺とは官廳の稱、堂吏、宰相府中の官吏、前に見ゆ、附會、依附而會合也、うまく調子を合せて肩を持つ、刑名、刑法の名目、憤惋、惋の音腕、駭恨也、驚歎也、市、買也、鼎鐺、鐺も鼎の類で皆耳（取手）あるもの、社稷臣、社稷に關す大切な臣、柱斧、綱鑑の註に大斧也と見ゆ、天子の坐側に置く斧といふ、

【解釋】雷德驤字は善行、大理寺に長官たり、其の官屬どもが相府の役人と一緒になつて宰相趙普の肩を持ち、普の意のなりに勝手に刑法の名目を增減する、是れといふも天子の信任を受けて飛ぶ鳥をも落す勢であるからだ、德驤元來剛直な上に、役柄も天下の裁判刑罰の監察を掌つて居るのであるから、宰相の權威でも干渉を許して置けぬ、憤慨の餘、天子に直奏を願出たが、未だ其の沙汰を承らぬ内に、自分より直樣講武殿に參上して惡弊の原因を奏上した、其の語氣頗る激烈であつた上に、趙普が權勢を恃んで無理押しに人の第宅を買上げたり、平生金錢進物を取つて無闇に溜込んだりする事などを遠慮なしに申上げた、すると帝は大立腹で、鼎や鐺の器物でさへ耳を持つて居るのに、其方は趙普は吾が大宋の社稷に關する重臣であるコトを聞及ばぬ乎、無禮至極の馬鹿物と叱飛ばして坐側に備付けてある柱斧を取つて德驤を撃ち、上齒二枚を折つて更に近侍に表に曳きずり出させ、重刑に處せよと達したが、其の内に怒が解けて來て、唯、勝手に殿中に侵入したのは不屆だといふ罪で、黜けて商州（今同じ、陝西に屬す）の司戸參軍に貶した、德驤の言動は固より禮を失つて居るが、其の意は實に正しかつたのである、普といふ男は大才物に相違はないが、心術は餘り感心すべき者では無い、太祖に是れ丈け信任せられ、恩誼があつても、後來之に對してどういふ事をするか、次の太宗紀中を見よ、

二年、命曹彬等伐北漢、尋親征、攻太原、城久不下、頓兵百草池、中暑雨、軍中疾疫、詔班師、

【字解】頓、屯也、逗留する、百草池、不詳、太原の近旁なるべし、中、去聲、あたる、班、還也、

【解釋】是れより先き開寶元年の八月即ち北漢主繼恩が立つた來月に、宋主は李繼勳に命じ、禁軍を率ひて北漢を伐た

を中央として戌の方位、分野では魯に當る、推步、天文暦數を推測る術、日月天に運轉すること猶ほ人の行步するがごとし、故に暦を推すを推步と曰ふ由、左傳の疏に見ゆ、拾遺、徽之と多遜とを指す、拾遺は諫官の官名、預、與と同じ、

【解釋】　五年三月、五星聯珠の如く奎の座に聚つた、初め後周の世宗の顯德中に竇儼は盧多遜、楊徽之と同じく諫官の職に居たことがあつた、儼は推步の術に能く通じて居た人で、或る時盧楊二人に話したことには、此の後丁卯に當る歲に木火土金水の五星は奎の座に聚ることになる、それからは戰亂全くしづまつて天下は太平とならう、兩拾遺方は之を見らるるが、拙者だけは遺憾ながら御仲間になりかねると云つた、是歲は即ち丁卯で、果して儼一人はもう故人となつて見なかつた、

夏州李彝興卒、子光叡領軍務、

【字解】　光叡、光字諸書克に作る、叡は睿と同じ、

【解釋】　秋九月夏州の李彝興卒去し、其の子光叡は嗣いで定難の軍務を支配した、

開寶元年、北漢主劉鈞殂、養子繼恩立、郭無爲弑之、而立其同母弟繼元、皆異姓子也、

【字解】　同母弟、同腹の弟、即ち異父弟、

【解釋】　開寶元年七月、北漢主劉鈞は殂した、初め世祖劉旻の女、薛釗といふ人に配して繼恩といふ子を生んだが、釗が間もなく死去した爲め、其の後何氏に再緣して繼元といふ子を生んだ、然るに何氏も死去したから、兩人の子が可憐相に皆孤子となつて居るのを劉鈞は引取つて己が養子とした、是れは自分に子が無い爲め世祖からの命で養育したのである、或る日、鈞は郭無爲に話すには、繼恩は柔軟な性質で、迚も我が世嗣になつて人に君臨する器量でない、どうしたら好からうと相談したが、無爲は何んとも挨拶しなかつた、然るに此度鈞は危篤になり、無爲に呉れ〴〵も後事を託んで死んだが、繼恩は無爲の自分を助けぬのを怨み、且つ其の專橫を惡んで居た、九月になると近臣の侯霸榮といふ者十餘人を引き拔刀して宮中に突入して繼恩を弑したが、同時に無爲は人を遣つて霸榮を誅させた、死人に口無しであるから、分らないやうなものゝ、人人は是れは無爲が霸榮を使つて而して之を殺して其の口を消したのであると話合つた、無爲は群臣と議して繼元を立てた、前に述べた通り繼恩は薛氏、繼元は何氏で劉氏の胤子ではない、故に繼元の立つときも張昭敏といふ者は反對したが、無爲は繼元の人柄の制し易い所から遂に之を立てた、

雷德驤判大理寺、官屬與堂吏附會

彥韜といふ者は其の書を宋主に獻上した、太祖書を見て笑つて云ふ、是れで我が西討の名義は出來たと、乾德二年十一月忠武節度使王全斌を大將とし步騎六萬で蜀を討たせた、十二月諸將兩道より進み、連戰連勝で、三年正月遂に劍門に攻入り、蜀の總大將王昭遠を擒にし斬首一萬餘、全斌更に進んで綿州の東北魏城に至ると、蜀主大に懼れて爲す所を知らず、其の相李昊は之に降參より外に良計なしと勸めたから、蜀主は昊に其の書を作らせ、魏城の宋軍に差出した、全斌之を受けて直に成都に入り、是れで後蜀は孟知祥より昶まで凡そ二世三十二年で亡びて其の四十五州、百九十八縣は全く宋の直轄に歸した、前蜀の王氏が後唐の爲めに亡びた時、其の降參の願書も李昊が草案であつたから、蜀人の或る者は憤慨して夜中に其の門に、世世降表書きの李家と看板の樣にいたづら書きをしたと云ふ、宋では其の後蜀主に重い封爵を授け、其の子をも節度使にして優待した、

初上命宰相、擇前代未有年號以改今元、及是得蜀鑑、乃有乾德四年鑄字、怪之召問學士竇儀、曰、昔僞蜀王衍有此號、上歎曰、宰相須用讀書人、

【字解】 蜀鑑、鑑は鏡、僞蜀、凡そ正統でなくして帝王の號を稱する者を僞といふ、

【解釋】 初め帝は宰相に申付けて前代歷朝にて未だ付けたことのない年號を選擇させて、今の元卽ち乾德と改元したのである、然るに此の度、蜀の平定に及んで蜀の宮人は汴に入つた、帝は其の內の一人が持つて居た鏡の背面に、乾德四年鑄の五字を識してあるのを見付けた、乾德は宋にしか無い筈の年號、それがまだ三年なるに四年とあるも不思議であるから、帝は之を怪み、學士の竇儀を召して問ふた處が、儀の答には、此の鏡は必ず蜀の物ならんか、前の僞蜀の王衍の時代に此の年號はござりましたと、帝は感歎して、宰相は是非讀書力のある人を用ひねばならぬと云はれたと云ふ、儀は非常な博學者で、風貌も嚴整、帝から至極重ぜられてあつたが、趙普等は其の剛直を忌んで居た爲め、大に用ひられずに遂此の翌年の冬に卒去した、

五年、五星聚奎、先是周顯德中、竇儼、楊徽之、盧多遜、同爲諫官、儼善推步、嘗曰、丁卯歲五星聚奎、自此天下太平、二拾遺見之、儼不預也、至是果然、

【字解】 五星聚奎、五星木火土金水の星、奎は二十八宿の一で、北極

等周朝舊相也、自唐以來、宰相惟面奏大政事、餘號令刑賞除拜、但入熟狀、質等自以前朝大臣、稍存形迹、毎事具劄子進呈、批所得聖旨、同列皆書字以志之、奏御之多始此、質等既罷、以趙普同平章事、

【字解】除拜、官職を授くること、熟狀、本註に直述其事具狀奏聞と見ゆ、それを當時熟狀と呼做したのである、敢て理窟を詮議するのでなく、只既に出來て居る事を申述べる書狀だから熟と云つたのであらう、稍存形迹、本註に執守禮體とあるは、存は執守るの意、形迹は禮體の意と釋したのである、卽ちそろ〳〵君臣間の禮體形式を執守る方に力を入れて來たといふこと、稍は少しと見ずに、そろ〳〵と解すべし、此の一句は實に解しにくい句である、劄子、唐人の奏事に表でもなく狀でもない一種の書式を牓子又は錄子と云ひ、宋代には劄子と云つた、劄は箚に作るを正とす、竹洽反、音偺、同列、同役、皆書字以志之、字は花押字、志は誌也、奏御、上奏進達の書類、御は進也、

【解釋】乾德二年正月に、范質、王溥、魏仁浦の三人は辭職を願出た、此の質等はいづれも周朝から引續きの舊宰相である、元來唐より五代までの慣例として宰相は惟重大の政事に就ては殿に上り面り天子に奏聞し坐を命じ茶を賜つて御前で其の可否を議し、其の餘の號令又は刑罰褒賞除任などの定り切つた事柄の時は熟狀と呼びならはした定りの書付を上げて許可を得て施行したのである、然るに質等は自然前朝からの大臣である所から、嫌疑を避くる爲めに、そろ〳〵君臣間の禮儀は簡疎であつてはならぬといふ樣に形式を執守る方に傾いて來て、大小を論ぜず何事にも必ず劄子を具へて進呈し、退出の上其の劄子に就て宰相の方へ下げ渡された上意を批判して、同役一同各花押を其の後に書いて閲覽したしるしにした、斯樣な風に、天子と宰相との間に形式上の手續が煩しくなつて、宋朝に奏聞進達の書類の前代より多くなつたのは此處から始まつた、質等の辭職を聽屆けになると、趙普は其の後に同平章事となり、天下を以て全く自己の責任とし益〻奮勵して其の職に當つた、

命王全斌伐蜀、乾德三年、蜀相李昊、勸蜀主孟昶出降、蜀亡、前蜀王氏之亡也、降表亦昊所草、蜀人夜書其門曰、世修降表李家、

【字解】所草、草は下書、修降表、降參願書を拵へる、

【解釋】蜀主孟昶は臣下の勸めに依つて窃に使を北漢に遣り、共に宋を侵すことを約させやうとしたるに、其の使の趣

衡州の大守張文表は必ず亂をするから用心せよと遺言したが、文表は之を聞いて怒を發し、十二月遂に亂を作して潭州を襲取り又朗州を攻めて周氏を滅さうとした、保權は將を遣り之を討ち、且つ上表して救を宋に願つた、

荊南高寶勗卒、兄子繼冲代之、

高麗來貢、

【解釋】　新羅漢州の人王建といふ者、新羅の亂によつて、梁の貞明四年今の江原道鐵原府に於て推されて王となり國を高麗と號し、遂に新羅及び後百濟を滅して悉く其の地を有した、今來貢したのは卽ち其の高麗である、

乾德元年、命慕容延釗等、會周保權討張文表、師出江陵、高繼冲出降、荊南平、延釗至湖南、文表先已敗死、保權聞宋師下荊南、懼而拒守、師進討之、獲保權、湖南平、

【字解】　江陵、卽ち今の湖北荊州府江陵縣治、

【解釋】　乾德元年正月帝は慕容延釗、李處耘に命じ、朗州の周保權に會合して其の反將張文表を討たせた、是れは表面上は保權の願の爲め出師したわけであるが、實は荊南は小弱であるから此の機に乘じて取らうと考へたのである、因つて高繼冲に諭して道を荊南に假り、宋の大軍江陵に出た、繼冲は早速出迎ふと李處耘は直に其の城に入つてしまつた、繼冲大に懼れて盡く其の地を記錄し急使を馳せて宋に獻納させたが僅三州十七縣の版圖に過ぎぬ、高季興より此の繼冲まで凡そ五主、五十七年で荊南が平いだ、然かし太祖は矢張り繼冲に荊南節度使を授けた、但、其の地は高氏の私有でなくなつたから、勿論從前の勢力はないのである、

延釗進んで湖南に著いたが、此の時は保權の將楊師璠が爲めに文表最早敗死してしまつた後で、何にも宋の軍隊の用がないのにも拘らず、宋軍が荊南を降して更に湖南の潭州を取り尙ほも朗州に向つて續續進んで來るから、保權懼れて拒守して居ると、延釗の兵進み討つて之を澧州の江上に破り、長驅して朗州に入り保權を獲て歸京した、帝は保權を釋して右千牛衞上將軍とした、是れで湖南も荊南と同時に平定して、其の十四州、一監、六十六縣は宋の直轄に歸した、以上の二藩は宋に反抗したのでないのに、宋は詐力を用ひて平定したのであるから、學者の之を尤める者もあるが、さりとて五代以來の割據の者に、永久土地人民を私有させて置く事には出來ない、天下治平の基を開くには已むを得ぬ事情である、

二年、宰相范質、王溥、魏仁浦乞罷、質

女眞貢馬、

【解釋】 女眞は黑水(今の黑龍江)靺鞨種で古の肅愼の地に居り、今の露領沿海州から滿洲の東部に蕃殖して、其の南方に居た部族は契丹の配下に屬して熟女眞と號し、北方の部族は獨立して生女眞と號した、是れが今年の秋、馬を以て宋に入貢した、そこで宋主は登州沙門島の人民に詔を下して專ら船で渤海灣から直接に其の貢馬を載せて運ぶことにさせた、當時宋と女眞の中間に契丹が介つて陸路からは事面倒であつたからであらう、女眞の貢馬は目出度かつたが、他日宋の大患となつて江北千里の地を捲上げ、太祖の子孫を南方に逐拂つて、遂衰亡の運に陷らせた金といふは、卽ち此の種族であるから、讀者は記憶して置くが好い、

囘鶻、于闐來貢、

【解釋】 囘鶻は屢々李唐の紀中に見えた强大の種族であつたが、此頃は全く微弱となつて今の甘肅の西部、安西州附近に住んで居た、于闐は今の伊犁の和闐に住んだ種族で是れ等が是歲又宋に入貢した、

建隆三年、泉州留從効卒、衙將陳洪進、推張漢思領軍務、

【字解】 衙將、卽ち牙兵の將、

【解釋】 建隆三年の夏四月に、南唐の淸源節度使なる泉州の留從効卒去して其子の紹鎡は留後になると、統軍使の陳洪進といふ男が、紹鎡は吳越に味方して居ると誣ひて、之を執へて唐に送り、副使の張漢思といふ老人を推して留後として泉州の軍務を領させて而して自分は副使となり、後又漢思を幽して自ら留後となり濟した、

定難節度使、周西平王李彝興貢馬、

【解釋】 定難卽ち夏州の節度使にして後周から西平王の爵を授けられた李彝興は使を遣して馬を宋に貢した、彝興は本名は彝殷といつたが、宋主の父の諱、弘殷を避け、改名して使を遣した、太祖卽位間もなきに、女眞、囘鶻、夏州等遠隔の夷が斯くも入貢するとは宋の威名の前代と異なる點が見える、

武平武安鎭帥周行逢卒、子保權領軍府、衡州太守張文表作亂、起兵、據潭州、保權表請救于宋、

【字解】 武平武安、武平は朗州、武安は潭州の軍名、衡州、卽ち今の湖南衡州、

【解釋】 十月武平竝に武安の兩節度なる周行逢は卒去して其の子保權は僅十一歲で父の軍府を襲領した、行逢の臨終に

云ふ、帝は、そち達は無論左樣な異心は有るまい、朕は充分承知して居る、然かしそち達の旗下の者共が、自分の富貴を計らん慾望あらば如何致すか、それ等は一旦思はず知らずの處へ黃袍を以て無理にも汝等の身に被せたなら、汝等は固より左樣の心はなくとも、爲らずには居られまいと云へば、一同平伏、涕を流して申すやう、臣等愚昧にて此處までは思慮届きかねたる次第、今尊諭を承つて始めて了解仕りました、唯唯願くは陛下不憫と思召せられ、臣等は如何なる途にたどれば生命を安全に保ち得られませうか、御教を仰ぎ奉ると、帝の言には、人生は實にはかないもので、白駒の影の戸隙をちらりと過ぐるが如くに過去る、されば人の富貴になり度いと願ふ譯けも多く金を溜めて充分娛樂を極めながら可愛子孫にも貧乏せぬやうにさせたいと願ふだけに過ぎはしない、そこで朕は故人の好みを以て遠慮なく、そち達の爲めに計るなら、寧ろ今日持つて居る不安心な殿前侍衞の兵權を釋てゝしまつて、節度使を以て出でゝ地方の大藩を守りつゝ、都合の好い田地宅地を選擇して買取り、子孫末代大丈夫の計を立てゝ、自身は歌童舞女でも多勢抱へて、之を相手に月見花見に酒を飲んで、氣樂に世を送つた方が、まあ、善くはない乎と思ふのであると話された、守信等一同聽き畢り拜伏して云ふやう、陛下は斯くまで深く臣等の爲めに念ひ給ひしか、古語の所謂死命を活し枯骨に肉を付け給ふことにて慈恩廣大、何んとも申上ぐるに言葉もこれ無き次第と御禮を陳べて、明日になると表向きいづれも病氣と申立てゝ其の職を罷めんと願出たから、朝廷からも聞届けになつた、是れは建隆二年七月の事である、

趙普薊人、遇上於滁州、用爲節度掌書記、上卽位後、專與謀議、倚信之、

【字解】薊、幽州薊縣、今直隸順天府に屬す、節度掌書記、節度使の秘書官の如き者、

【解釋】前文に見ゆる通り、藩鎭の權力を殺いで中央政府を強くし、禁衞の大將連を移して人主擁立の禍を未萠に防ぐ大計策を立てた趙普の事は周の紀中でも述べて置いたが、字は則平と曰つて幽州薊縣の人、周の代に永興節度使劉詞の幕僚で、詞が卒去の際に遺表して之を朝廷に推薦して置いた爲め、顯德中宋主が周の將として南唐の滁州を襲取つた折りに、宮から州の判官として下向した、此の時宋主と始めて識合つて、尋常の材でないと目を付けられ、其の後宋主が定國節度使(同州軍)となつた時に、表請して普を以て其の節度推官とし、歸德節度使となつた時には其の節度掌書記とし、卽位の後は樞密直學士として專ら國家の大計に付て謀議に參與させたことは、丁度、唐の太宗の魏徵に於けるが如き者で、帝は萬事普を賴みとして信任した、

二人に如くはない、然るに今や最早二人を誅してしまつたから、樞密直學士の趙普を召して之に問ふたには、天下騷亂、萬民の塗炭も實に久しい事であるが、吾れは何んとかして此の兵事を止息して、太平の治を開き國家長久の計策を立て度いと思ふが、何如致せば宜しきことにやと云ふ、普の申すやう、李唐の末より以來、僅か四五十年の間に、梁唐晉漢周と興亡の頻繁なるのみならず、朱氏、朱邪氏、李氏、王氏、石氏、劉氏、郭氏、柴氏と帝王の易りしことは實に八姓、是れ如何なる譯かと其の原因を推せば、節度使が領する藩鎭の權力は餘りに重きが爲めに、自然君は弱く臣は强き勢を成せるに由來致したるに外ならず、されども、一時に急いで變革を加へば、却つて騷亂を增すのみなれば、今先づそろ／＼節鎭の權力を奪ふに、其の金錢米穀に制限を加へ、其の精兵を中央政府に收め給はば、中外の强弱其の宜しきを得て、天下は自然安泰になり申さんと答へた、是れは實に趙宋の天下一統、國祚長久の基本を立てた大議論であつたのである、

趙普又嘗て帝に向つて、殿前都指揮使の石守信等は到底大事な禁衞を典つて其の統御の任を全うするだけの器量ある者でござりませねば、別にそれ相應の官職を授けられて然るべしと申した事がある、此の石守信や他の王審琦などの面面は、皆帝の故人で、帝の禪代に付ても首謀者であつたのであるから、帝は此の上もない味方で、大丈夫な者と信用して居らるゝのである、然るに趙普は一度ならず、幾度も此の事を申出すから、帝も不審に思つて、彼れ等は決して朕に叛く樣な者ではない、卿はどうして左樣に深く心配するかと問へば、普の申すには、臣とても彼れ等を謀叛心などのあるべき惡人とは思ひ居らず、たゞ彼れ等の器量は大將として其の部下を能く統御するに乏しい者と存じます、されば萬一彼れ等の部下に宜しからざる企がござりました時に、彼れ等は取鎭めますことはむづかしからうと心配致しますから、申上ぐるのでござりますと云ふ、帝は自身遭遇した陳橋驛の事件から、其の意を悟られずには居られない、忽ち成程と合點した、そこで或る日の晩に守信等を召し、酒を設けて上機嫌になつた時分に、近侍衆を暫く拂つて、守信等に話すやう、朕はそち達の力に依るでなかつたならば、迚も此處までには及ばれなかつた、然かし天子もなか／＼骨の折れるもので決して氣樂では居られぬ、朕は卽位以來、終夜高枕で安眠したことはないと云ふ、守信等は怪んで、それは何故でござりますかと問へば、帝は、其樣に分りにくい事でもあるまい、此の位は誰れでも爲り度く思はぬ者はなからうよと云はれた、此の位とは帝は自分の座を指して云つて、わざと天子と明言せぬのである、之を聞いた守信等は喫驚して、陛下は何にとて斯樣なことを仰せらるゝぞ、天命最早確定して、陛下の御位は盤石の如し、誰れか敢て之を奪はんなど、異心を起し申すべきやと

其道何如、晉言唐季以來、帝王數易、由節鎭太重君弱臣强而已、今莫若稍奪其權、制其錢穀、收其精兵、則天下自安、又言殿前帥石守信等、皆非統御才、宜授他職、上悟、召守信等宴酣屛左右、謂曰、我非爾曹之力、不至此、然終夕未嘗安枕也、居此位者、誰不欲爲之、守信等頓首曰、陛下何爲出此言、天命已定、誰敢有異心、上曰、汝曹雖無異心、如麾下之人欲富貴何、一旦以黃袍加汝之身、雖不欲爲其可得乎、皆頓首泣曰、臣等愚不及此、惟陛下哀矜指示可生之途、上曰、人生如白駒過隙、所爲好富貴者、不過欲多積金穀、厚自娛樂、使子孫無貧乏耳、汝曹何不釋去兵權、出守大藩、擇便好田宅、爲子孫計、多置歌童舞女、日飮酒相安、不亦善乎、皆拜謝曰、陛下念臣等至此、所謂生死而肉骨也、明日皆稱疾、請罷、

【字解】息、止也休也、其道、其の方法、唐季、李唐の季末、帝王數易、數の音朔、しば／＼、易の音亦、かはる、節鎭、節度藩鎭、稍、急でなくそろ／＼、制其金穀、其の藩鎭の金錢米穀に中央政府から法度を立てて節度使の勝手に任せぬ、殿前帥、石守信は時に殿前の都指揮使たればいふ、居此位者、此の皇帝の位に居ることは、異心、謀叛心、麾下、麾は大將の旗、兵卒を指麾して進退する所以なり、故に麾下と稱すと綱鑑の註に見ゆ旗下、如白駒過隙、白駒は日影の譬、隙は孔隙で戶壁などの隙間、白駒の駃い影が狹い隙間をちらりと通拔ける樣なものだと日月の過ぎ易いことを謂ふ、史記の魏豹傳に見ゆ、便好、都合好い、生死而肉骨、死んだのを生返らせ、白骨に肉を著ける、至極ありがたい譬、魯の季平子の語で左氏傳に見えた、

【解釋】　李均は周の宿將、李文進は周祖の甥で、何れも要地の節度使であるから、宋主卽位後に尤も憚つて居た者は此の

した、重進は心愈〻安んぜず、且つ其の身は周太祖の甥であるから行末は迚も安全なることは出來ぬと見越して、遂に其の廣陵の城を修繕し、是歳十月に李筠同樣宋に反し、使者を唐に遣つて其の援兵を求めると、唐は此の事を宋に報告した、帝はそこで先づ石守信等を討伐に差向け、十一月親征して廣陵に到著し、即日に之を陷れた、重進は家族一同と火中に投じ憐な最後を遂げ、是れで淮南は平定に歸した、本文に亦反すと書いて李筠と同樣に見えたるが、重進は既に宋に臣となり且つ一身上より打算して兵を擧げたので、其の心事の潔不潔は大に筠と違つてゐる、

荊南高寶融卒、弟寶勗代レ之、

【解釋】寶勗は兄に代り權に軍府の事を掌つて居る旨を宋に屆出たから、宋から寶勗を其の節度使に任命した、是れは七月中の事で實は淮南李重進の反より前である、

南唐泉州留從効稱レ藩、

【字解】泉州、即ち今の福建泉州、留從効、留は姓從効は名、

【解釋】初め閩の亡びた時に、吳越は其の二州を取り、南唐は四州を取つた、然かし其の四州中の漳泉二州は留從効が支配して居て、名義だけ南唐に屬して居たのであつたが、それは今宋朝に對して藩臣と稱して來た、其の地は勿論漳泉二州であるが治所は泉州にあるから泉州の留從効と書いたのである、

建隆二年、南唐主李景遷二都于南昌一、以二其子從嘉一守二建康一、景殂、從嘉立、更二名煜一、

【字解】南昌、當時は洪州、後に江州、即ち漢晉の豫章、今の江西南昌府南昌縣治、

【解釋】初め南唐主の李景は周世宗の爲め淮南十四州を侵略せられ、其の都の建康即ち金陵は周の境と僅に長江の一水を隔つるのみとなつたから、洪州の險固なるを恃としてこゝを南都と爲し南昌府と命名した、然るに宋主の揚州に克て淮南を定めてから愈〻不安を懷いて、建隆二年の春遂に南昌に遷都し、建康の舊都をば太子の從嘉に守らせて置いた、然るに其の秋景は疾の爲めに殂したに因つて、從嘉は舊都で嗣立ち名を煜と改めた、群臣はいづれも南都を不便として嫌ふ爲め、矢張建康を都にし、前代通り宋に恭順に事へて居たが、猶ほ江南二十州の主で實は宋に取つては南方の一大敵國である、

上既誅二筠重進一、召二樞密直學士趙普一、問曰、吾欲下息二天下兵一、爲中國家長久計上、

ら、或る臣下は實に危險と思つて、陛下はやつと此の頃、天下を得られたばかりで、人心は未だ定りませぬのに左樣に輕輕しく御出行きなされては、不慮の災難に遇はれぬとも限りませぬ、止め給へと諫めた、帝は笑つて、帝王の興るのは本來天命に因ることで、之を求めても得られることでもなく、之を拒んでも止められることでもない、周世宗は角顏で大耳な者は帝王になる人相だと聞いて大に之を忌み、諸將中に其の相貌のある者を見ると皆殺した、然るに今日實際帝王となつた此の方が終日其の側に侍て居たにも拘らず害することは叶はなかつたではないか、と云つて忍行きがいよ〳〵度重なる、而して帝の言には、天命に應じて天子となられる者は、誰でも勝手に天子となるが好い、汝になるなと此の方は決して差止めはせぬぞと云つた、此剛膽と大量の言を聞いて中外の者は皆畏入つてしまつたと云ふ、(以上三節は本書では一連、)

昭義節度使李筠、故周宿將、反於澤州、上命石守信討之、尋親征、筠自焚死、澤潞平、

【字解】昭義、澤潞の軍名澤潞二州は度度前に見えた、筠、爲彬反、

【解釋】　昭義節度使なる李筠本名は李榮、周世宗の名を避けて筠と更めた者で、故の周家累代の將で澤潞を守つて居た、世宗の卽位の當時北漢契丹と四萬の軍勢で周に侵入したのを李筠潞州の孤城に籠つて力拒し、遂に世宗に高平の大捷あらしめた勇將である、宋太祖の卽位間もなく使者を潞州に遣つて筠に中書令を加へた時に、筠は使者を饗應する席上で、周太祖の畫像を掛けて泣いた、北漢主は此の事を聞いて同じく兵を擧んと言送つて來たから、筠の子守節は諫めても筠は聽入れず、建隆元年四月、遂に守節に潞州を留守させ、自分は南進して澤州の刺史を殺して其の城に據つて宋に抗したから、帝は石守信等に命じて先づ討伐させたが、五月親征して守信等の兵と合し、大に筠を城南に破り、六月宋軍遂に城中に突入した爲め、筠は火中に飛入つて死んでしまつた、是れで澤潞が平定した、本書には反と書いたが、通鑑には起兵と書いてある、周の忠臣で、宋の叛臣でないからである、

淮南節度使李重進、周祖甥也、亦反、上命石守信討之、尋親征、重進自焚死、淮南平、

【字解】甥、をい、姉妹の子、

【解釋】　淮南節度使李重進は初め宋主と同じく周室に事へて兵權を分掌し、心中に宋主を憚つて居た、宋主は立つと之に中書令を加へて其の鎭を靑州(今の山東靑州)に移さうと

い、匡胤は今は已むを得ず、手綱を搔繰つて馬を停めて將士を顧み、呼ばはりたるには、汝等富貴を貪らんとならば我が命に從へ、然らざる以上は我れは汝等の願に從ふことは出來ぬと云へば、將士一同馬より飛下りて、如何樣なりとも命に從はんと申す故、匡胤は、然らば申さん、太后と主上との御身をば決して犯し奉つてはならぬ、公卿をば決して凌辱してはならぬ、町家府庫等をば決して掠奪してはならぬと、嚴重に申渡すと、將士は、委細かしこまりました、毛頭違背致しませぬと誓を立てた、そこで軍隊を整ひ、五日早朝靜肅に仁和門から大梁に入城し、將士を各々其の本營に就かせ、自分は官署に引取つて、公私に對し少しも亂暴な所行はなかつた、其の日夕方百官整列の上、崇明殿に於て周主遂に位を匡胤に禪つた、匡胤庭上にて北面拜受し、更めて袞冕を著けて殿に上り皇帝の位に卽き、周主を鄭王とし太后を周太后と稱し、年號を建隆と改め、自身の領して居た節鎭は宋州の歸德軍でそれから出身したといふわけから國號を宋とつけた、是歳は庚申で我が國、村上天皇の天德四年である、此の宋太祖は五代の大亂を定めて太平の基を立てたのであるから、宋朝の學者は天の聖人を降したのだと稱讚して居るのも、あながち無理でもないが、周世祖の恩を被つたことも深く、又尊敬されたのみで、誰に忌まれて身が危いといふでもなく、出征の途中から不意に引返して來て八歲の幼主から禪を受けたのであるから、禪代は靜穩に濟んだとはいへ、禪代の事情に於ては周祖郭威が漢に代つたなどゝは大に違つて立派な事ではない、或る學者は矢張朱全忠や石敬塘などゝ同樣だと論じたのも尤もな事である、

卽位之初、欲陰察群情、頗爲微行、或諫毋輕出、上曰、帝王之興、自有天命、周世祖見諸將方面大耳者、皆殺之、我終日侍側、不能害也、微行愈數、曰、有天命者、任自爲之、不汝禁也、中外讋服、

【字解】群情、世間多勢の思はく、微行、貴人が人の目に著かぬやうにして外に出るしのびあるき、上、本書は五代中は漢主とか周主とかと久しく書いて來たが、宋になつて再び上と書き殂を崩と改めた、天下一統の天子を敬稱するのである、方面 角顏、數、音朔、讋服、ひどく畏入る、讋は之涉反、慴と通ず、

【解釋】帝は卽位の初年に、此の度の革命に付いては世間群衆の思はくは實際贊成であるか不贊成であるかを陰ながら視察しやうと考へたから、餘程城下の方方へ忍行をしたものだ、それには固より護衛などを召伴れて行くのではないか

【字解】推戴之議、匡胤を推戴いて天子とする評議、黑光相盪、兩日の黑い光を互に推合ふ、盪は摩盪也、動也、環列、取捲いて列ぶ、黎明、夜はそろ〳〵明けたがまだ薄暗い頃を黎明といふ、擐甲、甲を擐く、甲冑を著る、寢門、寢室の入口、大尉、都點檢は親兵の總大將にて漢代の大尉と其職掌相類するによりて趙匡胤を呼びて大尉といふ、黃袍、天子の服前に註す、羅拜、羅列んで拜す、攬轡、手綱を攬り馬を引留め。仁和門、汴州城門の名、秋毫無所犯、小しも亂暴な事をせぬ。毫は長鋭の毛で物の內では細い者、それが秋になると愈、細くなる。故に極微細な事を秋毫と謂ふ、

【解釋】前に見えた通り、周世宗殂して恭帝卽位の明年遼漢入寇の防禦として趙匡胤に宿衞の諸軍を統率して出軍させた、時に恭帝は八歲の少主で、戰亂の世、强敵の間に立つて行くには國家の維持は如何かと危く感ぜらる丶、それに歲初から契丹入寇の急報などに接する場合、人心は自然不安に陷り、中外始めて名望の高い趙匡胤を推戴しやうかといふ評議は內內行はれた、元日早早匡胤が先陣は出發し、三日には大軍總出となつた其の日に、軍校の一人苗訓は、日輪の下に復た一箇の日輪が現はれて黑い不思議の光が双方から推合つて爭ふ樣な現象を見付けた、此の人は常常天文の心得がある處から其の同僚に指示して、此れが卽ち天命だと話した、日輪は天子の象で宇宙に唯一つしかない者、それに今二つ現はれて奇怪な光で相ひ爭とは、最早匡胤の周に代るべき天命であるといふのである、其の晩匡胤の本軍は陳橋驛に宿陣した、其の軍士が多勢聚合しての評議には、主上は七八歲の幼主、我れ〳〵が如何程力戰して敵を破つた處が手柄を知らるる筈は無い、先づ我が點檢を策立して天子として、其の上で北征しやうではないかと、一同贊成の上、代表者に其の事を匡胤に申出させた、時に匡胤の弟、供奉官の匡義(卽ち後の宋太宗)と歸德軍の掌書記の趙普は取次いだが、夜中に餘り突飛の沙汰なればと、乃ち諸將を揃へて本營を取卷いて整列せしめつ丶夜明を遲しと待つて居た、然るに點檢匡胤は夜前の疲休めの酒に醉臥したま丶、そんな取込んだ事などのあつたことは少しも知らずに寢込んで居たのである、此の邊は多少狂言かも知れぬ、夜はいよ〳〵明けかゝると、未だ薄暗いにも拘らず、軍士一同甲冑を著し、刀槍を執つて嚴重に身支度をし、非常の決心を示して直に進んで、匡胤の寢所の入口を叩いて、我れ〳〵諸將は主君はござらぬ、願くは大尉を策立して天子を爲し申さんと呼ばはる、時に匡胤は大尉の官を加へられて居たからである、點檢此の聲に驚いて起上つて衣裳を著やうとすると、諸士は相ひ與に點檢の手を取り體を推し表坐敷に伴出して、前から用意したりけん、皇帝の常服たる黃色袍を被せて一同づらりと列んで拜禮して萬歲を唱へた、すると再び多勢寄つて抱いて匡胤を馬に載せ、南、大梁を指して出立する、匡胤はそれを拒んで見たが雲霞の如き諸士は決心を固めての上の事であるから、どうした處で最早承知しな

詳ではないが、匡胤の四世の祖なる朓は唐代に幽都令となり、其の次は珽、次は敬、次は弘殷といふ順序で、弘殷は後唐の代に洛陽の禁衛軍の將校をして居た頃に匡胤を甲馬營といふ城外の兵隊屋敷で生んだ、生れる折に眞赤な光が其の室に滿ち、又營内に不思議な好い香氣がして居たことは一箇月に渉つた奇瑞があつた爲め、人が甲馬營を香孩兒の營と呼んだと云ふ、幼年の頃に辛文悅といふ學者に就いて學問した、或る時文悅は夢を見たが、其の夢は、天子の御車を奉迎する處である、既に近づいて恭しく拜すると、其の天子は案外にも自分の門人趙匡胤であつたから、文悅は醒めてからさても奇妙な夢もあつたものだと思つた、周世宗の時に、高平の戰以來連に昇進して軍政を掌ること凡そ六箇年に及び、士卒は其の恩愛に懷き威光に畏れて皆心服して居た、そして南北兩方面に幾度となく征伐に從つて大功績を立てたことは前に見えた通りである、世宗が關南から病氣で都へ引返される途中で書付を入れ置く背柳の中より三尺餘もあらう程の一枚の木札が出たから見ると、點檢作天子と書いてある、時に張永德は殿前都點檢で、其の上其の妻は周太祖の女であるなどの事から、病中の世宗はそれを氣にして永德を他の官職に遷し、匡胤を以つて之に代らせた、何ぞ料らん、其の歳の內に天子となつたのは永德にあらずして、此の趙點檢でありしならんとは、以上の一節を匡胤の生れから種種の奇瑞のあつたのを述べて其の遂に天子となつたのも偶然でない事を謂ふのである、

世宗殂、恭帝卽位之明年、命領宿衞、禦契丹、時主少國危、中外始有推戴之議、大軍既出、軍校苗訓見日下復有一日、黑光相盪、指曰、此天命也、夕次陳橋驛、軍士聚議、先立點檢爲天子、然後北征、環列待旦、點檢醉臥、不知也、黎明軍士擐甲執兵、直叩寢門曰、諸將無主、願策大尉爲天子、點檢驚起披衣、則相與扶出、被以黃袍、羅拜呼萬歲、擁上馬南行、拒之不可、乃攬轡誓諸將、整軍自仁和門入、秋毫無所犯、恭帝遂禪位、以所領節鎭爲宋州歸德軍、故國號曰宋、

出立して、三日には大軍繼いで繰出し、其の夕方陳橋驛に宿陣した、然るに其の將士等は匡胤を擁し、都に引返して來て策立して皇帝としたから、八歳の周主、在位僅に半年で遂に宋に禪らざるを得ざる運命となつた、是れ等の事情は委細次の宋太祖の條下に見える、本文の明年春鎭定言すは誤である、周は太祖から是に至るまで三代であるが血統を云へは實は郭氏柴氏の二姓十年で亡びてしまつた、恭帝には改元がない、前の顯徳を用ひて亡びた、此處は周の終はりばかりでなく、又五代の最終である、

宋

【解釋】今の河南の歸徳府は、商(殷)の微子啓が周武王に封ぜられて都した處であるから商邱と曰ひ、而して其の國を宋と呼んだから、唐代又其處に宋州を置いて五代に及んだ、趙匡胤が領した歸徳軍は卽ち商邱に在つて宋州だから、匡胤皇帝の位に卽いた時遂に宋を以つて天下を有つ稱號とした、而して帝都は相變らず汴卽ち大梁である、

○宋太祖皇帝姓趙氏、名匡胤、其先涿人也、相傳爲漢京兆尹廣漢之後、父弘殷爲洛陽禁衛將校、生匡胤於甲馬營、赤光滿室、營中異香一月、人謂之香孩兒營、少從辛文悅學、文悅嘗夢邀駕、乃匡胤也、周世宗時、掌軍政凡六年、士卒服其恩威、數從征伐立大功、世宗一日於文書篋中得一木書、曰、點檢作天子、時張永徳爲點檢、世宗乃遷之、而易以匡胤

【字解】涿、卽ち涿鹿、前に註した、漢京兆尹廣漢之後、廣漢の事は本書巻二、西漢宣帝の紀中に見えた、甲馬營、兵營の名、一統志に云ふ、夾馬營(地名)在河南府城外、本後唐夾馬營(營名)、宋太祖始生之地、と見ゆ、甲と夾とは通韻、河南府は卽ち洛陽、香孩兒、孩は說文に小兒笑也とあり、やつと笑出した頃の子供、孩兒といふ、數、音朔、しばしば、文書篋中、書付を入れた箱の中、一木書、一枚の木札に書いた文字

【解釋】宋太祖神徳皇帝は、姓は趙氏、名は匡胤といつて、其の先代は涿州卽ち今の直隷順天府涿州の出身で、其の家の相ひ傳ふる所によれば西漢の京兆尹なる趙廣漢の後裔であると云ふ、廣漢は宣帝時代の人で、漢興つて以來京兆を治めた者の内で其の治績第一等と評判され、元康元年廷尉の獄に下つた時には、吏民宮闕外に詰掛けて號泣した者は數萬人に及んだなどの事は、本書に旣に見えた、此の廣漢から世次は

が思案の外に出たものである、又政事に掛けても勤勉で、而して如何にうまくたばかる姦計でも、隱密にする惡事でも摘發して、其耳力眼力の屆くことは人間の仕業とは思はれぬ程であつた、暇のあるときには儒者を召寄せて記錄を讀み、人事世道に付いて互に得失正邪を詮議して、理義の要點を諦めた、周主の性質は音曲や珍器玩具などの嗜好はない、而して常常話されたには、朕は決して自己の喜びに因つて人を褒美し、自己の怒りに因つて人を刑罰する樣な事はせぬ、必ず道理に訴へて然る後に決定するのであると云はれた、臣下を用ふるにも文學のある者武藝のある者を双方參へて用ひ、一方に重きを置くといふ樣な事はしないから、臣下はいづれも其の身に持てる才能を盡した、されば人人其の聰明を畏れて敢て侮らず、其の恩惠に懷いて敢て背かずに事へたから、其の力で能く大敵を破り土地を廣めて、周主の鋒先の向ふ所は、蜀にあれ唐にあれ、北漢契丹にあれ、其の前に立て抗敵し得る者は無かつた、崩殂の日、遠近の民其の死を哀しみ其の德を慕つたと云ふ、蓋し五代では屈指の英主明君であらう、然かし其の身の死ぬると共に其の國の亡びた譯は怪しいが、代代簒奪革命が常の事の樣になつて來た惡習慣のある五季に、帝の在位は至て短く、繼嗣の君が至て幼弱であつたからである、其の幼弱なる子の梁王は立つた、是れを恭帝と爲す、

○恭帝名宗訓、七歲卽位、

【解釋】 恭帝は世祖の第四子で名は宗訓といつた、初め宰相は屢〻諸王子に王爵を授けられんことを願出たが、世宗は功臣の子に未だ何等の沙汰をも加へぬ先きに、自分の幼子どもに封を加へる事はならぬとて聽入れなかつた、然るに世祖危篤となられた爲め宗訓は俄に梁王に封じられ其の月卽位になつたのである、年は僅に七歲であつた、

以趙匡胤、爲歸德節度使、明年春鎭定言、契丹入寇、遣匡胤將兵禦之、至陳橋驛、軍士擁還策立、周主在位半年、遂禪于宋、周自太祖至是三世、實二姓、十年而亡、

【字解】 歸德節度使、宋州(今の河南歸德府南邱縣南)に鎭す、鎭定、二州の名、鎭州は今の正定府正定縣治、定州今も同じ、共に直隸省內、陳橋驛、汴の城外にあり、

【解釋】 恭帝卽位の來月に、趙匡胤に歸德節度使を兼任させた、是歲の暮鎭州定州より遼の軍兵北漢と合同して入寇する由急報ありたれば、早速趙匡に命じて兵に將として之を防禦せしむることゝなり、明年正月の元日にも拘らず前軍都を

【解釋】 高平の役に功を立て、殿前都虞候となつた趙匡胤は其の後殿前都指揮使に陞進して居たが、周主の親征に從つて南唐を攻めて滁州六合等に奮戰し、又此の度も從つて遼を征し諸城を降したなどの功勳で、其の六月遂に殿前都點檢に進められた、此の一條は匡胤が將に周に代らんとする前置で、且つ次の宋太祖の最初の條下に見ゆる點檢作天子の一句の參照にするのである、

周主、在位六年殂、改元者一、曰顯德、周主在藩韜晦、及卽位、首破高平之寇、人始服其英武、號令嚴明、人莫敢犯、攻城對敵、矢石落左右、略不動容、應機決策、出人意表、又勤於政事、發姦摘伏、聽察如神、間暇則召儒者讀史、商榷大義、性不好絲竹珍玩之物、常言、朕必不因喜賞人、因怒刑人、文武參用、各盡其能、人畏其明而懷其惠、故能破敵廣地、所向無前、登遐之曰、遠近哀慕、子梁王立、是爲恭帝、

【字解】 在藩、節度使たる時を指す、韜晦、韜み晦ます、才德を人に見せぬ樣にするをいふ、略、ほゞ、聊かも又は少しもの意、意表、意外、思掛けない處、發姦摘伏、姦邪を見付出し、伏藏を掘出す、聽察、聽は耳がきゝ、察は目が届く、商榷大義、商は度也、榷は音角で較也、衆人と能く事の當否を詮議して理義の重き所を定める、絲竹、絲は絃の類、竹は笛などの類、管絃といふに同じ、珍玩之物、珍しいとか慰みになるとかいふ器物、參用、一方に偏せずに双方を參へ用ふる、登遐、死の美稱、崩殂をいふ、登遐の字は禮記の曲禮に見ゆ、鄭玄の註に登上、遐已也とあり、卽ち天に登去るといふ意、一說に遐を遠と訓じて遠きに登るとす、亦昇天の意である、

【解釋】 六月、周主疾を以て在位六年、年僅に三十九で殂した、改元は顯德の一ッだけであつた、周主は最初鎭寧節度使として藩に在る頃は、何分其の才德を韜み晦まして、是れといつて人の目に著く程の事もなかつたが、卽位になると、先づ第一著に遼漢合體の高平の進入軍を擊破した勇ましさを見て、人が始めて其の英武非凡なるに感服した、周主陣頭に立つて一たび號令を下せば、嚴格明瞭で三軍の將士、一人として之を侮り輕んじて敢て犯す者はない、城攻め又は對陣の場合に、敵の射出す矢石は雨霰と飛んで來て、其の身の左右に落ちる危險な時にも、聊も容色を動して畏れた樣子はなく其の場其の時の機變に適應して、直ぐ方策を決定して敵人

ら武平留後と稱し潭郞を兼治して此の旨を周に屆出でた、此の周行逢は勇敢果斷で能く將士を御し、又心を民事に留めて公平廉正な士を刺史縣令に用ひたから、潭郞の境内は能く治安を保つた、亦當時の一人物である、

南漢主劉晟殂、子鋹立、

【字解】 鋹の音、丑兩反、

【解釋】 顯德五年の秋、南漢の主劉晟が殂して其の子の鋹は十六歳で嗣いだ、是れより先き南漢は宦女を侍中として政事に預らせたが、是に至つて女侍中の瓊仙と宦者の龔澄樞の二人で萬機を專決した、實に古今に珍しい朝廷である、

周主自將伐契丹、取瀛、莫、易州、離京四十二日、關南悉平、議趨幽州、會不豫而止、以瓦橋關爲雄州、益津關爲霸州、置戍而還、往還六十日、

【字解】 瀛莫易州、瀛莫二州は今の直隸河間府内前に見えた、易は今も同じ、關南、瓦橋關以南、議趨幽州、趨は取の誤、雄州、今の直隸保定府雄縣、霸州、今の直隸順天府霸州、

【解釋】 南方略平定したから、周主は更に鋒を北方に轉じ、顯德六年四月に自ら水陸の軍に將として遼を伐ち、今の滄州に到著すると、卽日歩騎數萬を引いて遼の境へ向つたが、平常の通路を通らずに進んだから一人も知る者がなかつた、斯くして忽然遼の境に現れ出た、神速の働と威風とに打たれて、遼の諸城は繼けざまに降參し、瀛莫易の三州は刃に血ぬらずに手に入つたので、周主が大梁を離れてから僅四十二日で瓦橋關以南の地は悉く平定したのである、周主は此の機を失はずに幽州を取らん評議中に瓦橋に於いて發病して殘念ながら中止となり、乃ち後唐時代に置いた瓦橋關を雄州、益津關を霸州と改め、其處に守備兵を置いて引還つたが往還全體の日數は六十日に過ぎなかつた、何んと速な事ではないか、幽州まで平定しなかつたのは殘惜しい事ではあるが、後晉以來失つた本土を是れだけでも始めて取返したのであるから、世宗の功は偉なりと謂はねばならぬ、

趙匡胤、先是爲殿前都指揮使、從攻淮南、又從征契丹、至是爲殿前都點檢、

【字解】 殿前都指揮使及び都點檢、殿前都虞候の上は副都指揮使其の上は都指揮使、其の上は都點檢となる次第である、都點檢の職は入ては殿陛に侍衞し、出ては乘輿に扈從する由文獻通考に見ゆる、淮南、卽ち南唐、

は戰爭となると奮進突擊して一人の敢て死力を盡さぬ者はないやうになつたと云ふ、周軍の斯くまで勝利を得ながら、思ふまゝに事の捗らぬのは壽州の依然固守して容易に陷落せぬ爲めである、五月に周主は李重進に專ら壽州を押へさせて暫く大梁に還つた、すると唐は六月に朱元を遣つて江北諸州の囘復を圖らせ、七月に舒州蘄州等は再び唐の手に戻つた、そこで周の策戰が變更せられて、東方面の守將も一時自ら其の城を放棄して引上げ、諸共に力を合併して先づ壽州を攻陷することになつた、されども壽州の劉仁贍は少しも屈せぬ、其の内に今年も暮れて顯德正月になつて、唐の元帥景達は朱元等を遣つて壽州を救はせたが、李重進に破ぶられ五千人を亡つた、それでも壽州は未だ落ちない、周主齒痒く思ひけん、三月再び出馬して壽州に到り、躬に甲冑を著けて城外の紫金山上に陣取り、唐の援軍を擊つて大に之を破る、唐の兵溺死戰死殆んど四萬人、元帥景達も金陵に逃還つた、時に壽州の守將劉仁贍も大病で危篤に陷つて居る場合なれば、監軍の周廷構は最早是れ迄と、仁贍の名義で降表を書き、危篤の病人を舁出して周に降つた、周主大に仁贍の忠義を嘆稱して之を直ぐ城中に引取らせたが、其の日落命したと云ふ、周主は四月大梁に還り、十一月再び自ら將として、此の度は今の安徽の東方に進入して濠州泗州を攻降し、南に進んで今の江蘇の淮安府なる楚州を攻め、別に兵を派遣して再び揚泰二州を取つた、然るに楚州の守將張彥卿は矢種の盡きるまで奮鬪固守して、四十餘日を經て始めて城を枕に討死したが、部下の千餘人も死に至るまで一人の降伏した者はなかつた、是れは顯德五年正月の事である、南唐が劉仁贍を始め張彥卿の如き忠勇の士に富んで居たのは、實に五季の史上に珍しい、斯く周主はやつとの事で楚州を取り、先きに手に入れた揚州に還つて、愈〻大江に臨んで南渡金陵に向ふ氣勢を示したから、南唐の主も今は是れまでと、使を遣つて盡く江北十四州六十縣の地を獻じた、周主もそこで兵を罷めて引還ると、五月に唐主は周の諱を避けて景と改名し、帝號を去て周の年號を用ひ、いよ〳〵周の藩服となつた意を表した、

朗州王逵、爲潘叔嗣所殺、將吏迎潭州周行逢入朗、行逢併潭朗有之、

【解釋】是れは顯德三年二月の事であつた、當時王逵は周の詔命を受け朗州を出發して、唐を攻めんと配下なる潘叔嗣が守つて居る岳州を過ぎた、叔嗣は折角手厚く逵を待遇したのに、逵の近臣どもの取成しで逵に罵られ、之を恨みとして朗州を襲つた、逵は途中から引返して來たが敗軍して討死した、叔嗣はそこで朗州の軍將官吏に潭州の周行逢を迎へて武平の帥と仰がせたから、心中にては行逢に喜ばれたものと思つて居ると、案外にも行逢は叔嗣の罪を數へて之を斬り、自

と親しく往來して居るから、どうしても周と衝突は免がれぬ勢になつた、蜀も既に周に四州を取られ屏息してしまつたから、周はそこで其の鋒先を南に轉じ、是歳十一月を以つて先づ李穀、王彥超等を將として愈々南唐を伐たせた、時に唐將劉仁贍壽州の城に楯籠つて其の進路に當つて居るから、唐主は劉彥貞を大將として二萬人を遣り壽州に拒がしめたが、李穀等淮水を濟つて進入し其の兵を城下に破つた、顯德三年正月になると周主は親征の詔を降して大梁を出馬したが、先發隊李重進が兵は壽州に入り、劉彥貞と正陽に戰つて大に之を破り、彥貞を斬り斬首は一萬餘級に上つた、殘兵は悉く壽州城に逃込み、別軍の將皇甫暉、姚鳳は退いて滁州の清流關を保守した、然かし壽州は劉仁贍の力で去冬以來周の大軍を引受けて堅固に守つて少しも動かぬ、周主は此處にのみ月日を費して居るは不利と考へたから、別に趙匡胤に命じ大急ぎに急いで清流關を襲はせた、皇甫暉等不意を擊たれて大に驚き、走つて滁州に入り橋を斷切つて守ると、匡胤は馬を躍して水中に飛入り、全軍を麾いで直に城下へ攻寄せた、皇甫暉は大に周章て、、御互各々主君の爲めに戰ふことなれば、何卒暫時我が軍に隊列を立直す猶豫を與へ給へと嘆願する、匡胤は笑つて、充分支度召されと許せば、暉は姚鳳と隊伍を整ひ馳出でた、匡胤は忽ち其の眞中を突いて入り、散散に打破つて暉と鳳とを生擒にし滁州に克つ、此の頃、匡胤は新に滁州の判官に周より任命された趙普と始めて見識り其の才を奇とした、普字は則平、幽州の薊の人、後に宋の有名な大宰相になるから記臆して置くが好い、

成程壽州だけは遠方に孤立して籠城しても、別路から進入して既に滁州を周に取られては、唐の根本なる金陵は楊子江を隔てゝ居るだけであるから、唐主は使者を立て周に對して臣と稱して講和を申込んだ、其の使者は口辯を以てうまく說付ける積りで往くと、一言も出さぬ先に周主に說伏せられ恐入つてしまつた、する內に周は今の江蘇の境に入つて揚州泰州を取り、一方には河南の南境の光州及び安徽の舒州から湖北の蘄州をも取つてしまつた、そこで唐の方でも已むを得ず唐主の弟景達を元帥とし、四月に江を濟つて周の軍を拒ぎ、別軍は泰州を奪廻した勢に乘つて揚州に攻寄せる、是れより先き周主は趙匡胤に命じ、滁州揚州の間にある六合縣に屯させて置くと、唐の大兵雲霞の如く押寄せた、時に匡胤の兵は二千の小勢であつたが決死の奮擊で大に之を破り、敵を打取る殆んど五千人、溺死は數知れぬ程で、唐の精兵は此處に盡きたと云ふ、此の役に味方の將士中力を出さぬ者があると、匡胤は馳寄せて指圖をしながら、劍を以て臆する者の皮笠を斫る、兵氣を勵すのみの事と思の外、明日になつて遍く其の笠を檢閱して、劍の痕跡ある者數十人を見付け出し、皆之を斬つてしまつた、斯樣な事から匡胤の部下の兵士

が敗北し、是歳の九月蜀の秦、階、成、鳳の四州は王景に取られた、

周伐南唐、唐遣兵拒於壽州而敗、周主自將大敗唐兵於正陽、唐將皇甫暉、姚鳳、保清流關、主命趙匡胤、倍道襲之、擒暉鳳、克滁州、周師取楊泰光舒蘄州、唐兵拒周師、復取泰州、攻楊州、周主命匡胤屯六合、唐兵來攻、奮擊大破之、將士有不致力者、匡胤陽爲督戰、以劍斫其皮笠、明日遍閱其笠、有劍跡者數十人、皆斬之、由是部兵莫敢不盡死、周主還大梁、留兵圍壽州、唐兵復江北諸州、周守將皆棄去、幷兵攻壽州、周主復自將如壽、唐人以城降、周主還大梁、已而復自將攻濠泗、皆降、進攻楚州、遣兵取楊泰、周主克楚州、還至楊州、唐主遣使、盡獻江北地、周主乃還、唐主更名景、去帝號、奉周正朔、

【字解】 壽州、今の安徽鳳陽府壽州、正陽、鎭名、二ある、一は今の安徽潁州府潁上縣東南に、二は壽州にあつて東西淮水を夾む、清流關、關名、滁州の西南、滁州、今の安徽滁州、楊泰光舒蘄、楊は揚の誤、今の江蘇揚州府江都、泰は同じく泰州、光は今の河南光州、舒は今の安徽安慶府潛山縣治、蘄は今の湖北黃州府蘄州の西北、六合、縣名、今の江蘇江寧府六合縣、濠泗、二州の名、濠は今の安徽鳳陽府東北、泗も同じく今の泗州盱眙縣の北、楚州、今の江蘇淮安府、奉周正朔、正は一年の第一月、朔は一月の第一日、一歳の月數日數は同じだが、夏殷周三代の如きは正月の置き處に寅、丑、子の差あり、朔の始め方に平旦、雞鳴、夜半の別あり、其の代の臣民は勿論其の正朔を奉行すべき筈である、後代はいづれも夏曆を用ひて正朔に變更はないが、年號には變更がある、故に其の國の藩屬となつて天子の年號を用ふることを仍ほ正朔を奉ずといふ、獨立せずに服從して居る意を表する譯である、

【解釋】 南唐の主は人柄は柔和で文華を好み戰亂の世の中の君主には向でない、是れが建州に克つたり湖南を破つたりしてから、氣が段段驕つて柄にも似ずに天下を呑まう志を持つて來た、それに此の頃になつて蜀や南漢と同盟し、又契丹

壯な士を募集して都に於て趙匡胤に任命して、其の優者を選取らせて之を殿前諸班直の軍隊に編入した、其の他の騎兵步兵の諸軍は、各、其の將帥に申付けて選定させた、元來五代の宿衛の兵隊は、累朝其のまゝに引繼いで來て、彼れ等は簡閲せらるゝことは大嫌である、朝代替りには何分事無しに濟ませやうと思ふから、彼れ等の心のまゝに從つて手を付けずに差置く、是れが所謂姑息の政である、そこで宿衛の兵士は老武者が自然多くなり、平日は寢喰ひして氣儘に働き、いざ戰爭となつて大敵に出遇ふと、逃たり降たり、此の他に何にも藝がない、此に累朝が氣付かずに大事の場合に賴みにして居たから、國を失ふ所以であつた、然るに世宗は、此の度高平の戰爭で從來の積弊を見付け、大英斷で此の大改革を行つた次第である、是れから周の士卒が精强となつて、何處の敵に向つても皆勝利を獲た、

周攻北漢、汾遼憲嵐石沁忻州、皆入于周、周主攻晉陽、不克、引軍還、

【字解】 汾以下諸州、太祖の條に詳解した、

【解釋】 周主は高平大捷後直ぐに符彥卿等を大將として北征させた、實は軍威を敵に見せるだけの積りであつたが、汾遼等の諸州は面白い樣に降伏したから、周主は、是れでは寧ろ此の機を失はずに北漢を兼併した方が好いと考へ、歲の五月遂に晉陽を攻めたが、長雨の爲め疾疫は軍中に行はれ、遼軍に向つた軍隊も利を失つたなどの事情で、遂軍を引いて南に還つた、其の爲め折角手に入れた汾遼等七州を再び失つてしまつた、大捷後には兎角斯樣な事はあり易い、世宗の兜の緒のしめ方が緩かつた過である、

北漢主劉旻殂、子鈞立、

【解釋】 北漢主劉旻は高平大敗から憂憤の極、病氣となつて、國事は悉皆子の承鈞に委任して居たが、今年十一月遂に殂した、北漢から此の事を遼に屆出ると、遼から承鈞に册命して帝位を繼がせ、名をも鈞と改めさせた、此の鈞の人柄は孝謹で、位に卽くと政事に勤め、臣民を愛撫したから、大敗後の小國も至極安靜で、能く命脈を維持することが出來た、

周伐蜀、取秦、階、成、鳳州、

【字解】 秦、今の甘肅秦州、階、今の甘肅階州、成、今の甘肅階州成縣治、鳳、今の陝西漢中府鳳縣治、

【解釋】 周主晉陽を攻めて克たずに引還るとはいへ、北漢も大敗の上、其の主も殂して再び南侵の勢もなく、而して周の契丹に對しての防備も整ひ、且つ國内の制度も次第に革新して勢力を增し來たから、今度は西方を經略しやうと、顯德二年の五月に鳳翔節度使なる王景等を將として蜀を伐たしめた、蜀は南唐及び北漢と同盟して先づ自國の兵で拒戰した

霰と飛來る矢石を事ともせずに必死になつて一歩も退くなと、下知すれば宿衞の將涿郡の趙匡胤は同列に呼ばるやう、主君の御身の危さ斯くも迫れり、臣たる我等は一命を捐てざるを得まじと、又禁兵の將なる張永德に向つて、賊の兵氣は驕れるぞ、奮撃すれば勝利疑なし、御邊は兵を引いて地勢の高きに乘じて西に出て左翼となり、我れは右翼となつて之を撃たん、國家の安も危も此の一擧にあるぞかしと勵せば、永德はおう合點と承知して、各〻二千人に將として進戰する、匡胤は身士卒の眞先に乘出して、勝誇れる北漢の鋒先を物ともせずにくゞり入る、士卒も之に勵まされて身命を忘れて戰へば、一騎の百騎に當らぬ者とては無き勢に、北漢の軍兵斬立てられて大敗し、契丹の兵の如きは、傍觀に氣後れして一救もせずに遁歸る、されば高平附近の谷は敵の伏尸に塡められ、北漢主は僅百餘騎で晝夜北走してやつとの事で晉陽城下に入ることが出來たと云ふ、樊愛能・何徽は味方の大勝利と聞き、途中から厚顏にもこそ／＼還つて高平陣中にそしらぬ面をして居ると、周主は二人及び其の部下軍使以上の者七十餘人を引立てゝ、之を責めて云ふやう、其の方共は實力からは決して戰ふことの出來ぬではない、正に朕を奸い貨物と看做し、劉崇に賣付けて一貰しやうと考へたのである、不屈至極、容赦は出來ぬと、悉く斬つてしまつた、是れ等の配下で前に北漢へ降參した歩兵も、劉崇が高平に棄置いて遁去つたから、是れも皆殺された、是れからといふものは前朝以來手に餘して居た、驕慢な將校、懶惰な兵卒共も始めて皇帝の威光の懼ろしいことを知り、朝廷でも年來の惡弊を一新して、一時間に合せの政を行はぬ樣になつた、是れは周主が陣中で張永德に相談して決定したのである、永德は又盛に此の度趙匡胤の働は天明なもので其の智勇の非常な事を稱述したから、周主は直ぐ匡胤を拔擢して殿前都虞候とした、此の趙匡胤は後來全く五季の大亂を戡定して始めて天下の治平を開いた宋の太祖皇帝である、世には大英雄といふ者は計略ばかりで間に合せて、うまく成功した事のやうに考へて居る者もあるが、我が豐太閤が越前金ヶ崎の殿戰や、此の趙匡胤が高平の奮戰などは皆主君の爲めに一命を差出してやつたので、將來の富貴などは當時一點も其の胸中になかつたのである、斯樣でなければ迚も大英雄にはなれない、

以上は三月中の事であるが、十月になると周主は侍從の臣に話した、兵といふ者は精練すべきが務で、決して人數を增すのが務でない、農夫百人から取立てる租稅で戰士一人を養ふことはむづかしいことになつて居る、何んで人民の膏と血とを絞取つて、此の無用の物を養ふ必要がある乎と、其の意は兵士を無用とするのではなく、名ばかりの兵士を無用の物とするのである、そこで命じて大に諸軍の兵士を擇拔いて役に立たぬ者を省いてしまひ、更に又諸道に詔を降して天下の强

北漢主劉崇は周祖の殂するを聞いて大に喜び、使を以て援兵を遼に乞ふと、遼主は早速楊衮に萬騎を引率して晉陽に到來さすれば、劉崇自ら三萬人に將とし、遼漢合して南進した、周の李筠之れと戰つて敗れ、上黨に籠城して周の援軍を待つて居る、是れは二月中の事である、周主榮此の急報を聞き、自ら出馬して防禦せんとすると、群臣皆諫めて、陛下は卽位されたばかり、それに先帝の大葬も目前に迫り居る際なれば、輕輕しく動き給ふ事は御無用と止める、周主は首を振り、否否左にあらず、劉崇は我が大喪は是れ幸と思ひ、朕が年若に新に立てるを輕しめて入寇した事なれば、自身出馬したるも必定なり、然らば朕とて安閑と都に坐して居らるべき、是非とも往かねばならぬと息卷く、本文に年少新立とあれど、今年周主は三十四歲、固より唐の莊宗の朱全忠と決戰する際と同一視すべからざれども、對手の北漢主は當年六十歲の老武者なれば、斯く言ふも無理ならず、さて周主は斯樣に息卷く處へ、元老の馮道はまだ生長らへて居て、珍しくも一代一度の離技を以てさても力んで爭諫した、周主は、昔し唐の太宗が天下を平定するとき、自身戰場へ臨まぬことはないではないかと云へば、馮道は、未だ陛下が果して太宗であるかは信ぜられぬと云ひ、周主は、默れ吾が兵力の精强を以て崇を破らんことは、山の卵を壓すが如く、何の難きことのあるべきと云へば、馮道は、未だ陛下が果して能く山か如何か信ぜられぬとまで爭つた、馮道の事であるから、忠誠の上から出たのでもなく、定見があつて言つたのでもない、語氣の自然滑稽じみて居るのでも知れる、然かし馮道としては鶴の一聲であるから、略史の文でも態と特筆したのである、筆の序に云ふが、馮道は此の戰爭が濟むと死んだ、彼れは一生うまく時と浮沈して、四姓十代の君に事へて、累朝から賜つた位階官爵を自ら述立てゝ人に誇つた男で、それで一生富貴で終つた、五代といふ世はどんな世であつたか、此の男は實に好い其の代表者である、さて周主は馮道等の諫は耳にも入れず、惟王溥の贊成に勇み立つて遂に大梁を發軍し、一散に北進して潭州の東北に到著すれば、北漢主は高平の少し南方に陣取つて居た、明日周の先陣進んで之を擊つと、漢軍少く後に郤く、周主はそれに遁去られては折角出馬したる甲斐もなしと、諸軍を促して急に進ましむ、北漢の軍高平近所の巴公原に蹈止り、いざ來れと待構えたる其の軍容如何にも堂堂と見えた、時に周の後軍未だ到著せざる折りなれば、衆心頗る危み懼れて逡巡すれども、周主の志氣益〻銳く、直ぐ復た手合せを始めた、北漢主は其の兵數の少きを侮り、是れ何程のことやあらん一揉に揉み崩せと、進んで周の右軍の方から打ちすくめると、程なく右軍の將樊愛能と何徽は一支もせずに騎兵を引いて先づ遁出した爲め、其の步兵一千餘人は甲冑を解いて北漢に降伏した、周主は軍勢の危きを見て、自ら親兵を引き、雨

兵大敗、楊袞不敢救、北漢主晝夜北走、僅得入晉陽、周主收樊愛能、何徽及所部軍使以上七十餘人、責之曰、汝輩非不能戰、正欲以朕爲奇貨、賣與劉崇耳、悉斬之、自是驕將惰卒、始知所懼、不行姑息之政矣、張永德盛稱趙匡胤智勇、權殿前都虞候、周主謂侍臣曰、兵務精不務多、農夫百、未能養戰士一、奈何浚民之膏血、養此無用之物乎、乃命大簡諸軍、又詔諸道募天下壯士、咸遣詣闕、命匡胤選其尤者、爲殿前諸班、其騎步諸軍各命將帥選之、由是士卒精强、所向克捷、

【字解】幸大喪、先帝の喪中を幸としてつけこむ、如山壓卵耳、山は至重で卵は脆し、之を破ること容易なるをいふ、高平、今の山西澤州高平縣、趣諸軍、趣は促す也、奇貨、好い貨物、賣ればうまく貨かる、本書二卷秦始皇の紀に見えた、姑息之政、一時間に合せの政事、姑は婦女也、息は小兒也、或は曰く姑は且也、息は休也と、後說從ふべきに似たり、權殿前都虞候、權、かりに、但此の字を用ひたるは本書の誤で、攝爲の二字に作るを可とする、殿前都虞候は五代の武官で副都使揮使の下に在り、文獻通考に云ふ、都虞候掌殿前諸班直及步騎諸指揮之名籍及訓練之政也と、浚民之膏血、浚は私閏反、しぼり取る意、左傳襄二十四年に浚我以生とある註に、言取我財以自生也と見ゆ、本文の膏血も卽ち財の譬、簡諸軍、簡は其の優者だけを留めて其の餘を省く意、其尤、其內の優れ者、殿前諸班、宿衞の軍隊で散員、散指揮使、內殿、直散、都頭、鐵騎、控鶴などの名稱あり、故に諸班といふ、

【解釋】世宗皇帝は名は榮といつて、本姓は柴氏、前に見えた通り周祖郭威の妻は柴氏の女で、周祖と同じく邢州(今直隸順德府邢臺縣)の人、謚して聖穆皇后といふ、后の兄守禮は卽ち榮の父である、榮は姑に從つて周祖の家に養育せられたが、周祖が子が無い爲め遂に養子としたのである、周祖の卽位の月に鎭寧節度使を領して澶州(前に見ゆ)に居たが、廣順三年の三月に都に歸つて開封尹と爲り、晉王の封爵を得た、周祖の臨終に政事を聽斷させられ、程なく帝位に卽いた、是れは顯德元年正月の事である、

周主在位三年殂、改元者一、曰廣順、晉王立、是爲世宗皇帝、

【解釋】周主秋より疾を得、冬になつて愈〻重く、軍國の事は大抵晉王榮の處分に任せて居たが遂に來年の正月に殂した、年は五十一、周主は廣順元年の正月に卽位して四年目の正月に殂したのだから、在位は實は足掛四年であるが、大概に三年と書いたのである、改元は廣順の一だけであつた、周主儉素を尙び、華美の物は一切宮中に入れなかつた、晉王榮立つ、是れを世宗皇帝となす、

○世宗皇帝名榮、本姓柴氏、周祖妻兄柴守禮之子也、周祖無子、故養之、周初領節鎭、已而尹開封、封晉王、周主臨終、命晉王聽政、尋卽位、北漢主聞周主殂、大喜、請兵於契丹、契丹遣將楊袞將萬騎、北漢主自將三萬人來、周主欲自將禦之、群臣皆諫、主曰、崇幸大喪、輕朕年少新立、此必自來、朕不可不往、以吾兵力之强、破崇如山壓卵耳、馮道力爭、惟王溥勸行、北漢主軍于高平、周前鋒擊之、北漢兵卻、主慮其遁去、趣諸軍亟進、後軍未至、衆心危懼、而主志氣益銳、合戰未幾、周右軍將樊愛能、何徽先遁、右軍潰、步軍千餘解甲降、主見軍勢危、自引親兵犯矢石督戰、宿衞將趙匡胤曰、主危如此、吾屬何得不致死、又謂禁兵將張永德曰、賊氣驕可破也、公引兵乘高西出爲左翼、我爲右翼、以擊之、國家安危在此一擧、永德從之、各將二千人進戰、匡胤身先士卒、馳犯其鋒、士卒死戰、無不一當百、北漢

に攻撃簒奪して、是れぞ安寧といふ歳は一歳もないことは前に見えた通りであつたが、末弟の希崇といふものは、どこまでも悪い奴で、既に希蕚に反を勸めて希廣を殺させ、自分は希蕚に重く用ひられながら、復たも徐威といふ者と亂を作すことを謀り、宴會の席上に於て徐威等は希蕚を縛して之を押籠め、遂に崇を立て丶君とした、本文の其下とは徐威等を指したのである、崇は更に彭師暠と云ふ者に命じ、希蕚を衡山縣に送つて此處に幽させた、處が師暠は反つて希蕚を奉じて衡山王と稱して希崇に反抗させた、徐威等も希崇の有爲の人物でないことを知つて之を殺さうと謀つたから、希崇は恐怖して密に南唐に奉表して援兵を乞ふと、南唐は之を好機として、一萬人の軍兵に邊鎬を將とし、長沙へ進入させた處が、希崇は迎降つた、鎬は南唐の詔命と稱して希崇を始め希蕚までも入朝を命じたから、いづれも餘儀なく、泣く／＼故國を去つて唐都の金陵に到著すると、各〻唐の一州に鎭將とされてしまつた、本文の所謂、馬氏の族を金陵に遷すとは卽ち此の事、是れで楚の馬殷が後は六代四十餘年で滅びた、畢竟兄弟喧嘩で義理も恥も忘れたのが其の命脈を縮めたのである、

故楚將劉言、自二朗州一攻レ潭、邊鎬走、言取二湖南一、請二命于周一、周以レ言鎭レ朗、王逵鎭レ潭、逵襲殺二言於朗一、以二周行逢一守レ朗、逵還レ潭、後又以二行逢一鎭レ潭、逵自居レ朗、

【解釋】元來當時の楚とは、潭州は長沙に治して南方の諸州を統べて武安軍と號し、朗州は卽ち武陵に治して北方の諸州を統べて武平軍と號して、一國を形成して來た、而して其の主府は長沙となつて居たものである、然るに馬希崇の希蕚に代つた少し前に、朗州の將王逵及び周行逢は希蕚の荒淫なのに呆れて亂を作し、劉言を推して武平の帥として居たから、希崇は唐に降り楚は亡びても、それは武安だけの事で、武平は關係なしであつたのである、周の廣順二年十月に、劉言は王逵及び周行逢等を遣り、朗州から潭州を攻めて長沙に向ふと、南唐の武安節度使邊鎬は臆病者で、城郭を棄て丶逃去したによつて、劉言は洞庭湖南の楚の舊領を取返し、周に上表して其の指圖を願出たから、周より言に朗州を鎭させ、以後は朗州を楚の主府に改むること丶し、王逵には潭州を鎭させて朗州に從屬することにした、然るに廣順三年六月、逵は周に上表して、言を唐に降らんとする意ありと誣告し、襲ふて言を囚へ、又潭州を主府とし度き由を願つて周の許可を得たから、周行逢に朗州を守らしめ、言を殺して長沙に戻つて來た、程なく又行逢を以て潭を鎭させて自分は朗州に移居した、實に勝手至極の所爲、其の禍を取るも久しくはあるまい、

季(文王の父)の穆也などの文句も見ゆるから、郭は虢で、虢公は周の一家なることは確實である、太祖即位の歳は辛亥で、廣順元年といひ、我が國の村上天皇の天暦元年に當る、さて廢せられて湘陰公となつた贇といふは即ち漢祖の弟なる河陽節度使劉崇の子であつた、崇は初め隱帝の殺害された事を聞いた時に兵を起して南大梁に向はんとしたが、程なく郭威等が贇を徐州から迎へて立てることにしたと聞いたから、吾が兒が帝となる以上は吾は別に何の求むることはあらうぞと喜んで云つて居た、然るに贇は廢せられ、大梁にも入られず、徐州にも還られず進退に窮して宋州に滯在する内に、其の舊將の鞏廷美等は憤慨して贇の妃董氏を奉じ兵を擧げて徐州に據つたから、周主は贇を宋州で殺してしまつた、父の劉崇大に怒り、乃ち晉陽に於て帝を稱し、漢の年號を用ひて乾祐四年といつた、いくら大きくとも河東節度使其の儘の變體だから、所有の版圖は今の山西省の北部十二州の地に過ぎない、宰相の月俸は錢百緡、節度使は三十緡であつた、其の臣下に、朕は高祖の遺業の地に墜ちたるを悲み、已むを得ずして帝號を稱したもの、、念ふに我れは何んとした天子だらう、其方達は何とした節度使だらうと云つて慨嘆したといふ、崇は無論國を漢と稱して居たのだが、史上では是を北漢と呼んで、後漢と南漢とに區別する、是の月北漢主子の承鈞を遣つて周を伐たせたが勝利を獲ぬ、そこで晉の例に倣つて援兵を遼に求ると遼主は喜んで承諾したから、二月公式を以て宰相の鄭珙を使とし書を奉じて姪と稱し、遼主からも北漢主に策命して名を旻と改めさせた、

契丹述軋、弑兀欲而自立、述律討殺述軋而代之、

【解釋】北漢、兵を遣つて周を伐つといふ事になつたから、遼主兀欲も兵を引いて之に會合しやうと諸部の酋長と評議に及ぶと、諸部は不贊成である、遼主は强ひて南行させて新州まで來ると、其の子燕王述軋は亂を作して之を弑して自立した、諸部は乃ち述軋の弟述律を奉じて述軋を攻殺し、之に代つて帝と稱した、北漢主は復た叔父を以て述律に事へたが、述律はまだ少年で遊戲好き、それに毎晩大酒を飲んで夜明まで飲通してから寢て晝時に起きる、國人は之を睡王と呼んだと云ふ、其の後、明と改名した、或は璟とも書いてある、

楚自希廣希萼以來、相攻奪無寧歲、其下又廢希萼而立希崇、南唐遣邊鎬擊楚、希崇降、南唐遷馬氏之族于金陵、楚亡、

【解釋】楚の馬氏は、希廣希萼兄弟の爭あつてより以來、互

ると、何の爲めなりしや、一散に走つて通過ぐる人があつた、其の容貌は如何にも尋常でない、柴氏は大に驚いて、何人であるかと、他の人に問へば、告げてくれた者の言には、あれは從馬軍使を勤めて居る郭雀兒であると云つた、卽ち郭威のことで其の頃、彼は項に雀兒を劄靑にして居たから斯様な綽號があつたのである、柴氏は此の人こそ我が願ふ所の人なれと、一心に之に緣付つかうとした、然かし兩親は不承知で云ふには、そなたは嘗て萬乘の帝の御身近く侍りし人なれば、節度使位の身分の人に嫁ぐは相應なるべきに、奈何して郭雀兒などに行かれやうとて、贊成しなかつたが、柴氏は餘程堅く思込んだもので決して郭雀兒以外に夫は無しとて他へ嫁ぐといふことをせぬ、兩親も其の根氣には負けたと見えて、とう／＼つてを索めて郭威が妻になり遂げた、以上は文句では柴氏の嫁入事情を說いた様だが、主意は郭威の身分は斯様に年少微賤の時から、已に高貴になるべき運命が備つて居たもので、帝位に登つたも偶然ではないといふのである、

漢祖劉知遠は晉の爲めに河東を鎭して居る頃は郭威は其の孔目官として仕へて居た、契丹の主旣に晉を滅し大軍を引いて汴に在ることなれば、中原は君を喪ひたるのみならず、根本を失ひ、奈何とも爲し兼ねたる際に、郭威は漢祖を勸めて兵を擧げしめ、遂に漢の帝業を成立せしめた大功がある、隱帝の時になつて威は專ら征伐の主任として居たが、隱帝年若の淺慮から密詔を下して威を殺さうとして成就せず、威大兵を擁して自ら冤を訴ふる爲め汴へ乘込んで來た時間もなく契丹入寇の急報に接して再び出馬して契丹の防禦に赴いたが、途中其の軍士共に擁せられ都に引返した一條は已に前に見えた通りである、時に郭威を始めとし諸大臣評議の結果、馮道が使となつて已に武寧節度使贇を徐州から迎取つて嗣君としやうとした事も前に見えた通り、然るに郭威の軍士は途中威を擁して萬歲を唱へて都に引返した意は、徒に當時の慣例でやつたばかりでもない、彼れ等の仲間同士は途中で內內評議して見ると、初め鄴都から威の自訴に從つて都に上り遂戰爭となつて隱帝は死なれた事なれば、どう考へても大罪は免れない、然るに隱帝と同じ劉氏の贇に天子となられては時節が來ると、御互一族を誅滅せらるべきは必定であると考へたからである、斯かる內情で郭威は再び都へ乘込んで來たのであるから、勢、帝にならずには居ない、乃ち漢の太后の令を借りて折角途中まで王者の儀衛で西上して來た劉贇を廢して湘陰公とし、太后朝に臨んで郭威を監國として先づ威が卽位の階段を作つて、來年正月早早漢に代つて天子となつた、自ら云ふ我が郭氏は虢叔の後胤、虢叔は周の一家だからとて國號を周と稱した、其の世次は無論詳にすることは出來ぬが、春秋に郭公といふ名が見えて、公羊傳に、虢を之れ郭と謂ふは音の轉也とあり、又虞の大夫宮之奇曰く虢仲虢叔は王

也、唐莊宗有宮人柴氏、歸其家擇姻、一日窺于門、見有疾走而過者、柴氏大驚、問何人、告者曰、從馬軍使郭雀兒也、柴氏欲嫁之、父母不肯、曰、汝帝左右人、當嫁節度使、奈何嫁此人、柴氏堅不嫁他人、竟歸威、漢祖鎭河東、威爲孔目官、契丹在汴、威勸漢祖擧兵、遂成帝業、漢隱帝時、威專主征伐、隱帝欲殺之、不克、威擁兵入汴、已而出禦契丹、軍士擁還汴、時已迎贇於徐州、乃以漢太后令、廢贇爲湘陰公、威爲監國、尋卽位、自謂周虢叔之後、國號周、贇崇子也、崇初聞隱帝遇害、欲起兵南向、及聞迎立贇、則曰、吾兒爲帝、吾復何求、贇廢死、崇乃稱帝於晉陽、所有幷、汾、忻、代、嵐、憲、隆、蔚、沁、遼、麟、石、十二州之地、謂其臣曰、顧我是何天子、汝等是何節度使邪、是爲北漢、遣子承鈞伐周、不克、遣使乞師於契丹、契丹策命北漢主、更名旻、

【字解】 擇姻、姻對を擇ぶ、說文に姻婿家也と見ゆ、從馬軍使、從馬直の軍將、從馬直の解は前の唐莊宗の條下に見えた、郭雀兒、郭威の綽名、孔目官、六曹（三公曹、尙侍曹、二千石曹、民曹、南主客曹、北主客曹なり）の案牘を掌る、十二州、幷は今闕く、汾は今の山西汾州府汾陽縣治、忻は同じく忻州治、代は同じく代州治、嵐は同じく太原府嵐縣北、憲は同じく忻州靜樂縣南、隆は未詳、但今の山西潞安府內ならん、蔚は前に見ゆ、沁は同じく沁州沁源縣治、遼は同じく遼州治、麟は今陝西楡林府神木縣北、

【解釋】 周の太祖皇帝姓は郭氏名は威といつて系統は漢人種に屬し、太原の人で父の簡は晉に仕へて順州刺史となつたことがある、後唐の莊宗の代に官女に柴氏なる者があつたが、いとまが出て實家に歸り好い姻對を見つけて緣付かうと思つて居た、或る日のこと、門內から表の通りをのぞいて居

章との三人を殺し、又孟業といふ者に內密の詔書を持參させ鄴都に往つて郭威を殺させやうとしたのみならず、先づ都に殘つて居た威及び威の監軍なる王峻の家族を悉く慘殺してしまつた、威の黨、孟業を囚へ密詔を郭威に示すと、忽ち軍中の大評議となつた、郭崇威等の諸將校は、斯かる以上は公急に入朝して自ら寃罪を訴へ、君側の小人共を除いて朝廷を淸むるより他に良策なしと勸むれば、郭威は然らばと、直樣崇威を前驅とし自ら大軍を引いて之に繼ぎ都を指して進發した、漢主は聞いて始めて悔い且つ懼れたが取返しが付かぬから、急に軍士に錢を呉れなどして之を遣つて郭威を喰止めやうとした、然るに其の兵は例の通り降參をしたり、戰はずに逃返つたりして少しも役に立たぬのみか、最後に一小戰を交えて僅百餘人の死者が出來たのに肝を潰して散亂してしまつた、時に漢主は又太后に止められたにも拘らず、軍士慰勞として城を出て往つて、城外の趙村の民家に追詰められて亂兵に弑されて僅二十歳で果てた、郭威の軍は都に入つたが威は宮城には入らずに自分は私邸に引取り、漢主の柩を西宮に遷し、矢張り天子の禮通りにあつかつた、こゝに可笑しいのは、例の通り後唐以來の馮道は此の時も漢の太師を以て百官を引伴れ郭威を出迎へた、郭威は爵位の上では馮道の下だから、此方より先づ道を拜禮すると、道は、侍中(郭威の官)此の度は誠に御苦勞とやつた、

郭威は百官と太后の宮に伺候し早く嗣君を立てんと言上して、評議の結果、武寧節度使贇を立てることに一決した、周の來歷は次の周の條に詳である、そこで馮道等を奉迎使として遣ると、間もなく契丹の兵が今の直隸順德府の方面へ入寇したといふ警報が到來した、漢廷大に驚き急に郭威を大將として之を擊たせに遣つて澶州まで來ると、軍士數千人大に譟いで黃旗を取つて威の體に著せ、一同威にすがり付いて大地も震動するばかりに萬歲を呼んだ、元來隋唐以來黃袍は天子の服と定つて士庶は著ることは出來ぬ、それで軍士は斯くして威を天子に推戴する意を表して萬歲を呼んだのだ、萬歲も我國の今日、太郞にも次郞にも向つて呼ぶか、古は天子を祝福してのみ呼んだものである、軍士共が斯樣に威を擁し再び南に引返して來て、威は遂に漢に代つて帝位に登つた、漢は僅二代それも四年で亡びた、歷代中でこんな短命な朝はない、

周

【解釋】　本文に見ゆる通り、郭威自ら周の虢叔の後裔だと云つて國號を周としたのであるが、委しく言へば、虢叔は周の分家で其の子孫を虢公と稱し、後に近音を借りて郭公と呼んだから郭氏は虢叔に出で虢叔は周から出たといふ譯で國を周號としたのである、

○周太祖皇帝姓郭氏、名威、太原人

來、六觚を一握りとする、本と歴數を計る爲めに出來た、不知縱橫、算子を縱橫する法則を知らぬから勘定が出來ない、算子を置くには縱は一橫は五として、下の通り｜一‖二|||三||||四一五丅六丌七𠔃八𠔃|九、親戚干政、縁類が政事に手出しをする、干は忓と通じて預也、裁抑、裁は制限をつけて濫に立入らせぬ意、抑は其の頭を抑付る也、禁聲、口出しをなさるなの意、積不能平、左樣な事が度重つて不平でたまらぬ、澶州、前に見えた、列黃旗被威體、天子に擁立するの意を示したのである、天子は黃色の袍を服する爲め斯くした、萬歲、天子を祝ふ詞、御代の長久を祈るのである。

【解釋】　晉主の承祐卽位以來同平章事の楊邠は庶政を總攬し、樞密使の郭威は征伐の主任となり、史弘肇は都の宿衞を典り、三司使の王章は財賦の事を掌つて來た、邠の人柄は公明で忠義で其の門に私謁なしと云はれた、弘肇が京都の取締は視察能く屆いたもので、通行人は路上で遺失物を見ても、拾ひくすねる者は無い、此の頃は契丹の大掠奪を受けて困弊を極めた後、程もない時であるが、王章は能く其の遺留した財利を見付け、之を拾收して繰廻したから、朝廷の用度も軍用も缺乏を告げない、斯樣な譯で漢の國家は粗、安泰の姿を保つて居た、然かし各、其持前によつて主張する所があるから、時には衝突を免れない、郭威が鄴都留守に選任された明日の事であつたが、大官連の會宴の席で、弘肇は武人風を發揮して、今日の天下は長槍大劍で治りが著くのだ、毛錐子の尖ではさうは行かぬ、畢竟無用なものだと、大聲で文官にあたると、王章は、若しも毛錐が無い日には國家の血脈ともいふべき財賦は、どうして仕別けが付かうと、所謂腹がへつては軍は出來ぬの意で反駁した、王章は斯く武人に楯突いたばかりでない、尤も文士を輕蔑したもので、嘗て云ふには、此の連中に一握りの算木をあづけた處が縱に置くも橫に置くも分るまい、（今の言葉で言へば算盤をつかませても二一天作の運轉も知るまい、）何んで日常の實用に立つ者かと罵つたと云ふ。

然るに漢主の近習の氣に入り者が、何時とはなしにそろ〳〵事を用ひ、太后の親戚筋の者も政事に立入つて來る樣になつたから、楊邠等はそれを見付けるたびに、やかましく制限して抑付けて居た、其の內に漢主の年も益、長じて大臣共に一一抑付けられて居るのも厭になつて來た處へ、或る日の事、楊邠は弘肇と御前に於て評議した折に、帝に向つて、陛下は御口出しは無くたゞ坐つていらつしやればそれで充分で御座ります、私共が居りますから宜しき樣に取計ひますれば御心配はありませぬと云つた、こんな事が度重つて帝は不平で溜らぬ、左右の抑付けられて怨を持つて居た者は、此處ぞと見て取り、邠と弘肇とは追追には必ず謀反するに相違なしなどと、口を交えて惡樣に申上げたから、帝も一途に其の氣になつて太后の止めるも聽かずに、乾祐三年十一月、澶と弘肇と

漢主自卽位以來、同平章事楊邠總機政、樞密使郭威主征伐、侍衞指揮使史弘肇典宿衞、三司使王章掌財賦、邠頗公忠、弘肇察京師、道不拾遺、章捃拾遺利、供饋不乏、國家相安、弘肇嘗謂、天下須用長槍大劍、安用毛錐子、章曰、若無毛錐、財賦何由取辨、章輕文人、嘗曰、此輩握算不知縱橫、何益於用、漢王左右嬖倖寖用事、親戚干政、邠等裁抑之、漢主益壯、厭爲大臣所制、楊邠嘗議事於前、曰、陛下但禁聲、有臣等在、漢主積不能平、左右因譖之、乾祐三年、殺邠、弘肇、章、遣密詔、欲殺郭威於鄴、將佐勸威入朝自訴、威引大軍至、漢主遣兵拒之、或降或不戰而還、漢主爲亂兵所弑、威白太后迎武寧節度贇、未至、聞契丹入寇、遣威將兵擊之、威至澶州、將士大譟、裂黃旗以被威體、共扶抱之、呼萬歲震地、擁威南行、遂代漢、漢二世、四年而亡、

【字解】機政、政事、機は要也會也、大切な加減をいふ、察京師、察は目の能く屆いて居ること、捃拾、前に見えた、遺利、取殘した利、供饋、供は上の費用を辨じ、饋は官吏軍隊等へ仕送りすること、國家相安、通鑑に相安を粗安に作る、是なるに似たり、毛錐子、筆をいふ、筆の首は毛を束ね、其の尖錐の如くなれば斯くいふ、子は俗語物を呼ぶに多く添える詞、册子扇子などの子と同じ、取辨、仕別けを付ける、握算、通鑑には授之握算に作る、五代史には與一把算子に作る、握と把と同義にて、握算は俗語では一把算子、卽ち一握の算木といふ名詞である、然るに本書は其の上の授之、又は與の字を刪つたから、已むを得ず握字を動詞として、算を握らすもと讀まればならぬ、意は通ずるが少し滯りがある、原本の意は僅一握りの算木をあづけても云云と謂ふのである、算子は徑一分、長さ六寸の竹で二百七十二本から出

て宋の初に至るまで小さな土地で獨立の體面を保ちつゝ、仲仲中原の人主に手古摺らせた事が頻に史上に見えるから、先づ此の太原の劉崇を記臆して置くが好い、

荊南高從誨卒、子寶融知軍府、

【解釋】乾祐元年十月、荊南節度使高從誨は卒去し、其の子寶融は軍府を管領した、其の地、湖南嶺南の間に介つて土地は狹く兵力は弱く、先代の時から諸道より中原に入貢して其の領を過ぐる者があると、貢物を掠奪した、諸道から兵を加へて其の罪を問ふと直ぐ歸伏する、從誨の代になると、唐晉遼漢が更る〳〵中國に據り、南漢閩吳蜀も皆帝を稱したから、從誨は其の下賜物を儲ける爲めに、何處の國に對しても、臣と稱して使者を遣つた、諸國は之を賤んで高無賴（高ごろつき）と呼做したと云ふ、五季の世には能くも何處にも碌な者はない、

河中李守貞反、郭威督諸軍、討克之、守貞自殺、

【解釋】乾祐元年三月漢の河中節度使李守貞は反した、守貞初め杜威と倶に大兵を以て遼太宗に降り、後ち又漢に降つた者であるが、漢祖の殂すると同時に執政は威父子を誅した、時に守貞は河中を鎭して居て之を聞き、自分も同樣であるから心中安からず思ひ、遂に自ら秦王と稱して反した、官軍は直ぐ討伐したが久しく功がない、そこで八月郭威を遣り諸將を督し三道より河中を攻圍し、來年の七月やつとの事で其外郭を陷れ、守貞は妻子と火中に投じて焚死してしまつた、

漢以郭威爲鄴都留守、

【解釋】久しく沈默して居た遼はそろ〳〵復た南侵せんとする模樣が見えるので、漢の朝廷の評議の結果乾祐三年四月に郭威を以て鄴都（前に註した）留守として河北の諸將を監督させて遼に備へた、而も威が樞密使たることは從前の通りであつた、

楚王馬希廣之兄希萼、殺希廣而自立、

【解釋】楚王馬希廣已に立つ、庶弟の希崇と云ふ者は狡黠で、長兄の希萼を樣樣につゝいて廣を怨ませたが、希廣は如何にも希萼を大事にして朗州を領させて置いた、然るに希萼は其の兵を以て希廣に反し大敗して死ぬ計りの處を又希廣にたすけられて遁去つたのに、其の後唐の兵を借り再び希廣を攻めた、希廣は使を以て其の間違を諭したが承知せず遂に長沙を陷れ、希廣を殺して自立して楚王と僞り希崇を節度副使とした、是れは漢の乾祐三年の十一月の事である、

【解釋】 六月、吳越王の錢弘佐卒去して其の弟弘倧が嗣立つた、(本文弘倧の上、弟の字を脫す)統軍使の胡進思といふ者弘倧を迎立てた功を恃んで政事に口を入れ、小癪な事を云ふから、性質剛嚴な弘倧は之を惡んで、謀議する度に屢〻其の言を挫いてやると、進思は遂に弘倧を押込めて之を廢し、其の弟の弘俶を立てた、是れは十二月中の事である、

漢主殂、在位一年、改元乾祐、子周王立、是爲隱帝、

【解釋】 乾祐元年正月、漢主疾を得て重患となり、蘇逢吉、楊邠、史弘肇、郭威を召し、嗣子周王承祐幼弱なれば萬事世話を頼むと遺言して其の日死去した、年五十四、在位は足掛け二年なれども、昨年丁未二月卽位して今年戊申正月殂したのであるから僅滿一箇年で、前年は晉の天福を承續き今年始めて乾祐と改元したばかりであつた、二月周王立つ、是れを隱帝と爲す、

○隱帝名承祐、年十八卽位、

【解釋】 帝は高祖の第二子であつた、

先是漢祖以弟崇尹太原、爲留守河東節度使、崇與郭威有隙、至是威爲樞密使侍中執政、崇爲自全之計、選募勇士、招納亡命、繕甲兵、實府庫、罷上供財賦、朝廷詔令多不稟承、

【字解】 尹、我が府知事、又は幕府時代の奉行の如き職、但し此處では動詞、亡命、駈落者、甲兵、甲冑兵器、上供、朝廷へ納める、稟承、差圖を受ける、

【解釋】 是れより先き、漢主が晉の命で河東を鎭して居た時分に其の弟の崇を以て太原尹としたが、其の後帝を稱していよ〳〵南下するといふ時になつて、崇を北京留守として河東節度使を兼ねしめた、北京とは太原のことである、漢主の河東に居た頃より、崇は郭威と權を爭つて仲が惡かつたが、隱帝の時に及んで威は樞密使となり後ち又侍中を加へられて政事を執ることになつたから、崇は地位の危險を感じて專ら自全の計をして、諸方から勇士を選んで募り、又は他所からの駈落者を招いでかくまひ置き、甲冑兵器を修繕し、府庫には錢帛兵粮を充實して、河東の財賦を朝廷へ上納することは罷めてしまつた、是れ等は皆秘密にするのではなく、太原は北方の重鎭なれば契丹の南侵に對する防備を一日もゆるがせに出來ぬといふ名義であつたのだ、斯かる遣方であるから朝廷の詔令は多くは受付けぬやうになつて來た、是れは所謂北漢の濫觴で啻に漢の一代に於けるのみならず、周を經

を入れるわけも出來ぬのであつた、其の內に杜威は大兵を以て契丹に降り、契丹は晉を滅し大梁に入り、晉主を北に徙すと聞えて知遠は途中で奪取らうと馳出たが及ばずに引還した、晉の滅びた來年の二月に知遠は帝號を晉陽に稱した、五月に遼の將、蕭翰知遠の南下するを聞き大に懼れて汴州を棄て丶北走し、六月に知遠は洛に入り遂に大梁に入つて復た汴州を東京と稱した、初め卽位の時晉を改めるは心に忍びぬと云つて矢張り晉と號し年號も建てない、然かし出帝の滅亡した開運の號を用ひるも面白からぬによつて、太祖の年號に從つて天福十二年といつて居たが、大梁に入つた時に始めて國號を漢と改め來年名をも畧と更へた、天福十二年は丁未の歳で我が村上天皇の卽位された天曆元年である、

契丹主耶律德光、歸至殺胡林而死、剖腹實鹽載去、人謂之帝羓、子兀欲立、

【字解】殺胡林、唐の則天の時に突厥を襲つて其の兵を殺した地だから斯う名けたといふ說と、又殺胡は元來殺狐と書くべきで、村民が林で狐を射て殺したことがある爲めに名けたといふ說もある、此の地は今の直隸正定府欒城縣の西北といふ、帝羓、乾肉を羓といふ、羓は邦加反、兀欲、郛約に作るを正と爲すとぞ、

【解釋】契丹の主耶律德光卽ち遼太宗は汴から北に歸る途中で疾を得て、未だ長城を越さずに殺胡林で死去した、是れは遼の會同十二年漢の天福十二年の四月の事である、そろそろ時候も暖氣になり本國にもまだ遠いから、尸體の腐敗を防ぐ爲めに、臣下は其の腹を剖き鹽を中に一杯に實て丶車で運び去つた、漢人等は之を珍奇なことに考へて帝羓卽ち帝の干物といつたと云ふ、帝の兄東丹王の子永康王兀欲自立した、遼世宗とは卽ち是れで、本書に德光の子としたのは誤である、兀欲旣に立ち天祿と改元して自ら天授皇帝と稱し、支那風が好きで多く漢人を用ひ、酒色に耽つて諸酋長を輕侮した爲め、諸部の反亂が引續き、卽位後數年間は南侵する暇がなかつた、

楚王馬希範卒、子希廣立、

【解釋】五月楚王の希範は卒去した、希範の同母弟希廣は謹順な人柄で希範に愛されて居たから臣下が議して之を立てた、然かし希廣の兄もあるのであるから、希廣の立つのは順序でない、今に禍亂が起ると云つた人もあつた、本文の子は弟の誤である、

吳越王錢弘佐卒、弘倧立、其下廢之而立弘俶、

肅然。後晉祖以二知遠一鎭二河東一。晉祖殂。遺命以二知遠一入輔レ政。晉人匿レ之。知遠由レ之怨二朝廷一。契丹連入寇。晉雖下以二知遠一爲中行營都統上。知遠不レ行。契丹滅レ晉。入二大梁一。知遠稱二帝於晉陽一。契丹去。發二太原一入レ洛。遂入レ汴。國號レ漢。後更二名暠一。

【字解】兵間、兵陣の間、形勝地、形勢勝便の地、要害の好い土地、虎口、戰國策に、譬如二虎口一、而君入レ之、則不レ知二君所一レ出と見ゆ、危險な場所をいふ、暠、古老反、

【解釋】漢高祖皇帝姓は劉氏で初の名は知遠といひ、矢張り沙陀部の出身である、武將を以て晉祖石敬瑭に兵陣の間に事へ、功勞最も多かつた、敬瑭の河東に節度たる時、唐潞王は其の勢力を恐れ移して鄆州を鎭せしめ樣とした、その時に知遠の申出したには、明公(敬瑭を呼ぶ)久しい間兵に將として士卒の敬愛心を得られたる上に、今要害好き此河東の地に根據を占め、兵士軍馬は精强無比なれば、若し擧兵の名義を明にし檄文を遠近に傳へ給はゞ、帝業の成就は容易な事なるべし、何んで潞王が一枚の制書によつて輕しく鄆州に移り自ら身を危險至極の虎口に投込む愚をなさるに及ぶべきと云へば、敬塘實にもと頷いて遂に潞王の命を拒んだから、唐よりは張敬達等を派遣して晉陽を攻めたが克てぬ、晉祖兵を擧げて南下し唐を滅して洛陽に入つた、混雜な都に勝誇つた軍兵と亂暴好きな契丹の胡兵が一緒になつて日暮に繰込み、それに唐の降參の軍士が甲冑を解いて待つて居るのである、知遠時に侍衛馬軍都指揮使で、晉祖の命を蒙り、城中の差圖を掌つて漢兵を分つて、各〻其の本營に入らせ、契丹の軍兵をば天宮寺に館らせて少しの手落ちもなく、城中はひつそりとして敢て令を犯す者はなかつた、威嚴と敏才の非常な者でなければ、到底斯樣な事は出來ない、其の後、晉祖は河東は重要の地であるから知遠に之を鎭させ、臨終の時も遺言して知遠を召して内政を輔佐させるわけであつたが、前に述べた通り、景延廣や馮道などの取計で其の事を匿して發表せずにしまつた、知遠は是れから朝廷を怨む心が出たのである、契丹が引續き入寇した折りに、晉主は知遠を行營都統としたが知遠は出掛けなかつた、斯く書けば知遠は根據を失ふことを恐れたか或は反心があつてかの樣に聞えるが、實は此の頃朝廷では動舊の相將を疎遠して桑維翰の如きは政事に參預するとは出來ず、兵事は杜威の樣な臆病者の專任になつて知遠等には少しも相談はない、此の度俄に行營都統の名義を與へたが、是れも實權を委任したのではないから、知遠の方でも力

人民より强借するより他に方法なしとて、遂に大梁の城下の士民の錢帛を無理押に取纏めた、將相の家でも何んでも全體免れることは出來ぬ、それでも不足といふ處から、使者數十人を各方面へ分遣して諸州からも取立てた、若し命に應ぜぬ者は嚴しい刑で誅戮するといふ達しで脅迫するのであるから、人民は生きた心地はしなかつた、程なく其の取纏めた錢帛は都へ到來したが、遼主の眞意は初から軍士に分配して給與する積りはなく、到來するとそれを皆本國へ運んで持歸らうとした、之を見ると晉の中外の士民はいづれも怨憤り、遼人を國外へ逐拂ふ氣になつて、盜賊各地に蜂起して、多きは數萬人、少きも千人百人と隊伍を爲して或は遼の使者を殺し或は城寨を襲ふなど、手の著け方がないやうになつて來た、遼主は、中國人の治めにくいとの斯くまで、あるとは實に豫想外であつたと人に語つたと云ふ、著者は此れ等の語を御國自滿に得意で書いたのであらうが、外夷の侵入の際には我先きに頭を下げて降伏して、一人の其の主君の爲めに命を捐てる臣下もなく、錢帛を取立てられると烈火の如くに憤怨して向ふ見ずに喰掛かるとは、實に陋劣至極な國民ではあるまいか、遼主の所謂治め難い人民に相違ない、遼主は大梁に逗留すること三箇月で、汴州を宣武軍とし、皇后の兄蕭翰を其の節度使に任じ、自分は是れから本國に歸つて氣樂に獵でもしやうと、前に捲上げた錢帛や府庫の寶貨を車に積んで契丹に發足した、是れより先き一箇月前に晉の劉知遠は皇帝の位に晉陽に卽いた、卽ち後漢である、

漢

【解釋】漢祖劉知遠は沙陀部の人で、姓を劉と稱するも固より手栫に過ぎぬ、然るに卽位後劉を姓とする處から、遂に自ら東漢の顯宗の第八子淮陽王昞の後胤だと云つて、國を漢と號したのである、

○漢高祖皇帝姓劉氏、初名知遠、沙陀人也、事晉祖敬塘於兵間、功最多、晉祖在河東、唐潞王移之鎭鄆、知遠曰、明公久將兵、得士卒心、今據形勝之地、士馬精强、若稱兵傳檄、帝業可成、奈何以一紙制書自投虎口、遂拒命、唐遣將攻之、不克、晉祖擧兵、滅唐入洛陽、知遠時爲侍衛馬軍都指揮使、分漢兵入營館契丹兵於寺、城中

大騒動となつた、晋主は宮中に火を燒起し、自ら劍を揮つて後宮の女官を驅つて先づ火中に飛入らせやうとしたのを親軍の將薛超は早まり給ふなと、それを止める最中に遼主から慰撫の書面を傳へて來たから、晋主は俄に火を滅させ、后妃と泣き〳〵臣下に命じて降參の表文を認めさせた、程なく復た遼主から手詔を以て、吾が孫、憂ふる勿れ、必ず汝に喫飯の所あらしめんと云つて來たから、少し安心はしたもの丶、張彦澤等の舊臣どもは、却て晋主につらく當つて飯もろくに與へない、彦澤は又桑維翰を殺し遼主へは自殺と屆けた、景延廣も此の際捕はれて、遼主から、十萬の磨劍を横ふる勇士は何處に居るかと詰問され、明年正月護送の途中自殺して果てた、延廣の淺墓な考から釁をつ丶いて蛇を出し、遂に國家を滅亡させたのであるから、其の死は勿論の事であるが、維翰は深く國家を憂へ延廣の議に反對し忠言用ひられずして彦澤の毒手に斃れたのは實に憐むべしと言はれて居る、然かし最初晋祖に勸めて契丹を內地に引入れ、既に大本を誤つて禍源を搆へたのは維翰であれば、是れは當然の天罰で、外夷に媚び其の援助で國を立て得らる丶と考ふる小人共の好い見せしめである、來年正月早早遼主は晋主を負義侯といふいやな名稱をつけて、其の家族從者百餘人を三百騎の兵士に護送させて、遠く之を其の國の黃龍府に徙した、黃龍府といふは今の滿洲奉天府開原縣である、後ち又今の錦州地方に遷し、僅な田地を給して耕作して自食させた、是れが所謂、喫飯の所を與へたのであらう、晋主の在位は五箇年で、內二年は前の天福の年號を用ひ、後三年は開運である、晋は高祖から是の出帝まで僅に二代、十二年で亡びた、

開運三年の明年は遼の會同十二年で、其の正月遼主は大梁に入城式を行つた、晋の文武百官は一切從來通りで變動はない、百官は先づ城北に於て遙に晋主に別れを告げ、然る後ち素服して路側に伏して遼主を迎へた、實に奇怪な禮式ではないか、例の馮道なども程なく入朝して太傅と爲つたといふ、遼主は大量で晋主を殺さず、百官をば故通りにはしたものの、根は北方の胡族だから、入城すると直ぐ四方八方へ出掛けて分捕を始めた、彼れ等の通用語で之を打草穀といふ、即ち馬草取り兵粮取りといふ意である、此の爲め內地の丁年壯年の盛りの者は、彼れ等の鋒に刺され刃に斬られて斃れ、老者幼者は溝の中谷の底に蹴落され委棄されて餓死するも顧みられぬ、斯かる慘狀は大梁洛陽の東西京（長安と洛陽にあらず）の附近から、延いて鄭、滑、曹、濮等の諸州まで及んで縱横數百里間財貨布帛は殆んど盡果てた、それにも飽足らず、遼主は判三司の劉昫に、我が遼兵は遙々遠國より出張した慰勞として、手厚き賞賜は無くては叶はぬ、早速用意に及べと申達した、然るに晋の府庫は當時全く空明きで錢一文、布一尺も殘つては居らぬ、劉昫は已むを得ず右の實狀を申立て丶

の報告は表文式を用ひずに隣國間通用の書といふ體裁で主上の名義も孫と稱して臣と稱するに及ばぬと主張した、李崧は今俄に左樣な事をすると、他日主上が躬に甲冑を著けて戰場に臨まるゝやうな難儀が必ず出來すると云つて反對をした、上座の馮道は其の間に立つて双方に好いやうな事を言ふばかりで少しも確な意見を吐かぬ、帝は遂に延廣の議を採用して其の通りの書式で契丹へ報告すると遼主は大に怒つて使を以て晉を責めたが、延廣は無禮な言ではねつけたのみならず、九月になると遼の囘圖使として大梁の官宅に居た喬榮を囚へ、而して交易の爲め晉の國境内に居た契丹人を皆殺した、晉の諸大臣はそれでは餘り酷過ぎると申出したから、已むを得ず喬榮を釋して歸國を命じた、榮、暇乞の爲め、延廣に謁すると、延廣は大言して、歸つたらお前の主人に斯く傳へよ、成程、我が先帝は汝が北朝に立てられたのであるから、北朝に對して臣と稱して表を奉呈せられた譯だが、今上皇帝に於かせられては、中國の立てたる主君で、毫も北朝のお世話は蒙らぬ、然らば以來國は隣國同等の禮により、主上は先帝のお前の主に子の禮を取られた緣故もあれば、孫と稱される位で充分であらう、それで祖父さんが腹が立つなら、戰爭しに御出なさい、孫の方には劍を磨きすました十萬人の勇士劇卒が御待受け申すと、斯く傳へて呉れと云つた、桑維翰は度度謙退の辭で遼に謝罪した方が好いといふ意見であつたが、

いつも延廣に隔てられて晉主の耳へ達することが出來なかつた、是に於て遼主はいよ〳〵怒り、晉の開運元年正月に先鋒趙延壽等に入寇させ進んで貝州を陷れ、二月には河を渡る、晉主自ら將として澶州(今の直隸大名府清豐縣西南)に至り、李守貞等の諸將を遣り、道を分つて遼兵を擊破り、數千人を溺死させ又數千人を捕虜にした爲め、遼軍一旦は敗走したが、三月になると遼主自ら十餘萬の大軍で再び南進して澶州の北に陣し晉と戰つたが利あらずして引還す、是の役晉主又自ら將として對陣し、四月に大梁に歸つた、閏十二月、遼の趙延壽等復た大擧して南進し開運二年正月、相州まで到著したが、晉の諸將の奮戰によつて引還す、晉主報を聞いて自ら將とし之を追つた、勢に乘じて幽州を攻取る積りであつたのである、三月、遼、兵を引戻して南下したが、苻彦卿が必死の奮戰で之を破つた、晉主はもう再度大勝を得て契丹は左程畏ろしい者ではないと思つて居ると、三年の冬、遼主復た大擧して入寇した、晉の軍包圍せられ、總將の杜威は臆病者で遂に全軍を舉げて遼に降つた、遼主は大梁の空虚な事を知つて、降將張彦澤を將とし二千騎を遣り、疾風の勢で南進させて夜中に白馬津を渡つた、それとも知らずに晉主は李崧等を召して軍事を相談し、晉陽に居る劉知遠に都に入援するやう詔命を傳へた、遠水近火を救はずとは此れ等の事であらう、明日になると敵の二千騎封邱門を押破つて都に飛込み、都は忽ち

又自將追之、契丹旋兵南下、晉人擊之、契丹又敗走、晉主既再勝、意契丹不足畏、契丹主大擧入寇、晉將杜威降、契丹遣兵入汴、執晉主以歸其國、在位五年、改元者一、曰開運、晉自高祖至是再世、一十二年而亡、契丹主入大梁、胡騎四出剽掠、謂之打草穀、丁壯斃鋒刄、老弱委溝壑、自東西兩畿及鄭滑曹濮、數百里間、財帛殆盡、契丹主謂判三司劉昫曰、契丹兵應有優賜、遂括都城士民錢帛、遣使者數十人、括於諸州、皆迫以嚴誅、人不聊生、括至初無頒給、皆欲輦歸、中外怨憤、皆思逐之、所在盜起、契丹主曰、我不知中國難治如此、居汴三月而還、晉劉知遠先一月即位於晉陽、

【字解】主議、評議の頭となる、告哀、先帝の崩殂の報をする、回圖使、荀子の儒效篇に、圖回天下於掌上とある註に、圖規畫也、回轉移也と見ゆ、回圖は之と顚倒して居るが其の意味を取つて貿易事務を管理する官名としたのである、梁の太祖始めて回圖務を置いたが、後ち契丹にても喬榮を以て回圖使として其の邸を大梁に置いた、而主、而はなんぢと訓じ、おまへといふ程の語、北朝、遼を指す、爲隣、隣國として同等の禮で交際する、爲孫、高祖遼主に父事したから孫といふ、翁、お祖父さま、孫から呼ぶ、横磨劍、磨ぎすました劍を横ふる（佩ぶ）勇士、遜辭、謙遜つた口上、四出剽掠、勝手に四方に出て刼奪する、打草穀、打は俗語で打魚などの打と同じ、捕ふとか取るとかいふ意、三字で草（秣）穀（兵粮）を取るといふことで契丹の敵地から分捕する時の慣用語、丁壯、丁年壯年者、委溝壑、委は委棄也、うつちやる、壑は深い谷、鄭滑曹濮、鄭は河南開封府内今同じ、滑は今の河南衛輝府滑縣東、曹は山東曹州府内、濮は今同じ亦曹州府内、判三司、官名、鹽鐵、度支、戸部の三司の政務を判決するを掌る、

【解釋】初め晉の高祖の契丹に事へ方は子として臣と稱して實に謹んだもので、精精彼れの機嫌を取ることに務めて居た、然るに此の度重貴の即位となつて、大臣會議の上代替りだから、新に又臣を稱して高祖の崩殂を報せやうとすると、景延廣は定策の功臣といふ處で大層幅を議席に利かして、其

主璟の立つた月である、晟は立つたが、亦亂暴者で却て自ら兄弟共を殺して了つた、

閩朱文進弑其主王曦而自立、殷主延政遣兵討之、閩人殺文進傳首於殷、殷改國號曰閩、唐人攻拔建州、延政出降、閩亡、唐攻福州不克、後吳越遣兵取之、

【字解】建州、今の福建建寧府建安縣治、福州、卽ち閩、今同じ、閩の國都、

【解釋】晉の開運元年三月、閩の朱文進は其の主王曦を弑して自立した、是れは前に述べた通り、文進は曦を奉じて閩主昶を弑して曦を卽位させたのであつたが、曦は又文進等の異心あるかを疑つて時時いやみを云ふ處へ、曦の后李氏といふは酒癖の惡い嫉妬の深ひ女で、曦を弑して自分の生んだ子を立てやうとして、遂に文進を激して曦を弑させた、然るに文進は后の子を立てる處か、自ら立つて帝となり、王氏の一門五十餘人をも殺して了つた、十一月、曦の弟、殷王延政は戰艦千艘を遣り之を討たせて未だ到著せぬ内に、閩の將林仁翰等文進を弑して首を殷に送傳へた、殷は此處で國號を改めて復た閩と稱した、然かし南唐の兵は此の頃頻に南下して建州に攻寄せて來たから、延政は迚も閩に歸ることが出來ずに拒いで居たが、力遂に屈し城拔かれて降伏した、是れは開運二年の秋であつた、閩は王審知が福建に據つてから、是まで七代に傳へて六十年で亡びた、南唐の兵進んで閩の本據なる福州城を攻めたが克てぬ、其の後吳越から兵を遣つて之を取つたといふ、

初晉高祖事契丹甚謹、至少主卽位、景延廣主議、告哀不復稱臣、契丹大怒、延廣又囚其回圖使、已而遣歸、大言曰、歸語而主、先帝爲北朝所立、故稱臣奉表、今上乃中國所立、爲隣稱孫足矣、翁怒則來戰、孫有十萬橫磨劍相待、桑維翰屢請遜辭以謝契丹、毎爲延廣所沮、於是契丹入寇渡河、晉王自將、及遣李守貞等分道擊之、契丹敗走、契丹再至相州引還、晉主

遂立重貴、延廣用事、

【字解】 長君、歳の長じた主君、長は去聲、

【解釋】 出帝名は重貴といつて、高祖の兄敬儒の子で高祖の養子である、高祖は六人の子があつたが、頭から五人は皆早く死んで一番末の重睿だけ殘つて居た、高祖の臨終の少し前方に、重睿に申付け宰相馮道を師父と崇めて拜させ、又宦者に重睿を抱擧げて馮道の懷中に置かせた、それは、どうぞ宰相の力で此の幼子を輔けて立て與れと賴む意であつたのだ、此の馮道といふは前にも見えた通り、唐の閔帝の宰相として潞王が反して洛に乘込むときは百官を率ゐて出迎ひ、潞王の宰相として晉祖が反して洛に乘込むときは復た百官を率ゐて出迎ひした男であるのに、高祖は何にを感心したのか、ひどく氣に入つて矢張り宰相とし、死際に又其の力で幼子を輔立して貰はうとした、實に猿に子守を賴んだやうな譯である、高祖殂すると景延廣といふ者が申出したには、國家の斯く難儀な事の澤山ある場合に幼主を戴くことは不得策である、年長の君を立つるに若くはないと云ふ、宰相馮道それも尤もだと、先帝の依託などはもう忘れて了つて遂に重貴を位に卽かせた、すると延廣は君を立てたことを鼻にかけて政府を獨りで切つて廻し、馮道などは尤も〳〵で相位に坐つて居るばかりだ、初め高祖が重病になつた時、劉知遠を晉陽から呼寄せて政事を輔佐させよとの命があつたのであるが、重貴は之をやめにして了つた、知遠は之を聞いて始めて朝廷を怨んだ、是れも內實は延廣のやつた仕事であらう、重貴が立つたが、矢張り姑く前の天福の年號を用ひて居た、

南唐主李昪殂、子璟立、

【解釋】 晉の天福八年、卽ち出帝の元年二月、南唐の主昪殂し三月子の璟立つ、其の人柄は謙退で政事にも熱心であつた、然かし陳覺等の五人の小人が相ひ結んで兎角邪惡を働く、唐人は之を五鬼と呼んだ、

閩王之弟王延政、據建州稱殷帝、

【解釋】 閩王曦の弟延政は建州の刺史であつたが、曦と互に相ひ惡み、攻擊絕えず、其の後和睦はしたもの丶、惡み合ふこと愈〻甚しく、遂に建州に據り殷帝と稱し、對等になつて爭つた、

南漢主劉玢之弟弘熙、弑玢而自立、更名晟、

【解釋】 南漢の主劉玢も驕奢で、親の喪中でも少しも謹愼の樣子はない、左右の臣が其の意に副はぬことがあると詰度殺される、玢又諸兄弟を忌んで兄弟も安心が出來ぬ、そこで弟の晉王弘熙は玢の大醉したのに乘じ力士に之を拉いで殺させて、自ら代つて立ち、晟と改名した、是れは矢張り前の唐

強ひ大醉させて其の過失を捜すなど、隨分奇妙な事をしたものだ、是の爲め從弟の繼勳が斬罪に處せられた樣な事が出來て親族間さへ危險至極の思ひをなし、叔父の延義はわざと氣違ひめいた事をして禍を避けやうとすると、却て其の屋敷に押籠められた、時に親軍の將士も怨を懷いて居たから、其の將朱文進等遂に延義を迎取り、兵を擧げて昶を縊殺した、そこで延義は自ら閩國王と稱し曦と改名し、間道から奉表して晉に對して藩と稱した、是れは天福四年七月の事である、

吳越王錢元瓘卒、子弘佐嗣、

【解釋】　晉の天福六年八月に吳越王の錢元瓘は卒去し、其の子の弘佐嗣立つ、弘佐は書を好み士を禮し、政務に勤勉し、聰明で人欺く能はず、而して其の國は豐富で十年の貯蓄があつたといふ、吳越は代代明主、隣國の閩は代代暴君、ひどく相ひ反して居る、

南漢主龔、又更名䶮、尋殂、子玢立、

【字解】　䶮、此の字は龔が自作なれば字典にない、讀んで儼の如しといふ、玢、音彬、

【解釋】　晉の天福七年四月に南漢主の劉龔は殂した、此の龔は驕傲で常に中原の天子を洛州刺史と呼んで居た、又奢侈といひ殘忍といひ、實に桀紂以上の事をした、刑罰には、切分け、削り、炙り、烹、蒸しなどの類から、水獄と云つて毒蛇を池に聚め置いて罪人を其の中に投込むのであつた、龔の病氣の時に、胡種の僧が來て、龔といふ名が障りで病氣をするのだと云つた爲め、龔は自分で䶮といふ字を拵へて改名した、周易の飛龍在天といふ句から考出したといふ、本書の註は誤である、此の䶮は初名は巖で改名は三度故、本文に又といつたのだ、䶮が死んで長男の玢が立つたが、是れも驕恣な男であつた、

晉主在位不七歲殂、改元者一、曰天福、齊王立、是爲出帝、

【解釋】　晉主敬塘は支那人の中では勇者でもあつたらうが、遼に對しては大腰拔けで、少しでも小言をいはれると青くなる、末年遼主から、其方はどうして勝手に吐谷渾を手懷ける樣なことをしたのかと、使者を以て詰問されると、非常に恐入つて遂病氣となり、七年の六月五十一歲で死去したが在位は七年に滿たぬ、改元は天福の一度だけで、次に齊王重貴立つ、是れを出帝と爲す、

○出帝名重貴、高祖兄子也、高祖臨終、命幼子重睿拜宰相馮道、欲其輔立、景延廣議以國家多難、宜立長君、

其子輔呉政、廣金陵城、呉加知誥大元帥、封齊王、備殊禮、至是遂受呉禪、知誥本徐州李氏子也、自謂唐後、國號唐、尋復姓李、更名昪、是爲南唐、

【字解】　奉呉主溥、奉は猶ほ尊んでと曰ふがごとし、致繁富、繁昌を來たす、府舍、役所、金陵城、卽ち昇州の治所、後の所謂南京、昔し楚の威王其の他に王氣があると聞き、恐れて之を鎭めんために黃金を埋めた故金陵と曰ふと云ひ傳ふ、殊禮、特殊なる禮遇、劍履上殿とか入朝不趨とかいふ類、昪、皮變反、

【解釋】　晉の天福二年十月、呉の權臣徐知誥は帝と稱し、呉主の溥を尊奉して高尚思玄弘古讓皇と稱した、當時の禪代は多くは前の主君を虐待し、後には之を弑し子孫までも絕やすといふ遣方であつたが、知誥のは形式ながらも之を尊奉し、又實際之を丹陽宮中に置いて粗末にはせず、舊太子の妃は自分の女で、臣下は離緣を知誥に勸めても聽かずに舊の通りにして置いたなど、當時では珍しい事だから、奉呉主溥爲讓皇の一句なかるべからずである、前にも述べた通り、初め知誥の養父徐溫は知誥に命じて昇州に治所を置いて支配させたが、其處は有名な船著で、長江筋の形勝を占めて居るから、次第に繁昌を來たし、市街官舍いづれも盛んなものであつた、そこで徐溫は自ら徙つてこゝに居り、自分の代りに知誥に當時の呉都廣陵に入つて呉主の政事を輔けさせた、溫が卒去すると、知誥は中書令の官位を以て昇州を鎭し、矢張養父の時の例に傚つて其の子を留めて呉主を輔けさせ、而して大に金陵城を修築して其の規模を廣くした、今年の正月に呉主は知誥に大元帥の號を加へ齊王に封じ、特殊の禮遇を備へたが、是れが卽ち禪讓の下地で、是に至つて知誥は遂に禪を受けた次第である、呉の祖、楊行密の僭號は梁の太祖の開平元年で爾來四代に傳へて三十七年で亡びた、さて徐知誥の身元をいふと、本と徐州の李氏の子で、初めは楊行密の養子で愛されて居たが、行密の子供共がそれを嫉んで困るから、行密は徐溫に呉れられたのである、知誥自ら言ふのには、唐の憲宗の子建王恪は超を生み、超は志を生み、志は徐州判司となつて榮を生む、榮は吾が父なりと、故に國を唐と號し、程なく姓も李に復し、名を昪と改めた、史上是れを南唐と呼んで朱邪氏の唐に分ける、

契丹改國號大遼、

【解釋】　是の歲契丹は國號を大遼、年號を會同と改め、公卿百官の組織名稱も皆支那風に倣ひ、多く支那人を登用した、

閩王曦弑其主昶而自立、

【解釋】　閩王の昶は荒淫で屢、長夜の宴をして酒を群臣に

るであらうと、遂知遠の言を用ひずに維翰の案文通りに契丹へ申込むと、契丹では大喜で早速承諾した、是れは七月中の事である、八月になると唐の張敬達は長圍を築いて晉陽を攻めたが、風雨勝ちで思のまゝに戰が出來ぬ、その內に九月になつて契丹の主德光卽ち後ちでいふ遼の太宗は五萬騎に將とし、代州の陽武谷から乘込んで晉陽に來援し、敬塘の軍と大に唐軍を破つて一萬人を殺した、唐主も已むを得ず親征を宣言して僅河陽まで出陣さしたもの丶、昔の勇氣に似ず、それより以北へは進發の樣子もなく、只酒を飮んで暮して居るばかり、十一月になると契丹の主は敬塘に向つて、吾れ三千里の遠路をわざ／＼汝を援ける爲めに來たのであるから成功は大丈夫であるぞよ、吾れ其方の器量容貌を觀るに、ほんに中國の主になるに恥ぢぬ者と思ふによつて、汝を立て丶天子とすると曰つて、自ら衣冠を脫いで之に授け、壇を築いて大晉皇帝の位に卽かせた、卽ち君の臣に令し、父の子に命ずる式にやつたのである、斯くせられては敬塘も御禮の實を表せねばならぬ、そこで盧龍一道幽より蔚までの十二州と雁門關以北の雲應寰朔四州と總て本文に見えた十六州を契丹に讓與した、是れで晉の唐に勝つ基が立つて石敬塘が當時に取つては、さぞ目出度い事であつたらうが、果して劉知遠の言つた通り、長城內の此の十六州は此の後四百三十餘年間、漢人の支配を離れて回復しかねたのみならず、是れが北胡侵人の緒となつて、其の患害の甚しかつたことは後の代代に見える通りである、國家の患は割地より大な者はない、國民たる者は深く此處に鑑みて、私の爭や怨や一朝の苦逃れの爲に、浮かと石晉の轍を蹈んではならぬ、契丹主高謨翰を先鋒とし晉主を引伴れて南を指して攻下り、途中大に唐兵を破つて潞州まで殺到した、契丹の主は晉主に向つて、我れ是れ以上南下せば、河南の地方は大に驚いて却つて汝が爲めに宜しかるまじ、一先づ北に引還して汝が吉報を待たんと云つて分れて還り、晉主獨り漢兵を率ひて南進すると、唐の將校はいづれも降伏の狀を飛ばして之を迎ふ有樣で、一人の主君の爲めに奮戰する者も無い、唐主も力なく洛陽に引上げ、落膽の餘り、前に述べた通りの慘死を遂げたのである、晉主は洛陽に入つて當分此に都したが、來月の四月汴卽ち大梁に遷り、其の來年十月汴を東京開封府と號した、晉主卽位の歲は丙申で天福と建元した、卽ち唐潞王の淸泰三年と同年で、我が朱雀天皇の承平六年に當り、平將門の反する三年前の事である、

呉徐知誥稱帝、奉呉主溥爲讓皇、初徐温命知誥治昇州、致繁富、城市府舍甚盛、温自徙居之、知誥入廣陵輔呉政、温卒、知誥以中書令鎭昇、而留

め從珂卽ち潞王といづれも勇力を以て善く闘ひ、明宗に事へて双方手柄を立て、表には見せないが、互に功を競ふ處から心中には忌んで居たのである、潞王の帝號を稱した時、敬瑭は已むを得ず洛陽に朝した、すると鳳翔以來潞王に隨從の將佐は素より彼れを危險人物として居るから、いづれも彼れを河東に歸さぬやう帝に勸めた、然るに敬瑭は一言も自分の方から歸るといふ事を言はぬ、それに久病の爲め、此の頃ひどく瘦衰へて骨ばかりといふ程の姿で居たから、唐主は最早謀反などする氣力はない、左程用心するにも及ばぬ者と視て、將佐の言に意を留めぬ、それで敬瑭は來月無難に太原に歸るを得た、唐の淸泰三年の正月都に上つた敬瑭の夫人晉國公主は千春節（唐主の誕生日）に祝を申上げ、且つ暇乞をすると、唐主は醉つて居て公主に向つて、何んでまあ且らく逗留せずに左樣に急いで歸るのか、石郞と一緒に謀反でもする積か知らんと厭味を云つた、敬瑭之を聞いて益、懼を懷き、先づ洛陽始め諸道に置いた私有の貨錢を盡く手許に取收めたから、人人もだんだん彼れの志を疑ふやうになつた、唐の學士李崧は御史の呂琦と謀つたには、河東若し反する時には、必ず契丹に結んで其の援助を乞ふに違ひなし、然らば此方に逃込める策喇卜を彼れに歸し、歲に十餘萬緡を贈ることにして先づ和親し置けば、河東は如何に兵を起すも能く爲すことなからんと、二人密に之を唐主に申すと、唐主は一度は奇策であると悅んだが、忽ち又薛文遇といふ者の議に迷つて、二人の言を用ひぬのみか、ひどく之を叱付けた、此の頃、敬瑭は唐主の意を探らんと幾度となく上表して、河東は重鎭なれば病身にて任務にたへず何卒他鎭に移し給へと願つて見た、唐主は之を聽屆け、鄆州卽ち天平軍に移すことにした、李崧呂琦等は力めて諫めたが、薛文遇は又云ふ、移すも移さぬも早晩反する者なれば彼れに先んじて圖るに若くはなしと、唐主遂に其の言に從つて命を敬瑭に下すと、敬瑭は之を拒んで奉じない、唐主は敬瑭の官爵を奪つて、張敬達楊光遠等に命じて兵を繰出して之を討せた、敬瑭は果して呂琦の考へた通り契丹に加勢を賴んだ、桑維翰は彼れの爲め上表文の草案を起した、其の文は、以後敬瑭は契丹に對して臣と稱し、且つ契丹の主に事ふる禮は子の父に對する禮に從ふ事とし、又此の度擧兵の事首尾好く成就せば、報酬として盧龍一道及び雁門關以北の諸州を割讓する等の條件で加勢を請ふのである、然るに劉知遠の考では、此條件は餘り過分である、只手厚く金銀布帛さへ賂ふならば、充分彼れの援兵を來さすに足りる、何にもどこまでも土地田畑の割讓を許さなければならぬ筈はあるまい、斯くすると異種族を引入れて此の後大に內地の患害を爲すに相違なし、其の時如何程後悔したとて追付かぬと、大不贊成を表した、然かし敬瑭の心は目前の急を脫れることに專らで、唐主に勝ちさへすれば後の事は追つて好い考もあ

帝、敬塘自河東來朝、將佐皆勸留之、時久病骨立、唐主不以爲虞、遂得歸鎭、公主在洛陽、辭歸、唐主醉曰、何不且留遽歸、欲與石郎反邪、敬塘聞之益懼、尋命移鎭鄆州、敬塘拒命、唐主發兵討之、桑維翰爲敬塘草表、稱臣於契丹、事以父禮、約事捷割地、劉知遠以爲太過、厚賂金帛、足致其兵、不必許以土田、恐異日大爲中國之患、敬塘不聽、表至、契丹主大喜、將騎五萬而來、與唐兵戰於晉陽、大敗之、契丹主立敬塘爲帝、國號晉、割幽、薊、瀛、莫、涿、檀、順、新、嬀、儒、武、雲、應、寰、朔、蔚、十六州與之、契丹以晉主南下、又破唐兵至潞州、契丹北還、晉主引而南、唐將校皆飛狀以迎、唐主殂、晉主入都洛、已而遷汴、

【字解】 骨立、體瘠せて骨が高くなる、且、姑且也、しばらく、石郎、婦は夫を郎と呼ぶ、唐主は公主と語る故に亦郎を以て稱すと解する者あるは非である、契丹の主も敬塘を石郎と呼べるとあり、吳人の周瑜を周郎と呼べるやうに當時の人石郎と稱せるなるべし、不以爲虞、心配するに及ばぬとする、虞は防也、事捷、事が思ふやうに成就せば、太過、太は、はなはだと訓ず餘りの意、異日、他日、此の後、十六州、前に度度見えた者もあるが大概を言へば、幽は今の順天府內、薊は今同じ、瀛は河間府內、莫も同じ、涿は今同じ、檀は順天府密雲縣治、順は順天府順義縣治、新は宣化府保安州治、嬀は宣化府懷來縣治、儒は宣化府延慶州、武は宣化縣治、以上直隸、雲は大同縣治、應は大同府內、寰は朔平府內、朔は今同じ、以上山西、蔚今同じ直隸に屬す、遷汴、遷或は還に作るは非である、

【解釋】 晉の高祖皇帝は姓は石氏、名は敬塘といつて、矢張沙陀の胡人で其の先は朱邪氏に從つて內地に入つて居たのであるから、姓は石氏などゝいつても漢人ではない、敬塘は既に帝と稱してから、春秋時代に見えた衛の大夫石碏は吾が先祖だなど、云つたが固より揣事に過ぎない、彼れは唐の明宗の壻で帝の女魏國公主（後ち晉國公主と改む）に配した、初

るに李倣は權を專にして何とも手の著け方もないによつて繼鵬は之を殺して了つた、此の繼鵬も矢張り父に倣つて父の婢妾を妃に立てた、閩主璘の殺されたのは是歲十月の事である、

唐主初與河東節度使石敬塘素不相悅、唐主立、敬塘不得已入朝、尋歸鎭、陰爲自全之計、唐主移之、遂反、求援於契丹、契丹敗唐兵、立敬塘爲晉帝、引兵向洛陽、唐主自焚死、在位不三年、改元者一、曰清泰、唐自莊宗至是四主、凡十四年、

【解釋】　此の一節は次の晉の太祖が即位の條に詳であるから、殆んど解釋を要せぬ位である、唐主は初め河東節度使石敬塘と常々心中に互に面白がらなかつた、唐主は洛に入つて立つて帝を稱すると、衛州まで來た敬塘は引返すも體裁悪るく已むことを得ずに入朝したが、程なく其の鎭河東に歸り、内内で誅殺を免れる計策を講じて居ると、唐主は果して他鎭に移さうとした、敬塘遂に反し、援兵を契丹に求めると契丹の軍は唐兵を敗り、敬塘を支那に立てゝ晉帝とし、兵を引いて進んで洛陽に向つて來た、矢張帝が以前反して洛陽に乘込んで來た時の樣に、唐の將士は少しも用を爲さぬばかりでなく我れ先に敵軍を迎えて降伏した、唐主今は爲すべき策も盡きはてゝ、曹太后(明宗の后)劉皇后及び皇子重美等と傳國の寶を携へて玄武樓に登り、自ら火を掛けて焚死して了つた、年は五十一歲、帝は閔帝の應順元年四月に即位して清泰と改元し三年十一月に死んだのであるから、在位は滿三年に四箇月足らずに閔帝と同じ運命で斃れた、後唐は莊宗の同光元年から此の潞王の清泰三年まで四代の君主を經たが實は三姓を更へた、而して其の年數は僅に十四年である、

晉

【解釋】　石敬塘は河東節度使より兵を擧げて興る、河東は古の晉の地、而して其の治所太原は即ち晉陽なるが故に、敬塘が臣を稱して事へた契丹の主德光は、敬塘を中原の主に立てゝ、國號を晉と命名した、史家は後晉又は石晉と呼ぶ、

○晉高祖皇帝姓石氏、名敬塘、沙陀人、唐明宗之壻也、初與從珂皆勇力善鬪、事明宗皆有功、内相忌、從珂稱

くときは社稷を傾けんも測りがたし、就ては某此度入朝して是れ等の悪物共を除き、主君の側に於ける穢を清めん希望なれども、一人の力にては覺束なければ、諸君の武威に依頼せざるを得ずといふ樣な意であつた、初の程は諸鎭同意者少きのみか、六節度使は合同して鳳翔にまで押寄せて來たが、從珂が城樓上に立つての悲痛なる演說に士卒心を動して、急に從珂に味方して自ら其の將に反抗して城内に入り、其の餘は皆潰走して了つた、そこで潞王は堂堂と大軍を引いて長安に入り、長安から陝州に著いた、此の間に洛陽から討伐に出す軍隊は一戰もせずに、いづれも潞王に降參して了ふ、朱弘昭は井に飛込んで死に、馮贇は人に殺されるといふ有樣で、閔帝今は爲すべきやうもなく僅に五十騎で洛陽を出奔し、衞州(河南衞輝府汲縣治)の東數里の處で石敬瑭の入朝するのに出遇つて、地獄で佛を見た積りで事を賴むと、案外にも敬瑭の部將劉知遠に近臣及五十騎の兵士は悉く殺され、閔帝一人は州の刺史王弘贄の役所内に置去りにされて了つた、此の頃、潞王は既に洛陽に乘込んで來ると、宰相馮道等の百官は例によつて一列を爲して出迎をし、明日は太后の令を以て出奔中の帝を廢して鄂王とし、又其の明日は潞王を帝位に卽かせた、潞王はそこで衞州刺史の子巒といふ者が都に居たから、それに申付けて衞州で鄂王卽ち閔帝を毒殺させた、時に閔帝はなか／＼毒を飲まないから、巒は之を縊殺したと云ふ、閔帝とは後晉の太祖卽ち石敬瑭から諡したのである、潞王卽位して清泰と改元した、

蜀主孟知祥殂、子昶立、

【字解】昶、丑兩反、

【解釋】唐の清泰元年七月に後蜀の主孟知祥殂し其の子の昶嗣ぐ、司空趙季良之を輔けて能く驕傲な武將共を制御した、

夏州李彝超卒、兄彝殷代之、

【解釋】李彝超と唐の關係は明宗の條に述べた、其の卒去は清泰二年の二月である、

閩人殺其主璘而立其子繼鵬、更名昶、

【解釋】閩主璘は不埒な人で父の婢妾陳氏を皇后としたが、陳氏も淫亂で國人は皆惡んで居た、其の寵愛を受けて居る李可殷といふ者は常常皇城使の李倣を惡樣に閩主に言ひ、又陳氏の一族の某は福王繼鵬に無禮であつた、既にして李倣は可殷を暗殺したから、蜀主は倣の所爲と覺り之を詰責すると、倣は兵士を率ゐて宮中に亂入して蜀主を刺殺し、遂に又繼鵬と陳氏及び其の親族を誅して繼鵬を帝位に卽かせた、然

の條下に委しく述ぶることにしやう、閔帝在位中應順と改元はしたが、年號の用は殆んどなかつた位だ、帝は明宗の長興四年二月に卽位し來年正月に改元して三月に出奔したのだから在位は實に四箇月に滿たぬ、餘りはかない皇帝である、次に潞王從珂は立つたが是れも一夕の夢を見たのに過ぎない、

○潞王名從珂、本姓王氏、明宗之養子也、少從明宗征伐、有功名、得衆心、用事者忌之、從珂鎭鳳翔、閔帝命移鎭河東、將佐以爲離鎭必無全理、乃移檄鄰道、起兵入淸帝側、從珂至陝、諸軍皆迎降、至洛、宰相馮道等、百官班迎、遂卽位、遣人鴆殺閔帝於衛州、

【字解】無全理、生命を全うし得らるゝ道理がない、鄰道、鄰接せる藩鎭、淸帝側、天子の側に附いて居る奸臣を除く、百官班迎、班は位班也、百官は其の官位の順序に列んで出迎をする、

【解釋】潞王は石敬塘に滅されて謚がない、故に閔帝時代の封爵で此處に揭載したのであるが、他の史上には後唐の廢帝とも記してある、王名は從珂といつて、其の母の魏氏は以前鎭州平山の王氏に嫁入して從珂を生んだ、故に本姓は王氏である、李嗣源の晉王克用に從つて河北に戰つた頃に魏氏を得て妾とした爲め、從珂も嗣源の養子となつたのである、年少くして嗣源の劉守光を伐つ頃から從軍して、それ以來勇健を以て各地の戰爭に功名を顯し、衆人の望を得て勢力があつたから、同じく明宗の養子であつた石敬塘といづれも閔帝の時の執政なる朱弘昭と馮贇の二人に忌まれた、閔帝は溫柔な人で親族の情誼に厚く、從珂との關係も別段事のあつたのでは無かつたが、朱馮二人は頻に之を隔て、從珂の子重吉が禁兵を掌て居たのも罷めて外に出し、從珂の女の尼となつて都に居たのは却て宮中に入れて置くなど奇怪の事をした、(後ち皆之を殺す)明宗時代から石敬塘は河東節度使、從珂は鳳翔節度使として居たのであるが、閔帝は詔書も降さずに使者の口上だけで敬塘を成德へ移し、其の跡に從珂を移さうとした、無論朱馮兩人の計から出たのだ、從珂は之に付いて部下の諸將校と相談すると、皆口を揃へて云ふやう、主上はまだ年若であられて朱馮兩人勝手に政事をする時に、年來の功名で兎角忌まれ勝ちの王は此の根據地を離れらるるのは危險千萬にて、どう考へても生命を安全に保たるゝ道理はござらぬと云ふ、潞王從珂もげに尤もと頷き、そこで檄文を鳳翔附近の諸鎭に廻した、其の文言の概略は、朱弘昭等朝權を專にし之を捨置

は二度、天成は四年長興も四年、天成元年は莊宗の同光四年と同年である、唐主の壽は六十七歳とあるが、卽位の年已に六十を踰ゆとあつて在位が八年では六十八ならんか、さて唐主は内に於ては音曲歌舞女色等の道樂といふ事もなく、外に於ては遊獵などの嗜好みもない、卽位の頃の後宮は僅に百人、宦者は三十人だけであつた、政事軍事等を一切宦官に委任はせず、又內藏庫をも廢した、莊宗の時には此の內藏庫に四方貢獻の寶貨を山積して置き、それに皇后劉氏は野菜薪の餘分を拂下げてまで蓄財に務めたなど古今無類の吝嗇で遂軍民の怨恨を招いで慘禍に罹る一端となつたのだ、明宗は此れに鑑んみたのであらふ、而して一方には廉潔の役人を賞し一方には賄賂を取つて依怙を働く不正の吏は嚴重に其の罪を治した、本より胡人で武人の邈佶烈であるから文學は讀めない、安重誨等に常に讀せて聞いて事を處分した位であるが、其の言行は自然に道に暗合した、在位中豐作が度度續づき、戰爭の數も少かつた、隆盛治平の時世とは固より同日の話ではないが、哀亂の五代中に於ては比較的、まあ、無事な治世であつた、何んの事はない、明宗は我が國の北條氏の流義を用ひたのに相違はないのだ、子の宋王立つ是れを閔帝と爲す、

○閔帝名從厚、明宗次子也、卽位、有志爲治、然不知其要、寬柔少斷、

【解釋】閔帝は名を從厚といつて明宗の次男である、宋王に封爵せられ天雄軍節度使であつたが、兄從榮誅せらるゝと同時に使を以て召され、明宗殂して位に卽いた、學士を召して貞觀政要や太宗實錄などを讀せて國家の治平を爲さん志はあつたもの、困つた事には大小輕重の分別がなくてどれが要點であるといふことを知らぬ、而して寬大優柔卽ちお人好しの方で決斷力が乏しい、蜀の孟知祥は明宗が殂して帝の立つた事を聞いて、今に亂があるぞと云つた、

蜀孟知祥稱帝、

【解釋】唐の應順元年正月、蜀主孟知祥は皇帝と稱して獨立し、明德と改元し趙季良を司空平章事とした、所謂後蜀である、

唐潞王反於鳳翔、擧兵長驅至洛陽、閔帝出奔、在位改元應順、數月而已、潞王立、

【解釋】唐の潞王從珂は反旗を鳳翔に飜し、其の兵を擧げて途中これといふ程の戰爭もせず、一直線に洛陽に乘込んだ、閔帝は其の前既に出奔して了つた、以上は次の潞王卽位

豐、兵革罕レ用、校二於五代一、粗爲二小康一、子宋王立、是爲二閔帝一、

【字解】 驕狠、たかぶりてねぢける、狠は鬪なり、爭なり、人と鬪爭するを好むなり、牙兵、旗本勢、端門、端は正也、宮城の正南の門、府、秦王の邸、猜忌、惡推量して人を忌む、登極、卽位、北極を天極として人君の象とする故に位に卽くを斯くいふ、祝天、天に向つてどうぞ斯くあれと祈り云ふ、某胡人、此の某は自稱也、生民主、世界人類の君主、天子を謂ふ、遊畋、畋音田、取二禽獸一也とあり、かり、治贓蠹、治は罪を糺明する也、贓は藏也で賄賂を取入れること、蠹は物を喰ふ蟲、嚴重に賄賂を取入れた惡い役人の罪を糺す、兵革罕用、兵は兵器、革は甲冑の類、罕は稀也、校於五代、校は比也、粗爲小康、粗はあら方、ほゞと訓ず、小康は小安、少し穩な世、

【解釋】 唐の秦王從榮は帝の長子なるが、驕傲の上にねぢけ根性であつたから人望がない、去りとて長子であるから早く太子に立て給へと申した臣下もあつたが、帝は分明した返答を與へぬ、宰相及び樞密使の評議も捗捗しく定らぬ、そこで從榮は自身からも世の評判は己れを戴くことに贊成せぬことを知つて、常常心に繼嗣となることが出來ないではあるまいかと不安を懷いて居た爲め時時帝及び重臣に厭味を云ふから、已むを得ず それを天下兵馬大元帥として宰相の上に位させて居いた、其の内に彼れは願出て嚴衞捧聖の兩指揮使(親衞軍の名稱)をも己れの手に入れて旗本とし、入朝するときには、常に其の兵數百騎を護衞とし、弓を張り矢を挾んで往還するのである、而して近親の者に陰で話すには、吾れ一旦位に卽かば我れに不贊成な執政どもは必ず一族を誅滅して呉れると云つた、然るに長興四年の十一月になると唐主が大病でもうむづかしい、從榮は此の場合になつても太子にもされぬ、迚も世嗣の望みはないと思込んで、其の兵を以て宮中を固めながら、先づ權臣共を制せんと考へ、遽に例の旗本勢千人を引率して宮城の正門まで進入して來た、宮中では只事ならずと急に他の禁衞兵五百騎を召し之を擊たせた、唐主は之を聞いて涙を流して居るばかり、間もなく從榮の兵は敗散して從榮は走つて秦王府に逃還つて來ると、皇城使安重益攻寄せて從榮及び其の子を斬り首を差出した、唐主はひどく悲み駭き、病氣一層劇しくなつて遂に殂した、世の君主の常として如何なる明君でも臣下の居動に猜疑心を挾み材能を忌むといふ傾は免れ得ないものだが、唐主には此の風はなく、前の莊宗の樣に他(物)と名譽手柄等の競爭をする樣な事は少しもなかつた、卽位の時には最早六十歲を踰して居たが毎晚宮中で香を燒いて天に向つて祈つて云ふ、實は本來胡人でありながら、一時の亂によつて衆人に强て推戴かれて位に卽けるは、實に已むを得ざる次第にて決して本心にあらず、願くは天よ、一日も早く世に聖人を生じて天下生民の主君とならしめ給へと云つた、在位が八箇年で其の間改元すること

た、

吳越王錢鏐卒、子元瓘立、

【解釋】 長興三年三月吳越王の錢鏐は卒去した、年八十一、武肅と謚せらる、子の元瓘立ち、國王の儀を去つて藩鎭の法を用ひ、瓘も賢主で群臣も親睦した、

夏州李仁福卒、子彝超嗣、

【解釋】 長興四年二月唐の夏州卽ち定難節度使李仁福は卒去して軍中其の子の彝超を立て、留後とした、是れより先き仁福が契丹に內通して居る風聞があつたから、唐では此の際に彝超を他鎭へ移さうとしたが命を奉ぜぬ、因つて討伐したが又克てぬ、遂其の儘にして定難節度使を授けた、

西川孟知祥倂東川、以知祥爲蜀王、

【解釋】 是れより先き長興元年に唐は安重誨の議を用ひて蜀を取らんと謀つて居ると其の八月に東川節度使董璋は西川節度使孟知祥と合同して反した、唐よりは石敬塘を討手に差向けたが、蜀の軍險阻に據つて善く戰つた爲め、敬塘も手に餘して遁歸つた、間もなく唐は事を以て安重誨を殺したから、征蜀の事は全く重誨の計畫で決して朝廷の意でなかつたと蜀の兩節度に告げて兵を止めさせやうとすると、孟知祥は喜んで董璋にも同意させんとしたが、璋は承知せぬのみか、大に知祥を怨んで、三年の四月に西川を襲つたが、五月に大敗して遁歸ると部將の藩稠に斬られた、それで孟知祥は東川を倂せ蜀の全地を手に入れた、唐主は之を聞き使者を立て、詔書を賜ひ、來年の二月には遂に蜀王に封じた、知祥は此の爲め唐に對して藩とは稱したが內實では益々威張つて來た、

唐秦王從榮驕狠、自知時論不與、常懼不得爲嗣、唐主寢疾、遽率牙兵千人至端門下將入、禁衞討之、從榮兵潰、走歸府、皇城使斬之、唐主悲駭疾劇、遂殂、唐主性不猜忌、與物無競、登極之年已踰六十、每夕於宮中焚香祝天曰、某胡人、因亂爲衆所推、願天早生聖人爲生民主、在位八年、改元者二、曰天成長興、內無聲色、外無遊畋、不任宦官、廢內藏庫、賞廉吏、治贓蠹、雖不知書、所行暗合於道、年穀屢

一番高い、そこで節度使の外に中書令と蕃漢馬歩總管の文武の名譽職を授けられ、其の後前に見えた通り、朝命を受け鄴を討つた時、叛卒共に推戴され、鄴から大梁へ、大梁から洛陽へ、侵入して來て、遂に皇帝の位に卽いた、是の歳は丙戌で四月までは莊宗の同光四年、以後は帝の天成元年である、來年帝は亶と改名した、

契丹阿保機卒、子德光立、

【解釋】　唐の天成元年七月契丹の主阿保機卒去した、其の國の天贊五年である、其の次に仲子の德光は太后の愛を以つて立ち、兄の突欲は渤海の夫餘の地を取つて改名した東丹國の主となつた、德光は卽ち遼の太宗で年號を天慶といつた、阿保機が卒去の少し前、唐の使者が契丹に往つて莊宗の殂落と嗣源の卽位を告げた、阿保機は云ふには、朋友の子(莊宗)が死んだとは可愛相な事であつた、今天子は洛陽の危急をどうして救はなかつたか、使者云ふ、道が遠い爲め、どうも及び兼ねました、阿保機又問ふ、今天子は何故自ら立たれたか、使者云ふ、斯く〳〵の次第で已むを得ません、阿保機云ふ、漢人の話は虛飾が多くて困る、もう分つた、餘を言ふに及ばぬと云つたといふ、是れは筆の序で餘計の事だが、明宗卽位の事情が此の率直な阿保機の評論で大概解せらる、

閩王王審知卒、子延翰立、驕淫殘暴、其下弑之而立其弟延鈞、後稱帝、更名璘、

【解釋】　莊宗の同光三年十二月、閩王の王審知は卒去して長子の延翰が立つたが、宮殿百官皆天子の制を眞似、又民間の女子を取つて奧に充てるなど、其の驕傲淫亂にして且つ殘暴なること甚しくあつた、そこで審知の養子延稟は延翰の弟延鈞と兵を合せて福州を襲ひ延翰を弑して延鈞を立てた、延鈞後ちに帝號を稱し當時の例に傚つて璘と改名した、

吳王楊溥稱帝、

【解釋】　是れは天成二年十一月の事である、來年吳から使を唐に遣したが、唐は其の無禮を尤めて受附けぬ、

南平王高季興卒、子從誨立、

【解釋】　是れは天成三年十二月の事である、是れより先き李興は莊宗を見限つて專ら吳に親んで居たが、從誨は唐は近く吳は遠いと云つて復た唐に朝貢した、

楚王馬殷卒、子希聲立、後希聲卒、弟希範立、

【解釋】　馬殷の卒去は唐の長興元年十一月の事で、其の次子希聲立つ、後ち二年にして希聲も卒去し、弟の希範が立つ

年十一と云ふ處から推しても四十二歳の殂は確である、然らば梁の開平二年戊辰に晉王の位を嗣いだ時には二十四歳でなければならぬ、本書年十七としたのは誤であらう、)、改元は同光一である、善友は帝の日頃大事にした樂器を取集めて其屍體を覆ひ、火を掛けて焚いて了つた、帝の人となりに就ては、父の克用は此の子志氣遠大と褒め、司馬溫公は其の志小にして氣近しと評して全く正反對になつて居るが、梁の滅亡が分界で實際其の通りであつたのである、さて李嗣源は帝の死を聞いて、ひどく慟哭し、乃ち洛陽に入つたが、宮城には入らずに私邸に止り、軍士の狼藉分捕を嚴禁し、莊宗の遺骨を收めて殯して繼岌の歸京を待受けると、宰相盧革は百官を帥ゐて牋書を上つて卽位を勸めたけれども、どうしても許容せぬから、然らば監國だけにもと、是れ亦三度まで願つたから、之を許した、皇子の繼岌は一旦成都を出立したが李紹琛が反し之を討滅する爲めに歸京を延引して、やう／＼長安まで來ると都の內亂を聞いて大に落膽し、遂に其の僕に命じて己れを縊殺させた、又其の弟の繼嵩も都の騷に行方不明となり、太祖克用の諸子も安重誨等の爲めに殺されて朱邪氏の血胤は殆んど絕えた、成程亂源は莊宗の失德に相違なく、嗣源の旗擧も已むを得ざるに出たやうなものだが、嗣源は大恩を受けた唐の子孫を親ら手を出して保護もせず、況んや先帝の長子繼岌が歸京を待つて居るとは云ふものゝ、一人の使を馳せて迎はせたのでもなく、彼れの自殺に任せて了つたのは如何、先儒多くは嗣源を辯護して、心事潔白、自ら愧づる所のない樣に言はれたが、果してさうであらうか、繼岌已に死して唐に繼嗣がなくなつた、監國李嗣源乃ち立つ、是れを明宗皇帝と爲す、

○明宗皇帝本胡人邈佶烈也、爲晉王克用養子、名嗣源、莊宗滅梁、嗣源功最高、爲中書令、蕃漢馬步總管、受命討鄴、爲叛卒所推、自鄴趨汴入洛、遂卽位、更名亶、

【字解】　邈佶烈、三字名、蕃漢馬步總管、胡軍漢軍人の騎兵步兵の總大尉といふ意味の名譽職、但し蕃は長城附近に住んで內屬して居る胡人を指す、

【解釋】　明宗皇帝は本とは胡人で應州(今同じ山西大同府に屬する)の人、父の霓は雁門(今の山西代州)の將であつた、帝幼名を邈佶烈と曰つて別に姓氏は無い、晉王克用の養子となつて李を姓とし、嗣源といふ漢人風の名に改めた、莊宗の梁を滅したに就いては、郭崇韜などの謀議が固より與つて力のあつたには違はないが、戰場の働になつては嗣源の功績は

んも、馬鹿堅く節義を守らば詰度死に給はんと云ふ、嗣源は、そこで敬瑭を先手とし、養子の李從珂を後押とし、大軍を引いて大梁指して進發した、然かし唐主は敬瑭が軍の目的地は未だ分らぬから、先づ兵を繰出して洛陽の河陽橋で喰止めさせやうとして、遽に金帛を出して之に給賜すると、軍士共は、吾れ〳〵の妻子は已に飢死してしまつた、今はこんな物に用がないと嘲罵つたと云ふ、斯樣な兵隊を繰出した處がどうする事が出來やうか、

斯かる處へ李紹榮は都へ還つて、鄴都の亂兵は鄆汴地方を襲はん形勢なれば陛下は早く關東へ出馬あらせられ、先づ其の地を鎭め給へと言上した、唐主之を然りとして關東に向ふ、（前に見えた蜀主王衍の一門を殺戮したのは實は此の際であつた、王衍の降參した時繼岌は全く之を赦したのであつたが、此の度帝の東征となると、王衍はどんな企をするか知れないといふ處から、使を遣つて殺させたのである、此の時王衍の母は、そんな信義のない天子があるものか、今に自身も禍に罹るから見よと呼んで死んだと云ふ、）然るに途中今の開封府中牟縣の東まで來ると、李嗣源は已に大梁に據り地方の諸軍は離散して了つたと聞いて、今や全く力を落した樣子で、高地から東望して、最早吾はだめだと嘆息した、扈從兵二萬五千人の中、一萬餘人は逃亡して帝はしぶ〳〵洛陽に引返した、こゝまでは三月中の事で、四月朔帝は再び汜水まで出陣して、散兵を收めながら征蜀軍の還つて來るのを待つ積りの處が、從馬直の指揮使郭從謙は不意に其の部下を帥ゐて皇城の興教門に攻寄せた、本文の攻帝於汜水とあるは誤である、此從謙は本は俳優であつたが德勝の戰に功があつた爲め、遂に指揮使まで進んだ、郭崇韜の勢力ある頃から叔父を以て之に事へて居る處が、崇韜は殺されたから、部下と飮む度に流涕して其の冤罪を話す、それで前に見えた從馬直の亂暴が起きたのである、帝は其の亂暴者を族誅して戲に從謙に向つて、貴樣は我れに背いて崇韜に味方をして部下に謀反をさせたなと云つた、從謙愈〻懼れ、部下も不安心に驅られ、それで又前に見えた通り李嗣源に從つて往いた從馬直の軍士が鄴城合體の騷を始めたのであつた、韜謙も此處になつて亦遂に叛したが、言はゞ郭崇韜が爲めに復讐する樣な事に偶然になつてしまつた、斯くなつても城外に居た騎將の朱守殷は召されても林の木蔭に休息して來はせず、近臣宿將は逃げてしまつて、李彥卿等の十餘人だけ力戰して拒いたが、帝は流矢に中つて善友と云ふ賤吏に扶けられて殿廡の下まで來て、喉が渇いて水を求めても皇后は宦者に酪を一盃進めさせたゞけで、自分は逃支度をして振向いても見ない、其の內に帝は息を引取つた、帝と稱してから僅に三年（足掛四年）で弑に遇ふたのだが、何んと果ないものではないか、年は四十二歳であつた、

（唐昭宗乾寧二年乙卯存勗父の使者として行在に往つた時に

までなるに、主上はどうしても其の生命を助け給はぬ積りだから斯く討手を向けられたのでせう、先月は我れ〳〵の從馬直の數卒が譟出してあばれたとて、遂に我れ〳〵も同類と疑ひ、遂に一族までも悉く誅戮しやうとされたものゝ、此の度の討手に必要を感じて鄴都の落城まで暫くたすけて使役される計略と聞けり、情も恩も無き致され方と申すべし、我れ我れ共は初から露程も謀反心のあるわけにはあらず、只生命の無くなるを氣遣ふまでなれば、今城中と勢力を合せて、主上は河南に帝となり、令公(嗣源を指す)は河北に帝となり給はんことを願ふのでござりますと云ふから、嗣源も氣毒になつて慰諭したが、彼れ等は狂氣の如くなつて白刄を拔いて嗣源を取圍み、無理に城内に入らうとした、城内では固より事の眞相を解せぬから、何んで一言二言の言葉を聞いて自分を攻めに來た外兵を夜中に容れる筈はあらう、此の方は味方の積りで行つたが、先方は敵の積りで逆撃つたから、嗣源の軍兵は潰亂して了つた、然かし其の内に樣子が分つたものと見えて、城將趙在禮は嗣源を迎へ、泣いて無禮を謝した、然かし嗣源は實は未だ反心があつたものではないから、在禮に向つて見らる、通り外兵は散亂しかたら、某は公の爲めに城を出て之を收容して來やうと、體好く彼れをだまかして城内を出ることが出來た、魏縣に宿陣して居ると李紹眞が兵五千人馳著けたから、之れで亂者を攻めやうとしたが、安重誨の注意するには、公は元帥でありながら兇暴者に刼されて、あの始末になられたのではあるが、李紹榮は歸朝して自分の敗軍を申譯けする口實に致すやも知れず、さすれば一應兵を收めて此の地を未明に出發し、急いで禁裡に馳著けて天子に面り事の實情を奏上されるに若くはない、左樣なさると大丈夫自分の方から無罪の辯明が立つことであらうと存ずるといふから、嗣源は尤もと頷き、都を目指して南の方相州まで急いで來ると、果して李紹榮は急使を以て、嗣源已に叛して賊と合同した由を奏上した、本文の譖者とは卽ち紹榮を指したのである、嗣源は紹榮に一歩を越されたので已むを得ず相州から表章を上つて事情を辯解したが、一日中に幾度も立てた使者が皆途中で紹榮に止められて少しも天子に通ずることは出來ない爲め、始めて自身の成行に不安心を起した、そこで親近の諸將といろ〳〵評議をすると、石敬塘の云ふには、事は果斷に成りて猶豫に敗れる、いかで大將軍が叛卒と協同して敵城に入りながら、他日生命の大丈夫を受合することが出來る道理のあるべきか、大梁は此處から道程いかばかりもなく、河水汴水の便を得て天下四方の都會なれば、某願くは三百騎を拜借し、先づ往いて之を取り申さん間、公は大軍を引いて繼き給へ、それで始めて御自身の安全を得らるのでこざりますと云ふ、康義誠も亦云ふには、主上の無道日に募らせられ、軍兵庶民怨まぬ者はなし、公は衆望に從へば生き給は

權勢に手寄つて事を依賴し、此れから其れと段段取り入つて上の恩澤を得やうとする者がある、されば彼れ等は政事の妨をなし人の害をなして、勝手次第に讒言を進め惡事を働いたものである、

【字解】 宿將、故舊の軍將、不恤、恤は憂也、愍也、賑救也、めぐむ意、數出、數の音朔しば〳〵、咨怨、咨は嘆嗟也、なげく、瓦橋、雄州の關名、雄州は今の直隷保定府雄縣治、貝州、前に見えた、鄴都、今の河南彰德府臨漳縣の西南、從馬直、唐主諸軍中より驍勇者を選拔して親軍として之を從馬直と名づく、直は宿直當直などの直と同義、詭辭、いつはりいふ、凶人、凶は兇と同じ、謀反人、星行、星を戴いて行く、夜の明けぬ內に出發するを謂ふ、趨相州、趨は急いで行く、相州は前に見えた、自理、自分で事情を述べて言別けをする、入城、敵の城に入る、過不得通、過は抑止の意、とゞむ　天下都會、大梁は梁の舊都で、河水汴水の便あつて四方の湊集する地なる故に云ふ、殿、軍の後押、しんがり、關東、汜水關以東、吾不濟矣、濟は成也、汜水、汜の音几、河南成皋縣にある、上牋勸進、牋は表也、上表として卽位をすゝめる、

【解釋】 唐主は樂人と俳優を寵愛するに反し、矢石の間に奔走して共に天下を取つた故舊の大將等は之を疎遠して忌嫌ひ、何分權柄を持たさせぬ樣に計つた、又軍士に對しても少しも其の難儀をめぐむ樣な事をしない、同光三年は大凶作で租稅の納らぬ處から軍士も食ひかね、妻子を人に賣るまでに至つた者があつても少しも救助の恩典といふことは無い、然るに自分は幾度となく遊獵に出掛け、白沙(洛陽の近地)に獵した時の如きは、皇后を始め後宮の女官が悉く供をした、民の田畑を踐付けるばかりか、大雪で吏卒は倒死にする者があつても何んとも思はぬ、而して饑饉最中の人民に衞兵の食料を出させ、出すことの出來ぬ者の家屋は打毀して通る、こんな風であつたから、上から下まで帝の不仁をかこち怨んだ、魏博の軍隊は遠く雄州に派遣されて瓦橋關に屯戍し、歲を踰えてやつと交代になつたから喜んで歸つて來ると、魏博の城下鄴都が當時他の軍隊の征蜀軍に從つて出拂になつてあつた爲め、瓦橋の戍兵ばかりを入れると、どんな氣儘を働くか知れないといつて、俄に使を馳せて途中の貝州に留つて當分歸營を許さぬことにした、是れは同光四年二月中の事で、魏博の兵は其の命令に接すると烈火の樣に怒出して遂に亂を作し、總將を殺して趙在禮といふを頭に推し、急に歸つて鄴都を乘取り城中に籠つた、朝廷から李紹榮を遣り慰諭させたが、彼れ等に對し餘り强過ぎた事を云つた爲め、城兵は愈〻激して紹榮の兵を擊退した、帝已むを得ず最も忌んで居る李嗣源を遣つて討せた處が、愈〻明朝城攻となつた夜中に、從馬直卽ち天子の親兵で嗣源に從つて來た張破敗といふ者は多勢の同志と大に譟いで陣屋に火を掛けた、嗣源之を叱つて其の故を問ふと、對へて云ふ、主上に從つて十年の久しい間、百戰の困難を犯して天下を取つた者は我れ〳〵兵士である、然るに今貝州の戍卒が故鄕なつかしさに歸らうとした

也、理天下、天下を理治する者即ち天子、李天下と音通す、理は治也、宮掖、奥向き、侮弄搢紳、公卿大臣を輕侮して玩弄する、莫敢出氣、屛息して小さくなつて居る、氣は氣息也、附託、附隨請託する、それに昧方して内情事を託む、展轉、展も亦轉也、此れから其れとうつり行く、干恩澤、干は要求する也、恩澤は他から蒙る仕合せ、蠹、說文に木中蟲也とあり、然かし木に限らず各種の物に喰入る害蟲の稱、但し此處では動詞、むしばむ、傷害の意、讒慝、慝は隱惡也、

【解釋】　此の一段は餘り長いから字解を爲讒慝までにして、解釋も一應其處まで濟すことにしやう、唐帝存勗は前に見えた處では、世に稀な英雄であつたが、梁に克つてからは何時となしに氣が緩んで驕慢になつて來た、況んや蜀を併せてからは尙更の事である、元來大梁に乘入つたのは、諸將が生命を捨て丶の忠勇に因つたのであれば、何により先きに其れを賞さねばならぬのに、大梁に入ると眞先きに梁の伶人陳俊及び儲德源の二人を刺史とした、是れは前の胡柳の戰爭のをり、唐の伶人周匝といふ者は生捕になつたから、唐主はひどく其の身の上を氣遣つて居たが大梁に入ると周匝は生きて居て、主に遇つた時泣いて前の二人の骨折の御蔭でたすかつた事を話し、且つ恩返しの爲め、二人に一州づ丶授け給ふやう歎願した、郭崇韜は左樣な事は決して取上げ給ふなと諫めても唐主は聽かずに、伶人の爲めに敵の伶人を、己れが功臣戰士に先つて褒美として刺史とした、實にあきれた仕方でないか、唐主は幼少の時から、春秋左氏傳に通じ騎射を善くし、而して一方には音律にも習熟して居た、然かし此の音律は遂に其の身の祟となつて伶人に親しみ、俳優を近づけたのである、其の惑溺が實に甚しいもので、時としては天子自身が白粉や黛を傅けて俳優共と一緒になつて狂言をする、其の藝名を李天下と稱した、或る時自ら李天下李天下と續け樣に呼ぶと、俳優の敬新磨といふ者が、ひよいと進出て帝の横面を掌で打つた、何程戯れの席に致せ、古今無類の仕打であるから、帝が顏色を失つたも無理はない、然かるに新磨は落著き拂つて云ふのには、理天下は即ち天子、四海の内に又とあるべき筈はなし、理天下で最早足りるでござらぬか、それに理天下、理天下とは、尙ほ誰を呼ぶのでござるか、さても心得ぬ次第であると、李天下を理天下に通はし、帝の自ら呼んだのを他人を呼ぶと聞いた樣に、又續け呼びを二人を呼んだもの丶樣に取成し、而して之を狂言風にやつてしやれて諂つたのである、帝は聞くと己れを愛した又尊んだ事と嬉しがり、頰を批たれたのが如何にも御意に入つた、何んと輕しい且つ馬鹿氣た事であらう、帝の樂人や役者共との間柄は斯樣であるから、彼れ等は無遠慮に奥向に出入し、下賤の身分を忘れて公卿大臣を輕蔑し愚弄して居る、群臣之れが爲めに無念に思ひ憎らしく思ひ居るもの丶、どうする事も出來ぬから息氣をも出し得ず、小さくなつて居るのみならず、中には反つて彼の

亂、奉趙在禮入據鄴都、唐遣將李嗣源討之、至城下、軍士大譟曰、將士從主上十年、百戰以得天下、今貝州戍卒思歸、主上不赦、從馬直數卒喧競、遽欲盡誅其族、我輩初無叛心、但畏死、今欲與城中合勢、拔白刄擁嗣源入城、城中不受外兵逆擊之、皆潰、嗣源詭辭得出、將召兵攻亂者、安重誨曰、公爲元帥、不幸爲凶人所劫、不若星行詣闕見天子、庶可自明、嗣源乃南趨相州、譖者奏、嗣源已叛、嗣源上章自理、遏不得通、始疑懼、石敬塘曰、安有上將與叛卒入城、而佗日得保無恙者乎、大梁天下都會、願先往取之、始可自全、康義誠曰、主上無道、軍民怨望、公從衆則生、守節必死、嗣源乃以敬塘爲前鋒、李從珂爲殿、引兵入大梁、唐主如關東、聞嗣源已據大梁、諸軍離叛、神色沮喪、歎曰、吾不濟矣、卽命旋師、從馬直郭從謙帥兵攻帝於氾水、唐主中流矢而殂、稱帝僅三歲而遇弑、改元者一、曰同光、伶人斂樂器覆屍而焚之、嗣源聞之痛哭、乃入洛陽、百官上牋勸進、不許、又三請嗣源監國、乃許之、繼岌自蜀歸、途聞內難、至長安自殺、監國立、是爲明宗皇帝、

【字解】伶人、樂人、傳粉墨、粉は鉛粉、墨は黛、黛は代也、眉毛を除き其の代りに墨で畫く也、優人、役者、敬新磨、敬は姓、新磨は名、批、擊

延び／＼になつた、唐主は何故早く還らぬかと宦者を遣つて之を促したが、右の事情で直ぐ詔を奉ずる譯には行かぬ、且つ平生宦者は大嫌ひであるから、蜀へ來た者に對しても餘り善くは待遇せぬ、又繼岌に他日太子に立たれたなら、宦者共は悉く去られよと勸めた事も宦者の耳に入つて居る爲め、使者は洛に歸つて來て、崇韜が蜀での人望は盛んだとか、氣儘だとか、蜀の金銀寳物は悉く獨占めにしたとか奏上した、第一讒言の效力があつたのは、皇后劉氏に、崇韜の跋扈で皇子繼岌の身の上は風前の燈の樣なものだと話した一言で、是れはひどく劉皇后の念頭を惱した、后は泣いて唐主に訴へた、唐主も遂疑惑して再び宦者馬彥珪を蜀に遣り繼岌と之を圖らせた、然かし實際をたしかめた上で便宜の處置を取らせやうとしたまで、あつたのに、皇后は帝に隱して、崇韜を殺すべき命令書を作り、彥珪に持たせて繼岌に渡させたから、繼岌は遂に崇韜父子を殺した、是れは同光四年の正月の事である、其の月に繼岌は成都を引拂つて歸途に上つた、然かし未だ洛陽には到著せぬ、

唐以孟知祥爲西川節度使、

【解釋】此の孟知祥といふは、征蜀軍出發の折りに郭崇韜は唐主に向つて、蜀地平定した上は、其處の節度使は尋常の人物では役に立ちませぬ、孟知祥は信義あり謀略ある者なれば、之を西川の帥に任命あつて然るべしと言置いて行いたから、此の命があつたのである、是れは崇韜の殺された一箇月前の事だ、然かし略史にわざ／＼是れだけの事を書出したのは、後に此の孟知祥は西川に據つて旗を擧げ國を蜀と號したから、此の一句を前置にしたのである、史家は前の王建が立てた方を前蜀とし此の孟知祥が立てた方を後蜀として區別する、

唐帝自克梁後寖驕、首以伶人爲刺史、帝幼習音律、或時自傳粉墨、與優人共戲、優名謂之李天下、嘗自呼曰、李天下李天下、優人敬新磨遽前批其頰、帝失色、新磨徐曰、理天下只一人、尙誰呼邪、帝悅、諸伶出入宮掖、侮弄搢紳、群臣憤疾、莫敢出氣、亦有反相附託納貨、展轉以干恩澤、蠹政害人、恣爲讒慝、帝踈忌宿將、不恤軍士、數出遊獵、蹂踐民田、上下咨怨、魏博將戍瓦橋、代歸、復遣留屯貝州、遂作

名也、唐以爲南平王、

【解釋】 唐興つて諸侯入貢した者はあつたが、いづれも其の子弟或は重臣を名代としただけであつた、然るに荆南の高季興のみは朱氏の舊將であるのにも拘らず、自身遠方から大梁に入朝した、季興とは卽ち季昌の改名である、是れは唐主の祖父の諱を避けたのだ、唐主は厚く之を待遇し、且つ南平王の封號を授けて歸したが、其の滯在中、唐主の左右や伶官共は季興に向つて賄賂を請求して實に五月蠅かつた、季興が歸つて其の近臣に話したには、唐主は百戰してやつとの事で河南を取つたのに、功臣に對して兩手を擧げて、天下は此の十本の指先きで得たのだと得意で話したのを見たが、あんな事では決して長持ちはしないよと云つて、城池を修繕し兵糧を貯蓄し戰守の準備をしたといふ、斯く新興の朝廷は二三月も立たぬ内に第一番の入朝者に内幕を見拔かれるやうでは、莊宗の前途も最早知らるゝではないか、

蜀主王衍盤遊淫湎、國亂盜起、唐遣皇子繼岌、與郭崇韜伐之、遂滅蜀、衍降、唐赤其族、繼岌信讒、殺崇韜而還、

【字解】 盤遊、盤は般と通ず樂也、氣樂に遊びあるく、淫湎、しだらがなく酒色に耽る、湎は溺兗の叐、赤其族、其の一族を殺盡す、赤は手に何も持たぬを赤手と謂ひ、一物も無い貧乏を赤貧と謂ふなどの赤の字と同意にして之を動詞に用ひた、

【解釋】 蜀主の王衍はそちこちと遊びすぎて酒色に耽り、群臣もあきれ果て、太后は斷食して諫てすらも蛙の面に水といふ有樣であつたから、自然國内穩ならず、盜賊も各處に起つて來た、唐主は常に其の隙を伺つて居たから、是れ等の内情を聞き、時方に至れりと遂に皇子の魏王繼岌を大將とし郭崇韜を副將として、同光二年九月征蜀軍を興した、唐兵六萬人は堂堂として西を指して進發する、蜀主は其の急報を聞いても信ぜずに、例に依つて氣樂に詩を作りながら東、秦州に向つて遊びに來る途中味方の敗卒が逃來るのに遇つて始めて驚いて成都に歸つたが、其の臣に刼されて百官を率ひ繼岌に降つた、唐は後ち悉く其の一族を殺して了つた、蜀は王建の帝號を稱してから二代十六年で亡び、其の管内十節度、六十四州は唐に歸し、唐の勢力は愈〻强大になつたが、荆南の高季興等は唐主の運命は是れで愈〻短くなつたと竊に評したと云ふ、

さて、唐の蜀を滅したのは目出度かつたが、繼岌は讒言を信じて大切の郭崇韜を殺した、其の譯は、蜀は最早唐の物になつたに相違はないが、六十四州の地だから直ぐ其の日から靜穩無事とは行かぬ、隨分其處此處に盜賊は橫行して居るから、崇韜はそれを平定した上で引上げる積りで、自然凱旋は

き惡黨でないことを憐み、之を斛律寺といふ寺へ匿して、別に罪人を斬つて甘く承業を誅したことに取繕つた、梁の簒奪後、克用は再び之を監軍として厚く待遇すると、原來承業は才覺がある上に至極忠實の男で克用に善く事へたのみならず、存勗が代になつても常に太原に留守して力を盡して資財租稅はそれ〳〵落ちなく徵收し、兵馬はいつも召集補足し置いて、攻城野戰連年斷間なき時に、軍資兵糧の仕送りに兵員の補充に更に缺乏なからしめたのは、皆此の承業の力てあつた、然かし彼れの斯く力を盡した本意は、全く唐の宗廟社稷を回復するに在つた爲めで、晉王が傳國の寶を魏州に得て將に帝號を稱せんとする風評を聞いた時、太原から急に魏州の本陣へ駈付けてひどく其の非を諫めたが、諸鎭諸將が爭つて晉王に勸進して勢迚も止め兼ねるを知ると、彼れは聲をあげて哭いて云つた、王の味方の諸鎭の節度使が血潮を流して逆賊と戰つたのも、畢竟唐家恢復の爲めにしたのであるのに、情なや今となつて王は自ら之を取り給ふとは、實に三十餘年來の老奴が見込み違ひさせられたと、さも口惜しさうに歎いた、是れからは力落ちした樣子で元氣なく暮して居たが遂天祐十九年十一月に病死してしまつた、史家は古來宦官中得べからざる忠臣だと謂ふも無理はない、然かし當時の時勢の實際は最早彼れの希望を容れることは出來なかつたらう、史家或は晉王が彼れの言に從はぬことを攻擊するは少しく酷かと思はるゝ、

承業の死後五月目に晉王は帝位に卽き、晉を改めて唐として唐の祀を奉じ、其の年の十月に汴に攻入り梁を滅し、暫く大梁に都したが、十二月になると雒陽に遷した、是の歲は同光元年癸未で梁の龍德三年と同年、我が國醍醐天皇の延長元年に當る、

是歲郭崇韜を侍中としたが、崇韜は實に謀略に富んだ人物で、先きに流石の王鐵槍が楊劉の城寨を攻めて志を得ずに遂に敗退したのも、又唐の諸將は皆一時梁と和して休息し、再び折りを見計つて攻取らうと謂つた時に、獨り唐主に勸めて長驅して大梁の虛を衝いて遂に梁を滅したのも、皆此崇韜の謀略で唐主を輔佐して帝業を成就したのである、是に至つて侍中となつたから其權力が內は朝廷、外は諸鎭に兼ね行はれて、唐主の爲めに事あれば謀計を立て、過あれば規正して之を補益し、忠を竭して少しも隱すやうなことはなく、文武の職にそれ〳〵適當の人物を薦めて引上げた、當時豆盧革、盧程の二人は同平章事の官に居て宰相ではあつたが、是れは家柄と先代の關係上からなつたまで、是れといふ自分の働で事を施行するのではなく、たゞ崇韜の考から仕組の出來た事を受けて行ふだけであつた、然かし是れは又彼れが後日の禍の種にもなるのである、

荊南高季興入朝、季興者季昌之改

長子であつた、克用の妃劉氏は男まさりで智勇兼備の婦人だが子が無かつた、帝は曹氏の子である、前の唐憲宗の條に解釋した通り西突厥から出た沙陀部が唐に來降して其の長の朱邪執宜の子赤心は懿宗の朝に功を立て、姓名を李國昌と賜つた、是れは帝の祖父である、故に本姓は邪、先世功を立てゝ云云といふ、國昌の子卽ち帝の父克用は屢〻前に見えた通り非常の勇氣才略のあつた人で、其片目が見えなかつた爲め獨眼龍と呼做された、唐朝の爲めに忠節を盡し、黃巢の亂を平げて大功勳を立てゝ、節度使から爵を晉王に進められた、實際其の管轄の地も春秋時代の晉の地であるから、晉に王たりと書いたのである、汴州に於いて朱全忠に襲はれたのが原因で遂仇讐の間柄となり、晩年には餘程彼れの爲めに領地を切取られ、居城までも攻立てられて困却し、剛氣の獨眼龍も心配の樣子が顏に見えるやうになつた、時に存勗が父を勵まし慰めんが爲め申出したには、彼れ朱氏の所行は有らん限の兇逆亂暴を窮極したる者なれば四海の人人怨まざるはなく、天地の神神怒らざるはなからん、成程目下の勢力は盛なやうには見えますが、是れは一時のことにて、兇暴全く極る上は、將に自分から斃れんこと決して疑なし、當家は全く之れとは事違ひ、曾祖以來代代相ひ繼いで朝廷に對して忠節を盡し正直を守り來ることとなれば、神意人心いかでか此の儘に見捨つべき、父上よく〳〵此處を分別あつて暫く事の成行に任せて事ら後日の力を養ひ、時運に逆はずに忍んで行迹を昧まして徐に彼れが衰弱を待ち給へ、然かるにどうして平生の勇氣にも似ず、斯くも輕しく落膽の氣色を現して家來共に失望させ給ふやと云へば、克用も其の言に勵されて心嬉しく氣を取直した、卒去の間際に存勗を立てゝ嗣と爲し、其の弟の克寧、監軍の張承業、大將の李存璋、吳珙等に向つての遺言には、此の子の志氣は遠大なれば、吾が年來苦心したる事を成就するに違はなし、各〻宜しく輔導し吳れよと云つた、實に存勗の父を諫めた一言でも其の志氣遠大なことは知らるゝ、僅に十七歲で晉王の位を嗣ぎ、直樣兵を擧げて不意に梁兵を破り潞州の圍を解いた、それ以來は柏鄕に魏州に引續けて大勝利を得た、梁太祖は潞州の敗北を聞いた時に嘆息して、子を生むなら李亞子の樣な子でなければならぬ、我が家の息子は豚か犬の樣な愚鈍者だと云つたといふ、

存勗は東の方は劉守光を滅して幽州を併せ、北の方は屢〻契丹の大軍を擊退け、南の方は河を夾んで梁の後主と百戰した事は前に見えた通りであるが、是れより先き晉陽卽ち太原に唐朝から監軍として出張した張承業といふ者があつたが、唐末監軍の職にあるは勿論宦官である、彼の昭宗の天復三年長安に於て宦官の一類が大に誅滅せられ、尙も州縣へ出張中の者は其の所在地で誅すべき由勅命が下つた折り、太原へも同樣嚴達せられた、然るに晉王の父克用は承業が他の宦官の如

乎、克用說、臨レ終立爲レ嗣、謂二其下一曰、此子志氣遠大、必能成二吾事一、年十七嗣二晉王位一、卽擧レ兵破レ梁、解二潞圍一、自レ是連勝、梁祖歎曰、生レ子當レ如二李亞子一、吾兒豚犬耳、存勗東併二幽州一、北卻二契丹一、南與レ梁夾レ河百戰、先レ是晉陽監軍故唐宦者張承業、爲二晉王一捃二拾財賦一、召二補兵馬一攻戰連年接應不レ乏、皆承業力、承業意在レ復二唐宗社一、聞二王將レ稱レ帝力諫、知レ不レ可レ止、慟哭曰、諸侯血戰、本爲二唐家一、今王自取レ之、誤二老奴一矣、悒悒成レ疾而卒、王卽レ位、改レ晉爲レ唐、奉二唐祀一、入レ汴滅レ梁、都二大梁一、已而遷二雒陽一、侍中郭崇韜有二謀略一、佐二唐主一成レ業、至レ是權兼二內外一、謀猷規益、竭レ忠無レ隱、薦二引人物一、他相受レ成而已、

【字解】微眇、すがめ、暮年、晩年と同じ、老後、窮凶、悪い事をあらん限りする、凶は兇と同じ、極將斃矣、綱目に、今其極也、殆將レ斃矣、に作る、今は其の頂上に達したから、もはや斃れるばかり、世襲忠貞、代代忠貞を重ねついで來た、貞は正也、遵養時晦、此の語は詩經の酌篇に見えた、遵は循也、晦は昧也、集傳に退自循養與レ時皆晦、とある、此方から敢て手出をせずに先方のなりに循つて自分に怪我の無いやうに養ひ、其の時のなりになつて無理に目立つやうな事をせぬ、沮喪、氣後れ、よはる、克用說、說は悅と同じ、年十七、誤なるべし、帝の殂落の條括孤內參照、李亞子、亞子は存勗の幼名、豚犬、智慧のない譬、馬鹿息子、前の曹操の言にも見えた、監軍、唐朝から軍の監督として諸鎮に派遣した役人で宦官が勤めた、捃拾、捃も亦拾也、攈と通ず、骨を折つて拾ひ集むる、接應、仕送る、つゞける、宗社、宗廟社稷、血戰、血を流して戰ふ、死を顧みずして戰ふ、誤老奴矣、此のぢゞいの見込を違ひさせた、但し宦者君主に對して自ら奴と稱するは例である、悒悒、上卷の終に見えた、雒陽、雒は洛と同じ、規益、益の字一に畫に作る、然かし益の方は是である、君の過を規正して益を與ふること、上に謀猷とあれば規畫がなくも濟む、薦引、薦め擧げる、但し大臣で下の人を取るのであるから引くといふ、受成而已、成就した事を受けて之を行ふばかり、自分の考や力で仕組んだのではない、

【解釋】後唐の莊宗皇帝は名は存勗といつて晉王李克用の

烈しく攻立てたが、城將李周は堅固に守つて屈しない、する内に唐主の大軍が來援したから流石の王鐵槍も克ち難く、前後一萬の兵を失つて退却した、そこで梁は佞臣どもの言を信じ彥章の副將段凝を招討使にして彥章をば都へ呼返し、別に一萬人許の將として鄆州の恢復に從事させた、十月唐主は河を渡つて鄆州を救ひ、李嗣源を先陣として彥章を圍むと其の兵は潰亂し、彥章も重傷を負ふた上、馬が蹟いた爲め擒にせられ、屈せずして遂に斬られて死んだ、唐主は、梁に王鐵槍の無いからは最早患ふるに足る者はないと、再び李嗣源を先手として、愈大梁進擊の命を下すと、諸軍は小躍して進發した、梁主朱瑱は、王彥章の擒にされ、唐の大軍の押寄せて來ると聞いて、どうしやうも無い、日夜涕泣するばかり、それでも諸兄弟の猶ほ危急に乘じて内亂を企てる者があるまいかと氣にして盡く之を殺した、時に左右の近臣ですら既に逃亡した者は多い、何んで唐軍を支ふる兵士はあらう、百計全く盡き果て、梁主は皇甫麟といふ者に向つて、李氏は吾が家累代の仇であるから、頭を下げる譯には行かぬ、去りとて彼の刄に罹るも殘念なれば、吾が生命は卿が手に賴むと云へば、麟は泣いて之を刺殺し、其處に己れも殉死した、李嗣源が兵は一戰もせず、五日目に大梁に安安到著し、唐主も引續いて入城した、此の梁主友貞は親に似ぬ溫恭な又儉約な人であつたが、佞人の言を信じ忠直義勇の士を用ひぬ爲めに斯く脆く亡びて了つた、在位十一年、其の間の改元は二度、貞明は六年、龍德は三年で、即位から二年までは先代の年號を用ひたのである、梁は太祖が帝と稱してから此まで二代で僅十七年で亡びた、然かしこれでも五代では最も長久だから可笑しい、

唐

【解釋】李克用以來專ら唐室の恢復を圖つて、存勗遂に梁を滅し、位に卽いても本文に見える通り唐の祀を奉じたのであるから斯く號した、

○唐莊宗皇帝名存勗、沙陀人也、本姓朱邪、先世立功賜姓李、父克用有勇略、一目微眇、號獨眼龍、爲唐平黃巢立大功、王于晉、與朱氏爲仇、暮年頗爲所蹙、憂形於色、存勗幼進言曰、朱氏窮凶極暴、人怨神怒、極將斃矣、吾家世襲忠貞、大人當遵養時晦、以待其衰、奈何輕爲沮喪、使群下失望

瓌は死去し、王瓚之に代つて招討使となり、矢張今の開州地方で晉と對陣したが、程なく晉王が到來して瓚は散散に破られた、六年の四月になると梁の一族朱友謙は同州(今の陝西同州)を取り河中を以て晉に降つた、是れで河東卽ち山西にも梁の領分は全く無くなつたのである、然るに其の來年梁の龍德元年二月に成德軍卽ち鎭州の將張文禮といふ者は其の節度使趙王の王鎔を弑した、是れは晉に取つては內亂で、それに契丹も之に乘じて幽州に入寇し、梁の軍兵も北進して衞州を取返したなどで一時はなか〳〵困難に陷り二年の九月になつてやう〳〵の事で之を討平することが出來た、

是れより先き吳蜀の兩主は晉主の勢威の日に隆なるを見て、度度書を以て晉王に帝と稱することを勸めた、然かし晉王は容易には聽かない、自ら云ふやう、我が先王は遺言されたには、吾が家代代忠孝を以て功を帝室に立て、來たのであれば、如何に世は亂れ時は變るも、決して異心あるべからず、必ず唐の社稷を恢復するを專ら心掛と致せと申され、其の言葉猶ほ吾が耳に殘つて居るに、いかで之に違背することが出來やうと、なか〳〵承引の風はない、けれどもそれを勸めるのは隣國の君ばかりでなく、味方の諸鎭より旗本の諸將まで、近來頻に其の事を云ひ居る內に、梁の龍德元年正月、魏州の僧傳眞といふ者は、其の師が黃巢の長安へ亂入した時、此の物を得て四十年間何物とも知らずに寺に所藏して拙僧まで傳へたるが、今承る處天子の璽(ミシルシ)の由なれば謹んで獻上するとて傳國の寶を晉王が魏州の行臺(アンダイ)に奉つた、傳國の寶は既に唐より梁主に傳へた筈なれば、此處に又傳國の寶を得たとは不思議なれど、古來其の寶に二種ある由を說いてある(其の說くだ〳〵しければ省く)斯くなると晉の諸大將はいづれも賀を述べ、一層卽位を勸めてどうしても已めないから、晉王も餘儀なく遂に魏州に於て帝位に卽て國號を唐と稱したが、是れは梁の龍德三年の四月であつた、

閏四月唐は李嗣源を遣り梁の鄆州を襲取り嗣源を其の節度使とした、梁主大に懼れ宰相敬翔の言に從つて、王彥章を招討使として進んで唐の軍に當らせた、唐主は之を聞くと自ら親軍を引て澶州に屯し、朱守殷に德勝の守備を申付け、之を戒めて、王鐵槍は尋常の者ではない、勇猛果決の將なれば決して油斷はならぬぞ、汝飽くまで注意して能く守れよと云つたが、果せる哉彥章は風雨の如く馳來つて急に南城に攻寄せ、一氣に之を拔いてしまつた、此の彥章といふは勇者の上に大力無双の人で戰場で常に兩鐵槍を用ひた、其重さは各、百斤づゝで、一つは鞍に掛け置き、一つは手に執り、之れを奮つて敵中に馳入れば、一人として前に立つ者は無い、故に唐主の云つた通り、敵も味方も綽號(アダナ)して王鐵槍と呼んだのである、さて彥章は南城を取つた勢に乘じ、破竹の如く兵を進めて唐の數寨を拔き、最後に楊劉の城に向ひ、十萬人の軍勢で

遠く戰地を離れた關西卽ち今の陝西地方の軍を起し、急に晉陽を襲撃せば勝利疑なしとの奇策を獻じ、急に西北面から晉陽の空虛を突き、一時攻に攻落さうとした、是れには晉軍も案外に出られて、晉陽の城ももう陷落と見えた處へ、老病で家に臥して居た安金全といふ者、數百の子弟を呼集めて梁の陣中に夜討して、一時其の勢を撓め居る内に、他鎭の援兵も到來して遂に王檀を撃退した、梁主は劉鄩と王檀の敗報を聞いて、吾が事去れりと落膽したと云ふ、是歲の秋までに晉は河北は悉く其の手に入つたのである、然るに貞明三年の春になると、契丹の阿保機は入寇して幽州を圍んだ爲め、晉王は一時南進を見合せて居たが、其の秋契丹を撃退したから十月再び魏州に入り、四年正月東方に轉じて今の山東に屬する濮州鄆州を掠めて一時還つたが、再び攻寄せた、梁兵苦しさの餘り河水の堰を切放して、敵の進入を防止しやうとしたが、剛氣の晉王いかにも元氣付て、自ら眞先掛けに氾濫したる水中を涉り、大に梁の兵を撃破して一擧に沿岸の四寨を乘取つた、八月になると晉王は黃河に循つて西上して來た、愈〻此の度は汴京に乘入る決心である、其の會合した軍兵は晉の直轄なる河東道は勿論のこと魏博及び河北の諸鎭より奚、契丹、室韋、吐谷渾の胡兵まで雲霞の如く馳集つて魏州城下に勢揃し、再び西上して濮州東北麻家渡に陣取つた、もう汴に近いから梁兵も氣は氣でない、必死に晉軍に對陣して少しも動かぬ、さりとて又出て戰もせぬ、斯くすること百餘日、晉王耐へかねて老將周德威が諫も用ひず、陣營を取毀して大梁を指して進むと、梁の大將賀瓌も同じく陣を棄て、卻きつゝ、胡柳陂まで來て接觸した、王復た德威が諫を聽かず輕進して先づ敵と戰を交へた爲め、幽州の軍は潰亂して德威父子は討死した、されども剛猛無類の晉王の事であるから、散兵を收めて日中に賀瓌が據つたる小山へ無二無三に攻上つて敵兵を逐落し、勢に乘じて再び山上から一氣に敵軍目掛けて斬入つて大に之を破つた、梁兵の死亡殆んど三萬に及んだ、然し晉軍も午前は敗北し剩へ周德威を喪つたから、其の勢で直に大梁へ侵入する譯には行かなかつたし、又歲の暮にもなつた爲め一と先づ休息した、明くれば貞明五年正月早早に、晉の將李存審は德勝渡の南北に於て、河水を夾んで兩城を築き、是れを寨と名づけた、其の南城のあつた地は後世洪水の爲め形を失つたが、北城は卽ち今の大名府開州治である、梁の賀瓌は大索を以て牛革で包んだ艨艟を河中に連結して北城の援兵を斷切り、烈しく南城を攻めた、城は最早支へかねた處へ晉王が到來し、決死隊三百人を募つて、斧を以て大索を切り、火を以て艨艟に薄つたから、艨艟は悉く河下に流れ、梁兵或は焚かれ或は弱れて死んだ者は數知れぬ、晉の大軍之に乘じ一度に水を渡つて岸上の梁兵を逐拂つて了た、八月に梁の賀

已、遂即帝位於魏、國號唐、遣李嗣源襲取梁鄆州、梁以王彥章爲招討、唐主戒德勝守者曰、王鐵槍勇決、謹之、彥章果拔南城、進拔諸寨、至楊劉力攻、不克而退、梁遣彥章攻鄆、唐主救之、梁敗彥章死、唐以嗣源爲前鋒、五日入大梁、梁主猶慮諸兄弟乘危謀亂、盡殺之、尋命其下殺己、在位十一年、改元者二、曰貞明龍德、梁自太祖稱帝、至是二世、一十七年而亡、

【字解】魏州、今の直隷大名府元城縣東、德州、今の山東濟南府陵縣治、瀛州、今の直隷大名府清豐縣西南、鎭定營、卽ち王鎔と王處直の軍營、劉鄩、鄩の音尋、衞磁洺相邢滄貝州、衞今の河南衞輝府、磁今の直隸磁州、洺今の直隷廣平府永年縣治、相今の河南彰德府安陽縣治、滄今の直隸天津府滄洲、邢今の直隸順德府邢臺縣、貝今の直隸廣平府清河縣治、濮鄆、二州の名、濮今の山東濮州、鄆今の山東泰安府東平州、限晉、晉兵の來られぬやうに仕切ろ、胡柳、陂の名、濮州の西南にある、又黃柳陂ともいふ、德勝、津の名、今直隸開州にある、王鐵槍、王彥章の綽名、鐵槍を善く使つた爲めに呼ばる、楊劉、鎭名、今の山東泰安府阿縣の北、諸兄弟、友諒、友能、友雍、友徽等、

【解釋】　晉王存勗は鎭定兩鎭を味方とし、朱全忠を破り、盧龍を滅してより、一旦衰弱した河東の勢力も再び勃興して、爾來專ら其の鋒先を南方に向け頻繁に梁と兵を交へて每年斷間はない、梁の貞明元年二月梁の天雄節度使楊師厚が死した、天雄軍は卽ち魏博で、元來魏州に鎭して六州を管轄して居たのを、梁主は新に兩分して三州づゝとして別に昭德軍を置いた處が、魏州の將士はそれに不平で、四月に晉に降り、六月に晉王は魏州に入つて兵を分けて天雄領內の德州と昭德領の瀛州の城を攻拔いた、晉王は梁の將劉鄩の軍六萬と漳河を夾んで對陣中、鄩は晉陽の空虛であるのを知つて、大膽にも疑兵を張つて晉軍を出脫き晉陽を襲つたが、晉王に覺られて騎兵に追擊せられ、又周德威に幽州から晉陽に來援せられて目的を達しかね、歸途に晉の味方なる鎭定の軍營を攻めて見たが又晉の將李存審に破られた、然かし鄩は餘程の巧者もので、再び舊陣地へ引返して壘壁を堅めて晉王と對陣して居る、貞明二年の春彼れは又大膽にも魏州に攻寄せたが晉軍に包圍され七萬の步卒は殆んど全滅の姿で、遂に河を渡つて敗走した、斯く去年より以來兩軍必死に黃河の北岸地方に爭つて勝負は烏渡に決定しない、そこで梁の將王檀といふ者は、

【解釋】　貞明四年六月蜀主の王建が殂し、太子の宗衍が立つたが、王宗弼といふ者政權を專にし、宦官も追追跋扈して來て國勢は次第に衰へた、

吳主楊隆演卒、弟溥立、

【解釋】　貞明六年五月吳主楊隆演卒去した、其の病中に徐溫は金陵(昇州)から入朝して世嗣の評議あつた時、或る者は、蜀の先主は孔明に、嗣子若し下才ならば君は自ら取れと謂はれた事があると暗に徐溫に媚びて話出した、すると徐溫は顏色を正して云ふやう、吾れに果して之を取る意があるならば、張顥を誅した時に取つて居た、敢て妄言する者は斬るぞと叱り付けた、こゝで王命を以て王の弟、溥を立てゝ位に卽けた、溥は行密の第四子である、此の徐溫といふは吳の政權を專にして居たもの、非常の才物で其の爲め吳國は君民とも富樂して三十餘州二十餘年の太平を極めた、

梁以錢鏐爲吳越國王、

【解釋】　錢鏐は唐朝から既に越王の爵を受け、梁太祖の帝位に卽いた年には吳越王の爵を受けたのであるが、龍德三年二月に梁は再び鏐を吳越國王に封じた、國の一字が多くなつただけである、元來國王とは支那以外の君長を封ずる時にだけ用ふる爵號だから、是れは特例である、

晉與梁連歲交兵、梁魏州降于晉、晉王入魏、拔德州澶州、梁劉鄩襲晉陽、不克而還、攻鎭定營、晉師敗之、鄩攻魏州、晉王又敗之、梁又遣兵襲晉陽、晉人擊卻之、晉克衞磁洺相邢滄貝州、掠濮鄆、梁人決河以限晉、晉王攻拔其四寨、已而大擧伐梁、戰于胡柳、晉周德威敗死、晉王收兵復戰、大破梁軍、晉築德勝南北兩城、梁攻之、不克、梁招討王瓚爲晉所敗、梁河中降晉、鎭州將弒趙王王鎔、晉王討平之、先是吳蜀屢書勸晉王稱帝、晉王自謂、先王有遺言、當務復唐社稷、既而得傳國寶於魏州、將佐皆賀、勸進不

北)の正北にあつたので、本來鮮卑の舊地である、北朝の魏の時代に始めて契丹と稱號した、最初に其の長の大賀氏は八人の子があつて各、一方の地に頭となり、八部落を成してそれを八部大人と謂ひ、其内から一人を推擧して全體の君長とする、然かし共和國の大統領の樣に年期があつて、三年立てば他と交代せねばならぬのである、唐玄宗の開元年中に邵固といふ者が八部の衆を統率して居た時、唐朝からの詔命で以後王位は其の子孫の世襲を許したことがある、然かしそれは行はれなかつた、耶律斡里が末子の阿保機が主なるに及んで、自身の勢力を恃んで交代を承知しなかつたが、七部は協同して烈しく異議を唱へた爲め、已むを得ず旗鼓を渡して其の位を去つた、此の旗鼓は昔から八部の長になる時の記號である、彼れはそこで其の部衆と一時退いて今の直隷熱河の西南に當る漢城といふに居て徐に勢力を養ひ、遂に再び七部を壓服して君主と爲り、南の奚東の渤海を併呑し、北は室韋及び女眞を侵し、西は突厥の故地を取り非常な强大な國となつたから、此の度遂に皇帝と稱し、年號を建て、神册といひ、古例の交代制度は止めて全く世襲としてしまつた、國人は尊崇して之を天皇王と呼んだ、是れが卽ち後來大に宋朝を苦めた遼國の興起で、史上遼の太祖と稱するは此の阿保機のことである、

廣州劉巖稱二越王一、已而稱レ帝、改二國號一曰レ漢、后又更名レ龔

【字解一】后、後と通ず、龔、音共、

【解釋】　初め廣州の劉巖は浙の錢鏐が吳越王であるのに自分は南平王であつては面白からぬ處から、南越王に封ぜられたいと梁に求めた、是れは吳越は國號、南平は郡名で、爵位に高下がある爲めである、然るに梁では許さぬから、巖は、中國紛亂して誰れが眞の天子であるか、許すも許さぬも此の方で聞く必要はないと云つて貞明三年八月に自ら南越王と稱し、程なく又皇帝と稱して乾亨と改元し、國號も漢と改めたが、後又更めて龔といつた、巖は皇帝と稱してから學校を立て選擧を設けたが五季の世では珍しい事である、

吳徐溫徙二治昇州一、以二徐知誥一入輔二吳政一、

【解釋】　前に見えた通り、吳の執政徐溫は昇州の繁華を愛して、養子の知誥を遣つて其處の刺史にして置いたが、貞明三年の五月自ら徙つて昇州を治所とし、知誥を自分の是れ迄居て吳の政事を監督した潤州に交替させた、潤州は廣陵(吳都)と一水を隔てたばかりの地なる故、吳の政を輔けしむとあるのである、此事は實は前節の直ぐ前に書くべき筈である、

蜀主王建殂、子宗衍立、

子を執へて晉陽に凱旋して先づ守光を誅し、仁恭をば代州にある先王克用が墓前に送つて之を斬つた、其の譯は、幽州は元來克用の盛な頃に晉の力で討平したのを、克用は朝廷に願つて此の仁恭を其の節度使として取立て、やつた、然るに克用は天子の急を救はん爲め關內道に赴いた折り仁恭の兵を徵した處が、彼れは一兵をも出さぬ、克用は歸國後使を以て之を詰責すると、仁恭は其の書を擲つて克用に惡口し、使者をも拘留した、克用大に腹を立て自ら將として之を擊たが失敗した、其の後晉の勢が次第に衰へて克用も手が廻りかね仁恭をそれなりに棄置いたのであつたから、それで晉王は此の度斯くして父の靈魂を慰めたのである、

梁賜荊南節度使高季昌爵爲王、

【字解】荊南、今の湖北荊州、

【解釋】梁の荊南節度使高季昌は城池兵器を修治し、兵艦五百艘を造り、長江に沿ふて蜀や吳と交通して、勢力が日に盛に、梁も制しかねて來たから梁より爵號を渤海王と賜つた、いくら空名でも餘り方角違の名を呉れたものだ、此の事は今年八月中の事で、前の晉王が劉守光父子を執へたのは十一月であるから本文が顚倒して居る、

契丹阿保機稱帝、古東胡種也、其國先在橫山南、本鮮卑舊地、元魏時自號契丹、初大賀氏有八子、號八部大人、推一人爲主、三歲一代、唐開元中、有邵固者統衆、詔許襲王、至是諸部以耶律斡里少子阿保機爲主、幷奚、渤海諸國、始建元、不復受代、國人謂之天皇王、

【字解】契丹、契は欺吉切、音乞、阿保機、遼史に、太祖姓は耶律氏、諱は億、字は阿保機、阿保機一に按巴堅に作る、橫山、原註に縣屬復州とあり詳ならず、元魏、北朝の魏、元氏なれば斯くいつて曹魏に分別した、大賀氏、君長の名、集覽に達呼爾と改正す、襲王、子孫相繼で王となる、奚、上卷に見えた、渤海、唐代に今の朝鮮の北部、滿州の東南海岸から遼東の邊までの土地を有し一時勢力を振つた、其の王武藝以來度度我が國へ來聘した事は我が歷史に見える、不復受代、二度と前例の交代をすることをせぬ、

【解釋】晉王が劉守光を誅した後ち二年、卽ち梁の貞明二年の十二月に契丹の主耶律阿保機は帝號を稱した、此の契丹は唐玄宗紀にも見えたが、烏桓、鮮卑など、同じく古の東胡種に屬して居る、其の國は後來大きくなつて都も各地に移つたが、先きには橫山の南にあつた、橫山とは詳でないが、兎に角其の地は潢水卽ち遼河の上流の南方で遼西(今の錦州の西

た、友珪は之を聞いて不平で溜らぬ、尤も友珪も娼妓上りの者の腹だ、然かし實子であるから不平の餘り、禁軍の將韓勍と謀つて、是歲の六月、夜中に宮門を破り、老賊と叫んで寢殿に踏込み、友珪の僕は白刄を奮つて梁主の腹を刺すと其の鋒先が脊中まで拔けた、而して其の屍をぼろ毛氈に包んで床下に埋めた、なんと大梁の皇帝の終りも無慘なものではないか、其の在位が僅六年、改元が二回で開平は四年、乾化は二年であつた、初め卽位の歲に汴州を東都開封府、洛陽を西都と改稱したが開平三年の正月から西都洛陽に遷つて四年住んだ、友珪も一度は立つたもの、程なく誅に伏し梁の二代目に均王は立つた、

○均王名友貞、初爲東都指揮使、友珪簒弑、起兵誅之、而卽位於汴、更名瑱、

【字解】東都、卽ち汴、卽ち大梁、

【解釋】均王名は友貞といつて太祖の第三子で初め東都指揮使であつた、兄友珪は父を弑して西都に卽位したが、親に劣らぬ不品行で少しも人望はない、均王は趙巖といふ者の計略で、友珪を誅せんと企て先づ時の有力者なる魏州節度使楊師厚と結び、師厚は更に禁軍の將なる袁象先と謀り、乾化三年二月、禁兵五千人で宮中に突入して友珪を誅した、そこで象先と巖とは傳國の寶(玉璽)を持參して汴に均王を迎に來たが、均王は汴は國家創業の目出度い地だから洛陽に參るにも及ぶまいと云つて其のまゝ汴で卽位した、然かし年號は先代通りで改めずに乾化三年と稱して居た、時に晉と岐と吳ではまだ唐の年號を用ひて天祐十年といつて居た、

晉王入幽州、執燕劉仁恭及守光、歸斬之、

【解釋】是れより先き晉の軍隊各方面から燕を侵し、周德威の如きは遂に進んで幽州の南門に逼つた、劉守光大に懼れ、使者を以て書を德威に呈し和議を申入れたが、其の文言は悲哀を極めた、德威は使者に向つて、大燕の皇帝卽位間もなきに斯くも弱音を吐き給ふとは恐縮に存ずる、拙者は晉王より只罪を討てといふ一言を承つたのみで其の他の事は一切何も存ぜずと云つてはねつけた、程なく燕の屬地は悉く晉に降つたから、守光は北方の契丹に泣付いて援軍を願ふと、契丹は、あんな信義のない奴を救つた處で無效だと云つて助けて吳れぬ、是歲十一月晉王は親ら幽州城下に出馬して四面から總攻擊を行ひ、遂に城を取つて劉仁恭を擒にした、守光は妻子を伴れて一旦逃出したが、道に迷つてまご〳〵して居る處を、人に捕へられて晉軍に突出された、晉王は守光が父

劉守光が侵入に趙(卽ち鎭州)で備ぶるを援けるといふ名義で、梁より兵を入れて遽に其の深冀を取つた、故に襲と書いたのである、そこで趙の王鎔は義武(定州の軍名)節度使王處直と共に晉王存勗を推して盟主として援軍を請求した(本文の書方は顚倒して居る)、此の時梁主は更に王景仁等を大將として鎭州に逼る、晉王急に自ら將として之を救ひ、明年乾化元年正月、兩軍柏鄕縣に合戰し、晉軍は周德威の軍配で大に梁兵を破り斬首二萬級に上つた、初め鎭州の危急な時趙から燕にも援兵を乞ふた處が返辭がない、然るに今梁に勝つたとなると、使を鎭定の二節度に遣はして、諸君は晉王と梁を破つた趣だが、僕も諸君の爲めに三萬の精騎を引率して出馬する積りである、然かし四鎭か集合しては盟主が無くてはなるまいが、諸君は僕を何の地位に置く考か、先づそれを聞いてからにしやうと申送らせて來た、晉王は面の皮の厚い馬鹿物もあつたものだと笑つたが、諸將はいくら馬鹿でも、腹心に居て邪魔をされては困る、先づ之を片付けてそれから南伐するに如くはないと云ふ、是れも尤もと評議が一決し、乾化二年の正月、晉の周德威は鎭定の二將と兵を合せて連戰連捷して、遂に幽州の城下に攻寄せた、劉守光周章して梁に急使を走せて援を賴つたから、梁主は自身出馬してやつと河北の地に乘込むと、趙晉の數百騎に再度旗下に斬入られ、晉の大軍に押寄せられたと早呑込をして味方から總崩れとなり、梁主も大狼狽して態々百五十里の路を迂回して逃げる處を、土地の百姓共は面白半分に鋤鍬で逐掛ける、器械兵粮の分捕實に數へ切れぬ程あつた、梁主は九死の中にやつとの事で一生を得、後から聞けば其の出合つたのは晉の先鋒中の一小部隊であつたと分つた、

是れより先き、梁主は已に病氣になつて居たのである、それをも推して折角出馬すると、小敵の爲めにこんな大敗を取つて實に面目もないし(慙)腹も立つ(憤)、洛陽に著いて近臣に、吾れは天下を取らうと三十年が間仕組を立て、折角甘くいつたと思ふと、大原の克用奴が產み殘した小忰が又もや勢力を引返して斯くも盛になつたとは何事ぞ、吾れ彼れが志望を見るに仲仲小さなことではない、それに天は最早我が壽命を奪ふ時に廻り合せて來た、此方の子供共はいづれも弱蟲、とても彼れの敵ではない、あゝ行末を思へば國どころか、吾が一身の墓地もないと煩悶して語つたと云ふ、是れからは病勢は愈〻劇しくなり疳癪もつのつて來た、

元來梁主の長子友裕は早く死に、其の次は養子の博王友文で常に汴の留守をした、次は實子の郢王友珪だが、至つて氣に入らぬ、次も實子で均王友貞といつた、梁主は本は無賴者又盜賊とはいへ、其の不品行といつたら實に甚だしい、養子の友文の妻王氏の美を愛して常に近づけて居た所から友文も愛して、病氣の重くなつた時に遂に位を友文に傳へやうとし

大に立腹して、地方三千里帶甲三十萬の主が自ら帝王と稱したとて誰れが差止める權利がある、好し此方から名乘り出さうと意氣卷く、臣下もあきれて善惡云はずに捨置いたが、いよ〳〵今年の八月に皇帝と稱することにした、孫鶴といふ者は見るに見かねて大に諫めると、守光は之を引倒し、土を其口に詰めさせて斧で骨を斬離し、然る後即位式を擧げ、年號を建て、應天といつた、其の日に契丹人が侵入して管内の平州を陥れた、晉王存勗も即位を聞いて、それなら鼎の輕重を問ふてやらうと大笑して云つた、

鎭州王瑢、定州王處直、推晉王爲盟主、梁攻鎭州、襲取諸郡、晉王伐其兵於柏鄕、大破之、晉帥二鎭伐燕、梁主救之、大敗走歸、先是梁主已有疾、至是慙憤曰、我經營天下三十年、不意大原遺孽、更昌熾如此、吾觀其志不小、我死諸兒非彼敵也、吾無葬地矣、疾愈劇、且加躁怒、愛假子友文之妻、將立友文爲嗣、遂爲其子友珪所弑、在位六年、改元者二、曰開平、乾化、初以汴州爲東都開封府、洛陽爲西都、遷都洛陽者凡四年、友珪自立、尋伏誅、均王立、

【字解】　鎭州、河北道、今の直隷正定府正定縣治、即ち常山、定州、河北道、即ち今の直隷定州府、諸郡、是れ亦鎭州の王瑢に屬した諸州をいふ、柏鄕、縣名、河北道趙州、今の直隷省内で州縣名共同じ、經營天下、天下を取る仕組をする、大原遺孽、大原は即ち晉陽、地名を以て李克用を指す、孽は説文に庶子也と見ゆ、然かしこゝでは必ずしも妾腹と否とを論ずるにあらず、たゞ大原の克用が産み殘した小悴といふ意、元來孽は蘖の義、親木が枯れて根から又新に芽を出して木になろを蘖といふ、昌熾、熾は火の盛におこること、兩字共さかんと訓す、非彼敵也、彼の對手ではない、即ち敵對することは出來ぬ、吾無葬地矣、吾は墓所が無い、彼れに領地を悉く取られやうといふ意、躁怒、癇癪、假子、養子、

【解釋】　鎭州の王瑢、定州の王處直は晉の大原の直ぐ東隣に據つて梁に親んで居たが、又晉にも使を通じて居たから、梁主は其れを貳心ある者と疑ひ、去年開平四年十一月兵を遣つて鎭州(王瑢)を攻めさせ深州冀州を襲取つた、是れは燕の

と爲り濟まし、其後兄の守文と戰つて之をも生捕にして又閉籠め、領内略ぼ平定したといふ所で、此の度梁に媚びて大層恭しい文句を列べて報告して來たから、それで梁より此の王號を授けたのである、然るに梁の大敵なる晉王へも同時に報告したのだ、其の書中に、欲三與同破二僞梁一といふ文句があつた、

梁夏州亂、殺二節度李彝昌一、以二其族父仁福一代レ之、夏州李氏、本姓拓跋、上世自レ唐賜レ姓、領レ鎭久矣、

【字解】夏州、關内道、今の陝西楡林府懷遠縣の西、族父、父の再從兄弟、上世、太古といふ意味の上世にあらず、先世といふ位のこと、

【解釋】四年の四月、梁の夏州に騷動があつた、是れは高宗益といふ武官が亂を作して節度使の李彝昌を殺したのであるが、軍中の將吏が程なく共同して宗益を誅し、外に守備隊を引いて出張して居た彝昌の族父に當たる仁福を迎つて立てたから、梁より節度使を授けて彝昌に代らせたのである、本文を、節度李彝昌を殺して其の族父仁福を以て之に代らしむと讀違ひてはならぬ、元來此の夏州の李氏は本姓は拓跋で漢人種ではない、先代の拓跋思敬といふ者、唐末に黨項の部中から出て黃巢を破つた功勞によつて唐の天子より李姓を賜ひ、思敬から弟の思諫、思諫から子の彝昌と夏州の節鎭を領して來たことが已に久しいことであつた、(此の李仁福の子孫が追追强盛に成行いて、宋朝に至つて西邊の大患害となつた所謂西夏が是れである、讀者注意して置くが好い)、

廣州劉隱卒、弟巖代レ之、

【解釋】乾化元年の三月、梁の青海節使なる廣州の劉隱は卒去して弟の巖は代り立つた、梁又それに節度使の名稱を授けた、

劉守光稱二燕帝一、

【解釋】劉守光は已に梁より燕王の稱號を受けたが、どうも物足らぬ氣がして濟まぬ、そこで使を隣鎭に派して自分を尊稱して尙父といつて呉れまいかと諷させた、晉王之を聞いて大に怒つたが、諸將は彼れを持上げて驕らせた方が得策だと諫めたから成程それも好からうとて、六節度使の名揃で守光を推稱して尙書令尙父と申上げると恭しく册文を贈つた、すると守光は梁主へも使を遣つて、晉ですら臣を推稱致したるに、我が年來親附する梁よりは、何んとか御沙汰ありても宜しからんと申入れた、梁でも好い加減に取扱つて置けとて、河北道采訪使といふ名稱を呈した、守光は一時大喜悅であつたが、よく／＼臣下から聞いて見ると、尙書令でも采訪使でもいくら名譽の稱號とはいへ臣下の尊稱だと云はれて

【字解】昇州、卽ち建康、今の江蘇江寧府上元縣治、

【解釋】淮南の主楊渥は已に父行密に代つて立つたが、實に不埒者で喪中に盛に酒宴を開いて音樂を奏したり、十人で抱く程の大燈籠をともして打球をしたり、何んとも手の著け樣もない所爲ばかりして居るから、旗本の左右大將の張顥と徐溫が泣いて切諫しても聽入ず、却て、汝等は此方を君と爲るに足りぬと思ふなら、此方を殺して自分達が君と爲る方が好からうなど、暴言を吐ぐ、顥溫二人は已むを得ず兵を引いて白刄を露はし、渥の左右の政を亂す者十餘人を誅し、暗に渥を嚇して氣儘を止めさせやうとした、是れから軍政の權が二人の手に歸して渥も制しかね、不平の餘、二人を除かうと謀つた、二人も不安心が重り、晉の潞州に勝利を得た頃に、遂に謀つて其の君楊渥を弑した、然るに間もなく徐溫は又謀を以て張顥を斬り、弑逆の罪を顥一人にかぶせて了つた、初め二人が弑逆を企てた時に、溫は双方の部下を用ひては心が纏らないで事を仕損じるから、我が一手でやらうと云ふと、顥は不同意を唱へた、そこで溫はそれなら君の一手でやれと顥に任せてやらせた、此の爲め今度逆黨を役人に嚴重に調べさすると、悉く顥の部下の者ばかりであつたから、世間一般全く弑逆の張本は顥一人と信じて了つたといふ、淮南の將官吏員は楊隆演を推戴して主君に立てた、是れは行密の第三子で渥の弟である、時に徐溫の勢力は盛なもので、金陵(卽ち建康卽ち昇州)の地は要害の形勢を占めてある所から、自分で昇州刺史を兼務とし、代理に養子の徐知誥を出張させて治めて居た、

梁以王審知爲閩王、

【解釋】福州の王審知は已に唐の昭宗から閩王の封號を受けたのであるが、是れは梁から新規に授けたので、開平三年の四月であつた、此の審知といふは麻履を穿いて、みすぼらしい家屋に住んで居たが、官民とも富實で、刑法は寛かに、租税が輕く、大亂世中に獨り太平の一世界を成して居た、

梁以劉守光爲燕王、守光盧龍節度使仁恭之子也、先是因其父而自領軍府、

【解釋】三年七月に梁は劉守光を以て燕王とした、此の守光といふは盧龍節度使仁恭の子である、仁恭は驕暴な奢侈な貪欲な男で、民間の錢はすつかり絞り上げて自身の居る大安山城に埋め、人民には粘土で拵へた錢を使はせた位な者である、その子の守光も無法な男で、父の愛妾と密通して父に毆られて逐はれたが、全忠の卽位の月に父が梁兵に攻められて困つて居る所へ馳付けて救つて呉れたから大喜びをすると案外にも父を罪人同様に一室内に閉籠め、自分で盧龍節度使

から部下にはまだ李嗣昭、李嗣源、周德威などの豪傑が控えて居て、克用に力を付け、それに妻の劉夫人も前に話したやうな女丈夫であるから、此の折にも夫に向つて、王は常常王行瑜が輕しく居城を棄て丶逃出し、途中人手に掛つて首を取られたのを馬鹿な奴だと笑つて御話になるではありませんか、それにどうして此の度遽に行瑜の所爲に做ひ給ふぞと云つたから、克用も遂決心して踏止つたといふ、斯樣にして太原は持ちこたへたもの丶、此方から踏出して梁と爭ふことは數年間出來かねて面白からぬ樣子で日を北方に送つて居たが、遂それで終つて了つた、彼れは部下の將吏を敍任するに唐の亡びるまで必ず奏聞の上で行つた、唐が亡び梁が皇帝と稱したから、蜀の王建は克用に使を發し、斯くなつては、仕方がないから、御互一方に皇帝と稱しやうではないかと申送ると、克用は、克用一生は決して左樣な事は致さぬと返事したと云ふ、大義の全く滅びた大亂世に、沙陀の子孫が獨り斯樣に人臣の體を失はぬとは、實に珍しい事で、先儒は彼れを唐末の第一流としたのも尤もの次第である、

克用既に卒して子の存勗が立つた、年僅に十七歲、時に去年の六月から梁兵復た晉に攻入つて、晉が恢復した潞州の城を圍んで、晝夜の別なく烈しく半ヶ月程攻續けたが、守將李嗣昭は一騎當千の剛の者で堅固に拒守して屈せずに年を踰えた、梁の軍も攻めあぐんで二重の壘壁を城下に築いて之を夾寨と稱した、內は城からの突出に備へ、外は援兵の到來を拒ぐ爲めである、する內に今は最早五月となつた、晉王存勗は諸將と謀つて曰く、上黨(卽ち潞州)は河東の藩蔽で、上黨が落ちれば河東も亡びる、且つ朱温奴が畏れ憚つて居たのは先王(克用)であつたのだ、然るに已に世を去られて吾が新に立つたのだから、彼れは聞いて吾れを小童と侮り必ず心は驕り怠るに違ない、吾れ若し精兵をすぐり、行程を倍にし、急に潞州に馳付けて其の不意に出で擊つならば勝利を獲んこと疑なし、威名を四方に取り、霸業を天下に定めんは此の一擧に在ることぞ此の機を決してはづしてはならぬと云へば、老臣宿將異議なく贊同した、そこで五月朔、兵を引いて晉陽を出發し、潞城の西に當れる三垂岡の下に到著すると其の兵を伏置いて、明朝大霧の濛濛たるに乘じ俄に夾寨に押寄せて、王は喪服のまゝ、周德威、李嗣源を先手とし、二道から坑を塡め、寨を燒き、喊を作つて斬入つた、梁兵不意を討たれて右往左往に潰走し、招討使の符馬昭を始め死傷萬餘人、分捕られた兵粮器械は山の如し、斯くして存勗は遂に潞州の圍を解き、驕慢なる梁主の膽を破つた、

淮南將張顥徐温、弑楊渥、温復殺顥、將吏推立楊隆演、徐温自領昇州、而以養子徐知誥往治之、

解潞圍、

【字解】 疾、嫉と同じ、俗にそねむ、薛阿檀、阿の音遏、寖弱、いつとなしに弱くなる、汴人、卽ち梁の兵、直抵 途中に妨げがないから其のまま眞直ぐに到著する、悒々、悒の音邑、憂也、潞州、今の山西潞安府長治縣治 夾寨、二重の寨、敵城の外に築いて內外兩面に備へる、朱溫、朱全忠といふ唐の賜名も呼ばず、朱晃といふ卽位の改名をも呼ばずに盜賊時代の本名を呼ぶ、簡精兵、簡は選也、取威定霸、威名を天下から取り、霸業を諸侯の間に定める、卽ち威光を立て丶諸豪傑の頭となる、三垂岡、今の潞安府潞城縣の西、

【解釋】 開平二年正月晉王李克用は卒去した、初め克用は多く軍中の壯士を養つて子とし、之を寵遇することは毫も實子と違はない、其の內の一人存孝といふは最も驍勇で、河東の軍中殆んど一人の及ぶ者は無い、いつも騎兵を率ゐて先鋒となり、其の身は重鎧を著して眞先に進み、鐵の棒を打振つて敵軍中に割つて入り、縱橫に驅廻ると、如何なる堅陣でも大兵でも破れた、それで其の功も亦常に拔群であつた、養子中の一人なる存信は之を嫉んで、竊に克用に彼れが朱全忠の方へ心を通じて居るやうに告げたのを存孝は聞付け、存信は常に養父から尤も愛されて居るから其の言を信用さる丶に相違がない、此方はそれを言ふた所で迚も通らん、どんな禍に罹ることかと、ひどく懼れて 邢洺磁三州の留後であつたのに遂に叛して全忠に味方した、克用已むを得ず之を討つて邢州を圍み、久しい間嚴しく攻立てると、城中兵糧盡き存孝降參して幾重にも謝罪したが、子として數州の地を舉げて 父の仇に味方をした事であれば容易には釋しかね、之を囚へて晉陽に還つて來た、克用は 素より存孝の才を惜んで居るのだから、內心には愈 刑戮と差迫つたならば、群臣中でまさか彼れの命乞を申出ぬ者もなからうと 思つて居た、然るに案外にも諸將も其の才能を嫉んで 終始一人の其事を言ふ者は無かつた爲め、とう〱 晉陽の大手に於いて車裂の刑に處せられて死んだ、克用はひどく力を落し十日間も引籠つて出なかつた、又薛阿檀といふ者があつた、是れも勇者で殆んど存孝と名を齊うして密に彼れに通して居たが、萬一其の事の泄れはせぬかと氣掛になつて自殺して了つた、是れから克用の兵勢がいつとはなしに寖弱して全く以前の鴉軍でない、唐の天復元年に全忠に攻められ、二月には河中晉州絳州を失ひ、三月には沁、澤、潞、遼等の州を失つて、全忠が兵何の苦もなく眞直ぐに晉陽城下に殺到することになつて、流石の獨眼龍も自身城壁に登つて之に備禦し寢るにも食ふにも遑あらずといふ有樣、來年の三月にも汴の軍兵は再び攻寄せて晉陽を圍んだ、幸にも汴の軍中に疫病が大流行となつた爲め引上げて還つたから好がつたが、實は克用は晉陽を見棄て丶雲中に逃込むばかり(幾)であつたのだ、處が丁度に汴の軍が右の次第で引去つた爲め其の事は止めになつた、然かし流石は李克用だ

の五代は各事項年號を繫けずに唯〻事の先後に從つて書いた、又本人は帝と稱しても梁主、唐主、蜀主など、書いて、同等に取扱つて置く、是れも時の實情に從つたのである、然かし吾が解釋では便宜上本文の主とする朝代の年號を用ふることにした、

梁主以馬殷爲楚王、

【解釋】　梁の開平元年の夏梁主は湖南の馬殷を封じて楚王とした、殷は唐の乾寧中から武安節度使として此の地方に居成になつた者である、

蜀主王建稱帝、

【解釋】　九月、蜀主王建は帝と稱し武成と建元し、其の文物典章は皆な唐の故事に倣つた、

晉王李克用卒、初克用有養子、曰存孝、最驍勇有功、養子存信疾而譖之、存孝懼禍而叛、克用討獲囚歸、惜其才、意臨刑必有爲之請者、諸將疾其能、竟無一人言、遂死、又有薛阿檀、亦勇、密與存孝通、恐事泄自殺、自是克用兵勢寖弱、唐末數爲汴人所攻、失數州、汴兵直抵晉陽城下、克用登城備禦、不遑寢食、後汴兵再圍晉陽、以疫還、克用幾欲走、會汴兵去而止、克用不能與汴人爭者累年、悒悒以至于卒、子存勗立、時梁兵侵晉圍潞州、晉李嗣昭閉城固守踰年、梁築夾寨守之、存勗與諸將謀曰、朱温所憚者先王耳、聞吾新立、以爲童子、必有驕怠之心、若簡精兵、倍道趨之、出其不意、取威定霸、在此一舉、不可失也、帥兵發晉陽、伏三垂岡下、旦乘大霧、直抵夾寨、塡塹鼓譟而入、梁兵大潰、遂

州絳州とを取つて河東道の南部を併せ、又兵を西方關內道の華州及岐卽ち鳳翔に用ひて李茂貞等を苦しめ、後ち又東の方青州を降し、南の方荊南襄陽を取るなど次第に勢力を得て、今の河南は勿論、山東の西部、直隷山西の南端、陝西湖北の中部にかけて、憚る所なく諸鎭の間に横行し、前に見えた通り唐帝を脅迫して長安の都を汴の近所の洛陽に遷してとうとう唐の天位を簒奪し、名を晃と改めて大梁の金祥殿中に卽位した、間もなく其の兄全昱を封じて廣王とした、此の全昱は兄弟にも似合はず弟の所爲に大不平で繁華な汴に同居せずに常に碭山の故郷に栖んだといふが、弟の帝位に卽いて大得意で身内を宮中に招き祝宴を開いた時に、酒が盛りになつて愈〻目出度い〳〵の聲が起る最中、全昱は畏しい眼で弟の皇帝を睨付けて怒鳴つた、朱三(三は全忠の行)、汝は天子となつたの邪、能く考へて見よ、汝の身分といへば本碭山の土百姓で黄巣の手下になつて盜賊を働いた奴ではないか、天子は其の罪をも尤め給はず、如何にも汝を四鎭を兼ねての節度使にまでされたといふは、何ぞ汝に對して負かるゝ事のあるどころか、海山の高さ深さも及ばぬ大恩、然るに奈何して汝は一朝にして唐家三百年傳來の社稷を滅して、自身は得意で帝王に爲るなどゝは不心得千萬である、それで天罰を遁れることが出來ると思ふのか、行末は汝が一家一族も滅亡するに違はないぞと叱付けたから、折角の祝宴も滅茶滅茶になつて終つた、全昱の一言は時も時、又梁主の功罪、梁室の興亡に於ける斷案で盡せり至れり、編者特に此に掲げたのも面白い、外國では斯樣な穢はしい憎らしい者も天子となり、人民も之を君主として戴かねばならぬ時がある、史を讀む者は斯樣な處で大日本の國恩の難有さを知るが好い、

さて梁は唐位簒奪して皇帝と稱したものゝ、それは自分免許の名稱で、實際天下を一統した譯でもなく、七十餘州を手に入れて諸鎭の中で比較的大きいと云ふまでゝあるから、此の頃李克用は太原に據り晉に王として十七州を有ち、李茂貞は鳳翔に據り岐に王として二十州を有ち、楊行密は楊州に據り吳王と爲つて淮南方面の二十八州を有つたが去年の冬卒去して其の子の渥が之に代つた、王建は成都に據り蜀に王として四十九州を有ち、錢鏐は杭州に據り吳越王と爲り浙の東西十一州を有ち、王潮は福州に據り卒去後弟の審知が代つて閩王の封を唐から受けて閩中の五州を有ち、馬殷は長沙に據つて湖南附近の二十二州を有ち(楚)、劉隱は廣州に據つて嶺表三十三州を有つた(南漢)、此の外に劉仁恭の如きも幽州に據り十八州を有つて居た、斯樣に皆唐の末年から諸州に割據して、天下は實際誰の所有ともなつて居ない(故に年號の如きも梁では開平と改元したが、晉、岐、淮南は猶ほ唐の天祐の號を用ひ、來年に蜀では武成といつた樣に混雜して適從の仕方がない、又略史で一一書き分ける譯にも行かぬから本書は此

た爲め孟子などに梁惠王といつてある、大梁は卽ち汴と同
地で今の開封府だ、

○梁太祖皇帝初名溫、姓朱氏、碭山人、朱五經之子也、少無賴、從黃巢爲盜、降唐賜名全忠、初鎭汴、攻幷徐州兗州鄆州、攻河北河東諸郡、屢與李克用交兵、尋取河中晉絳、用兵華岐、東降青州、南取荊襄、橫行諸鎭間、刦遷唐都於洛、遂簒唐、更名晃、封其兄全昱爲王、嘗罵之曰、朱三汝作天子邪、汝從黃巢作賊、天子用汝爲四鎭節度使、何負於汝、奈何滅唐家三百年社稷、自爲帝王、行當族滅矣、是時李克用王晉、李茂貞王岐、楊行密爲吳王、王淮南、行密已卒、子渥代之、王建王蜀、錢鏐王兩浙、王潮據閩、已卒、弟審知代之、馬殷據湖南、劉隱據廣、皆自唐末以來、割據諸州、

【字解】碭山、縣名、河南道宋州、今の江蘇徐州府碭山縣、朱五經、本名は誠、五經を教授した爲め此の綽名があつた、無賴、晉灼曰く、賴利也、無利於家也と、ならず者、諸郡、唐代に天寶年間一時州を郡としたことがあつたが其の前後に郡はない、著者偶〻筆につれて書いたまで、實は諸州である、朱三、三は全忠が行である、行の事はすぐ前の鄭五の下に解した、四鎭、宣武、宣義、太平、護國、兩浙、浙東、浙西、閩、今の福建地方、廣、今の廣東地方を指す、

【解釋】梁の太祖皇帝は初の名は溫といつて姓は朱氏、河南道宋州内の碭山縣の人である、朱誠綽名せられて朱五經と云はれた者の子で、若い頃からならず者で黃巢の組下となつて賊を働き、巢が長安に入つた頃は華州の守備を司つて居たが、巢の勢力が次第に衰へて來るのを見て近く滅亡を免れぬと考へたから遂官軍に降參した、溫は巢が將では勇名の聞えて居た者であつたから、僖宗皇帝は喜んで之を河中行營招討使とし名を全忠とまで賜つた、全忠最初は宣武軍を領して汴州を領して居たが追追攻めて徐州兗州鄆州と東方を併せ、更に鋒を北方に轉じて河北道河東道の南端諸州を攻めて李克用と幾度となく合戰し、遂に河中卽ち今の蒲州と其の北の晉

臣劉季述に立てられた爲め廢太子とはなつたが、當時幼沖で何にも心があつたのではないから其の罪でない事は昭宗も承知であれば、昭宗の後は裕は嗣べき筈である、然るに年齢は已に壯（三十歳を指す壯でない）であるから、全忠は自分に不利益であると考へて之を惡んで立てない、此の頃祚はやつと十三歳であつたからそれで立つことが出來たのである、卽位の折に名を柷と改めた來年の二月になると、全忠は蔣元暉に内命を下し、社日の祝に託けて德王裕及び棣王虔王祁王などゝいふ九人の王を九曲池の宴會に招かせ、醉つた時分に悉く絞殺して尸は池中に沈めて了つた、是れ等は皆昭宗の子である、六月には前宰相の裴樞を始め三十餘人を殺して黃河に流し、十二月には何太后を弑した、是れから全忠は相國となり、九錫（度度前に見えた）を加へられ、禪位を受ける下地も出來た、帝の在位は改元なく、矢張先代の天祐を用ひて居たが、天祐も滿四年にならぬ内、卽ち四年の四月に唐の帝位を梁の朱全忠に禪つて、廢せられて濟陰王といふ名義を以て曹州に遷され、棘の圍のある家の中に入れられてあつたが、來年の二月に遂弑されて十七歳で終つた、是れで高祖太宗の力で全盛を極めた唐の天下も血統も斯樣な憐な狀態で滅亡したのである、天祐四年といふは卽ち皇朝醍醐天皇の延喜七年丁卯の歳で有名な菅相公薨去の四年後の事である、唐は高祖から此の哀皇帝までの代數は二十で、凡て二百九十年の星霜を經た。

卷六

○五代

【解釋】 五代とは梁唐晉漢周を指して呼ぶ歷史上の名稱である、又五季とも呼ぶ、此の時代は群雄割據の亂世で、大一統の朝なく、朝代の命數も短くて梁の十七年は最も長い、故に五代を通じて僅に五十四年に過ぎない、而かも爭奪亂鬪、殆んど虛歳なく、道義地を掃ひ、文物全く替れた暗黑世界で、五季の名稱ある所以も此の爲めである、季とは末で、春夏秋冬の末月を季月といふと同じく衰亂の世を季世といふ、實際は唐宋は大一統の朝廷で、此の五季は其の過渡期に過ぎぬのである、歷史家は此の五季の代名を後梁後唐などゝ、皆後の字を冠らせて呼ぶ、是れは前代と混淆させぬ爲めである、

梁

【解釋】 朱全忠唐より梁王に封爵せられ尋で禪を受けたから其のまゝ國號とした、然かし唐の封爵の梁といつたのは全忠が汴に居たからだ、戰國時代の魏惠王は大梁に都し

に彼れの姓名を書入れ、直ぐ平章事に任命するとに定めた、宰相の任命には餘り手輕な又早速な事である、是れは乾寧元年の二月の話だが、此の折、相府の役人が走つて鄭綮の家に報せると、綮は笑つて、諸君それは大間違だ、天下に何程人物が乏しくならせた處で、まだ宰相の番は鄭綮には廻つて來なからうと云つて少しも信じない、すると程なく御榮進目出度うござると賀を言ふ客人がぞろ〳〵やつて來た、綮もこゝになつて、さも迷惑相に首を掻きながら、歇後の鄭五も宰相となるやうでは、今日の天下の事は最早知るべしだと嘆聲を發したと云ふ、信に鄭五の言の通り、當時政府に於ける人物の拂底や政府の居動の輕いので最早時事の成行きは推量される、然かし此の鄭五は成程堂堂たる天子の宰相には貫目は輕かつたであらうが、本傳を見るに彼れは以前淮南地方の刺史を勤めて居た時、折りしも黃巢は大に其の近隣を荒して掠奪した、然るに鄭刺史は落付拂つて一書を巢に遣つて、吾が管轄内は御免を蒙りたいと云ふと、巢は笑つて承知致したとて遂に其の一州だけは災難を免かれた、朝廷に入つてからも時事の闕失を必す上奏して論列した、又宰相拜命の際は幾度となく辭退せるも、聽届けられぬから三月餘り其の職に居て遂罷めたが、其の間言ふ事決する事は實に正當なもので平生の恢諧などの風は少しも無かつたとある、然らば綮は決して亦凡庸の士ではない、

上在位十七年、改元者七、曰龍紀、大順、景福、乾寧、光化、天復、天祐、子立、是爲哀皇帝、

【解釋】帝は卽位の來年改元して在位は十七箇年、其の間の改元は七回で、龍紀は一年、大順は二年、景福も二年、乾寧は四年、光化は三年、天復も三年、天祐は元年に帝は弑されたから帝の世には一年だが、尙ほ四年まで續いて唐の終を告げた、帝の子立つ、是れを哀皇帝と爲す、

○哀皇帝初名祚、昭宗有廢太子裕、已壯、全忠惡之、祚以幼得立、更名柷、全忠殺裕等九人、皆昭宗子、全忠爲相國、加九錫、帝在位仍稱天祐、不四年、禪于梁、尋被弑、唐自高祖至是二十世、凡二百九十年、

【解釋】哀皇帝、一に昭宣皇帝に作る、哀は當時の諡で、昭宣は後唐の明宗の時に奉じた諡である、帝名は祚といつて昭宗の第九子であつた、昭宗には既に太子の裕があつて一旦賊

生命を縮めるより外はない、且つ其の後に幼君を立てれば自分へ禪讓させるにも至極便利と、汴より判官の李振を洛陽に遣り、都の取締をさせて置いた蔣元暉及び宿衛の將朱友恭、氏叔琮と事を圖らせた、元暉は八月朔の夜半に百人の武士を選み俄に宮門を叩くと、内から宮人の裴貞一が出て來たのを矢庭に斬倒して帝の居られた皇后の房に踏込む、帝は遽に起つてぐる〳〵柱を繞つて走る、昭儀の李漸榮は身を以て帝を蔽ひ倶に賊刄に斃され、皇后だけは元暉に泣付いてやつとの事でたすかつた、元暉はそこで貞一と漸榮が帝を弑した事に拵へて汴に報告すると、全忠大に驚いた樣子で直ぐに洛陽に馳來つて柩の前に慟哭し、罪を友恭と叔琮の手落ちに歸し二人を刑した、友恭は刑に臨んで、我を賣つて天下の謗を塞いだ處で、鬼神の目をどうすると叫んで殺されたと云ふ、帝崩ずる年三十八、

上自卽位、非不夢想賢豪、卒不用之、嘗有朝士鄭綮、好恢諧、多爲歇後詩、嘲時事、上意其有所蘊、手注班簿、以爲相、堂吏走告不信、已而賀客至、綮搔首曰、歇後鄭五作宰相、時事可知矣、

【字解】 夢想賢豪、優れた人物を用ひたいと其の人を夢にも見る程想ふ、殷高宗夢に眞相傅說を得た事は本書卷一に見えた、恢諧、おどけ、歇後、歇は止也、半分から下（後）の語を切（歇）つて言はぬ、例へば友于とは友于兄弟の歇後語、貽厥とは貽厥孫謀の歇後語である、一種の謎語で意味を言外に持たせる、所蘊、胸に量見を持つて居る、蘊は包み藏す義、注班簿、注は記也、班は位次也、役員の官位次第を載せた帳面に其の姓名を書込む、堂吏、宰相の官府付の役人、鄭五、兄弟から後兄弟、再後兄弟、三後兄弟までの内で一二と次第を付けて呼ぶ、之を行といふ、鄭綮の行は鄭氏で第五に當る故に斯く呼ぶ、是れは唐代の風習である、

【解釋】 前に見えた通り、帝は英氣あつて前烈を恢復せん志を持つて居たから、どうか賢明豪傑の士を得たいものと常に其の人を想ふ熱心はないではなかつたが、末世の悲しさ遂之を用ひずに終つてしまつた、嘗て朝士に鄭綮といふ進士出身の役人があつた、此の人はおどけ好きで、多く下まで言切らぬ語を用ひた詩を作つて當世の出來事を彼是評判して嘲ける、それが一種の格調を爲して人目に著いたものだから時の人は鄭五が歇後體と呼んだ、帝の近侍中には折折其の詩を御前で話出す者があつた爲め、帝は之を見ると一種隱微な味を持つて居る、そこで帝は彼の胸中には必ず天下を料理する量見を蘊蓄して居るに違ひないと呑込み、手づから役員簿

弑ㇾ之、

【字解】 驅徒、無理に逐立てゝ徙す、鄙語、下世話、俚諺の類、紇干山、一名は紇眞山、今の大同府大同縣の東にある、或は云ふ、干は眞の訛であると、紇眞とは胡語で千里といふ意、高いから斯く名づけたのであらう、山頂の雪、夏でも消えぬ故に雀を凍殺すの語がある、生處、生きて居らるゝ土地、何所、何れの方面、沾巾、此の巾は手拭の類、以興復爲辭、帝室を興復するといふことを言草とする、眞實の忠義から出たのではないことをあらはす、

【解釋】 此の頃、晉陽の李克用も勢は下火となつて餘り手を出さなくなり、全忠のみは大功を畿内に立てゝ、其の威勢は天下に震動するといふ有樣になつた、そこで彼れはそろそろ泥坊の本性を現はして帝位を簒奪しやうといふ氣になつて、其の樣子が自然人目にいつて來たから、宰相の崔胤は今は氣味悪しくなつて、宿衞の兵備を充實して李茂貞に備ふるといふ名義で却て全忠に備へて居た、全忠もそれと悟つたから天祐元年の正月密に胤の專權を訴へて之を除かうと願ふと、帝は許すこともならず、さりとてそれなりにも出來ぬ爲め、胤を罷めて貶官したが、全忠は尚ほも氣が濟まず、密に兄の子朱友諒に命じて胤及び其の黨數人を殺させた、これで最早自分の所爲に對して今後異論を唱ふる程の者もないと見たから、遂に自分は河中まで出張して部將を都に上せ、長安は常に邠岐の兵に逼られて騷擾絶間なければ、洛陽に遷都し給へと奏上させた、時に帝は延喜樓に御されてあつたが、樓を下れば汴軍は、最早百官を急立てゝ東行を迫つて居る、加之都下の士民までも無理に逐立てゝ同時に徙すのである、そして片端から宮城を始め百司の建物人民の家屋までを打毀し、其の材木を渭水に浮して河水に出し悉く東京へ持つて來るのである、これで長安は全く何もない野原となつてしまつた、何んたる亂暴な所爲であらうぞ、帝は途中華州の興德宮に宿り、近侍の者に話されたには、下世話に、紇干山の上は寒さが烈しく雀を凍死させる、雀よ雀よ、羽根持ちながら、何ぜに生きられる土地まで飛んで行つて氣樂に暮さぬと申すが、まゝならぬは浮世の習で、朕も今は斯くおちぶれて、末は如何なる方面へ落著くものやらと悲嘆して、墮ちる涙は手巾を濡した、二月に陝(今の河南陝州治)に到著したが、東京の宮城が未だ落成せぬ爲め此處に逗留して四月になつて洛陽に入つた、此の時までに全忠は帝の近臣も供の者も悉く殺してしまつたから、帝の左右は皇后と二三の女官を除く外見識つた者は一人もない、六月になると李茂貞及び蜀の王建などは檄文を四方に移して朱全忠の罪狀を鳴らし、帝室興復を言草に兵を繰出して東伐する樣子を示した、そこで全忠も西上して之を討たうと思つたが、帝の英氣がある所から、自分の不在中に、何んな變事を内部に起すかも知れぬ、これが氣掛りになつて、どうも思ふまゝに出發しかねる、苦心の末、遂帝の

復二年の夏再び出發して大に茂貞を今の寶雞縣に破り進んで鳳翔を包圍して來年の正月に及んだ、大雪で城中は食糧盡き、餓死道路に盈ちて、市中では人肉一斤百文、犬肉五百文の相場であつた、帝の如きも自身の御衣や小皇子の衣を賣拂つて食物を求めるに至つたと云ふ、斯くなつては李茂貞も詮方なく、遂に帝に勸めて韓全誨等を斬り、使を以て首を全忠に示して戰を止めるやう詔した處が全忠も承知した、時に李茂貞の方で鳳翔に於て誅した宦者は七十二人であつたが、全忠は同時に京兆に令して捕殺したのが九十人に及んだ、然るに全忠帝を奉じて長安に還ると、崔胤の建議によつて宦官の禍根を絶滅することになつて、全忠は兵力を以て宦官數百人を驅出し悉皆之を殺した、尙ほ地方へ派遣されて居た者共は其の所在地に詔して之を誅した、但黃衣を著た幼少の者三十人丈をたすけて宮中の拭掃除の役に充てたと云ふ、此の宦官と云ふは內侍省に屬し、前に見えた通り太宗の遠慮を以て決して三品官を置かず、其の徒は皆黃衣を著、扶持米を受けて、奧向きの門を守り上命を傳達する位の役に過ぎなかつたのに、玄宗が高力士を寵任して以來彼れ等の勢力漸く盛に、遂に國家の謀議に預り、後には觀軍容使として征伐を監督し中尉として宿衞の兵權を握り、文宗以後は天子を廢すも置くも其の手の中のものとなつて、我儘增長の極、定策國老とか門生天子とかの稱號が出來るまでに立至つた、是れは帝を立てるに盡力した宦者楊復恭が人に遣つた手紙に書いた語だが、國老を以て自ら居り、萬乘の君を門下生に蔑視するとは何んたる事ぞ、劉季述が帝を詰責して汝を以て呼んだのも怪むに足りない、是になつて崔胤朱全忠が毒手に罹り、其の黨類大に誅殺せられて滅盡した、天の善惡に應報することは實に畏るべきではないか、然らば此の黨類が盡きたから、王室を恢復すべきかといふに、衰弱に衰弱を重ねて來たのであるから、矢張此の惡黨の滅亡と其の終を同じうせねばならぬ、是れ亦姑息優柔驕奢の應報である、さて此の度の功勞で朱全忠は東平王から爵を梁王に進められて汴に凱旋した、

全忠威震天下、有簒奪之志、胤懼爲之備、全忠表請除胤、密使其黨殺之、遂請上遷都東京、促百官東行、驅徙士民、上謂侍臣曰、鄙語云、紇干山頭凍殺雀、何不飛去生處樂、朕今漂泊不知竟落何所、泣下沾巾、上至洛陽、李茂貞等移檄、以興復爲辭、全忠將西討、以上有英氣、恐生變、遣人入洛

諫めるから、帝は致し方なく其の事を罷めた事があつたが、抑も是れは宗室の禍を取る發端となつて、四年の八月帝が華州の行在に居る時に、韓建は先づ宗室諸王が陰謀を持つてあれば速に除き給へと奏上したが、固より無實の事であるから帝は取上げずに置くと、建は樞密使劉季述といふ宦官と詔命と矯めて兵を發し、不意に諸王の宅を圍んだ、帝の弟通王始め十一人は亂髪のまゝ屋根に逃上つて、宅家(唐末宮中で斯く帝を呼んだ)救ひ給へ救ひ給へと叫びながら、悉く殺されてしまつた、事實は斯樣に韓建と劉季述と合同でしたのだが、本文は今宦者の惡事が積んで滅亡に至る事を敍する前置に此の一條を書くのだから季述だけの名を出したのである、さて帝は已に還御になつて光化三年の六月に宰相の崔胤と謀つて平生憎んで居た宦者二人を殺した、すると猛惡畏るべき劉季述は其の黨類と謀り帝の隙を狙つて居るとは知らず、帝は醉氣に乘じて夜中手づから數人の侍女を殺した、季述は之を聞くと時こそ來れと明早朝に千人の兵士を引いて宮門を打破つて押入り、昨夜の行迹を一應取調て出て來て、斯樣な暴主は社稷の爲め廢せざるを得まいと崔胤を始め百官に署名させ、それを口實に再び宮中に入つて帝に廢位を申渡し、直に皇后及び僅數人の妃嬪を附けて之を少陽院に押籠め、自ら帝の罪を一々擧げて之を呼ぶのに汝汝と云つた、是れからは土塀に穴をあけて飲食を通じただけで、其の外には一物も與へぬ、妃嬪の哭聲は外に漏れて聞えた、斯くして季述は太子の裕を立て、百官及び將士に爵位褒賞を加へた、宰相の崔胤は季述には表面は逆はずに居たが、固より宦者とは大反對で、それに是れもなか〳〵の狡黠者であるから竊に神策指揮使の孫德昭に說付け、其の歳の除夜に兵士を手分けして、明くれば天復元年の元旦に不意に劉季述等同謀四人を生捕にして之を族滅した爲め、帝は其の日から復位した、然るに崔胤は猶ほ悉く宦者を除かうと謀る、宦者の方でも之を覺つて胤を除かうと日夜其の策略を運して居る、崔胤の方は朱全忠と表裡し、宦者の方は李茂貞と結托する、時に朱全忠は齊桓晉文の例にならひ、天子を挾み諸侯に令して天下に霸たらん意を持つて居た、崔胤は事の愈〻切迫した處から、急に密使を馳せて車駕を迎取るやうに申送ると、全忠は遂に意を決して、是歳十月汴州を發軍した、宦者の韓全誨等之を聞ひて大に畏れ、其の黨と兵を殿前に整列させつゝ、帝に奏すらく、全忠陛下を刼して東都に幸せしめて禪位を迫る心組なれば、早く之を鳳翔に避け給へと促す、帝はなか〳〵承知せぬ、すると全誨の黨は殿中に火をかけたから、帝は后妃諸王百餘人と泣く〳〵馬に上つて出ると、かねて諜し合せた事と見えて李茂貞は途中に出迎え遂に鳳翔に入つた、全忠は先づ華州に往いて韓建を降して悉く彼れが貯蓄を取上げ、更に進んで鳳翔城の東まで押寄せたが歳暮にも近いから其のまゝ東に還り、天

十人備洒掃、宦官自文宗已後、廢置在其掌握、至有定策國老、門生天子之號、及是大被誅殺、全忠由東平王進爵梁王還汴、

【字解】小陽院、東内にある宮殿の名、諸侯、當時の節度使は土地人民を私有して古の諸侯に異ならぬ故斯くいふ、如鳳翔、如は往也、黃衣、宦者の服色、玄宗紀に見えた、然かし後世は其の宦位の貴い者は著ぬから、黃衣は賤しい者ばかり著た、洒掃、ふきそうじ、定策國老、天子を定策した國家の元老、宦者自分で天子を立てた大功勞として斯く尊稱する、門生天子、門生同樣の天子、唐代士を取るに、取られた士は時の試驗官に對して門生と稱した、宦者の量見で天子に定策するのだから彼れ等は天子を視ることは門生と同樣だ、故に斯ういふ、

【解釋】初め李克用が入援して渭水の北岸に屯して控えて居る時には、李茂貞韓建の二人は之を憚り畏れて、朝廷に對して禮儀通りに恭しく事へた、それ故朝廷の貴近もあのやうな事を克用に云遣つて晉陽に引取らせたのであつた、然るに半年も立たぬ内に岐華の二鎭は本性を現はして再び橫柄になり、乾寧三年の七月茂貞は烏渡した事を口實として兵を舉げて都に上り、官兵を破つて禁闕を犯した、帝は李克用にたよつて晉陽を指して渭北まで來ると、韓建は華州から馳せ參つて申すには、當今藩臣の跋扈は茂貞一人に限ることにあらず、陛下若し晉陽の如き邊鄙に行幸なされては還御は實に覺束なし、臣の華州は兵力微弱とは申せ都へは近く、陛下が興復を圖り給ふには屈竟の地でござりますと無理に勸める、且つ帝も晉陽の遠いのに氣後れして遂華州に出奔した、韓建は好い物を手に入れたと喜んで、諸鎭に檄文を飛ばして軍資兵粮を行在所に獻納するやうに申送つた、李克川は之を聞いて、去年我が言を用ひられたら斯樣な事はなかつたのだ、韓建は天下の間抜者の癖に餘計な世話を燒く、今に茂貞か朱全忠の捕虜となるのにと云つて、兵を派遣して、入援させた、兎角する内に三年も暮れ四年も過ぎて光化元年となり、朱全忠が皇宮を洛陽に營み車駕を迎取る由、頻りに風聞せられたから、茂貞は勿論、建までも皆懼れて、俄に長安の宮闕を修繕して還御せられ度しと願出た爲め、其の春建に詔して修宮闕使とし、八月に帝は長安に歸つた、

是より先き乾寧元年、帝は畿内に盜賊橫行して宮垣内に入つた程の事があつた爲め、深く之を悲へて一門の諸王に各兵に將として都下城內等を巡行して警戒させ、又時にそれを四方に派出して各藩鎭を慰撫させたなら都合宜しからうと其の手筈に及んだ處が、宦者の方でも朝臣の方でも時の有力者は、帝室に兵權を執らせては自分達の事をするのに妨げにならうと考へ、南司からも北司からも交互に上奏して其の不可を

然かし克用は私に敕使に向つて、朝廷の御意中は何んとなく克用を疑はる丶やうなれども、實は茂貞を除かねば關中は決して安寧になるべき日は無しと云ひ、又上表にも、臣は此の度大軍を引率致したる事なれば、是れより直ぐの入朝御遠慮申上ぐると云つて立去つた、彼れは剛猛至極の武人であるが、上下の禮儀を辨へて居り、又聊も毒氣と鄙劣心を持たぬ快男兒だから斯く無事に濟む譯で、決して微弱な朝廷の貴近が小刀細工の計略に載せられたのではない、

錢鏐克越州、董昌伏誅、

【解釋】三年錢鏐の將なる顧全武が進んで董昌を破り越州を包圍すると、昌始めて懼れて帝號を去つたもの丶、尙ほ牙城に據つて容易に降伏せぬ、其の内に楊行密は淮南に跋扈して蘇州を取つた爲め、錢鏐北方にも警備せねばならぬ形勢となつて、遂に詐を以て董昌を城から引出して之を斬り越州を取つた、故に克といふのである、やつとの事で勝つた意だ、是れから、錢鏐は兩鎭を兼領し、勢力を東南に振ふやうになつた、

初李克用屯渭北、李茂貞、韓建憚之、事朝廷甚恭、克用去、二鎭復驕慢、茂貞擧兵犯闕、上出奔華州、克用遣援、

又聞朱全忠營洛陽迎駕、茂貞與建皆懼、奉上還長安、先是嘗令諸王將兵巡警、又欲使出四方撫慰藩鎭、南北司用事者恐其不利於己、交諫以爲不可、上不得已罷之、上在華時、宦官劉季述圍殺諸王十一人、至是季述幽上於少陽院、而立太子裕、同平章事崔胤說神策將、討誅季述、上復位、宦官謀去胤、時朱全忠有挾天子令諸侯之意、胤以書召之、全忠擧兵來、宦者韓全誨等刼上、如鳳翔、全忠圍之、李茂貞遂殺全誨等、奉上還長安、全忠以兵驅宦官盡殺之、其出使外方者、詔所在誅之、存黃衣幼弱三

將移兵岐華、貴近恐沙陀太盛止之、克用自隴西郡王進爵晉王、引兵還晉陽、

【字解】 岐、岐陽卽ち鳳翔、貴近、貴官近臣、

【解釋】 錢鏐が董昌を討つた月に、鳳翔節度使李茂貞華州節度使韓建及び邠州節度使王行瑜が三鎭打揃つて兵を擧げ宮闕を犯した、此の三鎭は舊來の河北諸鎭の所爲に倣つて互に相ひ表裡して朝命に抗し何んとも制しにくゝなつた、それに皆畿內にあつて帝都の腹心で我儘を働くのであるから實に困る、元來畿內に八鎭あつて左右の神策軍に屬し天子の親兵になつて居るのであるが、此の度韓建と王行瑜とは、各〻自分の管內に近い一鎭づゝを下し置かるゝやう要求したのを許されぬと其の他二三の無理な願の通らぬを不平として、各〻申合せの上、精騎數千を引率して入朝を名義に長安に入つたのである、帝は親ら安福門に臨御して入朝の次第を詰問すると、彼等の言には、南北司は互に朋黨をして軋り合ひ、それに宰相の韋昭度と李谿とは失策ばかりして宜しくないから誅しに來ましたと答へて、直ぐに兩宰相及び大官數人を殺した、實に不法千萬の事である、加之、彼れ等の本意は更に進んで帝を廢し、皇弟吉王保を立てやうとしたのであつたが、晉陽の李克用大兵を擧げて三人の罪をたゞしに來ると聞えたから、大に驚き各〻其の軍府に逃返つた、然かし行瑜の弟と茂貞の義子と、禁軍の將官となつて居た者が各〻帝の邠州と鳳翔に行幸せられんことを願出て爭となり、互に都中に鬪ふ騷に帝は長安の東南に當る石門鎭に避けた、する內に克用の兵は華州に到著して韓建を攻め、更に王行瑜を梨園寨(今の邠州淳化縣治)に破り、遂に進んで邠州を攻取ると、行瑜は一族と逃落ちたが部下に斬られて首を都に送られた、帝は是れより先き都に還つたが、宮殿が焚け毀れて住處はなく尚書省に假居をする、百官中には袍も笏もない者は多かつたと云ふ、さて克用は使を以て、將に軍兵を邠より鳳翔と華州に移し、一氣に之を討平せんとする由を奏聞さすると、貴官近臣の面面は、茂貞等までも悉皆滅びてしまへば、今度は沙陀(克用)の勢のみひどく盛になつて、却つて朝廷は危くなるかも知れぬと恐を懷き、此の邊で大概止めにした方が宜しからうと評議した、帝も其の說に迷つて克用に詔書を賜はつて忠義を賞揚し、且つ無禮の一番甚しいのは行瑜であつたが、是れは已に誅に伏くたし、建と茂貞とは前非を知つて謝罪したから、討伐は是れまでとして人民軍兵を休養させよと諭し、又餘り卿に骨折をさするも氣の毒なれば入朝には及ばぬと申達した、此の度の功で克用は隴西郡王から爵を晉王に進められ、無事に勅命に從ひ歲の十二月其の兵を引いて晉陽に還つた、

於宦寺、外有強鎭、初志竟不遂、

【字解】大漸、病勢は大に漸む、天子の病の危篤なるに言ふ、明粹、通鑑に體貌明粹に作る、明は闇の反、粹は雜でない義、姿勢血色等はき〳〵して且つ鄙しい所がなく立派で敬すべき風をいふ、恢復前烈、恢は大也、烈は業也美也、前代の功業を一層大にして囘復する意、忻々焉、忻の音は欣、嬉しく思ふ、宦寺、宦官、寺の義は前に解した、竟、つゐに、初から終まで、

【解釋】　昭宗皇帝名は傑といひ、懿宗の第七子で僖宗の弟である、僖宗の病危篤となり、繼嗣の評議も内内起つて皇弟中吉王保といふが朝臣に贊成者が多かつたが、宦者の楊復恭の主張で壽王卽ち傑を皇太弟とすることゝなり、遂位に卽て名を曄と改めた、帝の體貌はき〳〵して鄙氣なく、利發な氣象を備へ學問好きであつた、兄僖宗の威令は中外に振はず朝廷の勢力日日に卑くなりゆける爲め、どうか前代隆盛の功業を恢復したいといふ希望を持つて居た、故に踐祚の始めに中外の群臣は、此の君ならばといづれも望をかけて心嬉しく思つて居た、然るに内には氣儘な宦官共に制せられて心に任せず、外には強勢な藩鎭あつて力及ばず、最初の希望は心ばかりで十七箇年の在位にとう〳〵仕遂げずにしまつた、是れは唐の運勢の窮つたので、最早誰が出た處で致方はないのである、

越州董昌僭號、昌先據抗州、錢鏐爲兵馬使、朝廷命昌帥浙東、鏐領抗州、至是昌稱帝於越、詔鏐討之、

【字解】越州、江南道、今の浙江紹興府會稽縣治、帥浙東、浙東に節度使とならせた、

【解釋】　乾寧二年の二月に越州の董昌は自ら皇帝と僭號した、昌は以前杭州に據つて居た時に、錢鏐は其の兵馬使であつた、其の後朝廷は昌に命じて威勝節度使として浙東六州を鎭せしめたから、錢鏐に別に杭州を領させて鎭海節度使とした、然るに董昌は至極虚榮心の高い男で、人民からは苛い租税を取立てゝ之を朝廷に獻じて媚び、其の寵遇に乘つて越王となり度き由を願つたが、まさかそれまでは許されぬ、彼れは遂佞人の言を喜び群臣の諫も用ひずに王どころか皇帝と自稱して喜んで居る、錢鏐も舊部下でもあり又隣地であるから一應は忠告したが、昌は迚も聽入れない、そこで之を都へ奏聞すると、是の歳五月錢鏐に詔書が下つて之を討伐させることになつた、

鳳翔李茂貞、華州韓建、邠州王行瑜、三鎭擧兵犯闕、殺宰相、謀廢立、聞李克用來討、乃去、克用攻邠州、斬行瑜、

て、是れは李克用の所爲だと言觸させた、其の内に克用は大兵を引いて河中に南下して來たから京師では大恐慌を起した、十二月朱玫等は大敗して克用進んで都に逼つた爲め、田令孜は急に帝を奉じて鳳翔に出奔した、克用も直ぐ河中まで引上げたが、亂兵共は勝手に放火し掠奪した爲め長安は再び目もあてられぬ荒原に化してしまつた、

田令孜の專權で再び斯樣な事になつたから天下中憤慨せぬ者はない、間もなく克用は上表して帝の還宮を願ひ又令孜を誅されるやう願出た、そこで令孜は復たも帝を刼して鳳翔を逃出して寶雞(鳳翔府内の縣、今も同じ)に移つた、然るに此の頃になつて朱玫等は漸く令孜に使役されたのを後悔し、何卒車駕を彼れの手より奪回せんと、五千の歩騎で寶雞に追逼つて來たから、令孜再び帝を奉じて此處を逃げ興元(州名、今の陝西漢中府南鄭縣東)に落行く、玫等追付かれず、肅宗の玄孫なる襄王熅を得て鳳翔に還り之を立て、帝と爲し長安に入つた、然るに玫の部下王行瑜といふ者出張先より都に還つて來て玫を擒斬した騒に、熅は百官と河中の王重榮を頼みに逃込むと、重榮は奉迎する體に見せて俄に熅を執へて之を殺し其の首を行在所に送つた、其の後二年目に帝は始めて長安に還つた、帝の在位は十五年で其の間改元したことが五囘、乾符は六年、廣明は一年、中和は四年、光啓は三年、文德は一年である、此の久しい間、帝は名臣賢相と社稷の大計を議し政事の得失を論じたやうな事は一度もなく、雞を鬪せたり、毬を打たり、鞠を蹴たり、音樂を奏したり、博奕をしたりして、宮中に居ても、邊僻に出奔しても狡黠無類な田令孜の如き宦官共と日に一緒に處て、十五箇年を經過しただけである、此の令孜といふ奴は宮中に出る時には、菓子其の他の物を持參して帝と差向で飲食しながら巫山戲て居た、斯樣な闇君で無紀律の朝廷であつたから、天下大に亂れて、王仙芝黃巢の樣な大賊ばかりでなく、百人千人の手下を持つた泥坊まで、至る所の州縣に蜂の飛立つたやうに群起き、之を捕へるとか討つとかいふ事に因つて、李克用、朱全忠、王重榮、朱玫、秦宗權、楊行密、李茂貞、王行瑜などの豪傑は其の間に起つて、互に毒蛇となり猛獸となり、相呑み相ひ噬みつゝあるも、威力なき朝廷は之を制することは出來ぬから、只其の成行きに任せて居るばかり、帝崩ず、壽二十七、壽王嗣いで立つ、是れを昭宗皇帝と爲す、

○昭宗皇帝名傑、僖宗之弟也、僖宗大漸、宦者立レ之爲二太弟一、遂即レ位、後更二名曄一、帝明粹有二英氣一、喜二文學一、以二僖宗威令不一レ振、朝廷日卑一、有下恢二復前烈一之志上、踐祚之始、中外忻忻焉、然而内制二

亂自立、令孜遣朱玫等攻之、重榮求救於克用、克用方怨朝廷不罪全忠、上言玫等與全忠相表裡、欲共滅臣、引兵赴河中、京師震恐、令孜刧上奔鳳翔、朱玫追逼不及、立肅宗玄孫襄王熅爲帝、玫將王行瑜斬玫、熅奔河中、王重榮斬首送行在、上還長安、上在位十五年、改元者五、曰乾符、廣明、中和、光啓、文德、日與宦官相處而已、天下大亂、盜賊蠭起、豪傑因起其間、互相呑噬、朝廷不能制、上崩、壽王立、是爲昭宗皇帝、

【字解】 挾之、挾とは物を腋にかゝへて持つて行くこと、此處では天子を伴出したにいふ、呑噬、呑はのむ、噬はかむ、他を亡し地を奪ふ形容、

【解釋】 初め帝の蜀に出奔して黃巣を避けたのは、宦者の田令孜が神策兵五百騎で帝を伴出したのであつた、此の令孜といふ男は此の上もない小人で惡いとばかりして居る、蜀の行幸に付ても自分から大手柄として、朝廷の政權は己れの心通りに施行して憚る所もない、山西省の南端に今も鹽池が二箇所あるが、當時は別に鹽鐵使の支配に歸してあつたのを、中和以來河中節度使王重榮は其の利を專にして居た、然かし年年朝廷へ三千車の鹽を獻納したのである、處が田令孜は奏して鹽池を舊制に復し自ら兩池使を兼ね、邪魔になる重榮をば他の節度に徙さうとした、重榮も帝都囘復には功勞ありと自稱して居る位の者だから、なかなか敕命通りに從らない、却て令孜が十罪を奏上した、本文の作レ亂自立とは此を指したのであらうが、亂國の事實は斯樣で重榮だけ惡いでもない、令孜はそこで邠寧節度使朱玫等に結んで之を遣つて討たせると、重榮は危急になつて救を晉陽の李克用に求めた、克用は鎭に還つて以來前後八囘まで朱全忠の罪を訴へたが、朝廷はどうしても全忠を罰しないから、彼れは之を怨んで居る最中に重榮の使者が來た、且つ克用は朱玫等も內內全忠の方に味方をして居ることも承知だから、乃上言したには、玫等は全忠と表裡になつて內外相ひ應じ共に臣を滅さうと圖り居れば、臣、自衞上之を討たざるを得ずと、又朱玫等の方でも潛に人を京城に入れ、火を付けさせたり近侍を殺させたりし

落した、然るに黄巣の旗色が其の後次第に悪くなつて來るのを見て、中和二年の九月華州を以て官軍に降參した、溫は元來黄巣の部下では有力の將であつたら、其の後朝廷から名を全忠と賜ひ、宣武節度使として汴州に居たのであつた、此の度克用の來たのは全忠等が援を乞ふた爲め、且つ大に黄巣を破つて遠く追撃してまで戻つて來たのだから、全忠は城內の上原驛に其の館舍を設備し、自分は館中に就いて之を饗應し應接甚だ恭しい、然るに豪邁の李克用、勝軍の戻掛けに降將の全忠に對するのであるから、一杯機嫌で其の語氣が頗る彼に不遜に聞えた、全忠は表向は何事なしに夕方に酒宴を畢て歸城したが、面白なくて溜りかね、其の將の楊彥洪と竊に謀つて復讐せんと、夜中俄に軍兵を發して驛を圍んで攻立てた、克用は大醉して少しも氣付かぬ、從者は氣が氣でない、之を床下に匿し冷水を其の面にかけながら大變大變と告げると、獨眼龍始めてかつと眼を開くや否、弓を手に取り起上つた、時しも大雷雨で天地は眞黑闇、醉た克用は從者につかまり閃く電光にたよつて走出で、城壁に繩を懸けて之にすがつてやつとの事で城を出ることが出來たが、汴の軍兵は尙ほ橋を喰止めて扣えて居たから、從者又も力戰して血路を開き始めて味方の本陣に達して免れることが出來た、從者の先きに遁れた者は本陣に歸つ來て變を告げたが、陣中に居た克用の妻劉氏は少しもさはがず、諸大將と謀つて軍兵を鎭靜して居る處へ克用は歸つた、克用直に其の兵を手分して全忠を攻めやうとすると、劉氏はそれを止めて、一應事を朝廷に訴へて後の事にし給へ、然らざれば私鬪となつて曲直不明に終るべしと諫めた爲め、克用實に尤もと頷いて、其のまゝ晉陽に還り、大に軍の用意を整へ、上表して全忠の罪を鳴し之を討んと願つた、然かし朝廷では何分事無しに濟ませやうと、幾度となく使者を以つて克用に慰諭して、全忠と仲直りをさせやうとしたが、克用はどうしても承知せぬ、

上發二成都一還二長安一、

【解釋】光啓元年の正月帝始めて蜀の成都を發して三月に長安に還御したから、目出度いやうなもの、、宮城は荊棘生茂り、狐狸晝に遊ぶといふ有樣であつた、

秦宗權僭號、

【解釋】黄巣は平定したもの、、それに降附した秦宗權の勢は尙ほ熾んなのみか、殺戮掠奪の暴なことは巣よりも甚しく、今の河南安徽山東江蘇にかけて殆んど炊煙を絕つといふ淋しい光景となつた、帝の長安に還つた月に宗權は遂僭號して皇帝と稱した、

上之奔レ蜀也、宦者田令孜實挾レ之、自以爲レ功、權自レ己出、河中王重榮、前作

來た、其の兵は皆黑裝束であつた爲め、賊兵は鴉軍が來たぞと云つて皆其の鋒先を避けた、克用連戰賊を破つて渭南に到著し、黃巢の軍と戰つて一日に三捷し諸軍に先つて進むと、黃巢宮室に火を掛けて遁走し、官軍遂に長安を奪回した、時に中和三年の四月で克用年二十八歲、諸將中最も若く、而も兵勢は最も盛んで、長安回復の功は第一と稱された、其の一目が眇であつた爲め人皆之を呼んで獨眼龍と云つた、黃巢已に遁れて蔡州に來ると、節度の秦宗權は逆戰して敗北し之に降つて共に陳州を圍んだが三百日を經ても落城しない、其の內に李克用の大軍が援けて來ると聞いて大に懼れ圍を解いて汴州に走る、克用追擊して大に之を破り萬餘人を殺した、餘は皆潰走したから黃巢今は千人足らずの兵となつて兗州に走ると、手足と恃んだ尙讓といふ者は已に官軍に降り巢に追及して又之を破つたから、巢が兵全く盡き、其の甥の林言といふ者は巢及び巢が兄弟妻子の首を斬り官軍に降らうとした處が、沙陀の軍に奪取られ、自分の首も其の內の一になつて行在所に獻上になつた、時は中和四年の七月で黃巢の起つてから十一年、やつとの事で平定したもの、是れから天下は騷亂引繼いて唐は間もなく滅亡に終るのである、

克用之至汴州也、朱全忠襲之、全忠者巢將朱溫也、先爲巢所遣攻陷同華、尋以華州降、賜名全忠、爲宣武節度使、館克用甚恭、克用乘酒頗侵之、全忠不平、發兵圍驛攻之、克用醉、左右以水沃其面告之、克用乃張目援弓起而走。會大雷雨晦冥、扶醉乘電光縋城出、汴人扼橋、從者力戰得度而免、克用還晉陽、治甲兵、表乞討全忠、詔和解之、不聽、

【字解】同華、二州の名關內道、今の陝西の同州華州、宣武、汴州の軍名、館、宿所を設備してとめる、侵之、向に突掛かる樣な事を言ふ、驛、上原驛、汴城內にある、扶醉、醉て居るから人につかまつて、縋城、城壁に繩を懸けそれに縁つて下る、扼橋、橋で通行を喰止める、得度、度は渡と同じ、

【解釋】先きに李克用の大に黃巢を破つた時、尙ほ之を追擊して二百餘里を馳せたが兵糧に窮して已むを得ず再び汴州に引返して來た、然るに其の節度使の朱全忠は夜中に之を襲つた、是れは以後大葛籐の種となるのである、全忠とは巢の部將朱溫の事で、前に巢の命で派遣せられ同華二州を攻

淮水を渡つて申州を攻落し、潁宋除兗諸州の境に入つた、然かし此の度は壯丁を取つて兵を増すだけで少しも掠奪はせず、自ら天補大將軍と稱して東都を陷れ、兵を引いて西して難なく潼關に入つた、然るに程なく鳳翔から長安へ來た官軍の援兵は或る不平の事より却つて賊の嚮導したため、黃巢又難なく長安に入つた、神策兵五百は遽に帝を奉じて金光門から蜀に出奔したが從つた者は四王及び妃嬪數人だけで百官は一人も知つて居なかつた、巢大に唐の宗室の長安に居た者を殺し遂に宮中に入つて自ら大齊皇帝と稱した、山東から興つた爲めであらう、是れは廣明元年の十二月の事で乾符元年の旗擧げから七年目である、鳳翔節度使始め諸道各、兵を發し長安に赴援して囘復を圖つた、

是れより先き沙陀の李國昌の子克用は兵馬副使として蔚州の戍衛に任じて居た、蔚州は大同軍の管轄である、然るに大同軍の兵馬使李盡忠等謀つて曰く、今や天下は大に亂れ、朝廷の號令は復たと四方に行はれぬやうになつた、最早前途は知れ切つたと、此れ英雄の功名を立て富貴を取るべきの好時期でないか、李振武節度の功名は天下に響いて誰れ一人知らぬ者もなきに、其の子の勇武は諸軍に冠絕して居る、若し我々が之を輔佐して事を擧げたなら、少くとも代州以北は平ぐるまでもない、一號令で歸服するといへば、衆議直樣一決して康君立といふを人目を忍んで蔚州に往いて克用に說かせた、克用は一時少しく躊躇した體であつたが、遂承引して蔚州から雲州即ち大同軍に赴くと、盡忠は雲州の防禦使段文楚といふを殺し符印を送つて之を軍府に迎へ、朝廷に上表して許可を願つたが許されぬ、二三ケ月立つと朝命では國昌を大同節度使に任じた、是れは斯くすれば克用もまさか父を拒ぐとはなるまいと考へた小刀細工である、然るに國昌も大同振武と父子地を接して節度たらん心組であるから命を奉じない、いかにも親子で兵を合して隣軍を刼した、そこで河東昭義の兩軍は之を討つたが大敗北して昭義節度使李鈞が戰死した、以上は咸通五年の正月から十月の間で王仙芝の死んだ歲の事である、克用忻州代州に寇して晉陽即ち太原に逼つた、然かし程なく盧龍即ち幽州節度李可擧に破られ、蔚朔節度李琢も國昌を破つたから、國昌父子散散の體で達旦に逃亡した、達旦は即ち韃靼で滿洲人種の一部、歷史に見えたるは此處が始である、然かし克用は、黃巢追北に向ふ由なれば中原の患をなすに相違なし、一旦天子我が罪を赦し給はゞ諸君と共に大功を立てんも愉快ならずや、人生は幾何ぞ、韃靼の沙漠に老死せんことは固より我が輩の願にあらずと話して居た、朝廷に於いても父子の武勇を惜んだから黃巢が長安に入つた來年即ち中和元年の三月其の罪を赦し、克用が一族の李友金を遣つて迎はせた處が克用は早速達旦を出發してしばらく代忻地方に留つた後沙陀の一萬七千人を引いて河中に

黒いから賊克用を李鴉兒と呼び、其の軍を鴉軍といつた、蔡州、前に見ゆ、

【解釋】　僖宗皇帝名は儇といつて懿宗の第五子である、十三歳で例の通り宦者の劉行深等に立てられた、懿宗以來朝廷の奢が日に募り、それに謀反が多くなつて軍兵を用ひることが斷間なかつた爲め、租税の取立てが嚴しく急しくなり、そうして洪水があつても旱魃があつても、地方官は其の眞實を報告せずに、只自分達に都合の好いやうに拵へて報告するのみだ、故に天下の生産次第に凋衰して人民は其の田宅に安んじかね、他州に流浪し道路に餓死するまでに陷つても、之を申立つべきやうも無い、そこで彼處の山林此方の谷間と同類相ひ聚つて盜賊を働く者が多くなつた、さりとて其の盜賊を鎭壓する丈けの官軍もない、多くは盜賊の爲めに逐廻はされて居た、帝の乾符元年の冬になると更に恐しい賊が起きた、それは濮州の人王仙芝といふ者で數千人の手下を以て今の直隷大名府内に屬する長垣縣から旗を擧げて來年の夏濮州曹州を攻落すと曹州寃句縣人の黄巣といふ者が亦之に應じて起きた、巣は弓馬の術に長け、任俠好きで、又學問もしたから是れ迄進士にも擧げられたが、幾度も落第して不平で居た、仙芝の鄕里とは遠くないから早くから懇意にしたと見え、共同して民間私製の鹽を各地へ密賣して居たが、此の度又反亂に共同して州縣を攻刼した、すると窮民が各地より爭つて味方に馳集つたから、僅幾月といふ間に數萬人の大軍となつた、仙芝はそれより汝州鄭州及び唐鄧など今の河南地方の州城を攻取り、南に轉じて今の湖北の鄂州に寇し安州を陷れ又荊南にも寇したが、五年の正月招討副使曾元裕と申州に戰つて大敗を取り、死者降者各一萬に及んだ、二月に元裕再び仙芝と黄梅縣に戰つて其の五萬餘人を殺し仙芝をも討取つた、これで此の亂が鎭つたかといふに仲仲さうは行かない、別將の黄巣は鄆沂濮の三州を陷れ、宋汴の二州を掠め、南に轉じ江を渡つて今の江西に屬する洪虔吉饒信の五州を陷れ、再び北して宣州に寇し、又南して浙東に入り山路七百里を開いて福建の諸州を掠めて居る所を、鎭海節度使高駢に破られた爲め、西に走つて廣南に入込み廣州城を陷れて節度使を殺し、更に北進して湖南の潭州に出で長江を北に渡つて襄陽に向ふ途中荊門關で大敗して其の兵を失つたことが十の七八に至つた、此の際尚ほ追撃せば大賊の運命もこゝに盡きたであらうに、官軍の大將劉巨容は人に向つて國家も薄情になつて、急な時には將士を大切にし、事が濟めば棄ててしまう、賊を少し殘して置く方が我れ〳〵の利益だと窃に話したと云ふ、亡國の氣運といふものは上下君臣皆斯樣な風になつてしまふ、困つたものではないか、此の爲め危かつた黄巣は再生したのみならず、二十萬の大衆を聚めて復た引いて南し宣州を陷れ、采石から江を渡つて各地を蹈み荒し、それから

江、已而渡淮、陷申州、入潁、宋、徐、兗之境、陷東都、引而西、入潼關、入長安、上出奔蜀、巢僭號大齊皇帝、諸道發兵赴援、先是沙陀李國昌之子克用、爲兵馬使、戍蔚州、大同軍、諸將謀曰、今天下大亂、朝廷號令不復行於四方、此乃英雄功名富貴之秋、李振武名聞天下、其子勇冠諸軍、若輔以擧事、代北不足平也、遣人僭詣蔚州、說克用、克用趨雲州、取之、河東昭義討之而大敗、克用寇忻代、逼晉陽、已而大爲盧龍兵所破、蔚朔兵亦討敗其父國昌、父子亾走達旦、朝廷赦其罪、召其兵討賊、克用將沙陀來、賊憚之曰、鴉軍至矣、連破賊、復長安、巢焚宮室而遁、至蔡州、節度秦宗權降之、巢趨汴州、克用等追擊大破之、未幾賊黨斬巢以降、

【字解】賦斂、年貢の取立て、流殍、流浪して餓死する、控訴、申立てる、濮州、河南道、今の山東曹州府濮州、曹州冤句、冤句は縣名今の山東曹州府荷澤縣、販私鹽、販は持行いて賣ると、私鹽は官の名をぬすんで製した鹽、當時鹽は官營であるから斯ういふ、汝鄭、皆河南道州名、今同じ、唐鄧、今の河南南陽府鄧州及び唐縣、唐鄧節度使既に憲宗の朝に見ゆ、鄂州、江南道、今の湖北武昌府江夏縣治、安州、淮南道、今の湖北德安府安陸縣治、荊南、今の湖北荊州、申州、今の河南汝寧府信陽州南、黃梅、縣名、今黃州府に屬す、鄆沂、鄆州河南道、今の山東泰安府東平州西北、沂州同、今の沂州蘭山縣治、宋汴、皆今の河南、宋州は歸德府商邱縣南、汴州は開封府祥符縣治、洪虔吉饒信、五州皆今の江西、洪は卽ち南昌、虔に贛州、吉は吉安、饒は今も同じ、信は廣信、宣州、江南道、今の安徽宣城縣治、鎭海、軍名、卽ち抗州、趍廣南、趍は俗の趨字はしろ、おもむく、廣南は今の廣東の廣州府南海縣治、潭州、江南道、今の湖南長沙、荊門、縣名、今の湖北安陸府內、采石、江上の山名、潁、州名、河南道、今の安徽潁州阜陽縣治、蔚州、河東道、今の直隸宣化府蔚州治、忻、州名、河東道、今の山西忻州、達旦、卽ち韃靼、靺鞨の別部で陰山に居る、鴉軍、克用が軍兵の衣裝皆

戰敗北して最後に徐州を失ひ、龐勛二萬人を引いて宋州(今の歸德府商邱縣南)を襲ひ、死物狂になつて其の南城を陷れ、又亳州(今の歸德府)を掠めて居る處に沙陀の勇兵に追付かれ遂に官軍にも集り撃たれて戰死一萬に近く、餘は水中に追詰められて皆溺死し、勛も亦其の一人となつた、其れは十年八月の事である、帝赤心の功を嘉して姓名を李國昌と賜ひ、新に雲州に大同軍を置いて其の節度使に任じたが、程なく武州に徙して振武節度使とした、是れは晉王李克用の父で後唐の莊宗皇帝の祖父である、

咸通十四年、上崩、在位十五年、改元者一、子晉王立、是爲僖宗皇帝、

【解釋】咸通十四年正月帝は法門寺の佛骨を迎へた、群臣多くは憲宗の之を迎へて間もなく崩じた例を引いて凶兆としたが、不思議にも其の七月に崩御になつた、壽三十一、在位は十五年で改元が一度だけ、其の間外寇が引續き内亂も屢々起つたにも拘らず、華奢を事とし詰らぬ處へ錢を費して居た、宣宗に愛せられなかつたのも尤もで十五年間一善の紀すべきなしと評された君である、子の晉王立つ、是れを僖宗皇帝と爲す、

○僖宗皇帝名儇、懿宗少子也、年十三爲宦官所立、自懿宗以來、奢侈日甚、用兵不息、賦歛愈急、水旱不以實聞、百姓流殍、無所控訴、所在相聚爲盜、濮州人王仙芝起、曹州寃句人黃巢應之、巢善騎射、喜任俠、嘗擧進士、不第、與仙芝共販私鹽、至是聚衆攻剽州縣、窮民歸之、數月數萬、仙芝攻陷汝鄭、唐鄧、寇鄂州、陷安州、寇荊南、與招討曾元裕戰於申州而大敗、又大敗於黃梅、斬之、黃巢陷鄆沂濮、掠宋汴南渡陷洪虔吉饒信、寇宣州入浙東、爲鎭海節度使高駢所破、遂趨廣南、陷廣州、出潭州、北渡向襄陽、敗於荊門、復引而南、陷宣州、自采石渡

泗兵戍桂州、過期不代、遂作亂、勛爲糧料判官、戍卒推以爲主、擁兵北還、所過剽掠、至徐州、因殺節度使、陷諸郡、招討使康承訓擊之、以沙陀朱邪赤心爲前鋒、勛敗死、賜赤心姓名李國昌、爲大同軍節度使、尋又爲振武節度使、

【字解】 徐州、河南道、今の江蘇徐州府銅山縣治、南詔、今の雲南地方、前に見えた、大理、一に大禮に作る、雲南に今に大理の地名が殘つてある、播邕交趾、播は州、江南道、今の貴州遵義府遵義縣の西、邕は州、嶺南道、今の廣西南寧府宣化縣治、交趾は今安南國交州府西、泗、州、河南道、今の安徽泗州、桂州、嶺南道、今の廣西桂林府臨桂縣治、糧料判官、兵糧部の長官、剽掠、剽は、剝也劫也、沙陀朱邪赤心、沙陀は部名、前に見ゆ、朱邪赤心は盡忠の孫で執宜の子、大同、軍名、卽ち雲州、今の山西大同府、振武、軍名、卽ち代州、代州今同じ、山西に屬す、

【解釋】 九年の七月徐州の賊龐勛といふ者が起つた、其の原因は、是れより先き帝の卽位の歲に南詔の王酋龍は唐の取扱に不平を抱いて、自ら皇帝と稱し國號を大理と改め、兵を擧げて入寇して先づ唐の播州を陷れた、咸通四年には交趾を陷れ、五年には邕州を圍んだ、斯く南方は次第に危險になつて騷動は容易でない、是の際徐泗の軍にも勅命が下つて二千人を繰出して南に赴援させたが、其の內八百人は桂州の戍衞に任じた、それが三年目に交代の約束であつたが、今年までもう六年になつたから、度度交代を嘆願して來る、然るに徐泗觀察使崔彥曾は、軍資不充分で交代兵を出すことが叶はぬと云つて嘆願を許さぬのみならず、尙ほ一ヶ年居れと申送つた、すると其の兵が烈火の如く怒つて亂を作して其の將を殺し、隊附の糧料判官龐勛を頭に推戴いて鄕里を指して北に還つて來る、途中過ぐる所勝手に掠奪して亂暴を極め、遂に浙西から徐州に入つて來て彭城を陷れ、崔彥曾を囚へて後ち之を殺した、遠近の群盜も馳加つたから其の兵數萬人となり、各方面に手分けして近傍諸郡を陷れ勢が非常に熾になつた、招討使康承訓朝命を以て諸道の兵を督して之を擊ち奏して沙陀の三部落の兵をも加へた、沙陀は前に見えた通り、憲宗の元和三年以來靈州に居た胡種であるが、朱邪赤心を大將として參加すると、承訓之を先陣として戰つた、賊軍は以前の戰勝に乘じ、三萬人で夜中に今の河南歸德府永城縣の東南にある鹿塘寨を襲擊して夜明に之を包圍し、一揉みに攻落さん有樣の處へ、先陣の朱邪赤心三千の鐵騎で其の圍を突破し、或は入り或は出で、飛ぶが如くに賊軍を蹴倒し踏崩して、遂官軍の大勝利に歸し斬首二萬餘級と聞えた、是れより賊軍每

者一、長子立、是爲懿宗皇帝、

【解釋】大中十三年八月帝は崩御になつた、壽は五十、在位は十四年間、卽位の來年に改元して一元で終つた、帝の法を用ゆること決して私といふことは無く、諫に從ふことは流る丶が如く、謹愼で節儉、明察で果斷、深く人民を愛した、故に大中の政は唐の亡びるまで人人は忘れずに話したといふ、司馬溫公は評して小太宗と謂つたも尤もの事である、長子嗣ぎ立つ、是れを懿宗皇帝と爲す、

○懿宗皇帝初名溫、封鄆王、以無寵不得爲太子、宣宗崩、宦者立之、更名漼、

【解釋】懿宗皇帝は宣宗の長子、初の名は溫といつて鄆王に封ぜられた、父宣宗は第三子の滋を愛して溫は寵なき爲めに太子と爲ることが出來ぬ、さりとて宣宗も長子を置いて三男を立てるわけにも行かぬから、在位中遂に皇嗣を定めなかつた、然るに宣宗が崩ずると遺命によつて滋を立てやうとした者があつたが、宦者の王宗實は溫を立て丶滋の味方を殺してしまつた、溫は遂に帝位に卽き漼と改名した、是の歳は卽ち大中十三年己卯で、我が淸和天皇の貞觀元年である、

浙東賊裘甫起、聲振中原、觀察使王式討斬之、

【字解】聲振中原、聲は評判、中原は中國こ丶では帝都近傍を指す、

【解釋】咸通元年の正月に浙東の賊裘甫といふ者が起つた、裘甫本姓は仇であるが、人を殺し其の讐を避ける爲めに裘と變姓して居た者で、此の度反旗を翻しても初は味方は實に少數であつた、然るに浙の東西は此の頃武備が弛んで三百位の弱卒あるに過ぎなかつた爲め、裘甫近傍の諸縣を陷れ、遂に三萬の軍兵を擁して自ら天下都知兵馬使と稱し、其の恐しい評判は都近傍にまで響渡つた、そこで朝廷でも捨置けず其の三月に王式を以て浙東觀察使とし、諸道の兵を引いて甫を討たせた、式は儒家出身であるが勇にして謀略に富み、十九戰に連勝して遂に甫を圍み、三日間に八十三戰の後之を擒にして斬てしまつた、

唐の興つて以來大亂は幾度となくあつたが、皆強臣の反であつて草賊の兵を起したのは實に懿宗の時の此の亂を始とする、是れから此の類はぽつ〳〵起つて黃巢の大亂となり、遂唐室滅亡の緣となるのである、

九年、徐州賊龐勛起、先是南詔稱大理皇帝、擧兵入寇、陷播邕交趾、敕徐

るは餘りに億劫と考へたから、一時の取計ひで其の人に便宜の道より赴任させた、すると帝は綯に如何して左樣致させたと問ふ、綯は實情を申述べると、帝は、詔命は最早天下に行はれた、然るに直ぐにそれを廢止して用ひぬとは何事ぞ、宰相といふ者は實に權力ありと謂ふべしだと云つた、其の時は丁度寒中であつたが令狐綯は何程恐懼したものか、汗は重著した裘に浸透つた、帝は朝堂に臨んで群臣に對するときに、一度も懈けた容姿を見せた事はない、又宰相より事を奏上する度には、近臣を屛け、旁に一人の侍者のゐるのでないが、帝の威光といつては如何にも恐入つたもので、迚も面を上げて視ることが出來ぬ、もう事を奏して濟むと帝は、忽ち和いだ顏色で御用以外の閑話すること一刻ばかり、宰相はこれで稍、氣が弛むと、帝はしづ〳〵と再び容貌を直して、先刻の一條は卿が輩善く取計へ、朕は不斷卿が輩の朕が旨に負いて再び朕に遇ふことの出來ぬ樣な事になりはしまいかと心配して居るぞと、終に一番の警戒を加へたものであつた、綯は嘗て人に話して、某は宰相として、十年の久しい間繼續して政事を執つた者で、諸重臣の內で一番深い御取扱を受けたのであるから、常理から言へば少しは恐懼の念も薄らぐべき筈だが、延英殿に於て事を申上る毎に、一回として汗の衣を濡さぬことはないと云つたと云ふ、

然らば是れだけ威嚴のあつた帝の朝になつて、累代氣儘を極めて來た宦者共はどうであつたか、帝は或る時學士の韋澳を召して、左右の近臣を拂ひ、竊に之に問ふて、近頃は內侍(宦者)共の權勢は如何であるかと云つた、韋澳は生來剛直の人で決して好い加減な事を言ふ者でない、此の澳は、陛下の御威光御勇斷が彼れ等の間に及びたることは、迚も御先代の比較ではござりませぬと對へた、然るに帝は目を閉ぢ首を振り、不承知の體で、全くそうはいかぬ〳〵、畏るゝことがまだ殘つてあると云つた、澳の答も眞實ではあるが、宦者共は一時帝の威に打たれて差扣て居るまでであるから、斯く言ふたのであらう、又帝は嘗て宰相綯と相談して宦者共を盡く誅戮してしまはうとしたが、綯は(本文恐の字の上に綱目には綯の字あり)多勢の宦官を一時に誅することになれば、其の騷動混雜は容易でないから、殺方がそれて罪も無い者に及ぶことの出來るは勢免れぬを氣にして、さま〴〵熟考の上に、ただ宦官に罪があつた時にはどし〳〵刑罰に處して見遁し給ふな、缺員が出來た時には補ひ給ふな、斯くすれば彼れ等は自然に減じて終には盡き果て申さんと竊に奏上した、然るに宦者は何時の間にか人知れず其の奏狀を見たから、此の爲めます〳〵朝臣との仲が隔つて互に憎合ひ、南司北司は水と火の相ひ尅する樣になつてしまつた、

大中十三年、上崩、在位十四年、改元

つたことは想知らるゝ、貞觀政要は字解に解した通りの本で、我が國でも賴朝も家康も皆研究したといふ、

帝の世に先代の失つた關內道西北の地を餘程囘復したが、黨項の種族が尙ほ屢、邊境を騷がせて困る、帝は翰林學士の畢誠と其鎭壓手段を論ずると、誠は古今を引證して委細に策略を述べた、帝は嬉しく思つて、廉頗李牧が近く朕が禁裡にあらうとは思掛けない事であつた、卿は朕の爲めに彼の地に參つて其の方針で一つやつて見てくれぬかと云はれると、畢誠は辭退もせず欣然として受けたから、卽ぐに用ひて邊師卽ち黨項と接近した邠寧(二州の名、今も同名で邠は陝西、寧は甘肅に屬す)節度使としたが、果して其の任に適して黨項の患を絕つた、帝の邊事に心を留めたことも斯樣である、

帝の聽方視方も能く屆いたもので、それに記臆も實に好かつた、今その二三を擧げると嘗て內內翰林學士の韋澳に天下州縣の地理や風俗物產及び其の地の著しい種種の利害を編纂次第して一部の書とし、名づけて處分語といつた、蓋し其の地〱の事を處分する材料語といふ樣な意であらう、或る刺史の御禮の爲め參內して退出したものが人に向つて、謁見の時、皇上は一一我が領內に關する事項を此れは斯樣に、彼れは斯樣にと取捌かれたが、どうして彼樣に明細に承知して居られるであらうか、實に吾輩を驚したと話した、又建州刺史の某は參內して辭を申した時に、帝は之に建州は京師を去ること幾里かと問ふ、建州は今の福建省內であるから西安とは實に遠い、そこで刺史は、八千里ござりますと答へると、卿は、彼の地に到著して政務をすると朕は皆承知して居るぞ、遠いから知るまいと思つてはならぬ、今其處に見える階の前は萬里である、八千里は尙更明に見透しが付くよと云つて誡めた、刺史は何程か恐入つた事であつたらう、又宰相令狐綯は奏上して李遠といふ人を江南道杭州刺史にしやうと擬定した、處が帝は綯に向つて、朕は遠が詩に長日唯消一局碁といふ句があることを聞いて居た、春夏の長い日を安閑と一局の碁の勝負に送り暮して居るやうな延氣者懶氣者が、どうして刺史として民を治めることが出來やうと云はれる、綯は、詩といふ者は斯樣な事柄に其の風雅な思構を事寄せて申すまでにて、實際其の詞の通りと限るわけではございませぬと對へたと云ふ、帝は餘り立入り過ぎて居たには相違ないが、好くも斯樣な事まで聞いて居り記臆して居られたが、實に驚くべきでないか、

帝の臣下に對し威光のあつたことも亦非常であつた、嘗て詔書を以て、刺史の赴任轉任は其の地より直ぐ任地に往く樣な事は相成らぬ、每度其の前、都へ上り、一應朕に當人の能否を面り視察せしめたる上にせよと達された、然るに宰相の綯は或る時緣故ある人を某州から徙して其の隣の州の刺史としたが、目の前の地に遷るのに、遠い都へ上つて それからとな

何、對曰、陛下威斷、非前朝比、上閉目搖首曰、全未、全未、尚畏之在、又嘗與綯謀、盡誅宦官、恐濫及無辜、綯密奏曰、但有罪勿捨、有缺勿補、自然消耗至盡、宦者竊見其奏、由是益與朝士相惡、南北司如水火、

【字解】 令狐綯、令狐は姓綯は名、金鏡錄、貞觀政要、金鏡錄は太宗の自撰、貞觀政要は貞觀年中太宗と群臣との政事問答を吳兢といふ人が編せるもの十卷ある、正色拱手、顏色を正しくして眞面目になり、手を拱いて、姿勢を整ふ、邊事、國境の守備の事、具陳方略、方法策略を委細に陳述する、頗牧、廉頗と李牧、皆匈奴を破つた趙の名將、本書巻一に見えた、聰察强記、聽分け視分けがえらく、又記憶が好い、纂次、編纂次第する、風物、風俗物產、處分、區處分別、卽ち事物を宜しきやうに捌を付ける、入謝、既に其の命を受けると參內して御禮を申上る、本州、自分の支配する州を指す、建州、江南道、今の福建建寧府建安縣治、此階前則萬里也、此の宮殿の階段の直ぐ前は萬里の遠地であるぞ、換言すれば萬里の遠地も此の宮殿の直ぐ前であるぞ、卽ち遠くても明に見透しが付て居るといふ意、擬、それにしやうと見込を付ける、杭州、江南道、今浙江杭州、度度見えた、長日唯消一局碁、消は其の事で時日を送り暮すこと、局は碁盤である、碁を打つより他に事がないから一局といふ、理人、理は治也、托此高興、綱目には托レ此爲二高興一耳に作る、此樣な處に高尙な(風雅な)思構を事寄せる、興とは詩の六義の一で、本註に、去聲托レ物興レ詞曰レ興と見ゆ、外徙、京都に廻らすに直ぐ其處から徙る、外とは京都に對していふ、面察、面會の上で直接に其の能否を察する、爲隣州、隣接の州の刺史と爲る、便道之官、都合の好い道路を取つて赴任する、廢格、廢止、怡然閑語、怡然は和いだ顏色、閑語は世間話の類、延英、殿の名、威斷、威光や決斷、全未全未、すつかり未ださうはいかぬ、濫及無辜、濫は川筋以外に水の上ること、故に字典に刑溢曰レ濫と見ゆ、卽ち無辜(無罪)に及ぶをいふ、勿捨、捨は釋也、見逃す意、消耗、減つて無くなる、相惡、惡の音烏、にくむ、南北司、北司は前に出づ、集覽に唐分二宰相一爲二南司一、分二宦官一爲二北司一と見ゆ、南は表、北は裏の意であらう、如水火、仲の惡い形容、

【解釋】 此一節は帝の聰明であつた事を述べつゝ、在位中の事をあらまし一括して出したのである、帝の太中四年の冬、令狐綯は同平章事となつた、此の人は帝の崩御になるまで繼續した宰相である、是れより先き二年の春、綯は翰林學士たり、其の頃帝は嘗て太宗の作られた金鏡錄といふを綯に授けて之を讀ませた、讀んで亂未下嘗不上レ任二不肖一、治未下嘗不上レ任二忠賢一といふ句になると、暫く之を止めて、凡そ太平を求めるときは先づ第一に此の言を心得ねばならぬなと云つた、帝又貞觀政要を屛風に書いて置いて、いつも顏色を正くし、恭しく両手を拱いて讀んだものだ、其の治平を求めるに熱心であ

り徳裕の勢を失つたのに乘じて極力之を攻撃した爲めである、又宗閔も北遷の恩典を聞いたばかりで死去し、僧孺も程なく世を去つた、長い間の牛李の黨爭は此處でやつと幕になつた、

令狐綯同平章事、先是綯爲學士、上嘗以太宗所撰金鏡錄授綯使讀之、又書貞觀政要於屛風、每正色拱手而讀、嘗與學士畢誠論邊事、誠具陳方略、上悅曰、不意頗牧在吾禁中、卽用爲邊帥、果稱其任、上聽察强記、嘗密令學士韋澳纂次州縣境土風物及諸利害、爲一書、號曰處分語、刺史有入謝而出者、曰、上處分本州事驚人、建州刺史入辭、上問建州去京師幾何、曰八千里、上曰、卿到彼爲政、朕皆知之、勿謂遠、此階前則萬里也、令狐綯奏擬李遠杭州刺史、上曰、吾聞遠詩云、長日惟消一局碁、安能理人、綯曰、詩人托此高興、未必實然、嘗詔刺史毋得外徙、必令至京面察、綯嘗徙故人爲隣州、便道之官、上問之曰、詔命既行、直廢格不用、宰相可謂有權、時方寒、綯汗透重裘、上臨朝對群臣、未嘗有惰容、每宰相奏事、旁無一人、威嚴不可仰視、奏事畢、忽怡然閑語、一刻許、徐復整容曰、卿輩善爲之、常恐卿輩負朕、不得再相見、綯嘗謂人曰、吾十年秉政、最承恩遇、每延英奏事、未嘗不汗沾衣也、嘗召學士韋澳屛左右問之曰、近日內侍權勢如

國事裁決咸當理、人始知其隱德焉、

尋即位、

【字解】 號不慧、號は評判、不慧は愚昧、韜匿、韜は弓衣より轉じて包みかくす意、定策、臣下が嗣君を立て、天子の位を定めるを定策といふ、但し策は册命の册と同じで策略の策でない、勾當、一に幹當に作る、幹は主也、主として其の事に當るをいふ、咸、皆也、悉也、隱德、人に知れぬ器量、

【解釋】 宣宗皇帝は名を怡といつて憲宗皇帝の第十三子であつた、幼時宮中では愚昧と評判されてあつたが、姪なる文宗の即位太和以後からは、殊更に益自ら智慧を昧して、衆人と席を同じくしても、如何樣な遊戲をしても、一言も出したことはない、そこで文宗は種種工夫して口をきかせるやうに仕掛けてそれをなぐさみにした、武宗になつては、倘更豪邁無遠慮の氣質であつたから、尤も之に對して敬禮を表しない、光王など、はいはずに光叔と名づけて、侮蔑の意を含めて呼んだものであつた、武宗の病が重くなつて十日間も口をきくことも出來ぬ樣になつたから、到底快復の望みがないと宦官共が見て取り、例に依つて自分達の手から嗣君を立てぬと不利益と考へた爲め、窃に其の評議の結果、詔敕といふ名義で、皇子は幼弱なれば光王怡を立て、皇太叔と爲すと發表された、そこで忱と改名し、權に軍國の政令を擔當することになつた、然るに驚くべし、昨日までの光叔は一朝庶政を取捌くと、輕重用捨一一其の筋に叶つて少しも失はない、そこで人人が始めて其の人に知れぬ器量を持たれたのであつたと分つた、程なく武宗は崩御になつたから太叔は即位した、是歲丙寅は我が仁明天皇の承和十三年に當る、

李德裕罷、僧孺宗閔等北遷、德裕三貶、至崖州司戶以死、

【字解】 崖州、即ち今の廣東瓊州、司戶、刺史の屬で錄事參軍の次、

【解釋】 帝の即位の來月に李德裕は罷められた、此秋牛僧孺は循州から衡州長史に、李宗閔は封州から柳州司馬になつて、皆南より北に遷つた、帝都に近くされた譯けである、本文に宗閔等とあるは、武宗の朝に貶せられた大官が僧孺宗閔までに五人あつて、それが此の度同時に此恩典に浴したからである、來年になると已に東都留守に貶された德裕は宰相の時に私の怨から不正な裁判を其の儘に聽届けて無罪な人を死刑にしたといふ事件が起つて、東都留守から潮洲司馬に、間もなく又崖州司戶に引續けて貶されて、遂其處で沒した、崖州といへば極南の海島、司戶といへば從八品の官である、大尉衞國公の末路も憐れなものではないか、然かし是れは僧孺の黨のした所爲ではない、意外にも德裕に以前引立てられ大層世話になつた白敏中は、帝の即位間もなく同平章事とな

色、歌舞、遊幸、珍玩、造作などの華奢の事で面白がらせて、考が此の外の事に少しも及ぶ暇のないやうに仕掛けるのが肝要である、第一注意して書物を讀み儒者に親しみ近づかせるな、前代の興亡を見て心中に憂と懼を知ると、必ず其の道理を研究し始めて是非曲直が分つて來る、さうなられては我れ我れ共は必ず疎み斥けられてしまふぞと叮嚀に話して戞れたと云ふ、然るに一年立つか立たぬ内に同類の宦者から彼れが舊惡を告發した者があつたから、調べて見ると其の邸内より兵器數千件を見付出した、そこで謀反心があつたとして此の度遂闕所にされたのである、

毀天下佛寺、僧尼勒歸俗、

【字解】勒、說文に馬頭絡銜也とあり、くつばみ、馬にくつばみをはめて牽くも羈ぐも出來る、故に命令を以て其の通りにならせるを謂ふ、歸俗、卽ち還俗、出家した者が再び通常の人民に立戻る、

【解釋】帝は僧尼といふ者は游民で徒に天下の衣食を耗して居ると考へ、常に之を惡んで居た、處へ又此の頃道教を信じて來たから、遂に道士の趙歸眞の勸めに因つて五年の七月詔を下して天下中の佛寺を取毀ち、僧尼等は嚴重に取調べて還俗させた、尤も長安と東都には二箇寺づゝ、地方の節鎭には各〻一箇寺づゝを留め、其の僧尼も數を限つて殘した、毀つた寺の財產は官有に歸し、材木は役所及驛舍の修繕等に用ひ、銅像や鐘は錢に鑄直した、時に毀された佛寺は四千六百餘、小寺庵室の類は四萬餘、還俗の僧尼は二十六萬五百人であつた、古來支那の佛敎徒は之を其の數の一大災難に數へて居る、

會昌六年、上崩、在位七年、改元者一、曰會昌、光王立、是爲宣宗皇帝、

【解釋】帝は唐末の英主であつたが、矢張り神仙の說を信じ、李德裕の諫めたるにも拘はらず道士の趙歸眞を寵信し、遂例の金丹を服用してから性急になつて喜怒に常なく、五年の秋の頃から漸く疾があることに氣が付いたが、道士は、靈藥によつていよ〳〵仙骨に換らせらるゝのだと云ふから、其の積りで居ると、翌六年の三月崩御になつてしまつた、壽は三十三、在位は七年で、卽位の來年に改元して會昌といつて六年で終つた、光王立つ、是れを宣宗皇帝と爲す、

〇宣宗皇帝名怡、憲宗子也、幼號不慧、太和後益自韜匿、文宗好誘其言以爲笑、武宗豪邁、尤不禮之、名爲光叔、武宗疾篤、子幼、宦官定策於禁中、詔立怡爲皇太叔、更名忱、權勾當軍

軍兵を差向けて太原を取らせる由を聞いて、太原に殘し置いた自分等の妻子が賊と共に屠られては是れこそ大變と恐れを抱き、乃ち一同監軍の呂義忠を擁して太原に歸り、楊弁を生捕にして京師に差送り、其の一味と竝せて斬罪に處した、是の歲の八月になると昭義の賊も降伏者漸く多く、劉稹が勢今は行詰つてしまつた、すると潞人の郭誼は稹を欺いて其の兵を奪ひ之を殺して降伏したから、是れで澤潞も全く平定した、斯く昭義河東の騷亂は、實に李德裕の果斷と其の方略で平定したのであつたから、德裕に太尉の官名、衞國公の爵號を加へた、憲宗の元和後から軍國多事の時には宰相は忙殺されて退朝するを得ず、退朝しても夜になつたものであるが、德裕ばかりは從容として事を裁決し、正午には概ね自邸に還つたと云ふから、餘程敏腕の人物に相違はなかつた、然かし黨派根性は何處までも殘つて居る、澤潞が平定すると、德裕は上言した、劉從諫は澤潞に據つて十年の後、先朝の太和中に折好くも入朝したるに、時の執政者牛僧孺李宗閔は之を引留めずに、いかにも宰相の名目を加へて縱し歸したるは、遂に今日國家の大患を成したる所以なりと、妙な處に理窟を附け、其の他二人が從諫と懇意であつた事なども奏上したから、十一月に帝は僧孺を循州長史に貶官し、宗閔をば封州に流罪にした、二州とも今の廣東省內であるから其の頃では酷く遠隔な地方であつた、

削宦者仇士良官爵、籍沒其家、先是士良致仕、其黨送歸、士良敎之曰、天子不可令閑、常宜以奢靡娛之、使無暇及他事、愼勿使之讀書親近儒生、見前代興亡、心知憂懼、則吾輩踈斥矣、

【字解】 籍沒、闕所にする、籍は旣に代宗の大曆十二年の條に解した、致仕、仕官をやめて隱居する、愼、能く注意して、踈斥、親近の反、うとみ斥けらる、

【解釋】 澤潞平定の先先月卽ち四年の六月に宦者仇士良が官爵を削り其の家をも闕所にした、是れより先き文宗の朝に士良は反對者の鄭注李訓の黨を滅し武宗をも擁立したのであるから、宦官の威權は極點に達し、帝の士良を尊寵することは至つたものであつた、然かし是れは表面のみで內實は忌嫌つて居たのだ、士良もさるものであるから追追之を覺つて不安を懷き、去年六月遂に老病を申立てて退隱した、其の折り宦臣共の一味が士良が私邸に引取るのを送つて往つた時に、彼れは宦者奉公の秘傳といふべき心得を一同に敎へて云ふには、天子をば手隙のあるやうにさせてならぬぞ、いつも、酒

循州長史流李宗閔於封州、

【字解】都將、都頭とも稱す、將校、曉諭、道理の分るやうよく諭す、與之節、節は節度使たる節、牙門、大手門、柳子列、地名、太原縣の東南、胡三省曰く、其の地柳樹を列植するに因て名づくと、曳地光明甲、曳地とは其の地に長く光明甲を著た軍兵が引續いて列んで居るをいふ、光明甲或は明光甲に作る、唐六典に明光甲鐵甲也と見ゆ、妻孥、妻子、循州、嶺南道、今の廣東惠州府歸善縣東北、封州、嶺南道、今の廣東肇慶府封州縣治、

【解釋】昭義の亂のある處へ四年の正月に河東の一將校楊弁といふ者が反して新任の節度使李石を逐ひ、澤潞の劉稹と結んで兄弟分になつたなど、云ふ騷に朝議も非常に動搖したが、相ひ變らず李德裕は頑として討伐主義を執つて居る、然かし何れに致せ河東の實況を一應取調べた上の事にしやうといふ事になつて、中使の馬元實を以つて、無法な事は差控えるやうに楊弁に道理を分けて諭し、且つ軍中の樣子を能く覘探つて參れとて差遣した、處が元實は楊弁が賄賂を受けて反つて彼の手先になつて都へ還り、衆人中に於て大袈裟に報告するには、相公閣下(德裕を指す)むづかしい事を仰せられず、成るべく早く楊弁に河東節度の節を授與される方が得策であります、某、彼れの軍情を實地に覘ひました處、容易な勢力ではござらぬ、太原府城の大手門から東南柳子列の十五里間といふものは、光明甲を著用したる猛士勇卒、路上一面に引續いて寸地も餘さぬ有樣、如何致して之を取られませうぞと述べた、德裕少しも動ぜず、元實に向つて、元來此の度の事の起りは、楡社(地名、山西遼州に屬す)守備隊が增兵を願出たるに太原に其の兵なく、李石は已むを得ず橫水(大同の西北)の守備から僅千五百人を割き楊弁に之を引率して出發させ樣としたるに楊弁は其の兵と反したのである、斯く千五百の兵にも窮する太原に於て楊弁は如何にして遽に左樣の大軍を得たのかと詰る、元實は、それは更に募集致したのでござりますと切拔けると、德裕は再び、舊制にては軍士出征の際には官から一名に付き絹二匹づゝを賞給すべき處、當時河東節度の府庫は窮乏して絹數足りず、新任の李石は私有物を足してやう／＼一名に一匹を給與したるに、楊弁始め其の兵士は之に不平で反したのである、斯る事情の際に、楊弁は何處より遽に其の大軍を募集する程の費用を得たのかと詰る、こゝで元實は言葉が行詰つて默つてしまつた、德裕はそこで奏上したのには、千五百の微小の賊徒何程の事を爲し得ん、然るに上を侮り亂を作す小癪なる振舞は決して見遁しには致し難し、もし討伐に國力支へかぬるとならば、寧ろ劉稹を捨てゝも之を誅滅せんと、是れは太原卽ち河東の府城は高祖が發祥の地のみならず澤潞に比して更に重要の形勢を占めて居るからである、帝又其の議を採用あると、河東の兵の出で、楡社を戍れる者は、朝廷より易定、汴等の他州の

のである、そこで朝廷では宰相の會議を開くと、皆其の願を聽届けるより外はないとの意見であつた、是れは前年より回鶻の入寇があつて、財力が迚も昭義討伐までは支持しかねると考へた爲めである、然るに獨り李德裕の意見では、澤潞卽ち昭義の事柄は、元來河北の成德等の三鎭とは違ふ、河北は天寶以來反亂に習慣(ナラハシ)がついて、已に久しく年を經て來たから、迚も手の著けやうもなく、御歷代實は之を法度外に置かれた者だが、澤潞は全く京畿に接近して心腹ともいふべき大切の地である、それに若し又河北同樣彼れの願に因つて兵權を授け世襲の惡弊をはじめたならば、他の諸鎭も誰か之に效はぬ者はあるまい、然からば此の後天子の御威令は再び諸鎭に行はれぬやうになること疑なしといふ考で反對說を述べた、すると帝は德裕に向ひ、然らば如何して彼れを抑付くべきかと問ふ、德裕の申すには、劉稹が力に恃むは河北の三鎭なれば、其の彼れに接近する成德と魏博とに之に同意せぬやうにさへ出來申せば稹は如何樣にも爲すこと叶ひ申すまじ、然らば重臣を二鎭へ差遣はし聖旨を諭して討伐せられんことと然るべしと對ふ、帝は尤もとあつて早速其の議に從ひ、勅使を立て、二鎭に諭さる、其の詔書は矢張德裕の起草で、澤潞の一鎭は卿等が河北の事體とは元來同じからず、決して兵權の世襲を許さず、卿等に於ては宜しく此の旨を了解し、自分の子孫の謀の爲めには同類を多くする方利益ならんとの私意を以て澤潞を援助し、頰輔牙車相ひ依るの形勢を國家に存せしむが如きことあるべからずと、短刀直入的の勁拔なる文意であつたから、成德の王元逵(ワウゲンギ)、魏博の何弘敬も荒膽を取拉(トリヒシ)がれ、至極恐入つて詔命を承知した、そこで其の軍兵及び朝廷から派遣した行營の將なる王宰や石雄等は各路より進んで劉稹を討つた、

河東都將楊弁作亂、逐節度使、遣中使馬元實曉諭且覘之、元實受賂還、於衆中大言、相公須早與之節、自牙門至柳子列十五里、曳地光明甲、若之何取之、德裕詰之、辭屈、奏微賊決不可恕、如國力不支、寧捨劉稹、河東兵出戍者、聞朝廷令客軍取太原、恐妻孥被屠、乃歸擒弁送京師、斬之、未幾劉稹勢窮蹙、澤潞人殺稹以降、澤潞平、加德裕太尉衞國公、貶牛僧孺爲

から之を除去ることは實に至難であると言はれたと云ふ、其の後德裕は引續き落され退けられて文宗の世を終つた、然かし文宗の末年は宗閔も逐除けられて、一時は二黨とも暫く朝廷に跡を絕つたのであるが、帝の卽位間もなく德裕を召出して宰相にした、德裕は參內して御禮を申述る序に、正直の臣は固より邪曲の臣を指して邪と申しますが、邪曲の臣も亦正直の臣を指して邪と申しますから、どちらが眞の邪か言葉の上では到底分りませぬ、唯人君たる御方の公平なる明眼より辨別し給ふたけでござりますと申すと、帝は至極尤もと納得された、帝の會昌三年の三月德裕は上書して維州還付の失策であつた事及び悉怛謀を引渡したのも唐に忠なる者の望を絕つた事を追論した、因つて詔して悉怛謀に右衞將軍の褒贈を加へた、

昭義節度使劉從諫卒、姪稹自領軍府、德裕謂澤潞事體、與河朔三鎭不同、河朔習亂已久、累朝置之度外、澤潞近在心腹、若又因而授之、威令不復行於諸鎭矣、上問何以制之、曰稹所恃者三鎭、但得鎭魏不與之同、稹無能爲也、遣重臣諭鎭魏詔之、詔曰、澤潞一鎭、與卿事體不同、勿爲子孫之謀、使存輔車之勢、鎭魏悚息聽命、二鎭兵與朝廷所遣行營將王宰石雄、各進討、

【字解】 澤潞、二州の名、竝に河東道で卽ち昭義軍、澤は今の山西澤州府鳳臺縣治、潞は山西潞安府長治縣治、事體、事柄、河朔三鎭、河北の成德、魏博、及び幽州、置之度外、之を法度の外に置く、卽ち除物にする、心腹、心や腹、帝都の近處なるを謂ふ、制之、之を抑付ける、鎭魏、鎭は州名、今の直隷正定縣治、卽ち成德軍、魏は卽ち魏博、魏博も二州の名、前に註す、卿、鎭魏の兩節度を指して呼ぶ、輔車之勢、左傳の註に輔頰輔也、車牙車也と見ゆ、頰輔とは頰骨で、牙車とは齒莖の下の骨のこと、內外持合ひ助合ふ形勢を輔車の勢といふ、悚息、ひどく恐入る、

【解釋】 會昌三年四月に昭義節度使劉從諫は卒去して姪の劉稹は自ら軍府を管領した、初め從諫は幾度となく宦者仇士良の罪惡を申立て遂に朝廷との折合が悪くなり、病中に幕僚と謀つて河北の諸鎭に效つて昭義の軍府も世襲にしやうと、姪の稹を兵馬使にして豫め其の準備をして置いたが、此の度卒去しても猶ほ病中の體にして、稹を留後とすべく奏請した

度が德裕を宰相に薦めたのを恨んで斯くしたのである、間もなく又德裕を遷して西川節度使として蜀の地方を鎭撫させた、此の頃蜀の地は南詔の侵入を受けた後で實に衰弊を極めて居た、德裕は籌邊樓といふを成都に新築して其處に蜀の地形を圖面に取り、南は南詔の地に入り西は吐蕃の境に達するまで廣く畫いて、日日部下の永年軍旅に經歷を有し又は邊境の事件に屢〻習熟して來た者共を召出して、地圖に就いて其の場〳〵の形勢の險易は如何、道路の遠近は如何と精細にたづねたから、何處でも皆自身が實地を踏んで歷て來た樣に知つて居た、而して又部下の士卒をば能く訓練し、管內の要塞をば落なく修繕して西南兩方面の邊境に備へた爲め、蜀の人民も漸く安堵せるのみならず、吐蕃の將の悉怛謀といふ者は維州を以て降伏を乞ひ、悉く其の士卒を引伴れて成都に來たから、德裕は早速兵を遣て其城を守備させた、此の維州といふは本とは支那の內地で、唐では劍南道に屬し、今の四川茂州汶川縣の西北に當つて居て、當時唐より兵を西戎に入れる要路であつたのだから、吐蕃は之を取つて其の治城を無憂城と稱號した位である、德裕は至極此の地を得たるを便利として其の旨を早速奏上すると、百官も皆贊成であつた、然るに宰相の牛僧孺は反對して、四方萬里の吐蕃は一維州を失つたとて弱くもなるまい、それに近頃やう〳〵我と和親したばかりであるのに、之を取つては信義を失ふ譯になつて彼れが怒を買ひ、西北より入寇されたなら、三日以內には其の兵は咸陽橋に到來せん、斯くある時に西南數千里外に百維州を得ても何の役に立つまい、決して之を納れてはいかぬと論じた、帝は其の議を採用して、德裕に維州の城と叛將の悉怛謀とを併せて吐蕃に歸へさせた、すると吐蕃は叛將を引立て、唐との國境上で刑に行つたが、其の殺し方は實に慘酷を極めた、李黨牛黨の怨恨は是れから一層深くなる、此の維州事件に就いては、後來司馬溫公は牛僧孺の議論を唐に利ありとし又義とした、胡氏寅は維州は唐の地で吐蕃が橫領したもの、且つ唐に取つて險要の地である、其の將が來降したのを納れたのは德裕の處置宜しきを得たもので、司馬公の言が過つて居ると論じた、何は兎もあれ、黨派で國政を執るとは決して目出度いとではない、牛僧孺は相を罷めて淮南節度使になると、德裕は西川から朝廷に入つて相となつた、すると宗閔も居かねて間もなく出て山南東道節度使になつた、然るに來年になつて宗閔は鄭注の援によつて再び入つて相となると、今度は德裕は出て山南西道節度使になつた、斯樣に牛李二黨は氷炭相容れずで、敵をば突落し、味方をば引上げて、互に入替り入替り絕間なく爭て居る、文宗皇帝はいつも嘆息して、河北の賊も隨分手に餘るものであるが、時としては屈伏することもあるから、之を除去ることはまだ易い、朝廷中の朋黨になると甲が出ると乙が入り、乙が去ると甲が來て更に絕間が無い

詔、今の雲南地方に國を立て、或は吐蕃に屬し、或は唐に附し、文宗の朝には成都を犯した、老於軍旅、老は熟錬の意、たけろ、訪、問也、葺保障、葺は修繕する意、保障は肅宗の條に見えた、漢地、支那本土、慘酷、むごくした、擠援、擠は押落す、援は引上げろ、他を除け味方を取持つ意、連、引續いての意、しきりに、嘉納、其の言を尤もと嘉して納得すろ、褒贈、其の功を死後から褒めて官位を追贈する、

【解釋】　武宗皇帝名は瀍といつて穆宗の第五子である、文宗の一人子名は永といふがあつたが開成三年に薨じた爲め、敬宗の子成美を養つて太子とし、崩御前數日に成美に監國の名稱を授けやうとすると、宦者の仇士良、魚弘志は、成美の太子に立つたのは自分等の手を經たのでないから、之を天子にすると自分の不利益であると考へたから、そこで異議を唱へて遂に穎王瀍を太弟に立て、成美を廢して陳王とし、文宗が崩御になると士良は太子に說付けて、陳王及び其の母の楊妃に死を賜ひ、瀍を位に卽けた、實に勝手な事をしたものである、帝は其の後炎と改名し、是の歲の秋李德裕を召して同平章事とした、

德裕は穆宗の朝の初年に翰林學士となつて居たが、時の中書舍人李宗閔が憲宗の元和三年に制擧の試驗に應じた論文は時の宰相の失政を擧げ、德裕の父なる吉甫をぢかつけに非難したもので吉甫も泣て帝に訴ふるまでに至つた、其の爲め德裕は父子の情から深く之を恨みとした、是れは後來李牛の黨爭の遠因である、其の後穆宗の長慶元年の貢擧の試驗は不公平だといふ騷に、帝は之を翰林院に諮問すると、學士李德裕は同僚元稹、李紳と共に試驗官が不公平に相違なし、他の內託を受けて及第させた者も之れある由を奏上した、時に宗閔の婿某も及第者の一人であつたから、試驗官は勿論、宗閔も遂にそれに坐して遠地の刺史に貶された、之を本文に構貶といふたのである、是れは表面に始めて現れた李牛の黨爭の發端で、爾來各、朋黨を分けて、政府の間に更る〲排け合ひ軋り合ひして四十年近くも繼續した、抑も李牛の李とは德裕の味方、牛とは牛僧孺の味方で宗閔も其の內に含まつてある、牛僧孺は矢張り宗閔と元和三年の制擧に李吉甫を攻擊した一人であるから、初めから兩人經歷を同じうせねばならぬ勢になつて居る、さて文宗の時になつて、太和三年德裕は兵部侍郞であつたのを裴度は宰相に登用せられて然るべき由を帝に白して薦めると、丁度其の時に李宗閔は宦官どもの助力で競爭上遂に先づ宰相になつたから、德裕が自分の地位に逼つて居てはどうも氣になつて溜らぬ爲め、鄭滑（二州、今の河南開封府及衞輝府の地方）節度使として都を出してしまひ、且つ自黨の勢力扶植として牛僧孺を引上げて同じく相と爲り、互に協力して德裕の味方を朝廷から排斥した、元老の裴度でさへ出された位である、宗閔は裴度が淮西を討つ時始めて用ひられて判官となり爾來段段出世して來たのであるが、

名炎、以李德裕同平章事、德裕在穆宗初爲學士、以李宗閔者嘗對制策譏切其父吉甫、恨之、構貶宗閔、自是各分朋黨、更相排軋者垂四十年、在文宗時、德裕爲侍郞、裴度薦其可爲相、宗閔有宦官之助、遂相、惡德裕逼己而出之、且引牛僧孺並相、相與排擯德裕之黨、尋以德裕鎭西川、德裕作籌邊樓、圖蜀地形、南入南詔、西達吐蕃、日召老於軍旅習邊事者、訪以險易遠近、皆若身歷、練士卒、葺堡障、以備邊、吐蕃將悉怛謀以維州來降、維州本漢地、入吐蕃之路、吐蕃得之、號爲無憂城、德裕極以得此州爲便、牛僧孺以爲不可納、以城併叛將歸吐蕃誅之境上、極慘酷、牛李之怨、自是愈深、僧孺尋罷、德裕入相、宗閔亦罷、宗閔再相、德裕又罷、二黨互相擠援、文宗每歎曰、去河北賊易、去朝廷朋黨難、德裕連被貶黜、及上立、召德裕相之、德裕言於上曰、正人指邪人爲邪、邪人亦指正人爲邪、在人主辨之、上嘉納、德裕追論維州事、悉怛謀加褒贈、

【字解】 監國、左傳の閔公二年の條に、君行則守、有守則從、從曰撫軍(君を助けて士卒を鎭撫する意)、守曰監國(君の國家の目付をする意)と見ゆ、不由己、自分等の手を經由せぬ、制策、文宗の初めの條に見ゆ、譏切、じかづけに譏る、構貶、其の罪過を態態拵へて官を貶す、朋黨、仲間、味方同志、排軋、互にすれあふ、垂、將及也と註して、なんなんとすると訓む、排擯、其の地位から推除ける、籌邊樓、邊境の事を籌算(はからふ)するといふ意で樓の名とする、蜀、即ち西川、南

殆不レ如也、在位十五年、改元者二、曰二太和一、開成一、弟穎王立、是爲二武宗皇帝一、

【字解】宦寺、詩經に寺人の語見ゆ、寺人は內小臣也、周禮の天官に、寺人掌二王之內人一といふ註に、寺之言侍也、取二親近侍御之義一と、是れ後世の宦官の職、故に宦官を宦寺といふ、太平無象、太平といふは別に是れぞと指すべき形象のあるものでない、周赧漢獻、周の赧王は周の末主で秦に降る、漢の獻帝は漢の末主で魏に禪る、事は皆其の條に詳である、憮然、自失の貌と註して呆氣に取られた樣子、家奴、宦者は皇家の奴僕、故にいふ、

【解釋】五年の正月帝は病を以て崩じた、壽三十三、帝は諸王であつた時分から深く前代の弊政を知つて居られた爲め、卽位の初めに自ら精力を勵し一心に天下の治を求めた、宮女の職事が無い者を出したり、鷹犬を放つたり其の他種種の無益の費を省いて、務めて奢を去り儉に從つて恢復を圖つたから、朝廷の內外いづれも一樣に慶賀して、是れでは必ず太平は冀望し得らるゝことゝ評判した、然るに宦者共の勢力の爲めに抑制されて終始思ふ所を爲ることが出來ずにしまつたは實に氣の毒の事である、帝は或時のこと宰相等に向つて、天下は何時太平になることやら、卿等も多分さうして見度いであらうなと問ふた、意中信に推察せらるゝ、此の時宰相の一人なる牛僧孺は答ふるやう、太平と申す語は勿論之れありますが、實際是れが太平と指すべき分明なる形象はござりませぬ、當今とて夷狄は交ゞ侵入致すにもあらず、人民は流浪する程の困難にも至らず、至極の治平とは申されまじきも、先づ以て無事の御代と申すべし、然るに陛下は此の上に別に太平を求め給ふとならば、到底不肖の臣等が及び兼ぬる次第でありますと、一時其坐を胡魔化して自分等が責任を逃げた、帝又末年に或る時近侍に問ふ、朕は天子として周赧王漢獻帝と比して優劣は何如と、近侍の面面も此の問ひに對しては皆呆氣に取られて、何んとも申し兼ねて居ると、帝の方から、赧と獻とは共に數十萬の兵馬を擁した强臣に扱ひを受けたのだからまだしも好いが、朕は家に使つて居る下部かち扱ひを受けるのだから、赧にも獻にも劣る方であらうよと言はれた、是れ等に就いて觀ても、帝の心事と境遇は實に憐むべきではないか、帝は敬宗の寶曆二年十二月に卽位して在位は足掛十五年、其の間改元は二回で、太和は九年、開成は五年、皇弟の穎王立つ、是れを武宗皇帝と爲す、

○武宗皇帝名瀍、穆宗子也、文宗嘗立二敬宗子成美一爲二太子一、臨レ崩欲下以二成美一監中國上、宦者以爲三立不二由レ己、廢レ之而立レ瀍爲二太弟一、遂殺二成美一而卽レ位、後改二

以身繫國家輕重、如郭子儀者二十餘年、

【字解】別墅之勝、別莊の景色の好い處、墅の音署の上聲、田廬也と註して田圃の取入れの便をはかり本宅外に設くる廬故、別墅といへば下屋敷のことになる、觴詠、酒を飲み詩を作る、觴の音商、酒卮の總名、王羲之が蘭亭序に一觴一詠とあり、

【解釋】四年の三月司徒中書令、晉公の裴度は卒去した、度憲宗の元和十四年に皇甫鎛の黨に邪魔にされて宰相を罷め、河東節度使となつて都を出で後ち諸方へ轉任し又東都留守となつたが、最早世事に關係する意がなく、老後の樂として洛陽に庭園泉水を作り、綠野堂とか子午橋とか、種種な下屋敷の名勝が有つたものだ、度は其處で詩人達と觴宴吟詠して世事を忘れて自ら娛んで居た、穆宗敬宗の朝に皆嘗て一度づつ入朝して政時を輔けた事もあつたが暫くの間で職を去り帝の世に至つても亦嘗て平章軍國重事となつたこともある、是れは度は敬宗の末から帝の世まで同平章事で居たが、老疾で辭退するから、朝廷では其の意に任せ斯かる特殊の名號を賜つて元老を優待したのである、要するに度が憲宗の末に外に出た以來は、全く淮西を討平した當時の度とは變り、召されたときには來、不可なるときには去り、其の間是れといふ主張のあるのでもなく、全く其の時のまに〳〵に浮くも沈むも任せて來たばかりであつた、然らば何も役に立たぬ老朽大臣かと云ふにさうではない、憲宗以來四朝の將相といふかどで朝野の畏敬は終始衰へぬのみか、威光聲望は遠く四方の夷國にまで達して居て回鶻にあれ、吐番にあれ南詔にあれ、唐朝の使者を見る每に必ず度が安否如何と問ふたものだ、斯く老朽の一身が大唐の貫目の輕重に關係を及ぼしたことは丁度郭子儀の樣であつたのは二十餘年の久しき間であつた、して觀ると度は決して尋常な人物ではなからう、其の卒去の折に帝は何か遺した表文でも無いかと其の家に問ふた處が、果して半分程まで書いた草稿を見付出した、文意は皇嗣の未だ定らぬのを非常に苦にして書いた者で、一言も私事には及んで居なかつたと云ふ、

五年、上崩、上卽位之初、勵精求治、去奢行儉、中外翕然、謂太平可冀、然制於宦寺、竟不能有爲、嘗問宰相、何時太平、牛僧孺答以太平無象、末年嘗問近臣、朕何如周赧漢獻、對者憮然、上曰、赧獻受制强臣、今朕受制家奴、

りで詰まらないと考へ、そこで金吾大將軍韓約等と鄭注を待たずに自分の一味で先づ事を發せんと謀議し、韓約に金吾衛の役所の後の石榴に昨夜甘露降つたる由を奏上させると、宰相中で李訓に一味し居た舒元輿は先立となり百官を帥ひて、是れ陛下仁政の感應、御目出度く存じ奉ると拜賀した、拜賀の後に帝に御一覽如何と勸めると、帝は宰相に先づ往つて見屆けさせる、李訓は戻つて來てわざと眞の甘露にあらずと言上した、是れは然からばと宦官等に往かせる樣に仕掛けたのである、すると帝は宦者の頭仇士良を顧みて、然らば汝諸内臣を引連れ今一應其の眞僞を認めて參れ申付けた、士良等何の氣なしに既に役所の裡に至ると、運命未だ盡きざりけん、一陣の風傍の幕を吹上げてそこに兵器を執れる武士が無數に潛み居たる樣子を見付けたから、是れはと驚き逃げて返り、大變事ありと帝に告げ、急に同類と帝を擁して紫宸殿の背後に走出た、李訓はしくぢつたりと、金吾の衞士等を呼んで殿に上せ宦官逃すなと擊たせたが、時已に後れて僅に十餘人を殺傷したに過ぎぬ、訓は最早見込がないと視たから馬に飛乗つて落行く、仇士良は元來神策の將だから、此の時已に其の兵五百人に命じて宮中に入り、李訓の味方なる金吾の吏卒六百餘人を殺し、宰相の王涯賈餗舒元輿等を捕へ、無理に是を謀反と誣へて京中を引廻しの上、百官に立合せ腰斬した、それ等の親屬一人のたすかつた者はない、此の度の李訓の謀には宰相中惟、元輿だけ關係したので、他相は實際何も知らなかつたのだ、折角の宦官誅滅も李訓の功名心から失敗して、誅滅どころか愈、彼れ等の勢力を增してやつて、是れからといふものは、官職の任免も生殺の權も天下の事は悉く北司即ち宦者一味の心次第に決定することになり、宰相はただ其の文書を施行するだけの有名無實の官となつてしまつた、李訓は一旦は逃落ちたもの丶、途中人に殺されて其の首を都へ傳達せられた、鄭注も約束に遵つて壯士を引いて扶風まで到來すると、案外にも訓が先立つて小刀細工を始め失敗したことを聞いたから、落膽して鳳翔に引返したが、鳳翔軍の目付として居た宦者の張仲靑は伏兵を設けて鄭注を斬り、其の一家より屬僚までを悉く殺してしまつた、

開成三年、司徒中書令晉公裴度卒、

度自二憲宗時一罷レ相後、無レ意二世事一、治二園池一、有二綠野堂午橋等別墅之勝一、與二詩人一觴詠自娛、穆宗敬宗時、皆嘗一入輔レ政、至二上之世一、亦嘗平章軍國重事、與レ時浮沈而已、然四朝將相、威望遠達二四夷一、四夷見二唐使一輒問二度安否一、

帝は此の二人こそ宦者誅滅の大事の相談が出來る者と思込み、遂本心を打ちあかした、是れから二人は宦者を誅するを以て自身の任務とし、密に其の策を運して時機の到來を窺つて居た、然かし王守澄に於ては、二人とも自分が世話で非常の立身をさせたのであるから、まさか已れの手を噛む飼犬と氣付筈もなく、又世間でも、訓注が帝の寵遇の渥く、出入の客の門に塡ちて榮華榮曜を極めて居るのは、全く宦者と結合つて居るからだと思つて居たのも當然のことである、こゝまでが好かつたが、二人とも才物で根が君子でないから事がうまくなつて來ると野心を起して功名を貪るやうになる、是れが其の成功しない所以である、而して李訓の方は尤も惡い、訓は既に帝に悅ばれて先進の鄭注と勢力官位同等に盛になつて來ると、心中頗る注を邪魔にして、彼れが得意の權數から宦者共を除くには我我が內からばかりでは根據が堅固でないから內外双方より勢力を協せるやうにするに若くはないといふ事にことよせて、鄭注を出して都の最も近所なる鳳翔に節度使として控えさせた、其の實は宦官を除いたならば直ぐ注をも片付けて、已れ一人富貴を占めやうと考へたのである、才物といふは實に危險な者でないか、是れでは宦官を除くことが出來たとしても、直ぐ又國家の騷亂を招くだけの事、誠から出ぬ計策は巧妙でも終は愚に歸する、さて其の內に訓と注との策で、宦者の仇士良は帝の卽位に就いて頗る骨折があつたにも拘らず、王守澄が爲めに抑止されて彼れと仲の惡いことを見て取り、帝に士良の功勞を申して之を進め擢んで、神策軍の中尉とし自然に守澄の權勢を分けて弱めるやうにした、斯くして置いて李訓が同平章事となると間もなく、守澄を除かんと請ひ、中使を其の邸に差遣して上意を以つて毒藥を賜ひ、逼つて遂自殺させた、尤も是れは表向は病死であるが、世間では皆實情を承知して守澄の遂天罰を受けたのを好い氣味といつた、然かし同時に又訓注二人が其の大恩人によくも斯くまで陰險に忍ばれたものと惡んだといふ、尤もの事である、

是れより先き憲宗を弑した陳弘志も李訓の計略で殺されたから、是れで元和以來の宦者の大罪人は槩略盡きたわけだ、然かし宦者の勢力は別に衰へたのではない、それで鄭注が鳳翔へ赴任の際に、旣に李訓と相談したには、斯くして王守澄を殺せば拙者は支配の鎭營から壯士數百人を繰出し、都に入つて守澄が葬儀を護衞すべし、我我の恩人といひ殊に當代第一の勢力者であれば誰も怪むものは無からう、貴殿は仍て上に願つて內臣(宦者)一同に葬儀を見送らするやうにせよ、我が壯士は途中俄に之を包み片端から討取らば、よもや宦官共に一人の生存者はあらせはしまいと、二人斯くも巧に手筈を定めて別れたのであつた、然るに此の場合になつて李訓は心中に、鄭注との約束通りにせば手柄は專ら注一人に歸するば

權、訓同平章事、請除守澄、遣中使、鴆殺之、注始與訓謀、至鎮遣壯士數百入護守澄葬、仍請令內臣盡送、然後殺之無遺類、訓心以爲如此則功專歸注、乃謀先發、令人奏金吾廳事後石榴有甘露、宰相帥百官拜賀、後勸上往觀、上令宰相先往視、訓陽言非眞、上顧仇士良、帥諸宦官往視、士良等既至、見風吹幕起、執兵者無數、驚走告變、訓呼金吾衞士等、上殿僅擊死傷宦者十餘人、知事不濟而走、士良等命神策兵、殺金吾吏卒、執宰相王涯、賈餗、舒元輿等、誣以謀反腰斬之、訓之謀惟元輿知之、他相實不知也、自是天下事皆決於北司、宰相行文書而已、李訓爲人所殺傳首、鄭注亦爲鳳翔監軍宦者所殺、

【字解】 倜儻尙氣、磊落で萬事氣勝ちである、倜の音惕、揣知、推量して知る、揣の音樓、六書故に量度也、以手求其耑意、一曰揣察之也と見える、中使、庶度前に見えたが、中とは內の意、君の手元から遣す使で政府の表向の使にあらざる故にいふ、金吾廳事、金吾衞の役所、古昔は役所を聽事と呼んだが、後に省略して廳ともいひ、又故らに广を加へた、是れは六朝からの事といふ、广を加ふるは誤、甘露、露の草木の葉に著いて甘味ある者、實は蚜蟲の尿なれども、古は仁政天に感じて降る者として大層目出度い瑞とした、執兵、兵は武器、北司、宦官の一名、

【解釋】 九年十一月、帝は再び李訓鄭注等と宦者を誅しやうと謀つたが、是れ亦失敗に終つてしまつた、鄭注は元來宦者王守澄が手で引上げられた人物、李訓は本名は仲言といつて、是れ又注が手で引上げられて守澄に遇ふことが出來、守澄から之を帝に薦めて遂用ひられたのである、此の男の人柄は磊落風で、氣勝ちで文章もうまく辯舌も好く、權變の術にも富んで居たから、帝に氣に入られた、訓と注とは久しい間に帝の胸中を推測して飽くまで宦者に不快であると知つたから、折折謎をかけて帝の氣を引いて見ると、

くなつて試驗の不公平を鳴し、諫官も御史も職掌柄默つて居るわけに行かぬから、それぞ〵論奏する運びになると、執政の人人は無理に之を取抑えて出させぬ、然るに感心なのは及第者中の李郃字は子元で、劉蕡は落第、我我は及第とは、慙入らないで居られやうかと云つて、上疏した文意は、劉蕡が對策は漢魏以來比すべき者なき名論なるに、有司は其の左右の非を指摘したる角より畏憚つて進達せず、忠良道窮し、綱紀遂に滅びたり、況んや臣が對策は蕡に及はぬこと遠し、乞ふ臣が授與されたる官職を奉還して蕡に讓り、其の忠直を旌表せんとまで申出でたが何等の沙汰もなかつた、而して宦官の勢力は此の後長く持續いたから、劉蕡は一生涯朝に仕へることが出來ずに、節度幕府の官吏で終つてしまつた、

太和五年、上與二同平章事宋申錫一謀レ誅二宦官一不レ克、申錫貶死、

【解釋】　太和四年七月に帝は宋申錫を同平章事とし、君臣密に宦者を除く計略を運らして居たが、五年になると愈〻斷行せん積りで、申錫は先づ王璠といふ者を京兆尹とし密旨を告げて其の用意に及ぶ內に、璠は之を泄してしまつた、宦者王守澄はそこで別人の手から宋申錫は帝を廢し皇弟の漳王湊を立てやうとして居る由を密に奏上させると、帝は之を信じてひどく腹を立つた、宦官共は、早速兵を差向け申錫の一家を屠り殺さうとまで勸めたが、崔元亮等の諸臣は今一應大臣と熟議の上で御取調べ然るべしと帝を諫めて大臣會議に付すると、牛僧孺は申錫は決して斯かる大逆を企てる人物でないと主張したから、宦官は再審となつて自分等の誣告が露顯しては大變と、守澄より帝に申錫の罪は貶官に止めて然るべき由を奏して遂申錫を開州司馬に左遷した、これで宦者誅滅の謀も失敗に歸し、申錫は貶所で死んだ、文宗も餘り淺墓な君である、是れでは到底見込はない、

九年、上與二李訓鄭注等一謀レ誅二宦官一不レ克、注本宦者王守澄所レ引、訓本名仲言、又爲二注所一レ引、得レ見二守澄一、守澄薦二於上一、倜儻尙レ氣、有二文辭口辯一、多二權數一、上悅レ之、訓注揣二知上意一、數以二微言一動レ上、上意二其可一レ謀二大事一、以レ誠告レ之、訓注遂以レ誅二宦官一爲二己任一、訓既與レ注勢位俱盛、頗忌レ注、託二以中外協一レ勢、出レ注鎭二鳳翔一、進二擢宦者仇士良一、以分二王守澄之

○文宗皇帝名涵、穆宗子也、爲宦者王守澄所立、後改名昻、太和二年親策制擧人、宦者益横、建置天子在其掌握、權出人主之右、無人敢言、賢良方正劉蕡、對策極言之、考官皆歎服、而不敢取、中第者裴休、李郃、杜牧、崔愼由等二十二人、皆除官、物論囂然稱屈、郃曰、劉蕡下第、我輩登科、能無顏厚、上疏乞回所授官於蕡、不報、

【字解】　親策、天子親ら試驗するをいふ、本註に策は試也とあり、制擧、天子の制詔で擧げる、唐代士を取るに三種あつた、學官から擧げるのが生徒、州縣から擧げるのが鄕貢、皆有司で之を選拔する、而して天子自ら詔したのが制擧で、是れは非常の才を取るわけである、建置、立てゝ位に据へる、掌握、手の中、極言之、綱目に極言其禍にに作る、考官、受驗者の成績を調べる役、試驗官、中第者、及第者、稱屈、押付けた仕方だと評判する、屈は枉也、曲也、下第、落第、登科、及第、顏厚、愧入つた色が見れる、卽ちはづかしいこと、書經の五子之歌に出た、

【解釋】　文宗皇帝名は涵、穆宗の子で敬宗の弟である、劉克明は敬宗を弑するとすぐに御遺言と僞り、絳王悟といふを以つて權に軍國の事を取扱はせ又内侍（宦官）の執權者を變更しやうとした、すると内侍の有力者なる王守澄等は親兵を急に遣つて江王涵を宮中に迎取り、同時に神策軍飛龍軍の兵を發して克明等の賊黨を討て盡く之を殺した、絳王も亂兵に殺害された、斯く事變倉卒に起り倉卒に終つて、明日涵の卽位となり同時に昻と改名した、

帝の太和元年丁未の歲は我が淳和天皇の天長四年に當る、二年の三月に帝は親ら制擧の諸人を試驗した、元和の末年から宦官共が益〻專横になつて來て天子を立てることは全く彼れ等の手の中にあつて大臣も與かることは出來ぬ、名こそ宮内の奴であるが其の威權は人君以上である、斯樣な大失體は一時も見捨てゝ置かれぬ筈ではあるが、聊かなりとも之を言ふものなら一身は愚か、一家一族の禍は直ぐ來るから誰一人として口に出す者はなかつた、然るに此の度の制擧に就いて、賢良方正の科に擧げられた劉蕡字は去華といふ人は決死の覺悟で帝の策問に對し、滔々縷縷宦官共の禍害を殘す所なく論述した、試驗官の馮宿等は之を見ていづれも感嘆敬服したものゝ、矢張宦官共の手前を憚り劉蕡を捨置いて、次なる裴休李郃杜牧崔愼由等の二十二人を及第者としてそれ〴〵皆官職に除用せられた、そこで世の取沙汰が非常にやかまし

六箴、六箇條の箴文、箴は諫誨の辭といつて、古昔君に過失があると臣子は箴を作つて之を誡めた、宵衣、以下皆箴の題目、宵衣とは古の賢君政事に勤めて早く出御しやうとの熱心からまだ宵であるのに朝衣を求めたといふ意、正服、正しく服制を遵守して濫るべからずといふ意、服とは單に衣服のみを指すにあらず、總て身につく道具調度類までを含む、罷獻、制度外の獻上物を罷めて受けぬといふ意、納誨、教誨となるべき善言は之を受納するといふ意、辨邪、邪惡の小人に惑はずに之を辨別するといふ意、防微、人君の微行は危險至極で、何時賊の害を受けるか知れぬ、之を防禦せねばならぬといふ意、

【解釋】　帝遊幸する常なく、朝堂への出御は一箇月間に二三度もあるかなしで、大臣も殆んど謁見することが出來ぬ、そこで寶曆元年二月に浙西觀察使李德裕は丹扆の六箴といふ文を作つて獻上した、卽ち御座の傍に差置かれ常に御覽じて御氣を付け下されといふ意であつた、其の六箇條の題目を擧げると、一には宵衣、是れは朝堂へ出御の稀なばかりでなく、出御の時刻も晩くて、身弱な老臣などは立疲れて朝門外に僵れた者がある樣な事に立至つたので、それを諷諫したのである、二には正服、是れは帝が風變りの衣裝調度を用ふるのを諷諫したのである、三には罷獻、是は下から詰らぬ玩弄物や贅澤品を徵求するのを諷諫したのである、四には納誨、是れは臣下の諫言を少しも耳に入れぬ癖があるのを諷諫したのである、五には辨邪、是れは小人共の機嫌取を悅んで信任して居るのを諷諫したのである、六には防微、是れは不時に輕る〳〵しく出遊するのを諷諫したのである、帝は之に對して優渥な敕語を以て挨拶したのは好かつたが、實は少しも用ひずに遂に次に見えるやうな禍を取つた、

上遊戲無度、性復褊急、宦官動遭捶撻、皆怨、夜獵還宮、酒酣爲宦者劉克明所弑、在位三年、改元者一、曰寶曆、江王立、是爲文宗皇帝、

【字解】　褊急、偏窟で氣が短い、褊は說文に衣小也とある、遭捶撻、ぶたれる、

【解釋】　帝は打球好き手搏好き（手搏は柔術の樣な技）で力士どもを召抱へ、又深夜に出て狐狸を捕へることが大好きで遊戲が實に節度がない、其の上偏窟で氣が短いから側に居る宦官共は事によると直ぐに打ちなぐられる、其の爲め皆帝を怨んで居た、二年の十二月或る夜例の狐狸の獵に出て宮に還て宦者劉克明及び軍將等二十八人と酒を飮んだ、其の最中に帝は起て衣を著更へる爲め室內に入ると、直ぐ殿上の燈火が滅えて黑闇の中から克明來て帝を刺殺した、帝年十八、在位は三年間、不行狀の爲め遂身を殺した、改元は寶曆の一で二年である、江王立つ、是れを文宗皇帝と爲す、

面皆自身をけんのんがり、びくくして不安心に閉ぢられて居たが、是になつて帝は遂中和殿に於て暴崩した、その頃の評判には、近侍の不安心が前の通りで何んとも仕方がなく、宦者の陳弘志といふ者は弑逆を行つのだ、然かし其の一類が之を諱んで互に口止めをして、只金丹の中毒の爲めだとしたのだと云ふ、然かし其の事はそれ切りで、遂朦朧の裡に葬られてしまつた、帝の在位は十六年で、改元は元和の一度だけである、太子立つ、是れを穆宗皇帝と爲す、

○穆宗皇帝名恆、卽位改元曰長慶、四年崩、太子立、是爲敬宗皇帝、

【解釋】穆宗皇帝名は恆といつた、王守澄等の諸宦官の爲めに立てられたのである、唐の世で宦官の天子を弑し天子を立てるといふことは此から始る、

元和十五年閏正月位に卽くと、皇甫鎛を崖州司戸に貶した、朝野は皆賀したといふ、來年辛丑、長慶と改元した、我が嵯峨天皇の弘仁十二年である、長慶四年に帝は三十の壽命で崩じた、帝は憲宗を葬らぬ内から遊戲を事とし臣下の諫を用ひず、遊幸度なく賜與節なく、元年以來盧龍軍が先づ亂れ、次に成德軍、次に魏博、其の他の藩鎭にも連に亂があり、又李逢吉を再用して相とし、逢吉と王守澄とは結合つて其の勢朝野を傾けた、斯く僅か四五年の在位中つまらぬ事ばかりであつたのみならず、父帝の愚を學んで矢張り仙藥を服用し、病氣になつて、同じ正月に崩じたのであつた、太子立つ、是れを敬宗皇帝と爲す、

○敬宗皇帝名湛、卽位荒淫、嬖倖用事、

【字解】荒淫、酒色などにひたつて節度のないこと、嬖倖、氣に入りの家來、

【解釋】敬宗皇帝名は湛といつて十六歲で位に卽いた、父帝に劣らぬ上氣者で、矢張大葬も畢らぬ内から其處此處の宮殿に遊宴して、打球をしたり音樂をしたり、宦官や樂人どもに褒美として下賜する金銀物品は算へ切れぬ程であつた、而して、宦官には王守澄、宰相には李逢吉のやうな氣に入り者が相ひ表裡して勝手に事を用ひ、朝廷の亂脈は實に甚しい、

李德裕獻丹扆六箴、一曰宵衣、二曰正服、三曰罷獻、四曰納誨、五曰辨邪、六曰防微、

【字解】丹扆、扆音衣にて上聲、禮記の明堂位の註に據るに、扆の形は屛風の如く、高さ八尺、天子南面して諸侯を見るとき背後に立てる物、こゝに丹扆といふのは扆の地は絳色(大赤)であるからである、

したが、元濟も遂滅亡してしまつたから、十三年正月に其の子を人質として差出し、竝に三州の地を獻ぜんと表文だけでは申出したが、それも虛言に流してしまつた、そこで其の歲の七月諸道に詔して討伐軍を差向けると、師道は支配內の人民に城壁を修繕させたり、濠を浚はせたり遂には婦女子までも驅出して寸暇もなく使役したから、民心が怨で居る處へ、彼は又知兵馬使の劉悟といふ者が軍中で非常に人望があるのを謀反心があるものと猜疑して之を殺さうとした、然るに此の事が漏れたから、劉悟は卽夜出陣地から大兵で引返して未明に城下に著くと、師道の旗下は降伏して城門を開いた、劉悟は、苦もなく城に登り師道と其の二子を捕へて之を斬り、首を三函に納めて官軍の將田弘正が陣營に屆けた、是れは十四年二月の事である、李正已から師道まで三代五十餘年で滅び、淄青等の十二州が平定に歸した、是れより先き王承宗も旣に其の二子を人質に差出し、德棣二州の地を獻じて謝罪したから、是れで六十年間藩鎭の跋扈を極めた河の南北三十餘州が、始めて朝廷の約束に遵ふことになつた、

裴度罷、

【解釋】 裴度相位に居て、知るとして言はざるなしといふ樣に一心に輔弼に任じて居たが、到底皇甫鎛が如き小人と相ひ容れるわけには行かぬ、而して其れ等の黨は種種樣樣に度を攻擊するから、帝は遂に度に詔して平章事の格式で都を出して河東節度使にした、是れは十四年の夏であつたが、冬になると崔群も皇甫鎛が密奏によつて出されて湖南觀察使になつてしまつた、中外は皆鎛の奸佞を惡んだが、帝の信任の盛なのに憚つて誰一人言ふ者はなかつた、唯、武元衡の從弟なる武儒衡と韓愈の門人李翺が上書して帝の惑を諫めたが帝は遂は從はぬ、

十五年、上暴崩、上服金丹多燥、左右獲罪有死者、人人自危、宦者陳弘志弑逆、其黨諱之但言藥發、在位十六年、改元者一、曰元和、太子立、是爲穆宗皇帝、

【字解】 金丹、仙藥の名、多燥、頻に癇積を起す、藥發、藥の中毒、

【解釋】 十五年の正月帝は暴に崩御になつた、壽四十三歲、元來英明の天子ではあつたが淮西平定頃から氣が弛んで失政が多くなり、且つ例の神仙の說に迷つて金丹と名くる一種の仙藥を服用して居ると、長壽延命どころか、其の爲めに氣が急つ勝になつて頻に癇積を起し、近侍の者は散散に叱付けられて罪を獲、中には死んだ者もある位だから、それ等の面

民、瞻奉捨施、惟恐レ不レ及、侍郎韓愈上表極諫、乞以投二之水火一、上大怒、貶二潮州刺史一、

【字解】佛指骨、釋迦佛の指の骨、瞻奉捨施、崇めたつとび寄進布施する、韻會に瞻は仰見也とある、侍郎、刑部侍郎、刑部省の次官、潮州、今の廣東潮州府治、

【解釋】 關内道鳳翔府法門寺の塔内に釋迦佛の指の骨が納つて居て、昔から三十年毎とに一度開帳すれば豐年で庶民安樂と言ひ傳へてある、丁度本年己亥の歳は開帳に當るといふことで、帝は此の十四年正月に中使を法門寺に差遣して佛骨を長安に迎はせ、之を禁裡に三日間留め置いて供養し、それから諸寺へ次次に送らせて、今日は何處、明日は何處と開帳する、其の騷ぎといつたら大層なことで、王公士民を論ぜず、崇めたつとび、財寶を捨て、佛に布施する者、我れ先きにと爭つて唯、後れんことを恐る、といふ有樣、丸で狂氣じみた騷ぎであつた、刑部侍郎の韓愈は憤慨に溜りかね、上表して言を極めて諫諍した、其の文意の概略を云へば、佛は夷狄の一法で中國には元來之れ無かりし敎、黃帝より以來禹湯文武の聖主は、其の壽は長く、其の民は安樂なりき、是の時未だ佛あらず、佛法の傳來は後漢の明帝以後にて、歷代亂亡相ひ繼ぎ、運祚長からず、南北朝に至つて佛に事ふること愈々謹めるに、年代愈々短くなり、其の內にて梁武帝のみは在位四十八年にて、やゝ久しく、前後三回までも身を捨てゝ佛に施したるも、終は候景に逼られて臺城に餓死し、國も間もなく滅亡したり、然らば佛は決して信ずるに足らざる者なり、其の身若し現今に生存して中國に來朝したりと假定されよ、陛下は宣政殿にて烏渡拜謁を差許され、法衣一揃位の下賜にて早速國境外に護衞を付して送出し、衆民を惑さゞらしめ給ふに過ぎざるべし、それに何ぞや其の穢はしき枯朽の骨を九重の禁裡に迎えて斯くも禮拜し給ふなど、は、以の外の御間違と申すべし、然るに群臣一人の之を言ふ者無しとは、臣實に之を恥づ、乞ふ其の骨を有司に下渡し水火中に役じ給はんことを、佛若し靈あらば、殃は臣の身に加ふべし、臣は甘んじて之れを受け申さんとの表文であつたから、帝は烈火の如く怒を發し、愈を極刑に處せんと息巻いたが、裴度崔群の重臣は、韓愈の申條は狂暴にて御怒は御尤至極なれど、彼れも忠義の熱誠から陛下の御爲めと存じての事なれば何卒寛容して言路を開かせ給へと頻に願つた爲め、やつとのことで遠く潮州刺史に貶せられることになつた、彼の有名な雲橫二秦嶺一家何在、雪擁二藍關一馬不レ前、といふ句は、此の左遷途中に作つた律詩中の一聯である、

平盧將執二斬李師道一、

【解釋】 李師道は吳元濟が爲めに幾度となく官軍の妨けを

といふ水鳥はそちこちから驚いて飛起つ、其の羽ばたきと唐鄧軍の人馬の足音とごう〳〵混じて、蔡州人の寢耳には少しも怪まれるやうなことはなかつた、況んや三十餘年間も官軍の侵入を見たことのない蔡州だから、元濟始め一人として氣の付いた者はない、李祐等は先づ城壁の一箇所を掘崩して壯士を率ゐて先登し、内より城門を開くと、雞の鳴く時分には雪も降止み、愬は元濟の外宅に入込んだ、此の時まで元濟更に知らず、庭上の號令の聲を聞いて大に驚き、狼狽して近臣と走つて本丸に登つて拒戰したが、待ちに待つ洄曲の精兵一萬餘人は來援せぬのみか、最早李愬に降參し、官軍は本丸の南門に火を掛けて之を燒拂ひ、競ひ上つて遂に元濟を執へてしまつた、元濟は檻車に載せられ長安に送くられると、帝は興安門に臨御になつて之を受け、元濟を廟社に獻じ、然る後に斬首した、元濟が反してから誅戮に及ぶまで、朝廷兵を淮西に用ひたことは二年間に渉つた、然かし淮西は李希烈以來朝命に抗して全く敵國同樣の狀態で數十年を經過したから、土地の者は少しも天子朝廷のあるのを知らないで、反逆になれて暮して來たが、こゝで始めて官軍の平定に歸した、時に元和十二年で蔡城の陷落は其の十月、元濟の誅は十一月の事である、

淮西も最早平定に歸すると、是れまで張詰めて居た帝の氣も弛んで來たものと見え、いつとはなしに、そろ〳〵驕逸奢侈に傾いて來た、古今は兎も角、唐だけに就いて觀ても、玄宗德宗憲宗とて決して凡庸の君ではないがどうも皆此の病を免れ難い、始めあり終ありといふ事は非常の英主でなければ出來ぬことゝ見える、此の頃になつては前節に見えた賢相も、或は病を以て罷め、或は死去してしまつた、是れより先き一年卽ち元和十一年の二月に李逢吉を用ひて同平章事としたが、裴度と意見が合はなかつたから本年の九月に辭職した、(本文の二歲は誤り)十三年に至つて度支使の皇甫鏄と鹽鐵使の程异兩人を同時に宰相に取立てた、元來兩人ともつまらぬ小人で錢勘定の技倆しかない者だが、帝のそろ〳〵驕侈になつて來たのに付込み、度度其の勘定餘りの錢帛を獻じて帝を悅ばせ、又帝の近親に賄賂を多く使つて御前のとりなしを好くしたから、帝の寵遇は日增しに深く、遂に一緒に宰相になつたのである、實に案外な人物が揃ひも揃つて一足飛びに飛上つたのだから、朝でも野でもびつくりした、町家の丁稚小僧でも、あんな者が宰相にといつて皆嗤つたと云ふ、當時裴度及び崔群は血眼になつて諫諍したが、帝はどうしても聽入れない、折角の元和の政事も此の邊から下り坂に變じて惡くなつてしまつた、

十四年、迎鳳翔法門寺塔佛指骨、至京師、留禁中三日、歷送諸寺、王公士

平を期した、李師道といふ者は、元來吳元濟同樣の危險人物で平素刺客其の他の姦惡な者共をかくまひ置いたが、是れ等の者共は帝の討伐に熱心なのは、畢竟、武元衡の贊成に由るのである、彼さへ斃せば他の宰相は懼を抱いて、爭つて天子に兵を罷めさするに相違ないと考へた、時に成德軍の王承宗も其の大將を都に上せて、元濟を赦した方が得策と遊說させたが、其の言ひぐさは無禮であつたから、武元衡は叱付けて逐返した、斯かる有樣から、李師道の刺客が遂に長安に入込んで來て、元衡が參內の途中、暗中から射殺して其の頭を取つて逃失せ、又裴度をも撃て首に負傷させた、都の騷は容易でない、すると負けず氣の帝は却つて大に激怒し、淮西軍の進擊を催促することは愈急になつた、帝は裴度を同平章事として、朕は度一人の力に倚賴して賊を誅滅するに充分であると云つて、度に彰義節度使を兼ねさせて淮西の宣慰招討使に充て、諸軍の總督として出張させた、是れより先き唐鄧節度使として新に赴任した李愬字は元直といふは智勇兼備の名將で、先づ元濟が驍將の丁士良を擒にし、士良の言によつて文城の守將秀淋を降し、秀淋の說によつて橋柵の守將李祐を擒にした、是れ等の諸將は是れまで尤も味方の患害をした者であるから、之を生捕にすると、味方の諸將は爭つて之を八ツ裂にもして遺恨を返さんと願出たのを、李愬はなだめ抑えて、いかにも彼れ等三人を優遇し、誠を推して蔡城を取るべき計策を相談する、彼れ等は深く之に心服し、身命を差出して、愬の恩に報んと心に誓つた、淮西討伐軍の中で此の方面の軍勢が最も鋭かつたから、元濟は甚だ懼れて悉く其の親近の將校及び旗下の士卒を發して、今の河南商水縣の西南にある當時洄曲といつた城に援軍として楯籠らせ、此處に官軍を喰止めやうと計つた、そこで降將の李祐は、今や蔡州城は空虛なるに違ひなし、其の不意に乘じて攻入らば、一擧にして元濟を討取らんと申せば、李愬は汝の言ふ所至極せりとて、窃に裴度の同意を得て、總軍九千人俄に陣地を出發したが、軍中一人の其の指す所を知る者なく、只東行せよとの嚴命に任せて進軍した、夜中に張柴村といふ處に到著して暫時休憩の上、用意の糒を兵卒に食せて居る隙に、諸將は、節度閣下は何處を目指して進軍せらるゝと問へば、愬は始めて、是れより蔡州城下に攻入つて元濟を討取る積り、一軍決死の覺悟にて進發せよと號令を下した、諸將は聞いて皆色を失ひ、就中監軍使は、果して李祐の計略に落ちたと云つて哭いたといふ、然かしいづれも愬の威嚴に畏れて居るから、口には一人の不平をこぼす者はない、時に夜中といひ、一天搔曇つて大吹雪となり、旗差物は裂け人馬は斃れる、全軍必死となつて七十里を馳せ通ふし遂に夜半に城外に到著した、此處に鵝鴨池と云つて大きな沼がある、名稱通り水鳥の群が聚り栖んで居る處だから、李愬は命じて水面を擊たせると、幾千萬羽

侈、先是二歳、已用李逢吉同平章事、至十三年又用度支使皇甫鎛、鹽鐵使程异進羨餘有寵、竝同平章事、朝野駭愕、元和之政非矣、

【字解】 亡命、罪過を畏れて逃亡した者、東畿、京畿の東境、十六道、河東、魏博、郃陽、朔方、義成、陝蓋、鳳翔、延慶、宣武、淮南、宣歙、浙西、鄧唐、鄂岳、以上は韓文平淮西碑に見えて十四道なり、餘の二道は詳ならず、唐鄧、二州の名、竝に今の河南南陽府の唐縣治及び鄧州治、蔡州城、今の河南汝寧府汝陽縣治、鵝鴨池、蔡州城近處の池沼の名、牙城、牙とは元來古の旗の名で、竿の上を象牙で飾るからいふ、軍行に之を元帥の前に建てた、故に後世內城をも牙城と呼んだ、卽ち我國の本丸、檻、をりのある車、猛獸や罪人などの逃げられぬ樣に嚴重に圍をした車、羨餘、羨も亦餘也、使殘の金帛、

【解釋】 初め元和四年の十一月、彰義節度使吳少誠が死んで、其の大將の少陽といふ者が之に代つて自ら淮西の軍府を支配した、本文に少陽を少誠の弟としてあるが、實は赤の他人である、然かし大層な寵愛で名義を從弟として出入りして居る樣子は親族以上の親しい間柄であつた、處が此の男も少誠に劣らぬ惡人で、少誠が病氣著いて、もう生きぬと見ると、其の子を殺して自ら副使と稱し、少誠が死ぬと直ぐに自ら留後となつた、朝廷でも當時河北に兵を用ひて手の廻り兼ねる處から、節度使にして捨てゝ置くと、少陽は內內諸方からの落ち人をかくまひ、之を用ひて他州を掠めさせて軍費を拵へた、淮西の謀反心が斯く代代傳授して、常に朝廷の隙間を狙て居たのである、元和九年の秋に少陽が死んで、其の子の元濟が又自ら軍府を支配したが、最早遠慮もなく、公然其の軍兵を勝手に出して各地方に侵入させ、手當り次第に分捕りをする、それが已に京畿の東境に及ぶやうになつた、朝廷でも今は捨置く譯に出來ないから、十年の正月元濟の官爵を削り、十六箇所の鎭藩に詔を下し其の兵を繰出して淮西を討伐させた、韓退之が平淮西碑文によると出兵した藩鎭の名稱は十四鎭丈けで、餘の二鎭は詳でないが、想ふにそれは平盧と成德であらう、平淮西碑は實際出兵した上で書き、歷史の方は十年正月に出兵を命ぜられた藩鎭の數を擧げた爲であらう、さて愈〻討伐となると、平盧節度使李師道は上表して元濟の罪を赦されんことを再三願つたが、帝は斷乎として許さぬ、然かし出兵以來諸軍が捗捗しい手柄もなく、それに李師道は種種官軍の妨げをするなどで、朝臣多くは兵を罷むるが得策と考へた、處が淮西の行營に宣慰使として往いた裴度は還つて來て、淮西は必ず取れますと奏上し、韓愈も、天下の兵を擧げて三州の地を取るに、取れるも取れぬも、唯〻陛下の斷と不斷とに由るのみと上言したから、帝は尤もと頷かれて、一切の兵事を同平章事の武元衡に委任して益〻熱心に討

又宣慰には中使などではいかぬ、重臣を遣し思切つて大に其の軍に賞賜することに決した、是は五十年來、化外同樣の魏博が始めて斯くも臣禮を蹈んで恭順に出たのは大に賞すべきのみならず、他の諸鎮の奬勵にもなるのであるから、決して時機を失ひ、又金錢にけち〳〵すべからずといふ意であつたが尤もの事である、そこで知制誥(詔勅の事を司る役)の裴度字は中立を遣つて魏博に宣慰させ、同時に內庫の錢百五十萬緡を酒肴料として其の軍士に下賜され、且つ其の管內六州の人民一同へも一箇年の納稅御免を申渡された、一軍思もよらぬ莫大の酒肴料を受けて、歡喜の聲は雷の如く起つた、時に隣鎮の成德泰寧等の使者が丁度事を以て來合せて居たが、此の樣子を見て互に顏を見合せ色を失つた、さて〳〵恭順にさへすれば斯く目出度い仕合せに遭はれる、剛情張りをやつたとて何んの益があつたものかと嘆じたといふ、此の折りに田興に名をも弘正と賜つた、

初彰義節度使吳少誠死、弟少陽自領軍府、少陽陰養亡命、少陽死、子元濟自領軍府、縱兵侵掠、及東畿、詔發十六道兵討之、平盧節度使李師道、請赦元濟、不許、裴度宣慰淮西行營、還言淮西可決取、上悉以兵事委同平章事武元衡、師道素養刺客姦人、客請密往刺元衡、則佗相必爭勸天子罷兵矣、元衡入朝、賊暗射殺之、又擊度傷首、上怒討賊愈急、以度同平章事、上曰、吾倚度一人足破賊、命度兼彰義節度使、充淮西宣慰招討使、督諸軍進討、唐鄧節度使李愬先擒賊將丁士良、吳秀琳、李祐、釋而用之、用祐計、雪夜七十里引兵入蔡州城、擊鵝鴨池混軍聲、鷄鳴入據元濟之外宅、元濟登牙城拒戰、已而就擒、檻送京師斬之、自叛及誅凡用兵二歲、時元和十二年也、淮西既平、上浸驕

あつた故、李絳の人柄とは反對だから、幾度となく御前で爭論を始める、然かし帝は大概絳の方を正當として其の議を採用された爲め吉甫もこれには面白くなかつた、此の時に矢張り武元衡は宰相の上席で居つたのであるが、決して吉甫と絳との一方に偏るやうなことはせぬ、公平に議論を斟酌して居た、

此の頃の在朝の臣で崔羣字は敦詩や白居易字は樂天などの如きも、いづれも正理正道に依つて讜讜然として直言したものである、久しく腐敗して來た唐朝も此の元和の世になつて、景氣が再び淸明に引戻つたのは、斯樣に賢相名臣の多かつた爲めである、

七年、魏博兵馬使田興、請レ吏奉レ貢、詔以爲二節度使一、遣二裴度一宣慰、賜二錢百五十萬緡一犒二其軍一、六州百姓、皆給二復一年一、軍受レ賜歡聲如レ雷、成德兗鄆諸鎭使者見レ之、相顧失レ色、歎曰、倔强者果何益乎、賜二興名弘正一、

【字解】　宣慰、天子の詔旨を宣べて慰める、六州、魏博即ち天雄軍の管内の魏、博、貝、衞、澶、相、兗鄆、當時河南道の二州、今は共に山東に屬し、兗州は今の兗州府滋陽縣の西、鄆州は泰安府東平州の西北、但し是れは天雄軍を魏博といふと同じく一鎭の名稱で又泰寧ともいつた、倔强、剛情張り、負嫌ひ、

【解釋】　七年の八月魏博の節度使田季安は死去した爲め、其の子の懐諫は立つたが幼弱で家僮の蔣士則といふ者軍政を專にして居るから將士は皆酷く怒つて兵馬使の田興を推して留後としやうとした、田興は田季安と同姓であるが一族ではない、是れまで屢、季安の不行狀を諫めた爲め、季安は之を忌んで殺さうと計つて居る内に死去したのである、然るに田興は平生讀書好きで道理を辨へ、勇力衆に優れて居ても極めて謙遜の人であつたから、諸將士に約束するやう、懐諫をば決して犯してならぬ、朝廷の法令は堅く守らねばならぬ、留後の事は本鎭の地圖戸口を朝廷に差上げ都より官吏の出張を願つて其の上で承知することにしやうと定めた、そこで田興は蔣士則を誅し、官吏の下向を願出で、貢物をも奉つた、初め季安の死去を聞いて李吉甫は之を討つべき時は來たと、盛に討伐を主張したが、李絳は今に必ず彼より歸服するからそれに及ばないと云つて居る内に、十月になると李絳の言の如く果して斯樣なつた、此の時にも吉甫は、中使を遣つて宣慰させ、しばらく其の變を觀てから處置することにしやうと云ひ、帝は、留後位にはせずばなるまいと言はれたが、李絳は皆反對して、田興を直に其の節度使にすることにした、

に精通せらるゝことなれば、何卒吾が爲めに優れた人物を告げられたしと誠をあらはしていへば、裴垍は然らばと云つて、筆を執つて誰は斯樣、誰は斯樣と、其の人才三十餘人を箇條書きにして吉甫に渡した、吉甫は深く垍を信じ、且つ敏捷の人であつたから僅か數箇月間に其の三十餘人をそれ〳〵任用してしまつた、世の評論は如何であるといふと、人人は一樣に皆、新宰相の明眼で能くも其の職適當の人を得たものだと褒めはやした、實際は勿論裴垍の明眼と公正なのによつたには相違ないが、亦李吉甫の誠實と輔佐の器に恥ぢぬ所とを見るに足りるのである、序の話だが昔陸贄が宰相の時分に、吉甫は氣に入られなかつたと見えて、都を出されて地方官となつて居た、然るに、後ち、陸贄も裴延齡の讒で忠州別駕になつて往くと、吉甫は其處の刺史となつて會合したから、贄の知合ひの人人は、何んたる不幸ぞ、復讐せらるゝに違ひなしと思つて居ると、案外にも吉甫は屬吏の贄に矢張昔の宰相として事へたと云ふ、本文の末に吉甫善く逢迎すなど、あつて、少し面白くない人物の樣ではあるが、決して尋常の人ではない、

裴垍も程なく同平章事となつた、此の人の器量は至極嚴重に紀律が立つて居たもので、或る時昔の知合ひが訪ねて來た、垍は喜んで厚く待遇すると、其の客は、何卒吾れを京兆の判司に御世話あり度しと話し出した、處が垍は、君の才は元來此の役に不適當である、決して推薦はせぬと斷つた、斯樣な風であるから、人人は皆遠慮して敢て私事を以て賴み込む者はなかつたといふ、

李藩も亦眞直な人で、嘗て給事中の職に居た時に、制敕の批判が廻つて來る、それに不可ぬ處があると直ぐに其の紙の末に不可ぬ譯柄を書付ける、是れは勿論給事中の職掌で批敕といふのであるが、去りとて其の紙に直ぐに書くといふは普通の情では恐入ることだから、下役は別に白紙を續足して認められて宜しからうと申した、是れは前にも述べた通り、封王と拜相との勅書の外は皆黃色の紙を用ひるからである、然るに藩の云ふには、左樣にては通常の狀である、何んで批勅と申すべきと、遂聽入れなかつた、裴垍は之を取持つて宰相にしたのであるが、事の不法とか不便とかを心に知つた以上は、決して上に遠慮したり自分の不利益を考へたりして口に出さぬやうなことはなかつた、

李藩が罷めると間もなく其の跡に同平章事になつたのは李絳で、此の人の剛直なことは決して藩にも讓らない、前前から大事に關して帝に苦言を呈して立腹された事は幾度もあつた、然かし其の言ふことは尤もで皆忠義心から出たのだから、帝も心に絳を重んじ遂に擢んで、相とされたのであつた、吉甫も賢相の一人に相違はないが、圭角を見せぬ方の人だから、いつも帝の意中を測つてそれに合せて言ふ傾きが

李吉甫、裴垍、李藩、李絳、皆賢相、垍嘗爲李吉甫疏人才三十餘、數月用盡、翕然稱爲得人、垍器局峻整、人人不敢干以私、藩嘗爲給事中、制敕有不可者、即批之、吏請更連素紙、藩曰、如此則狀也、何名批敕、垍薦之爲相、知無不言、絳鯁直、吉甫善逢迎、絳每與爭論於上前、上多直絳、時在朝如崔群白居易等、皆讜讜直、元和之世、朝廷清明以此、

【字解】 疏、箇條書きにする、翕然、一同揃つて來る樣子、器局峻整、器局は器量、峻は山の高く突立つた樣子で其の狎れ近づかれぬに喩ふ、整は紀律が立つて居ること、干、犯也求也、かうして容れまいかと折入つて求めて見る意、批、其の是非を評して添書きする、連素紙、連は粘り續ぐこと、素紙は白紙、狀、札也牒也、かきつけ、但し俗間の書面にあらず、唐制に下から上に差出す書に六種ある、其の第六を狀といふ、鯁直、鯁の音梗、魚の骨の喉にかゝる義、故に容易に己れを枉げて機嫌取りなぜぬに喩ふ、善逢迎、出迎ひするやうに善く先方の意をはかつてそれに合せて言ふこと、讜讜、讜は直言也善言也、

【解釋】 杜黃裳、字は遵素、裴延齡に嫉まれて十箇年の間昇進せず、貞元年中やう〳〵の事で太常卿となつたが、一度も王叔文の門を覗はないといふ樣な人で、憲宗の即位後に始めて宰相となつた、西川の亂は帝の即位當時の大騷動であつたが、黃裳の決斷と才略とで討平の功を奏した、憲宗の此の後諸藩鎭を屏息させたのは全く此の人の先導によつたのだといふ、黃裳の後に出たのは先づ武元衡字は伯蒼で、順宗の代に王叔文の徒黨に利を以て誘はれたが少しも動かない、憲宗は太子の時から其の正しい人物を知つて居て遂に宰相にしたのである、前に見えた李錡の反を平げたのは全く元衡の力に依つた、此の人は後まで殘つて新進の宰相の折合を取つて居た、元衡及び李吉甫字は弘憲、裴垍字は弘中、李藩字は叔翰、李絳字は深之等はいづれも賢宰相であつた、裴垍が嘗て中書舍人であつた頃に、李吉甫は翰林より昇進して、元衡と同時に同平章事となつた、吉甫は感涙を流して垍に頼むには、某、地方官として江淮の間に居たのが十五年の久しい事で、召されて都に上つてやつと一箇年で此の度宰相の重任を辱うしたもの丶、朝廷の事情には眞黑闇で人人の賢否才能などは少しも分からぬ、斯くては如何にして官職に其の適材を得て天子の洪恩に報ひ奉るを得べきか、貴公は多年其の道

あると云はれた、

二年、鎭海節度使李錡反、詔討之、兵馬使執錡送京師斬之、

【字解】鎭海、今の浙江抗州地方の藩鎭の稱號、

【解釋】 夏綏も西川も帝の卽位の初めに討平されて、是れ迄氣隨氣儘な藩鎭もそろ〳〵勝手の行爲をひかえて來たが、鎭海の李錡の如きは却つて不安の念慮に驅られて、心にも無いのに入朝を願出ると早速聽届になつた、然るに實際さうなつて見ると彼れは當惑して、事故を拵へたり病氣になつたりして、入朝を一時逃れに遲延して居る、そこで今度は朝廷の方から敕命で仰付けられたによつて李錡は遂窮してしまつて反したのである、然るに其の兵馬使の張子良等は到底望がないと見たから錡を執つて長安へ差出した、錡は遂に親子で斬られた、實に馬鹿氣た事をしたものである、

三年、沙陀朱邪盡忠、與其子執宜來降、沙沱勁勇冠諸胡、吐蕃每戰以爲前鋒、後疑其貳於回鶻、欲遷之河外、懼而歸唐、置之靈州、用以征討、皆捷、

【字解】沙陀、西突厥の別部で德宗の頃隴右道の北庭に接近して住んだ者は六千帳（天幕の數）あつた、回鶻、卽ち回紇、鶻はみさごで強い鳥だから、德宗の時に其の可汗は紇を鶻に改めたといふ、靈州、鹽州に作くる方はよい、

【解釋】 三年の五月に沙陀の酋長姓は朱邪名は盡忠といふ者、其の子の執宜と來て唐に降つた、是れより先き吐蕃軍の北庭に襲來せる折りに回鶻の援軍が不利に陷つた爲め北庭人も沙陀も吐蕃に降つた、沙陀は諸胡中屈指の勇悍な種族で、此の後吐蕃は戰爭の時にはいつも沙陀を先鋒に使つて勝利を得て居た、然るに近頃回鶻は吐蕃が唐より橫領して居た涼州を取つたから、是れは詰度沙陀が回鶻に內通して居て、其の手引きをした爲めであらうと疑心を起し、沙陀を河外に遷して回鶻の地と遠く離隔させやうとした、酋長の朱邪盡忠は、そこで不安心になり、遂に其の子の執宜と部落三萬人を率ゐて東を指して唐に逃げて來ると、吐蕃の兵に追擊されて各處に轉戰し、盡忠を始め部衆も大半戰死して、執宜は殘兵一萬餘人許を伴れて、やつとの事で幽州に駈込んだ、幽州節度使范希朝は之を鹽州に置き、叮寧に世話をして牧畜に從事させた、する內に朝廷から特に陰山府を置いて、執宜を其の兵馬使に任じ、征討のある時には之を用ひていつも勝利を得たから、靈鹽軍が益勢力を加へた、他日後唐の基を開いた有名な李克用といふは、此の朱邪執宜の子孫である、

自杜黃裳以後相繼爲相者、武元衡、

權のみならず、兵權も財政も皆其の掌中に收めやうと圖つたのを宦官俱文珍等が惡んでそれを抑える手始めとして順帝に勸めて太子を立てたからだ、其の秋の七月に太子は監國となつて國政を監督し、八月には順帝は隱居されたから遂に位に卽かれ、直樣王伾を開州(今の四川夔州府開縣)の司馬に、王叔文を渝州(今の四川重慶府)の司戶に貶した、處が伾は程なく病死し、叔文は自害を仰付けられて果てた、其の一味の徒黨もそれぞれ遠州の刺史或は司馬に貶されて、伊周菅葛の夢は僅に春から秋の間で覺めてしまつた、

元和元年、西川節度使劉闢反、同平章事杜黃裳薦高崇文、討之、

【解釋】 帝の卽位二年は卽ち元和元年で我國平城天皇の大同元年である、去年西川卽ち蜀郡の節度使韋皐の死後に劉闢といふ者自ら留後となつて節度たらんとを願出たが帝は節度副使に任じた、闢は復た隣地の兼領を願出たが帝は許さぬ、闢は是れ等の不平から今年の正月遂に反した、卽位の初めでもあり、蜀地は險阻で攻め難い事情もあつて諸公卿の評議は討伐を見合せることに傾いた、然るに獨り同平章事の杜黃裳は劉闢は狂愚の一書生なれば何程の事を爲し得べき、神策軍使の高崇文を遣はされなば討滅の功を奏すること疑なしと帝に勸めたから、帝は其の議を採用し、闢の官爵を削り、崇文に討手の大將を命ずると、崇文は精兵五千を引いて卽日出發したが、器械糧食、何に一つ缺けなかつた、彼れが平生用意の至れることが知らるゝ、

夏州留後楊惠琳拒朝命、詔討之、爲兵馬使所斬、

【字解】 夏州、通鑑に夏綏に作る、夏は前に解した、綏も州名で今の陝西綏德州治、

【解釋】 初め夏綏節度使韓全義といふ者、德宗の朝吳少誠討伐の總大將として不首尾であつたから、憲宗卽位の年都へ呼付け退職を命ぜられ、其の代として此の度朝廷から李演といふを夏州に遣られた、然るに全義が入朝する折に留後として來た甥の楊惠琳は朝命を拒み李演を納れない、そこで河東軍に詔して之を討たせる内に、惠琳は夏州の兵馬使張承金の爲めに斬られてしまつた、

高崇文克成都、擒劉闢、送京師斬之、

【解釋】 高崇文は既に蜀に向ひ、連戰連捷で征蜀の諸軍を率ゐて此の九月成都に攻入り遂に之に克つた、劉闢は吐蕃へと志して逃げたが、崇文の部將に追付かれて擒となり、檻車で長安に送られて一族と共に斬られた、宰相一同は參殿して蜀郡平定の賀を申すと、帝は杜黃裳に、是れは實に卿の功で

て遊んで居る、それは何處に會合するものにや、何事をするものにや、跡形は實に奇怪で秘密で、明白した處を突留めた者は誰もない、する内に德宗は崩御になり太子はいよ〳〵天子の位に卽かれたが、如何した事か、是れより前烏渡と風を引かれたのに、それが本で聲が立たなくなつて全く啞同様となり、卽位の時には最早五ヶ月立つてしまつた、然かし是れは極の秘密で、百官を見る時には御座の前に帷を垂れて宦官が左右に侍つて居つて、可とか否とか代言したのだが誰も知る者は無い、さて其の黑幕はといふと、例の王伾、王叔文だが、王伾は容貌も言語も野鄙で働が鈍いから、叔文を取り持つて翰林學士として事に當らせたが、叔文は學問があつて治道を知ると自分免許をして居る男であるから、大得意になつて、先づ宰相の立物に韋執誼を据置き、庶政は自分で概略可否し、宰相は之を承けて、韓泰、柳宗元、劉禹錫等は之を議するといふ順序であつた、各自互に褒め合つて伊周（伊尹周公）管葛（管仲孔明）の再生など〻氣取つて居たとは可笑しい、

追ㇾ陸贄、陽城ㇾ赴ㇾ京、未ㇾ至卒、

【字解】 追、一旦罪せられて逐はれた者を再び召戻す故追といふ、

【解釋】 德宗の末年に、十年程の間一度も赦が無かつた故、從つて量移の沙汰も久しく無かつたが、此の度卽位の祝として大赦になつたから、十年前忠州に貶された陸贄と道州に貶された陽城に追詔が下つて召して長安へ來らせた、然るに二人とも其の仰せを聞かぬ先きに卒去してしまつた、實に殘念な事である、

上在位改元曰ㇾ永貞、僅八月、自稱ㇾ太上皇、傳ㇾ位於太子、是爲ㇾ憲宗章武皇帝、

【解釋】 帝の在位中改元が永貞といつて僅に八箇月、迚も病身で勤に堪へないから位を太子に傳へて自ら太上皇と稱して隱居された、故に帝の永貞元年も德宗の貞元二十一年も憲宗の卽位元年も皆同年で乙酉の歳である、太上皇は遂來年の正月四日十六歳で崩御になつた、太子立つ是れを憲宗章武皇帝と爲す、

○憲宗皇帝名純、年二十八爲ㇾ太子、監國、尋卽ㇾ位、貶ㇾ王伾、王叔文、伾病死、叔文賜ㇾ死、其黨皆遠貶、

【解釋】 憲宗皇帝は初名は淳といつたが廣陵王から皇太子と爲り名を純と改めた、時に年が最早二十八で英明の聞えがあつて容儀も立派であつたから、百官は皆喜んで相ひ賀したが、王伾の徒だけは面白がらぬ、何ぜかといふと彼れ等は政

二十一箇年である、帝は餘程英氣はあつたが、政治の清明ともいふべきは卽位當時の二年間位のことで、三年目には大姦佞の盧杞が用ひられた、それからといふものは河北に河南に長安に河中に叛亂が繼續して、末年は只當座間に合せの政策で歲月を送つたまでゞ見るに足りる事は一つもない、太子立つ、是れを順宗皇帝と爲す、

○順宗皇帝名誦、方爲太子時、有善書者王伾、善棋者王叔文、俱出入娛侍、因言某可相某可將、幸異日用之、密結學士韋執誼及朝士有名而求速進者陸淳、呂溫、李景儉、韓曄、韓泰、陳諫、柳宗元、劉禹錫等、定爲死交、日與游處、蹤跡詭祕、莫有知其端倪者、德宗崩、太子卽位、先是有風疾、失音五閱月矣、伾、叔文等用事、

【字解】娛侍、娛樂の御相手をする、幸、倖と同じ、其樣になるだらうと當てにして居る、異日、他日、定爲死交、萬一の場合には互に生命を捨てゝも苦しう無いといふ程にきめて交際する、日與游處、每日一緒に游び處る、蹤跡詭祕、其の居動の跡形が奇怪秘密、端倪、莊子の註に端緒、倪畔也と、又端山巓、倪水涯とも見ゆ、際限のこと、風疾、風引、失音、聲が立たなくなつた、

【解釋】 順宗皇帝名は誦といつて先帝の一人子であつた、太子たりし頃から翰林の待詔(未だ學士にならないで候補として居る者)に王伾、王叔文といふ二人があつたが、伾は書の上手、叔文は碁に巧みな處から、いづれも東宮に出入して娛樂の御相手をして居た、それらの關係上折り〳〵話が政事にそれて、二人は、某の器量は宰相とするに適するとか、某の才略は大將となれるとかと、樣々に當世の人物を評論した、是れは自然太子の注意を惹いて置いて、後日卽位の時に其の人を採用せらるゝやうにしたい下心からだ、詰まり自分の味方を多く朝廷に扶植して權勢を占めやうとするのである、そこで密に翰林學士の韋執誼及び朝廷に出仕して當時に名のある者で而して出世を急ぐ連中に結び合せてそろ〳〵其の準備に著手した、其の連中は如何なる人かと云ふと、陸淳、呂溫、李景儉、韓曄、韓泰、陳諫、柳宗元、劉禹錫等で隨分後世に名を殘した程の英物もあるが、其の頃はいづれも年少氣鋭、功名は手に唾して取るべしとはやりにはやる士ばかりで、互に約定して、御互の爲めなら生命を捨てゝも苦しうはないといふ樣な意氣込で交際をして、日日其處此處と一緒に伴合ふ

ら、陸贄の罪を全然救ふまでには行かなかつたとはいへ、延齢が宰相となること丈けは之が爲めに中止となつた、仲仲容易な力では出來得る事でない、そして來年の秋になると延齢は病死してとう〳〵望みを遂げずにしまつた、天下中之を聞いて皆賀したが、惜んだのは帝一人であつたと云ふ、さて陽城の諫め方が餘り烈しかつた爲に、國子司業に廻はされて再び政事上に口を入れる事の出來ないやうにされた、すると後ち貞元十四年の秋に事を論じた罪で他州へ徙されて行く大學生を陽城は郊外まで送つた處が、帝は城を罪人に加擔したと怒つて、江南道の道州刺史に貶した、城は道州に赴任して、人民を治めるのは丁度一家内を治める樣に至極丁寧で且つ手輕にした、それは好いが困つたことには租税などは少しも取立てぬによつて、觀察使から度度叱責を加へられた、そこで城は自分の方から自分の役向きの考文を作つて、人民撫育の事に付ては心配を致し居るもの、租税徴收の方法に付ては實に拙劣なれば、成績は下の下と判定する者なりと云ふやうに書いた、觀察使は斯樣な事で見のがしにも出來ぬから、判官を派遣して督促すると、城は既に自分から獄屋に繫がれて罪人になつて居た、判官も氣の毒になつて、それをなだめてそこ〳〵に立歸つて來たから、觀察使は大に苛立つて更に別の判官を遣ると、此の判官は途中から逃走してしまつたと云ふ、陽城の刺史としての行爲は決して正道を得た者でないが、兎に角一代の奇人に相違ない、

十四年、淮西吳少誠叛、

【解釋】　十四年の秋、陽城の貶官少し先きから、淮西の節度使吳少誠は叛した、一時は壽州（卽ち今の安徽鳳陽府壽州）を掠め、許州（卽ち今の河南許州）を圍むなど餘程勢を振つたが、其の後漸く窮して十六年の冬に謝罪を申出したから、朝廷でもそれ幸ひに討伐を罷めて彼れの官爵を復した、此の頃の叛とか討伐とかは、丸で戲れ同樣である、

二十一年、上崩、在位二十七年、改元者三、曰建中、興元、貞元、初政清明者二歲、而盧杞用矣、叛亂相繼、末年姑息而已、太子立、是爲順宗皇帝、

【字解】　姑息、姑は且也息は休也、奮つてしつかりした事をせずに只當座の間に合せをして濟ますこと、

【解釋】　去年九月以來太子は疾に罹つて居るのを帝は一人子のことで酷く氣を揉んであつたが、今年正月それが病の本となつて遂六十四歲で崩御した、帝は先代大曆十四年に卽位して來年建中と改元し、在位は二十七箇年、其の間の改元は三回で最初の建中は四箇年、次の興元は一箇年、後の貞元は

とした、元來陸贄の初より國家に貢獻したことは實に少くないが、帝が奉天に出奔して國事愈、多端となつて以來帝の爲めに其の才力を竭したことは、とりわけ多く、事あるまゝに其の不可不便の點を精細に論陳し懇切に諫爭して、隱さず憚らず百般の奏上をぢかづけに述べた、是れ皆忠愛の誠から出たからである、然るに帝は情けなくも追追其の功勞を忘れ、後から彼れが是れまでの申し方は餘りに遠慮がないとか、言ひ過ぎたとかと之を仇として憎み怨みの念が起て居る處へ、又姦佞なる裴延齡が爲めに、陸贄は此の頃勢を失つて上を怨んで居るとか、他の不平者と徒黨を組んで居るとかと、無實の罪を上手巧者に申上げられて、遂に帝の大腹立に遭つた爲め、此の度の貶官となつたのである、

是れより先き貞元四年の六月に、河南道夏縣の陽城字は元宗なる者は無位無官の處士なるにも拘らず、地方有名の賢者といふ處より召出されて、一足飛びに名譽な諫議太夫の席に列した、そこで人人は彼れが廟堂に立ち至尊に咫尺して、天下の得失、施政の是非を論ずるに於ては、如何に剛直に名論正議を吐いて立派にやることであらうといづれも想像して待ち設けて居た、然るに陽城の在職は最早七ヶ年に及んだけれども、一言半句も出したことはない、尤も時の諸諫官は瑣細の事に理窟を列べ、口八釜敷く諫諍したものであつたから、陽城は此の輩の行爲を鄙んで居るからでもあらうが、彼は家で日夜酒を飲んで居る許りで餘り暢氣過る、そこで前進士の韓愈は有名な爭臣論を作つて諫諍の職に在る者の責任を論じて彼の行爲を譏つたとがある、然るに此の度判度支の裴延齡は、陸贄を惡様に帝に申して之を罪に落すといふ事件が出來した、時に帝の怒は甚しく、臣下は一言でも其處に口を出すものなく、如何なる罪になるか測りがたいに因つて、百官は全く屏息してしまつて誰一人贄を救ふ者は無い、是の時陽城は、是れ國家の大事捨て置くべきでないと、奮然として他の諫官をも勵し、之を引伴れて延英門に詰掛け、上疏して延齡が姦佞と陸贄が無罪の事を論じて大に帝の惑ひを諫諍し、聽届になるまでは一歩も此處を退かずと控えて居るから、帝は烈火の如く怒を發し、死罪にも處せん見幕である處へ、皇太子は駈付けてさまざまに帝をなだめ、一方に宰相は態態往つて陽城に退出を慰諭するといふ程の大騷ぎとなつた、此の騷ぎ最中に、金吾將軍の張萬福といふ八十餘歲の老人は延英門に駈來り、朝廷直臣あり、天下必ず太平と叫んで、陽城等を一人づゝ拜禮したのも面白い、時に今明日中にも裴延齡を宰相にする手續になつて居て、延齡大得意の處へ又此の陽城は大反對を申立て、萬一にも彼れ姦物を宰相とせらるるやうな事があるならば、臣は宗廟社稷の御爲めに白麻の御沙汰書を引裂いて決して渡させは致しませぬと云つて廷上に聲を立てゝ哭いた、斯く身命を差出しての諫諍であるか

子賓客といふやうな閑職にしてしまつた、是れより先き或る人は贄の言論の餘り鋭過ぎて禍を招く本になりはしまいかと忠告したことがあつたが、贄は、吾が言は上は天子に負かす、下は學ぶ所に負かぬ、他に何んの顧慮することがあるべきやと云つて居たといふ、

十一年、貶贄忠州別駕、贄自奉天以來、宣力最多、隨事論諫、剴切百奏、帝追仇盡言、又被讒、故貶、初夏縣陽城以處士徵、爲諫議大夫、皆想望風采、在職七年而不諫、韓愈作爭臣論譏之、至是判度支裴延齡讒贄、城率諸諫官守闕論延齡姦佞贄無罪、時朝夕且相延齡、城曰、脫以延齡爲相、當取白麻壞之、慟哭於廷、遂沮、城左遷國子司業、後又貶道州刺史、治民如治家、自書其考曰、撫字心勞、催科政拙、考下下、

【字解】 忠州、前の劉晏を殺す條下に解した、宣力、國家の爲めに其の力を發揮する、卽ち力を竭すと、剴切百奏、剴も亦切のことし、四字の意は百般の奏上をじかづけに申述べる、卽ち遠慮などして遠廻はしに言はぬこと、追仇盡言、以前是非得失に付て飽くまで論じた(盡言)、のを後から(追)惡く取つて怨みとがめる(仇)、夏縣、河南道今の山西解州夏縣、陽城、陽は姓城は名、處士、仕官せずに民間に居る士人、諫議大夫、門下省内の一職で四員ある、君の非を諫める職、想望風采、事の起らぬ前から、其の人の樣子振りは嘸立派な偉いとであらうと想像して待つて居る、諸諫官、拾遺、補闕の諸役人を指す、此職も諫議大夫に次いで君を諫むる責がある、守闕、禁闕の御門に詰掛けて去らずに居る、守とは卽ち去らずに居る樣子から形容した、朝夕、今夕か明朝にも、且、將字と同意、脫、儻也、左樣な事はあるまいが、若しやあらばの意、白麻、詔勅を書く紙を麻といふ、唐の制度は王を封じ相を拜するときには白麻を用ひて制を寫し印を用ひぬ由、集覽に見える、左遷、彼の國では右を尙び左を卑しむによつて、過失の爲め卑い役に轉職させられるを左遷といふ、國子司業、國子監の次官、卽ち祭酒の副、道州、江南道、今の湖南永州府道州、考、唐の制一年に一度諸役人の勤め方を調べて九等として進退する、是れを考といふ、撫字、撫はなでさすつて可愛がり、字は乳をのませて養ふ意で子供を能く育てること、此處では借りて人民を大切にするに用ひた、催科、租税を催促して取立てる、通鑑には催を徵に作る、意同じ、

【解釋】 十一年の夏四月に帝は再び陸贄を貶して忠州別駕

仙詭誕、故爲世所輕、爲相未三歲而卒、

【字解】 儻、萬一といふ意、もし、詭誕、言の實と離れ理に當らぬこと、妄言を以て人を欺くとまでに見ぬが好い、

【解釋】 李晟との私怨から、頻に平凉の會盟を主張した張延賞も、今は宰相として朝廷に顔を出しかね、病氣の爲めと云つて辭職してしまつた、そこで今年六月に李泌が同平章事となつた、帝は泌と從容として（政務の隙の閑談なる故斯くいふ）即位以來の宰相の人物技倆等に付て評論した折に、人は兎角盧杞を姦佞邪惡の男だと申したが、朕はどうしても此の事だけ（殊）は左樣に合點が行かぬと、此の頃になつても帝は猶ほ彼を行屆いた忠實の良宰相とのみ一心に思込んで居るから、不思議相に話されたのである、泌は對へて、それが卽ち杞の姦佞邪惡なる譯でござります、姦佞邪惡なればこそ、終始陛下を惑し奉つて今になつても御氣が付かないやうにしたのでござります、萬一陛下が早く之を御合點なされたならば、まさか建中四年の亂はござりますまい、此の邊に篤と御一考然るべしと申した、實に好く答へたものだが、是れでも帝には成程と腑に落ちたか如何か、姦邪の魔力といふものは、眞に恐ろしいものではないか、此の李泌は謀略に富んだ人で、唐の天下の爲めには餘程功勞があつた、しかし人に一癖で奇妙に仙人に深く凝つたもので、其の談論は大の得意、理にも實にも離れた奇奇怪怪の事を言つて喜んで居たから、其の人物の割には世人の爲めに敬せられなかつた、後ち貞元五年三月に卒去したが、宰相となつて未だ滿三年にならなかつた、

八年、陸贄同平章事、九年、大尉、中書令、西平忠武王李晟卒、

【字解】 西平忠武王、西平王は爵、忠武は諡、

【解釋】 右の二條は名相の升進及び名將の卒去で國家に重大の關係ある故、敢て略せずに書いたのである、

十年、陸贄罷、

【解釋】 十年十二月に宰相の陸贄が免職となつた、其の故は戶部侍郎の裴延齡といふ者は元來盧杞に引立てられた小人で、今に帝に寵任せられ、隨分思切つた噓をついて帝を惑せて居るが、群臣は彼を憚つて敢て其の姦惡を言ふ者は無い、然るに贄は獨り之をあばいて幾度も奏上する、時に贄に薦められて同平章事となつた趙憬といふ者も、事を以て贄を怨み、恩を仇にして陰では延齡を助けて居るから、延齡は益、勢を得て自在に帝をまるめ、却て贄の言ふことを信用させぬのみか、之れを忌嫌はせて、遂に此の度其の宰相を罷めて太

である、我れより彼れを疑ふ樣子を見せては、彼もどうして我れを疑はずに居られやうかと帝に申したから、帝は瑊に飽くまでも誠意を以て和を成就致せと申付けた、瑊は平凉に著し盟壇のある幕中に入つて禮服に易へた時に、大皷が三度鳴ると吐蕃の兵が一度に喊を作つて起つた、是れは盟を刼して瑊を擒にする積りであつたのだ、瑊はたゞ事ならぬと見て取つたから、幕の背後に飛出すと、幸にも其處に裸馬が居たから、側にあつた轡を手に執つて、之をはめる暇もなく其の脊に跨り、馳せながら上から轡をはめやうとしてもうまく行かず、十里許り逃げてやつと馬の口にはめた、其の危急は實に想ひやらるゝ、此の時瑊が副使を始め從兵の擒となつた者は數百人に及んだ、吐蕃の騎兵は猶ほも瑊を追擊したが、前前より發向してあつた唐の將駱元光等は、瑊の身の上を心もとなく思ひ、途中陣を構へて待て居た爲め瑊だけはやつとの事で脱れた、是の日長安では帝は機嫌好く將相に向つて、今日は平凉の會盟も嘸うまく成就したらうと云はれた時に、宰相の一人柳渾は、戎狄は豺狼同樣の者、臣は實に心配で溜りませぬと對へると、李晟も、誠に渾の申す通りでござりますと云へば、帝は俄に色を變じて、柳渾は書生上りの者邊事が何んで分る、然るに大尉までも斯く申すは心得ぬと、叱付けた、然るに夜中になると平凉の變事が急使で奏上になつて、帝の驚きが一方ならず、何處に立退かうかとまで狼狽した、

さて如何して斯樣な事情になつたのかと云ふと、吐蕃は最も李晟、馬燧、渾瑊を畏れたもので、尙結贊は、此の三人を無くすれば唐の天下は何んなにも圖かられると考へた、そこで此の度策を立て、晟を離間して帝に疑はせ、又馬燧は正直者だから眞面目に見せて彼れの手に因つて和を申込み、瑊を會盟使として來させる樣にし、其の來た時に彼を捕へると、燧をも自然此方の計略に掛けた譯になつて同時に罪を得させる、斯くなると邪魔者は皆片付くから、そこで思ふ存分に大兵を差向けて直に長安へ進入することが出來るといふ恐ろしい企であつたのだ、然るに際疾い處で渾瑊に逃げられた爲め、長安進入は止めとなつた、

晟を離間したとは、尙結贊の入寇した頃、彼は鳳翔の境まで入つて來て、軍紀を嚴肅にして李晟と緣故ある鳳翔には決して入寇したのでないといふ體に見せ、而して、我れ〳〵は李令公(李晟は中書令であるから)の召に應じて來たのだ、何ぜ馳走をせぬかなどゝ云ひ觸らして立去つたなどは卽ち彼れの離間策である、

李泌同平章事、上與泌從容論卽位以來宰相、人言盧杞姦邪、朕殊不覺、泌曰、此乃所以爲姦邪也、儻覺之、豈有建中之亂乎、泌有謀畧、而好談神

瑊馬燧各擧兵臨之、懼而請和、卑辭厚禮求於馬燧、燧信而請於朝、晟曰、戎狄無信、不如擊之、延賞與晟有隙、數言和便、遣渾瑊與吐蕃盟於平涼、吐蕃刼盟、瑊走免、吐蕃畏晟燧瑊曰、去此三人則唐可圖也、於是離間晟、因燧以求盟、欲執瑊以賣燧、使倂得罪、因縱兵直犯長安、會失瑊而止、

【字解】 尚結贊、人名、吐蕃の長、鹽夏州、二州の名、ともに關內道、鹽州は今の甘肅寧夏府靈州の東南、夏州は今の陝西楡林府懷遠縣の西、一堡、堡は塞也、とりで、數、音朔、しば〳〵、平涼、縣名、關內道、今の甘肅平涼縣の西、刼盟、盟誓中に瑊を執へんとするをいふ、賣燧、燧に託して盟を求め、盟を刼して瑊を執へば燧は必す罪せらる、故に賣るといふ、賣るとは計略に掛けて之を除く意、

【解釋】 三年の正月に張延賞を以て同平章事とした、李晟が薦めによつたのである、是より先き去年の秋以來、吐蕃の長、尚結贊は入寇して關內道なる鹽夏二州に據つた時に、李晟は部將王泌を遣つて其の摧沙堡といふ一寨を襲破り、又渾瑊馬燧の名將も各、部下の兵を擧げて其の方面に臨んだから、尚結贊は懼れて和を申出て、其の辭を卑くし其の禮を鄭重にして馬燧によつて求めて來たから、馬燧も其の本心から出た事と信じ切つて、此の趣きを委細奏上して許可あり度く朝廷に請願した、此の頃、帝はそろ〳〵李晟の功名を忌み、吐蕃も去年入寇以來頻りに晟を離間しやうと計略を運らして居り、張延賞も晟と私怨ある處から盛に朝廷に於て晟を誹謗する、其の爲め晟は出家しやうとまで請願した位であつた、然るに韓滉の周旋によつて晟は延賞と仲直りの酒を飲んで從來の怨を釋き、且つ帝の延賞を用ひ度い意中も知つて居るから、此の度も上表して彼を薦めて宰相とまでした、然るに三月になると馬燧から吐蕃の願が到來して朝廷の大評議となつた、李晟は、戎狄の信なき事は年來の實驗にて明かなれば、之を擊つに如くはござりませぬと意見を述べた、處が案外にも宰相の延賞は猶は晟に對して怨を持つて居て、どこまでも晟に反對に出て、幾度となく吐蕃の信ずべく和解の好都合であることを主張し、且つ李晟に久しく兵權を執らせて置くは危險であると帝に說勸めたから、帝は晟に大尉の稱號を授けて節度の實權を取上げ、又五月にはいよ〳〵渾瑊を會盟使として平涼縣に於て吐蕃と盟はせることに定めた、瑊の出發に臨んで晟は呉れ〳〵も兵備を嚴重にせよと注意すると、延賞は、李大尉は盟約の成就を望まぬ爲めに斯く云ふの

等と合して今年の三月又賊兵を長春宮の近傍に破つた、此の馬燧といふは餘程の名將で且つ德望も高いから、自然討伐軍に於ける總大將の位置を占め、八月にいよ〳〵總攻擊に著手すると、燧は諸將に向つて、先づ長春宮を取らねば懷光を獲られぬ、然かし其の守備は嚴重だから、之を拔くには時日を費すに因つて、拙者自身往つて說諭して見やうと云つて、直に城下に往つて守將徐庭光を呼び出すと、庭光は諸將と城上に出て來て一同拜禮した、燧は誠意を以て禍福を說くと賊軍皆感淚を流し燧の要求通り當分城外に出ぬ事に確く約束した、そこで燧は進んで河中に逼ると、懷光は烽火を擧げて援を求めたが、諸營燧の約束を守つて之に應ずる者はない、然るに長春宮に備へて居た駱元光は徐庭光に使を以て早く降參せよと催促すると、庭光は散散に惡口して元光を辱めたから、形勢忽ち不穩となつて其の報知は馬燧の陣に到來した、燧は直ぐ戾つて來ると、庭光は城門を開いて降參を申入れる、燧はさうかと五六騎の從兵で城内に入つて之を慰撫して事が濟んだ、其の足で燧は再び河中に引返して懷光を攻めた、懷光は今や守るに味方なく、走るに路なく、遂に自ら縊れて死んでしまつた、流石の渾瑊も部下の將校に向つて、吾れは此の頃まで軍の掛引は馬公に優つて居ると自ら信じてあつたが、今になつて見ると到底企で及ぶものでないと話したと云ふ、

二年、淮西將陳仙奇、殺李奇烈以降、吳少誠殺仙奇、朝廷因以少誠領鎭、

【解釋】　朱泚の亂も、河北の騷も、河中の討伐も皆濟んだから、此の機を逸せずに淮西の李奇烈を片付けてしまへと人人が言つたが、陸贄の考では、此の邊で暫く一休みせぬと意外の變を生じないとも限らないと此の旨を上奏に及んだ、帝も之を採用して、奇烈の方から侵入すれば擊破するまで、此方から攻擊することは當分中止せよと、淮西周圍の州縣に命令した、然るに奇烈の兵勢が日に鈍り、其の上近頃は病氣となつて困つて居ると、其の將の陳仙奇は窃に醫者と謀つて之を毒殺し、其の家族をも悉く殺戮して、全軍を擧げて降參した、是れは貞元二年の四月の事で、仙奇は其の功を以て淮西節度使に任じられた、然るに七月になると部將の吳少誠は又仙奇を殺したから、朝廷は矢張り少誠を節度使として淮西を支配させた、此の少誠と云ふ男は狡黠危險な人物で、大層李奇烈の寵愛を受けて居た者であつたから遂に奇烈の爲めに復讐したのである、奇烈は亡びたもの、、是れから吳氏が三代淮西に據つて憲宗の代にまで世間を騷がせた、

三年、張延賞同平章事、先是吐蕃尙結贊據鹽夏州、李晟嘗破其一堡、渾

問ふ、使者は大梁(卽ち汝州)から來のだと云ふと、眞卿は、然らば賊である、何ぞ敕と謂ふかと罵つて、遂に縊殺されたと云ふ、時に年は七十六歲、事上聞に達すると詔して司徒を贈り、謚を文忠と賜つた、

貞元元年、盧杞量移、將再入而卒、

【字解】量移、量は見積り移は場所替へ、一旦罪を以て遠地へ貶せられた者が赦に遇ふと其罪狀より見積つて之を近地に場所更へさするに謂ふことば、

【解釋】盧杞は初め新州の司馬に貶され、赦に遇つて吉州(今の江西吉安府)の長史に量移せられた、彼は人に向つて、吾は必ず再び朝廷に入るぞと話した、是れは自分の貶官は決して帝の本意でないことを呑込んで居り、且つ此の度の量移はそろ〳〵呼戻しの階段とするものと悟つたからである、すると程なく帝は果して杞を饒州(今も同じ、江西にある)の刺史にしやうとした、元來州官を言へば、頭は刺史、次は別駕、次は長史、次は司馬といふ順序である、杞は土地も都へ近く且つ好い場所になつて來るのみならず、官も頻に逆上りになつて來る、然るに給事中の袁高といふ人が其の敕書の起草を仰付けられても書かぬ、宰相は已むを得ず他人へ書せた處が、高はそれを抑えて下げずに、極惡人を再用する筈は決してござりませぬと上奏した、帝はそれでも聽入れないと、陳京といふ人なども上疏して其の不可なことを諫め、袁高も殿上に於て再び論爭した爲め帝は遂大に怒を發したから、諸臣も之には弱つて退きかゝると、陳京は後を振向き、諸君退いてはならぬ、是れは國家の大事なれば決死の覺悟を以つて飽くまでも爭ひ奉れと云つて、どうしても動かない故、今度は帝の方で弱つた、然かし帝は思切れぬものと見えて、杞を澧州(今の湖南の北境)の別駕とした、是れは貞元元年正月の事である、けれども盧杞の運が盡きたものと見えて遂に其の地で終つた、

幽州朱滔卒、

【解釋】幽州盧龍の朱滔も一時は餘程威力を振つたものであつたが、兄の泚も誅せられ、其の後自分も王武俊に烈しく攻められて殆んど堪へかね、上表して罪を待つて居たが遂今年六月に死去した、其の跡は劉怦といふ者が代つた、是れは幽州の將士が推擧して朝廷から許されたのである、

馬燧及諸軍平河中、李懷光縊死、

【解釋】去年の春李懷光は、咸陽から河中に奔り之に據つたが、朱泚討伐の爲め官軍の手が廻り兼ね、秋になつて始めて渾瑊、駱元光に命じて懷光を討たせた、懷光は部將の徐庭光に長春宮(山西の同州にある、後周の武帝が置いた)に軍して之を拒がせ、渾瑊等は屢々不利を取つた、然るに河東節度使馬燧は北方から懷光を討つて頻に勝利を得て前進し、渾瑊

顏眞卿爲李希烈所殺、先是眞卿爲盧杞所陷、遣奉使希烈所、人言失一元老、爲國家羞、至賊中、留之將二歲、不屈、竟爲賊所縊、

【字解】元老、國家に大功勞があつた年寄株を尊稱する、元は大也首也、

【解釋】八月太子大師の顏眞卿は賊將李希烈に殺された、是れより先き宰相の盧杞は眞卿の剛直なのを忌み、之を除かうと種種工夫を凝らして居ると、建中四年の正月に希烈の兵威は次第に河南に振つて、東都の陷落も遠くはあるまいと人心恟恟たる騷となつたから、姦佞無類の盧杞は、時こそ來れと、帝に奏上して、云ふには、誠に重望を荷ふ一朝臣を得て淮西へ遣し、利害禍福を以て懇に說諭致せば、必ず軍兵を勞することなく亂を止むるを得べきか、然らば朝臣にて誰は最も適任者かと申すに、顏眞卿に如くはなしと存ず、彼は三朝の舊臣なる上に、忠直剛決にて、其の名は天下に重く、人に信服せらるゝこと餘人の及ぶ所にあらずと誠しやかに申すと、帝も其の議然るべしとて、遂に眞卿に使を命ぜられた、斯く眞卿は盧杞の姦計に陷られ、途中東都に著くと、東都の留守は、公淮西に往かば死は免れ難し、暫く此處に逗留あつて後命を待たれよと止めたが、君命背くべからずと云つて再び出發した、又汴州（今の河南開封府祥符縣治）の將、李勉も、殺される事の前以て知れ居る處へ態態彼を遣して、功勞無比の一元老を失ふことは、臣實に國家の爲めに羞かしく存ずると上表し、別に使を途中に出して之を止めさせやうとしたが、最早眞卿は通り拔けてしまつた、さて眞卿は希烈の所に到著すると、千餘人の兵士は白刄を拔いて之を取卷き、切先を其の胸元に差付けたが眞卿はびくともしない、然かし希烈は何分彼を殺さずに自分に服從させやうと種種機嫌を取つて見たけれども眞卿は少しも顧ないから、已を得ず脅迫すると、汝、安祿山を罵つて死んだ顏杲卿を知らぬか、彼は卽ち吾が兄なるぞと云つて、庭先に坑を掘つて生埋にすると見せても平氣なもの、又柴草を積んで燒殺すと言ふと彼れは進んで自身から火に飛込まうとする、斯樣にして拘留されたること殆んど二箇年近くになつても少しも屈服せぬ、然るに此の度、長安の朱泚の敗軍に、泚の部下に屬して居た李希倩は生捕となつて、李晟が爲めに市中へ引出して斬首せられた、是れは希烈の弟であつたから、希烈は聞くと大に怒り、其の仇返しに中使を遣り眞卿を殺させたのである、其の日中使は先づ敕命と呼ぶと、眞卿は再拜した、中使は更に、死を賜ふと呼ぶと、眞卿は、老臣今に君命を達し兼ねたる大罪、死は當然の事と存じ奉ると云つて更に使者に、何日に長安を出發致されたかと

脂、敬也、つゝしむ、寢園、寢に廟寢と陵寢とある、天子の御魂屋の前の棟を廟といひ、後の棟を寢といふ、卽ち位牌を安置する處である、周までは祭を廟だけでしたのに、秦からは墓祭をも行つたから、陵墓の側にも寢を起した、卽ち陵寢である、園とは陵墓の域内の總稱、故に寢園はみさゝぎと知るべし、鐘虡、宗廟の器、虡の音巨、本と天上の神獸で鹿頭龍身の者、之を鍾を懸ける木に刻んで飾とした、故に其の木をも虡と呼ぶ、廟貌、廟とは說文に、尊二先祖貌一也、釋名に、先祖形貌所レ在也とある、故に廟貌二字で矢張廟のことである、

【解釋】　帝既に梁州に落行き、李晟の孤軍は二賊軍の間に殘り、内に資糧なく外に援軍なき有樣であつたが、晟は一心に忠義を以て將士を勵して居る内に、勢力が次第について來た、懷光は之を氣にして襲擊しやうと部下に命令を下したけれども、部下はどうも氣が乘らぬ樣子故、内變を生ずるを恐れ、暫く河中に退き時機を見て長安を攻めやうと部下をなだめ、遂に咸陽の陣營を燒いて東走した、是れは今年三月の事である、是れから李晟の勢は愈〻振ひ、其の他の諸將も各地に起つた、六月になると李晟は大に軍隊の勢揃をして、いよいよ帝都を奪回すべきに付、各〻努力奮勵せよと告諭し、捕へて置いた敵の間諜を呼出して現狀を示し、汝は長安に歸り其の將士共に、我れ近近汝等を攻擊するから、汝等は堅固に守つて賊に不忠にならぬやうに致せと申傳へよと命じ、錢を與れて放還した、程なく先づ光泰門に押寄せて賊を破り、先陣の兵は直に禁苑の墻二百餘歩を破壞した、賊兵はそれを再び柵で斷切つたが、官軍晟が嚴しき號令に勵まされて死物狂となつて柵を引拔き、大水の如くに侵入すると、賊兵右往左往に潰亂した、朱泚も今は是れまでと姚令言等と遁走したが、途中に於て其の將の梁庭芬なる者之を射落し、韓旻等其の首を斬つて涇州の守將に降伏した、さて李晟は長安に入ると直に露布を作り、急使を行在所に立てたが、露布に書いた文言は、臣李晟長安を收復し、肅んで禁裡を掃ひ淸め、又祇んで御歷代の陵へも參拜致したるに、鐘簴の如き御寶物も更に移動なく、祖宗の御魂屋も儼然として昔通りに拜したりと認めて、希くは聖慮を安んじ給へ、速に龍駕を回し給へといふ意を含めた、帝は之を一觀すると嬉し淚を流して、天の李晟を此の世に降したのは、實に唐の社稷の爲めにしたので、朕一人に私したのではないと云つた、

車駕還ル長安ニ、

【解釋】　李晟が京師收復の奏上によつて、帝は其の月梁州を發し、七月に渾瑊等の兵を以て扈從させ、車駕芽出度長安に還御になつた、李晟等の諸將は步騎兵十餘萬、旌旗を數十里に翻して長安の西なる三橋に奉迎し、先づ賊軍平定の賀を申し、次に京師收復の遲かつた事を謝罪した、帝は既に宮に入り、閏日（唐の世、天子は奇數の日に朝政を視、偶數の日は閏日と稱して休んだ）ごとに宴を功臣に賜はつたが、其の席次は李晟は第一、渾瑊は第二といふ順であつた、

いて掛札をした、處が陸贄は諫めて申すには、天子は天と德を同じうして四海を以て家とせらるゝものなるに、匹夫の私藏に傚つて奸を誘ひ怨を聚めらるゝは御間違である、且つ既に患難を以つて臣子と憂を同じうせられたる以上は、安樂には之れと利を同じうせられでは叶ひ申すまじ、誠に能く先日籠城中の苦痛を想ひ、又往年の慾心に戒められて、(涇原の兵を粗末にして失敗せるを指す)二庫の貨物の如きは悉く出して有功の者に下賜せらるゝととなし給へば、亂は必ず平定し、賊は必ず滅亡致さん、是れ卽ち小儲を散じて大儲を成し、小寶を損じて大寶を固くするものと申すなりと云つた、帝も此の言に感じられたか恥られたか、直樣其掛札を取除かせた、

李懷光反、上奔梁州、

【字解】梁州、今の陝西漢中府南鄭縣の東、

【解釋】李懷光は既に上表して盧杞等を逐拂つたが、奉天の圍を解きながら謁見を許されなかつたのを深く怨み、途中咸陽に屯して逗留月を涉つても、暫く鋭氣を養ふを口實として、更に進撃する模樣は無い、する內に其の養子なる西域人の石演芬といふ者より、窃に懷光が朱泚と謀を通じて居る事を奏上した、先頃の籠城でさへ、あんなに危險であつたのに、懷光と朱泚と合體しては防禦は迚も覺束ない、尤も李晟が兵は東渭橋に屯營しては居るが、其の數は二人の敵でないから、帝は內內梁州へ遷幸を圖つて居る處へ、又も懷光は部將某を奉天に入れて內應をする樣に命じた、此の事は幸に其の者から渾瑊に白狀したから、帝は急に戴休顏といふに奉天を守らせ、百官を率ゐて梁州を指して落ちて行つた、

魏博田緒、殺田悅、自領軍府、

【解釋】魏博の兵馬使田緒は先代承嗣の子である、危險な人柄で過失も多い爲め、叔父の田悅を懲しめの爲めに拘留して置いたが、此の頃戰爭を止め歸國して警備を弛べると、緒は遂に近臣と謀つて悅を殺し、自ら魏博卽ち天雄の軍府を支配した、又行在に此の旨を上表したに依て、例の通り節度使を授けられた、

李晟克復長安、朱泚走、其將斬之以降、晟露布至行在曰、臣已肅清宮禁、祗謁寢園、鐘簴不移、廟貌如故、上覽之泣曰、天生李晟、以爲社稷、非爲朕也、

【字解】露布、大勝利の報告は、直に其の事を帛に書き漆竿の先きに著けて封ぜずに內外に示す、故に露布といふ、あらはし布く意、肅淸、肅は恭也、敬也、戒也、つゝしむ、清は穢を掃つて清める、祗謁、祗の音

上表して一一盧杞が惡事を發き出した、此の爲め朝臣等の議論もやかましく譟出して、斯樣の變亂の出來たのも詰り盧杞等が姦佞に原因したのであると咎めた、帝に於てはそれまでとは信じはしないが、內外の攻擊に餘儀なくされて、盧杞を嶺南道新州の司馬に貶した、新州は今の廣東肇慶府內であるから、當時に在つては隨分遠い僻地である、然かし彼の罪は死んでも足りぬ程であれば、此の位の事は實に輕いものだ、

興元元年、大赦、陸贄勸レ上、罪レ己以謝ニ天下ニ、奉天所レ下書詔、驕將悍卒聞レ之無レ不ニ感激揮涕一、王武俊、田悅、李納上レ表謝レ罪、

【字解】 驕將、氣儘な將、悍卒、あら〳〵しい士卒、書詔、詔書と同じ、揮涕、揮は灑也、

【解釋】 興元元年の正月天下に大赦した、初め帝の東宮にある頃から、監察御史の陸贄が名を聞いて居られたが、位に卽いて間もなく翰林學士とし折折政事の得失をたづねた、贄字は敬輿といつて蘇州の人、其の奏對する事はいづれも適切要を得たもので、兩河騷亂以來、贄は兵の窮し民の困むを見て內變を生ずるを恐れ、上奏したが帝は用ひぬ、すると果して涇原の兵士の反亂となつて奉天出奔の事が起つた、贄も從つて城中に居たが、帝に向つて、陛下過を改むるに吝ならずして、是れまでの失敗は徒に臣下人民を尤むることなく、深く御自身を責めて天下に謝罪なされて然るべしと勸めた、帝も深く失敗に懲りた折であれば、贄が言を尤もと領かれ、此の度奉天から天下に下した大赦の詔書は全く其の意を以て起草した、年來氣儘剛情で手も付けられなかつた河北地方の將卒の如き者共も、之を聞くと流石に良心に感動して流涕せぬ者は無かつたといふ有樣であつた、彼の王武俊、田悅、李納の三人も各〻上表して是れまでの犯した罪過を謝し、皆自ら王號を去つてしまつた、

李希烈僭ニ號大楚皇帝一、

【解釋】 河北に於ては、朱滔を除く外は大概右の有樣になつたが、河南の李希烈だけは帝都の騷亂に乘じて各地に手を延ばし、自ら勢力を恃んで大楚皇帝と僭號した、大楚とは漢楚分爭時代の楚の地にちなんだのである、

置ニ瓊林大盈庫於行宮ニ、陸贄諫去ニ其榜ニ、

【字解】 榜、本註に木片題署スル曰レ榜と見ゆ、たてふだ、かけふだ、

【解釋】 元來瓊林と大盈とは宮中に設けて貢獻の貨物を藏する二ツの庫であつたが、此の度帝は奉天の行宮にも之を置

に從つて反する者かと、罵る聲と諸共に、笏を擧げて泚の額を撃つと、額は破れて血はさつと地に濺いだ、李忠臣は馳寄つて泚を助けて脫走させ、泚の一味の者は爭ひ進んで實秀を殺してしまつた、そこで朱泚は遂に大秦皇帝と僭號し(程なく國號を大漢と改む)、應天と改元して李忠臣、姚令言を侍中とし、弟の滔をば遙に皇太弟とした、

是れより先き術士の桑道茂といふ者が帝に白すには、數年後に陛下は暫時宮殿を離れらるべき厄難が出來致します、然らば今より安泰の場所を選定遊ばさるる必要がござります、臣各處の氣を望むに奉天の地こそ然るべく存じます、奉天には天子の氣が籠つて居ますから御運勢が盡きさせますまい、今から其の城壁を取擴げ且つ高くして、非常の場合に御備あつて宜しからんと云つた、その爲め建中元年の六月、帝は京兆の人夫を出し禁軍の兵士と力を合せて奉天城を築かせて置いた、然る處へ果して此の度の變事が出來きて一時狼狽して宮城を出たが、途中で術士の言は此處であつたと思付き、遂に奉天に避難した、

斯く大變亂は根本の帝都に起つたから、河北河南の討伐などは、そつち抜けとなつて、出張の諸將はいづれも引上げ、多くは都へ馳付けて來る、其の猶ほ到著せぬ內にと、朱泚自ら將として奉天城に攻寄せ、兵勢が實に盛なものであつた、然し金吾大將軍の渾瑊は帝に引續いて奉天に入つて居たから、賊軍容易に乘取ることは叶はぬ、然る處へ東伐の將李晟は晝夜兼行で戾つて來て關內に入つた、朱泚も氣が氣でない、八方から嚴しく攻める、時に城中は兵糧全く竭きて、供御(天子の召上る食料)として糲米が二石あるだけ、而も大將の渾瑊は兵士を勵し其の身は流矢に中つたが顧ずに奮戰して賊軍を破つた、時に又東伐の將、朔方節度使なる李懷光も奉天の難に馳付けたが、城の危機一髮に迫つたから、先づ其の部將を賊軍に混じて城壁に攻近づき、俄に朔方の軍使と呼んで城內に入つて事を奏させ、自分は其の後方から賊軍を破りつゝ進むと、朱泚は大に懼れて長安に遁歸り、奉天の圍がやつと解けた、此の役に渾瑊の功績は言ふまでもないが、若し李懷光が三日も後れたなら奉天は迚も保てなかつたと云ふ、

斯く李懷光は千里天子の難に馳付け賊を破つて奉天に到著した、懷光は途中で度度人に話したには、此の度こそ吾れ天子に拜謁して盧杞等が姦佞を申上げ、必ず誅戮すると云つた、此の事を盧杞は人から聞いて大に畏を抱き、彼を謁見させては是れ大變と、之を隔てる計略で帝に勸めて、此の勝利の機を失はずに直樣懷光に長安を攻させたなら、取返しは疑なしと說いた爲め、帝は尤の事と直に懷光に命じ長安に進發させた、されば懷光は遂入城し謁見に及び兼ね、不承不承に兵を引いて立去つた、盧杞の姦は兎も角、帝も實に薄情極つて居る、さて懷光は奉天を去つたが捗捗しく進まず、十二月

菜は野菜、餤は音談、六書故事(書名)に今薄餅を以て肉を卷き、切つて薦むるを餤と曰ふと見ゆ、故に菜餤は肉の代りに野菜を卷いた薄い餅でいづれも粗末至極の食物、司農卿、司農寺の長官、從三品上、邦國の米穀儲蓄の事などを掌る官、不克、力がどうしても成し遂げることが出來なかつた、術士、占者などの類、奉天、京兆府內、今の陝西乾州治、暴、音僕、發露也、あらはす、喧騰、譟ぎたてる、

【解釋】　八月に李希烈襄城に押寄せた、そこで詔勅を下し涇原道等の軍兵を繰出して之を救はせやうとした、是れは案外にも禍となつて河南に騷動どころでない關內に飛火がして帝都の大騷動となつた、此の十月詔旨を奉じて涇原節度使姚令言は五千の軍兵を引率して襄城へ發向の途中長安を通過する、生憎雨天で軍兵ども沾れ寒えて繰込んで來た、然かし彼等は都へ著すれば、詰度下賜の物品も多いことであらう、御馳走もあることであらうと自ら慰めつゝ、到著すると、何の下賜物もない、京兆尹王翃が勅命で接待掛として其の軍を賄つたが、御馳走としては、搗けぬけぬ眞黑な粃まじり米の飯に、肉を儉約して野菜を卷いた餤であつた、軍兵は之を見ると忽ち怒を發して其の器物をいきなり顚覆して、生命を差出し、敵地に向ふ我れ／＼は、こんな物を食つて往かれる物か、よし／＼瓊林大盈の二庫に金銀布帛は充滿して居ると聞く、我れ／＼勝手に分取するぞと互に怒鳴り出して喊を作つて城內に向つた、帝は周章て、中使を出し一人に帛一匹づつを賜ふ旨を傳へさすと軍兵はいよ／＼怒つて中使を射殺し、我れ先きにと亂入する、帝は禁兵を召し之を拒がせやうとしたが、一人も馳付く者もない、そこで急に太子諸王公主と北門から出奔する、王貴妃は傳國の寶を衣中に繫ぎ從つて逃出す、何んと馬鹿らしい見苦しい事ではないか、

兵士も一時の腹立ちから事を起したものゝ、最早斯うなつては取返しがつかぬから、やぶれかぶれになつて府庫に入り、金帛を掠奪し、大將姚令言の意見で大尉の朱泚を白華殿に迎え一同之を奉じて主とあがめた、是れは朱泚が前に涇原節度使となつて將士と緣故もあり、且つ此の頃閑職を以つて都の私第に怏怏として居たるのを幸として迎取つたのである、泚は固より河北の氣儘者であるが、帝の恩寵を貪り今日まではをとなしく都に居たものゝ、弟の朱滔は已に幽州に反旗を揚げて冀王と稱し、密使を以て申送つた事もあり、且つ今多勢の兵士に推戴されて見ると、そろ／＼狼の本性をあらはして帝位を窺ふ心を生じた、司農卿段秀實早くも之を見て取り、同志と泚を誅殺しやうと謀つたが、力は到底事を仕遂げ兼ねた、然かし朱泚は、秀實も矢張宰相から兵權を奪はれて司農に轉任させられた者であるから朝廷に怨を持つて居るに違はないと、姚令言等の面面と一緒に召出し、愈、帝號を稱せんとの事に付相談すると、實秀は同列の持てる笏を奪取るや否、直に進んで朱泚が面に唾を吐き掛け、狂賊奴、吾は汝を斬つて萬段にすることの出來なかつたのは殘念至極、なんで汝

のて、直ぐ赦令を以て天下諸道にも悉く之に倣はせ、又鹽の價も一斗に付百錢を引上げさせた、然るに是れでも到底間に合はぬ處から、四年の夏に判度支の趙贊が議を採用して二種の新税を徴收した、其の一は税間架と謂つて、先づ家屋を上中下の三等に分け、而して上の家屋の一間架(字解を見よ)は税二千錢、中は千錢、下は五百錢と定めて、各家屋の總間數に乘じて收税する、若し僞る者があれば一間に付杖六十の罰に處し、それを官へ告げた者へは五十緡の褒美を遣る、其の五十緡も罰された者から出すのである、二は除陌錢といつて、下から收入するときは陌錢は百錢で、官から出すときは五錢を引去り九十五錢を矢張陌錢の勘定で渡す、又賣買に付ても、物品の貿易に付ても、(物品は金錢に見積る)皆此の割で官へ徴收する、之を僞り或は匿すと亦それ〴〵罰がある、斯かる惡税の爲め人民が到る所に怨を鳴した、當時唐の天下の危險であつたのは、決して兩河の戰亂にばかり限つたのではない、彼の劉晏が生きて居たら、まさか斯樣な窮迫はしまいものに、

李希烈寇襄城、詔發涇原等道兵救之、涇原節度使姚令言將兵過京師、犒師惟糲食菜餤、衆怒作亂入城、上出奔、亂兵奉大尉朱泚爲主、司農卿段秀實謀誅泚不克、泚召衆議稱帝、秀實唾其面大罵、以笏擊泚額、血濺地、泚殺之、遂僭號大秦皇帝、先是有術士桑道茂、言數年後有離宮之厄、奉天有天子氣、宜高大其城以備非常、上從之、至是遂奔奉天、泚犯奉天、李晟率兵赴援、渾瑊擊泚破之、奉天圍解、李懷光赴難、亦破泚兵、至奉天、欲入白盧杞之姦、杞隔之、不得入見而行、上表暴杞惡、衆論亦喧騰咎杞、上不得已遠貶之、

【字解】襄城、河南道汝州縣名、今の河南許州襄城縣治、涇原、關内道の二州の名で當時藩鎭の名稱、涇は今の陜西秦鳳路、原は今の甘肅平涼府固原州治、犒、音靠、ねぎらふ、飲食を軍隊に出して勞ふこと、糲食菜餤、糲は音勵、又賴、又竦、あらごめ、食は音嗣、いひ、粗搗米の飯、

盟主となつた、是れは禹貢の冀州に取つたのである、田悅は魏王、王武俊は趙王、李納は齊王と稱した、是れは各〻其の地の戰國時代に於ける名を取つたのである、然かし全く唐朝に離れたのでもない、春秋の頃の諸侯の如く矢張唐の正朔を用ひて居つた、

李希烈反、

【解釋】是れより先き建中二年田悅の兵を舉げた頃、襄陽の梁崇義も陰に結んで朝命を拒んだから、淮寧（卽ち淮西、大歷の末に改む）の李希烈に詔して之を討たせた、是れから河北の飛火で河南にも一ト騷動が始まるのである、楊炎は當時帝を諫めて、希烈に勢力を附けては却て畏るべきであると云つたが、帝は用ひずに希烈を遣ると、其の秋遂に崇義を破つて之を斬つた、然るに果して襄陽に據つて鎭に還らぬから、帝は李承といふを新任の節度使として襄陽に赴かせて無理に希烈を去らせ、更に詔して平盧節度使として李納を討たせると、彼は反つて朱滔等と通じた、滔等は已に各〻王と稱したから、希烈に皇帝と稱すべく勸めたが、彼は猶ほ幾分か遠慮して先づ自ら天下都元帥と稱した、是れは今年十二月の事である、來年卽ち建中四年の正月からは汝州（今の河南汝州治）を陷れ、鄭州（今の河南開封府鄭州治）を圍むなど、河南の騷も容易でなくなつた、

兩河用兵、府庫不支數月、先括富商錢、增諸道稅、四年行稅間架、除陌錢等法、

【字解】兩河、河北河南、括、くゝりとる、稅間架、間架に稅するといふを稅法の一名詞にした、架は屋架で兩屋架間の距離を一間とする、當時家屋建築の等級に準じて各〻一間に付幾錢と定めて稅を掛けた、此の方の間口奧行を數へて家屋稅を付課するやうなものである、除陌錢、百錢から差引くといふを矢張稅法の一名詞にした、陌は百と同じ、猶ほ十を什、千を阡と書くのと同樣である、官より下に金錢を給與するときに百文に付いて幾文と率を定めて之を差引いて政府の所得とするのである、尙ほ右の兩稅の委細は次に解す、

【解釋】騷亂は河北から河南に蔓延して諸道の兵を其の討伐に用ひて以來、其の費用は中央政府だけに仰いだから、政府の府庫は迚も數ヶ月を支へる程の力もない、そこで一時の窮策から先づ長安の富商の金錢を括り取つた、其の方法は一富商の運上一萬緡以上になれば一萬緡を以て當座の不足を補ひ、其の餘の錢は人民に貸與し利息を以て此の後の費用に充てやうといふのであつたが、全都から絞り取つた總高はやつと二百萬緡に過ぎない、而して其の取立て方は全く押借り强盜と少しも違はなく、苦痛の爲め縊死する商人もあつた、又淮南から稅金千錢に付二百錢づゝを增した奏聞があつた

招ぎ易い、是れは古來の王公將相の終りを全くせぬ者の史上に絶えぬ譯である、然るに子儀の功績は前に見えた通り、天下を蓋ふ程であるに拘らず、累代の天子は少しも疑はぬ、又子儀の位爵は玆に舉げた通り、人臣として其の最高點を極めたのであるが、衆人は誰れも嫉む者がなかつた、智慧もあり用心も深かつた爲めでもあらうけれども、到底有德の賢者でなければ斯うは行かぬ、子儀は以前使者を魏博に遣つた事がある、魏博の節度使といへば頑强な田承嗣で、朝廷でさへ手に餘して居る者であつたが、彼は子儀の使者に接すると、子儀の居る西の方に向いて遙に拜禮して、此の膝は他人に屈んだことの無いことは久しかつたが、今始めて公の爲めに屈んで拜しますと云つたといふ、子儀は節度使とか副元帥とかには爲つたり罷めたり或は轉じたりしたが、天下は郭令公と呼んだ通り、中書令の職だけは先先代の乾元元年以來今年まで引繼ぎ二十四年を經て來た、是れも珍しい事である、斯く無難に久しく蕃昌して來たから、一家族及び婢妾臣僕都合三千人の多きに上り、其の八子七壻はいづれも立派な官職に就いた、故に其の孫も數十人あつて、これ等はぞろ／＼祖父さんの御機嫌伺ひに遣つて來た時には、祖父さんは一一分別し兼ね且つ一一辭を掛けては應接に暇がないから、頷で挨拶してやるだけであつた、斯樣に暮して八十三歲で終つた、第一人物が立派で而して福祿壽の三をも完全に得て、子孫も蕃昌といふ實事は信に古今に珍しい事、芽出度い事又面白い事であるから、今に畫工が善く其の圖を書いて居る、

平盧李正己卒、子納自領鎭、朱滔、田悅、王武俊、李納、先後皆反、三年、四人皆自稱王、

【解釋】平盧節度使李正己は成德の李惟嶽及び魏博の田悅と互に結合つて居たが、此の度死去して其の子の李納が自ら平盧淄青の鎭を管領した、前に見えた通り、李惟嶽の爲めに田悅が朝廷に願つても襲爵を許可されぬ處から、田悅は先づ兵を舉げて隣地を掠め取ると、朝廷から討手の軍を差向け之を破つた、そこで惟嶽と納ともいよ／＼兵を舉げて悅を救つた、然かし官軍が頗る優勢であり、又盧龍の朱滔も背面から攻撃するから三鎭の軍が連りに敗北し、三年の正月には李惟嶽は其の將王武進に斬られて先づ滅亡した樣な有樣であつた爲め、朝廷では近い内に河北の亂は大丈夫平定するものと思つて居た、處が王武進は功勞を以つて成德の節度使を當てにしたのがはづれて恒冀團練使に任命せられ、朱滔も願つて居た土地が自分の管内に入らなかつた等の不平から、各々兵を發して田悅を救つた、斯く形勢が一變して滅亡しやうと思つた賊が復活したのみならず、河北全體の大亂となつて、今年の十一月には四人皆王と稱した、卽ち朱滔は冀王と稱して

時、盧杞が病氣見舞に來たと取次が通じると、子儀は急に側の女を拂つて一人も置かずに盧杞を其の間に通せた、杞が歸つてから、人が、何うして女拂をなされたのであつたかと問ふと、子儀は、あの男を女に見せたなら、女の癖として必ず笑ふ、さうすると彼が他日志を得た時には吾が一族は必ず斷滅してしまふのであるからだと言つた、何んと子儀が人を視る眼力と、用心の深いのも偉いものだが、盧杞が何程毒の深い畏しい根性を持つて居たかゞ知らるゝであらう、

尚父、大尉、中書令、汾陽忠武王郭子儀卒、子儀以レ身爲ニ天下安危一者三十年、功蓋ニ天下一、而主不レ疑、位極ニ人臣一、而衆不レ疾、嘗遣レ使至ニ魏博一、田承嗣西望拜レ之曰、茲膝不レ屈ニ於人一久矣、今爲レ公拜、校ニ中書令一、凡二十四考、家人三千人、八子七壻皆顯、諸孫數十人、每レ問レ安不レ能ニ盡辨一、頷レ之而已、年八十三而終、

【字解】　尚父、周武王、太公望を稱して師尚父と曰ふ、之を師とし之を尙び之を父とするの意である、德宗卽位の初め此に倣ひ、又之を以て子儀を尊稱したのである、汾陽忠武王、汾陽王は子儀が封爵、忠武は謚號、西望、子儀は河中若しくは關內に居て魏博の西に在り故に承嗣は西望した、拜之、拜とは荀子の平衡曰レ拜の註に、謂ニ磬折頭與レ腰平一と見ゆ。磬折とは體をくの字なりに折るをいふ、斯くして頭と腰とを平かにするときは、勢、前膝を屈めなければならぬ、校中書令凡二十四考、中書令となつて其の職務を檢校し、以來凡そ二十四考を經た、卽ち中書令となつて二十四年間繼續したといふまでの意である、本註に、唐制、一歲終一考、功、子儀自ニ肅宗乾元元年拜ニ中書令一、至レ是凡二十四考とある、皆顯、皆歷歷の役柄となつた、問安、機嫌を伺ふ、頷之、綱目に頷を頜(あご)に作る、頜レ之とはあごで挨拶すること、八十三、通鑑に八十五に作る、

【解釋】　是歲の六月、郭子儀は卒去した、是れは唐代屈指の功臣名將であるから、略史の上にも、態〻其の尊號の尙父、名譽職の大尉、實職の中書令、封爵汾陽王の謚の忠武までを鄭重に書いたのである、此の子儀が有れば唐は存し、無ければ唐は亡びやうといふ樣に、其の一身を以て天下の安穩か危險かの大關係を爲して居たことは實に三十年の久しきに及んだ、古今の通例から言へば、功績が大きくなると權勢も強くなるから、どうしても人君から彼は或は謀反心はあるまいかなどと嫌疑を蒙り易い、位爵が高くなると富榮も伴ふから、どうしても世間から彼ればかりは幸福なものだとの嫉妬を

る文言が多い趣を告知せて來た、楊炎は又帝の前で一一其の證據立をしたから、帝はそれを信じて憎むべき奴だと、晏が年來の大功勞を忘れ、情なくも密に中使を忠州に遣つて晏を縊殺させ、然る後に公然詔を下して自害を申付けた、天下之を聞いて皆其の寃罪を憐んだと云ふ、(然かし來年の冬に楊炎も盧杞の讒で、遠い崖州の司馬に貶せられる途中、矢張り中使に縊殺された。)

二年、成德ノ李寶臣卒ス、子惟嶽自ラ領ス軍務ヲ、後王武俊斬テ而代ル之ニ、

【解釋】二年の正月に成德節度使李寶臣が卒去した、其の子の惟嶽は喪を匿し、詐つて寶臣の上表文を作つて自分に其の職を繼がせ度い旨を願つて見たが、帝は許さぬ、そこで寶臣の喪を發表して自ら留後と稱し、部下の將士に申含めて再び願はせて見たがそれでも帝は許さぬ、初め寶臣は田承嗣の死去した時に其の子の田悅の爲めに後任を朝廷に願つて許された事があるから、今度は田悅は惟嶽の爲めに又度度嘆願に及んだが、帝はどうしても許可せぬ、其の意は是れまで歷代無事を希ふ爲めに彼等の願通りに許したが、彼等はいかにも其の爵命を振舞はして亂暴をする、いつそ許さぬ方がましだと考へたからである、此の邊が德宗の英氣のあつた所である、此の夏、田悅兵を擧げたるに惟嶽も之に味方をして朝命を拒んだが來年の正月に朱滔、張孝忠等と戰つて大敗すると、其の兵馬使なる王武俊は其の首を斬つて長安に送り之に代つた。

楊炎、盧杞同平章事タリ、炎未ダ幾ナラ罷ム、杞藍面鬼色、有リ口辯、上悅ブ之ヲ、

【字解】藍面鬼色、藍のやうな眞靑な面で怪物(バケモノ)のやうな色、

【解釋】楊炎は既に劉晏を殺すと、朝野いづれもそれに就いて彼れ是れ評判をする、而して河北の李正己からも、如何なる罪にて晏を誅されたのかと、頻に其の辯明を朝廷に要求するから、楊炎は心中懼を生じ、竊に己れが一味の者を手分けして地方に遣り、是れは全く帝の自ら殺されたので自分の所爲でない樣に諭させた、帝は聞いて之を惡み、始めて炎を誅せん念を起した、そこで此の度盧杞を下から擢でゝ炎と同役とし其の權力を分けたのである、然るに炎は平日から盧杞の無學を侮つて居て、同役になつてもつん〳〵して取合はぬ、杞は之を恨み、後遂に炎を陷れて免官にし、間もなく又殺してしまつた、元來此の盧杞といふは非常な醜い男で、藍のやうな眞靑な丸でお化ともいふべき顏色であつた、然かし辯舌の好いことは通常でないから、それで大曆帝の御意に叶つて居た、此の男に付て一の話がある、郭子儀の客と遇ふ時は、いつも側に夥多の妾共を侍らせて置いたものであるが、或る

【字解】忠州、山南道、今の四川忠州治、戸部、其の尚書、侍郎は天下の田地戸口錢穀等の事を掌る、度支、戸部省内に度支の一部がある、又天下の邊軍にも度支使があつて軍資兵糧等の計算を掌る、然かし晏の頃は判度支といつて全く天下の經濟を掌つた重い役目である、鑄錢、鹽鐵、轉運等、文字通りで職掌の大略が解せらる、尚ほ次の解釋を見よ、斡、音腕、繰廻はす、制百貨之低昻、百般貨物の値段の昻上り低下りをうまく調節する、利權、財利の權柄、希炎旨、希旨は氣に入られやうとすること、

【解釋】今年の春兩稅法發布と同時に劉晏が年來の官職を罷め更に之を貶して忠州刺史としたが、六月になると遂殺してしまつた、誅といはずに殺すとは其の罪でないことを示したのである、劉晏字は士安、八歲で玄宗に謁し、頌を獻じて太子正字といふ官を授けられた位な英物で、最も善く國家の財計を治めた、卽ち理財に長じて居たのである、肅宗の上元元年に戸部侍郎となつたのが始りで肅宗代宗以來度支、鑄錢、鹽鐵、轉運等の事を管領した、彼は陞進して代宗の朝には同平章事にまでもなつたが、矢張り右の諸使に充てられて德宗の朝忠州刺史に貶せられる前まで、引續いて財政上に專ら關係して居たのである、大亂以來財政紊亂して國庫は空虛となり、それに河川運漕の便を失つて、關中の米價は一斗千錢に騰貴し、上下の困難譬ふるに物なき狀態に陷つたのに、晏、轉運使を以つて汴水を浚ひ、河南江淮よりの漕運を通じて全く此の苦を救つた、又鹽鐵とは鹽と鐵とを官營にして利益を政府に收めるのだが、當時鹽鐵使としての晏の技倆は實に巧妙に鹽利を繰廻したもので、其の法を益精密にしても人民は少しも厭ひはせず、いかにも價の平で品物の缺乏せぬのを便とし、而して官の收入の多いことは歲入總計の過半を占めた、又判度支としては、高い俸給を以て足早な優れ者を募り、之を四方に配置して地方物價の變動を順送りに報告させるので、何程遠隔の地方の穀帛の相場でも數日內には都に知れてあるから、晏は坐ながら天下百般の物價の高下を制して、暴騰暴落の不調子が無い樣に計つた、それ故、安史の大亂以來、長い間擾動の絕えぬ軍國の用途が、全く晏一人の力に賴つて缺乏を告げずに常に足りて居たのである、然かし久しく天下財利の權柄を一手に握つて居るので、自然衆人から嫉を取つて居ることも少くない、其の上、晏は吏部尚書で楊炎が其の侍郎であつた時分から二人の氣は合はなかつた、然るに此の度楊炎は宰相になつたのであるから、とう／＼其の計で兩稅法を發布し、且つ天下の財政を古例通り戸部省內の金部倉部に歸することゝしたから、自然晏の從來預つて居た轉運等の諸使の役も廢せられたのみならず、晏は忠州刺史に貶官された、處が間もなく其の地の荊南節度使庾準といふ者は宰相に氣に入られる積りで、劉晏は朱泚に此の度の貶官を救つて貰ひ度いと云つてやつた書狀を見ると、御上を怨んで居

見居、見は現也、現住、中丁、亦前の高祖の條下に解した、爲差、差別を付ける、在所、其の者の居るところ、前の所在の所は助字、此の所は名詞、雜徭、くさ〴〵の役立、

【解釋】 建中元年正月に始めて兩稅法と稱する新稅法を作つた、前の高祖の條に既に見えた通り唐朝の初に立てた貢稅の割付取立の方法は、人民に田地があるからは租があり、身あるからは庸があり、一戸を成すからは調があつたのである、然るに玄宗の朝の末年に及んで、從來一定してあつた州縣の地圖や戸籍も何時となしに次第に敗壞して來て實際古法通りに合はなくなつた處へ、帝の天寶十五歲卽ち肅宗の至德元載に安史の兵亂が起つた、それ以來は何處の地方でも徵稅といふものは、一時の都合上から割出して、無理押しに催促して之を取立て其の場の用を足すまで、あつたから、最早是れと定つた表準が無くなつてしまつた、然かし富有の者は何んとか凌ぎが付くが、下層の貧家は迚も暮しの困るに堪へかね各、打連れて他郷へ逃げて從つてしまふ、そこで此の度宰相楊炎が申立に依つて、先づ其の地方の州縣に於て每年の入費が何程、又中央政府への上納は何程と見積を立て、而してそれを其處の人民へ賦課する、詰り先づ出費を勘定してそれを以て收入をきめるのである、さて又其の賦課し方は、戸から言へば、其の家宅は本から自分の所有で住んで居る者とか、或は他から來て借家して居る者とかを問はずに、只現住者を日當として帳簿に載せる、人から言へば昔の丁年卽ち二十歲以上の者は如何、中年卽ち十六歲以上の者は如何などいふ事を論ぜずに、其の貧富を視て等差を立てた、又行商して居所の移動する者は、其の身の往く先きの州縣で賣上げ高の三十分の一の稅を掛ける、是れは其の先き〴〵で掛けられるので固より一定の期限は無いが、前の一定した住居人からは夏は六月限り秋は十一月限りに兩度に徵稅するのである、兩稅法といふ名稱も此の爲めに起つた、斯く改正になつて、從來の租庸調其の他種種の徭役を悉皆省かれてしまつた、

崔祐甫卒、

【解釋】なし

殺忠州刺史劉晏、晏善治財計、自肅宗代宗以來、領戸部、度支、鑄錢、鹽鐵、轉運等事、以同平章事充使、通漕運、斡鹽利、制百貨之低昂、軍國之用賴以充足、然久典利權、衆頗疾之、又與楊炎不相悅、竟貶忠州、人希炎旨、告晏怨望、上遣人縊之、

あくたれ者の言ふことであれば、之を受けるとすると或は欺かれて上の面目を失ふかも知れぬ、受けぬとすると之を謝絶る名義がないのに困却したが、宰相の思付きで、朝廷から敕使を立て、淄青の將士を慰勞させ、其の慰勞料として正己から獻上を願出た錢を悉皆下賜してしまつた、流石の正己も是れには深く慚入つたと云ふ、帝は卽位の初めから斯樣な離れた手際を天下に示したから、天下中が、此の英明な君が出られたからは、間違なく太平は望み得らるゝであらうと評判した、

上方勵精求治、不次用人、祐甫薦楊炎、自司馬除爲同平章事、既而祐甫病不視事、

【字解】不次、位階官職の順序次第に構はぬ、不視事、政事をせぬ、

【解釋】帝は今や出精勉强して熱心に治平の方法を求める、それ故官職位階の順序次第に由つて升進させる常法に頓著せずに、只其の器量何如を目當として人を任用する、此の度、まだ宰相が足りぬ處から帝は崔祐甫に相談すると、祐甫は楊炎を薦めた、炎は當時道州の司馬で、司馬といへば州の刺史の下役である、それが是歲の八月に一足飛びに除任されて同平章事を以つて宰相となつた、隨分不次の用方である、其の內に祐甫が病身となつて、矢張其の官には居るもの、政事には關係せぬやうになつて、以後は楊炎だけ事を執つた、

建中元年、始作兩稅法、唐初賦斂之法、有田則有租、有身則有庸、有戶則有調、玄宗之末、版籍寢壞、至德兵起、所在賦斂、迫趣取辦、無復常準、下戶不勝困弊、率皆逃徙、至是揚炎建議、先計州縣每歲所用、及上供之數、而賦於人、量出以制入、戶無主客、以見居爲簿、人無丁中、以貧富爲差、爲行商者、在所州縣、稅三十之一、居人之稅、秋夏兩徵之、其租庸調雜傜悉省、

【字解】兩稅法、夏秋二期に取立てるから稅法の名とした、賦斂之法、稅の割付及び取立の法、租庸調、前の高祖の條に解した、版籍、地圖と戶籍帳、至德、肅宗の年號、迫趣取辦、無理に催促して取立て、用を足す、趣は促也、辦は具也、常準、常の準則、下戶、貧乏な民家、上供、朝廷への供貢、制入、制は制定、きめる、主客、主は家主、客は借家人、

ない、それに肅宗の代以來數人の宰相は交番に出勤して事を奏上する場合には、出勤せぬ宰相の姓名をも連署して來た例もあるから、袞は此の度崔祐甫に關した奏上文にも、例の通り自分の外に郭朱二人をも連名にて差出した、然るに不幸にも郭朱より各、祐甫は無罪で然るべき由の表文が出たから、帝はどうして卿等は前に祐甫を貶すべしと奏したかと詰問すると、二人は左樣な事は全く存せざる旨を對へた、そこで故例を知らぬ新帝は、常袞を全く上を欺き事を罔ひた不屆者とし潮州(今の廣東潮州府海陽縣治)の刺史に貶した、全く祐甫も常袞も貶せらる迄の罪でもなく、郭朱二人も帝も惡意でしたのでもない、可笑しい出來事もあつたものだ、斯樣な譯で宰相の袞が貶せられると、先に貶せられた祐甫は同平章事を以て宰相になつた、愈、可笑しい成行である、さて又肅宗以來兵亂の爲め官爵を濫授し、元載の賄賂取りの爲め一層甚だしくなつたから、常袞は此の惡弊を改めやうとしたのは好かつたが、四方の選擧した者は賢愚を問はずに一切捨置いた爲め隨分不都合も多かつた、然る處へ祐甫は代つたから、新任の顔見せに時の人氣を引くのはこゝぞと考へて、未だ二百日も立たぬ内に除任した者は八百人の多數に上つた、是れも手當り次第にやつたので適任者は至つて少く實に不都合な事をしたと云ふ、或る時帝は崔に向つて、人の噂に近來卿の任用した者は多くは卿が親類か馴染の者になつて居るを誹謗するが、何うしてさうするのかと問へば、崔は、臣は陛下の御爲めにそれ〴〵適當な人物を選擇致しまするに、愼重に愼重を加へなければなりませぬ、然るに親類でもなく馴染でもなければ、何うして其の者の眞實の才能とか行狀とかをよく〳〵承知致して適當に用ひられませうぞと對へて切抜けた、然かし是れ亦一理があるから帝は成程と云はれたといふ、

淄青李正己、畏上威名、表獻錢三十萬緡、崔祐甫請遣使慰勞淄青將士、因以賜之、正己慚服、天下以爲太平庶幾可望、

【字解】淄青、二州共河南道、淄は今の山東濟南府淄川縣治、青は今の山東青州府益都縣治、元來平盧の管轄は冀瀛滄棣の四州で今の直隷内なるに、侯希逸の代に海を渡つて青州に據つたから、是れから平盧淄青と合稱し、或は其の一方だけを呼んだ、緡、錢の孔を貫いて一纏めにする繩、ぜにさし、故に轉じて幾緡といへば緡で通した錢の數量となる一緡は千錢である、庶幾、まあ大丈夫其の邊になることが出來るだらうの意、ちかし、

【解釋】平盧淄青の李正己は田承嗣等と腹を合せて何共御し惡い者であつたが、帝が威光の凜凜しい評判を聞いて心中に畏を抱き、先づ其の機嫌を取らうと上表して、錢三十萬緡を獻上致したく存じます御許可相成樣にと願ひ出た、固より

いで代つた、

淮西將李希烈、逐節度使、詔因以鎮授希烈、

【字解】 淮西、又彰義軍ともいつた、今の河南の南部、

【解釋】 淮西節度使李忠臣は貪慾で好色で軍政を一切副使の張惠光に委任して置くと惠光は大威張りで亂暴な事ばかりする、そこで其の部下の李希烈といふ忠臣の姪に當る者は、是歳の三月遂に惠光を殺し忠臣を逐つてしまつた、それで例の通り詔して希烈に其の鎭を授けた、

上在位十八年、改元者三、曰廣德、永泰、大歷、崩、太子立、是爲德宗皇帝、

【解釋】 代宗は肅宗の寶應元年に卽位して爾來在位十八年であつた、其の間改元することは三囘で廣德は二個年、永泰は一個年、大歷は十四個年である、其の歲の五月に五十三歲で疾を以て崩じた、帝は中材の君で、決して暗主ではなかつたが、藩鎭の跋扈は次第に盛になつて全く力に餘つた、要するに肅宗代宗から唐の紀綱は壞れてしまつて、迚も恢復は出來ぬ形勢になつたのである、太子立つ是れを德宗皇帝と爲す、

○德宗皇帝名适、自雍王爲太子、至是卽位、

【解釋】 德宗皇帝は代宗の長子で名は适といひ、初め雍王の封爵で屢〻元帥に任ぜられ、廣德二年の春に皇太子となり十六年を經て是に至つて帝位に卽いた、今年から三年目は我が桓武天皇の延曆元年に當る、

常袞以欺罔貶、崔祐甫同平章事、祐甫欲收時望、未二百日除官八百人、上曰、人謗卿所用多涉親故、何也、對曰、臣爲陛下擇人、不敢不愼、非親非故、何以諳其才行而用之、

【字解】 欺罔、人を欺き事を罔ふる、時望、其の時世の人氣、涉親故、親類や故い馴染になつて居る、諳、そらんず、能く知り切つて居る、

【解釋】 初め宰相常袞は先帝の喪に付き群臣の喪服の日限を議すると、中書舍人の崔祐甫は其の意見と衝突して大激論を始め、袞も手に餘した爲め奏上して之を河南府の小尹に貶した、元來此の頃郭子儀や朱泚などの武官は宰相の名目を持つて居たが、是れは格式だけのことで實際は政事に關係はし

以揚綰常袞同平章事、綰素清儉、制下、郭子儀方宴、減坐中聲樂五分之四、京兆尹、黎幹、騶從甚盛、即日省之、止存十騎、綰相三月而卒、上痛悼之曰、天乎、不欲朕致太平、何奪朕揚綰之速也、

【字解】清儉、潔白で節儉、聲樂、音樂、騶從、ともまはり、車馬及び供勢をいふ、

【解釋】元載が勢力の盛んで飛ぶ鳥も落す位な時に、獨り戸部侍郎（戸部省の次官）の楊綰だけは決して彼に媚付く樣な風がないから元載は綰を國子祭酒（國子監の長官）に轉任させて政事向きから排斥してしまつたが、此の度元載王瑨の失敗と共に綰は常袞と同平章事を以つて宰相となつた、綰は平素潔白節儉の君子で、それが驕奢無類の元載の後に出たのであるから、任命の制書が降ると朝野は皆慶賀した、其の日丁度に郭子儀の邸で宴會があつたが、楊綰が宰相になつたと聞くと、ソレ大變と直ぐに席上に設けた音樂の五分の四を減じた、又黎幹といふ人は其の頃京兆尹即ち我が國でいへば東京府知事、昔でいへば江戸町奉行の樣な役柄で其の供廻りはひどく氣張つて多人數なものであつたが、楊綰の任命を聞くと即日其の人數を省いて、只十騎だけにしてしまつた、又本書には略したが、中丞の崔寬が邸内の家屋は宏壯で華奢を極めたものであつたのに、是れも早速取毀したといふ、斯樣な人物であつたから、帝も折角之を力として長年の弊政を改革しやうと思つて居ると、綰は相となつて僅三箇月目に病で卒去した、帝はひどく之を悼んで天意は朕が國家を太平に仕上げることを欲せられぬか、何んと朕が力と頼んだ楊綰を奪ひ去るの早いことよと嘆聲を發せられた、

十四年、田承嗣卒、姪悦代之、

【解釋】此の田承嗣の我儘は實に酷いもので、安祿山、史思明父子の爲めに祠を立て、、朝廷に憚りも無く其の祭をする、朝廷からは懇に說諭して祠を取毀させ、其の代に彼を同平章事にし、又帝の女、永樂公主を其の子の妻に降嫁させなどして彼の機嫌を取つた、する內に彼は反したから近傍の諸鎭に詔を下して討せると、諸鎭の節度は捗捗しく働かない、朝廷で困つて居ると幸に彼は謝罪したから、入朝することを條件として赦してやると、來年になつても入朝せぬ、已むを得ず再び討伐することになると、彼は又謝罪した、今度は朝廷では入朝の事は其の隨意に任せること、して赦して遣た、斯くまで彼は朝廷を愚弄し、斯くまで朝廷は手に餘して居たが此の度十四年にやつと死んだ、而して其の跡は姪の悦が繼

七年、盧龍將殺朱希彩、而以朱泚領鎭、詔因授之、

【解釋】 盧龍節度使朱希彩は部下を取扱ふことが無慈悲で、部下の者は皆恨み怒つて居たから、部將の李懷瑗といふ者は遂七年の七月希彩を殺した、部下は頭を失つて誰彼と謀いで居ると、朱泚兄弟の計略で百餘人の腹心の者共に言含め、大勢の中に於いて、節度使は朱副使（朱泚は經略副使である）でなければならぬと口口に呼ばせた爲め、衆議遂朱泚を留後とすることに一決して、盧龍鎭を領させ、此の旨を都へ報告に及ぶと、例に依つて其の冬詔勅が降つて其の儘之を授けた、

九年、朱泚以弟滔領鎭而入朝、

【解釋】 安祿山の反より以來東北の節度の兵は久しい間何に一つ國家の用をしたことはなかつたのに、朱泚は珍らしくも留後となつた來年の八月に、弟の滔に五千の兵を引率させて防秋に上せた、防秋とは秋になつて馬が肥えると、北、西の胡兵が兎角襲來するから、京都の背面に防禦として地方から上るのをいふ、それに朱泚の兵が來たから、帝は大に喜んで手厚く之を勞された、其の來年卽九年の九月には朱泚は弟を留守として本鎭を領させ、今度は自分が防秋する爲め入朝した、帝は愈喜んで一層能く待遇したから、彼は願つて長安に住居し、盧龍の方は一切弟に任せてしまつた、

十二年、有告元載圖不軌者、案問賜死、籍其家、胡椒至八百斛、他物稱是、

【字解】 案問、其の罪過を吟味する、籍、其の家屋財產等を調べて官に沒收する、我が德川時代の所謂闕所、胡椒、熱帶地方に產する蔓生植物で其の實辛味あり、藥用となる、斛、十斗を斛といふ、稱是、それに相應する、

【解釋】 元載は旣に魚朝恩を誅し、帝の寵任ますます厚くなつた爲め、彼もますます付け上つて、威權を振ひ賄賂を貪り、何共手の著け方がなくなつた、そこで帝も之を誅するより外はないと金吾大將軍の吳湊と竊に其の方法を謀つて居る處へ、たまたま元載王縉の兩人謀反の企ある由奏聞した者があつたから、帝は直樣吏部尙書の劉晏等に命じて兩人を取調べさせた處が兩人は遂其の罪に伏した、そこで元載には自害を命ぜられ、王縉をば刺史に貶した、此の時元載の家を闕所にしたが、胡椒の實ですら八百石に至つた、固より唐代の桝目は我が現今の桝目よりは餘程少いが、何に致せ斯樣な物が斯くも有つたとは驚くべきでないか、其の餘の物は皆之に相應して有つたといへば、其の米穀布帛等の豐なことは實に想像の外である、是等は皆賄賂から出來た財產であつた、

然、朝恩曰、怒者常情、笑者不可測也、朝政有不預者、輒怒曰、天下事有不由我者邪、上聞之不懌、載乘間奏其專恣不軌、遂誅之、

【字解】大歷、此の年號は削るが好い、觀軍容使、軍隊の樣子を見屆ける役といふ意、相州之敗、即ち肅宗の時の鄴城の敗北、判國子監、判とは處理するをいふ、鼎覆餗、餗音速、こながき、周易の鼎の卦の條に鼎折足覆公餗とあり、怡然、にこ〳〵する樣子、不軌、軌は車の轍の迹である、故に不軌は臣子たる正道を踏み違ふを言ふ、

【解釋】五年の三月宦者の魚朝恩を誅した、朝恩は肅宗の時に嘗て觀軍容使となつたが、斯樣な奇妙な役は古來無い、全く此の時に始つたものである、即ち前に見えた乾元二年九節度の大軍相州の鄴城に敗れたのが其の時である、此の時肅宗は郭子儀李光弼は互に劣らぬ元動であるから上げ下げしては不都合だといつて總大將を立てなかつた爲めに、宦官の魚朝恩に一時こんな役名を付けて遣つたのであつた、然るに彼は好い味を覺えて代宗の廣德の初年になつて、一層其の役名を大きくして天下觀軍容宣慰處置使として自分が又之に任じ專ら禁兵を總べ掌つて其の勢力は朝野を傾けたものだ、それから大歷元年の八月になると、更に國子監の學務をも支配した、是れは古來名儒の爲すべき役柄で宦者が預るなどは實に穢らはしい事である、然るに彼は厚顏にも大膽にも講座に升つて周易中の、鼎、足を折り、公の餗を覆すといふ處を講釋して暗に時の宰相を譏つた、本文の意は、鼎の足は三本立て鼎を護持して居る、大臣の君を輔佐し居るも全く之れと同樣である、然るに其の足が折れて折角鼎中に煮られてある御上(公)の餗を覆してしまつては、其の足の責任は濟むまい、大臣もこんなことでは迚も天下の重任に當るに足りない、詰度社稷の覆敗を致すといふのであるから、傍聽の大臣宰相の耳には隨分痛く聞える筈である、それで王瑨は面相を變へて怒つた、處が元載はにこ〳〵して少しも取合はぬ、朝恩は怒る者が尋常の人情で知れ切つて居るが、笑ふ者は仲仲測られぬと人に話したさうである、朝政に於いて何か自分が相談を受けなかつた事でもあると、其の度に立腹して、今日に於いて天下の事件は何が此の方の關係せぬものがあるかと云つた、其の驕慢なことは此の一事でも知らるゝ、帝は之を聞いて心中面白からず思ひ居る處へ、元載はその隙に乘込んで、彼が氣隨氣儘で實に臣子たる道を踏違ひ謀叛心を蓄へて居ることを奏上した、帝はそこで元載と謀つて、寒食の日(冬至から百五十日に當る日)に近臣に宴を賜はることに事寄せ、朝恩を召して之を縊殺してしまつた、成程、朝恩の云つた通り、笑ふ者は測られぬ、

者と申入れても彼等は信じないで、郭公は猶ほ生きて居らるるなら會見を得られませうかと冷笑して取合はない、光瓚も之には閉口して立戻つて子儀に斯く告げると、子儀は直ぐ馬を乗出さうとする、部下は其の轡を抑えて、國の元帥なる御身を以て斯かる冒險は以外と諫める、子儀は、今衆寡敵せず戰へば却つて不利である、苟も至誠を以て說かば彼は或は我が言に從はんと、鞭で其の手を打退かせ、我れ先にと從ふ供勢を揮拂つて僅數騎で陣を出た、從騎に大聲で令公入來と敵方に通じて呼せると、回紇の總將藥葛羅は大に驚き弓矢を執つて走出て陣前に立つた、子儀はゆう〳〵と冑を脫ぎ鎧を釋き去つて進寄ると、諸酋長ども振返つて其の顏をつく〴〵視て、令公に相違ないと、いづれも馬から飛下りて一列に拜禮した、子儀は藥葛羅の手を執つて、回紇は唐に大功があり、唐も亦薄くは報いはせぬ、然るに我が叛臣を助けるとは何事ぞと責める、藥葛羅は、懷恩が言に、天可汗(皇帝)崩御せられ、令公も世を去られては中國には主なき由申した故、出馬致した、然る處皆詐りなる以上は、いかで、令公と戰ひ申さんと云ふ、子儀は因つて、吐蕃無道にして此の度分捕した牛馬財物殆んど數へ切れぬ程なれば、貴軍は我と舊好を繼ぎ彼を擊つて富を取り凱旋することこそ是れより便なることは無かるべしと勸めた處が藥葛羅は喜んで同意したから、酒を取寄せ諸酋長と共に祝盃を擧げて、中國皇帝萬歲、回紇可汗も萬歲、兩國將相も亦萬歲と唱へ、相ひ與に誓約して無難に本陣に引還つた、吐蕃は之を聞き大に驚き、夜中に遁行くのを唐の諸軍は回紇と共に追擊して數萬人を打取り、大に之を破つた、

三年、幽州將朱希彩殺李懷仙、詔因以希彩領鎭、

【字解】三年、是れは大歷三年で、本書が誤つて脫したのである、幽州、卽ち盧龍節度使が鎭する所、

【解釋】大歷三年の六月、幽州の兵馬使朱希彩は朱泚及び其の弟の滔と節度使の李懷仙を殺して自ら留後と稱した、成德節度使李寶臣は部將を遣り之を討つたが克たぬ、朝廷は已むを得ず朱希彩等を宥し、王瑨は名目上の節度使となり、希彩に詔して其の儘留後として鎭の實務を支配させた、

大歷五年、誅宦者魚朝恩、朝恩在肅宗時、嘗爲觀軍容使、軍容之名始此、九節度相州之敗其時也、至廣德初爲天下觀軍容宣慰處置使、專總禁兵、勢傾朝野、大歷初、判國子監、升座講鼎覆餗、以譏宰相、王瑨怒、元載怡

朝廷よりは希逸を都に召還して帝の子鄭王邈を節度使としたが、是れは名目のみで赴任はせず、其の儘懷玉に留後の任を授けて節度使の實權を執らせ、剰へ名まで正己と賜つた、尤も事の實情は、希逸は平生つまらぬ行爲ばかりした男で、それが人望のある李懷玉を忌んで免職した爲め、軍兵は怒つて懷玉を戴いて主將とし、希逸は自ら逃落ちたのであるが、朝廷は無事を希ふ心から彼等のするまゝに任せて自ら益、威權を失ひ、藩鎭を愈、跋扈させる路を開いたのである、後には斯樣な事は何處の藩鎭でも普通の事となつたが、是れは抑も其の始まりであるから此處に掲げたものだ、

叛將僕固懷恩、誘回紇吐蕃入寇、召郭子儀、屯涇陽、懷恩道死、二虜爭長不睦、子儀遣人說回紇、欲共擊吐蕃、先是懷恩欺回紇、謂子儀已死、使至、回紇不信曰、郭公在可得見乎、使還報、子儀與數騎出、使人傳呼曰、令公來、回紇大驚、藥葛羅執弓矢立陣前、子儀免冑釋甲而進、諸酋長相顧曰、是也、皆下馬羅拜、子儀亦下馬、執手與之語、取酒相與誓約而還、吐蕃聞之夜遁、諸軍與回紇共追、大破之、

【字解】僕固懷恩、二字姓、二字名、涇陽、關內道縣名、今の陝西省西安府涇陽縣治、二虜、回紇吐蕃を指す、爭長、互に頭にならうとする、令公、子儀は中書令だから故に人人斯く呼ぶ、藥葛羅、回紇の總大將、可汗の弟である、

【解釋】　僕固懷恩は當時屈指の勇將で安史の亂以來功勞實に少くなかつたが辛雲京及び宦官等と隙があつて去年の初に遂に叛し、朔方から先づ太原に寇し一旦は敗走したが、今年の秋になると更に回紇吐蕃其の他吐谷渾、黨項などを誘ひ、數十萬の大軍で各方面から入寇した、長安ではまた大騷をして天子再び東幸の議もあつた位であつたが郭子儀を河中(蒲州)から召し、近く長安の北方涇陽縣に屯營させた、回紇吐蕃の二軍は兵を合せて之を圍んだが、子儀は備を嚴重にして戰はぬ、然るに是れより先き懷恩は途中で急病の爲め死んだから、回紇と吐蕃は互に聯合軍の頭にならうと爭つて睦しくない、子儀之を好機とし、部將の李光瓚を回紇の軍中に遣つて、共に吐蕃を擊たうと說かせて見た、處が以前懷恩が回紇を誘つた時唐では郭子儀が最早死去してしまつて攻めて行つても大丈夫と謂ふて彼を欺いて來たのだから、光瓚は子儀の使

ず皆之を害さうとする、郭子儀の如き幾度此の男に妨げられたか知れぬ、吐蕃が入寇しても元振は急報あるに拘らず、天子の前で國境無事を装ふて之を掩ひかくし、其の大事な時に臨んで奏聞することをしなかつた爲めに、前に見えた通り、帝に周章狼狽して陝州落ちをする様な失策をさせ、朝野(中外)いづれも之を憤慨して齒がみした、然かし人人酷く彼を畏れて之を言上する者がなかつたが、獨り太常博士の柳伉は上書して代宗の惑を直言し元振が首を斬つて天下に謝し給へとまで諫めた、帝已むを得ず一旦元振の官爵を削つて其の郷里へ放逐したのに、彼はづう〳〵しくも婦人の服を著て都に忍入り、再び仕官を謀らうとしたのを役人に取押へられて、此の度遠く溱州といふ蠻境へ流された、處が帝は尚ほ彼に未練が殘つて居て後ち之を近く江陵に遷したといふ、

臨淮王李光弼卒、上之幸陝、光弼不至、上撫之加厚、素與子儀齊名、及在徐州擁兵不朝、麾下諸大將不復尊畏、光弼愧恨、成疾而死、

【字解】 加厚、加は益也、徐州、河南道、今の江蘇徐州府銅山縣治、

【解釋】 秋、臨淮王李光弼が卒去した、帝の吐蕃に襲はれて陝州に行幸になつた時の如きは實に社稷存亡の場合、光弼の身分から勢力からいふても率先して其の難に赴かねばならぬ筈であつたが、遂來なかつた、尤も朝廷に程元振、魚朝恩の様な奸佞が跋扈して不平な爲めではあるが、場合が場合である、彼の行爲は決して道を得たものではない、然るに帝は彼を待遇すること益〻手厚く彼を東都留守に陞任したが、彼は辭退して徐州に歸つた、時に其の母は別に河中(今の山西蒲州永濟縣)に居たのを、帝は折折使を以て見舞はせたり、又彼の弟光進を用ひて禁兵の將にしたりして、隨分彼に對して厚くしたものであつた、然るに彼は徐州に在る時になつても、儼然大兵を所持して威力を蓄へ、更に天子へ朝勤もしない、彼は平生郭子儀と名を齊しくして天下にもてはやされた者であつたが、晩年の行動が斯様になつては自然人望を失ふべき筈で、今は其の組下の諸將でさへ昔の様に彼を敬ひ畏れはせぬ、光弼は之を愧ぢ且つ恨んでも取返しはつかない、遂に是れが病の種となつて死んでしまつた、

永泰元年、平盧將李懷玉、逐節度使侯希逸、而自知留後、詔因而授之、賜名正己、

【解釋】 永泰元年、平盧の兵馬使なる李懷玉は其の節度使なる侯希逸を逐拂つて自分から留後の事を取扱つた、そこで

【解釋】　武德以來、唐は次第に西北兩邊の境界を擴張してそれ〳〵都督府を置き、開元中になると朔方隴右河西安西北庭の節度使を置いて之を統御し、歲歲に山東の壯丁を發して其處へ屯田させたから、兵糧は豐になり牧畜は盛になり、軍備は嚴重に屆いて居た、然るに安史の亂となつて以來、朝廷は其の兵を徵して之を內地の戰爭に使用した、卽ち前に見えた行營とは是等の軍勢を指して呼んだのである、此の爲め西北の邊地に殘つて居るのは羸弱の兵ばかりそれに其の數も少いから、數年の間に胡虜が次第に蠶食して來た、今年になると吐蕃は入寇して河西、隴右の地は悉皆取られてしまつたが、宦官共に其の急報が隱蔽せられて帝は少しも知つて居ない、其の內に吐蕃の先手が既に邠州(今の陝西西安府)を過ぎた、此の時帝は始めて聞いて、俄に雍王适を關內元帥に郭子儀を副元帥に任命したが、郭子儀は宦官の爲めに功を妬まれ退隱してから久しい故、部下も已に散じてしまひ、やつと二十騎で乘出して咸陽まで來ると、吐蕃二十萬の大軍は最早渭水を渡つて山傳へに東を指して進む處であつた、子儀は急使を飛ばして兵を增さんと願はせたが、又宦者に妨げられて事止みとなつた、何程郭子儀でも斯樣ではどうすることも出來ぬ、見す〳〵胡軍に任せて置くと、胡軍は長安門外の便橋に殺倒した、帝は狼狽して陝州に出奔し、百官六軍散り〳〵ばら〳〵に逃げ落ちて長安は焚かれ掠められて空城となつた、子儀は辛苦の餘に四千人の將卒を見付け出し、泣いて忠義を勵まして居る內に諸處の軍勢追追馳集つて來たから、晝は旗幟を盛に立て、夜は篝火を次第に多くする、吐蕃も之には漸く不安を懷き始めると、人民どもは郭令公大軍を引いて到著せられたと噪ぎ廻る、吐蕃大に驚いて急に軍兵を引纏めて遁去つた、此の時の官軍は實に微力で到底吐蕃の敵でないのに、斯くも能く帝都を復し得たのは、全く郭子儀の年來の威名一に由つたのである、

二年、流宦者程元振、元振初附李輔國、輔國死、元振專權自恣尤甚、忌諸將有大功者、皆欲害之、吐蕃入、元振掩蔽不以時奏、致上狼狽、中外切齒、至是流溱州、

【字解】　溱州、今の貴州思南府の界、

【解釋】　二年宦者の程元振を流罪に處した、此の元振は最初は李輔國に附從して彼の奸惡を助けて居たが、後には、輔國の權を奪はんと帝に勸めて之を除き、以來は獨り權を專にして勝手氣儘なことは實にひどく、人人は李輔國よりも畏れたと云ふ、彼は諸將の大功ある者を忌み嫌ひ、誰彼れを論ぜ

【字解】兩京、長安と洛陽、成德軍、卽ち常山、恆、趙、深、定、易等の州を鎭した、相衞刑洺貝磁等州、相は今の 河南彰德府安陽縣治、衞は衞輝府、刑は順德府、洺は直隸廣平府内、貝、磁も皆上に同じ、魏博德滄瀛等州、魏は今の直隸大名府内、博は山東東昌府内、德は山東濟南府陵縣、滄は直隸天津府内、瀛は直隸河間府河間縣治、盧龍、今の直隸永平府の盧龍、薊冀、薊はかりそめ、一時の間に合せ、冀は希望、河朔、河北と同じ、朔は北である、

【解釋】 代宗皇帝は最初俶と名乘り廣平王に封ぜられ元帥と爲つて一旦賊に取られた東西の兩京を取戻して之を定めた大功は前に見えた通りである、其の後楚王に封ぜられ、又成王に改封せられ、程なく太子と爲つて豫と改名し、是になつて遂に天子の位に卽いた、卽位の歳に改元はない、矢張肅宗の寶應元年である、李輔國は既に趙后を弑して朝廷を一人舞臺とし、又帝の卽位を助けたといふ事を自から鼻に掛けて益〻勝手を働く、帝に對して、大家（宦官等の皇帝を呼ぶ語）はたゞ宮中に坐つて御出なさい、表の事は老奴（宦官皇帝に對して自稱す）が處分しますと云つて居る、帝は不平に堪へないが如何することも出來ない、却て彼を司空とし中書令を兼ねさせ、六月には更に爵を博陸王に進めた宦官で王爵に封ぜられたは只此の輔國だけだと云ふ、然かしこれは彼に兵權を解かせた埋合せの虛封であつた、斯くして置いて其の冬に夜中盜を遣り輔國の首と片臂とを竊み取らせた、而して表向には有司に勅して其の盜を捕ふるやう申付け、輔國には太傅を贈つた、其の譯は輔國は宜しくない者だが、趙后を殺した功がある爲めに斯くしたのだと云ふが、實は譯の分らぬ賞罰である、

十月帝は長子の雍王适卽ち後の德宗を天下兵馬元帥として唐の諸將及び回紇の援兵を率ゐて東の方史朝義を討ち賊六萬を殺し二萬を生捕り大に之を敗り遂に洛陽を取ると、朝義は僅數百騎で河を渡つて范陽に逃げて行いたが、守將李懷仙に納れられない、奚契丹の方へ逃げやうとする途中懷仙の追兵に迫られ、自ら縊れて死んだのを懷仙は其の首を斬つて降參した、是れは廣德元年正月の事である、其の歳に本文に見える通り、賊の降將共をそれ〴〵河北の諸鎭に節度使として置いた、實に朝廷の大失策と謂はねばならぬ、それは朝廷は長い間の戰亂に厭きて何分穩かな事を希望する所から、後後の成行きなどに意を留めないで、其のまま彼等をそこに置いて節度の職を授けたのである、固より同穴の狐であるから彼等の諸鎭は互に組合ひ援合ひして此の後河朔全體憚もなく朝命に反抗して、手の著けやうもない事になつたのは、こゝから始まつた、

廣德元年、吐蕃入寇、上出奔陝州、吐蕃入長安、關內副元帥郭子儀擊之、吐蕃遁去、

れた、在位は七年間で、改元は四回、至德、乾元、上元は各〻二年づゝで寶應は一年であつた、皇后趙氏は玄宗の母なる竇太后が妹の孫で、帝が昔朔方に落ち行かれた艱難の際に后も從つて往いたが、夜中は必ず帝の前に寢た、それは萬一の事があつたなら、身を以て之に當り其の隙に太子(帝)を後から遁す覺悟だと云つた、又行在所で產をしたが、僅三日立つと起きて戰士の衣の綻を縫つたものだ、斯く感心な婦人であるから大に帝の寵を得て、乾元元年に遂に皇后に立てられた、然かし女には氣を許すなとの諺の如く皇后になると小人の李輔國と心を通じて互に表となり裡となり、政權を專にして萬事心のまゝに取扱つたが、後には二人が仲惡しくなつた、此の度帝の病が重くなると、后は太子豫を呼んで之に向つて、輔國は長い間禁兵を預つて居て、內內亂を起さうとたくなんで居るのだ、此の主上御大事の際に如何なる事を爲さんも測り難ければ、速に誅戮せねばなるまいと勸めた、尤も上皇を遷したなどの事に就いては、帝に於いても心中には酷く憎み、太子とても之を誅せんと思はれた事もあつたが、彼が禁兵を掌つて居るから、何分危險で容易には手を下し難く、遂其のまゝ經過して來たのである、然かし今帝の危篤の場合であるから、太子は父君を驚かして病體に障りを生ずる事を大層に心配して、后の言に同意せぬ、そこで后は更に竊に太子の弟越王係を召して輔國を誅するやう命ずると、輔國は其の謀を聞き、直ぐ樣兵を遣つて太子を飛龍廐に護送させ、又係を捕へ、后を別殿に遷さうとする、時に帝は長生殿に居られたから、使者は殿に入り后に逼つて殿を下りさせる內に、宦官共も宮人も驚いて皆逃散つてしまつた、其の翌日帝は崩御になると、輔國は遂に后並に係を弑し、それから太子を伴れて來て宰相と之を立てた、卽ち代宗皇帝である、

○代宗皇帝初名俶、封廣平王、爲元帥定兩京、封楚王、改成王、已而爲太子、改名豫、至是卽位、誅李輔國、以雍王适爲天下兵馬元帥、率諸將及回紇援兵、討史朝義、大敗之、賊將李懷仙斬朝義以降、以賊將張忠志鎭成德軍、賜姓名李寶臣、薛嵩鎭相、衞、刑、乾、貝、磁等州、田承嗣鎭魏、博、德、滄、瀛等州、李懷仙鎭盧龍、朝廷厭苦兵革、苟冀無事、因而授之、諸鎭自爲黨援、河朔敢抗朝命始此、

朔方節度を兼れたから八道といふ、行營とは八道の兵其の地に居らずに出張先きであるからいふ、臨淮、前に註した、泗州、

【解釋】 光弼は洛陽に敗軍したもの丶、其の源因は彼の不承知なるに朝廷から無理に戰はせたのでもあり、又實際彼れの上に出る程の者は無いから、敗軍當時一旦彼が願に因つて其の官を貶したが、間も無く再び大尉に復して八道節度の行營を統べ臨淮に本陣を置かせた、

寶應元年、郭子儀知諸道節度行營、兼興平定國等軍副元帥、復入朔方、

【字解】 興平定國、興平は陝西、定國は馮翊、皆畿內、

【解釋】 時に河東の將軍が不平から其の節度使を殺し、其の地に駐在中の各行營の兵も亦其の將を殺したり分捕をしたり、紀律がひどく亂れて手の付け方もない、是れは迚も新進諸將では鎭撫は出來ぬから、是歲の春朝議は郭子儀を本文の通りの役にした、子儀は早速河東に出張すると河東は忽ち鎭つてしまつた、本文に復た朔方に入るとあるは河東と方角違ひで可笑しいが、其の行營を指していつたのであらう、

上皇崩於西內、傳位後七年也、壽七十八、上寢疾、聞上皇登遐、轉劇遂崩、在位七年、改元者四、曰至德、乾元、上元、寶應、初張皇后與李輔國相表裡、專權用事、晚更有隙、上疾篤、后召太子謂曰、輔國久典禁兵、陰謀作亂、不可不誅、太子恐震驚上體不可、輔國聞其謀、上崩、殺后而後引太子立之、是爲代宗皇帝、

【字解】 登遐、天子の死をいふ、崩、相表裡、著物に表裡あるが如くに互に心を通して助け合ふ、

【解釋】 是歲巳の月（普通には寅の月を正月とするのに、去年上元二年の十月卽ち子の月を始として今年上皇及び帝の崩御まで之を用ひて、後は復た普通に戾つた、巳の月は卽ち其の歲では六月、普通では四月である）上皇は遂西內に於て崩御になつた、其の位を肅宗に傳へてから是まで七年であつた、壽は七十八、時に高力士は赦に遭ふて巫州から歸つて來る途中であつたが、之を聞えて非常に歎き血を嘔いて死んだと云ふ、

然るに帝も是歲の春から病の床に就いて、上皇の機嫌も伺はれずに居られた處が、此の度其の崩御を聞いて悲哀の爲め、病勢次第に重くなつて五十二歲を一期として遂亦崩御せら

宗を勸めて靈武で自立させた發頭人であるから斯樣な事を上皇にせられると、ひどく氣になる、そこで申すには、南内卽ち興慶宮は外間に露れ過ぎて帝王の常住には不適當である、而して上皇は此處に居られて日に外の者と交通し、側には陳玄禮高力士など侍り居て、今上の御爲めにならぬ事を常常謀るといつて幾度も帝に申出て他へ上皇を遷さうと願つたけれども、孝心の深い肅宗は淚を流して容易に許されない、然るに此頃帝は兎角病勝ちで引籠つて居らるゝを時とし、輔國は帝の御意を矯り、上皇に西内太極宮に遊幸を勸めて誘出し、途中突然五百騎の兵士に拔刀のまゝ上皇の馬を遮らせて、今日より西内へ遷座然るべき旨を申して遂に脅迫的に遷してしまつた、刑部尙書の顏眞卿は百官の先立となつて上表して上皇の起居を伺ひ度しと願出ると輔國に惡まれて直ぐ蓬州(今の四川順慶府内)長史に貶された、又是れまで上皇の左右に侍つて居た高力士は巫州(今の湖南沅州)に流され、陳玄禮は隱居を申付けられ、今は掃除役として後宮の女中が百餘人に、上皇の女なる萬安咸宜の二公主が御衣御膳部の掛役として宮中に居るだけで、最早上皇を慰むる者は外から一人の往來も絕えてしまつた、上皇是れから日に心がすぐれず、其の爲め肉食もせず穀食も遠けて、何時とはなしに次第に身弱となられた、

二年、史朝義殺史思明、思明愛小子而惡朝義、因其敗軍欲斬之、朝義使人射殺思明而自立、

【字解】射、音石、動詞、

【解釋】二年の三月史朝義は其の父史思明を殺した、是れより先き二月に李光弼は史思明と洛陽に戰つて敗軍し、退いて澠關を持ちこたへて居たが、官軍の勢力が此の敗軍で次第に惡くなり、思明は大擧して西京へ攻上らうとする危險の形勢となつた、然かし史思明は性來疑の深い男で好んで臣下を殺すから、臣下の心は皆落著いて居ない、其の上次男の朝淸を可愛がつて范陽に留守居をさせて置いたが、常に長子の朝義を殺して朝淸を世嗣にしやうと考へて居る、然るに此度西上の手始めとして朝義に先づ兵を進めさすると、朝義は兎角敗軍して引返して來る、そこで思明は怒を發し、此の事に因つて彼を斬らうとした、朝義大に懼れて曹將軍の獻策に從ひ、兵を遣つて父の陣中に乘入り之を射殺させ、直ぐ范陽に居る弟をも殺して自ら立つて大燕皇帝となつたが、其の勢力は是れから衰へて至つて振はなくなつた、祿山思明の末路は好くも似寄つたものではないか、

李光弼爲大尉、統八道行營、鎭臨淮、

【字解】八道行營、卽ち前の九節度をいふ、而も光弼は子儀に代つて

儀を都へ召還し李光弼を之に代らせて朔方節度使兵馬元帥とした、光弼命を承り馳せて夜中に東都に到著して明朝より全軍の指揮を司つたが、元來號令嚴格で一度之を施せば士卒の紀律、壘壁の防備、幟旗の色はつきりと景氣づき、悉く其の面目を一新した、是れから思明と戰ひ屢〻之を敗る、思明遂に遁去つた、此の邊は光弼の長所で迚も郭子儀の及ぶ所でない、然らば子儀は如何なる長所があるかと云ふに、寛大の長者で將も卒も心服して尊敬せぬ者は無く、此の度召還の命に接しても、全軍涕泣して敕使を遮り子儀を留めんと願ひ、子儀は敕使を見送るのだとだまして馬を躍らして逃げて都へ歸つた位、又諸將中でも連合して光弼を逐回して子儀を戴かうと謀つた者もあつた位、要するに戰陣の駈引は光弼に及ばぬが、德望威容萬人を服すると云ふは郭子儀の偉大の處、光弼とても本は子儀の薦で立身した者である、

上元元年、太僕卿李輔國、遷上皇於西內。上皇愛興慶宮、自蜀歸卽居之、多御樓、父老過者、往往瞻拜呼萬歲、上皇常於樓下賜以酒食、又嘗召將軍郭英乂等、上樓賜宴、輔國言、上皇居興慶、日與外人交通、陳玄禮、高力士謀不利於上、數啓上遷之、不許、乘上不豫、率衆刼遷、上皇日以不懌、因不茹葷、辟穀、寢以成疾、

【字解】太僕卿、太僕寺の長官、厩牧車輿の政令を掌る、西內、大極宮、綱鑑の註に、天子の宮禁曰內唐以大明宮爲東內、大極宮爲西內、興慶宮爲南內と見ゆ御、天子の臨む所をすべて御といふ、瞻拜、仰ぎ望んで拜する、啓、申上げる、不懌、氣が晴れぬ、茹葷、茹は食也、葷は元來は辛菜と註して葱蒜などの類だが世俗には肉食を云ふ、辟穀、穀類を絶つて食ぬ、寢、やうやく、いつとなしに、

【解釋】上元元年の七月に太僕卿の李輔國の計へで上皇を西內に遷した、其の譯は、上皇は從來興慶宮を愛して蜀から還御になつても卽ぐ此處を常住の宮殿とした、此の宮殿は前に見えた通り、開元二年に宋王成器等が邸宅を獻じて上皇自ら經營した者であるから他の宮殿と違つて人民の住所往來と接近して居る、それに上皇は多くは樓上に居らる、によつて、宮外を通る父老どもが折折其の姿を見受けることがあつて遙に拜禮して萬歲を唱へる、それ故上皇は常に樓下で是等の父老へ酒食を賜ふともあつた、又或る時將軍郭英乂等を召して樓に上せて宴を賜はれた事などもあつた、元來輔國は肅

第に勢力を恢復して號令七郡に及び兵粮も頗る豊になつた、然かし慶緒は元來懦弱の性質で、専ら庭園宮室などを繕ひ毎日酒を飲んで居るばかり、それに臣下も不和で權を爭ひ諸將も怨んで居るといふ風聞があるに因つて、此の秋帝は朔方の郭子儀を始めとして淮西、興平、滑濮、鎭西北庭、鄭蔡、河南の七節度使に命じ、尙ほ河東の李光弼、澤潞の王思禮が軍を助として慶緒を討たせた、

二年、史思明引レ兵救二慶緒一、九節度之兵潰二于鄴一、思明殺二慶緒一、還二范陽一、僭レ號、

【解釋】　去年の十月、郭子儀等九節度の軍勢は連戰勝利を得て、慶緒を鄴城に追詰めたが、賊軍堅固に守つて容易に陷落せぬ、然かし慶緒は次第に困んで救を史思明に求めた、元來思明は去年慶緒が鄴に走つた少し後に十三郡の地、八萬の兵を以て官軍に降參したに因つて、帝は大に喜んで范陽節度使とした、處が李光弼と合ぬ爲め、去年再び反して范陽に據つて居たから、慶緒は使を立て、救を求めたのである、且つ皇帝の位を讓らんとまで言ひ送つた、その爲め鄴城は食が盡き馬を食ふ樣になつても、なかなか落ちない、且つ此度官軍の出發の折、帝は子儀と光弼との間に於て上下を立てることを憚り、遂元帥を置かずに九節度共同で出軍させたから、軍に節制が無い上に、今年三月となつては愈々滞在に氣が倦み、各々勝手な事をして居る處へ、史思明の精鋭の軍兵殺到して決戰となると大風忽ち起つて沙を捲き木を拔き天地晦冥、六十萬の大軍度を失つて潰走してしまつた、九節度中、其の軍を整へて歸つた者は李光弼と王思禮ばかりであつた、思明は兵を鄴城の南に屯して慶緒へは敢て一言の音信もせぬ、慶緒大に懼れて思明に上表して臣と稱した、すると思明から、それに及ばぬ、兄弟分の國にならうと申送て來たから、慶緒は大に喜び始めて安心して往つて思明に遇ふと、何ぞ料らん思明怒を發し聲をあらゝげ、其の方は親殺しの大罪人、我れ上皇の命を承り賊を討つ、豈に其の方如き者の機嫌取りを受くべきやと、其の臣下諸共慶緒を引出して皆殺してしまひ、鄴城は其の子の朝義に守らせ、自身は范陽に還つて四月に大燕皇帝と僭號した、

李光弼代二子儀一爲二朔方節度使一、兵馬元帥、光弼號令嚴整、始至、號令一施、士卒壁壘旗幟、精明皆變、與二史思明一戰屢敗レ之、

【字解】精明、通鑑に明を彩に作る、分明として景氣づく、

【解釋】　魚朝恩といふ者郭子儀を憎んで居たが、鄴城の敗北に因つて之を種として其の短所を帝に申したから、帝は子

替へ押寄せ來る、味方は糧食乏しく、援けもなく、士卒は次第に死傷して遂に全く賊に攻圍せられ、賊は雲梯、鈎車、地道等によつて晝夜の別なく攻登るを、城兵必死の勇を奮つて拒ぎ戰ふ、或る人の考には斯くなつては到底拒ぎ切れることにもあらねば、いつそ此の城を見棄てゝ圍を突破し、他に適當の所を索める方が宜しからんとて、其の議も出たが、巡と遠との謀つた結果は、此の睢陽は江淮(長江淮水間の地方)地方の保障である、今若し之を棄てたならば賊は必ず長追して何處までも攻込むべし、然らば此の一城を失へば江淮千里の地は無きものになる、飽くまでも堅固に守つて味方の救を待つに如くはないと猶も勇氣を鼓舞して防戰し、一方には南霽雲に命じて圍を破つて危急を臨淮(今江南の泗州)の賀蘭進明に告げて救を求めたが、進明は應ぜぬ、斯くする内に兵粮も全く盡きて、茶を食ひ紙を食ひ、之れも盡きたから軍馬を食ひ、馬も盡きたから城内に鳥網を張つて雀を捕え、地を掘つて鼠を捕えて食つたが、雀も鼠も亦皆盡き果てた、そこで巡は遂に其の愛妾を殺して士卒に食はせ、其の奴僕を殺して之に倣つた、斯くしても未だ一人の援兵を見ぬ、而して一時四萬までになつた味方の生存者は今は僅に四百人、けれども終に叛く者はなかつた、賊軍今は城上に攻登つて來ても、將士いづれも疲れ果てゝしまつて起つて戰ふことは叶はぬ、張巡は天子のまします西の方へ向つて再拜して、臣の力ももう竭きました、存命中既に陛下の御恩に報ゐ奉るとは叶はねば、是れから死んで惡靈となつて亂賊共を祟殺して呉れる積りでござりますと云ひ居る内に、城は遂に陷つて巡遠諸共賊兵に執へられ、其の他南霽雲、雷萬春等に及ぶまで三十六人の忠臣勇士は皆毒刄に罹つて果てゝしまつた、

上皇發蜀郡還西京、

【解釋】官軍が長安を收復し、其の捷報が鳳翔に來ると帝は即日、中使某を蜀に遣して上皇に此の事を奏し還幸を請はせた、其の後帝は長安に入ると再び使者を立てゝ上皇を促したから、上皇蜀郡の成都を出發して西京に還御になつた、帝は咸陽まで出迎つて久しぶりで父子の對面あつて嬉さの餘りともに涙を流し、帝は位を避けんと願つたが許容なく、倶に都に入つて上皇は其日から興慶宮に居られた、是れは十二月の事である、

乾元元年、命郭子儀等九節度討安慶緒、

【解釋】是歲乾元元年から再び載を改めて年とした、初め安慶緒の北走して鄴に入つた時には其の兵僅に千餘人に過ぎなかつたが、田承嗣、蔡希德などの諸賊將、各地から馳集り忽ち六萬の衆を得たから遂に此處に蹈止り、今年になると次

大軍回紇と夾撃して大に之を破り、我れ先きにと追掛る、安慶緒急報を聞き、前に生捕にした哥舒翰等三十餘人を殺し、河を渡つて北走した、そこで官軍はやす／＼又東京を取返すことが出來たが、慶緒は走つて鄴に蹈止り、此處を保つて第二の根據地とした、

賊將尹子奇陷睢陽、張巡許遠死之、巡先守雍邱、移軍寧陵、屢破賊、既而入睢陽、與遠共守、屢却賊、食盡、或欲棄城、巡遠謀曰、睢陽江淮之保障、若棄之、賊必長驅、是無江淮也、不如堅守以待救、食茶紙盡、遂食馬、馬盡、羅雀掘鼠、雀鼠又盡、巡殺愛妾以食士、四萬人僅餘四百、終無叛者、賊登城、將士困病不能戰、巡西向再拜曰、臣力竭矣、生既無以報陛下、死當為厲鬼以殺賊、城遂陷、巡遠被執、南霽雲、雷萬春等三十六人皆被殺、

【字解】睢陽、今の河南歸德府睢州、寧陵、縣名、今の河南歸德府寧陵縣の南、保障、保護の障壁、かこひ、長驅、何處までも攻込む、羅雀、羅はとりあみ、雀を羅で捕る、困病、疲れ果てる、厲鬼、厲は浮ばれないで祟をする、鬼は死靈、

【解釋】冬十月、賊將の尹子奇は睢陽城を攻落し守將張巡許遠の二人之に死した、是れは廣平王が長安を取つて未だ洛陽を復せぬ少し前の事で、實に殘念な又悲慘な、而も安史の亂で最も壯烈の物語である、張巡は去年七月以來雍邱を守つて賊將令狐潮の攻圍を受けて四十餘日の奮戰の後、一旦は之を却けたが、賊軍再び盛り返し別軍又寧陵を取つて巡が後を斷切らん計略ありと聞えたから、巡は彼に先掛けて雍邱を拔出て寧陵に移つて侍受けた、此時始めて睢陽太守許遠と面會したと云ふ、其の日に案の如く賊の大軍押寄せて來たが、大に之を破つて萬餘の敵首を打取つた、斯る内に安慶緒は尹子奇を河南節度使とし、大軍を引率して睢陽に向はせた、是れは今年正月の事である、張巡は許遠からの急報を聞くとひとしく寧陵から馳せて睢陽に入り、共に力を協せて籠城に及んだが、味方は總勢六千六百人、敵軍はといへば十三萬人、然かし張巡は兵士を激勵して奮戰し、十六日間に賊將十餘人を擒にし、其の士卒を殺すこと二萬餘、幾度となく賊軍を撃退したが三月に子奇は再び押寄せ來る、巡張又も其の將五十餘、士卒五千餘を討取つて撃退した、然かし敵は新手を入れ

塞いで居る處から癇癪を起して亂暴なことをする、少しでも心に叶はぬことがあると側の者が直ぐ打たれ或は殺された、其の內で李猪兒といふ男は最も酷く打たれる、さうする內に祿山が愛妾に子が出來て之を慶恩と名づけたが、祿山は慶緒を廢して此の慶恩を世嗣にしやうとした、慶緒は懼れて之を嚴莊といふ家來に相談を掛けると、嚴莊は好い樣にすると引受けて、夜中に兵器を持つて祿山が寢室の戸外に立ち、猪兒に刀を執つて其の內に忍び入つて祿山を刺させた、祿山腹を斬られて腸を出し、賊は家賊と呼んで遂死んだ、嚴莊は祿山を、大病と宣言し、急に慶緒を太子に立て、然る後に祿山の喪を發表し、慶緒に大燕皇帝の名號を襲がせた、其の働きは莊であるが、賴んだのは慶緒であるから、慶緒は父を弒して自立したのである、祿山謀反の初には百歲の富貴を期したのであつたらうが、氣の毒にも其の僭號は僅に一箇年と一箇月で終つた、

上至鳳翔、回紇遣子葉護、將精兵四千人至、天下兵馬都元帥廣平王俶、副元帥郭子儀、將朔方等軍、及回紇西域之衆、發鳳翔、至長安、擊賊、賊大潰、大軍入西京、俶留鎭撫三日、引軍東出至洛陽、與回紇夾擊、賊大敗、遂復東京、安慶緒走保鄴、

【字解】鳳翔、府名、今の陝西、鳳翔府鳳翔縣治、葉、音攝、鄴、縣名、今の河南彰德府臨漳縣の南西、

【解釋】二月帝は靈武から鳳翔に至り、此處を行在として西南兩方面の軍隊を集合し、いよ〳〵長安奪還の著手に及んだが、各地の戰鬪勝敗不決定で進軍を見合せて居る內に遂九月となり、兵數も餘程多くなつた處へ回紇の可汗は更に其の子の葉護に精兵四千に將として會合させた、四千といへば少數だが、勿論先著の兵もあり、而して此の後の戰鬪には其の力に藉つて勝利を得たことは實に多いから特に書いたのである、斯かる時機になつたから、爰にいよ〳〵天下兵馬都元帥の廣平王俶、副元帥の郭子儀は朔方等の軍并に回紇西域の勢、都合十五萬を引率して鳳翔府を發軍し、長安城の西に著陣して賊軍十萬と大決戰を試みた、先陣の將李嗣業の勇戰、回紇軍の奮鬪によつて、夕刻までに斬首六萬級、翌朝遂に西京即ち長安を收復した、廣平王留つて城中を鎭撫すること三日の後ち、再び軍を引率して東に出で洛陽を指して進軍すると、長安から敗走の賊將及び洛陽から援軍として向つた嚴莊は猶ほ十五萬の步騎軍を率ゐて今の陝州の西に當る新店で郭子儀等に遭遇した、然るに回紇の兵は早くも敵の背後に出ると、賊軍は顧みて、それ回紇が來たと騷ぎ立つて亂る、を、

で西城諸國へも往つて來援する樣に諭させた處が、程なく皆兵を引いて會合した、

招討節度使房琯、與賊戰于陳濤邪、琯用車戰大敗、

【字解】陳濤邪、邪の字は一に斜に作る、其地形斜出して居る爲め此の名がある、

【解釋】靈武の軍勢は折角日に振つて人人恢復疑なしと勇み立つた折から、房琯が物好の間違に因つて大敗を取つた、元來琯は蜀に於て一時上皇の相とまでなつた者であつたが、晋代淸談の士の樣な癖があつて、平生知名の士を寄集めて空理を論辯し、普通人をば俗物と蔑視して相手にせぬ處から人人の怨が多かつた、此の男がよせば好いのに、此の十月自ら軍兵を引率して賊を追掃ひ、東西兩京を恢復せんと願出た、帝は早速許可の上房琯を招討節度使とすると、琯は其の參謀司馬等の將官を自ら選任したが、それ等は皆書生で兵事の經驗は少しも無い者ばかり、而も賊軍安ぞ我れに當らんなど、大言して勇しく進發したのは好かつたが、咸陽の東方陳濤邪に於いて賊將安守忠が軍と出會つた、琯は何んと考へたものか、千年前の戰法に倣ひ、車戰を以つて勝利を取らうと、牛馬二千乘を引出し、步騎に之を夾せて賊に向つた、賊は風上に廻つて火を縱つて喊を作ると、牛は皆驚き狂つて人馬と混亂し、遂に四萬餘人の死傷者を出して敗走した、琯の罪は迚も死を免れぬ處であつたが、李泌が詫によつてやう〳〵の事で其の儘に濟んだ、迂濶にも程がある琯の戰法の如きは實に古今の笑物であるまいか、

以上は肅宗の至德元載の事で、玄宗の天寶十五載と同年丙申の歲、卽ち我が孝謙天皇の天平勝寶八年である、

至德二載、安慶緖殺祿山、祿山自起兵以來目昏、至是不復見物、又病疽躁暴、欲以嬖妾子代慶緖爲嗣、慶緖使人弒之而自立、祿山僭號僅一年餘、

【字解】殺祿山、弒といはずに殺といふのは祿山が賊である爲めである、凡そ蠻夷盜賊間に於ける斯かる場合に弒といはぬは朱子が綱目の書法で、本書はそれに據つた者だ、然らば下に慶緖使人弒之と書いたのは何故か、是れは殺祿山の注釋で其の父子の間だけで云ふからである、躁暴、痼癪を起す、

【解釋】至德二載の正月に安祿山が嫡男慶緖は祿山を殺した、其の故を話せば、祿山は兵を范陽に起して反して以來といふものは目が惡くなつて、此のごろに至つては最早一物も見えなくなつた、弱り目に祟り目で、又疽が出來て兎角氣の

ら太上皇帝と稱して傳國の寶を靈武に送屆けて九月に到著したのである、玄宗在位四十五年間で改元は三度、卽ち先天は卽位の一年間、開元は二十九個年、天寶は十五載、太子立つ、是を肅宗皇帝と爲す、

○肅宗皇帝初名璵、改名亨、自忠王爲太子、二十年而遇祿山之亂、至是卽位、京兆李泌自幼以才敏聞、上在東宮、嘗與泌爲布衣交、遣使召之、謁見於靈武、事無大小與之謀、上皇至成都、遣册寶如靈武、

【字解】京兆、今の陝西西安府長安縣治、泌、音鄙又音蕊、布衣交、平人同樣の交際、上下貴賤の禮儀をすて、對等の交際をすること、布衣は賤者の服、册寶、册は玉册卽ち讓位の詔書、寶は傳國の印璽、傳國とは古から此の國の王者に傳る意、

【解釋】肅宗皇帝は初の名は璵、後に亨と改名した、忠王から太子となり、それより二十年目で安祿山の亂に遇ひ、前に見えた事情で卽位となつた、是れより先き京兆に李泌、字は長源といふ人があつて、幼少の時からえらい働があるといふ評判があつたから、玄宗はこれを拔擢して官を授けやうとしたが、承知せぬに因つて皇太子と上下の格式を離れて平人同樣の交際をさせた、其の後楊國忠に邪魔を入れられた爲め、今の河南府にある潁陽に隱居して世の塵を避けて居ると、今度の騷亂となつて唐室興廢の大關係を生じ、且つ楊國忠も死んだから太子は馬嵬から急使を遣つて泌を召出し靈武に於いて久しぶりで對面した、時に太子は皇帝の位に卽き、いよいよ多事の際である處故、帝は大に喜び、昔の交際通り、出るときは馬を列べ、寢るときは床を對し、大事も小事も必ず之に相談したものだ、彼は帝の爲めに謀るに萬事忠實で且つ臨機應變の妙を得てあつた、彼を右相にしやうとしたが、彼は朋友の方は宰相よりも貴いから有難いといつて、矢張もとの儘に朋友の待遇を受けて居た、斯かる内に上皇は成都に到著になり、讓位の玉册と傳國の印璽とを使者に持せて帝の行在靈武に來させた事は前に述べた通りである、

遣使徵兵於回紇、

【字解】回紇、初め突厥に屬して居たが後之を破り、貞觀三年始めて唐に入貢した、突厥の亡びた後回紇は悉く古匈奴の地を支配した、

【解釋】時に河西の兵五千、安西の兵七千既に行在に至り、程なく郭子儀の兵五萬人も河北から引上げて來て加はつたから、靈武の兵は左程少ないわけではなかつたが、帝は此の上にも外夷の來援を名として軍勢を張らうと先づ使者を當時最も勢力のあつた回紇に派遣して其の兵を徵し、又其の足

まつた、虢國夫人だけは國忠の妻子と一旦は逃げたものの、是れも途中で皆死んだ、これで騷動は鎭まつたかと云ふと、なか〳〵さうは行かぬ、彼等は楊貴妃を殘して居ては不安心であるから、陳玄禮より其の旨を申すと、帝も實に決斷に窮した、高力士は、貴妃は固より無罪なれども、勢ひ迚も免れ難し、將士安んずれば陛下も安しと無理に諫めて、貴妃を佛堂に縊殺し玄禮等に示すと、將士は始めて騷を止め、一同萬歲を唱へて出發することになつた、

いよ〳〵出發となると、地方の父老此處彼處から馳集り、道路を遮り、留り給へと勸める、帝は一刻も早くと先きを急ぐことなれば、太子を代理として少しく後れて彼等をなだめさすと、彼等は、主上留り給はらねば、某等子弟を帥ゐて殿下を戴き賊を破り申さん、若し殿下まで蜀に入り給はゞ、某等誰を主君と仰ぎ申すべきと、口口に呼ばはる、然かし太子は一心に父君の後を慕はるゝ處を、太子の子建寧王及び東宮の宦官李輔國は馬の轡を執り、斯かる大亂に人情に從ひ給はねば如何にして社稷の恢復を期すべき、社稷を恢復して至尊を舊都に迎へ給ふこそ殿下の大孝を申すなれと諫むる、彼れ此れする內に父老の集る者數千人に及び眞黑に太子の馬を取巻いて一歩も行くことは叶はぬ、太子も今は是れまでとあきらめ、皇孫（亦太子の子）俶卽ち後の代宗を馳せて事の始末を帝に白さしむると、帝は是れも天命であると云はれて、隨行の後軍二千人と馬とを分けて太子に從はせ、之れに諭させたる口上には、汝はしつかり勉勵致せ、此處より近き西北諸胡の民族をば此方年來目を掛けて扱ひ置きたれば、汝は必ず其等の助力を得べきぞと、且つ別に位をも傳へんとの宣旨もあつたが太子は辭退して受けなかつた、帝已に去り、太子は留つたもの〻、落著き處は定らない、やう〳〵建寧王の議に從つて朔方道に志すこととなつて、晝夜兼行で平凉縣に著し、此處で牧馬數萬匹と募集兵五百餘人を得て軍勢稍〻振つた、此の頃になつても賊軍は未だ長安に進入しなかつたのである、玄宗の出奔は隨分周章たものでないか、然る處へ朔方の留後（當時節度使郭子儀河北へ出陣中で不在な爲め）杜鴻漸は平凉の北境まで出迎へ、朔方の治所靈武郡へ宮室を急造して太子を奉じた、そこで鴻漸等は牋を上つて馬嵬驛に於ける父帝の宣命に遵つて卽位あらんことを願出たが、許されない、鴻漸等五度まで折返して願つてやつとの事で承知せられ、其の日卽位となつて至德と改元し、遙に帝を尊んで上皇天帝と爲した、是れは其の年の七月の事である、然かし父子の所在地は往復二個月の距離であるから、父帝は承知されたのではない、父帝は今の四川保寧府の劍州に滯在中で、太子を天下兵馬元帥とし其の下に諸王を各方面の節度使とする詔勅を發布された様な事情であつた、其の後父帝は成都に入り八月になつて靈武の使者によつて始めて事の終始を聞き、喜んで自

山に戰つて大に之を破り、四萬人を斬り千餘人を捕虜にした、此の大勝利で首として河北の數郡を復し、再び范陽と洛陽の連絡を斷切つた、元來賊が最初破竹の勢で洛陽までは進んだが、此處で足が止つて、長安に進發することの出來ぬは、顏眞卿の擧兵以來斯樣に背後に强敵が現れるからである、時に兵馬副元帥なる哥舒翰は二十萬と號する大軍で潼關に屯して居たが、賊の一將四千人許の小勢で陝(前に見えた)に滯陣して居るのを追掃へと帝から命令が來た、翰は、是は賊軍が此方を誘出す計略であるから決してそれに乘つてはならぬ、此方は巖重に關を固守し、李郭の軍は河北さへ定めると、賊軍は自ら潰散して祿山は滅亡するといふ考であつたから上奏して此の旨を申したが楊國忠は承知せず、帝に勸めて幾度となく勅使を立て丶其の出軍を催促した、翰も今は已むを得ず慟哭して關を出て賊軍を擊つと、果して賊の計略であつて、官軍は前後より夾擊されて大敗軍となり、翰は僅百餘騎の組下と走ると、蕃將の火拔歸仁等は之を執へて祿山に降參した、翰の不幸は憐むべきやうではあるが、祿山が前に引出されて、汝は平生朕を輕蔑して居た者であるが、今となつては何如だと訊ねられると、翰は地上に平伏して臣の凡眼は是れまで聖人を見違ひ失禮致したと對へた、そこで祿山は喜んで翰を司空とし、歸仁をば不忠者と謂つて斬つたと云ふ、して見ると翰は至極の卑怯未練者で、憎むべきも決して憐むべき奴ではない、斯くなると賊兵遂に進んで關内に攻入り、一段の悲劇は是れから演ぜらる丶

敗軍の殘兵が都に逃還つて來て危急を報せから帝は大に懼れて如何しやうと楊國忠に相談すると、國忠は自分の鄕里なる蜀へ行幸されるやう勸めた、帝は早速同意あつて、其の夜、龍武大將軍陳玄禮に急に六軍(親兵)出發の準備を申付け、兵士へは厚く錢帛を與へて、明早朝御親征に付き各丶忠義を勵むべしと云ふ申渡しではあつたが、御親征とは誰一人信ずる者はなかつた、明日の未明に帝は皇子皇孫楊貴妃幷に其の姉妹、近臣宦官等と延秋門から西へ向つて出發し、皇孫等の外に居て間に合はぬ者は皆置去りにした、百官は之を知らずに例の通り入朝して門が開くと、幾千の宮女は門内から飛出し、いづれも帝の在處を探して大騷をする、帝は正午頃咸陽に著いたが、君臣皆空腹、百姓から麥飯を獻ずると、皇孫達は爭つて手を出して掴食をした、一人の敵も未だ見ないにこんな狼狽した媿い逃げ方であるから、蜀へ行幸と言はずに、出奔と言ふ是れは史家の書法である、それから馬嵬の驛に一夜を過すと、隨行の將士は空腹に疲勞を重ね、いづれも憤怒して大將陳玄禮を始め、こんな事になるのも皆あの楊國忠のやうな惡宰相の所爲だといつて、馬で逃走した國忠をばら〳〵と追掛けて之を殺し、體をめちや〳〵に斬つた上に、首を槍先に刺して驛の入口に晒し、尙ほ秦國韓國の二夫人をも殺してし

が、唐は老子の後胤だといふ處から、之を尊んで斯く號した、その事は已に高祖高宗の條下に話して置いた、雍丘、縣名、河南道汴州、今の河南開封府杞縣治、

【解釋】 譙郡(今の安徽潁州府)太守楊萬石賊に降り眞原令張巡に逼つてむりに其の長史として賊軍の迎に遣ると、張巡は部下の官吏人民を引連れて土地の玄元皇帝の廟に哭して唐朝の大難を告げ、其の足で直ぐ一旦賊に降つた雍丘の城を奪還してこゝに籠楯り、賊の大軍を引受けて六十餘日間、大小三百餘戰、遂に之を擊追けて胡兵二千人を捕虜とし、其の勢大に振つた、

朔方節度使郭子儀、河東節度子李光弼、與賊將史思明戰、大破之、首復河北數郡、副元帥哥舒翰、與賊戰大敗、麾下執翰降賊、賊遂入關、上出奔、次于馬嵬、將士飢疲、皆憤怒、殺楊國忠等、及逼上縊殺貴妃、然後發、父老遮道請留、上命太子慰撫之、父老擁太子馬、不復得行、使皇孫俶白上、上曰、天也、使喩太子曰、汝勉之、西北諸胡、吾撫之素厚、汝必得其力、且宣旨欲傳位、太子至平涼、朔方留後杜鴻漸、迎入靈武、請遵馬嵬之命、牋五上、乃許、尊上爲上皇天帝、上在位四十五年、改元者三、曰先天、開元、天寶、太子立、是爲肅宗皇帝、

【字解】 朔方節度使、靈州に治して突厥に備ふ、麾下、旗本、關、潼關、次于馬嵬、次はやどる、馬嵬は驛名で今の西安府興平縣の西、平涼、縣名、今の甘肅平涼府平涼縣の西、留後、留つて後務を主るといふ意で名稱とした、節度使不在中の代理者、然かし此の後藩鎭跋扈し節度使故あれば其の任を繼かんとする者自ら留後と稱して正授(朝廷からの任命)を待つた、靈武、郡名、卽ち靈州今の甘肅寧夏府靈州西南、牋、玉篇に表也と見ゆ、下から申上る書面、

【解釋】 是れより先き、朔方節度使郭子儀は命を奉じて先づ河北を定めて東京を奪回し樣と方略を立て、李光弼を薦めて河東節度使とした、光弼はそこで兵を出して賊を討ち常山を取返し、子儀と兵を合せて數度の勝利を得た殊に是歲の五月二人再び敵の勇將史思明と今の定州曲陽縣の東にある嘉

十五載、安祿山僭號稱大燕皇帝、

【字解】僭號、僭とは下の者が身分を犯して上の眞似をすること、號とは皇帝といふ稱號、大燕、祿山の起つた范陽平盧は戰國時代の燕の地であるから、

【解釋】十五載の正月に至つて、祿山は遂に天子の名號を僭偁して大燕皇帝と稱し、元聖と改元し、達奚珣を侍中とし、張通儒を中書令とした、此の奚珣は去年祿山が馬獻上の時に、天子に建議してそれを罷めさせた河南尹であるが、今は大燕皇帝の相となつて居る、支那人の遣方は實に分らぬ、

賊將史思明、陷常山、執顏杲卿、送洛陽、祿山數其反、杲卿曰、我爲國討賊、恨不斬汝、何謂反也、臊羯狗何不速殺我、祿山大怒、縛而咼之、比死罵不絕口、

【字解】數、其の罪を一一擧げて責める、臊羯狗、臊は腥也、匈奴種族は皆畜類の肉を常食とするから言ふ、羯は匀會(書名)に地名なり、晉の上黨、武鄕の羯室に、匈奴の別部入りて之に居る、後因つて號して羯と爲すと見ゆ、三字を通ずれば腥い羯の狗、祿山は營州の雜胡であるから斯く罵る、咼、便蒙に云ふ、咼當作冎、音寡、慘刻之刑也と、生て居る人の肉を殺ぎ取つて骨だけ殘す、本注に剔肉至其骨也とあれども至は置字、比、及也、

【解釋】顏杲卿兵を起してからやつと八日目に、賊將の史思明等兵を引いて攻寄せて來たから、杲卿急使を立てゝ太原尹(府の奉行)王承業に告知らせたが、承業は兵を擁して居乍ら救はぬ、杲卿晝夜奮戰して拒いで居る内に兵粮も盡き矢種も盡きて遂落城した、賊杲卿及び袁履謙等を執へて祿山が居る洛陽へ送屆けると、祿山は、杲卿に向つて、吾汝を奏聞して判官に取立て、間も無く太守にまで昇進させたのではないかと云つて杲卿が恩を忘れて自分に反いたのを一一責める、杲卿少しも屈せずして、汝は本は牧羊の羯奴で無量の天恩を蒙つて三節度使にまでなりながら反いたのではないか、吾は代代唐の臣で祿も位も皆唐のもの、國家の爲めに亂賊を討つて汝を斬らなかつたのは實に殘念の至りであるのに、何んで我を反と謂ふか、此の腥い羯狗奴、何ぜに早く我を殺さぬと云ふと、祿山烈火の如く怒つて、之を縛著けて置いて其の肉を殺ぎ取り〱苦め殺した、しかも杲卿は死ぬまで祿山に惡口して口を休めなかつた、

眞源令張巡、帥吏民哭於玄元皇帝廟、起兵於雍丘討賊、

【字解】眞源、縣名、今の歸德府鹿邑縣、玄元皇帝、取るに足らぬ話だ

れた、

平原太守顏眞卿、起レ兵討レ賊、上始聞ニ河北從賊、歎曰、二十四郡曾無ニ一人義士ニ邪、及ニ眞卿奏至ニ、大喜曰、朕不レ識ニ眞卿何狀ニ、乃能如レ此、

【字解】平原太守、平原は郡名、今の山東濟南府平原縣、玄宗の時に刺史を太守と改む、河北、唐の河北道は今の直隷に山東の西部河南の北部を含む、二十四郡、玄宗の時に州を改めて郡とした、河北道は二十四の郡を領す、曾、かつてと訓むが、此處では不レ料辭と註して思も寄らぬといふ意を含む、何狀、何んな人、乃能、それに能くも、

【解釋】河北道平原太守なる顏眞卿は字を淸臣といつて、有名なる大儒顏師古が五代目の從孫(從兄弟筋の孫)であつた、早くから祿山の反亂を知つて城の手入をしたり濠を浚つたり兵粮を充實したりして豫めそれに應ずる用意をして居たが、祿山は眞卿が書生出身であるを輕蔑して居たから別に氣にも留めず、愈〻此度反旗を擧げて其の部下を平原地方に派遣すると、眞卿之を執へて腰斬し、旬日内に一萬餘人の勇士を募集して平原に據つて賊を討つた、是れより先き祿山の反すると同時に、眞卿は部下の李平といふを急に間道から都に馳上せて委細奏聞に及んだ、帝は始めに河北道悉く賊に從てしまつたことを聞き力を落し歎息して、河北二十四郡の内に一人の義士が無いのか、さても〳〵思も寄らぬことであつたと云はれたが、間もなく李平は到着して、賊の樣子から眞卿が決心など奏上に及ぶと、帝は大に喜んで、朕は是れまで眞卿といふは何んな者だかも見覺えもない、それに能くも其の忠義は斯くまでに至るとはと褒められたと云ふ、此の後常山の兵、李郭が軍の奮戰も、實に此の眞卿が孤立不屈の忠勇に勵まされたので、其の忠は言までもなく、功勞も諸將の上にある者と謂ねばならぬ、

常山太守顏杲卿、起レ兵討レ賊、河北諸郡皆應レ之、

【字解】常山、郡名今の直隷正定府元氏縣西北、

【解釋】常山太守顏杲卿、字を昕といつて眞卿が族兄(遠いいとこ)である、最初迚も祿山を拒ぐ力なく子弟を人質に取られたが、其長史の袁履謙と竊に賊を討つ計略を運らして居る處へ、眞卿から密使が來て、互に兵を連ねて祿山の後を斷切らうといふ相談があつたから早速承諾して、杲卿は賊將李欽湊を誘殺し、程なく又高邈及び何千年の二賊將をも生捕にしたなど、非常な勢力を示しつゝ、忠義を遠近に勵したから、二十四郡の河北道は忽ち響の聲に應ずる如くに、官軍に復歸したのは十七郡に及んだ、

に代らせ度き由を願出た、楊國忠等は愈〻反意の明なことを申したが、帝は甚だ不機嫌で、とう〳〵祿山の願通りに許可した、七月になると、祿山は上表して馬を獻上するといふ名義を以て三千匹の馬を范陽から送出し、其の一匹に二人づゝ口執りを附け、二十二人の胡將がそれ〴〵手分をして之を送つて河南まで屆ける手筈を定めた、河南は祿山の管轄外になるからである、すると河南の奉行から急使を以て、朝廷から祿山に、馬獻上は冬まで延期し、且つ其の口執りは官から遣る、決して其の軍人を煩すに及ばぬ旨を諭されて然るべしと告げた、是れは尤ものことで、祿山の人夫と將校の附け方は餘りに多勢過ぎる、惡く觀ると、直ぐ二十二隊の歩兵三千、騎兵三千の先鋒軍に變化するかも知れぬ、是になつて帝は始めて國忠等の申すことは或は眞かも知れないと、祿山に對して疑心を挾むやうになつた、そこで河南からの申出の方法を採用して中使(宦官)の馮神威に手詔を持たせて其の獻上を止めた、祿山は敕使に對しても、腰掛に尻をすへたまゝで拜禮もせずして云ふには、今馬を御入用でないなら強て獻上せんでも宜しい、いづれ十月には上京するからと冷淡に一言しただけで、中使が還るにつけても敕諭に奉答する表文も呈せぬ、もうそろ〳〵狼の本性を現して來た、祿山は林甫には畏れて居たが、楊國忠などは眼下に視て居た、然かも國忠も亦祿山は反したとて、天子の威光を藉りて討伐すると何の苦もなく直ぐ誅滅することが出來る考で居るのである、さて十一月になると祿山は、帝の密旨を承り入朝して楊國忠を誅するといふ名義を拵へ、遂に反旗を翻して其の支配であつた河東、范陽、平盧の兵及び奚と契丹の胡兵と都合十五萬の大軍で范陽を出馬し、前後相ひ引いて河南を指して進んで來た、長い間の企で準備訓錬を經た軍勢であるから、歩といひ騎といひ、其の兵は精、其の鋒は鋭く、競ひ進んで蹴立てる煙塵は濛濛として千里斷間なしといふ勇しい畏しい有樣であつた、時に承平數十年の久しきに及んで天下戶數は九百六十二萬、人口五千二百八十八萬、唐朝極盛の時世で、人民は戰爭といふものを見識つて居る者はない位であつたから、河北の州縣一支もせず、敵の威風を望見たばかりで、崩るゝ屋根の瓦の如く我から解散してしまつた、斯うなつても帝は未だ祿山の反を信ぜない、注進櫛の齒をひく樣になつて、やつとの事で始めて信じた、此の頃、都近くの驪山の華淸宮に幸せられて湯治中であつたから、其處へ宰相を召して討伐の相談になると、楊國忠は十日以內には祿山の首が行在所に參るでござりませうなど〻申して至て輕く視て居る、又安西節度使封常淸が丁度入朝して居たから、之を防禦の大將として洛陽に遣すと、常淸も不日に祿山の首を闕下に獻じますなど〻大言を吐いて出馬したのはよかつたが、六萬の新募の弱兵は祿山が鐵騎の蹄に一揉に揉み立てられ、賊軍進んで東京卽ち洛陽を陷

入朝した、謁見すると涙をはら〳〵と流して、臣は本と賤しき胡人なれども、海山も啻ならぬ陛下の大恩を蒙り、御取立を以て斯くまで相成りましたもの、、宰相國忠の嫉を受けて居ますから迚も生命は長くありますまいと、眞實顏で申出した、人の好い玄宗は之を聞いて憫に堪へかね、莫大の貨を賜りなどして之を慰めた、是れで明識振つた國忠の斷言もがらりとはづれてしまつて信じられない、其の頃皇太子も帝に向つて祿山には決して油斷が出來ぬ由を申されたが、それでも帝の耳には少しも入らぬばかりでなく、帝は祿山を態態呼出したのを氣の毒に思ひ、左僕射の官を加へて暇をやると、祿山は飛ぶ樣に關を出て晝夜兼行で范陽に歸つてしまつた、是れは國忠等に差止められては溜らぬと考へた爲めである、是れから後は祿山の反を言ふ者があると、帝は親切にも之を縛つて范陽にまで送届けた、

十四載、祿山請下以二蕃將一代中漢將上、上猶不レ疑、表請レ獻二馬三千匹一、毎レ匹二人執レ鞚、二十二將部二送河南一、上始疑レ之、遣レ使止二其獻一、祿山踞レ床不レ拜曰、馬不レ獻亦可、十月當レ詣二京師一、使還亦無レ表、是冬祿山遂反、發二所部兵及奚契丹一、凡十五萬、發二范陽一引而南、步騎精銳、煙塵千里、時承平久、百姓不レ識二兵革一、州縣皆望レ風瓦解、進陷二東京一、

【字解】蕃將、胡人の將と爲つた者、漢將、支那本土の出身の將、部送、組をたてゝ送る、鞚、音控、馬勒也、うまのはみ、表、御禮を申す上表文、所部、支配内、承平、太平の世、兵革、兵は兵器、革は甲冑、陣太鼓などを指す、轉じて戰爭のことをいふ、瓦解、屋根瓦のがら〳〵解散する樣に、持ちこたへもなく自ら散り〳〵になる、東京、洛陽、

【解釋】祿山は謀反心を蓄へてから殆んど十年に近い、然かし天子の寵遇は至れり盡せりであるから、流石の大奸物も決心しかねて、帝も餘程の齢であれば在世もそう久しくはあるまい、旗擧げは崩御の後にしやうと思つて居たが、楊國忠は頻に帝に彼の反意あることを申し、又幾度となく事を以て彼に腹を立てさせて其の反を急がせ、自分の言の間違はなかつたとを帝に見せやうとする、帝は容易には之を信じられぬとはいへ、楊國忠も寵遇盛なる宰相のことなれば、祿山次第に不安の心を生じ、迚も帝の老死を待たれぬ勢となつて來た、十四載の二月に副將の何千年といふを使者として上京させ、其の配下の中三十二人の將校は胡種の者を以て漢種の者

以つて君に知慧を付ける者があつては溜らぬから、專ら正議正論の上達すべき路筋を閉切つて、天子の耳を掩ひかくし、見えぬ聞えぬ暗君としてしまつた、何より先きに朝廷中で國家の正法を楯として非違を彈劾するのが御史の職掌であるから、或時彼は多くの御史に向つて、當今の御代は明君上にましませば、臣下の面面何ぞ多言を用ひん、君達はあの宮門前、毎日儀仗に立つ馬を見ぬか、行儀好く靜肅に立つてさへ居れば事が濟む、然るに生意氣に一聲でも出して鳴くものなら、直ぐ樣其の場を逐出されてしまふのであると、且つ諷し且つ嚇した、斯樣な風であるから、朝廷内は國家の得失などは拔きにして、自己の官位を保ち利益を獲るを目的とする小人共の寄合所となつて、苟も賢能の士があると、彼は深く嫉妬して自分に勝る者なら、必ず誅殺するか放逐するかして之を排除し、貶官さするか免職さするかして之を抑止した、其の人柄の陰惡なことは何んとも言へぬ、人人の評判では、彼は口に蜜があつて甘いが腹には劍があつて危いとしたものだ、彼が夜中に偃月堂といふ堂内で何か考込んで居ると見受けた時は、明日になると詰度人を誅殺した、其の在職中、幾度となく大獄を起して人を傷めたことは數知れぬ、皇太子から以下百官萬民畏れぬ者はないまでに至つた、斯樣な悪事をしながら宰相の位に居たこと十九年の久しい間に渉つたから溜らぬ、遂に天下の大亂になる種子を養成したのであるが其の間帝は少しもそれを悟らずにしまつた、然かし來年の三月になると其の生前彼は胡人と謀し合せて反を謀つたといふかどで帝は始て怒を發し、林甫の官爵を削り、子孫をば皆嶺南等へ流し、其の親近と黨與の五十餘人をも貶官したのみならず、林甫の棺は其の時未だ埋葬前であつたから、其の棺を剖つて含珠を取去り、(支那の葬禮は死者の口に珠玉を含ませる)金紫の服を褫ぎ、更に小棺を用ひて庶人同樣の禮で葬らせた、尤も是れは楊國忠や安祿山等が讒言に因つた事ではあるが、亦甫自身が爲した積惡の報が來たのである、さて宰相として勿論大亂を養成したが其の大亂を起した安祿山は前に見えた通り非常に林甫の手管を畏れて居た爲め、林甫の存生中(終其世)はまだ反旗を擧げることを敢てしなかつた、其歳林甫の死去と同時に楊國忠は御史大夫から其の跡を繼いで相となると、祿山は必ず反しますぞと天子に申し、且つ又申すには、其の證據には陛下は試に彼を召して御覽遊ばせ、彼は心にとがめる事があるから決して參りませぬと斷言した、

十三載、祿山聞レ召卽至、上由レ是不レ信二國忠之言一、加二祿山左僕射一而歸、

【解釋】帝は國忠の言に從ひ、十三載の正月試に使者を以て祿山を召すと、祿山もさるもの、召を承ると卽ぐ出發して

ろ、噫噫、溜息の聲、

【解釋】　祿山の奸智は勿論尋常でない、然かし上には上のあるもので、彼李林甫に對しては一目を置いて居た、林甫は祿山と話をすると、何時も彼の胸中を推度つて承知してしまつて、當人の話さぬ先きに此方から話す、流石の祿山も其の知慧には恐入つて居るから、林甫に會ふと、極寒の時節でも詰度汗をかいた、彼は林甫を十郎と謂つたもので陰でも決して林甫など、其の名を言はぬ、それだけ敬つて居たのである、彼は既に都を暇乞して范陽に歸つて來たが、其の部下の將たる劉駱谷を都の邸に留守居として置いた、駱谷は時々范陽に還つて都の事を報告すると、祿山何時も十郎は何んと云つたと問ふ、褒められた言葉を聞くと大層に喜ぶ、然かし時によつて、汝、安大夫に好く氣を付けるがよいと申せと云はれたなど話すと、祿山は卽ぐ兩手を背に反し（縛られた樣子振り）て、アヽもう命が無いと云つたものだ、彼が何程林甫を畏れて居たかが是れでも分かる、

（右の三節は本書では一節）

十一載、李林甫卒、林甫媚事上左右、迎合上意、以固寵、杜絕言路、掩蔽聰明、嘗語諸御史曰、不見立仗馬乎、一鳴輒斥去、妬賢嫉能、排抑勝己、性陰險、人以爲口有密腹有劍、每夜獨坐偃月堂有所深思、明日必有誅殺、屢起大獄、自太子以下皆畏之、在相位十九年、養成天下之亂、而上不悟、然祿山畏林甫術數、故終其世、未敢反、是歲國忠爲相、言祿山必反、且曰、試召、必不來、

【字解】　迎合、出迎する樣に先方の機嫌を取つて逆はぬ、杜絕、杜は閉る意、諸御史、大夫及中丞の下に侍御史四人、又殿中侍御史六人などある、立仗馬、仗は儀仗、唐朝の制に殿下の兵衞を仗といふ、卽ち羽林軍より衞兵を出して宮殿の門前に兵器を飾り立てゝ控えて居るのである、其處へ飛龍廐といふ禁裡の廐から每日八疋の馬を出して立て列べて置く、之を立仗馬といふ、排抑、排は押除ける、抑は壓止める、

【解釋】　十一載の十一月に李林甫が卒去した、林甫常に帝の近侍には媚諂つて自分を御前で褒めさせる工夫をし、帝に對して善惡に拘らず御意通りに甘く合せて機嫌を取り、寵遇の根本を固めて長く變らぬ樣に務めた、然かし他より正道を

も母を先に父を後に致しますと對へた、何事も彼は率直に飾氣なく、而も滑稽染て應對するから、帝は益〻愛された、

祿山生日、賜予甚厚、後三日召入、貴妃以錦綉爲大襁褓、使宮人以綵輿舁之、上聞歡笑問故、左右以貴妃洗祿兒對、上賜妃浴兒金銀錢、盡歡而罷、自是出入宮掖、通宵不出、頗有醜聲聞于外、上亦不疑、又以祿山兼河東節度使、

【字解】 賜予、予は與と同じ襁褓、小兒を絡ひ負ふ衣、むつき、うぶきぬ、綵輿、いろどりの切で拵へた輿、舁、音余、對擧也と註す、前後してかつぐ、浴兒金銀錢、產湯をつかはせる祝儀金、宮掖、字典に宮旁舍曰掖庭、取肘腋之義と見ゆ、奥向をいふ、通宵、終夜、醜聲、いやらしい風聞、河東節度使、太原府を治所として朔方と相ひ待つて突厥に備へて居る、

【解釋】 祿山の誕生日に、帝及び貴妃から下され物が甚だ手厚いものであつたが、其の後三日目に宮中に祿山を召出された、其の折に貴妃は錦繡で大きな襁褓を拵へて祿山を裹み、色取りした切で造つた奇麗な輿に之を乘せて宮女共に舁いで殿內に入れさせた、帝は其の女どものキャツ〳〵と面白く笑ふ聲を聞き著け、何事やあると問ふと、近侍衆は、貴妃は只今祿坊に產湯をつかはせらる、處でござりますと對ふると、帝は早速產湯祝儀金を賜はれ、愉快を極めて其席を濟した、此の事が緣故になつて是れからは祿山奥向に出入して時としては終夜退出せぬことがあつて、いやらしい風聞は隨分世間へ漏れたものである、帝はそれでもまだ疑はぬのみならず、又も河東節度使を祿山に兼ねさせた、是れで今の山西直隸の兩省は悉く祿山の支配に歸してしまつたのである、此の產湯の一條は小說から出たもので、餘り芝居めいて居るから取らぬ學者もある、

李林甫與祿山語、每揣知其情、先言之、祿山驚服、每見盛冬必汗、謂林甫爲十郎、既歸范陽、其下自長安歸、必問十郎何言、得美言則喜、或但云、語安大夫須好點檢、郎曰、噫嘻我死矣、

【字解】 揣知、揣は音椽、度也、十郎、前に見えた五郎六郎の例である、其下、其の部下、大夫、節度使に對して呼ぶ、點檢、考察、氣を付け

行で又素寒貧で、親族や郷人からも輕しめられて居た、然るに貴妃が天子の寵を得たお蔭で蜀の有力なる役人に都への使者に用ひられ、蜀の屈指の富豪から旅費進物を與へられて都に上りて來たが、外に是れといふ才藝もないから、樗蒲（博奕の一種）が上手であるといふ角で、貴妃の兄弟の取持を以て天子に拜謁仰付けられ、遂に供奉官となつて禁裏へ出入するを得た斯樣な男が後には立身して天子の宰相となり、天下の政事を取扱ふのであるから、玄宗の末路は知れ切つた事である、此の度祿山の入朝に先つこと二年前に釗は判度支事に任ぜられたが、是の時分天下の州縣は實に富裕なもので地方地方の官の倉庫も米穀絹帛、山を成して居る、そこで釗の計ひで、重量のある米穀を其の地方で賣拂つて、更に輕い若しくは荷嵩にならぬ貨物を買取り、之を絹帛と一緒に都の官庫へ州郡から運ばせたに因つて、都の御藏も實際一寸の隙もなく充滿した、釗は其の手際を見せ度い爲め度度其の由を奉聞した、斯樣な事は古今に珍しいといふ處で、此頃になつて帝は群臣を引伴れ親しく臨檢せられると成程其の通り、それからといふものは、帝は貴い金銀絹帛を糞土同樣に視做して、それ李林甫へ、それ祿山へ、それ五楊へ（銛錡及び三夫人）などと之を惜氣もなく賞賜して更に際限がない、釗も是れより益〻用ひられ、改名を願出た時、帝は親しく國忠と名乘るやう仰せた、其の信任の深いことは、是れでも知るべきである、

十載、爲安祿山起第、窮極華麗、上日遣諸楊與之游、祿山體肥大、上嘗指其腹曰、此胡腹中何所有、對曰、有赤心耳、祿山入禁中、先拜貴妃、上問其故、曰、胡人先母而後父、

【字解】此胡、祿山は胡人だから斯く呼ぶ、赤心、誠實な心、

【解釋】十載帝は安祿山が爲めに其の屋敷を都の親仁坊（坊とは此方の町）に賜つて其の普請に著手させた、掛りの役人への仰せには、決して金には目をくれるなとあつたから、普請は實にあらん限りの華美壯麗を盡した、それがいよ／＼落成式を擧げるといふことになると、祿山の願に依り勅命を以つて宰相以下を遣つて之を祝させ、以後滯在中は毎日銛錡國忠三夫人等を遣つて祿山の相手として宴游させた、祿山といふ男の體格は肥太つて居て、其の下腹の出張つた樣子は宛然布袋和尚であつた、帝或時戯に之を指して、此の胡の腹に何がはいつて居るだらうかと云はるゝと、祿山は更に餘物はございませぬ、只赤い誠の心が滿ちて居るだけでござりますと對へた、祿山は宮中へ出ると、一番に貴妃、二番に帝を拜する、帝は不審に思ひ其の故を問ふと、祿山は、胡人の俗は何事

を見て深く御意に叶ひ、遂に楊氏の意中から出た樣に自分より壽王に願つて暇を取らせ、女道士として號を大眞と賜つた、且つ帝は更に壽王の爲めに韋昭訓の女を娶つて第二の妃を宛行ひ、それから楊氏を納れて貴妃としたのであるが、遂に寵愛を專にすること武惠妃に異らず、一門の榮華を極め大亂の一因を成すに至つた、是れ亦唐朝女難の一である、尤も此の女自身は武后韋后の樣な酷い毒を持つて居たのではないが、其一門の驕奢跋扈が大害を爲したのである、要するに高宗が父の妾を妻とし、玄宗が子の妻を妾としたなどは、古今に稀な亂倫の事で、天の譴を受けねば居られぬ筈である、

六載、以祿山兼御史大夫、祿山請爲楊貴妃兒、九載、賜祿山爵東平郡王、兼河北道採訪處置使、祿山入朝、楊釗兄弟姉妹、皆往戲水迎之、釗貴妃之從祖兄也、得出入禁中、先是判度支屢奏、帑藏充牣、上帥群臣觀之、由是視金帛如糞土、賞賜無限、賜釗名國忠、

【字解】御史大夫、御史臺の長官、正三官、邦國の刑憲典章を持して朝廷を肅正するを掌る、採訪處置使、開元二十一年天下十五道に各〻之を置き、其の地方の賢刺史を以て之に任じ、非法を檢察させた、戲水、臨潼縣の東に在つて下流は渭水に入る、從祖兄、自分と曾祖を同じくする兄、またいとこ、判度支、判度支事の省略國家の會計を掌る、帑藏充牣、帑は金銀布帛、藏は庫、牣は音刄で滿也、糞土、芥雜りの土、

【解釋】六載、帝又祿山に御史太夫の顯職を兼任させた、祿山又帝の命によつて楊銛(貴妃の從兄)等と兄弟分となり、禁中に自由に出入することが出來るやうになつたから、願つて貴妃の子供分と成たなど當時宮中の狀態は全く狂言同樣である、九載の五月になると帝又祿山に東平郡王の爵號を賜つた、唐代武人に王爵を賜ふことは是れが始である、其の八月に帝又祿山に河北道採訪處置使を兼ねさせ、益〻其の勢力を附けてやつた、祿山も帝の寵遇を固くする爲め、奚契丹の胡人共を莨菪酒といふ毒酒に醉せて之を斬り、數千の首を京に獻じて謀叛の胡人を討平げた樣に事を拵へ奏上したことは三四度に及んだ、斯樣にして置いて此の月又京へ入朝することになつたから、帝は役人に先づ其の館を設けさせ、祿山が都近く戲水まで到著したと聞えると、兄弟分になつて居た所の楊釗、楊銛、楊錡及韓國虢國秦國の三夫人(銛錡二人は貴妃の從兄、三夫人は姉)が出迎をする、帝も態〻望春宮にまで行幸して待たる〻といふ大層な騷であつた、

さて又楊釗といふは貴妃が從祖兄である、無學文盲で不品

厚を極めたもので、滞在中は何時でも勝手に謁見を許した、祿山或る時帝に申すには、去年の秋營州の農作物、非常の蟲害を被りましたに因つて、臣痛嘆に堪へ兼ね、香を焚き天に向つて、臣の心得は不正で君に不忠ならば、蟲に臣が心臓を食はしめ給へ、若し又臣の心は天の御心に違はぬならば、害蟲を散じさせ給へと申したるに、忽ち一群の鳥北方から飛んで參り、立に蟲を食盡しました、是れ實に不思議の事と存ずれば、何卒史館に仰せて記録させられ度しと願つた處が、帝はそれは奇特の事と感心して、早速願通り許した、此の一事に就て見ても、祿山の忠義振りと玄宗のそれに惑つて居る加減は知らるゝであらう、

三年、改レ年曰レ載、

【字解】 年、禾の熟する名、禾は一歳に一度づゝ熟するから歳の名とした、載、始也、物が終つて更に始るといふ意で歳の名とした、一説には、一年の中覆載せざる莫き也と言つて、のする意義として居る、

【解釋】 是れは堯舜時代の例に傚つたのである、爾雅に唐虞曰レ載、夏曰レ歳、商曰レ祀、周曰レ年と見えた、

以二祿山一兼二范陽節度使一、

【字解】 范陽、今の直隷涿州治、

【解釋】 河北黜陟使（河北道全體の官吏の善惡を監する役）席建侯といふ者、祿山の公直なることを褒立て、李林甫等も天子の御意に叶はうと頻にそれに合せて其の人柄の美を褒めるから、帝は愈、祿山を氣に入られ、是歳二月に又祿山に范陽節度使をも兼任させた、此の節度使は幽州を治所として奚と契丹の制御に任じた者である、是れで今の直隷から河南省の北部山東の西部は彼の支配に歸し、彼が後日謀反の勢力は此處から養成した、

四載、以二楊大眞一爲二貴妃一、故蜀州司戸玄琰女也、爲二上子壽王妃一十年矣、上見二其美一、令下自以二其意一乞爲中女官上、且爲二壽王一別娶、而後納レ之、遂專レ寵、

【字解】 貴妃、位皇后に次ぐ、蜀州今の四川成都府崇慶州治、司戸、州内の戸籍計帳旅館道路などの事を掌る役目、女官、女道士である、普通にいふ女官でない、

【解釋】 四載の七月に楊太眞を貴妃とした、是れは卽ち世に謂ふ楊貴妃で、故の蜀州の司戸の役を勤めた楊玄琰が女である、開化二十三年の十二月に帝の子卽ち武惠妃が生んだ壽王の妃となつて、本年まで既に十年を經過した、是より先き帝は最愛の武惠妃に死なれ、後宮三千の美人あれどもそれに代る程の者は一人も見當らぬ處から、淋しく歳月を暮す内に、或る者が楊氏が絶世の佳人なることを言上した、帝は之

外に時の同三品は牛仙客であつたが、是れも林甫が薦めた男だから、一も二もなく林甫が言ふことに賛成して居るばかり、而して張九齡は如何なつたかといふと、來年の四月には荊州長吏に貶されてしまつた、

二十六年、立忠王爲太子、

【解釋】玄宗卽位前に趙麗妃最も寵愛を蒙つて居たから、卽位後に其の生んだ皇子の瑛といふが太子に立てられたが、後ち武惠妃獨り寵を專にして、其の生んだ壽王の勢も從つて盛になり、且つ咸宜公主の（公主も武惠妃の女）夫楊洄といふ者常に太子及び他腹の諸皇子の過失を探り出して惠妃に告げ、惠妃は之を帝に訴へる爲め、帝も之に惑はされて太子を廢せんと思はれたが、張九齡を憚つて容易に决行が出來なかつた、然るに二十五年、九齡も貶せられて去つたから、太子の運命も此に極つて、太子は勿論鄂王光王の賢皇子までも廢せられた上に死を賜つた、李林甫はこゝぞと帝に頻に壽王を太子とするやう勸めたが、帝は忠王享が年長でもあり、謹愼で學問好であるのを愛してあつたから、林甫の勸も直ぐには效を奏せぬ内に武惠妃は病死した、そこで二十六年の六月帝は高力士と相談の上、遂に忠王を立てゝ太子とした、卽ち後の肅宗皇帝である、

二十九年、以安祿山爲營州都督、祿山傾巧善事人、上左右至平盧、皆厚賂、歸譽之、上益以爲賢、

【字解】傾巧、傾は不正の意、巧は上手、卽ち好い鹽梅に人を取成して交際する、平盧、本註に城は漁陽に在りと見ゆ、漁陽は今の直隷順天府薊州治、

【解釋】二十九年八月、帝は安祿山を以て營州都督に任じた、元來祿山は前に見えた通り狡黠の男であるから、交際は仲仲の上手者で、甘く人を取成してそらさぬ、帝の近臣が祿山の居る平盧へ出張すると、それへ皆手厚く賄賂を使ふによつて、近臣どもが都に歸るといづれも祿山の人柄を御前に於て譽立てるから、帝は益、祿山を賢才と思ひ、遂に此度の任命があつたのである、開元の年號は此の二十九年で終を告げ、來年からは天寶と改まる、

天寶元年、以祿山爲平盧節度使、

【解釋】天寶元年は我が聖武天皇の天平十四年に當る、是歲の正月に祿山を以て平盧節度使に陞進させた、其の治所は矢張營州である、此の節度使の任務は、室韋、靺鞨などの今の滿洲地方に栖んだ胡人を鎭撫するのであつた、

二年、祿山入朝、

【解釋】二年正月、安祿山は平盧から入朝した、帝の待遇は

張守珪に氣に入られて其の養子にまでなつた、又史窣干といふ者があつたが、祿山と同鄕人で、亦剛勇の聞えがあつた爲め、是れも守珪の奏聞で果毅に擧げられ將軍にまで立身した、或る年、守珪の使者として長安に來て事を奏上した、帝は大に其の應對振りを氣に入られて名を思明と下された、此の後安史の亂とて大騷動が始まつて、長い間唐の天下の患を爲したが、其の張本人は此の祿山思明の兩人である、而して之を養成したのは他では無い、玄宗自らが養成したのだといふ意で、先づ其の發端をこゝに見せたのである、

千秋節、群臣皆獻ニ寶鏡一、九齡述ニ前世ノ興廢一、爲ニ千秋金鑑錄五卷一上レ之、

【字解】千秋節、玄宗の生日の名、千秋萬歲と御代を祝ふ意、卽ち後の天長節、萬壽節、

【解釋】初め十七年の八月癸亥の日に帝の誕生日に當つたから百官を華萼樓下に召して酒を賜つた、そこで丞相より願出て以後は每年八月五日を以つて千秋節と稱へ、天下中一樣に宴樂して君が代の千秋萬歲を祝ふことに定めた、是歲二十四年八月五日も例に依つて千秋節であるから、群臣各、其の寶とする鏡を獻上して奉賀した、便蒙(書名)に據ると、唐代の風俗は古鏡を賞美したので、之を獻じて帝德明にして永昌堅固なると此の寶鏡の如くであるといふ意を表したのだと見える、然るに張九齡のみは獨り風變りにわざ〳〵千秋金鑑錄と名づけた五卷の本を著述して獻上した、其の意は以レ鏡自照見ニ形容一、以レ人自照見ニ吉凶一といふ考から、前世の盛衰興亡した原因を取調べて、之を鏡に爲し給へと獻じたのである、帝からも書面で其の志を褒めた、然かし此の頃の玄宗は最早昔の玄宗でないから、此の褒狀は全くお世辭に過ぎないのである、

九齡罷、李林甫兼ニ中書令一、上在レ位久、漸肆ニ奢欲一、林甫遂得レ專レ政、

【解釋】初め帝は李林甫を相としやうとして九齡に相談せらるゝと、九齡は、若し林甫を相とし給へば後日に必ず社稷の憂を爲さんとて諫めたが、帝は從はれない、林甫も怨み憎んで、事ある每に帝の前で彼を惡樣に申す故、帝も次第に九齡を疎じ、遂に是歲の暮に裴耀卿と九齡の格式を左右丞相に進めて政事の關係をば罷めて了つた、而して奸佞なる李林甫は直ぐ其の跡を繼いで中書令を兼ねた、開元も今年で最早二十四年、帝の在位も久しくなつたから、卽位の初年に珠玉錦繡を殿前に焚いた志も何時しかたゆみ變つて、此の頃となつては次第に奢欲の心を增長して來たから、木先づ腐つて蟲之に生ずる譬に漏れず是れから朝廷は全く小人どもの舞臺と爲つて、林甫は遂に政權を勝手にすることが出來た、林甫の

故冒其姓、部落破散逃來、狡黠爲守珪所愛、又有史窣干者、與祿山同里閈、亦驍勇、守珪遣入奏事、上賜名思明、

【字解】幽州節度使、幽州は今の直隷順天府大興縣の西南、節度使は高宗の永徽以後より都督の使持節を帶びた者を節度使といひ、其の兵を方鎭といふ、邊に備へ夷狄を綏撫することを掌る、批曰、他文の末尾に意見を添書きするを批といふ、唐代制敕に不便なことがあると黃紙(敕を書いた紙)の末に批すること綱目の註に見ゆ、王夷甫識石勒云云、王衍字は夷甫、石勒は匈奴人、石勒が洛陽に來た時に、夷甫は之を見て後來謀叛人となるべきを識りたるが、果して叛して趙と僭號した、此の事は已に晉懷帝の條に見ゆ、營州雜胡、營州は今の直隷永平府の地、雜胡とは胡人の營州の塞内に雜居する者、阿犖山、新舊唐書とも阿を軋に作る、然かし阿は母の名の頭字に從つたので誤ではない、再適、再嫁する、冒、は頭にかぶる義、故に他家の姓を假稱するに用ふ、同里閈、同鄕里の意、閈は里門である、音汗、

【解釋】二十四年の四月、幽州節度使なる張守珪は其の部下の敗軍の將安祿山といふ者を執へて都に送屆けた、其の譯は守珪、初め祿山に命じて奚、契丹(奚は匈奴の一種で今の東蒙古に居た、契丹は東胡種で今の吉林、奉天邊に居た)の叛者を討たせた處が、祿山は勇氣にはやり輕しく進んで敗軍した、守珪已むを得ず奏聞して軍律に照して之を斬らうとしたが、祿山は、大夫よ(守珪を指す)奚契丹を滅さん所存ならば祿山は殺されますまいと叫んだ、守珪は元來祿山を愛して居たし、又此の言に惑つて決斷に苦み、更に執へて長安に送り朝廷の裁可に任せたのである、宰相張九齡批判して云ふには、守珪が軍令若し能く行れたらば、祿山の生命は固より無き筈なり、今更何んの詮議を用ふべきと、然るに帝は祿山の才と勇とを惜んでたすけてやれと云はるゝ、九齡尙も固く爭ひ諫めて、臣、祿山の容貌を觀るに謀叛の相あり、今日之を誅し給らずば必ず後日の患害を爲すに相違なしと申すと、帝は、卿は石勒の反相を豫め見拔いた晉の王夷甫を氣取つて枉けて忠良の士を害してはいかぬと、遂に其の言を用ひないで祿山を赦した、此の一條は實に唐代盛衰の大關係のある所である、さて此の祿山といふ者の身元を尋ねると、本來は營州の長城の内に雜居してゐた胡種族である、其の母阿史德といふは突厥の巫で突厥人が軍神と崇むる軋犖山といふ神に禱つて奇瑞があつて生んだ子だといふ處から、其の初名を阿犖山と呼んだ、阿は母の名の頭字を取つたのである、其の父が死去して母は再び安氏に緣付いた爲め、祿山は其の姓を付けて安祿山と名乘つた、其の後營州の胡人の部落が破れて散り散りになつた時に、祿山は安氏の子の思順と一緒に幽州に逃げて來たが、惡智慧があつて仲仲如才のない男であつたから

狀がもう御前に來るといふ樣な事であつた、近侍の人人は、韓休が宰相となつて以來、陛下は殊の外舊よりも瘦させ給へる樣、拜し奉ると申すと、帝は、彼は正しい宰相だから、朕は瘠せても天下は肥へたと云はれた、元來此の人の同平章事となつたのは蕭嵩が言上によつた事で、嵩は最初韓休といふ男は溫和な人柄だから彼であれば政事上の事は此の方の意見通りになるものと考へて取持をした、然るに案外にも四角四面で立て通し、天子でさへも斯樣に氣象をせらるゝ位であれば蕭嵩などには少しも阿る樣子はなく、折折遣り込めるから、嵩との間柄段段惡しくなり、遂折合が著かなくなつて、休は辭職してしまつた、其の跡を繼いで出たのは張九齡で、亦唐代屈指の名相である、

二十二年、九齡爲中書令、李林甫同三品、林甫柔佞多狡數、深結宦官及妃嬪家、伺上動靜、無不知之、由是每奏對常稱旨、

【字解】柔佞、見かけが柔和で口が上手、狡數、狡猾術數、卽ち手管、

【解釋】二十二年の五月、張九齡は中書令となり、李林甫は同三品として朝政に參預した、此の李林甫といふものは唐の同家から出た者であるが、見掛は柔和で口が上手、恐しく手管に富んで居る、彼は深くも宦官や勢力ある官女の家に取入つて懇意に出入りして帝の爲さるゝ樣子を探り、何んな事でも悉く承知して居る、それ故、帝に言上する事も御答する事も、何時も能く御意に稱つたものだ、此の頃、大奥中で最も寵愛の深かつたのは武惠妃で、其の腹に生れたのは壽王の瑁である、故に瑁の愛された事も他の皇子の比でない、太子でさへも殆んど傾けられる勢であつた、林甫は早くも之を見て取り、壽王の保護に盡力すべき由を陰ながら惠妃に申入れると、惠妃は之を非常に嬉しく思ひ、林甫が爲めにも陰ながら甘く帝に取成したから、帝の信任はいよ〳〵深くなつた、玄宗の治世は此の邊からそろ〳〵下坂となるのである、

二十四年、幽州節度使、張守珪、執敗軍將安祿山送京師、張九齡批曰、守珪軍令若行、祿山不宜免死、上惜其才勇赦之、九齡力爭曰、祿山有反相、不誅必爲後患、上曰、卿勿以王夷甫識石勒、枉害忠良、竟不誅、祿山本營州雜胡也、初名阿犖山、母再適安氏、

【字解】同三品、太宗の時に李勣は太子詹事(正三品、東宮の政令を統ぶ)を以て中書門下兩省の三品官(侍中、中書令とも三品である)と同格となる、是れから此の官名始る、更番上下、更番は次序を分けて更替すること、上は宿衞に出る、下は家に歸つて休む、

【解釋】初め諸衞府の兵といふは前に見えた通り丁年から軍籍に入つて六十歲で免れる、而して天下各府から更番に都に宿衞して、歸休して居る時は農作に從事する、故に擧國皆兵で、兵と農とも亦分れない、又國家は養兵の費用も少くて至極便利の制度の樣であつたが實際になると、二十歲から六十歲まで幾度となく都へ上下し、其の家に大事な男が不在でも、矢張諸種の徭役を免れぬから、長い間に何時となく府兵が貧弱になり、逃亡者も從つて多くなり行き、此の兵制は今は全く有名無實となつたから、開元十年の秋、同三品の張說が申立によつて、太宗以來の兵制を改め、新に壯士を募集して宿衞に充てる事にした、此の令が發布になると十日內外に强壯の兵十三萬を得たから、之を諸衞に分けて隷屬させ、順番に更替して上つては宿衞し、下つては歸休する、兵は兵、農は農と全く分れてしまつたのは此から始つたのである、

十三年、更命長從宿衞、爲彍騎、

【字解】更命、改稱する、長從宿衞、長從とは常任といふやうな意、彍騎、彍の音霍、弩を一杯に引張ること、卽ち强い兵の意味で名稱とした、

【解釋】去年の冬、蕭嵩に京兆及び蒲州同州岐州華州(京兆卽ち長安の所在地、其の他は皆附近の州名)の長官と共に府兵及び白丁(馬の口取りなどの稱)十二萬人を選拔して年に兩番として宿衞させ、之を長從宿衞と名づけたが、十三年二月に又之を改稱して彍騎と謂つた、十二萬人を選んだのは、十二衞に各一萬人と割當てた爲めである、此の後、彍騎を又羽林飛騎と改め、又之を分けて別に龍武軍といふを置いたりした、

二十一年、韓休同平章事、休爲人峭直、上或宴遊小過、輒謂左右曰、韓休知否、言終諫疏已至、左右曰、休爲相陛下殊瘦於舊、上歎曰、吾雖瘠、天下肥矣、休罷、張九齡繼之、

【字解】峭直、峭は山の峻しく立た樣子故、急也嚴勵也と註する、

【解釋】二十一年二月に韓林は同平章事を以て相となつた、休の人柄は榮利の念どは少しもなく、極の嚴正な眞直な人で、帝は折によつて宴樂遊獵などで聊の過失でもあると、其の度にすぐ左右の近侍に、此の事を韓休が知つて居るまいかどうかと云つて氣遣はるゝ、其の言は終る頃には韓休の諫

寃罪で三百餘人が獄に落ちました故、私は出ないわけには行きませぬと對ふ、斯樣な事で怨のある者が狂言師に言ひ含めて、宋璟が失政で大旱の天譴が來たのだと帝に諷し、帝も心中に然るならんと疑を生じた折りに、又江淮地方に於て悪錢が盛に行はれる報告があつたから、宋璟は監察御史の蕭隱之を派遣して之を取調べさすると、隱之の遣方が餘りに嚴重で地方を騒がせ、人民は怨を言ふなど都に聞えたから、そこで八年の正月帝は隱之の官を貶し、遂に宋璟までを捲添へにして免職させた、

九年、宇文融言、天下戸口逃移、巧僞甚衆、請加檢括、同平章事源乾曜贊成之、以融爲勸農使、奏置勸農判官十人、分行天下、競爲刻急、州縣承風勞擾、百姓苦之、

【字解】逃移、逃げて引越す、巧僞、上手に虚言を言ふ者、檢括、檢査して取締を付ける、同平章事、太宗の代に僕射の李靖疾を以て辭職すると、疾少しく瘳へば、三兩日に一たび中書門下に至つて事を平章にせよと詔があつた、是れから同平章事の役名が始つた、刻急、刻は込入る、急はきびしくする、承風勞擾、同じく勸農判官の風になつてごた〳〵する、勞は劇也、擾は亂也、

【解釋】九年の二月、監察御史宇文融は上言したのには、天下州縣の戸口ともに、其の原籍を逃げて他所に移動し、甘く胡魔化して租税徭役を免れ居る者甚だ衆多になりたれば、之を嚴重に檢査致し取締を付けたく存じますと申出た、宰相源乾曜は尤もの次第と其の意見に贊成を表したから、有司に敕があつて其れ等の方法を評定させられ、新に勸農使といふ官職を設けて宇文融を以て之に任じ、其の下に勸農判官といふ吟味役十人を置いて、天下の各方面に手分をして巡行させた、是等の役人は何分多く逃亡の戸口を見付出して手柄を著さうと互に競爭して吟味に取掛つたから、其のやかましさ嚴しさは甚しく、州縣の地方官も從つて判官の風になつて、むづかしく事務を取扱ふ樣になつた、それ故地方のごた〳〵甚しく、人民の迷惑は容易でなかつた、斯くして前の戸口調の外に戸數だけでも八十餘萬戸を見付出した、（本文に同平章事源乾曜とあるが、乾曜の同平章事となつたのは去年正月の事で、五月には侍中に陞任したのであるから、已に宰相であつたのである）、

同三品張說、建議召募壯士、旬日得精兵十三萬、分隸諸衞、更番上下、兵農之分始此、

四年、姚崇罷、宋璟爲黃門監、璟爲相、務擇人、百官各得其職、好犯顏正諫、上甚敬憚之、璟與姚崇、相繼爲政、崇善應變、璟善守文、志操不同、然協心輔佐、使賦役寬平、刑罰淸省、百姓富庶、唐世賢相、前稱房杜、後稱姚宋、佗莫得比、二人每進見、上輒爲之起、去則臨軒送之、

【字解】 犯顏、君の面白からぬ顏色を恐れず憚らずに、敬憚、其の人を敬ひ萬事遠慮する、守文、文は定法をいふ、志操、おもはく、淸省、ごたつかぬ、富庶、活計が好くなり、人別が殖える、軒、のきば、

【解釋】 四年の閏十二月、紫微令姚崇は辭職した、崇初め廣州都督(廣州は今の廣東廣州府南海縣治)宋璟を薦めて代らせやうと願つて居から、こゝで宋璟は黃門監として宰相となつた、相となると務めて人を選擇し、其の器量の向きに隨つて任用したから百官いづれも其の職に適當した、璟の人柄は天子の面白からぬ顏色をも恐れず、憚らず好んで正議を述べて諫言する故、天子も其の人柄を敬重して遠慮されたものであつた、璟は姚崇と引繼いて宰相となつて政をしたが、崇は敏才であるから、臨機應變に事を捌いて遣つて行き、璟は几帳面であるから、仕來の定法を崩さずに守つて遣つて行く、斯樣に二人のおもはくは相違して居るが、どちらからも其の心を協せて君を輔佐けて、天下の賦稅も庸役も寬に平にあらせ、刑罰の施し方も至つてさらりとして、ごたつく樣な事はなかつた、それ等の爲め人民の活計も好くなり、人別も次第に殖えて行く、唐の世の賢宰相といへば前には房杜、(玄齡と如晦)後には姚宋(崇と璟)を各、一對にして稱美したもので、其の他に名相も無かつたわけでもないが、到底之に比ぶことの出來る者はない、姚宋兩宰相が參內して御前に出た時には、帝は何時も之が爲めに必ず椅子を離れて起ち、退席するときは必ず宮殿の軒まで出て見送られた、玄宗の朝の宰相中最も寵任されたのは李林甫であるが、禮遇になつては至つて薄くて、迚もこんな事では無かつたと云ふ、

八年、宋璟罷、

【解釋】 是れより先き宋璟は熱心に諸弊政の改革に從事して嚴正であつたので、之に對して怨を懷く者が多かつた、此の頃丁度大旱であつた爲め、宮中の狂言師を魃に扮裝ち、御前に戲れた、何の爲めに出たかと魃に問ふと、魃は相公の差圖で出たのでござりますと對へる、何の故ぞと問ひ返すと、

崇嘗謁告十餘日、政事委積、懷愼不能決、崇出、須臾裁決盡、顧謂齊澣曰、我爲相何如、澣曰、可謂救時之相、懷愼知才不及、每事推崇、時謂之伴食宰相、

【字解】黄門監、玄宗、門下省を改めて黄門省とし、侍中を監とした、侍中は門下省の長官で中書令（紫微令）と同じく宰相たることは前に解す、不蔽風雨、壁は風を蔽はず、屋根は雨を蔽はぬ、謁告、爾雅に謁請也と見ゆ、告は官吏の休暇をいふ、卽ち休暇願をして歸省すること、委積、澤山滯りたまる、須臾、鳥渡の間、何如、他と比較してどうである、救時之相、其の時〱を救ふ宰相、卽ち當座間に合の事をする宰相褒めた樣で褒めずに云ふ、推崇、崇を先に立てる、伴食、食事の相伴をする、只其の形式上の添役になつて居る譬、

【解釋】三年正月、盧懷愼は黄門監となり、紫微令の姚崇と相ひ并んで宰相となつた、此の人は清廉で謹愼で、萬事儉約質素を旨とし、自家の資産を拵へるやうなことは少しもなく、官から賜つたものがあると直ぐ親族や知合に散じてしまふ、斯樣であるから其の妻子は時時饑寒を免れ得ない、其の邸宅も粗末なもので壁が崩れて風が吹通し、屋根が朽ちて雨の漏る處もあつた、相役の姚崇が或る時其の子の死去した爲め、休暇願をして十日餘も缺勤した、すると諸官省から伺ひの政務は溜り支へてあるが、懷愼は迚も一人で裁決しかねて閉口して居ると、姚崇は出勤して鳥渡の間に裁決して片付けてしまつた、姚崇は頗る得意の樣子で側に居た下役の齊澣を顧みて、吾れ宰相として誰と比して好からう、管仲、晏子とは何如かなと問ふ、澣は對へて管晏はいづれも一生身分の初に立てた法で遣り通しましたが、閣下の法は後から變更を幾度もなさる、ところから觀ると、失敬ながら及ばれぬやう思ひますといへば、崇は押返して、然らば詰り何如かと問ふ、澣は、左樣、其の場〱の間に合せで時を救ふ宰相と申すべきかと對ふると、崇は猶ほ得意顏で、時を救ふ宰相は、まさか世間で得易いものでもあるまいと云つた、いづれに致せ、姚崇は斯樣に事務に練達した人物であるから、懷愼は迚も及ばぬを承知して、何事にあれ之を處置するときは、何時も崇を先に立て丶、自分は其の通りになつて居る、故に其の頃懷愼を伴食宰相卽ち相伴宰相と呼んで笑つたと云ふ、然かし懷愼は人臣の貴を極めながら、私產は毫厘も營まず、姚崇の賢を賢として少しも嫉む心もなく、いかにも之を推量し、其の死に臨んでは遺言して宋璟等の名士を薦め、以て國家百年の大謀を爲したなど實に天子の大宰相たるに負かない、故に琅邪代醉編（書名）に史以伴食譏之亦俗見耳、と謂て居る、眞に然りである、

焚珠玉錦繡於殿前、

【字解】 珠玉錦繡、珠は水から出るたま、玉は山から產するたま、錦はにしき繡はぬひとり、

【解釋】 帝風俗の華奢に流れるのを憂へ、詔して從來の乘輿や調度類は有司に取毀させて其の金銀等を軍國の費用に備へさせ、珠玉錦繡の類は殿前に積重ねて火を掛けさせた、又后妃以下今後決して珠玉錦繡を著用してならぬことゝし、從前の錦繡は黑に染めて著ることゝし、又珠玉を採り、錦繡を織る者は罰することにした、帝の初年は斯くまで奮發したが、晚年には遂に奢を以て失敗したのである、故に司馬溫公は『甚哉奢靡之易以溺人也、詩云、靡不有初、鮮克有終、可不愼歟、』此處に論を入れた、然し實際は玄宗は本心から斯くしたのでなく、新政の初に名を售る積りでした一時の狂言である、何んとなれば歌舞伎音曲を自身で教授し奬勵する皇帝が、眞實に金銀珠玉繡錦を嫌ふ心が出る筈がない、

作興慶宮、置樓、西曰花蕚相輝、南曰勤政務本、宋王成器等宅環其側、

【字解】 花蕚相輝、詩經に、棠棣之華、蕚不韡韡といふ句があつて兄弟仲好く樂む意を歌つたものだから此から樓名を取つた、蕚は花瓣の付いて居る處、兄弟の仲好く寄聚つて居る樣子がある、相の字はこゝを指す、韡韡は光明なる樣子、輝の字はこゝを指す、但し詩經には蕚を鄂に作る、鄂は外に見れる樣子、勤政務本、論語に、君子務本、本立而道生、孝弟也者、其爲仁之本歟とある、故に勤政は固より仁を爲すにあれども、仁を爲すは孝弟に務むるにありといふ意である、以上ともに兄弟を親睦さす意で樓に名づけたのである、

【解釋】 二年の七月に帝は興慶宮といふを作り、其の內に樓を二箇所に設けた、西をば花蕚相輝樓と名づけ南をば勤政務本樓と名づけ、帝の兄なる宋王成器などの邸宅は其の宮殿樓閣の側を取卷いて列つて居た、元來此の邊は興慶坊といつて宋王等の所有地であつたが、之を離宮と爲さんとの願によつて、此の度斯樣な建築を見るに至つたのである、故に宮中の樓名をも斯樣に選んだのだ、後ち此の興慶宮を南內と稱した、其の趾は今に咸寧縣の東南に存すといふ、元來宋王の成器は帝の兄ではあるが、決して倨傲つた樣子もなく至つて謹愼な人であり、帝も實際の兄弟の情愛に深いことは古來帝王中に稀れであつたといふことである、其の卽位の初めに長い枕と大きな夜著を作つて兄弟一緒に寢たり、弟の業が病氣の折に帝は藥を煎じて、火が鬚についたなどの美談が世に傳つて居る、

三年、盧懷愼爲黃門監、懷愼清謹儉素、妻子不免饑寒、所居不蔽風雨、姚

た、元來内侍省は宦官の役所で宮中奥向きの内用を辨ずる職掌なれば決して表向きには關係がない、されば最初太宗が制度を定めた時には、内侍省には他省と違ひ三品の位ある官を置かない、其の長官でさへ從四品上が止りであつた、是れは實に深慮の存した所である、其の故は此の省の役員は平常人主に接近し、奥向きの内事にも案内ある者共なれば、若し其の官位を貴くして勢力を得させたならば、如何なる弊害を生ずるか實に恐しいからである、故に當時の内侍省の役員即ち宦官なる者は、いづれも賤しい黄色の官服を著て、知行取りは一人もなく、扶持米を受けて、毎日の役目は宮殿内の出入口を取締り、小使同樣内向きの用達をするだけに過ぎなかつた、然るに此の度の高力士の功勞を賞する所から、之を右監門將軍といふ名譽ある權力ある大職を授けた、是れは從三品の位である、而してそれに内侍省一切の事を掌らせるのであるから、内侍省の勢力が重くなるのも無理はない、此の力士の立身が遂例に爲つて、三品將軍に除せらるゝ者何時となしに多くなり、從つて宦官の員數も增加して三千人の多きに至つた、後來唐朝の衰亡は、宦官の禍も其の一因であるが、宦官の勢力の盛になつたのは、實に此の玄宗の祖宗の成法を破つて高力士を賞した處から始る、

姚崇爲紫微令、

【字解】姚崇、即ち姚元崇、前に解した通り、武后の時に謀反人となつた爲め、それ以來字を用ひて姚之と稱し、後ち其の名に復した處が、開元の年號に出遇つて又元は省いて姚崇と稱した、紫微令、玄宗中書省を改めて紫微省とした、令は即ち中書令、

【解釋】是歳十二月に帝は官名を改め、姚崇を以て紫微令とした、姚は唐代屈指の賢相であり、且つ開元の初政であるから、こゝに特筆したのである、

二年、以太常不應典俗樂、置左右教坊、謂之皇帝梨園弟子、

【字解】太常、太常寺は長官を卿といひ、正三品である、邦國の禮樂や宗廟等の事を掌る、教坊、俗樂の稽古場、梨園、御苑の名、

【解釋】舊來の制度に雅樂俗樂とも皆太常寺で掌つて居たが、玄宗の考には、太常は嚴格な禮樂の本源であるのに俳優舞子のする俗樂まで合併して之を典ることは不相應の事であると、そこで開元二年の正月に更に俗樂の稽古場を蓬萊宮の側に新設して左教坊右教坊と名づけ、教坊使に取締らせて全く太常から分離させた、帝又樂人や宮女數百人を選んで、更に自身で梨園中に於て之を教授した故、それ等は特に皇帝梨園の弟子と稱した、本文は省略して書いたから、左右の教坊で稽古する者を梨園の弟子と謂つた樣に見えるが、そうでない、

を萬騎といひ、特に其の頭に使を立て丶支配させた、此の兵士は虎文の衣を著、豹文の韉を掛けて馬に打跨り、威風特に凛凛しくあつた、そこで隆基は是等の中の優れ者と皆厚く交を結んで懇意になり、遂に其の力を借つて韋氏を誅し、父睿宗を奉じて復位させ、自分は父帝から封ぜられて平王となつた、睿宗は復位すると同時に太子を立てやうとしたが、宋王の成器は嫡男であるし、平王の隆基は次男だが大功があるし、いづれを立て丶然るべきか、頗る決斷に苦んで居ると、宋王の方から辭退して云ふには、國家安泰の時には嫡男を先にせらる丶は常道なれども、天下の危き際には功勞ある者を立てらる丶は、至當と存じます、臣は死ぬとも敢て平王の上には居りませぬと固く辭退に及んだ、時に劉幽求も帝に向つて、天下の禍を除いた者は天下の福を享くべき筈でございます、平王は社稷の危を拯ひ、君父の難を救はれたる者なれば、其の功徳を論ずる上は太子に立てられたりとて毫も疑ふべき事はござりませぬと勸めたに因つて、睿宗は尤と頷き、遂に立て丶太子と定められ、太子は尋で禪を受け天子となられたのである、是れは睿宗の太極元年八月の事で、八月以後十二月までは玄宗の先天元年、來年は開元元年となる、玄宗の手柄があつて天子となられたのは尤であるが、兄宋王が之に讓つた言葉は立派な者で、實に賢皇子と謂はねばならぬ、高祖の時に建成に斯樣出させたならば、決して玄武門の凶變は無かつたのであつたらう、

開元元年、高力士爲右監門將軍、知内侍省事、初太宗定制、内侍省不置三品官、黃衣廩食、守門傳命而已、至是除三品將軍者寖多、宦官增至三千人、内侍之盛始此、

【字解】右監門將軍、監門衞に左右あり、大將軍一人、將軍二人、中郎將四人、其の職宮門の開閉出入等の事を掌る、内侍省、宦官の役所、黃衣、宦官の賤者の服色、廩食、扶持、知行でないことをいふ、集覽に、古者給人以食、取之於倉廩、故因稱廩食と見ゆ、寖、やうやく、いつとなしに、

【解釋】開元元年、太平公主は尙ほも上皇の勢に依り、權を振ひ事を用ひ、文武の諸臣の過半は之に味方となり、遂に又帝を毒殺しやうとまで謀つた、帝已むを得ず其の黨を斬り、公主には死を賜り、やつとの事で禍を除くことが出來た、其の功臣中に高力士といふ者があつた、本姓は馮氏で宦官高延福の養子となつて此の頃は内給事(内侍省の官)であつたが、帝の尙ほ王であつた時から、力士はかひぐ〱しく奉公して、此の度の事件にも大層功勞があつた爲め、遂に立身して右監門將軍となり、而して又内侍省の事務をも司ることになつ

に用心致せと云はれた時に、張說はこれは必ず姦人どもが東宮を陛下に疑はしめ奉る計略に違ひなし、願くは陛下は早く東宮に監國たる權を與へ給へ、斯かる流言は自然に止み申さんと云へば、姚元之は、張說の申上げたことは社稷の爲めに至極の良計でござりますと云ふなど、歷歷の重臣いづれも斯く太子の爲めに言を盡して帝の意を成程尤もと合點させた力に賴つて、其の後公主の黨與が種種の妨げをしたるも其の效無く、景雲二年の四月に政事は皆太子の處分を取ることに仰せ出されたが、其の來年太極元年の秋に天變があつたのを時として太平公主は術者を以て帝に申させたには、皇太子は天子となる兆であると、これは矢張り太子を害する計略であつたのに、案外にも帝は、然からば朕の志は決定したとて、太子の固辭するにも拘らず、位を太子に禪つてしまつた、帝は再度天子となつてから、改元したのは二回で、景雲といつたのは二年、太極といつたのは一年、こゝまで總て三箇年で自ら太上皇と稱して位を傳へた、太子立て、是を玄宗明皇帝と申す、

○玄宗明皇帝名隆基、初爲臨淄王、韋氏之亂、陰聚才勇之士、密謀匡復、太宗初選驍勇、爲百騎、武后增爲千騎、隸左右羽林、中宗謂之萬騎、置使領之、隆基皆厚結其豪傑、卒誅韋氏、奉睿宗、封爲平王、睿宗將建儲嫡、長子盛器、以平王有功、力讓之、遂爲太子、尋受禪、

【字解】陰、密、いづれも「ひそか」と訓むが、陰は「かげながら」密は「そつと」である、驍勇、驍は元來良馬故、健にたけき意に用ふる、隸、附屬する意、左右羽林、昔我邦の近衞に左右あつた如く、羽林衞にも左右ある、置使、其の長官を置き之を使といふ、儲嫡、世嗣即ち皇太子、

【解釋】玄宗明皇帝は名を隆基といつて初め、臨淄王と爲り潞州別駕を勤めて（潞州は今の山西潞安府長治縣）居られたが、罷めて長安に歸つて來ると韋氏の亂行實に憤慨に堪えぬ、そこで隆基は陰ながら才あり勇ある名士、鍾紹京、王崇曄、劉幽求、麻嗣宗などを聚めて、內內唐室の匡正恢復を謀つた、然かし結局兵力を賴まねばならぬから其の法はどうしたかと云ふに、太宗が最初に驍勇なる兵士を選拔して百騎として置かれたのを、武后時代に其の員數を增して千騎とし、之を左羽林、右羽林に附屬させたが、中宗の時になると、其の名稱

公の五經は地を掃つて盡きたりと評したといふ、其の意は祝祭酒の折角の儒學の値打も、此の舞をやつては、もうすつかり無くなつてしまつたと云つたのである、此の外故太子重俊の位號や、敬暉、桓彥範、崔元暐、張柬之、袁恕巳、李多祚等の官爵を追復したのも、韋后、安樂公主を追廢して庶人としたのも、斜封官數千人を免職させたのも、皆睿宗卽位の歲の內卽ち景雲元年の事である、是等は前に見えた出來事の結末なれば序に附言して置く、

帝妹太平公主、於誅二張誅韋氏時皆有力、既屢立大功、勢尊重、上嘗與議政、權傾人主、其門如市、憚太子英武、欲易之、賴韋安石、宋璟、張說、姚元之等感悟上意、政事皆取太子處分、上自復爲帝、改元者二、曰景雲、太極、至是三年、自稱太上皇、傳位於太子、是爲玄宗明皇帝、

【字解】 二張、易之と昌宗の兄弟、勢、通鑑に益に作る、益の方は是なるに似たり、感悟、感動させて尤もと氣付かせる、處分、通鑑の註に處制也、定也、分所當然也とある、事をそれぞれ適當に捌き定める、

【解釋】 帝の妹なる太平公主は生來沈敏（おちついて居てはしこい）で權略があつた人で、母なる武氏は其の自分に類て居ると思つた處から最も可愛がつて居たといふ位であれば、張易之兄弟を誅する時にも關係し、又隆基が韋氏を誅する時にも關係して力があつた、斯樣に度度大功を立てゝ、韋氏の誅に伏した時には直ぐに實封一萬戶の知行所を賜るなど、益々尊重せられて來た、睿宗嘗て之れと政事上の相談をすると、是が端緒となつて宰相の進退までも其の一言に關係するといふ勢になつたから、權力は殆んど天子を押倒さうとする位で、其の門に伺候する者每日引も切らず、市場の賑ひと同じき有樣であつた、こゝで此の公主も亦慾心が增長して來たが、太子の隆基といふ英武の人が控えて居るに因つて、何分氣障となつて思ふ儘に仕事が出來ぬ、そこで何んとか之を廢して他の柔弱な者に易へやうと其の計略に取掛つた、何んと唐朝には女難が頻繁なものではないか、是れといふも皆則天武氏からの遺傳である、睿宗も幾分かそれ等の流言に惑はされて來たが、幸にも韋安石は、太子は社稷に大功があり、其の仁明にて孝友なることも天下中の知る所と云ひ、宋璟は、東宮は天下に對して大功あり、眞に宗廟社稷の主でありますと云ひ、又帝が侍臣に向つて、術者の云ふには五日以內に急に宮中に攻寄せる軍兵があるとの事であるから、各々朕か爲め

○睿宗皇帝名旦、初高祖崩、中宗廢、武氏立、旦爲帝者七年矣、而廢爲周皇嗣者九年、改封相王者十年、至是復爲帝、立隆基爲太子、宋璟、姚元之爲政、二人協心革弊政、進忠良退不肖、賞罰盡公、請托不行、紀綱修擧、當時翕然、貶祝欽明等、欽明嘗爲八風舞、人曰、五經掃地矣、

【字解】　姚元之、名は元崇、元之は字であつたが、武后の時に突厥の吡列元崇、周に反し、元之と同名な爲め、武后の命で其れ以來字を用ひた、紀綱修擧、國家のきまりが能く修り能く立つ、翕然、一處に打揃ふ樣子、八風舞、八風とは八方の風で、西北立冬を不周風、正北冬至を廣莫風、東北立春を條風、正東春分を明庶風、東南立夏を淸明風、正南夏至を景風、西南立秋を凉風、正西秋分を閶闔風といふ、八風舞は名をこゝに借りて淫醜の態を備ふる者なる由綱鑑の註に見える、五經掃地、五經は卽ち詩、書、易、禮、春秋なれど、此處では只儒者の本色とか値打とかいふ意、掃地とはすつかり無くなつたこと、

【解釋】　睿宗皇帝は名を旦といふ、初め高宗が崩じ、中宗が立つて直ぐ武氏に廢せられた時に、旦は立てられて所謂、虛器を擁する天子たること七年間、又廢されて更に武と改姓せしめられて、周卽ち則天皇帝の世嗣となつて居たことが九年の後に、中宗が復位となつた爲め、相王に改封せられて居たことが十年であつたが、是になつて再び帝と爲つた、隨分複雜な經歷である、宋璟と姚元之の二人が宰相として政事を執つたが、宋は剛直で武氏ですら手を付け兼ねた人物、姚は事務を處理すること流るゝが如き才物で、二人心を協せて高宗中宗以來の政事の惡弊を改革し、忠良の臣をば進めて用ひ、不肖の者をば退けて除き、賞も罰も盡く公明なもので決して依怙の私を用ひぬから、陰廻りの請託などは迹を絕つて全く行はれなくなり、國家のきまりは能く修り能く立つて、朝野の人人一樣に打揃つて、再び貞觀(太宗の年號)永徽(高宗の初年長孫無忌褚遂良の政を執つた頃)の風が有ると褒立てた、斯樣な目出度い時勢になつて來たから、祝欽明等の如き詰らぬ者共は貶されずには居ない、此の欽明といふ男は儒學で名を著し、勿體なくも國子祭酒である、國子祭酒とは從三品の位で國子監の長官、天下の儒學訓導の政令を掌つて居る、其の職掌柄にも恥ぢないで、景龍四年五月、中宗が近臣を集めて酒宴を催した折に、欽明請ふて自ら八風の舞を踊り出した、頭を振るやら、眼球を轉すやら、其の態度のいやらしい醜いことは沙汰の限であつた、之を見た盧藏用は歎息して、祝

重茂、奉相王立之、是爲睿宗皇帝、

【字解】 抗言、言ひ張る、怏怏、心中に樂まぬ、餅餤、麪で肉を裹んだもの、肉饅頭、

【解釋】 初め郎岌といふ者が、韋后と宗楚客が逆亂の企ある由を上言したことがあつたが、韋后に殺された、すると又許州參軍なる（許州は矢張り今の許州、河南にある）燕欽融といふ人が韋皇后が淫亂で不行跡極まる由を上言した、此の度は帝の耳に入つたから、帝は欽融を召出して面り其の上言の證據を一一詰問すると、欽融は一一言ひ張つて撓む樣子がない、楚客は固より后の黨であるから、是れ大變と、帝の仰を矯め僞り撲ち殺して其の口を滅してしまつた、然かし何程間拔けの中宗でも、欽融の言ふことを親しく聽いては疑を起さぬことはない、それに未だ事の定らぬ內に之を殺したとなつては、意中は實に面白くない、其の樣子が自然と表に現れて見えるから、サア覺られたかと韋氏は勿論の事、其の一味の者共は始めて懼を懷き、馬秦客、楊均など皆平素后に氣に入られた面面は、事若し泄れた曉には如何ならんと恐れ、又安樂公主も氣隨氣儘の餘り、韋后に武氏の如く皇帝として一旦親しく朝廷に臨せて置いて、それから自分を皇太女にさせ、終は天下を全く手に入れやうとの古來に類なき欲望を起したのも動機となつて、そこで其れ等の惡者共が寄集つて密謀を廻らした結果、帝に供ふる肉饅頭の中に毒を入れて差上げた、家來も家來だが、其の妻其の女が斯くまでの事を企てたとは、禽獸にもない所爲ではないか、帝は復位後に於て改元したのは二つ、初は神龍で二年間、後は景龍で其の四年目の六月に弑逆に遇つて斃れてしまつた、尤も當時にあつては帝は俄に崩御になつた體にしたから、其の遺詔であると言つて、帝の第四子なる溫王の重茂を立て后は攝政となつたが、全く武后の故例を學んだものである、其處へ宗楚客等は上書して、唐を革めて韋氏の天下にせよ、少帝を無き者にせよと勸め、又深く相王と太平公主（中宗の妹）を忌み、之を除かんと韋后の從父韋溫及び安樂公主と謀を凝らした、古來唐朝位、女難の多い朝はない、此處で再び其の命脈は風前の燈火となつた、然る處に相王の子、臨淄王隆基は羽林萬騎（後に詳である）を激勵して、太平公主等と謀り、玄武門より不意に討入つて韋后及び安樂公主、其の夫の武延秀等を斬殺し、明朝父の相王を迎へ入れて各處の城門を閉切り、韋氏の一族黨類を捕つて悉く之を斬り、韋后の屍を市中に引出して晒した、時に韋后の立てた重茂は十六歲で尙ほ玉座に坐つて居たが、太平公主は進み出て、今日の人心は已に相王に歸した、此の座は小兒の居るべき座ではないと呼ばつて、其の手を執つて引き下し、遂に相王を奉じて位に卽かせた、是を睿宗皇帝と爲す、睿宗は隆基に向つて社稷宗廟の地に墜ちなかつたは、全く汝の力であると申されたが、實に其の力に相違ない、

様言葉には少しも耳を傾けない、それに、如何にも韋后三思の方から日夜に柬之等を、功を恃んで權を專にし、社稷に不利な者と帝に讒するから、帝は一も二もなく之を信じて、敬暉を平陽王、桓彦範を扶陽王、張柬之を漢陽王、袁恕已を南陽王、崔元暐を博陵王にして、其の政事の實權をば罷めてしまつた、是れは帝が復位の歳の五月の事で來年卽ち神龍二年の六月に爲ると、更に是等の五人の勳位封爵を削つて遠州の刺史どころか司馬に貶し、七月には三思は人を遣つて皆之を殺させた、五人は實に豪傑に相違はないが、餘り氣をゆるし過ぎて斯様な果敢ない運命に終つてしまつた、是れから三思の勢力は愈〻募つて天子を凌ぐに至つた、安樂公主、上官婕妤(卽ち婉兒、上官は姓、婕妤は女官名)も、是れ亦いづれも權勢に依つて、勝手氣儘に政事に手を出し憚る所もない、そこで官職にありつかうとする小人共が續續是等に賴んで來て目通り(請謁)すると、其の者共から盛に賄賂を取入れる、革坊や草履取の様な者でも三十萬錢を持つて往つて賴めば、直ぐ役人になれる、其の手續は墨敕と名づけて、朱印をも押さずに何官に任ずし敕命を墨で書いたばかりの書面を筋違にざつと封じたまゝ、手輕に中書省に渡して直に其の者に授與させる、中書門下の兩省は少しも其の事に關係しないのである、故に其の頃、此の手續で任命された役人を斜封官と呼んだ、此の斜封官の人員は、凡そ何千人といふ多數に上つたと云ふことである、本書外であるが、彼の武三思父子の跋扈を見て太子の重俊は竊に切齒して居たが、韋后も太子は自分の生んだ子でない所から常常憎んで居るなどの事情で、太子は不平の餘り、景龍元年の七月に遂に李多祚等と羽林の兵三百人を率ゐて、武三思父子を其の邸内に殺したは好かつたが、李多祚も殺されて其の兵潰散し、太子も左右の臣下に殺されて憐れにも首を獄門に掛けられた、其の來年、安樂公主は、更に男振の好い、歌舞の上手な武延秀といふ者を夫にしたが、斜封官の一條は其の歳の頃からである、

人有上言、皇后淫亂、上面詰之、其人抗言不撓、中書令宗楚客、矯制撲殺之、上意怏怏、后及其黨始懼、馬秦客、楊均、皆幸於后、恐事泄、安樂公主亦欲后臨朝、以己爲皇太女、乃相與謀於餅餤中進毒、上復位改元者二、曰神龍、景龍、景龍四年而遇弑、立溫王重茂、后攝政、相王子隆基、起兵討亂、斬后及安樂公主、幷其黨、皆誅之、廢

唯、汝が欲するまゝに任せて決して之を差止めはせぬと、夫婦の間で誓はれた、是の一言が遂に禍の種となつて、今度復位して朝廷に臨御になると、皇后も帷幔を打廻した一座を其の殿上に設けて政事に關預することは、丁度武氏が高宗の代に於けると同樣である、是れに就いて桓彥範は上表して、差控へらるゝやう諫めたが、帝は皇后に對し昔の誓約に背くを恐れて、彥範の言に從はずに后の爲すまゝに任せて置いた、

上女安樂公主、適武三思之子、三思以是得入宮禁、通於韋后、后與三思雙陸、而上爲點籌、上遂與三思圖議政事、張柬之等皆受制、五人皆賜王爵而罷政、已遠貶殺之、安樂公主等依勢用事、請謁受賕、降墨敕除官、斜封付中書、時謂之斜封官、凡數千人、

【字解】 適、嫁にゆく、緣付く、宮禁、禁裡、御所、雙陸、卽ち双六、陸と六とは相ひ通す、スゴロクと讀むは朝鮮音といふ、木盤の上にて黑白の棊を以て二人勝負する戲れ、其の棊道は彼此とも六筋ある故に双六と名けた、點籌、賽(骰子)の數取りをする、賕、まひなひ、說文に、以財枉法相謝也とある、墨敕、天子の朱印を押さぬ敕書、斜封、筋違に封じる正式の封を用ひぬをいふ、付、渡す、

【解釋】 帝の女なる安樂公主といふ者は武三思が子の崇訓に緣付て居た、時に宮女の婉兒といふ者三思と密通して居て、武氏の權力を恢復させやうと圖り、三思を韋后に取持ちすると、三思は安樂公主の舅であるのを名義にして禁裡に入ることが出來て、遂に韋后とも通じ、帝の目をぬすんで不義をして居たが、帝は更に氣付かぬのみか、后と三思とが雙陸をする側に坐つて賽の數取りをさせられて居た、隨分間拔男でないか、こんなことになつたから、帝は遂に三思と政事をも相談する樣になつて、三思をば司空にしたから、一度下火となつた武氏の勢力は再び熾になつて、宰相の張柬之を首として皆其の扱を受ける姿になつた、初め柬之等が亂を定めた時に、薛季昶といふ人は柬之と敬暉の二人に向つて、此の序に武氏の一門を除かぬと、草を去つても其の根を拔かぬ樣なものだと注意したのに、二人は、大事は已に定つた上は、彼等は俎の肉の樣な者で、どうする事が出來るものかと云つて心に留めぬ、又劉幽求といふ人も、三思を殘して居ては公等は安くは死ねぬと柬之等に向つて云つた事もあつたが、柬之等は從はなかつた、然るに果して武氏の勢力が再び斯樣に振つて來たから、柬之等は驚いて、帝に之を除くやう勸めて見たが、今は帝も韋后三思の二人に全く丸められてしまつたので、其

く、是歳中宗の神龍元年は我が文武天皇の慶雲二年であつた、

長安之五年、帝復位、號唐、帝即位二月而被廢、居均州者一年、居房州者十三年、還爲太子者又八年而後反正、韋氏復爲皇后、上在房陵、每欲自殺、后每止之、上與私誓、異時幸復見天日、惟所欲不禁、至是每臨朝、后必施帷幔坐殿上、預聞朝政、如武氏在高宗之世、

【字解】 均州、今の湖北襄陽府均州、反正、眞正の天子に反つた、房陵、即ち房州、異時、他日、見天日、幽囚の身が再び世に出ることをいふ、施帷幔、とばりを設ける、婦人直接に男子に遇はぬ形式、

【解釋】 武氏國號を周と改め、唐の天下を横領したることの不正なるは言ふまでもないから、綱目等の中宗の嗣聖の年號を用ゐて何年何年と書通したるは當然の書法である、故に本書も僞周の事を述ぶる間は、一も其の年號を用ひなかつた、然かし當時の事實は中宗即位の一箇月間だけ嗣聖元年といつて、以後は長い間、武氏の立てた年號を用ひて經過して來て、帝の復位となるのであるから、其の節を見する爲めに態と僞周の長安の年號を出したが、去りとて僞周の年號であるに依つて、著者は特別の書法で長安之五年と之の字を入れて正朔を表する年月でないことを示した、さて武氏の建てた長安の年號の五箇年目に帝は位に復つて、一時武氏の改めた周といふ國號を廢して以前通り唐と號した、是れまでの帝の經過を云ふと、帝は即位の後、僅か二箇月目に母后の爲めに廢せられて均州に遷り、其の地に居ること一年の後房州に遷され、其處に留ること十三箇年、やう／＼召されて洛陽に還り、太子と爲つて又も八箇年を經過して、始めて普通りの正位に戻ることが出來たのである、帝が母后に廢せらるると同時に、皇后の韋氏も無論皇后の名義を失つたが、帝の復位と共に再び皇后の位に戻つた、本書に於て此の一句は特に力を入れて書いた、斯樣に書き始めて以下は此の韋氏の亂を述べるのである、帝は房陵即ち房州に遷されて后と同じく幽閉の身となり、其の艱苦は實に非常なものであつた、都から勅使が到來したと聞くと、帝は、最早生命は無い、其の手に掛るよりはと、自殺を企てる、こんな事は幾度も有つた、其の度每とに后は、禍福は無常、早まり給ふなと押止めて、遂帝の生命を全うし得させたので、帝も深く其の愛情に感じ、他日幸に幽閉を脱れて再び天津日の光を見ることが出來たならば、必ず、

た連中から出たことを說きつゝ則天武氏の終を告げるのである、武氏曌或時仁傑にたづねて一人の佳い人物を得て之を任用しやうとすると、仁傑は申すには、張柬之字は孟將といふ者がござります、齡は老いましたが宰相たる才能を持つて居ますと薦めたから、武氏は早速之を洛州司馬（洛州は今の四川敍州の邊ならん）にすると、仁傑は、臣が薦めましたのは宰相に薦めたので司馬にではござりませぬと厭味を云つたに依つて、武氏は之を朝廷に引入れて秋官侍郎（唐の兵部侍郎、侍郎は次官）とし、嗣聖二十一年卽ち武氏の長安四年十月に竟に之を宰相とした、こゝが武氏の運命の盡きた處で面白い、此の時柬之は八十歲近くであつた、一、二箇月立つて武氏は病氣となり、來年卽ち中宗の神龍元年正月になると病勢が大層重くなつた、柬之は崔玄暐、敬暉、桓彥範、袁恕巳と謀り之を時として事を擧げ樣としたが、それには何より先に兵力の必要があるから、羽林大將軍の多李祚をも同意させて手筈を定め、窃に太子にも計畫を陳述して許可を願つた處が承知せられた、そこで柬之を首としてそれ等の人人は羽林兵五百餘人を引率して玄武門まで（洛陽の玄武門）押寄せて、此處で太子を東宮から迎へ、內亂鎭定の名義で門を打破つて宮中に突入した、白粉紅で錦襴ぐるみの易之、昌宗の兄弟も、廊下に於て猛將勇兵の刄にかゝつて、落花微塵になつてしまつた、一同遂に進んで長生殿に上る、此處に武氏の寢所がある、武氏は驚き起つて、亂を爲るは何者かと問ふ、多祚等之に對へて曰ふには、易之昌宗の二人の者謀反致したる爲め某等太子を奉じて誅戮を加へました、宮中を驚かし奉りたる罪は萬死に當りますと謝した、武氏は再び太子に、最早誅戮を加へたる上は速に東宮に引取れと云へば、彥範進出て、太子はどうして引取られ申すべき、今や御齡も長ぜられながら、久しく東宮に在す故、天意も人心も共に亦久しく李氏を思ふことなれば、陛下こそ之に位を傳へて天人の望に副はせらるべき時は到來致しましたと云ふ、流石の武氏も此になつては氣力も挫けて、明日遂に位を傳へることゝなり、太子卽ち中宗は復位した、そこで武氏を皇城の西北に接する上陽宮に遷し、帝は百官を帥ゐて尊號を則天大聖皇帝と奉つて落著をつけた、實に武氏の罪惡といふは天地に容れられざる者であれば、此の際其の身を八裂にしても足りるわけでは無いが、鬼でも蛇でも天子の生母であるから、中宗も斯くするより外に策はなかつたのであつたらう、此の歲十一月武氏は遂落命したが年は八十二、隨分久しい厄介者であつた、其の天授元年九月に唐の國號を改めて周としてから足掛十六年、其の間に改元したことが十度、今之を擧げると天授、如意、長壽、延載といひ、萬歲通天といひ、神功、聖曆、久視、大足、長安といつた、是れは本書の擧げた通りであるが、他書には各、異同がある、之を此處に彼れ是れと論ずるまでの必要がないから略して置

出來ず、秋は其の刺を得るばかり、それ故人を世話するにも、詰らぬ者を捨て、、好い者を世話して置けば、後には其の恩返を受けると云ふ樣な事が見える、天下の桃李とは此處から出たのである、

【解釋】　此の一節は仁傑の門下に有爲の人物の多かつた事を云ふのである、元行沖、名は澹、行沖は字である、此の人博學で何にでも能く通じて、狄仁傑も之を尊敬して居た、仁傑に思違か爲損があると度々異見を申す、嘗て仁傑に曰ふには、凡そ人、一軒前を張つて居るには、口に適する飲食物、病氣に備ふる醫藥等の儲蓄あるべきことである、明公の如き富貴の御家には珍しい甘い食物は不足せらる、筈は無いと存ずるによつて、私は聊か御口に苦い藥類の端者に備り度うございますと、良藥は口に苦くして疾に利あり、忠言は耳に逆ひて行に利ありの意で諷すると、仁傑は其の意を悟つて笑ひながら是れは吾が藥箱の中に大事な物、どうして一日たりとも缺乏させて叶ふべきや、有難い〳〵と云つたといふ、姚元崇、桓彦範、敬暉等を首として數十人の名士は皆仁傑の薦擧した者であるから、或る人は之を讃めて、盛なことだ、天下中の桃李は悉く公の門下に在るのである、春の花の觀のみならず、夏の涼しい木蔭、秋の甘い果物の報酬は嘸多いことであらうと云へば、仁傑は其の心得違を尤めて、賢士を薦めた本意は、國家の爲にしたので自分一箇の利の爲にしたのでないと云つた、

曌嘗問仁傑、欲得一佳士用之、仁傑曰、有張柬之者、雖老宰相才也、後竟用柬之爲相、曌寢疾甚、柬之與崔玄暉、敬暉、桓彦範、袁恕已、率羽林將軍李多祚等、擧兵討內亂、迎太子於東宮、斬關入、斬易之昌宗於廡下、遷曌於上陽宮、上尊號曰則天大聖皇帝、是冬殂、年八十二、易唐爲周者十有六年、改元者十、曰天授、如意、長壽、延載、曰萬歲通天、曰神功、聖曆、久視、大足、長安、（本書では、英公敬業起兵討之より此處まで切無くつゞく）

【字解】　玄暉、通鑑に暉を幃に作る、羽林、十四衞の一、斬關、關は門の戶をとざし持つ横木、くわんのき（門）、廡下、廊下、ほそどの、殂、王者の死にいふ、崩の字より卑い、萬歲通天、四字の年號、

【解釋】　此の一節は、唐を恢復した者は、遂に狄仁傑の薦め

の下をもくゞりながら、百戰危險の境遇を經て此の天下を平定し、之を子孫に傳へ給ひ、又天皇太帝は二人の皇子を陛下に遺託し給ひたるに、陛下は今此の天下と皇嗣の位とを他の血族に移さうと思召さば、是れは上天の御意に叶はぬことにも無きやと存ぜられます、且つ篤と御一考を要すことは、姑姪の間柄と母子の間柄とは、どちらが親しく思召し給ふや、陛下は陛下の御子を立て給はゞ、千秋萬歲の後は太廟の内に合祭せられて、永く御子孫の薦め給ふ供物を享けさせ給はるを得るは申すまでもなけれど、姑姪の間にて斯くあるべきや、臣は古來未だ姪の天子となりて、其の姑の位牌を太廟に合祭した者あるを承りたること之れ無し、篤と御一考遊ばさるべしと曰ふ、(武氏は此の時、昔、李世勣が高宗に謂つた言葉を思著いたか、仁傑に向つて、此れは朕が家事で卿には關係が無いといへば、仁傑は、王者は四海を家とする、四海の家事は宰相の關係せねばならぬと遣込めた)、是等の言によつて、武氏もそろ／＼道理が分つて來、其の後又仁傑からも專ら此の事に力を入れて勸めたから、嗣聖十五年卽ち周の聖歷元年三月に武氏は使者を房州に遣り、盧陵王、卽ち中宗を其の妃子諸共に洛陽に召し還した、其の秋、皇嗣の旦は固く願つて位を兄盧陵王に遜つたから、武氏は之を許して盧陵王を立てゝ皇太子とし、旦を相王とした、そこで武承嗣は落膽や不平の餘り發病して死んでしまつたと云ふ、諸大臣中で狄仁傑は最も武氏に信任敬重された、其の人柄は事に當つて人主の面前を畏れず、朝廷の席上を憚らずに、其の非を折き爭つたもので、流石剛情の武氏も意を屈して之に從ひ、常に呼ぶに國老といつて、決して仁傑と名を言はぬ、仁傑は聖嗣十七年に卒去したが、其の際にも武氏は泣いて、朝堂空しと歎息した、中宗復位後に仁傑に司空を贈り、睿宗の時には梁國公に追封した、

元行沖博學多通、仁傑重之、行沖多規諫、曰、明公之門、珍味多矣、請備藥物之末、仁傑笑曰、吾藥籠中物、何可一日無也、姚元崇等數十人皆仁傑所薦、或曰、天下桃李、悉在公門矣、仁傑曰、薦賢爲國、非爲私也、

【字解】規諫、其の過を規正しく諫める、明公、宰相に對して之を呼ぶ、珍味、珍味は甘いから媚び諂ふ者に喩ふ、藥物之末、藥物は苦いから規諫する者に喩ふ、末は端者の意、自分のことなる故、謙遜して斯くいふ、藥籠、藥箱、桃李、自分の引擧げた立派な賢才、說苑(書名)に桃李を樹えて置くと、夏は其の蔭に休息することが出來るし、秋は其の實を食ふことが出來る、蒺藜を樹えて置くと、夏は休息することも

た、すると武氏は、朕の今日斯く卿を用ゐて居るのは、師德が薦めたからであるぞ、さすれば師德も能く人を知る目があると謂ふて宜しいと言ひ聞せたら流石の仁傑もこれには深く恥ちたりけん、其の座を退くと感歎の聲を漏して、婁公の德は實以てすばらしい德である、我は知らずに勘辨せられて居たのが久しかつたと曰つた、此の一事でも、師德が人柄の寛厚であつたことが想ひ知らるゝ、

武承嗣、三思、營求爲太子、仁傑從容言於曌曰、太宗櫛風沐雨、親冒鋒鏑、以定天下、傳之子孫、太帝以二子托陛下、今乃欲移之他族、無乃非天意乎、姑姪與母子孰親、陛下立子則千秋萬歲後、配食太廟、立姪則未聞姪爲天子而祔姑於廟者也、曌稍悟、已而又力勸之、遂自房州召廬陵王還都、立爲皇太子、以子旦爲相王、仁傑最見信重、好面折廷爭、曌常屈從、稱爲國老而不名、仁傑卒、曌泣歎、

【字解】　武承嗣三思、本書の註に、武は姓、承嗣は名、三思は字、則天の姪也として一人の樣に見ゆれど、是れは二人で、いづれも則天武氏の姪なる故、姪を承嗣に加へて三思には略したのである、營求、甘く事を取繕ひて願ひ求める、櫛風沐雨、櫛は動詞に讀んで梳る也、櫛は髮をかくこと、沐は湯で髮を濯ふこと、正字通に、櫛風沐雨、言勞苦不休息也と見ゆ、冒鋒鏑、鋒は劍戟の尖、鏑は鏑矢、冒鋒鏑とは戰鬪危險の地に奔走するをいふ、太帝、高宗の諡を天皇太帝といふ、千秋萬歲後、崩御の後と云ふ意、其の主君の生前に死後を言ふ故、忌憚つて斯くいふ、配食、子孫から合祭を享くるをいふ、祔、合祭、姑、をば、父の女兄弟、房州、今の湖北、鄖陽府房縣治、

【解釋】　此の一節は狄仁傑の武氏の宰相として如何に重ぜられて居たか、又其の唐室に對しても如何に大功があつたかを言ふ、武氏は已に皇帝と稱し、其の家の七廟を立て、又殆んど唐の血脈ある者を斷絕させた以上は其の心の九分九厘までは武氏の天下とするは分り切つた事であるが只半信半疑の問題は繼嗣の一箇條だけである、そこで其の姪に當つて當時飛ぶ鳥も落す勢力の武承嗣、武三思の兩人は、いづれも武氏に向つて種種事を取繕つて自分は其の太子たらうと願ひ求めた、武氏の意中は之にもう動きかけたに相違ない、此の際宰相の狄仁傑、氣色穩に徐に武氏に申すやう、昔太宗皇帝、風に吹かれ雨に打たれて、御身を突き來る鋒尖飛び來る鏑矢

其意而重其怒矣、唾不拭自乾、當笑而受之耳、師德每薦仁傑、而仁傑每毀師德、曌語仁傑曰、朕用卿、師德所薦也、仁傑退而歎曰、婁公盛德、我爲所容久矣、

【字解】 犯而不挍、論語に見えた句で、犯ハ突掛つて來ること、不挍はとりあはぬ、相手にしない、代州、卽ち今の山西代州、愀然、音悄、憂悲しむ顏色、怒汝、他人が我に對して怒るので、我を怒らせる意味ではない、乾、音干、かはく、爲所容、勘辨されて居る、大目にみて置かれる、

【解釋】 此の一節は婁師德の人物を述べるのである、師德の人柄は、量が寛大で心が溫厚、何程他人が無禮を以て突掛つて來たとて、更に之を相手として取り合ふやうなことをしなかつた、其の弟某なる者代州の刺吏に除せられ、赴任の間際に、師德は之に問ふて曰ふには、吾兄弟は斯くも揃つて出世(榮)致し、上の覺え目出度(寵)きは喜ぶべきことではあるが、他人の嫉を受くることをも知らねばならぬ、然らば此方(自)が之を免る丶方法は如何せば好きかと、弟の返答には、今日からは、假令人が某が面に唾を吐きかけても、某は決して彼に取合はずに、自分で之を拭ふばかり、萬事斯樣の心得で人に對せば、兄上に御心配を掛けるやうな事はなからうと存ずるといふと、師德は忽ち顏色をしほ〳〵させて曰ふには、それであるから吾が心配を爲す譯になるのである、人が汝の面に唾するのは汝に腹を立てたからだ、然るに汝は其の唾を拭つたならば、彼の意に逆ふことになつて、愈々彼の腹立を增すばかり、元來唾は拭はぬとも自然に乾いてしまうから、左樣な場合は、此方は笑つて其のま丶に受けて居るが宜しいといつたさうである、武氏の如き恐しい主を上に戴き、酷吏共が跋扈して、所謂鍛鍊羅織を以て血を流して居る世の中に、正しく身を立て丶終を令くするといふは實にむづかしいのに、師德が名將相で目出度く終つたことは、全く此の忍耐で遣り通したものと見える、然かし唾を拭はずに笑つて受ける一言は、餘り卑屈すぎて中正の道でないことも知らねばならぬ、

師德は每每狄仁傑の人柄を褒めて上に取り持をした、仁傑の相になつたのも實は其の薦である、然るに仁傑は心中師德を輕しめ、每每其れを善く言はない、武氏ある時、仁傑に、師德は賢なる乎と問ふと、仁傑は師德は將となつて能く邊陲を守りましたが、賢と申すべきかは某は存じませぬと答へた、武氏又問ふには、師德は人の賢不賢、才不才を知るものかと、仁傑が答には某以前彼と同僚で長年勤めて居ましたが、彼が人を知るといふ程のことはござりませんといつ

の手續の路をあけたから、人を憎んで居る者怨んで居る者、慾心から褒美を取らうとする者などが、一時に群り起つて有る事、無い事を盛に告發する、可笑しい事には、告密書を受ける銅の函を發明して大に武氏に褒められたが、間もなく其の函に、自分が李敬業が謀反の折り、其の依賴で窃に兵器を造つたといふ告發書を投入れられて誅殺された者もあつた、武氏は候思止、索元禮、周興、來俊臣、吉頊などの鬼か蛇かともいふべき酷い役人共を任用して犯罪人を取扱はせた、是等はいづれも手酷い折檻で、無理往生に無罪の者をも有罪に、輕罪の者をも重罪に落してしまふ、大概其の罪を反逆といふ名目で人にかぶせたもので、それで人を誅殺したことが一一此に書き切れぬ、他書に據ると、各、殺す所數千人、千餘家を破るとある、然かし、後ちに是等の役人も一人の終をよくした者は無かつた、武氏は斯樣な方法で、天下中の人人を身動きの出來ぬ樣に抑え付けて居たのである、

然有二權數一善用レ人、賢才又樂爲二之用一、徐有功仁恕執レ法、屢每屈レ意從レ之、將相多得レ人、魏元忠、婁師德、狄仁傑、姚元崇皆名相、宋璟亦顯二於朝一

【字解】權數、權謀術數、巧妙に駈引する手段、仁恕、情深く思遣りが好い、

【解釋】武氏の人柄は、固より憎むべく鄙しむべきは言ふまでもないが、然かし巧妙な手段を持つて居て甘く人を使ふから賢者も才物も心から樂んで其れが用をした、司刑丞の徐弘敏、字は有功といふ人と杜景儉との二人のみは、當時の獄吏中で情深く思遣り好くて刑法を執り行つたから、人皆來(俊臣)候(思止)に遇へば必ず死に、徐杜に遇へば必ず生くと曰つた、殊に徐有功の如きは前後人を活したことは數十百家といふ、朝廷にて獄事を武氏と爭つても顏色更に撓める樣子も無く、其の言ふ所は正しいから、流石の剛情な武氏も、事ある度に我意を折つて有功の言に從つたものである、又大將も宰相も多くは其の器量ある人を得たものである、魏元忠といひ、婁師元といひ、狄仁傑といひ、姚元崇といひ、いづれも名宰相であつた、宋璟も忠直の人で武氏の朝廷では亦重ぜられた、

師德、寬厚淸愼、犯而不レ校、弟除二代州刺史一、師德謂、兄弟榮寵過盛、人所レ疾也、何以自免、弟曰、自レ今人雖レ唾二某面一拭レ之而已、師德愀然曰、此所三以爲二吾憂一也、人唾二汝面一怒レ汝也、而拭レ之、則逆二

して其の姓を武と改めさせ、武氏の七廟を立て、又改元して天授元年とした、此の時曌は六十七歳であつた、

初寵僧懷義、後寵張易之、張昌宗、兄弟居中用事、易之五郎、昌宗六郎、佞者曰、人言六郎似蓮花、吾謂蓮花似六郎耳、曌知人心不服、且內行不正、畏人議己、盛開告密之門、用酷吏候思止、索元禮、周興、來俊臣、吉頊等、鍛鍊羅織、牽以反逆誣人、誅殺不可勝紀、用此拑制天下、

【字解】居中、中は宮中、五郎六郎、郎とは男の尊稱、五男六男故斯く呼ぶ、佞者、へつらひ者、內行、裏面の行爲、告密之門、門とは路といふ樣な意味、人の秘密の事を上告する手續、鍛鍊羅織、鍛鍊は鍛冶職や鑄物師などの銅鐵を烈火で鍛へ鍊る樣に嚴酷に人を責め付けて罪人にすること、羅織は羅網で鳥を引きくるめる樣に人を捕へて其の罪を織り成すこと、共に無理やりに押付けて無罪の者を有罪に、輕罪の者を重罪に落すをいふ、誣人、其の罪を人におつかぶせる、拑制、說文に拑與鉗同、以鐵有所劫束也と見ゆ、かなばさみ也、拑制は卽ち鐵鉗で物をおさへる樣に嚴しく人をしめつける、

【解釋】 武氏は初め僧の懷義といふ者を寵愛した、此の者は元來馮小寶といふ洛陽の藥賣であつたが、武氏に氣に入られて禁裡に出入するに兎角人目に著いて噂せらるゝを恐れ、髮を剃らせて僧侶として、祈禱に事寄せて出入させたが、後には懷義は細工、普請などの思考に巧者だから宮中に置くが便利だと言つて引き入れた、此の坊主の威權といつたら酷いもので、武后の姪の武承嗣、三思を始めとし朝臣は之に對して奴僕同樣の禮を執つた、然かし後に武后に嫉妬心を起して寵愛も衰へ、遂毆殺して屍は焚かれてしまつた、其の後武后は張易之、同昌宗の兄弟を寵愛した、二人は世に稀な美少年で、常に白粉、紅をつけ、錦を著て宮中に居て、思の儘に事を用ゐ、其の權柄が前の懷義に劣らぬ、朝臣等は其の名を呼ぶのを憚つて易之の方を五郎、昌宗の方を六郎と名稱した、取り別け、楊再思といふ諂佞者の如きは、人は六郎の面は蓮花に似て居ると謂ふが、吾は蓮花は六郎の面に似て居るのだと謂ふと迄御世辭を振蒔いたものだ、武氏は自分から自分の親政に付いて朝野の人心が決して尤もと服して居らぬと承知して居る、其の上、前の通り男妾などを置いて裏面の行狀も正しくないから、惡氣を廻して人人の自分を彼此評判するであらうと畏れを懷き、そこで盛に獎勵して自分の方に反對の秘密を知つて居る者に之を告發さする門口を開いた、卽ち其

治司馬は刺史の下役)此の頃唐之奇、駱賓王等官の職を失つて不平を懐いて居る者は幾人もあつた、然るに今や武后の氣儘は愈〻募り、其の一門一類の勢力は旭日の昇る樣になつて來たから、彼等の不平黨は敬業を將とし兵を揚州(今の江蘇揚州府江都)に起して武后を討つ、僅の日數の間に十萬餘の大軍となつて、駱賓王に檄文を作らせ之を遠近の州縣に配布したが、賓王は一代の文豪であるのに、血沸き肉躍るの勢で筆を奮つたから、其の文は實に悲壯激烈を極めた、中に、一抔の土、未だ乾かざるに、六尺の孤安に在るやといふ句がある、其の意は高宗皇帝の乾陵に葬られしは僅先月のこと、八月陵の土もまだ乾き切らぬに、六尺の孤とも謂ふべき嗣君は何處に在しますぞと卽ち武氏が之を廢したのでないかといふのである、又、試に今日の域中を觀よ、竟に是れ誰が家の天下ぞやと、其の意は、苟も大唐の臣民たる者、試に今日の世界をながめて見よ、畢竟是れ誰れの家の所有する天下であるかと、卽ち天下は武氏の家に橫領せられてしまつた、無念至極ではないかといふのである、武后も此の檄文を見て賓王の才を褒めたといふ、そこで唐の一門なる李孝逸を討手の大將として三十萬人を率ゐて之を伐たせた、敬業は今の揚州府高郵の西北で拒戰したが大敗し、其の部下に首を取つて降參された、此れ陛下の家事と曰つた李世勣の一言は武氏を皇后にして、遂に唐の子孫を禍し、累代の忠良を殺し、自分だけは甘く、災難を免れて功名富貴を全したもの、二代目には、武氏の爲めに斯かる慘禍を取つて其の家の斷絶したばかりでなく、武后は世勣が位爵を削り、太宗の賜つた李姓をも取り上げて徐氏に復し、剩へ世勣の塚を發掘して其の棺を壞させたと云ふ、智者の智も其の道を得ぬと、結果は矢張こんなものである、

其の後武后は段段唐の一門を除かうとする、一門の諸王も之を覺つて互に窃に結び合ひ、何んとか天下を匡正して恢復せんものと、心だけは一決したが手筈はまだ調はぬ内に、嗣聖五年卽ち垂拱四年の秋に高宗の弟なる越王貞の子琅邪王沖は僅か五千の兵を今の東昌府附近に擧げると、父なる越王は之を聞いて亦周章て兵を起したが、琅邪王は一戰に敗北し、越王は軍兵潰散して自殺した、そこで武后は愈〻油斷はならぬと、それ等の關係を搜し尋ねて韓王、魯王、霍王、江都王、黃公、東莞公など、いふを殺し、七年の八月になると又南安王等の十四人を殺し、餘の幼年者は遠く嶺南に流してしまつたから、此で唐の一門一族は殆んど盡きた、

是れより先き六年の冬に、宗秦客といふ者は十二の文字を改作して獻上したに因つて武后は命じて之を行はせ、自分も其の内の一字を取つて曌と名づけた、卽ち照の字の改作である、其の來年の九月に侍御史の傅遊藝といふ者等の勸によつて遂に國號を周と改め、皇帝と稱し、皇帝の且を以て皇嗣と

ことは前に見えた、七廟は天子でなければ立てられぬ、

【解釋】　高宗は癲癇持ちで繁劇な事に當ると直ぐ卒倒する恐があるから、諸役人から奏上する政務を視て一々處理するのが困難なところから、顯慶五年の冬より武后に代つて之を取捌せた、后天性、事理を視るに明く敏く、學問もあつて博く記錄を讀んで居るから尋常の婦女でない、故に事を處理して何事も帝の御意に稱ふ、其の爲め萬般の政事を委任せられ、權力は全く天子と同等であつて、朝野の人は二聖と竝稱へて天子との間に區別を立てぬ、前に見えた天皇天后の稱號なども是等の事柄から出來たのである、后は高宗在世の時に自ら太子弘を毒殺し、次の太子賢をも廢嫡させ（後、中宗の嗣聖元年に又之を殺す）、高宗旣に崩じて哲は位に卽いたが、后又廢して之を廬陵王として更に旦を立てた事は、前に旣に見えた通りである、本文に、弘、賢、哲、旦の上に各々子の字を加へたのは、皆な其の他の腹でなく、武后の實子であつた事を表したのである、實子に對してすら斯樣であるから、他人に對しての慘酷は知るべきである、さて武后は旦を立てながら、自分は常に洛陽宮內の紫宸殿に臨み朝政を聽いて實際に天子の事を行ひ、九月になると遂に武氏五代の廟、卽ち五代前の祖及び高祖、曾祖、祖、考の廟屋を立てた、本書には、七廟とあれども、實は七廟を立てる心組であつた處、裴炎が、七廟は天子の制なれば不可であるとの諫言に、流石の武后も不興の顏色をしながら差控えて五廟に止めたのである、然かし天授元年になつて遂七廟にした、

英公李敬業起レ兵討レ之、檄曰、一抔之土未レ乾、六尺之孤安在、又曰、試觀ニ今日之域中一、竟是誰家之天下、太后遣ニ將擊一殺之、越王貞又擧レ兵匡復、不レ克而死、太后遂大殺ニ唐宗室一、自名レ曌、稱ニ皇帝一、國號レ周、以レ旦爲ニ皇嗣一、改ニ姓武一、時曌年六十七矣、

【字解】　檄、韵會に檄ハ陳ニ彼之惡一、說ニ此之德一、曉ニ諭百姓一之書也とある、一抔之土、一掬の土、天子の陵を指す、旣に漢文帝の條に見えた、六尺之孤、父君に別れた幼君、論語に見えた、二歲半を一尺とすること其の註にある、故に六尺之孤は十五歲の孤子、域中、國の內、將、將軍李孝逸、匡復、不正を匡して舊に復す、世を直す、宗室、帝王の一門、曌、新に照の字を改め作る。

【解釋】　初め高宗の總章二年の冬李勣が死去すると、孫の敬業は直に其の後を嗣で英國公の封爵をも其のまゝ受繼いだが、其の後或る事に連坐して眉州刺史（眉州は今の四川眉州）から柳州司馬に貶された、（柳州は今の廣西柳州府馬平縣

【字解】淑妃、三妃の一、三妃は第一貴妃、第二淑妃、第三德妃、若し四妃の場合には第四賢妃、

【解釋】　太宗崩御の時に武氏はまだ廿四歳であつた、是れより先き高宗の太子であつた時分、父帝の側に侍つて武氏の容の美なるを見染めたが、彼は父帝の妾であるから如何するとも出來ない、其の後太宗は崩御になると、之に奉仕した嬪御（天子の妾）達は皆髮をおろして尼となつたから、武氏も同じく此の時に出家した、然るに高宗は父帝の忌日に寺に幸して供養せられた時に、嘗て思を掛けた武氏も今は早や墨染の衣に姿を變へてしまつたのを見て、憐を催して泣いた、此の頃、高宗の后王氏は、淑妃なる蕭氏と寵愛を爭つて、如何かして淑妃を困らせてやろうと、種種其の計略を考へて居た際であつたから、此の事を聞くと、是れは好いものを見付けた、彼の武氏を我手に入れて淑妃に赤愧をかゝせてやらうと、嫉妬といふものは恐しいもので、後來の禍も何も考へずに、陰から手を廻して、人に知らさず武氏に再び髮を長てさせ、一方には帝に勸めて遂之を大奥に引入れさせた、すると淑妃の寵愛を奪つたのみならず、皇后までも遠けらるゝやうになつた、武氏は自分の生んだ皇女までも自分で絞殺して之を皇后の所爲と誣ひ、其の他種種の謀計を以つて、三十二歳で遂に昭儀から一足飛に皇后に成り濟した、そうして王皇后も蕭淑妃もそれに殺されてしまつた、其の殺し方は實に慘酷なもので、初めは二人を別院に押込めて置いたが、後にはいづれも其の手足を斷切つて、二人の媼共を骨まで醉はせてやるといつて、其の體を大酒瓮に投入れた處が數日を經て始めて死切つたのを又散散に斬つた、武后は是れから多く長安に居らずに洛陽に居たのは二人の祟を恐れた爲めだといふ、故に高宗も同じく東都に居つた、武氏の皇后になつた來年の顯慶元年に亡父の士彠に周國公の爵號を贈り、後十四年、更に進めて大原王を贈つた、

高宗苦風眩、不能視百司奏事、或使皇后決之、后性明敏、涉獵文史、處事皆稱旨、由是委以政事、權與人主侔、人謂之二聖、在高宗之世、后殺子弘、廢子賢、高宗既崩子哲即位、廢爲盧陵王、而立子旦、后臨朝稱制、立武氏七廟、

【字解】風眩、病名、俗にいふ癲癇のこと、千金方（醫書）に云ふ、大人曰癲、小兒則爲癇、其實則一也、風眩發則煩悶無知、口沫出、四體角弓、目反上、口噤不得言、とある、百司、諸役人、涉獵、書物を博く覽て居る、二聖、二人の天子、七廟、太祖の廟と三昭三穆の廟、昭穆の

が、其の頃、世間の流行節に斌媚娘といふ歌があつた、後から想ふと是れがもう已に武氏の出世の豫言となつて居たのである、然かし集覽に據ると、永徽後、民皆斌媚娘を歌ふとある、永徽は高宗の代の年號なれば、本書の已に讖を成すと合はないが如何なものであらうか、さて又貞觀の末年に當つて太白星が度度晝間現れる、前玄武門の變の條に見えた通り古人は凶兆として酷く氣にして居たから、直ぐ太史の官で占つた判斷には、女性の主君が蕃昌すると出た、又民間に或る秘密な書付が傳へられたが、それには唐の三代の後に女主の武王が出て、唐の子孫に代つて天下を支配するやうになると記るされてあつた、太宗之を聞いて心中いまいましく思ひ、或る時群臣と酒宴の折に、話の序に事を粧ひ、各人に幼少時分の名を言はせて見た、是れは女主武王とあるが、まさか天下を取るとも思へないから、男子で婦人めいた名の者であるまいか、然かし本名の嚴格な名には、婦人らしい名のある筈も無いから、幼名を聞いて見やうと思つた爲めであらう、然るに其の席に居た武衛將軍の李君羨は運惡く、官名は武衛將軍、封爵の邑名は武連縣公、原籍さへも武安の人で、而して其の上、幼名は五娘であつた、疑ふ心から觀れば、好くも女主武王に似通つて居るから、太宗は胸中にびつくりしたが、覺られてはと思つた故、戲れに、何んたる女子であらうぞ、まあ、斯くも强健ことはと、笑つて其の座を濟した、强健とは、李君羨が武衛將軍をして居る爲に言つたのである、其の後或る者から君羨謀叛の企がある由の奏聞があつたから、遂に之を誅してしまつた、太宗は此れで禍の根は絶えたか如何かと不安心の爲にか、窃と大史令の李淳風に、民間で傳說する秘記の云ふやうな事は信にあるものにやと問ふと、淳風對へて申すには、臣仰いで天文の現象より考へ、俯して時運の命數より推察致すに、其の人は最早陛下の宮中に入つて居ります、今日から三十年を過ぎぬ內に、天下に王たるに相違なく、而して殆んど唐室の御子孫を殺し盡すばかりの事を爲すやうに考へられます、其の兆候は旣に成就して取返しが付きませぬと云つたといふ、然かし太宗が群臣の幼名を聞いて李君羨を誅し、又は此の李淳風の答などは、情理から推して辻褄の合はぬ節が多い、一つの小說と視て置いて宜しからう、

太宗崩、才人年二十四矣、爲尼、高宗幸寺、見之而泣、時王皇后與蕭淑妃爭寵、密令長髮、勸高宗納之、旣入而后與淑妃皆失寵、武氏年三十二、遂自昭儀爲后、王蕭皆爲所殺、贈父士護周國公、尋加贈大原王、

を韋玄貞に與ふるも不可でない、と云つた、此の一言が問題となつて武后に廢せられ、弟の豫王旦が立てられたが、名目ばかりの皇帝で、文明、光宅、垂拱、永昌と改元した七年間は別殿に屏居して政事上に一度も關係した事もなく、八年目になると太后の武氏は、今度は其方は我の皇嗣になれと云つて、旦を帝位から引落して自分は遂に天子と爲つた、是れが即ち則天武氏である、道義上より論ずると、武氏の行爲は不法千萬、惡むべきは勿論なれども、當時にあつては名義も事實も皇帝であつたから、本書は中宗の名義上の治世內に一欄を假りて、是れから武氏の治世を特に敍述するのである、

則天武氏、故荊州都督武士彠之女也、大原人、年十四、太宗聞其美、召入後宮、以貞觀十一年爲才人、時天下歌曲名斌媚娘、已成讖、貞觀末、太白屢晝見、太史占云、女主昌、又傳秘記、唐三世後、女主武王代有天下、太宗惡之、嘗與群臣宴、令各言小名、武衞將軍李君羨、官稱封邑、皆有武字、而小名五娘、太宗愕曰、何物女子、乃爾健耶、或奏、君羨謀不軌、遂誅之、密問太史李淳風、對曰、臣仰觀天象、俯察曆數、其人已在陛下宮中、不過三十年、當王天下、殺唐子孫殆盡、其兆已成矣、

【字解】荊州、今の湖北荊州府江陵縣治、後宮、女官の居る所、即ち大奥、天下歌曲、世間の流行節、讖、太白、共に前に見えた、太史、天文曆數等の事を掌る官、是れも前に見えた、三世後、暗に高祖、太宗、高宗三代の後をいふ、惡之、惡の音汚、忌也、小名、幼時の名前、武衞將軍、武衞は十四衞の一、封邑、封爵の土地、愕、びつくり驚く、乃爾、それにまあ斯樣に、不軌、軌は法度をいふ、不軌は法度に循はぬなり、謀叛を指す、曆數、其の世の運り合せた命數、兆、きざし、

【解釋】則天大聖皇帝と尊號を上られた武氏は、荊州都督なる武士彠の女で山西大原の人である、十四歲の時に、太宗皇帝は其の容色の美なるを聞いて召出して大奥に入らしめたが、是れは武氏の父死去後の事故、本文に故の荊州都督某とあるのである、武氏は貞觀十一年の冬十月大奥に入ると直ぐ才人の官位を得て、天子に謁見して號を斌媚と賜はつた

高岡の朝陽に生じた梧桐の上に鳴くといふ意であるから鳳鳴ニ朝陽ニと約めて言つた、朝陽とは山の東向き、

【解釋】 褚遂良、韓瑗などが諫言の爲め無辜の死を遂げてから、内外の群臣悉く口を噤んで二十年間敢て一人の諫むる者は無い、然るに永淳元年の七月、帝は奉天宮を嵩山の南に建築しやうとした、是れは既に泰山を封じた後ち、猶も遍く五嶽東嶽泰山、南嶽衡山、西嶽華山、北嶽恒山、中嶽嵩山、をも封じやうと思ひ、先づ其の最も高い嵩山に此の土木を興したのである、此の事に因つて李善感といふ者唯、一度帝に向つて、數年來、凶作引き續き、饑死の民遠近に相ひ望み、各處の外夷も頻に入寇して、出兵絶間なき場合なれば、陛下は謹愼して思を正道に凝し、以て天譴を禳ひ給ふべきに、更に廣く宮室を造營して人民の勞役止まず、天下失望せざるなしと、諫めたことがある、實に二十年の久しい間に、先にも後にも諫言といふは此の一言ばかり故、時の人は噂して鳳凰が朝陽に鳴いたと謂つた、鳳凰の鳴聲は仲仲人間の聞かれぬものであるから喩へたのである、然かし此の鳳凰の鳴聲でさへも帝には聽かれないでしまつた、斯くして弘道元年の十二月に帝は年五十六で崩じた、太子の哲は遺詔によつて柩の前で即位した、是れを中宗皇帝といふ、

○中宗皇帝初名顯、改名哲、既即位、立韋妃爲后、改元曰嗣聖、明年武后廢帝爲盧陵王、而立其弟旦、旦擁虛器者七年、改元曰垂拱、曰永昌、太后廢旦爲皇嗣、而稱帝、是爲則天武氏、

【字解】 擁虛器、名ばかりの天子で實權の無いこと、

【解釋】 中宗皇帝は初めの名は顯といつたが後ち哲と改名し、既に位に即いて韋妃を立て丶皇后とし、改元して嗣聖といつた、是れからは武后が天子の廢立を隨意にするのであるから、年號の錯雜は殊に甚しくて誤り易い、帝嗣聖元年正月に改元し皇后を立てたばかりで、二月には武后に廢されて盧陵王となり、其の弟の旦、即ち睿宗が立て文明と改元をしたもの丶、此の九月には實際武氏の天下となつて、服色も官名も改まり、武氏の七廟も立つて又光宅と改元になつた、斯く旦が立てられてから改元は文明、光宅、次に來年になつて垂拱と移るのであるが、文明、光宅共に嗣聖元年と同年故、本書は略した、又本文に明年武后云云とあるが、此の明年は中宗の即位の明年即ち嗣聖元年のことで、嗣聖元年の明年では無い、危險い書き方なれば注意せよ、さて中宗は韋氏を立て丶皇后とし、其の父なる韋玄貞を侍中に任じやうとした處が、中書令の裴炎は不同意を申立てると、中宗は怒つて、我天下

ら、今の内に身分の賤しい者の腹なる皇子を太子に立て、置くが得策であると、皇子陳王忠の生母劉氏の微賤である處から、高宗卽位の四年七月に皇后に竊に教へて、帝に勸めて忠を皇太子に立てさせた、然るに王后廢せられ、武氏之に代ると、許敬宗の建議であるが、實は武后の意で忠を廢して、武后の生んだ弘を立てた、弘の人柄は目上にも目下にもやさしく、朝野の臣民いづれも行く行く季は天晴の賢君と賴母しく思ひ居たるに、母なる武后の氣儘勝ちなるに對して弘の言葉折り折り氣障となると少からず、最後に武后が前に王后と同じく殺害した蕭妃の生んだ二人の公主、年既に三十を踰えながら尙ほ宮中に押込められてあるを弘は深く氣の毒に思ひ、上元二年の初め帝に他に緣付けらるゝやう願出たのが、最も母后の怒に觸れ、間もなく弘は薨去となつた、當時の人人專ら毒殺と評判したがそれに違はなからう、そこで其の次の子、雍王の賢を立てた、是れも頗る明敏であつたが、武后の信じて居る方士の某といふは、常に武后に賢を誹つて居た處に、丁度何者にか暗殺されたから、武后は賢の所爲と疑ひ、種種事を拵へて遂に之をも廢して庶人に落し、其の次の子の哲を皇太子とした、是れは永隆元年の八月の事である、隨分邪險な母もあつたものだが、武氏には、こんな事は何んでない、まだまだ酷い事は幾個もある、

上在位改元者十三、曰永徽、顯慶、龍朔、麟德、乾封、總章、咸亨、上元、儀鳳、永隆、開耀、永淳、弘道、凡三十四年、而政在中宮者三十年矣、

【字解】　中宮、皇后の宮殿、武后を指す、

【解釋】　高宗在位の間に年號を改めたことが十四の多きに至つた、本文の十三は誤で調露を脱した、最初は永徽で六年、次に顯慶で五年、次に龍朔で三年、次に麟德で二年、次に乾封で二年、次に總章で二年、次に咸亨で四年、次に上元で二年、次に儀鳳で三年、次に調露、永隆、開耀、永淳、弘道といづれも僅一年づゝで凡そ三十四年（貞觀二十三年六月の卽位からいへば三十五年）而るに永徽五年武氏を昭儀としてからは、帝は全く其の奴僕同樣に行動したのだから、百般の政事の權柄は實際中宮に在つたことは三十年で、親政の正味は只の四箇年である、

自褚遂良等死後、群臣無敢諫者、李善感嘗因事一諫、人以爲鳳鳴朝陽、上崩、太子哲卽位、是爲中宗皇帝、

【字解】　鳳鳴朝陽、詩經に曰ふ、鳳凰鳴矣、于彼高岡、梧桐生矣、于彼朝陽、と此方の梅に鶯、柳に燕などゝ同じく梧桐に鳳凰は附物である故、斯くいふ、詩の辭は別別の樣に聞ゆるが、其の意は、鳳凰は彼の

てたのが濫觴となり、此の度、尊號を上る様な事情にもなつたのである、此の風が玄宗の代に至つて愈〻盛に、老子は殆んど唐の先祖に確定した姿であつた、是等の事は元元諂諛者の捺へた話でもあらうが、革命國の君主は民望を得たさに、如何に古昔有名の人の後胤と稱することに腐心するかゞ分る、

以李勣爲遼東大總管伐高麗、總章元年、李勣拔平壤、降其王、高麗悉平、置安東都護府、

【解釋】是れより先き、龍朔元年の夏に、兵部尚書の任雅相を遣り高麗を伐たせて平壤まで圍んだが、仲仲攻め落すことがむづかしいに因つて其の軍を引き戻した、其の後數年內に、高麗の故の蓋蘇文の長子と蘇文の弟との間に不和を生じて爭鬪が始まり、長男の方が唐に救を求めて來た、因つて帝は將を遣つて之を援け、大に高麗の軍を破つて必勝の見込が著いたから、乾封元年の十二月に更に李勣を遼東大總管として之を伐たせ、同二年から總章元年の半までに殆んど高麗の屬城を攻め落して、此の秋、諸軍鴨綠を渡つて、直に平壤を包圍すること一箇月餘で、高麗王高藏は力盡きて降參し、是歲十二月、昭陵即ち太宗の陵に獻じられた、此の高麗の高氏は漢時代からつゞいて來て凡そ九百年で亡びた、其の百六十七城は唐の九都督府四十二州百縣となり、平壤の安東都護府の統轄に歸した、時に李勣は正に八十歲であつたといふ、既に顯慶四年には百濟も唐に討平せられ、新羅は勿論初めから歸服して居たのであるから、今の朝鮮は全く唐のものになつたのである、

上元元年、帝稱天皇、后稱天后、

【解釋】此の事は上元元年の八月で、別に解釋も要せぬが、武后が政事上の權力愈〻重く、皇帝を凌ぐに至つた樣子が知らるゝ、

初帝以賤妾子忠爲太子、武后廢之、立后之子弘、弘仁孝、中外屬心、忤后意、鴆之立其次曰賢、又以事廢之而立其次哲、

【字解】賤妾、身分の賤しい妾、仁孝、臣下にもやさしく、目上にも善く事ふ、鴆之、毒殺する、

【解釋】始め王皇后に子が無い、皇后の舅、當時中書令なる柳奭が爲めに心配して考へるやう、若し身分の高い後宮の生んだ子を太子に立てらるゝと、後後皇后の爲めにならぬか

ぬ、帝と武氏とは大に失望して、殺風景に酒宴を濟して歸つたが、內殿で大臣會議の際も無忌は反對した、斯樣な事情より、武后は無忌が澤山な賜物を素取りして、遂、自分を助けぬのを深く怨んで、內內許敬宗に彼の隙を狙つて罪に陷れるやう言ひ含めて置いた、そこで顯慶四年になると、許敬宗は遂些細な事から無忌を謀叛の企があると奏上に及んだ、帝も初は信じなかつたが、許敬宗は種種に其の事を拵へて帝を騙したから、四月、遂に無忌が太尉と趙國公の官と封爵とを削つて、遠い黔州に安置した、又彼の褚遂良の身の上は如何かといふと、潭州都督から桂州都督に遷され、更に一層遠隔の愛州刺史とまで貶された、愛州とは今の安南の內であるが、此の度無忌が安置に先づ一年前に其の地に死亡した、然るに小人の殘忍といふは酷いもので、無忌の謀叛は褚遂良、柳奭、韓瑗によつて勸められたのであると申立て、此の度又死後より遂良の官爵をも追ひ削つてしまつたのみならず、此の秋七月になると再び無忌等の罪を吟味して、無忌は無論、皇后廢立の事に關して武氏に反對の議者であつた韓瑗、柳奭も皆殺されてしまつた、初め韓瑗は振州刺史（振州は今の瓊州府崖州）に、柳奭は象州刺史（今廣西柳州府に屬す）に貶されてあつたが、それをも除名して七月に枷を加へ、京まで引上げて斬罪に處する積りであつた處、瑗は死去した爲め、奭だけ長安で斬られた、無忌へは許敬宗から使者を遣つて、逼つて縊死させたと云ふ、柳奭は元來王后の母方の叔父で、中書まで爲つた人だから殺されたのである、

乾封元年、上封泰山、至亳州、尊老君、爲太上玄元皇帝、

【字解】 封泰山、屢、前に見た、亳州、今安徽の潁州府に屬する、老君、即ち老子、

【解釋】 乾封元年正月、帝は武后同道で元日に泰山の南に於て昊天上帝（天帝）を祀り、二日に泰山を祭り、玉牒を石篋に藏めて山を封じ年號までも乾封と改めた、泰山の封祭は秦始皇を始め、本書に屢、見えて自分の威德を誇る帝王の能くやる祭である、此の祭の歸路に帝は昔、老子が栖んで居たといふ亳州に立寄り、老君の廟に參詣して、それに尊號を上つて太上玄元皇帝とした、老君といふのも老子の敬稱であるが、それを此の度一層尊んだものである、其の故は詰らぬ事であるが、高祖皇帝の武德三年五月に晉州の吉善行といふ者は、今の平陽府浮山縣の南方に當つて居る羊角山に於て、白衣の老翁に出遇つた處が、其の翁は善行に向つて、汝は吾が爲めに唐の天子に、吾は其方の先祖であると云つたと告げて吳れと、此の旨善行から高祖に言上に及ぶと、唐の姓は李、李姓で有名な老人は李耼、李耼は卽ち老子、然らば唐の祖先は老君なりと云ふことになつて、詔して其の土地に於て廟を立

又必死になつて爭つた、帝は大に怒つて之を宮外に引出させると、武昭儀は大聲で、簾の陰から、何ぜに其の畜生を撲殺さぬかと怒鳴つたといふ、此の際、長孫無忌は遂良は先帝顧命(後の事を遺託せられた)の重臣なれば、決して刑を加ふべからずと諫め、侍中の韓瑗も涕泣して爭ひ、中書令の來濟も上書して立后の不可を諫めたが、帝は皆聽入れない、然るに此の評議の席に李勣は病氣届をして出ない、又于志寧は出席はしたもの丶、發言しなかた、後ち一二日立つて李勣が見えたから、帝は之に向つて武昭儀云云を話し出して問ふと、李勣は案外にも無造作に應へて曰ふ、斯樣な事は元來陛下の御家內の小事で、國家の表向きの沙汰とは違ひ、陛下御一人の決斷にて足ることなれば、何にも更に他人に御相談に及ぶべきと言ひ放せば、帝は尤もと頷いて其の事が遂決定した、實に人といふものは當にならぬ者で、太宗の如き明君の眼識でも、李勣はこんな男とは見透しは著かなかつた、

事態はもう斯うなつたから憐むべし再び右射僕であつた褚遂良は潭州都督に貶され(潭州は今の湖南の長沙府)李儀府は參知政事の顯職に昇つて愈、朝政にも參預する、此の義府といふ男は溫厚な恭謙な尤もらしい樣に見せ掛け、交際にもにこ〳〵顏して愛嬌を振りまく、然るに其の胸の內といつたら、狡猾で危險で、何處までも自分に優る人をばそねんで之を倒さうといふ根性を持つて居る、それ故、世間の評判には、義府の笑の中には刀がかくれて居ると謂つたものだ、又柔和に見せて居て物を害する處から、李猫と綽號を付けて陰で呼んだといふ、本文外ながら義府は此の後愈、帝の寵愛を得て右相まで進んだが、龍朔三年罪を以て雋州(今の四川の寧遠府)に流され、其の後大赦があつても重罪人といふかどで赦されない爲め、無念の餘り發病して死んだ、

武后以長孫無忌不助己、深怨之、顯慶四年、削無忌官、黔州安置、遂良先一年卒、至是無忌與初議者柳奭、韓瑗、皆被殺、

【字解】黔州、今の四川酉陽府彭水縣治、安置、極遠隔の州郡に流さるゝを安置といふ、之を此處に捨置いて去らせぬ意、

【解釋】初め帝は王皇后を廢する志があつても、大臣の手前を遠慮して種種武氏と計略を運らし、先づ第一に長孫無忌の心を引いて贊成させやうと考へ、永徽五年の冬、武氏と一緒に無忌の屋敷へ臨幸して酒宴を開き、無忌が愛妾の生んだ子三人を召出して、いづれにも朝散大夫を授け、又十臺の車に黃金、錦等を山の樣に積んで之を賜つた、そして帝は無忌に向ひ、王皇后が子が無くて困るなど丶、そろ〳〵廢立の話を說き出すと、無忌は他の事を言つて脇へそらして甘く乘ら

て行つて、遂にこんな穢らはしい事になるのである、斯うなると是れで濟まずに其の毒は愈、深く、其の禍は愈、大きく、唐の子孫は殆んど斷絶するばかりに立ち至つた、閨門の亂れといふは、其の初は一家內の密事で小さい樣なものだが、其の結果は子孫末代までの禍、天下萬民にも及ぶ騷動となる、恐るべきものではないか、

六年、上欲廢皇后王氏立武昭儀爲后、許敬宗、李義府贊之、褚遂良不可、以問李勣、勣曰、此陛下家事、何必更問外人、事遂決、褚遂良貶、義府參知政事、義府貌若溫恭、與人嬉怡、而狡險忌克、人謂笑中有刀、柔而害物、謂之李猫、

【字解】外人、他人、參知政事、宰相の副として朝政に參預する官名、溫恭、おだやかにうやうやしい、嬉怡、にこにこして愛嬌がある、狡險、惡るがしこくてあぶない、忌克、人をそれんで負けぎらひの根性、

【解釋】武昭儀は愈、帝の寵愛を得て、遂に皇后王氏を無き者にして自ら之に代らん野心を生じ、種種樣樣に計略をめぐらしたから、帝は全く之に迷はされて皇后の子の無いのを名として之を廢せんとしたが、王皇后は元來先帝臨終の折に高宗と其の枕邊に同坐の上、先帝より長孫無忌、褚遂良に吳れ〴〵も此の兩人をよく賴むとの遺言があつた事であるから、帝も容易には發表しにくゝ、控へて居ると、許敬宗や李義府などの小人共が頻に之を贊成した、別して此の李義府といふ者は中書舍人であつたが、長孫無忌に惡まれ遠國へ左遷せらるゝ場合になつて、如何かして罪を脫れる好い工夫は無いかと、同僚の王德儉といふ許敬宗の甥に當る者に相談すると、儉德は現在、皇帝は武昭儀を皇后に立てやうとしても贊成者のないのに閉口して居らるゝ場合であるから、君は一つ其の策を建言して見給へと勸めた、義府は尤と其の事を行つた處が、帝は大に悅んで左遷どころか義府を中書侍郎に昇進させた、そこで帝は此の六年の九月に決心して長孫無忌、李勣、于志寧、褚遂良の元老を內殿に召した、遂良は曰ふには、今日の御召はいよ〳〵廢后の事に相違なし、之に反對の者は固より命はない、然るに太尉(無忌)は元舅、司空(李勣)は功臣なれば、主上に之を殺すの惡名を取らしめては宜しからず、我こそ今日死を以て爭はなければならぬと決心して參朝に及んだ、果して推量にたがはず廢后の相談であつたから、遂良先帝の遺言から述べ起して滔滔と其不可を極諫した爲め、其の日はそれで止めとなつて、明日再評議となると、遂良

修身治國盡在其中、一旦不諱、更無言矣、至是卽位、長孫無忌、褚遂良受先帝遺詔輔政、以李勣爲左僕射、尋爲司空、

【字解】 帝範、帝王たる者の心得とすべき法則、篇、文章一首を一篇といふ、不諱、死といふことを遠廻に謂ふ、死は人の諱み避けることが出來ぬ事故斯くいふ、不可諱の略である、

【解釋】 高宗皇帝は名は治といひ、其の母は皇后長孫氏で無忌の妹、世に稀な賢明の后で貞觀十年に崩じ文德と諡せられた、十七年、太子承乾謀叛の罪で廢せられた時に、太宗の意は第三子の泰を立てる積りであつたが、長孫無忌は力めて太宗に勸め治を立てた、治太子となり、東宮に居ること七年の後太宗は崩じた、是より先き貞觀二十二年の正月のことであつたが、太宗は帝王の心得とも謂ふべき帝範といふ十二篇の書を作つて太子に授けられたが、十二篇とは、君體、建親、求賢、審官、納諫、去讒、戒盈、崇儉、賞罰、務農、閱武、崇文である、其の折、太宗は太子に曰はれるには、身を修めることも國を治める道も、悉皆其の帝範の中に書いてあるから、能く讀めよ、一旦朕が此の世を去る事になつても何にも他に遺言は無いぞといはれた、是程、帝の前途に就いて太宗は深く思をのこされたのである、是で愈々卽位となると外祖の長孫無忌と褚遂良の二人は先帝の遺詔を受けて心を協せて政を輔佐した、二人は固より忠良の臣であるから、高宗が初年の政は貞觀の遺風があつて立派な者であつたといふ、帝卽位間もなく先帝の遺言の通り、李勣を疊州から召還して左僕射とし、間もなく又司空に陞せて大に親任した、此處までは好かつたが、末年の永徽元年の冬になると、褚遂良は他人の土地を無理に買上げたとかいふ監察御史の彈劾によつて、同州刺史(同州は卽ち今の陝西の同州府)に左遷された、此の邊から高宗の治世はそろ〳〵面白くなくなつて來る、

永徽五年、以太宗才人武氏爲昭儀、

【字解】 才人、昭儀、唐の女官で天子の妾ともいふべきは第一に三妃で位は正一品の格式で皇后の直ぐ次、第二は六儀で正二品の格式、昭儀は卽ち其の一である、第三は美人で正三品の格式、四人ある、第四は才人で正四品の格式、七人ある、總て四等で二十人、

【解釋】 永徽五年の三月、帝は太宗の才人であつた武氏を昭儀とした、武氏の來歴は下に委しく見えるから此處には述べぬが、高宗父の妾を以つて己の妾としたことは、實に破廉恥至極の事で、禽獸と違つた所はない、然かし太宗とても女色に迷ひ、四十歲を越えて十四歲の妾を(武氏)持つたなど、は既に法外な事で、最初に其の道を得ないと、何處迄も狂つ

成立の初年といふものは、此處に彼處に互に負けぬ氣の幾多の英雄が竝び起つて、各〻死生を賭けて其の勢力を角べ、一人遂に百戰に打勝つた上で始めて彼等を屈伏させて臣下とし、こゝに治平の仕組を立てるのであれば創業の方はむづかしいに相違ありませぬと云ふ、然るに魏徵の對ふるには、いや〳〵左にあらず、古來幾代の帝たり王たる者の天下國家を得たると失ひたるとの實際に付て見るに、いづれも之を得たるは艱難苦辛の初で、之を失ひたるは安樂氣樂の後でない者はござりませぬ、然らば守成の方は實にむづかしいのでござりますと玄齡と反對に述べた、いづれも一理あつて尤もの言である、そこで帝は雙方の調和と其の結末を附して曰ふ、玄齡は吾と共に天下取つた者で、百死の危難を脫れ出て、やつとの事で一生を取り留めたのであるから、創業のむづかしい事を知つて居るのださう言ふのも決して無理はない、又徵は吾と共に天下を安んじた者で、常に驕奢といふものは富貴から出、禍亂といふものは輕忽にする所から出ることを思つて心配して居るから、守成のむづかしい事を知つて居るのだ、是れも決して無理はない、要するに創業も守成も皆むづかしいに相違はなからう、然かし今日で言へば、創業のむづかしい事はもう過ぎ去つてしまつた、守成のむづかしい一事こそ現在の大問題であれは、各〻方と共〳〵に注意することに致さうと話された、

自知神采爲臣下所畏、常溫顏接群臣、導人使諫、賞諫者以來之、惟末年東征之役、褚遂良嘗諫不聽、太子立、是爲高宗皇帝、（以上三節は本書では一續）

【字解】　神采、威光、溫顏、やさしい顏色、來之、來るやうにする、東征之役、卽ち高麗征伐を言ふ、

【解釋】　帝は自分から威光の貴くて臣下共に餘りに畏入つて居らるゝを知つて居られたから、何時も態態やさしい顏色をして群臣に遇はれ、又此方から諫めさするやうに何分他を導いたもので諫むる者があれば腹を立てるやうなことは決してない、いかにも之を褒めて來るやうに仕掛たなど、注意は實に至つたものである、然るにたゞ、末年に高麗征伐の催に就いて褚遂良が一時痛く諫めて止めたことがあつたが、聽き入れずに遂不成功に終つたのは惜むべし、太子立つ、卽ち高宗皇帝である、

○高宗皇帝名治、母長孫皇后、承乾廢、長孫無忌力勸太宗立治、在東宮、七年、太宗嘗作帝範十二篇以賜、曰、

は車輪內の轂にあつまる木でやと訓む、湊は、あつまる、卽ち各方面から一處に輻の如く寄集ること、售、うる、賣り付けること、懈、おこたる、心のゆるむこと、

【解釋】　是歲二十三年五月に太宗は遂崩御になつた、年は五十三、在位は二十四年で(貞觀元年は卽位二年である)改元は只一つ卽ち貞觀である、帝は初め武の勇しい手柄で世の禍亂を平定したが、終には文のやさしい德で以て天下を安んじた、平生自ら驕慢で大掛り好きを何よりの戒として懼れてあつた、或時の言葉に、人君は唯だ一人、一人の心は唯だ一心、然るに外面より此の一心に向つて攻寄せて來る敵はなか〳〵衆多である、或は勇力を以て此方を戰爭好にしやうとし、或は辯口を以て此方に是非を取違ひさせやうとし、或は諂諛を以て此方の機嫌を取らうとし、或は姦詐を以て此方を騙さうとし、或は嗜欲を以て此方を奢らせやうとして、八方面から寄集つて各〻自分が得意の技をうまく此方に賣付けやうとか〻つて來るのである、されば人君たる者の心に少しでもゆるみが出來て、右の內の一つでも蹈込ますと、直ぐに危險と滅亡といふ畏しい事が附隨つてやつて來る、此處が人君たる者の位を保つ上にむづかしい譯であると話された、此の一節を逆に言へば、危亡は嗜欲姦詐諂諛等の邪惡に隨ひ、邪惡は人主の心の懈りによつて入り、心の懈は其の平生の驕侈から生ずる、故に太宗は常に驕侈を以て懼としたのである、

嘗問侍臣、創業守成孰難、玄齡曰、草昧之初、群雄竝起、角力而後臣之、創業難矣、魏徵曰、自古帝王、莫不得之於艱難、失之於安逸、守成難矣、上曰、玄齡與吾共取天下、出百死得一生、故知創業之難、徵與吾共安天下、常恐驕奢生於富貴、禍亂生於所忽、故知守成之難、然創業之難往矣、守成之難、方與諸公愼之、

【字解】創業、創は始也、國家經營の大業を始める、守成、既に成就した事業を守つて失はぬやうにする、草昧、草は事の手始めの場合、昧は夜の未だ明け放れぬ時、故に世の未だ開けぬ又は國家の未だ治らぬ時をいふ、角力、力を角ぶる、勝負する、安逸、安樂氣樂、所忽、輕く視て居る所、往矣、過ぎ去つた、愼之、氣を付ける、注意する、

【解釋】　帝は或時侍臣に問ねて曰ふ、創業と守成とどちらがむづかしいと思ふかと、房玄齡は之に對ふるには、國家未

重臣となつたのである、

二十三年、上有レ疾、謂二太子一曰、李世勣才知有レ餘、然汝與レ之無レ恩、我今黜レ之、我死用爲二僕射一親二任之一、若徘徊顧望、則當レ殺レ之耳、乃左二遷疊州都督一、受レ詔不レ至レ家而去、

【字解】 汝與之無恩、其方は世勣にまだ恩を著せたことはない、徘徊顧望、徘徊はぶら〳〵して直ぐ行かぬ、顧望はそちこち樣子を見て居る、左遷、低い役に遷される、疊州、今の甘肅省洮州、

【解釋】 二十三年三月から帝は病氣であつたが、五月になると愈〻重い、皇太子を枕邊に呼んで曰ふには、李世勣は才知は充分過ぎる位な者なれば取扱方を得れば此の上も無い良い家來だが萬一之を誤ると仲仲油斷のならぬ男である、然るに其方は彼に對してまだ是れといふ恩を著せた事は無いに因つて、行末誠に其方の爲めに案ぜらるゝ、然らば朕今彼の官を貶して黜け出さん間、其方は朕が死去を待つて直に召出して僕射に任じて親任せよ、彼は必ず恩に感じて其方の爲めに忠を盡すであらう、若し此の度命令を受けながら、ぶら〳〵して屑く出發せずに、そちこち樣子を伺ふ如き體あれば、是れ正しく異心ある者なれば、其の時は直ぐ打殺すべきであると話された、そこで帝より突然世勣へ、遠く疊州都督として赴任すべき詔が下つた、世勣は其の頃は東宮の詹事の官で同中書門下三品、即ち中書令及び侍中と同じといふ立派な格式で居たのを出されて地方の都督とせられたのであるから所謂左遷である、然るに徘徊顧望どころか、詔を官府で承ると自分の家にも立寄らずに、其の足で直に疊州へ赴任してしまつた、太宗の謂はれた、才知餘り有りは是れでも知らる、

上崩、在位二十四年、改元者一、曰二貞觀一、上雖下以二武功一定中禍亂上、終以二文德一綏二海內一、常自以二驕侈一爲レ懼、嘗曰、人主惟一心、攻レ之者衆、或以二勇力一、或以二辯口一、或以二諂諛一、或以二姦詐一、或以二嗜欲一、輻湊各求二自售一、人主少懈而受二其一一、則危亡隨レ之、此其所二以難一也、

【字解】 綏、安也、やすんず、驕侈、二字ともおごろ、但驕は慢心、侈は大掛りなことを好む、一心、此の一心は熱心專心同心などの意でなく、下の攻レ之者衆に對していふ、故に孤獨の心と見るべし、輻湊、輻

三十二年、號為賢相、然無迹可尋、上定禍亂、而房杜不言功、王魏善諫諍、而房杜讓其賢、英衛善將兵、而房杜行其道、理致太平、善歸人主、為唐宗臣、

【字解】 司空、三公の一、尚書令の上に正一品の位で三師三公があるが、元勳を待遇する名譽の官名で實職はない、梁公、梁は國、公は爵、迹、功迹をいふ、是れといふべき功勞の痕迹、王魏、王珪と魏徵、諫諍、諫め諍ふ、房杜、玄齡と如晦、英衛、英公李勣と衛公李靖、其道、李靖李勣の方法、理、治である、人主、天子、宗臣、諸臣中模範として敬ふべき元勳、

【解釋】 太宗は本年春以來保養の為め玉華宮（今の鄜州宜君縣にあつて長安から近い）に滯在し、房玄齡は都の留守をして居たが、夏になつて發病危篤の聞えがあつた為め、帝は都より態々玄齡を送らせ、輿のまゝ殿中に擔込んで君臣流涕して對面し、其の日から宮中に留め置いて絕えずに病狀を問ひ、玄齡も大病に拘らずに上表して帝の尚ほ高麗征伐の念を絕たぬを諫め、病勢愈重くなつて主從互に手を握つて永の訣をしたと云ふ、是れは本文外の事であるが、君臣間親愛の情が如何に深かつたかゞ想ひ知らるゝ、さて司空なる梁國公の房玄齡がいよ〳〵卒去となり文昭と謚せられた、太宗の悲哀自ら押へ切れぬまでに至つた、此の玄齡は帝を補佐して隋末麻の如く亂れた天下を平定し、爾來宰相となつて其の位を終はるまで實に三十二年の久しい間で、賢明な宰相と世間から稱された、然かし其の手柄は何んであるかといふと、是れぞと迹形の尋ね得らるる花々しい者は一ツも無い、それも其の筈、太宗が建成元吉などの禍亂を定めた前後に於て、玄齡如晦兩人の骨折は容易なことでは無いが、兩人は是等に付て自分から功勞を口外したことは少しもなかつた、又當時王珪と魏徵とは識見のある又忠直な人で、帝に過失があると善く之を諫めて少しも憚らずに爭つたものだからして、房杜は此の向きの事は一切王と魏の賢才に讓り任せて置いたものだ、又當時、英公勣と衛公靖は兵法の達人、希世の明將であつたからして、房杜は此の向きの事は彼等二人の方法を施行したものだ、決して功名を人にばかり占められるのを氣にして自ら利口振つて諸事に手を出し、世に褒められ樣とするなどの事はせぬ、それで其の施した治理の結果は天下の太平を致し、善美の事は天子の德になつてしまつて、彼の兩人には、是れと尋ね得らるゝ手柄の迹形が無いも道理である、こゝは房杜の器の大きい、働の大きい、又心に私の無い、實に立派な處で、天下の大宰相たる者は斯くなくては叶はぬ、それ故自然天子には親頼せられ、廷臣には尊敬せられて、唐代比類なき

あれども、前に見えた敕勒十五部中薛延陀を除いての其の內と知るべし、歸命、詔諭の命の通りになる、偏師、一部分の軍勢、本軍の大兵でないことを言ふ、廟略、廟は宗廟、略は策略、古は軍國の大事は先づ宗廟にて其の策略を定めた、故に朝廷で定める征伐の大方針を廟略といふ、延陀、薛延陀は元來、薛と延陀との兩部が合併したもの故、文字の都合上斯くいふ、鐵勒、本註には西夷の別種とあれども、然らず、他本によれば矢張敕勒のことである、混元、太古之時、元氣混然と集覽に見える、極昔のこと、以降、このかた、頒示、頒は分配の意、戶戶名名に示す、雪、穢を洗つて雪の樣に淸くする、そゝぐ、兇、寇をする惡物、

【解釋】　薛延陀の多彌可汗は殺伐な人柄故、國人より好くは思れない、それに著込て回紇などの諸部が攻擊した處が大敗軍をしたによつて、唐は打捨て、置かれず、江夏王の道宗を將として薛延陀に向はせた、多彌可汗大に驚き出奔して回紇に殺され土地も取られたが、其の逃げ落ちた七萬餘の人民は共に又可汗を立て、唐に一部落を存し度く願ひ出た、然かし敕勒の諸酋長も不安心に思ひ、唐も餘り悅ばないから、今二十年八月帝は靈州まで出張し、李世勣を薛延陀に遣して擊たせたるに可汗は直ぐ降伏した、そこで詔を以て敕勒の諸部にも服從するやう諭されたるに、回紇等の十一姓の酋長共大に喜び、各〻使を行在所にまで遣はして帝の命通りになることゝなり、其の地に唐の官司を置いて統轄し給へと願出た、こゝで沙漠以北の敕勒即ち匈奴の種族も悉皆唐朝の直轄となつて、北方の患は無くなつたから帝は左の詔勅を發布した、朕は先きに聊か一支軍に申付けて多年塞外に威を振ひ居たる突厥の可汗なる頡利を一擧に追逐して生捕にし、こゝに始めて我が廟堂の策略を弘むるを得て、今や漠北千里の薛延陀をも滅し、鐵勒の諸部も悉く歸服して、其の百餘萬戶の人民は大唐の州郡たらんと願出でたり、斯の如き盛事は太古より以來殊に前聞したること曾て之れなし、宜しく莊嚴に禮式を具備し、宗廟祖先の神靈に報告し奉るべき者なり、仍て之を天下各州各縣の人民に落なく頒布して告示すと、帝因て又詩を作り、其の內に本文の通りの二句がある、其の意は、周の大王の餘儀なく岐山に遷り、漢の高帝の平城に苦んだ如きは、皆北狄の所爲で中國の大恥辱である、幾千年來、歷朝國內に侵入せられ幾百萬の人民に血を流させ、幾千萬の財寶を失つたも北狄の兇暴に罹つたのである、然るに今や其の北狄は悉く我に降伏させて、茫々たる沙漠の南北、悉く我が領土に歸してしまつた、然らば我は是れ中國の恥辱を雪いで百代の帝王の恨に酬る、北狄の兇暴を除いて千歲の仇を報じたのだ、嗚呼愉快愉快といふのである、帝は此の詩を靈州で石に刻み、紀念碑を建て、還つた、

二十二年、司空梁公房玄齡卒、上悲、不自勝、玄齡佐上定天下、及終相位

とであるから、都の守備の薄弱なことは必然で、之を襲へば詰度取れる、之を取れば敵の根本を覆したのであれば、其の他の枝葉の城城は、一戰に及ばず悉く降伏さすることは出來るといふのである、然かし又一方には、此の度の軍は御親征で、其の掛引きは尋常の諸將が出陣とは事違ひ、愼重に愼重を加へて萬全の策を取るべき筈、決して奇勝を當てにして危險に乘込むべからずなど反對の議論も出て、なか〳〵決定せぬ、もう、かうなつては兵鋒が鈍つて來たので面白くない、又此の遼東は早く寒さが來て、草が枯れ水が凍つて兵士も馬匹も迚も久しく留り難い土地であるのに、時節も已に九月にもなり、其の上實際兵粮も盡きやうとして居るから、流石の太宗も、いつそ大困難に陷らぬ先きに體好く此を退くのが却つて勝だと考へ、遂に全軍に引揚げの勅命を下し、安市城下の敵前で正正堂堂と大軍の勢揃をして兵威を示しつゝ、引揚げると、城主も櫓に登つて見送り、帝からも之に縑百匹を贈つて其の忠勇を賞美したと云ふ、此の征行は高麗の十城を攻落し、蓋、遼、巖三州の人民(本文には戸口とあれども戸は附字にて人口だけと見よ)七萬人を唐の本土内に徙し、又大合戰は三度で、打取つた首數は四萬以上に及んである、然かし味方に於ても戰士の討死した者は三千人近くもあり、戰馬の斃れたのは十中七八分の多數に上つた、それに歸途暴風雪に出合ひ、士卒の困難は言語に絶した、斯樣わけで、晉陽の旗揚げ以來百戰百勝の太宗も、此の高麗征伐だけは不成功に終つたから、深く之を後悔して、魏徵が若し今日まで生き長らへて居たならば、朕に此の度の征行あらせはしなかつたらうと歎聲を漏らされ、宿續ぎの飛脚を長安に急がせて、小牢を供へて徵を祀らせ、再び三年前に仆した御製の碑を立て、又其の妻子をも態々行在所に召して之を勞り、物を下し置かれた、

二十年、上如靈州、遣李世勣撃薛延陀、破降之、詔諭敕勒諸部、回紇等十一姓、各遣使歸命、乞置官司、詔曰、朕聊命偏師、遂擒頡利、始弘廟略、已滅延陀、銕勒百餘萬戸、請爲州郡、混元以降、殊未前聞、宜備禮告廟、仍頒示天下、上爲詩曰、雪恥酬百王、除兇報千古、刻石於靈州、

【字解】靈州、前に見えた、薛延陀、當時敕勒諸部中で最も強くあつた、今の天山北路の科布多地方、回紇等十一姓、回紇は先に袁紇又烏紇といひ、隋代になつて始て回紇といつた、今の札薩克圖汗の東から沙漠の北邊に沿つて滿洲界の處までに居た、十一姓は本註に未詳と

渡遼水、拔遼東城、降白巖城、攻安市城、大破其救兵於城下、安市城險兵精、堅守不下、議者欲拔烏骨城、渡鴨綠水、直取平壤、覆其本根、則餘可不戰而降、或又謂、親征異於諸將、不可乘危、上以遼左早寒、草枯水凍、士馬難久留、且糧將盡、勅班師、是行拔十城、徙戶口七萬三大戰、斬首四萬餘級、然戰士死者、幾三千人、戰馬死什七八、不能成功、深悔之歎曰、魏徵若在、不使我有此行也、命馳驛祠徵以少牢、復立所製碑、

【字解】 定州、即ち今の直隷省の定州、遼水、即ち遼河、南流して渤海に注ぐ、遼東城、今の遼陽州、白巖城、今の遼陽州の東北、安市城、今の蓋平縣の東北、烏骨城、未詳、鴨綠水、即ち鴨綠江、平壤、當時高麗は此に都した、班師、軍を引戻す、班は還也、十城、名稱未詳、什は十と同じ、馳驛、宿場から次き〳〵に舟車人馬等を立て順送りにするを驛といふ、馳驛とは、使者を送る宿宿の車馬を急がせること、少牢、牛羊豕の牲を饗食するを大牢と云ひ、牛を除きたるを少牢と云ふ、

【解釋】　十九年正月帝は洛陽を出發して定州に到著し、ここから諸軍を進發させ、三月に帝も發輦あつて五月に遼水を渡つて愈〻高麗の領地内に攻入り、遼東城を拔き、白巖城を降伏させ、六月に安市城を攻めた處が、高麗國北部の都督なる延壽と惠眞なる者十五萬の大兵を引いて城を救はんと馳付けた、帝は長孫無忌、李世勣等と奮戰して大に之を其の城下に擊破つた、今遼陽の西南にある首山は一名を駐蹕山といふが、即ち其の折帝の馬をとゞめた爲めに名づけたのだといふ、帝は又使者を以て此の大勝利を定州に留めて置いた皇太子と其の太傅なる高士廉等に報知して、朕は將たれば此の如し、何如とまで曰つた、其の得意は實に想ひやらるゝ、然るに此の安市といふは其の城が險阻に依り、楯籠つた將卒もいづれも一騎當千の剛の者であるから、援軍の敗北などには少しも驚く樣子もなく、衝けども擊てども堅固に守つて居る、唐軍五十萬晝夜の別なく夏より秋まで攻めたが、何しても落すことは出來ぬ、そこで種種軍議を凝すと、江夏王の道宗（本文の議者）などは別に精兵を引いて急に烏骨城を攻拔き鴨綠水を渡つて、直に高麗の都平壤を襲ひ取らうといふ計畫である、其の故は、高麗は國中の兵力を傾けて我軍を此に拒ぐこ

南に遷された、而して帝の第九子なる晉王治は遂に太子に定めらる、時に年十六、
さて又此の變に關して、意外にも是れまで信用比類なかつた魏徴が死後の身に災難が及んだ、徴は嘗て侯君集及び杜正倫といふ者を帝に薦めて、是等は實に宰相の大材ある者なれば、重く御用ひ然るべしと申したる故、帝も能く信任してあつたのに、君集は謀反の參謀となり、正倫も太子付の官にて內實は幾度ともなく諫めても用ひられずに却て落度となつて貶せられた、こゝで帝は始めて、徴といふ者は忠直無私に見せかけて內實は他に阿つて味方を拵へて居たと疑ひ出した折も折り、又魏徴は自ら長年の間、前後帝の過失を諫めた辭を書き集めて起居郎の褚遂良に內內見せたといふやうな事が聞えたから、帝の心中愈〻面白くなくなつた、初め徴が臨終の時に、帝は皇女の衡山公主を其の面前で指して、之を卿が子の叔玉が嫁にするとまで確に言はれたのに、是になつて俄に其の婚姻を停止したばかりでなく、數箇月前に徴の爲めに建てた御撰の碑をも引き仆させてしまつた、實に明君に似氣ない事である、

十八年、上親征二高麗一、先レ是高麗泉蓋蘇文弑二其君一、新羅又遣レ使言、百濟與二高麗一連レ兵、謀レ絶二新羅入貢之路一、乞レ兵救援、上遂討レ之、先如二洛陽一、

【字解】泉蓋蘇文、泉は姓で蓋蘇文は名、或は蓋は號なりなどゝいふ說もある、連兵、聯合して兵を繰出す、

【解釋】　十八年九月高麗親征の師が興つた、其の故は、十六年十一月に高麗の臣、泉蓋蘇文といふ者、悉く諸大臣を殺して宮中に馳入り、其の王建武をも弑して王の弟を立て、自ら大臣となつて權力を恣にした、建武は元來唐に事へて恭順で貢を缺いた事はなかつたから、帝は其の爲めに蓋蘇文を討たうといふ意があつた處へ、十七年九月に新羅の使者が來て曰ふには、百濟と高麗と聯合して軍兵を繰出し、新羅の大唐へ入貢する道路を絕切り、實に困却しますから、何卒唐より兵を貸し我を援け給へと申した、然かし帝は一應勅書を以て高麗に諭したが、蓋蘇文は更に承服せぬ、そこで帝は褚遂良の諫を用ひず、李世勣の勸に從つて高麗征伐の師を興し、十八年十月帝先づ洛陽に往き、こゝで征伐軍の手分を定めた、張亮を平壤大總管として今の山東萊州から海路を渡つて平壤を衝くべく、又李世勣を遼東大總管として步騎兵で陸路から遼東へ進軍すべき手筈である、

十九年、上發二洛陽一至二定州一、進二諸軍一、上

後代に有名なものである、

太子承乾不才、魏王泰多能有寵、潛有奪嫡之志、侯君集負功怨望、以承乾暗劣、欲乘釁、因勸之反、事覺廢爲庶人、君集坐誅、泰亦以險詐不立、立晋王治爲太子、魏徵嘗薦君集、上始疑徵阿黨、又有言徵自錄前後諫辭、示起居郎褚遂良、上愈不悅、徵臨終、上面指公主、欲妻其子叔玉、至是停其婚、踣所立碑、

【字解】不才、才の働きがない、泰、太宗の第三子、多能、藝能が多い、奪嫡、世嗣の地位を奪取る、暗劣、知が暗く才が劣る、愚昧、險詐、恐ろしきたくみをする、治、太宗の第九子、卽ち高宗、阿黨、それに阿つて黨を作る、錄、書きつける、起居郎、門下省に起居郎二員を置く、天子の言動法度を記錄することを掌る、年末になつて其の記錄を史館に送る、踣、仆也、

【解釋】太子の乾承は遊好き奢好きで、だらしのない人であつた、故に不才といふのである、時に高祖の子漢王元昌といふもの不法の事ばかりして常に太宗に叱られてばかり居る叔父さんがあつたが、太子は之と大層懇意である、然るに魏王泰は藝能が多く、父帝より可愛がられて居つたもの丶、是れ亦性質は正しくない、内心には何とかして太子を除いて、自分は之に代らうといふたくみを持て居た、太子の方でも之を覺つて、魏王を除かうと刺客までを雇入れた、物先づ腐つて蟲が付くと同樣、此の頃高昌を破つて大功を立てた侯君集は大功を立てたもの丶、其の國の珍寶を分捕して之を我物にした事が發覺し、獄に下されたのを、やう〳〵の事で免れたといふ樣な事で、ひどく上を怨んで不平で居た爲め、太子乾承が愚昧の所から一ッ其の釁隙に著込んで事を擧げんものをと、太子をうまく騙して謀反を勸めると、太子も喜んで同意し、漢王元昌等も之に與つた、然るに其事忽ち發覺して、是歳四月太子は遂に廢嫡となつて庶人に落され、君集は謀反勸誘の引合(坐)として誅せられ、漢王等も殺されてしまつた、そこで第三子の魏王泰は時こそ來れと、日に帝の側に侍つて益ゝ其の機嫌を取り、太子にならうと圖つた、然かし晋王治の或は立てられぬかを氣にして、いろ〳〵又之を妨ける工夫を回らした、是れが卽ち本文の險詐といふところで、帝も一旦は之に惑つたが、長孫無忌、褚遂良等に看破せられ、遂立てられぬのみか、爵を東萊郡王に降し、其の親臣は遠く五嶺の

謝罪して再び婚を願ひ出たから、帝は遂に承知して、此の度文成公主といふ皇族中の姫君を江夏王に送らせて遠く贊普に嫁入させた、

十七年、鄭公魏徴卒、上曰、以銅爲鏡、可正衣冠、以古爲鏡、可見興替、以人爲鏡、可知得失、徴沒朕亡一鏡矣、徴葬、自製碑書石、

【字解】 鄭公、爵、興替、替は廢也、滅也、亡、喪也、うしなふ、製碑、碑文を作る、釋名に、臣子追述君父功以書于石曰碑と見える、

【解釋】 十七年の正月、鄭公の魏徴は卒去し文貞と謚された、其の病中に帝は皇太子とわざ／＼徴が邸に見舞し、卒去後葬地を昭陵の傍に賜つた、(昭陵は帝の陵にて帝生前已に之を營む)帝は侍臣に話されたには、銅を磨いて鏡とすれば自身の衣冠の邪を直すことが出來るし、古の世を鏡とすれば、國家の隆興し衰替する譯が分るし、人を鏡とすれば、行爲の當を得て居るか得て居らぬかゞ知れる、今魏徴が死んで朕は一鏡をなくしてしまつたと嘆息したそうである、徴の葬儀の折り、帝は自ら其の碑文を作り之を石にまで書いた、元來碑といふものは、臣子たる者が其の君父の功德を後より記述して石を建てるのが本義であるのに、天子が臣下の爲に之をするのは特別の優遇である、況して御撰に親筆とあつては尙更の事である、

圖畫功臣長孫無忌、趙郡王孝恭、杜如晦、魏徴、房玄齡、高士廉、尉遲敬德、李靖、蕭瑀、段志玄、劉弘基、屈突通、殷開山、柴紹、長孫順德、張亮、侯君集、張公謹、程和節、虞世南、劉政會、唐儉、李勣、秦叔寶等於凌煙閣、

【字解】 孝恭、太宗の再從兄弟で趙郡王に封爵せらる、李勣、即ち李世勣である、太宗の即位後は、世勣、帝の名世民に對し遠慮して世の字を避けた故、史上に折り／＼李世勣と李勣と混同して出て居る、是れ等の功臣中、此の史上に見えなかつた者も多くあるが、一一其の功績を註すること煩はしければ略す、凌煙閣、たかどのゝ名、宮城西內の三清殿といふにあつた、

【解釋】 本文に見える通りの大功勞のあつた臣下の肖像を凌煙閣に畫せられた、いづれも北面して居る、其の內で趙郡王、杜、魏、段、屈、殷、柴、長孫順德、張公謹、虞、劉、秦、の十二人は已に死去した人人である、西漢の宣帝の麒麟閣、東漢の明帝の雲臺、及び此の唐太宗の凌煙閣は其の意は同一で、皆

な儒者達を都へ徵して學事上の役員とし、帝も度度國子監へ臨幸して、それ等に經史を講論させて之を聽いた、國子監の學生で能く一經以上を研究して之に明な者があると、いづれもそれぞれ官職に補任さるゝを得たのであつた、それ故、國子監の入學希望者が年年增して來るから、舊來の學舍では手狹を感じて新規に一千二百室を增築し、學生の員數も增して三千二百六十名といふ大層な數に滿ちた、此學事奬勵は唯ゞ國子監に於てするのみにはあらず、親兵の屯營飛騎より其の他の軍營にまでも官より博士を下げて兵士に經書を敎授し、能く經書に通ずる者があれば、之を推擧して官の採用に供することが出來る、學事に付て萬事斯樣な風になつたから、四方の修學者は雲の如くに都へ集つて來るばかりではない、遠い東夷の高麗、百濟、新羅の三韓から西北の高昌、西南の吐番などの酋長まで其の子弟を帝都へ送り、願の上、國子監に入學さする者があつたから、講義の席へ出る者は實に八千餘人の多數に至つたといふ、然かし經學には前前より傳來した師說に流派が多く分れて一樣でないから、經文を讀むにも章の分れや句切れが混雜して、何れへ從つて宜しいか、學者が判別に苦しむことは容易でない、帝はそこで時の碩儒孔穎達に仰せて、多勢の儒者と五經の一定した古註に又新に一定の細註（卽ち疏）を加へさせ、之を正義と名づけて講說の標準とした、

高昌王、麴文泰、先是多遏絕西域朝貢、及拘留中國人、以侯君集爲交河大總管、將兵擊之、至是滅高昌、以其地爲西州、

【字解】遏絕、邪魔をして絕切る、拘留、引きとめる、交河、高昌王の住んで居た地名、

【解釋】麴文泰は前に見えた通り唐に入朝などして、表面は服從して居たが、前年來、兎角、西域の諸酋長が唐に朝貢する道筋に當つて邪魔をして通せない、又唐人の西域に往來する者をも引きとめて置くなど、不法な事を爲るによつて、帝は使者を遣つて訊問させたが、無禮な事を言つて承知せぬ、そこで去年十二月、侯君集を交河大總管として兵を引いて之を擊たせた、今年五月侯君集遂に其の地に攻入つたが、文泰はもう病死して其の子智盛は出でゝ降伏した、帝は其の二十二城の地を以て西州と爲し、安西都護府を置いた、

十五年、吐蕃求婚、以文成公主嫁之、

【字解】文成公主、實は宗室（皇族）の女であつた、

【解釋】是より先き、吐蕃の贊普（王）棄宗弄讚（四字名）は唐に婚姻を求めたが帝は許さぬ、贊普は不平で二十萬人の軍勢を引いて今の四川の松潘衞へ入寇したが侯君集に破られ、

と、歳を追ふて段段薄らぎ、終を立派に仕上げられぬやう見受くる事は十箇條ござります、今謹んで一一之を申上げ奉ると其の箇條を述べた、大略を言へば、萬里の外に珍物を求むるは一、輕しく民力を用ふるは二、慾を縦にして人を勞する三、君子を重ずるも恭しくして遠ざけ、小人を輕んずるも狎れて近づくるは四、異物を貴び無益をなすは五、讒佞行はるるを得、道を守る者は自然疏遠となる六、朝夕獵に耽ける七、些細な過失を詰責する八、事も無きに兵を興すは九、關中の民徭役に疲るゝ十といふやうな事であつた、帝は深く其の忠直を奬めて感歎し、其の書面を衝立に貼付けて朝夕にながめ、又寫を記錄役にも渡した旨を徵に返事した、

十四年、上詣國子監、親釋奠、是時大徵天下名儒爲學監、數幸國子監、使之講論、學生能明一經已上者、皆得補官、增築學舍千二百間、增學生滿三千二百六十員、自屯營飛騎亦給博士、授經、有能通經者、聽得貢擧、於是四方學者、雲集京師、乃至高麗、百濟、新羅、高昌、吐蕃諸酋長、亦遣子弟請入國學、升講筵者、至八千餘人、上以師說多門章句繁雜、命孔穎達與諸儒定五經疏、謂之正義、

【字解】國子監、卽ち國子學の改稱、釋奠、高祖の條に見えた、千二百間、千二百室、屯營飛騎、玄武門の側に屯して居る騎兵隊であるといふ、貢擧、經書に通ずるかどで官の採用に供する選擧、百濟、古の馬韓の種族、今の朝鮮の全羅道、國學、卽ち國子監、講筵、講義の席、師說多門、師匠からの傳說が澤山流派がある、章句繁雜、章の分け方、句の切り方が名名違つて混雜する、五經、唐代には禮記と春秋左氏傳とを大經といひ、毛詩と儀禮と周禮とを中經といひ、周易と尙書と公羊傳と穀梁傳とを小經といつた、右の內、三禮は禮　三傳は春秋、それに詩と易と尙書で卽ち五經、疏、註解の註解、正義、正しい意義、

【解釋】十四年二月丁丑の日に、帝は國子監卽ち大學へ臨幸して自身釋奠の禮を行はれた、釋奠の事は高祖のところでも見えたが此の度からは其の本尊が違ふ、舊例の釋奠では周公旦を先聖として それに孔子を附けて祭つたのであつた、然るに貞觀十一年正月房玄齡が建議を採用あつて、孔子を先聖としてそれに顏回を附けて祭ることにされた、釋奠といへば孔子祭の名の樣になつたのは、此から始つたのである、此の頃帝が學事の奬勵はますます盛になつて、大に天下の有名

宗の時然りしにや、糧裝、粮食と衣類、輸、いたす、運び込む、越騎、騎兵と謂ふまでなれども、越とは其の勁勇超越の意味だといふ、更命、改名、折衝、果毅、是れも各〻將校の稱なれども、その字義は、折衝は敵兵の衝きかゝつて來る鋒先を折く意、果毅は、左傳に殺レ敵爲レ果、敢果爲レ毅とある、歲季、十二月、直、價値、宿衛、御所の護衛、番上、更番して都に上る、給番、番上の規定を立てゝ申渡す、近數、數は音朔、しばしば、

【解釋】 是歲の十二月に府兵の制度を定めた、凡そ唐の十道内に府を置くこと六百三十四箇所であるが、關內道は畿內で兵備尤も肝要であるから二百六十一箇所に置いた、以上の府兵は皆都の諸衞及び東宮の六率府に屬して其の支配を受けるのである、府に大小があるから、上中下の三等に區別し、上府の兵員は凡そ千二百人、中府は千人、下府は八百人としてある、さて又其の隊伍の組立ては三百人を一團とし、其の長を校尉といふ、五十人を一隊とし、其の長を正といふ、十人を一火とし、長が之を支配する、其の兵一人に付て兵器甲冑粮食衣類が各〻定數あつて之を其の地の武庫に運び込んで藏めて置き、征伐に出掛ける事になると、一一之を給與するのである、全國の男子は二十歲になると兵役に服し六十歲で始めて免れる、其の內で馬上の射術に巧者なものは、別に越騎團として騎兵隊に編入せられ、其の他は皆步兵團となるのである、是れまで統軍と別將と呼んだのを、此度から統軍を折衝都尉、別將を果毅都尉と改稱した、折衝都尉は卽ち府兵の頭で一人、果毅都尉は其の副で左右あるから二人、是れ等は歲の季に各校尉と府兵を帥ゐて戰陣の騙引を敎へる、又馬を渡す筈の者へは、官より其價を定めて與へる、又都へ護衛として詰める筈の者をそれぞれ更番に上つて往く、是れに關しては兵部省で帝都と各府の遠近によつて更番の順序度數を規定して申渡して置く、遠い府の更番は度數少く、近い府は多い、然かし皆在京一箇月で更るのは同一であつた、

此の府兵の制度は、國家の無事な時には農業に從事させ、戰爭になると直ぐ軍隊として、都より將官が出張し、之を統率して、征伐に出掛ける、戰爭が平定すると直ぐ又兵は各府に散じ、將は衞府に歸るので、國に平日大兵を養ふの入費なく、又武將に兵權を專にさする患のない處から仕組んだのである、我が王朝時代の兵制も大略こゝに倣はれた、

十三年、夏旱、詔ニ五品以上上レ言レ事、魏徵言、陛下比ニ貞觀初漸不レ克レ終者十條、上深奬歎、

【字解】 不克終、終りまでうまく遣通さない、

【解釋】 十三年五月、旱が續いた爲め、帝は天譴を懼れ、五品以上の官位ある者に詔して、朕が行爲や政治に付て不行屆の事があれば、遠慮なく申せとあつたから、魏徵はそこで上言したには、陛下の御行爲は貞觀の初年に引比べて見ます

一賢才、而專言銀利、昔堯舜抵璧於山、投珠於谷、漢之桓靈、乃聚錢爲私藏、卿欲以桓靈俟我邪、黜之、

〔字解〕宣饒、二州の名、宣州は今の安徽省寧國府、饒州は今の江西省饒州、采之、采は採と同じ、抵、擲也、なげうつ、璧、山から出る玉、珠、水から出る玉、私藏、自分一個の物、俟、取扱ふ、

【解釋】治書侍御史なる權萬紀は申上げたには、現在、宣州饒州二箇所の山から銀礦が澤山出て來ました、官の手で之を採掘なされたなら、一年には數百萬兩を得られませうと、得意になつて帝に勸めた、然るに案外にも帝の曰はるゝには、卿は今日まで未だ朕の爲めに一人の賢才をも進めもしないで、只管銀礦採掘の利益を言ふなどゝは、誠に心得違である、昔し聖天子と曰はれた帝堯帝舜は山から出た璧をば山へ擲つて返し、水から出た珠をば水へ投げて返した云ふが、國の寶は實に賢才で、金銀珠玉などは決して寶とするに足りぬといふ意である、又暗君と曰はれた漢の桓帝や靈帝はどうか、天下の錢を一手に聚めて私有物として喜んで居た、なんと人君に似氣なき穢き根性でないか、今卿は彼の堯舜を捨てて此の桓靈同樣に朕を見做してあしらふのかと、即日萬紀を免職させて其の家に還らせた、

定府兵、凡十道置府六百三十四、而關內二百六十一、皆隷諸衞及東宮六率、上府兵凡千二百人、中府千人、下府八百人、三百人爲團、團有校尉、五十人爲隊、隊有正、十人爲火、火有長、毎人兵甲糧裝各有數、輸之庫、征行給之、二十爲兵、六十而免、能騎射者爲越騎、其餘爲步兵、更命統軍別將、爲折衝果毅都尉、毎歲季、各折衝都尉帥以敎戰、當給馬者官與直、當宿衞者番上、兵部以遠近給番、遠疎近數、皆一月而更、

【字解】隷、それに從屬して支配を受ける、諸衞、諸の京都の護衞軍、即ち左右の羽林、左右の龍武、左右の神武の如き者凡そ十四衞、六率、東宮の衞府にて太子衞率府、太子宗衞率府、太子虞候率府、太子監門率府、太子內率府、各々左右に分れ十率府と謂ふ、今六率といふは太

【解釋】今年十二月、帝は太上皇を奉じて漢代の建築に係る未央宮に酒宴を催された、たゞに唐朝の群臣のみならず、四方の國々の君長まで皆出席に及んで盛なことは此の上も無い、時に太上皇は右衛將軍頡利可汗に仰せて一舞所望せらる、想へば二十年前には太上皇も此の可汗には臣と稱して援を求めたこともあつたのに、時勢も變れば變るもので、頡利も今は其の命に畏まつて起つて舞ひ出す、すると南蠻の酋長馮智戴がそれに合せて詩を詠ずると云ふ樣な事で、實に面白かつた、上皇は笑つて、昔は胡越といへば南北隔絕の異國であつたのに、今は胡も越も一家内となつてしまつた、誠に目出度し〱、斯樣な事は大古より未だ無い事だと曰はれた、

八年、吐蕃遣使入貢、

【字解】吐蕃、西羌の種類で吐谷渾の西南、卽ち今の西藏の地である、

【解釋】吐蕃の勢力は此の頃次第に强盛となり數十萬の兵力を有するに至つた、其の使者の入貢は是歲の冬の事で、是れは吐蕃と支那との交通の始めだと云ふ、

九年、太上皇崩、上皇卽位九年而禪位、至是又九年、

【解釋】九年五月に太上皇崩ぜられたが、上皇は卽位から九年目に位を太宗に禪り、それより又九年立て崩ぜられ、冬十月に今の西安府三原縣の東南にある獻陵に葬る、

吐谷渾先是入寇涼州、以李靖師諸軍討破之、

十年、吐谷渾遣子入侍、

【字解】吐谷渾、青海附近一帶の地、涼州、甘肅の西部、今も其の名がある、入侍、外國君長の子弟が都に入つて天子の御側奉公をする、實は人質に來るのである、

【解釋】これは八年の冬の事故、是れより先きと言ふのである、時に吐谷渾可汗伏允が老耄して、其の臣の天柱王といふ者權を專にし度度今の甘肅地方に侵入する、そこで又李靖に諸軍をひきゐて之を討たせ、九年の夏諸軍其の地に進入して連戰連勝であつたから、伏允の子の順は遂に天柱王を斬つて降伏した、そこで唐から順を可汗としたが國人に殺されたに因つて、又其の子某を立て丶可汗とした、十年可汗は其の子を長安に遣して天子に入侍せしめた、

治書侍御史、權萬紀言、宣饒銀大發、采之歲可得數百萬、上曰、卿未嘗進

のであつて、後に改めて九功舞と稱した、此の舞は文の舞、七德は武の舞である、さて貞觀七年の正月に宴會を玄武門に開いて七德と九功の文武の舞をなされた、此の事は是れ丈けであるが、此の舞に付いて魏徵の嗜き嫌ひした話がある、元來、徵の本意は、もう天下が平定した以上は太平を致さんことを願ふことなれば、何分太宗に武の方は止めて文の方を精精修めさせたいのである、故に宴會の席に侍坐する度に、七德舞になると首を下げて決して視ぬ、卽ち此の舞は破陣曲で贊成せぬからである、然るに九功舞になると、穴の明く程ぢつと目を著けて視たといふ、其の後王珪が職を退いたから、徵は之に代つて待中卽ち門下省の長官となつて、愈〻はゞの利く様になつた、

上親錄囚徒、見應死者閔之、縱使歸家、期以來秋就死、仍敕天下死囚皆縱遣、至期來詣京師、至是皆如期、自詣朝堂、上皆赦之凡三百九十人、

【字解】　錄囚徒、罪人を調べる、閔之、閔は憫と同じ、氣の毒に思ふ、期、名詞ならば日限、動詞ならば日限を定める、朝堂、宮中の政事所、

【解釋】　帝は去年親しく都の罪人共の罪狀を取調べたが、どうしても死刑を免れぬ者を見て、深く氣の毒に思はれ、せめては今生の暇乞に其の父母妻子の面を一目見せてやらうと、此の者共を獄中より出し、各〻勝手に其の家に歸らせ、來年の秋までを期限として再び都の獄屋に返つて死刑に就くやう申渡された、然かし都の罪人に限つては依怙の沙汰であるから、仍て天下の死罪に行はるべき者全體に敕が下つて皆獄から出して家族の面會に歸らせ、矢張り來秋の期限通りに返ることに申付けられた、但しそれ等の返り場所は前の獄屋ではなく、悉く都に來ることに定められた、それで愈〻七年の秋になると死刑にもなる程の惡者共が、一人の逭け匿れをした者も無く、期限通りいづれも自ら返つて來て宮城内の政事所に屆け出た、帝は感心の餘り一同の者を赦免されたが、其の數は凡そ三百九十人であつたと云ふことだ、此等の事は誠に美なる樣ではあるが、決して正道を得たものでない、且つ一度は出來やうが二度とは決して行はれぬ事であると、後來宋の歐陽修が論じたが、實に然りである、

上奉太上皇、置酒未央宮、上皇命頡利可汗起舞、馮智戴詠詩、笑曰、胡越一家、古未有也、

【字解】　未央宮、漢高祖の建立した宮殿で、高祖も亦太上皇に從つてこゝに宴を開いたことがある、馮智戴、南蠻の酋長の名、胡越、胡は北のえみじ越は南のえみじ、

事をする者も無くなつて、年中死刑と斷決になつた者は、數百州の天下でやう／＼十九人しかなかつた、此の位であれば世の中は實に安氣なもので、東の方は海まで、南の方は五嶺まで、到る所の州縣村落の家家は雨戸を閉ぢずに寢ても泥坊の入る心配もない、古の旅行者は途中の食糧を自身携帶せぬと旅で飢える恐れがあつたものであるのに、此の頃は何處の地方も人民の暮向きが好く萬事便利で、千里の旅客も糧食を携帶せずに、入用なときは何時でも之を途中に取つて不都合なとは無い樣になつた、そこで帝は、魏徵が我に勸めて仁義を行はせたが、爾來僅三四年で今日もう其の效能は見えた、之を封德彝に見せることの出來ないのは殘念であると曰はれた、さういはれたのは、德彝は貞觀元年に死去して、此の時分にはもう居なかつた爲である、

五年、林邑、新羅入貢、

【字解】新羅、弁韓の後、今の朝鮮慶尙道、

【解釋】五年林邑は五色の鸚鵡を貢し、新羅は美女を貢した、帝曰く、鸚鵡でさへ自ら寒い／＼歸り度いと云つて居るのに、女は尙更遠く親族に別れて來たのだからと、鳥と美女とを各、其の使者に渡して返したと云ふ、

黨項內附、開其地爲十六州、

【字解】黨項、西羌の別種で、今の四川の西北境外に近く居た、十六州、名稱未詳、

【解釋】黨項の願で內地に附屬し、唐の直轄となつたから、其の地を開いて新に十六州を定めた、其の種族の前後唐に屬したものは三十萬人に至つた、

七年春、宴玄武門、奏七德九功舞、徵欲上偃武修文、每侍宴、見七德舞、輒俛首不視、七德舞者、秦王破陣曲也、見九功舞、則諦觀之、王珪罷、徵爲侍中、

【字解】奏、此の奏は音樂舞曲をすること、七德九功、通鑑の註に、七德者、蓋取禁暴戢兵保大定功安民和衆豐貨之義也、九功者、蓋取書九功惟敍之義也(委しくは大禹謨の註を見よ)と見える、偃武、武事は止めて用ひぬ、諦視、諦は審也、目を著けてよく視る、

【解釋】帝のまだ秦王で劉武周を討つて大勝利を得た時分、軍中で祝の爲めに秦王破陣樂といふを作つた、百二十八人の銀甲を著た者が戟を執つて勇ましく舞ふのである、卽位後も宴會には必ず用ひたが、後に改めて七德舞と稱した、帝又其の出生の舊宅なる慶善宮に幸きされて宴を開きて詩を作つたが、其の詩を管絃にあはせて功成慶善樂と名づけた、之を舞ふには奇麗に裝束した六十四人の兒童が面白く舞ふ

方の背後との間に一大山脈を以て分界せらる、其の山脈は五箇所名稱を異にして大庾、始安、臨賀、桂陽、揭陽、といふ、卽ち是れ五嶺、行旅、たび人、齎ㇾ糧、糧食を持參する、給、入用の品、

【解釋】 今年貞觀四年は大豐作であつた、此事に付て話がある、太宗の初めて卽位した頃、常に群臣と話して國民を敎化する事になると、帝は、我が朝は隋代の大亂の後を引繼いで來たのであるが、大亂の後は民心が散々惡くなつて居るから、之を治めることがむづかしいであらう乎と嘆息して曰はるゝと、魏徵はさうは思はぬ、對へて曰ふには、大亂を經たる人民は、ひどく困苦して居るから、譬へば腹の透いて居る者はどんな食物でも善惡言はずに直ぐ食べる、喉の渴いて居る者はどんな飲物でも彼是言はずに直ぐ飲む樣な譯と同じことで、治世に久しくなれた氣隨氣儘の人民よりは少し恩愛を加へさへすれば却つて治め易い者でござりますと云ふ、然るに時の僕射であつた封德彝は意見が反對で、其の曰ふことには夏殷周三代の世は人情風俗が素直で厚いから仁義ばかりで治めるとは出來たけれども、それより以來は段々薄情になり噓僞りを云ふ樣になつて來て、尋常な事では治りがつかない爲め、秦は專ら法律ばかりに任せて治め、漢は仁義を名義にはしたるも實は之に霸道を調合して治めました、それは仁義の德で自然に風化さするは立派な事で、之を心に欲しないのではないが、實際さうは出來ぬからでありますと、出來るものなら何んでさう願はぬ筈はありませう邪といふ、然かし魏徵の方でもなか〳〵此の言に服せぬ、徵が曰ふには、堯舜等の五帝も禹湯文武の三王も前代の民情風俗が薄からうも惡しからうも其の儘に引繼いで(不ㇾ易ㇾ民)皆之を善に化らせたることなれば、決して仁義で治らぬ筈はなし、且つ又其の湯王の如き、武王の如きは、いづれも大亂の後の機會に乘り込み、子孫の代を待たず自身の代に直樣立派な太平な世にならせましたのを觀ても、亂後の却つて治め易いことは分ります、要するに時の古今に拘らず、五常の治道を行はゞ五帝同樣の帝たるべく、三王の治道を行はゞ三王同樣に王たるべきを得ることにて、唯だ其の行ひ方が如何すれば好いかと考へてみますだけの事であります、政は仁義を本旨とするに如くはござりませぬといふ、帝はつゐに徵が言に從つて政治の方針を定めた、然るに運惡しく貞觀元年には帝都附近卽ち關中が饑饉で米價が暴騰し、一斗の米が一匹の絹と同價格になつたのを見ても如何に困難であつたかゞ知れる、同じく二年には天下諸州蝗が發生し、同じく三年には大洪水、よくも災害が續いたものである、帝は少しも之に落膽せず熱心に勤めて人民を大切に取扱はれたから、人民に於ても引續けるこんな惡年に遇ひながら未だに困苦をかこち上を怨むことがなかつた、處が今年になると天下中穀物の實入りが好く大豐作となつて、米が一斗で價は僅三四錢となつた位、人氣好くて惡

涕、

【字解】蔡公、蔡は國、公は爵、

【解釋】是にわざ〳〵貞觀四年とことはつたが、杜如晦死去の歳を讀者に記さする爲めであつて、矢張前の天可汗の一條と同月の事である、是の歳大唐創業の元勳たる蔡公杜如晦が疾で卒去した、帝は話が如晦の事になると、必ず涕を流された、卒去の折にも房玄齡に向つて曰ふ、公と如晦とは同體一心に朕を補佐してくれたのであつたが、今日となつては唯だ公のあるばかり、もう、二度と如晦の姿は見られぬ樣になつたと、嘆息されたといふ、

是歳大有秊、上之初卽位也、常與群臣語及教化、曰、大亂之後、其難治乎、魏徵對曰、饑者易爲食、渴者易爲飲、封德彝曰、三代以還、人漸澆訛、故秦任法律、漢雜霸道、蓋欲化不能、豈能之而不欲邪、徵曰、五帝三王、不易民而化、湯武皆乘大亂之後、身致太平、行帝道而帝、行王道而王、顧所行何如耳、上卒從徵言、元年關中饑、斗米直絹一匹、二年天下蝗、三年大水、上勤而撫之、未嘗嗟怨、至是天下大稔、米斗三四錢、終歲斷死刑纔十九人、東至于海、南及五嶺、皆外戶不閉、行旅不齎糧、取給於道路焉、上曰、魏徵勸我行仁義、今旣效矣、惜不令封德彝見之、蓋德彝元年六月死矣、

【字解】有秊、秊は年の本字、有秊とは五穀皆熟して大豐作なること、敎化、敎を以て自然に民心風俗を善道に化らせる、三代、夏、殷、周、以還、以來、澆訛、澆は薄也、人情の輕薄になること、訛は僞也、僞り欺くこと、霸道、仁義の道で公に國を治めるを王道といふ、霸道はそれに權變の謀を雜ぜて治める術、五帝三王、五帝は本書卷一に見えた、三王は夏の禹王と殷の湯王と周の文王武王の父子、致太平、太平の世にならせらる、帝道王道、帝は五帝、王は三王、道は卽ち其の國を治める方法、直、あたる、價がそれに相當する、一匹、四丈、蝗、作物を害する蟲、いなむし、撫之、撫て摩るやうに可愛がつて世話をする、嗟怨、嗟き怨む、大稔、穀物のみのりが大層好い、終歲、正月から十二月まで、纔、わづかに、やつと、五嶺、長江沿岸の南方地方と南海沿岸地

處分に困じた位であつたが帝は溫彥博の議に從つて近く之を塞下(長城附近)に置くことゝし、東は幽州から西は靈州に至るまで一直線に配置し、突利が支配の地を四州に、頡利が地を六州に分けて其の左の方には定襄都督を右の方には雲中都督を置いて是等の人民を統御させた、此の事には魏徵は、必ず後日の患害となるべしとて反對を申出たが、帝に採用せられないでしまつた、しかのみならず、帝は突利を順州都督に任じ、又頡利を右衞大將軍とし其の他の突厥人にもそれ〲官を授けたから、其の種族の長安に住居する者さへ一萬軒に及んだそうである、何に致せ最初唐に臣と稱させた突厥も、今は唐の臣下となり、沙漠以南の地は全く唐の直轄になつたのである、

林邑遣使入貢、

【字解】林邑、今の安南の南部、

伊吾來降、置伊西州

【字解】伊吾、今の伊犁の哈密地方、伊西州、本注に伊州と西州とあるが、西州は十四年に高昌を滅してから置いたのであるから實は本文の誤であらう、伊州だけで宜しい、然かし伊州と西州とは境が接いて居るのである、

高昌王、麴文泰入朝、

【字解】高昌、伊吾の直ぐ西南で今の吐魯番、卽ち後に唐の西州、

先是四夷君長詣闕、請帝爲天可汗、上曰、我爲大唐天子、又下行可汗事乎、群臣及四夷皆稱萬歲、自是後璽書賜西北君長、皆稱天可汗、

【字解】四夷、四方の外夷、天可汗、可汗は西北夷狄の君長の尊稱にて皇帝といふ樣な意味なるが、其の大勢の可汗の上に立つ可汗なる故、天の字を加へて一層尊敬の意を示す、璽書、天子の印を押した書狀、卽ち皇帝の書、

【解釋】是れより先き本年の三月に、四方の夷國の君主酋長等申合せ、一同禁裡へ參りて帝に諸可汗の上に立ちて天可汗となられ度き由を願ひ出でた、帝は、我は大唐の天子であるのに、又下可汗の事まで取扱はねばならぬのかと、餘儀ない體で承知されると、盛德の廣大無比だといふことから、群臣及び四夷一同萬歲をとなへて之を賀した、是れから以後は皇帝の印璽を用ひて西北の君長に賜ふ書には皆天可汗の名稱を用ひた、然らば此本書の四夷とは大概に書いたので、東夷や南蠻まで含めたのではない、

貞觀四年、蔡公如晦卒、上語及必流

陰山、頡利可汗遁走、唐將擒之以獻、時突利可汗已入朝、上處突厥降衆、東自幽州、西至靈州、分突利地爲四州、分頡利地爲六州、左置定襄都督、右置雲中都督、以統其衆、以突利爲順州都督、頡利爲右衛大將軍、

【字解】 敕勒、匈奴の種族、十五部、薛延陀、回紇、都播、骨利幹、多濫葛、同羅、僕固、拔野古、思結、渾、斛薛、奚結、阿跌、契苾、白霫である、磧北、戈壁沙漠の北、定襄道、今の山西省朔平の北に方る長城外の地方即ち頡利が根據地、行軍總管、出征軍の總大將皇族なれば元帥、臣下なれば總管といつた、陰山、沙漠の南、直隷、山西、陝西の北に横れる山脈にて、西走して南に折れ賀蘭山となる、幽州、今の北京の西南涿州附近、靈州、今の甘肅省靈州、雲中、即ち朔方、今內蒙古の地にて、陝西省楡林府の西方に當る、今の山西の大同も當時また雲中の名があつた混同するな、順州、今の直隷省永平府附近、四州六州、本註に名號未詳とある、右衛大將軍、十四衛中に左右衛がある、

【解釋】 初め突厥の勢力は前に見えた通り强大となつて來て、匈奴の種族なる敕勒の諸部が次第に分散して其の中の薛延陀、回紇、等の十五部が皆南方を避けて遠く沙漠の北に移つて居る有様となつた、然るに突厥の頡利可汗が漸く驕暴を逞しくし突利可汗とも睦しからず、忠良の臣下を遠け、姦佞を近けて其の政が亂れて來たから、多年屈伏して居た薛延陀や回紇などが叛き出し、其の上に其の人民は大飢饉に遇ひ、其の羊や馬の牧畜が又大に斃れた、此の頃朝命を奉じて其の國に使者として往いた鄭元璹といふ者が其の狀態を見て還つて來、又邊境の將(邊師)即ち代州都督等もいづれも此の際に乘じて之を討てば、突厥は必ず取れるに相違なき實狀を奏上した、そこで帝は、頡利可汗が便橋の盟約を無視して、唐の敵なる梁師都を援けて居たのは不法だとの名義を以て、詔して李靖を定襄道行軍總管とし李世勣、柴紹などの諸軍勢十餘萬人を統率して各路から長城外に討て出でた、定襄道は突厥の根據ともいふべき地方である、こゝまでは、貞觀三年の冬の事で、以下は四年の二月である、靖不意に精騎を帥ゐて頡利を撃破り、世勣も雪中より進撃して大に白道(今の歸化城の北)に捷つた、是等を突厥を陰山に襲ひ破ると概括して書いたのである、そこで頡利可汗は狼狽して陰山を越えて遁げ走り、また沙漠の外にと志す折りから、部下散り〳〵に潰えて其の身は遂に唐の將張寶相の手に生捕となつて長安へ獻ぜられた、是れは四月の事である、時に突利可汗の方は如何といふに、頡利を怨んだ爲め已に去年十二月に唐に入朝して全く味方となつて居たのである、それに此の度の勝利に因て突厥の降參人が十五六萬人に上つたのであるから、一時其の

は決斷が善いのである、此の二人が權勢の爭ひもせず、其の心を同じくして、一に身命を差出して國家に竭した、其の忠は勿論のこと、實に人物も偉大なものでなからうか、故に唐の三百年間賢宰相は誰れ〳〵といふことになると、必ず首として房玄齡杜如晦を一對にして推尊したものだ、魏徵に付いても面白い話がある、徵は或る時太宗に申すには、陛下、どうぞ臣を良臣にならせて下され、忠臣にはして下さるなと、此の言葉は頗る奇である、そこで帝は、忠臣と良臣とは違はぬものと思ふがどこか別があるのかと問ふと、徵は答へて、さやうでござります、后稷と契と皐陶などは堯舜に事へたもので、君臣心を協せて相ひ和ぎ、天下の太平を致していづれも位尊く家榮ゆるといふ幸福をうけました、是等は世に申す良臣でござります、關龍逢は夏桀の臣で比干は殷紂の臣、兩人とも其の主君の惡行を嘆き、忠義の爲め懼れず憚からず、面り其の非を折き、百官列坐の朝廷にて其の暴を爭諫したる結果、いづれも其の怒に觸れて、己が身は誅殺せられ君の國は滅亡せる不幸に終りました、是等は世に申す忠臣でござります、それ故臣は此の忠臣たるのは眞平御免で、どうぞ彼の良臣になりたく願ふのでありますと云つた、是れは表面自分の爲めに求めた語氣になつて居るが、裏面には君の爲め民の爲めに幸福を願ふ事になつて居り、又言は奇に似て意は誠實に出たのであるから、太宗は至極嬉しく感じられたと云ふ、

備考　唐朝の最高官府は尙書省、其の長官は尙書令、卽ち大宰である、然るに武德中太宗が此の官に居られたことがあつた爲め、太宗の朝になつて、臣下は遠慮して其の官を辭退するに因て遂に空官となり、次なる左右の僕射二人は實際の宰相となつた、又門下省と中書省とは、軍國の政令詔勅奏議上表等の出納に關與する重要な役所であるから其の侍中と中書令とは左右の僕射に亞いで矢張宰相の實權があつた、侍中は門下省の長官で二人、次官は門下侍郎で又二人、卽ち黃門侍郎ともいふ、次は給事中で四人ある、中書令は卽ち中書省の長官で二人、次官は中書侍郎で二人、次は中書舍人で六人ある、又秘書監は秘書省の長官で、邦國の經籍圖書の事を掌る、これは宰相ではないが、魏徵は特別を以て當時の政事に參預したのである、

初突厥既强、敕勒諸部分散、有薛延陀、回紇等十五部、皆居磧北、頡利政亂、薛延陀、回紇等叛之、加以民大飢、羊馬多死、奉使者還、及邊師、皆言突厥可取之狀、詔以李靖爲定襄道行軍總管、統諸軍討之、靖襲破突厥於

侍中房玄齡、杜如晦爲僕射、魏徵守秘書監、參預朝政、玄齡謀事、必曰、非如晦不能決、及如晦至、卒用玄齡策、蓋玄齡善謀、如晦善斷、二人同心徇國、故唐世稱賢相、推房杜焉、徵嘗告上曰、願使臣爲良臣、勿使臣爲忠臣、上曰、忠良異乎、徵曰、稷契皐陶、君臣協心、俱亨尊榮、所謂良臣、龍逢比干、面折廷爭、身誅國亡、所謂忠臣、上悅、

【字解】 雜署、雜へて書出す、五花判事、便蒙に五花蓋謂綾紙、五雲綾之類、中書舍人之判、必書此綾紙、故當時謂之五花判事、と見える、判事とは判決した意見、省審、氣を付けてしらべる、駮正、非なるところを駮て正す、檢察、檢めてよく察る、雷同、小學の註に、雷之發聲、物無不同、人之言當由己、不當然也、と見える、是も非もなく人の言ふ通に合せる、守、正官は皆其の上に行若しくは守と添ひて稱する、それは其の人の位階が高くて官が卑い時は行といひ、官の方が高いときは守といひ、官と位階が相當なれば之を用ひぬ由、通典に見える、徇國、以身從物曰徇、與殉同と見える、推、推してたつとむ、面折廷爭、面前で折き、人中で爭ひ諫むる、廷は朝廷、剛直の臣の君の非をたゞす樣子をいふ、

【解釋】 唐の故例に依れば、軍國に關する大事の詔令等に就ては、中書舍人が先づ銘銘自分の意見を執つて之を記して其の下に何の誰と其の名を雜へて書き出す、之を五花の判事と稱へた、すると中書省の侍郎と令との大官は更に注意を拂つて吟味した上、門下省に廻すと給事中と黄門侍郎とが之を查して不同意の點があると一一駮擊を加へて訂正して奏還することになつて居る、此の歲十一月に太宗は王珪を侍中に任じたから、之を戒めて曰ふには、吾が國家本來中書門下の二省を置いて軍國大事の詔令に就いて互に愼重に其の當否善惡を檢察さす、然るに此來情實上より理を抂ぐるが如き傾あり、是れ亡國の政にて前代煬帝の世は卽ち是れである、卿が曹荷にも自己の意見を抂げて他の言ふ所に調子を合せて濟ますやうなことではならぬといつた、此の王珪が侍中と爲つた頃には、房玄齡杜如晦兩人は僕射の職に居つた、卽ち左右の丞相である、魏徵は秘書監であつて經籍圖書の事を掌るが本職ではあるが、矢張朝廷の政事に列席して關係して居た、玄齡が朝廷にて事を謀るとき計畫を立てるが、然かし一應如晦が考を聞かねば決定は出來ぬと云つたものだ、然るに如晦が出席になると、結局玄齡が計畫に贊成して之を用ふることになつたものだ、それは玄齡の長所は計畫がうまく、如晦の長所

分天下爲十道、因山川形便、曰關內、河南、河東、河北、山南、隴右、淮南、江南、劍南、嶺南、

【解釋】 貞觀元年二月に天下を分けて十道とした、是れは山川自然の形勢便宜の都合上より區劃したのである、關內道は長安の附近、今の陝西地方で凡そ二十二州、河南道は今の河南山東地方で凡そ二十八州、河東道は今の山西地方で凡そ十七州、河北道は今の直隸地方で凡そ二十六州、山南道は今の湖北地方で凡そ三十五州、後ち玄宗の時に東西に分れた、隴右道は今の甘肅地方で凡そ十七州、淮南道は今の江蘇安徽地方で凡そ十二州、江南道は今の浙江福建江西湖南地方で凡そ三十七州、後ち東西及び黔中に分れた、劍南道は今の四川地方で凡そ二十五州、廣南道は今の廣西廣東地方で凡そ四十八州であつた、

遣將討梁師都、其下殺之以降、以其地爲夏州、

【解釋】 貞觀二年四月に右衞大將軍柴紹等を遣り梁師都を討つた、師都は隋の朔方郎將で大業十三年に其の地で叛いて突厥の勢力を頼んで此の時まで餘命を保つて來たが、突厥の勢力も最早傾き、其の臣下は師都を殺して唐に降參した、唐は其の地を夏州と改めた、今の甘肅に屬して居る、

太常、祖孝孫奏唐雅樂、

【字解】 太常、太常寺卿は邦國の禮樂、郊廟社稷の事を掌る、雅樂、雅は玉篇に正也、樂に正樂と俗樂とある、

【解釋】 是れより先き、高祖は孝孫に雅樂定正を命じたので、孝孫の考ふるには梁陳の音は吳楚周齊の胡音が多く雜つて居るからとて、遠く古聲を調べて特に唐の雅樂八十四調、三十一曲、十二和を作り、今年六月遂に之を奏すること、なつた、

貞觀二年、又出宮女三千餘人、

【解釋】 此の貞觀二年は前二條の首に置くを正當なりとする、然かし前に宮女を出した事と重複するから、特に此に年號を掲げたものと見える、

故事軍國大事、中書舍人各執所見、雜署其名、謂之五花判事、中書侍郎、中書令、省審之、給事中、黃門侍郎、駮正之、上謂王珪曰、國家本置中書門下、以相檢察、卿曹勿雷同也、時珪爲

勿沒沒而闇、勿察察而明、雖冕旒蔽目、而視於無形、雖黈纊塞耳、而聽於無聲、上嘉其言、

【字解】　大寶箴、天子の位に居るいましめの文、即ち帝王の安泰に其位を保つて行かるゝ注意、周易に聖人之位曰大寶とある、奉一人、奉は上節の奉君の奉と同意、九重、天子の宮殿、天子の居は天の九重なるに象つて九門を經る故斯くいふ、九門とは關門、遠郊門、近郊門、城門、皐門、庫門、雉門、應門、路門なる由楚辭の註に見える、昏、くらし、凡庸の君を指す、瑤其臺瓊其室、夏の桀王瓊宮瑤臺を作る、說文に瑤玉之美者、又瑤亦玉也、同瓊と見えた、八珍、八種の珍味、周禮の膳夫の條に見える、煩しければ略する、罔念、罔は無也、丘其糟而池其酒、巻一夏殷の末に見えた、沒沒、沈滅と註して、まつくらになる意、本註に一作汶とあり、汶汶も昏暗の意、闇、暗と同じ、察察、苛察の察で立入つて細な處まで氣を付ける意、冕旒、禮冠で長さ尺六寸、廣さ八寸、旒は冕の前後に垂れてある十二本の五色の紐で五色の玉を十二づゝ貫いた飾、黈纊、黈黃色纊綿也と註して、圓形の黃綿を冕の左右に垂れて兩耳に當たるやうになつて居る物、即ち前の旒は餘りに視過ぎるな、此の纊は餘りに聽き過ぎるなの誡、

【解釋】　前の幽州の記室なる張蘊古は大寶箴一篇を作つて獻上した、其の中實に名言が多い、今其の六七句を擧げると斯樣な事がある、一人の元首となつて、天下萬民を治めて安堵さすのは、實に帝王の本職である、決して天下萬民を勞して、己一人の身體口腹に奉養さす爲めにあるのではないと、是れは帝王の職分に定義を下して考違への無いやうに言つたのである、又曰ふには、九重の城闕を國内に壯大に結構した處で、居る所は如何、四尺か五尺、膝を容るゝの闊さに過ぎぬであらう、然るに彼れ桀紂の如き其の智の昏昧にて此に知り至らぬ者は、其の樓臺其の宮室に珠玉を鏤めて喜んで居るとは何事ぞ、八珍の美味を目前に羅列した處で、食ふ所は如何、三品か四品、口に適ふ數に過ぎぬであらう、然るに惟れ桀紂の如き其の心の狂惑して此に念ひの屆かぬ者は、其の糟を邱と積み、其の酒を池に湛えて得意がるとは何事ぞと、是れは帝王の奢欲を誡めたのである、又曰ふには、帝王たるものは沒沒然として臣下の忠邪も辨へ兼ぬる闇愚ではならぬ、さりとて察察然として些細な處まで耳目を付けて利口振る聰明でも困る、冕旒の目を蔽ふは察察と視過ぎるなの誡なれども、而もまた無形に視よ、黈纊の耳を塞ぐは察察々と聽過ぎるなの誡なれども、而もまた無聲に聽けと、是は帝王の智は尋常の智と異なる所を注意して、所謂天子穆穆の居動を敎へたものである、いづれも大寶を保つ者に切實なる金言であるから、帝は大に之を嘉賞されて褒美を賜ひ、官も大理丞に陞進させたと云ふ、

注意　こゝまでは太宗即位の歳の事で、史上でも矢張高祖の武德九年丙戌の歳の内に屬する、其の明年即ち太宗即位の第二年丁亥の歳より始て太宗の貞觀元年となるのである、

いふ、帝の曰はるゝのには、君は源、臣は流れであるのに源を濁して流の清きを求められぬことで、君たる者は先づ自分から詐りながら、どうして臣下に正直にせよと責められやうぞ、朕は今方に至誠の心で天下を治めやうと思つて居る處である、といはれた、

帝又群臣と盗賊を出さぬ方法を論ぜられたときに、或る者はそれは刑法を重くするより外はない、そうして之を禁止せんと申出でた、處が帝の言には、それは決して其の方法を得たものでない、何より先きに官から奢がましきとは一切のけて費用を節減し、夫役の重からぬやう、租税の多からぬやうにし、且つ廉潔にて貪らぬ役人を専ら選用して人民の衣食に餘裕があるやうにしたならば、人民は自然に盗賊をせぬであらう、何も刑法を重くすることもいるまいと曰はれたが、果して其の後數ヶ年立つと、人民の活計次第に豊に、風俗次第に厚くなつて、道路に人の遺失品が落ちて居ても誰一人拾取つて我物にする者もなく、盗賊も無くなつたから、行商も旅客も安心して荷物を枕に野宿するやうになつた、帝又或日曰はれたには、君は孤り立てぬ、必ず國に依つて立つ、國は空しく存せぬ、必ず民に依つて存する、然るに此の根本なる民をいぢめて重税を取立てゝ、君主ばかりに豊にあてがふとは、自身の肉を割取つて腹の食料に充たせるやうなものである、成程腹が充分にはならうが其身が斃れ、君が富み榮えやうも其の國が亡びるであらうと話された、又嘗て侍臣等に謂はれたには、西域の胡商が美なる珠を得ると、之を失はないやうに大事な自分の身體をたち割つて、其の内に藏つて置くといふ話を聞いたが、實際さる事があるものにやと問はれたとき、侍臣は實際ある事と聞き及べる由を申すと、帝は官吏が民から賄賂を受けた爲め法律に觸れて罪に落ちるも、帝王が奢欲にばかり一心にかゝつて國を喪ふも、何も此胡商の愚なる仕方とかはりは無からうと曰はれた、此の時魏徴も側に居つたが、之に言葉を添えて、昔し魯哀公は孔子に話されたには、或る處にひどく物忘れする者があつて、屋越をすると同時に其の妻を忘れたさうであるといはれると、孔子は、それは隨分物忘れのひどい者なれど、尚ほそれよりも一層甚だしい者がございます、卽ち夏の桀王、殷の紂王は自身を忘れてしまひました、もう是れは物忘れの最上でございませうといつたさうでありますが、是等もその樣なものですと云つた、

張蘊古獻大寶箴、有曰、以一人治天下、不以天下奉一人、又曰、壯九重於內、所居不過容膝、彼昏不知、瑤其臺、而瓊其室、羅八珍於前、所食不過適口、惟狂罔念、丘其糟而池其酒、又曰、

によると夜分になつて始て退散するといふ樣なことがまゝあつた、爾後三品以上の子孫を選び取つて、此の弘文館學士にすることに定めた、

有上書請去佞臣者、曰、願陽怒以試之、執理不屈者直臣也、畏威順旨者佞臣也、上曰、吾自爲詐何以責臣下之直乎、朕方以至誠治天下、或請重法禁盜、上曰、當去奢省費、輕傜薄賦、選用廉吏、使民衣食有餘、自不爲盜、安用重法邪、自是數年之後、路不拾遺、商旅野宿焉、上嘗曰、君依於國、國依於民、刻民以奉君、猶割肉以充腹、腹飽而身斃、君富而國亡矣、又嘗謂侍臣曰、聞西域賈胡、得美珠、剖身而藏之、有諸、曰、有之、曰、吏受賕抵法、與帝王狥奢欲而亡國者、何以異此胡之可笑邪、魏徵曰、昔魯哀公謂孔子曰、人有好忘者、徙宅而忘其妻、孔子曰、又有甚者、桀紂乃忘其身、亦猶是也、

【字解】 陽、内心に無くて表面だけにそう見せかける、執、固くとつて放さぬ、傜、夫役、賦、税、廉吏、潔白な官吏、不拾遺、遺は落物、依、たよる、刻民、刻は殘刻、ひどくする、奉君、奉は養也と註して飲食衣服宮室の類をあてがひあげる、賈胡、胡商の意、賈は音古にて商人、胡はえみし、有諸、諸は之乎の合音にて有之乎、賕、音求にて贓也、

【解釋】 此の一節及び下の張緼古云云の事までは、上を承けて太宗が己の聰明に誇らず孜孜として群臣と治道を講究し及び善言を求めた美德を敍するのである、此の頃、上書して佞臣を追拂はんと願ひ出た者があつた、帝は其の者に佞臣とは誰を指していふのかと問はるゝと、其の者の申すには、別に誰と指すにあらねど、願くは陛下が群臣と話さるゝ時に、わざと怒つた風をして之を試されなば、道理を固く守つて飽までも道ならぬに屈服せぬ者を正直の臣、道ならぬも御威光に畏入つて御意のまゝに逆はず順ふは佞臣なるべしと

請レ盟而退、

【字解】 便橋、長安城の西で北向の門を便門といふ、又平門ともいふ、古昔、平と便の二字が通用した爲である、此の門の前が直ぐ渭水で、漢武帝はそれに橋を掛けたが、便門と相ひ對して居る爲め、橋も便橋と名けられた、羅拜、一同ならんで拜禮する、

【解釋】 即位の月の内の事であつたが、突厥の頡利と突利の兩可汗は、互に十餘萬騎の大軍を合せて北方より入寇し、渭水に掛けてある便橋の北にまで押寄せた、是れは實に意外の事、それも、もう長安城にひれついての事であるから、容易ならぬ騒ぎである、此の時、頡利は腹心の家來を城中に遣り、二可汗の軍勢は百萬騎など、大袈裟に言ひなして、城内の虚實を見させやうとした、然るに太宗少しも騒がず、無禮者めと叱りつけて囚へ置き、自ら房玄齡等が六騎のみを率ひ、驀地(徑)に乗り出して渭水の南岸に詣り、頡利可汗と水を隔て、語り合ひ、去る武徳七年面り定めた盟約に負くは如何と詰責した處が、頡利をはじめ突厥の將卒ども其意氣と威光に撃たれて大に驚き、馬より飛下り一同列んで太宗を拜した、斯かるところへ俄に唐の諸軍が引繼いて馳集り、旗差物の風になびく影、甲冑の日に耀く光は、野邊一面に盈ち滿ちた、さしもの頡利も此の勢に懼れを生じ、媾和を願出でたる故、帝は之を許容して、便橋の上で盟をかさねたが、間もなく突厥は其のまゝ引上げてしまつた、

置二弘文館一、聚二四部二十餘萬一、選二天下文學之士一、虞世南等以二本官一兼二學士一、聽レ朝之隙、引二入內殿一、講二論前言往行一、商二榷政事一、或夜分乃罷、取二三品以上子孫一、充二弘文館學士一、

【字解】 四部、經書、歴史、子書、文集で甲乙丙丁を以て之を分けた、前言往行、古人の言行、往は過去の意にて前と同じ、商榷、商は多勢で論談する、榷の音、角にて較也と註す、即ち評論比較して是非得失を定める、三品、我國の三位といふに同じ、

【解釋】 突厥入寇の來月即ち九月に弘文殿の側に弘文館を設置して、經史子集の四部の書籍二十餘萬卷を此に聚め、天下の文學有名の士を選まれて召された、想ふに彼の文學館は、帝がまだ秦王であつた時の府中の學館に過ぎないから、此度即位によつて更に其の規模を擴張して此の弘文館を置いたものと見える、そこで彼の十八學士中の虞世南、褚亮、姚思廉、蔡允恭、などの外更に歐陽詢、蕭德言等も本官外に學士を兼ねて、矢張順番に宿直した、帝も相ひ變らず政事を聽く間隙には、是等の學士を內殿に引入れて、古人の言論行爲に就いて講究論辯し、又政事に就ても互に其の是非得失を評論比較して見られた、それで議論の込入つて來たときには、事

を裁斷する、功蓋天下、其の功業が廣い天下を蓋ひかぶせる程、幾、殆、

【解釋】此の時分は、建成元吉が頻りに世民を倒さうと計つて居る時で、之を倒すには、彼等の材物が多勢一處に寄り集つて居ては、世民の根本が堅固で、容易に倒れないから、先づ其の根を一本づゝ殺取つて弱めるに若くはないと考へ、事ある度に高祖に勸めて、何の誰は其の適任者なりと、何分世民の配下の中から外向の役に選び出して遣るやうにしたから、天策上將府の僚屬も段々減つて、多くは地方官に補任せられ、遂には十八學士の頭分であつた杜如晦でさへ、陝州長吏として赴任せねばならぬ場合に立ち至つた、此の時、房玄齡世民に說くには、他の者は材物なれども必ずしも得難き者でもなければ惜むに足らぬも、如晦に至つては實に帝王補佐の大器量を具へて二度と得られぬ者ゆゑ、大王將來天下四方の仕組を立てゝ立派な國家を成さうと思ひ給はゞ、其の相談の御相手は如晦でなければ叶ひ申すまじといへば、世民尤もと頷き、早速奏聞して之を引留め、帷幄中の機密に參謀たらせたが、其の識見といひ、勇斷といひ非常なもので、事あるに當つて、それ〳〵適當に剖割決定するとは、水の流るゝが如く更に滯りがない、又玄齡の人物といつては、實によく行屆いたもので、幕府から參內して事を奏聞する時は、いつも其の任に當つた、高祖が感心して曰はれたには、玄齡が吾が息子の名代として來て事を謀るときは、吾は息子と千里の遠きを隔てゝ居ても、いつも面と面を合せて話すやうで、聊も殘念な氣持はしないといはれたさうである、秦王世民の手柄は天下を蓋ふ程廣大で、其の爲め太子と齊王の嫉妬を受けて其の身の危きは幾んど風前の燈ともいふべきであつたが、此の玄齡如晦の力に賴つて大策を決行し、遂に太宗の卽位を見るに至つたと、前に多勢の人物の秦府に盈ち滿ちて居たことを述べ此には其の中でも房杜兩人が傑出して、太宗の成功に大手柄のあつた事を述べたものである、さて太宗が卽位になると、宮中の女官が餘りに多い、一生涯是等を幽屛し置くとは不愍の至りだとあつて、先づ新政の手始として宮女三千餘人に暇をやり、それ〴〵其の親戚に渡して勝手に緣付かせた、是れは太宗卽位始の先づ天下を驚かした離技を敍したのである、(こゝまで本書では一續きの文である)、

突厥頡利突利二可汗、合十餘萬騎入寇、進至渭水便橋之北、上自與房玄齡等六騎、徑詣渭水上、與頡利隔水語、責以負約、突厥大驚皆下馬羅拜、俄而諸軍繼至、旗甲蔽野、頡利懼

直宿、當番に出てとのゐする、輒、その度ごとに、討論、討は論語憲問篇の註に尋究也とあり、文籍、書籍、夜分、今の午後十二時過ぎ、贊、讃美の文、士大夫、上流の人、登瀛洲、瀛洲は東海中の三仙島の一、本書の巻二に見えた、

【解釋】 是れは高祖の武德四年の事であるが、高祖は秦王世民の功績が非常に高くて到底なみ〳〵の官位で待遇するわけに行かぬから、其の歳の十月に特別に天策上將といふ官位を設置して他の王公の上にあらせ、秦王を以て其の官にした、そしてわざ〳〵其の役所までを開いて、それ〴〵配下の役員をも置いた、此の頃になると天下は畧平定に近づいて、劉黑闥が殘つて居る位なことであるから、其の府中に學館を開いて文學ある名士を召抱へることにした、そこで本文に見える十八人の立派な大學者が集つて來て、之を此の文學館の學士とした、さて此の十八人を六人づゝ三組に分け、次ぎ次ぎと順を追ふて舘内に宿直させ、王は暇さへあれば其の度に來て當番の學士と書籍に就いて其の義理を研究し、議論を闘はせて、事によると夜の十二時過ぎまで居らるゝこともあつた、時に庫直といふ役を勤めて居た京兆人の閻立本が畫の上手であるに依つて、それに學士達の肖像をかゝせ、又學士中の褚亮に圖に贊をさせて、是等の人を十八學士と稱號した、それで士大夫の此の選定に預て十八學士に仲間入をすることが出來たのは、容易なことではなく、又此の上もない名譽であるから、其の時分の人は之を登瀛洲と呼び做した、瀛洲は海中の仙山でとても尋常人の往かるゝ處でなく、塵界を蛻け仙人になつて、始てそこへ登ることが出來るのであるから、斯く譬へて言ふたのである、太宗は元來剛健の武人であるのに、夙に文學に熱心なことは斯樣、人材を重じたことは斯樣、なる程古今の英主と呼ばれ大唐の三百年の文物を興したのも尤もではないかと、作者は卽位の首に此等の事を引いて來て敍したのである、

時府僚多補外、如晦亦出、玄齡曰、餘人不足惜、如晦王佐才、大王欲經營四方、非如晦不可、王卽奏留之、使參謀帷幄、剖決如流、玄齡每入奏事、高祖曰、玄齡爲吾兒謀事、雖隔千里、如對面語、秦王功蓋天下、身幾危、賴玄齡如晦決策、至是首放宮女三千餘人、

【字解】 王佐才、天子を補佐するに足る大器量、經營四方、天下四方の仕組を立てる、帷幄、とばり、卽ち秘密の謀計を立てる處、剖決、事

人追之、不見、乃採其語爲名、年十八擧義兵、李密降唐、初見高祖、色尙傲、及見秦王、不敢仰視、退而歎曰、眞英主也、

【字解】龍鳳之姿、麟鳳龜龍を四靈といつて、支那では貴い目出度いものとして居る故、立派な姿の形容とした、天日之表、太陽の樣な此の上もない貴い人相、表は前の高祖の條に見えた相表の表、幾、近也、及也、冠、元服、古は男子二十になると元服した者である、色、顏色、

【解釋】太宗文武皇帝といふは名は世民、此の名に付ては不思議な話がある、帝の四歲の時、或日一人の書生體の男が帝を見て、賞讃して曰ふには、さて〱好い子ぢや、龍鳳の如き立派な姿、天日の樣な貴い相を具へて居る、此の子は二十歲近くになると、きつと世を濟ひ民を安んずる功業を建てるであらうといつて立去つた、父なる高祖は之を聞いて、それは不思議な事だ、尋常の人でない、親しく遇つて猶ほよく訊ねてみやうと思つて、人に之を追掛けさせたが、遂姿が見えなくなつた、そこで其の濟世安民と言つた語を採つて、世民と名づけたといふ事である、果せる哉、世民十八歲卽ち冠するに幾くして、高祖を勸めて義兵を晉陽に擧げて遂天下を平定した、魏公の李密が唐に降參した時、最初に高祖に謁見したが、元來密も一癖ある豪傑であるから、其の顏色は猶ほ横柄振つて居た、然るに秦王に遇つた時になると、非常に恐入つて顏を上げ得ない、其の座を下がてから嘆じて、秦王は眞に天下の英王だと曰つたそうである、所謂、龍鳳の姿、天日の表で、如何に威光があつたかゞ知らる、

高祖以秦王功高、特置天策上將、位在王公上、以秦王爲之、開府置屬、開館以延文學之士、杜如晦、房玄齡、虞世南、褚亮、姚志廉、李玄道、蔡允恭、薛元敬、顏相時、蘇勗、于志寧、蘇世長、薛收、李守素、陸德明、孔穎達、盖文達、許敬宗爲文學館學士、分爲三番、更日直宿、王暇日輙至館中、討論文籍、或至夜分、使閻立本圖像、褚亮爲贊、號十八學士、士大夫得預其選者、時人謂之登瀛州、

【字解】盖文達、盖の音甘、三番、番は遞也と註して順送りに代る意、

てば悔ゆとも及ばずと日夜世民に速に周公の事を決せられよと(兄弟を殺せとは言ひにくき爲、周公の事を行へといふのである)勸めたれども、流石は骨肉の間柄の事であるから、容易には承知しなかつたが、臣下は入り替り立ち替り熱心に願つた結果、遂に其の事に決した、時は武德九年六月の某日に太白天に經るといふ天變があつた、天官書にも太白出不經天、經天、天下革政と曰つて置く位、それに其の星が午の方位から未の方に移つて秦の分野に現れたのであるから、太史令の傅奕は窃に帝に秦王當に天下を有すべしと奏上に及ぶと、帝は其の書面を世民に授けた、そこで世民よりも密に建成元吉の兄弟は一心に臣を殺さうとたくみ居り、臣の前に討滅したる世充や建德の爲めに意趣返でもするかのやうに思はるゝと奏聞した、高祖は大に驚き、明日早朝一同を呼び出し吟味しやうといふ事になつたから、世民こゝぞと兵を引きつれて玄武門に伏せ置き、今や遲しと待つ間程なく、建成元吉打連れて參内に及ぶ、然るに忽ち變ありと覺りけん、二人俄に引還へすところを、世民馳せて追ひ行き、建成を一箭に射殺す、引き續いて尉遲敬德は元吉を射殺した、此の騷ぎに東宮齊府の兵と秦府の兵が入り亂れて戰つたが、天子の手詔でやうやう鎭まる、高祖は此の意外の變に其の驚き一方でなかつたが、今は詮方なく遂に世民を立てゝ太子と爲し、軍事國政一切太子に委任して其の處分決定の上、之を奏上に及べば可しといふ事になつた、初め太子の洗馬を勸めて居た魏徵が幾度となく建成に世民を除けと勸めたことがあつたから、是になつて世民は徵を呼び出して、其の兄弟仲に水をさしたことを責めると、魏徵は更に懼れた風も臆した樣子もなく、居動は實に落ちついたもので、先きに太子が早く私の言を用ひ給ひしならば、必ず今日の禍は無かつたなど、云つて、應對少しも屈せぬ、世民も其の人柄に服して却つて之に敬禮された、又一旦高祖に罰せられた王珪も前に建成が爲めに世民を傾けやうと謀つた者であつたが、是れ亦希世の人傑ゆゑ、世民は巂州から呼寄せて、魏徵諸共諫議大夫の顯職に任ぜられた、是等でも世民が大人物なことが知らるゝ、さて玄武門の變は六月であつたが、程なく高祖は自ら太上皇帝と稱して隱居同樣、更に國政に關係を絕ち、八月になると遂に位を太子に傳へて世民が立つた、是は卽ち太宗文武皇帝である、太宗は千古の明君英主に相違は無い、又勢の奈何ともしがたき事情もあるが、此の玄武門の一條は、實に其の人の一大缺點として、學者の惜み且つ非難する所である、

○太宗文武皇帝名世民、幼日有書生見之曰、龍鳳之姿、天日之表、其年幾冠、必能濟世安民、書生去、高祖使

は東征北伐至るところ強敵を破滅し、功名日に盛になり行く、建成之を見て嫉妬心愈、深くなり、そこで元吉と種種謀計をめぐらし世民を傾け倒さんと、不本意ながら面をよくして後宮の諸妃諸嬪の機嫌取りを始め、是れ等の助けを借りて先づ高祖の心を動かさうとした、然るに世民は斯樣な事を少しもせぬから、其の爲めに高祖の左右卽ち妃嬪等がいづれも高祖の前で太子元吉を盛に譽め立て、秦王の事になると惡樣にいひなした故に、帝も餘程之に惑ふやうになつた、

武德九年六月、太白經天、見秦分、建成元吉欲殺世民、秦府僚屬勸王行周公之事、力請乃決、於是密奏、兄弟專欲殺臣、似爲世充建德報讐、明日帥兵伏玄武門、建成元吉入、覺在變欲還、世民追射建成殺之、尉遲敬德射殺元吉、遂立世民爲太子、軍國事悉委太子處決、然後聞奏、初東宮官屬魏徵、屢勸建成除世民、及是世民召徵、責以離間兄弟、徵擧止自若、對不屈、世民禮之、王珪亦嘗爲建成謀、皆以爲諫議大夫、帝自稱爲太上皇帝、詔傳位於太子、是爲太宗文武皇帝、

【字解】 太白、俗に謂ふ明星、卽ち金星、經天、太白は旦に東に出て東に沒し、夕に西に出て西に沒するのが常であるのに、時として晝間南方に現るゝことがある、古人之を天に經ると謂ひて天變とした、秦分、秦の分野、分野の解は卷一に見ゆ、周公之事、周公旦が已むを得ず兄の管叔を誅し弟の蔡叔を放つて周室を安んじた事、尉遲敬德、尉の音鬱、尉遲は姓、敬德は名、軍國事、軍事國事、聞奏、天子に申上げる、擧止自若、起居がおちついて平氣、禮之、禮を以て之を待遇して罪人同樣の取扱をせぬ、

【解釋】 建成元吉と世民との兄弟仲が日日惡くなり行き、高祖も心配の餘り、洛陽は天下の要地なれば世民をこゝに置き、東方の事は皆之に委屬するといふ名義にて建成等と遠く分離し、互に禍を取らぬやうと計つたが、之も建成元吉の妨げにて沙汰止となり、兎角する内謀殺の企、頻に秦府に聞えて世民の身上愈、危險を増して來る、そこで秦府付の役員なる房玄齡、杜如晦、長孫無忌、尉遲敬德寺の面面、後れを取つ

外に十五日多く出て働けば、一年の調を免ぜられ、三十日多ければ租、調二つとも免ぜらる、此の外、洪水旱魃蟲害霜害等の天災で作物十分の四以上を損じたときは租は取られぬ、六分以上ならば調をも取られぬ、七分以上なれば課役即ち庸まで皆取られぬことになつて居る、

人民の身代を上中下の三等に又各〻上中下を付け、卽ち上の上、上の中、上の下といふ樣にして總て九等に分けた、

又此方現今の町村制の樣に百戸は里、五里は郷と稱へた、其の小分をいへば四家を隣、四隣を保と名づけた、此れ等の聚落の城下にあるを呼んで坊とし、田舍にあるを村とした、村の名は往古に見えない、全く唐から始つたのである、

俸祿を食む身分のある家は、別に產業を營んで人民と利益を爭うことはならぬ、是れは人民の利益を保護する爲めである、工人商人及び藝人などの樣な雜類は士人の仲間の事に關係してはならぬ、是れは上流の品格を保護する爲めである、

男女とも生れ立ての子を黃といひ、四歲からを小といひ、十六歲からを中といひ、二十になると丁といひ、六十歲になると老といつた、此の定は制度上に關係ある爲めである、

以上列擧した事項の爲めに、年ごとに計帳卽ち賦稅計算の帳簿を造り、三年目ごとに戸籍卽ち戸口調の簿籍を造つた、我國王朝時代の百般の制度は、頗る唐制に倣はれたるものなれば、此の一節の如きは讀者の注意すべきところである、

初唐之起晉陽、皆世民之謀、帝欲以世民爲儲嗣、世民固辭而止、太子建成喜酒色遊畋、齊王元吉多過失、而世民功名日盛、建成乃與元吉協謀傾世民、曲意諂事諸妃嬪、世民獨不事之、由是左右皆譽建成元吉、而短世民、

【字解】　儲嗣、よつぎ卽ち太子、遊畋、なぐさみの爲め狩をする、妃嬪、天子の妾、短、惡しくいひなす、そしる、

【解釋】　此の一節は下節の玄武門の變事の起る前提である、初め唐の高祖が晉陽から起つたのは、已に記述した通り、皆世民の謀略であるから、高祖とても固より世民を立て〻世嗣としやうとして、世民にも話をしたことがある、さりとて世民は次男のことであるから、義理合上固く辭退して事止となつたのである、唐の興起の際、建成元吉は河東に居て全く謀に與からぬのみでなく、其の後とてこれといふ功もないのに、世民の辭退によつて建成は太子に立てられたが、酒色遊獵を好んで身持惡しく、元吉も過失が多かつた、而るに世民

十之二爲世業、八爲口分、每丁歲入租粟二石、調隨土地所宜、綾絹絁布、歲役二旬、不役則收其傭、日三尺、有事而加役者、旬有五日免其調、三旬租調俱免、水旱蟲霜、十損四以上、免租、損六以上、免調、損七以上、課役俱免、民貲業分九等、百戶爲里、五里爲鄉、四家爲隣、四隣爲保、在城邑者爲坊、田野者爲村、食祿之家、無得與民爭利、工商雜類無預士伍、男女始生爲黃、四歲爲小、十六爲中、二十爲丁、六十爲老、歲造計帳、三歲造戶籍、

【字解】 均田、人民に平均してあてがふ田地、租、租稅、穀で納める、庸、傭と同じ、夫役、官の仕事に出て働く、調、土地の獻上物、織物で納める、丁中之民、十六歲以上の民、一頃、田地五尺平方は步、二百四十步は畝、百畝は頃、篤疾、重病、寡妻妾、夫に死別れた妻妾、やもめ、世業、其の家代代繼續してゆく產業、口分、一軒前の人別に付いて居る田地、絁、つむぎの類、絲經枲緯、貲業、身代、城邑、城下、田野、田舍、士伍、士人のなかま、黃、雀の雛の觜が黃色であるのに名を借りる、中、丁と黃との中の意味、丁、綱鑑の註に丁者當也、當强壯之時とある、

【解釋】 古昔の井田の遺意に倣ひ、天下の人民に田地を多少の不同なく授くる意から均田法を定め、又納稅を三種に分けて、租と庸と調の法をも定めた、さて人民十六歲以上一人前の男になると、官から田地一頃即ち百畝を下げ渡す、然かし若し重病に罹れば其の十分の六を減じて即ち四十畝だけを渡し、寡妻妾ならば其の十分の七を減じて即ち三十畝だけを渡すのである、いづれも其の率を十分中二分は世業、八分は口分と兩種に別けるので、即ち百畝の內二十畝は、其の家に付いて代々承繼ぐ田地、八十畝は丁中の家長に其の年期中下げ渡す田地とする、故に重病者の四十畝、寡妻妾の三十畝も、其の內の二十畝は世業田で、殘りは口分田である、
丁年者即ち一頃の田地を耕す者は、田租として粟(穀)二石を上納する、調は戶賦で、其の土地產出の宜しきに隨つて或は綾、或は絹、或は絁、或は布でもよろしいが、各、別に長短寸尺の定がある、歲即ち一歲中に官の傭役に徵されて働くことが一戶で二十日の定めだが、若し使はれなければ、其の代り一日絹三尺の割合で之を徵收する、又一年內二十日のきまりの

【字解】幽州、唐後に邠州に作る、今の陝西省內、

【解釋】閏七月、突厥の頡利突利の二可汗は大擧して入寇した、長安の驚き一方ならず、高祖は世民元吉を差遣はして防禦させたが、兩軍豳州で出遇つた、元吉は畏縮して隱れて居るばかり、然るに世民は獨り僅の騎兵をひきゐて直に馳せて突厥の陣前に乘り著け、呼んで曰ふには、我は是れ秦王なるぞ、可汗能く鬪ふなら、出て我と決鬪せよ、若し又軍隊にて來るなら、我は此の百騎にて直に相手せんといへば、可汗は我を測りかね、笑ふのみにて應じなかつた、斯かる內に、唐の軍勢の旗色愈〻盛んに見えたる故、兩可汗敢て兵を交へず、盟約を受けてすご〱引上げた、是れは目出度かつたが、これから建成元吉の世民を嫉むことはます〱深くなつた、

唐興七年、僭僞皆亡、天下既定、是歲初置州縣鄕學、帝親詣國子學、釋奠于先聖先師、始定官制、頒新律令、

【字解】學、學校、國子學、卽ち大學、晉代に始めて大學の稱を國子學と改め、後世學を或は寺或は監とし或は學に復するなど時時變更あり、釋奠、祭の名、(字義の詳細は禮記の王制月令等の註を見よ)、古は山川廟社學宮の祭にも總て釋奠の名稱を用ひたが、宋から以後は專ら先聖の祭にのみ稱することゝなつた、先聖先師、本註に先聖は孔子、先師は顏淵とあるが誤で、此の頃はまだ先聖は周公、先師は孔子である、後の太宗の代の釋奠の解譯と見合せよ、

【解釋】唐の高祖、隋の禪を受け、武德の年號を建てゝから七年目には、前に見えた通り楚、夏、定楊、魏、鄭、秦、涼、吳、三梁などの僭僞の國が悉皆滅亡してしまつて、大唐の一天下に定まつた、そこで今歲武德七年に詔して、州に縣に鄕に學校を設置し、高祖自身も都にある大學卽ち國子學に臨まれて、先聖先師を釋奠の禮を以て祭り、學を尙ぶ意を天下に示した、又始て官制を定めて、太尉司徒司空を三公とし、次に尙書、門下、中書、秘書、殿中、內侍を六省とし、次に御史臺、次に太常から光祿、衞尉、宗正、太僕、大理、鴻臚、司農、太府の九寺、次に將作監、次に國子學、次に天策上將府、次に左右衞から左右領衞までの十四衞、東宮には三師、三少、詹事、及び兩坊三寺、十率府を置き、王公には府左、國官を置き、公主には邑司を置いて、竝に京職事官と爲し、州縣鎭戍をば外職事官と爲した、開府儀同三司から將仕郞に至るまでの二十八階を文の散官と爲し、驃騎大將軍より信義副尉に至るまでの三十一階を武の散官と爲し、上柱國より武騎尉に至るまでの十二等を勳官とした、又隋代の舊制に增して新律令を作り之を天下に頒布した、

定均田租庸調法、丁中之民給田一頃、篤疾減十之六、寡妻妾減七、皆以

漢東將執黑闥降唐、斬之、以下武德六年

【解釋】 漢東王黑闥の勢日に强大となり、李世勣すら敗走する形勢となつたから、秦王世民討手の大將として出陣に及び、兩軍洺水の南に激戰したるに、黑闥大敗を取つて突厥に逃げ入り、山東一先づ平定したが、黑闥突厥の兵を借り、再び山東に入寇して悉く其の故地を恢復した、時に太子付の王珪魏徵の兩人は、秦王のみに屢、大功を立てさせ、太子は何の手柄も無きは後日の爲めにあらずとて、太子建成を勸め、高祖の許可を得て黑闥を討つた、黑闥食盡き兵散じて走るところを、其の刺史諸葛德威といふ者伴つて出迎へ、不意に之を搦め取つて太子の所に送つた、黑闥は遂に洺州で斬られた、

唐淮南道行臺僕射輔公祏反於丹陽、唐將擊斬之、以下武德七年

【字解】 行臺、尚書臺を外に建て丶之を行臺といふ、行とは猶ほ行宮の行のごとし、都臺に對して斯く稱したといふ、丹陽、今の江蘇省鎭江府に屬する、

【解釋】 公祏は杜伏威の配下で、伏威の長安に入朝して不在中に反したのであるが、孝恭李靖等に斬られてしまつた、

慶州都督楊文幹反、遣秦王世民討平之、

【字解】 慶州、前に見えた弘化郡で、唐は更て州とした、

【解釋】 是より先き、太子建成と齊王元吉とは、秦王世民が功績の盛なのを嫉んで、互に種種方法を講じて、世民を除かうとして居た、或年のこと慶州都督楊文幹、東宮の宿衞として來た、太子は之と親しくして手懐けて置いたが、今年高祖が仁智宮に幸し、太子獨り長安に留守たるを幸とし、太子より甲冑を文幹に送つて兵を擧げさせ、內外より相應じて、世民を除かんと圖つた、然るに其の使者途中にて變を告げた爲め、陰謀發覺して、高祖の怒甚だしく、太子幾度となく謝罪しても赦免なく、一方又使を馳せて文幹を召された處が、文幹も窮迫して兵を擧げて反したのである、そこで秦王世民を差遣して、官軍慶州に到著すると、文幹の黨與の者が文幹を殺して首を差出し、其の亂を平定した、世民が出發の際に、高祖は建成を廢して汝を太子にせんとまで云つたが、出征中に、元吉は妃嬪と迭〻建成の爲めに謝罪した爲め、高祖も心變りして、東宮付の王珪などを罰したのみで沙汰止みとなつた、然かしこゝで決斷のなかつたのは、他日玄武門に血を蹀むの禍となつたのである、

突厥入寇、遣秦王世民禦之、遇於豳州、世民帥騎馳詣虜陣、告之曰、我秦王也、虜不敢戰、受盟而退、

實に壯大なもので、秦王世民は黃金で飾つた甲冑を著用し、二十五人の猛將智將は其の後に從ひ、之に續いた鐵騎は萬疋、甲士は三萬といふ有樣、肅肅太廟に進んで捕虜を獻じ、然る後、建德を市中に引き出して斬首し、世充を庶人に落して蜀に流したが、間もなく人に潛に申付けて之を殺させた、元來竇建德は唐の叛臣でもなく、王世充は隋の簒弑の臣であるのに、唐の刑罰は顚倒して居ると後の學者は譏て居る、

竇建德故將劉黑闥始起兵於漳南、

【字解】 漳南、隋に見えた、

【解釋】 竇建德に隨從したる舊將士等、一旦民間に散在して農耕に從事したが、尙ほ不安の念を懷きつゝ、ある折しも、唐より詔令あつて悉く長安に徵集さるゝこと、なつた爲め、いよ〱生命の無きこと、思込み、相集つて亂を作し、舊主建德が仇を報ゐんとて、その主將をトひ見たるに劉氏は吉と出た、そこで故の漢東公劉黑闥を漳水の南に尋ねて其の譯を告げたれば、黑闥己が耕牛を殺して馳走しながら共に謀を定め、兵を集めて其の縣を襲ひ、之に據つて遂に事を擧げた、

唐遣將李靖伐梁、梁主蕭銑降、送長安斬之、

【解釋】 唐は孝恭李靖の二人を以て巴蜀の兵を統率して梁を伐つたのであるが、平定の軍略は多く李靖から出たに因て、李靖のみを書いたものと見える、梁主蕭銑は當時江陵、即ち今の湖北省荊州に據つて、北は漢川から南は交趾までに威を振つて居たが、李靖が神速の兵に不意を擊たれて降人となり、長安に送られ市中に斬首せられて梁は遂に滅亡した、

杜伏威擊吳主李子通、執送長安、伏誅、

【解釋】 伏威其の將を遣り子通を擊たせた、子通勢盡き、捕はれて長安に送られたが、一命はたすかつた、然るに其の後半年ばかりに長安を逃走し、途中で捕縛せられて誅に伏した、こゝで淮南江東の地方が悉く平定した、

劉黑闥自稱漢東王、 以下武德五年

【解釋】 黑闥の兵略勇決は故主竇建德に過ぎ、兵を起した後數ヶ月間で盡く建德が故地を恢復し、洺水即ち今の廣平府曲周縣內に都を定め、自ら漢東王と稱した、

楚主林士弘卒、其衆遂散、

【解釋】 士弘は蕭銑に逼られ、やう〱今の江西饒州府近傍を保つて居つたが、卒去すると同時に部下は散去して、自然に滅亡に歸した、

散散に打破られ、晉陽を守つて居た元吉も夜逃して長安に還り、武周は太原に據り、其の將宋金剛は愈〻南に進んで今の平陽府翼城縣まで攻取つた、唐も所謂發祥の地を可汗如きに此く蹂躙されては面目がない、そこで秦王世民を討手の大將として龍門より山西に入り、しばらく金剛と對陣して金剛が糧食に窮して退かんとした機に乘じ、追撃二百餘里、散散に戰つて大に金剛を破つた、金剛も武周も各〻突厥に逃げ込んだが、皆突厥の爲めに殺されてしまつた、後に見える豪傑の尉遲敬德は矢張武周の配下であつたが、此の戰に八千人の部下を率ゐ世民に降つて遂に用ひられたのである、

唐秦王世民、督諸軍伐鄭、

（解釋は後文にある）

吳主李子通襲梁、梁主沈法興走死、

【解釋】　吳主李子通は伏杜威が爲めに散散に破られて江都を棄て丶東に走つたが、殘兵二萬を以て不意に梁を襲ひ大に沈法興を破つた、法興江水に飛込んで溺死し其の國が亡びてしまつた、

夏主竇建德救鄭、秦王世民、大破擒之、鄭主王世充降、世民至長安、被黃金甲、二十五將從其後、鐵騎萬匹、甲士三萬、獻俘太廟、斬建德於市、赦世充、尋使人潛殺之、以下武德四年

【字解】　二十五將、本註に姓名未詳とあるが、之れにて其の凱旋式の盛な樣子を知らば足るのである、鐵騎、强き騎兵、俘、爾雅に囚レ敵曰レ俘とあり、卽ち捕虜、とりこ、

【解釋】　武德三年の七月に、唐の秦王世民が諸軍を督して鄭を伐ち、破竹の勢で河南の州縣を降して洛陽に逼つて來たから、鄭主王世充使者を以て夏の救を求めた、する內に四年の春となり、唐の大軍四面より洛陽を圍み、愈〻危急となつたから、夏主竇建德、其の國中の兵を擧げて洛陽を救はんと、水陸より西を指して成皐の東にまで到著した、其の勢十餘萬人、鋒先頗る銳くあつたから、世充之に力を得て洛陽を堅守して五月に至ると、建德は今の開封府汜水縣の西北より兵を進めたるに、世民之と會戰して奮鬪すること半日の後、大に夏の軍を破つて、建德が負傷して落馬したところを車騎將軍の楊武威は斬入つて生捕にした、遂に建德を引き立て丶洛陽城下に往つて世充に示すと、世充も落膽して羣臣二千餘人と世民が軍門に降伏した、當時唐は關中を得、鄭は河南、夏は河北を得、各〻一方に雄視し鼎足の勢を形成して居たが、遂に世民が大勝利で二國同時に滅亡した、されば長安への凱旋式は

て關中を出たが、途中で叛し、行軍總監の盛彦師が爲めに熊耳山で打取られた、

三年

夏主竇建德破宇文化及誅之、以下武德

【解釋】化及許帝と稱してから僅二年で、建德が爲めに聊城に攻破られ、其の身は捕虜となつて遂に斬られた、

隋主侗立一年、王世充廢之、而自立爲鄭帝、尋弒侗、

【解釋】世充侗を廢して潞國公として、自立して鄭帝となつたが、間もなく侗の舊臣に之を殺して侗を復位させやうとして、其の謀が漏れて反つて世充に殺された者があつた、こんな騷の出來るのも、侗を生かして置く爲めだといふ處から、世充は人を遣つて侗を毒殺させやうとしたら、侗は佛を拜んで「願くは自後永劫、二度と帝王の家に生れざるやう」と云つて毒藥を飮んだが死切れず、縊られて絕命したといふ、積惡の楊氏の末期はいづれも悲慘なものでないか、

唐遣將襲涼主李軌、執歸殺之、河西平、

【解釋】將とは安興貴といふ者、涼の地は今の甘肅省の西北邊で黄河の西にある故、河西といふ、軌は當時其の地五郡を有して居たのである、

沈法興稱梁王於毗陵、

【解釋】毗陵は古の吳の延陵で即ち今の江蘇省常州である、法興此に據つて梁王と稱したが、殘忍の行爲が多かつた爲め下下から怨まれて居た、

李子通稱吳帝於江都、

【解釋】時に陳稜といふ者が江都に據つて居たのを李子通攻落し、代つて此の地を占領して吳帝と稱した、

杜伏威降唐、

【解釋】伏威年十六で衆賊の巨魁となつて、大業九年以來歷陽に據り、沈法興、李子通等と對抗して淮南地方に威を振つて居たが、遂に唐に降服して和州の總管となつた（和州は即ち歷陽、今の安徽省内）、

唐秦王世民、擊定陽將宋金剛破之、

武德三年

定陽可汗劉武周及金剛皆走死、以下

【解釋】是れは武德三年四月の事であるが、去年來、定陽可汗劉武周が南侵の勢が猛烈なもので裴寂など之を拒いだが

秦主薛擧卒、子仁杲立、

【解釋】　仁杲立つて折摭城（今の平凉府涇州）に居たが、君臣間が不和で國勢が日に弱つて來た、

魏公李密與隋兵戰大敗降於唐、

【解釋】　魏公李密は、隋の王世充と今の河南の偃師地方で會戰したが、世充を輕んじた爲め大敗北に及んで、身の容れ方もなく、已むを得ず殘兵二萬を引いて關中に逃込んで唐に降つた、

宇文化及弑其所立主浩、自稱許帝、

【解釋】　宇文化及は兵勢日に振はぬところから、もう迚も前途の見込もない、一日でも自分が帝王になつて見やうと、遂に自分が立てた主君の浩を毒害して、之に代つて許帝と稱した、

凉王李軌稱帝、

【解釋】　凉王李軌、一旦は使を遣して唐に入貢し、凉王の封册を受けたが、間もなく自ら皇帝と稱した、

唐秦王世民破秦、秦主薛仁杲降、送長安斬於市、

【解釋】　世民奮戰して大に秦の勇將宗羅候を破り、破竹の勢で仁杲を圍んだ、秦の將士多く叛いて仁杲奈何んともしがたく遂に降伏したが、長安に送られて斬首せられ、國が五年で滅びた、

李密之將徐世勣據密舊境降唐、賜姓李、

【解釋】　李密は敗軍の足で直に唐に奔つて降つたので、密が爲め黎陽を鎭撫して居た徐世勣は、密が舊地に居殘りになつてこゝに據つて居ると、密に隨つて長安に往いた魏徵といふ人が、高祖に白して世勣に說き勸めて唐に降らせた、高祖其の人柄に感じた所があつて姓を李と賜つた、此の魏徵や李世勣は非常な豪傑で、後日唐の名臣名將として其の名がたび〳〵見える、

竇建德取河北諸州、自稱夏王、

【解釋】　時に玄圭（頭の尖つた黑き玉）を見付て建德に獻上した者があつた、群臣は賀して曰ふには、是れは昔し天から禹王に賜つたものだと（此事は尙書に見える）、そこで建德は自ら夏王と稱したといふ、

李密叛唐、唐人獲而斬之、

【解釋】　李密の人柄元來倨傲で、唐に降つたものゝ不平多く、遂に山東の故地を收撫するといふ名義で、唐の許可を得

つた、然るに此の度、其の德儒が西河の郡丞として、城門を閉ぢて拒守して居たのを、唐の軍勢攻め破つて、德儒を生捕にし軍門に引きすえると、世民一一其の罪を責め立て、汝は前年つまらぬ野鳥を目出度き鳳凰と申し立て、天子を欺いた奴である、我れ〱此度義兵を興した本意は、正しく汝が如き佞人共を誅戮する爲めであるぞと曰つて、德儒を斬つて旗揚始の血祭とした、こゝで、一旦晉陽に凱旋したが、軈て再び南下して、代王が遣した宋老生を斬つて霍邑を取り、又臨汾絳郡の二ヶ所を攻め破つた後、兵鋒を西に轉じて今の陝西に侵入し、先づ韓城、次に馮翊と、いづれも戰はずに降服させた、然かし今の山西の南端なる河東は未だ平定せぬから、兵を留めて之を包圍し、背後の心配のなきやうにして、然る後李淵自身も兵を引き河を濟つて先づ世子の建成を遣り、潼關を守らせて東方の咽喉を塞ぎ、同時に世民に渭水北岸の地を徇へさせた、斯くすると、果して關中の群盜共が悉く淵に降服したに因つて、其の諸軍を合せ、二十餘萬の勢を以て進んで長安を圍み、とう〱之に克ち、代王侑を東宮より迎へ大興殿に遷した、此の時、王の左右の者は皆逃亡して、殘れるは侍讀の姚思廉只一人ばかり、間もなく淵は代王を立てゝ皇帝とした、卽ち恭帝である、而して淵自ら其の大丞となり、唐王に封ぜられ、九錫を加ふ、是れは隋の大業十三年十一月の事なるが、明年五月になると、恭帝より禪を受け遂に皇帝の位に卽き、封爵にちなんで國を唐と號し長安に都した、其の年號は武德元年で、我邦推古天皇の十六年に當る、そこで世子の建成を立てゝ皇太子とし、世民をば秦王に、元吉をば齊王に封じた、以上に由ると、唐の興起した功勞は大半次男世民に在りしこと、且つ其の識量勇決の卓絕したることをも窺ひ知らるゝ、然るに讀んで是に來ると、建成は皇太子となり、世民は無功勞の少弟と肩を比べる有樣、勿論兄弟の順序から斯樣なつたには相違ないが、去りとて實情からは到底永く相ひ容るゝを得ざる勢がある、是れ他日玄武門の變を生ずる禍機の潛伏する所と知られよ、(以上本書に於て一續の文であるが、講義の都合で數節に切つた、)

隋東都留守越王侗、煬帝之孫也、亦爲衆所立、稱帝於洛陽、

【解釋】隋の東都留守なる越王侗といふは、煬帝の孫で元德太子の次子である、大業十四年卽ち李淵が立てた恭帝侑の義寧二年三月に煬帝が江都に於て宇文化及が爲めに弑された凶報が東都に傳つたから、侗は東都の留守官等が評議によつて立てられ、洛陽に於て皇帝と稱した、これは唐の高祖の卽位と同月の事で、其の執政の有力者は王世充である、

注意　隋の煬帝の大業十四年も、同恭帝侑の義寧二年も、此の恭帝侗の皇泰元年も皆同年にて、卽ち又唐の高祖の武德元年である、

計を決定されて然るべし、且つ又此の晉陽は、兵士といひ、馬匹といひ、精強なる上、宮監が預り居る倉廩の金穀は幾萬といふ豊な貯蓄あれば、事を擧ぐるに何等の心配あるべき、又長安は主上不在にて、留守する代王幼弱なれば威力更になく、關中の豪傑ども、今や竝に起つて横行しつゝある場合、公若し此の精強なる兵馬を率ひ、大擧鼓行して西上され、彼等統一せざる豪傑共を撫で懷けて、之を味方に從はせられなば、囊の中の品物を探り取るが如く、彼等は必ず漏れなく服從して我が掌中に歸すべきであると申せば、李淵も遂に決心して同意を表し、そこで太原、西河、雁門、馬邑の諸郡から其の兵を募集していよ／＼旗揚げすることになると、そちこちから志願兵が馳け著けた、仍て又劉文靜の建策で、背後の强敵突厥と此の際、親しく相結んで置かなければ不利益だといふところから、使者を立てゝ兵を借りたき由を申込んだ、實は其の兵力を賴みとするわけではなかつたが、親交を結ぶ手蔓とし、又他に勢力を示す助としたのである。

世民引兵擊西河拔之、斬郡丞高德儒數之曰、汝指野鳥爲鸞、以欺人主、吾興義兵正爲誅佞人耳、進兵取霍邑、克臨汾絳郡、下韓城降馮翊、淵留兵圍河東、自引兵西、遣世子建成守潼關、世民徇渭北、關中群盜悉降於淵、合諸軍圍長安克之、立恭帝、淵爲大丞相唐王、加九錫、尋受禪、立子建成爲皇太子、世民爲秦王、元吉爲齊王、

【字解】西河、今の山西省汾州、郡丞、郡守の次官、數、其の罪をかぞへたてる、鸞、鳳凰に似たる靈鳥、山海經に鸞見則天下安寧、などゝある、霍邑、今の山西省平陽府霍州、臨汾、今の山西省平陽府治、絳郡、今の絳州、韓城、今陝西省同州府に屬す、馮翊、即ち今の同州府、河東、今の山西省蒲州、潼關、即ち東方より關中に入る要害、渭北、渭水の左岸に沿ふ地方、

【解釋】募集の兵士も略ぼ揃つたが、近所で淵の命令に服從せぬのは、西河郡であるから、先づ世民に兵を引いて之を擊たせた、是れより先き大業十二年に二羽の孔雀が西苑から飛んで來て、寶成朝堂の前に集つて直ぐまた飛び去つたが、高德儒といふ武官が之を見付け、鸞が朝堂に集り、祥瑞此の上無き由奏聞に及んだから、百官は拜賀すると、煬帝大に喜んで德儒を朝散太夫に擢んで、大層な褒美を賜つた事があ

一條のみは、此の禍難を救はれ申さん、是れ實に此の上も無き大丈夫の計略なれば、何卒〳〵疑ひ給ふことなく、斷行せられよと熱心込めて說き勸めた、李淵もこゝになつて歎息して曰ふ、吾も終夜好く〳〵其方の言を考へて見たが、成程それも大に理がある、あゝ今日我一家を破滅し我身を亡ふも其方に由り、李氏の家を興して李氏の天下に變化さするも亦其方に由る、善にも惡にも此處一つの決斷かと、幾分か世民が建議に意を動かしたらしい、

先是、裴寂私以晉陽宮人侍淵、淵從寂飲、酒酣、寂曰、二郞陰養士馬、欲擧大事、正爲寂以宮人侍公、恐事覺幷誅耳、會煬帝以淵不能禦寇、遣使者執詣江都、世民與寂等復說曰、事已迫矣、宜早定計、且晉陽士馬精强、宮監蓄積巨萬、代王幼冲、關中豪傑並起、公若鼓行而西、撫而有之、如探囊中物耳、淵乃召募起兵、遠近赴集、仍遣使借兵於突厥、

【字解】 宮人、官女、從寂、裴寂の家にいつて、二郞、御次男、淵に向つて世民を指す、擧大事、兵を興す、詣、いたる、蓄積、倉庫中に平常蓄へてある金穀、幼冲、としわか、鼓行、太鼓を打ちつゝ勢好く軍隊を進行さす、遠近、おちこち、

【解釋】 李淵が世民の言で意が稍動いたものゝ、まだ決定はしなかつたが、是より以前宮監の裴寂は內分の取計ひで、離宮內の或る官女を出して淵につけて、其の妾同前にして置くと、或日のこと、李淵は寂の處へやつて來て酒を飲んだ、其の酒の最中に寂の語るには、此の頃、御次男が頻に軍士馬匹を養ひつゝ、謀反の企あらるゝは何の爲めかといふに、確に某が官女を以て公に侍らせ居る事、萬一發覺に及べば、宮監の職掌上、不屆千萬の取計ひとして某の首の無きは勿論、之を受けられた御身に於ても、勢某と共〳〵誅せられざるを得ざることゆゑ、御次男は之を恐れて斯くも用意に及ばれたのであると話した、是れも、裴寂が世民文靜等と計ひ、李淵を恐嚇して其の決心を促し、一日も早く旗揚げさせやうとのたくなみである、折りも折り、此の頃、丁度煬帝は、李淵が突厥の入寇を防禦しかねたるを不始末とし、遙に使者を派遣し淵を召捕て江都に參るやう命じた、此の事早くも晉陽に聞えたから、淵は如何しやうと大に懼れた樣子を見て取り、世民は寂等と再び之に說くには、事は最早切迫した、一刻も早く大

吾豈忍告、汝愼勿出口、明日復說曰、人皆傳李氏當應圖讖、故李金才無故族滅、大人能盡賊、則功高不賞、身益危矣、惟昨日之言、可以救禍、此萬全策、願勿疑、淵歎曰、吾一夕思汝言、亦大有理、今日破家亡身亦由汝、化家爲國亦由汝矣、

【字解】 縣官、索隱に謂天子也と見ゆ、御上といふやうな意、族滅、一門親族殘らず誅殺せらる、一夕、一夜、化家爲國、家を國に變化さす卽ち天下を取つて天子となる意、

【解釋】 然るに程なく、突厥が馬邑に入寇したから、李淵は配下の高君雅などの軍隊を差向けて拒戰させたが敗北した爲め、これに因て罪を獲まいかと、心中安からず思ひ居る場合に遭遇した、世民はこれこそ好き折なれと、父が手隙(間)を見計らひ竊に之に勸めて、今や上の無道によつて天下困窮せり、若し民心に順從して之を濟ふべき仁義の師を興し給はば、此の危急の禍を轉變して安泰の福と爲すを得んと說き出せば、流石の李淵も大に驚きて云ふには、其方はどうして斯樣な大膽不敵の事を言ひ出し得たるか、斯かる謀叛人は見捨て置くわけにはゆかぬ、吾今其方を縛り執へて上に差出し、事の始終を申し上げんといきまくと、世民はおちつきはらつて(徐)、某決して疎忽の考より申したるにはあらず、熟〻上は時運(天時)の赴く所より下は事態(人事)の移る所より推考するに、畢竟斯樣相成るに相違なし、是れ父上の御大事と存じたればこそ、憚らず申出でたる次第、父上に於て聽入れ給はず、某を執へ告發に及ばるゝとならば其迄なり、某敢て死を厭ひ申さずと云へば、李淵は云ふには、我れ一旦は左樣云ひたるものゝ、親子の情としてまさか告發するに忍ぶべきか、唯其方は以後深く注意して斯樣な事を二度と口走り致すなと、堅く制して承知する樣子も無い、世民は已むを得ず其の席を退いたが、餘りの齒痒さに、明日復も方法を變えて父に說くには、近年來世人いづれも李氏は必す未來記の占に適應して楊氏に代つて興るに相違はないと專ら風說致すが爲め、憐れにも李金才が是れと申す罪迹も無きに、一家一族斷滅の刑戮に遇ひたるは、如何に主上か內心に李姓の者を忌み居らるゝか知るべきこと、然るに父上に於てのみ眞面目に忠義立して、主上の爲め能く賊徒を討滅された處が、其の功は實際高かるべきも、決して賞せられざるに違なし、賞せられざるは愚か、此れが爲め愈〻忌まれて御身益〻危險ならん、然らば如何にせば可ならんと申すに、惟〻昨日申上げたる

宮監、晉陽は太原郡に屬し、當時此處に隋の離宮が有つたから宮監の職を置いた、監は目付役、主上、煬帝を指す、眞主、眞に天下を統御するに足る器量のある君主、驅駕、御者の馬を引き廻す樣に甘く人を取扱ふ、如反掌、手のひらを反す樣に至極容易である、尊公、御尊父、世民に對つて李淵を指す、部署、それ〴〵てくばりする、

【解釋】　初め李淵竇氏を娶り四男子一女を擧げたが、長男は建成、次男は世民、三男は元霸、四男は元吉といつた、中にも世民は天性聰明な上に決斷力に富み、其の事理を見透す眼識といひ、人を容るゝ度量といひ、實に非凡絕倫で、後年古今の英主と呼ばれた唐室第二代の太宗皇帝は卽ち是れである が、其の頃、隋の天下が頻に騷亂し來れる狀態を見、陰ながら之を平定して國家を安ぜん希望を持つて居た、そこで其の地方卽ち晉陽離宮の宮監なる裴寂字は元眞、及び晉陽の縣令なる劉文靜字は肇仁といふ二人の豪傑と交際を結んで懇親にし、大事を謀る相手を作つた、然かし未だ容易には話さなかつたが、或日文靜世民に謂つて曰ふには、今天子南方に巡幸して江都に駐まり關內空虛の折から、天下大に亂れて所在の群盜蜂起する者萬を以て數ふべき有樣、斯る場合に智勇德望眞に天下を統御するに足るべき君主が(暗に李淵を指す)世に出でゝ、能く是等の者共を引き廻して用ひたならば、天下を取らんこと眞に容易にて、手の掌を反すが如くならん、然らば最初如何なる手筈にて事を擧げんかといふに、今此の太原郡內の人民、いづれも盜賊を避けて城中に入込める折からなれば、若し志願兵を募集(收拾)するなら、優に十萬人位は得らるゝと思はる、それに現在御尊父が統率せらるゝ軍兵は數萬人あることなれば、是等を合せて決して人數に不足は感ぜぬ、之を率ゐて空虛に突込み、關內に入つて天下に號令したならば、半年を過ぎぬ內に、帝王の功業成就せんこと決して疑なしといへば、世民笑つて、貴殿の申さるゝ條、正に全く拙者の意中に合ひたりと云つて、そこで互に心を合せ、いざといふ場合の用意に、內內で李氏の賓客中に就いて、其の人物器量を詮議し、何の誰は何の方面へ、何の誰は何の掛りといふやうに、それ〴〵の手分組立を定めたが、去りとて李淵の容易に此の議に同意せぬことを知つて居るから、何んぞ好き折もあらばと、其の內は深く秘して居たので、李淵は未だ少しも氣付かずに居つた、

會淵兵拒突厥不利。恐獲罪。世民乘間說淵、順民心興義兵轉禍爲福。淵大驚曰、汝安得爲此言、吾今執汝告縣官。世民徐曰、世民覩天時人事如此、故敢發言、必執告、不敢辭死。淵曰、

忌んで居たが、李淵は其のことを帝の後宮に宮仕して居る姪の王氏より窃に聞き傳へて大に懼れ、これよりは身持を放埓にして酒びたりになり、又賄賂を宮中に使つて帝の前をうまく取りつくろひなどして、自分の方から何分其の器量を隠した、

天下盜起、以淵爲山西河東撫慰大使、承制黜陟、討捕群盜多捷、突厥寇邊、詔淵擊之、

【字解】 山西河東、山西は今の山西省の北部、河東は南部、撫慰大使、地方人民を安堵さする役目、承制黜陟、制は天子の令、黜は免職、陟は陞任、突厥、此の頃其の王啓民可汗は今の山西陝西の背後に近く居たが、其の子始畢隋に叛き甚た強盛であつた、

【解釋】 此の頃、煬帝の失德愈〻甚だしく、天下中、處處方方に盜賊が蜂起して物騒になつて來たから、帝は李淵を以て山西河東撫慰大使として其地方の鎭撫に任じた、淵地方官を賞罰して免職陞任さするに、決して自己の意を以てせずに、必ず上に伺ひ出で丶其の差圖を受けた上で之を行つた、これといふのも帝に忌まれて居ることを承知して居るから、謹愼に見せて害を避けたのである、而して賊の巨魁なる母端兒といふ者を擊ち破り、間もなくまた敬盤陀などいふ者を降伏せしめたが、斯くする内に突厥の大軍が北邊の雁門から侵入して帝の巡行先きを襲つたから、帝は周章て淵に詔して之を擊たしめたなどの事があつた、此處までが高祖が後日興起すべき勢力を養成して來た狀態を略敍したもので、以下は其の興起の決斷と謀策とは全く高祖の次男世民の力であつた事を述ぶるのである、

淵次子世民、聰明勇決、識量過人、見隋室方亂、陰有安天下之志、與晉陽宮監裴寂、晉陽令劉文靜相結、文靜謂世民曰、今主上南巡、群盜萬數、當此之際、有眞主驅駕而用之、取天下如反掌耳、太原百姓收拾、可得十萬人、尊公所將兵復數萬、以此乘虛入關、號令天下、不過半年、帝業成矣、世民笑曰、君言正合我意、乃陰部署、而淵不知也、

「字解」 勇決、決斷が好い、識量過人、識見度量共に尋常でない、晉陽

十八史略國字解下

湖村　桂五十郎講述

卷五

唐

支那歴朝中に於て、我國が最も親しく交際し、最も繁く往來して、文物制度から百般の技藝までを傳來したのは、即ち此の唐である、唐とは高祖李淵が唐王から遂に帝位に上れる爲め國號としたのである、

○唐高祖神堯皇帝、姓李氏、名淵、隴西成紀人也、西涼武昭王暠之後、祖虎仕西魏有功、封隴西公、父昞於周世封唐公、淵襲爵、隋煬帝以淵爲弘化留守、御衆寛簡、人多附之、煬帝以淵相表奇異、名應圖讖忌之、淵懼、縱酒納賂以自晦、

【字解】　隴西成紀、隴西郡成紀縣、今の甘肅省の内、襲爵、襲は著物を身にかつぐことより轉じて父祖の官職位爵を其の儘に承繼するに用ふ、弘化、今の甘肅省慶陽府、御衆寛簡、御は人を取扱ふこと、衆は多勢の配下、寛はゆるやかで嚴しくせぬ、簡は手輕でむづかしくせぬこと、相表、人相、縱酒、酒にひたつて放蕩する、納賂、賄賂を取ると解する者あれど宜しくない、賄賂を先へ使ふのである、自晦、自分の才德を人目につかぬやうにする、

【解釋】　唐の高祖なる神堯皇帝は、姓は李、名は淵といつて、隴西の成紀縣の人である、其の家系を尋ぬれば西涼の武昭王名は暠が後胤で即ち武昭王から七代目は李淵が祖父に當る虎といふ人、此の虎が西魏の世に仕官して功勞が有つた所から、隴西公に封ぜられ、其の子即ち淵の父なる昞は宇文周の時に唐公に封ぜられ、淵も其の爵號を襲いで、其の儘隋に事へて來た、隋の煬帝の大業八年に帝は淵を以て弘化郡の留守とした、淵は其の配下を取扱ふこと誠に寛大でおほまかな爲め、人々喜んで多く之に附從する、然るに煬帝は猜疑心の深ひ人ゆゑ、淵が日角龍庭(日の如き額の骨、龍の如き額)にして體に兩乳ありといふやうな奇異の人相な上に、其の頃李氏將に興らんとすと云ふ未來記即ち豫言があつたのに、自然其の名の應ずる所より、此の奴油斷はならぬと、内々之を

卷七

（下卷　目次終）

十八史略國字解下 目次

第三十七卷

十八史略　下

桂湖村講

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

漢籍國字解全書